

仙台市地域防災計画
(地震災害対策編)

平成 19 年 3 月
仙台市防災会議

仙台市地域防災計画（地震災害対策編）

目 次

章	節	頁
第 総	1	1
	2	4
	3	6
	4	12
	5	18
	6	20
第 災 害 予 防 計 画	1	23
	2	27
	3	31
	4	35
	5	37
	6	38
	7	39
	8	42
	9	44
	10	48
	11	51
	12	56
	13	58
	14	60
	15	64
	16	65
	17	67
	18	69
	19	71
	20	73
	21	74

章	節	頁
第 3 章 災害応急対策計画	1 災害対策活動体制	76
	2 職員の配備・動員計画	84
	3 災害情報の収集伝達計画	88
	4 災害広報・広聴計画	95
	5 津波災害応急計画	100
	6 災害救助法適用計画	103
	7 避難計画・避難所運営計画	108
	8 食料・物資供給計画	117
	9 応急給水並びに復旧計画	121
	10 住宅応急対策計画	124
	11 緊急輸送計画	129
	12 災害警備・交通規制計画	134
	13 火災等に対する活動計画	137
	14 救急・救助計画	139
	15 医療救護・保健・防疫計画	141
	16 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	150
	17 清掃計画	153
	18 二次災害の防止	158
	19 災害時要援護者への対応計画	163
	20 文教対策計画	165
	21 応援協力要請計画	168
	22 自主防災活動計画	174
	23 電力施設災害応急計画	175
	24 電気通信施設災害応急計画	177
	25 ガス施設災害応急計画	179
	26 下水道施設災害応急計画	181
	27 交通施設災害応急計画	183
	28 JR鉄道施設災害応急計画	185
	29 ボランティア活動支援計画	187
	30 農林水産業対策計画	190
	31 応急公用負担	191
第 4 章 災害復旧・復興計画	1 民生安定のための緊急措置に関する計画	194
	2 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保	205
	3 復興に関する計画	208

仙台市地域防災計画の策定及び修正等の状況

昭和39年	9月	策定
昭和47年	10月	全面修正〔地震対策〕
昭和51年	3月	一部修正〔避難所の指定〕
昭和58年	3月	全面修正
昭和60年	2月	一部修正〔林野火災・津波・海上災害対策〕
昭和63年	2月	一部修正
平成2年	3月	全面修正〔災害対策本部の設置と運営・非常配備計画・災害情報の収集伝達計画・津波対策〕
平成4年	3月	全面修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編の二編構成〕
平成9年	4月	全面修正〔地震災害対策編〕
平成10年	3月	全面修正〔風水害等災害対策編〕（災害種別対策計画の策定）
平成15年	4月	一部修正〔地震災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成17年	4月	一部修正〔風水害等災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成19年	3月	一部修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編〕（附属資料編を共通化）
		策定〔日本海溝型地震対策推進計画編〕

第 1 章 総 則

本章では、地域防災計画の目的や構成及び防災関係機関等の役割、業務の大綱等について定める。

第 1 節 計画の方針 (P1)

第 2 節 防災に関する組織と実施責任 (P4)

第 3 節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 (P6)

第 4 節 仙台市の概況 (P12)

第 5 節 防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性 (P18)

第 6 節 地震被害想定 (P20)

第 1 章 総 則

第 1 節 計 画 の 方 針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、仙台市の地域における地震災害及び地震動に伴い二次的に発生する津波、火災等の災害（以下「地震災害等」という。）に対処するため、仙台市及び地域の関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これら防災活動の円滑な推進を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに積極的な災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期すことを目的とする。

なお、この計画は、大規模地震災害等に対処することを前提に策定したものであるが、大規模に至らない地震災害等においても、この計画を準用し、対処する。

2 計画の位置づけ

この計画は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での教訓等を受けて策定された「仙台市防災都市づくり基本計画」及び平成13年度から平成14年度にかけて本市が実施した仙台市地震被害想定調査の結果等を総合的に勘案し、地震災害等に対処するための基本的事項について定めるものであり、「仙台市地域防災計画（地震災害対策編）」として位置づける。

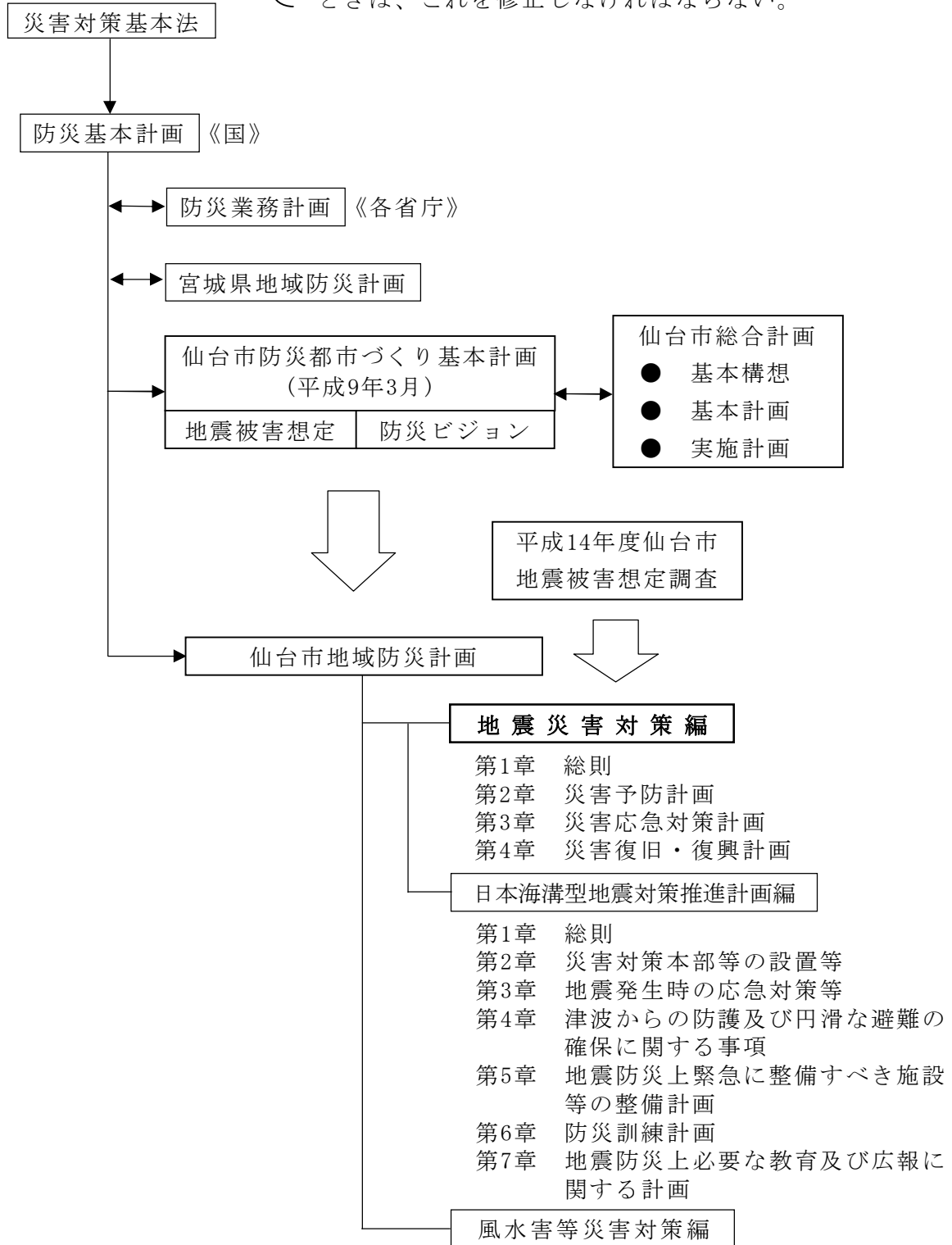
なお、地震災害等以外の災害に対処するための計画は、「仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）」に定める。

（「第5節 防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性」参照）

〈 計 画 の 体 系 〉

● 災害対策基本法第42条

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。



3 計画の構成

この計画は、本編と附属資料で構成する。

(附属資料は、風水害等災害対策編と共通である。)

本編の構成及び内容は、次のとおりとする。

(1) 総 則

本市及び防災関係機関が地震災害等に対して処理すべき事務または業務の大綱等について定める。

(2) 災害予防計画

地震災害等の発生を未然に防止し、または地震災害等が発生した場合の被害を最小限にとどめるための措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

地震災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、これを防ぎよし、又は応急的救助を行うなど、地震災害等の拡大を防止するための措置等について定める。

(4) 災害復旧・復興計画

地震災害等の復旧にあたっての各種援護措置、公共施設の災害復旧、復興の基本的な考え方等について定める。

4 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を行うにあたって必要な細部計画については、本市各局、各区並びに防災関係機関において定める。

5 計画の習熟

本市各局、各区並びに防災関係機関は、平素から実践的な研修、訓練の実施等により、この計画及びこの計画に関連する他の細部計画の習熟に努めなければならない。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2節 防災に関する組織と実施責任

1 組織

(1) 仙台市防災会議

仙台市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災害対策基本法第16条及び仙台市防災会議条例（昭和37年12月24日仙台市条例第37号）に基づき設置される仙台市の附属機関であって、仙台市防災会議条例第3条第5項に規定する機関の長等を委員として設置されるもので、仙台市の地域にかかる防災に関する基本方針の決定並びに仙台市地域防災計画の策定及び実施の推進を図る。

（資料編P.1「仙台市防災会議条例」参照）

（資料編P.3「仙台市防災会議規程」参照）

（資料編P.5「仙台市防災会議委員及び幹事」参照）

(2) 仙台市災害対策本部等

仙台市の地域内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条及び仙台市災害対策本部条例（昭和38年10月1日仙台市条例第22号）の規定に基づき設置する仙台市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び防災関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営については、仙台市災害対策本部運営要綱等に基づき各防災関係機関において定めておく。

（資料編P.10「仙台市災害対策本部条例」参照）

（資料編P.11「仙台市災害対策本部運営要綱」参照）

（資料編P.42「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）

(3) 仙台市危機管理連絡本部会議

本会議は、地域防災計画における庁内体制のあり方及び災害対策本部等の効率的運営並びに各局防災関連事業の総合的調整を行い、防災及び危機管理体制の充実強化を図ることを目的として仙台市防災・危機連絡本部会議設置要綱（平成15年3月31日市長決裁）に基づき設置した庁内組織である。

現在、仙台市危機管理連絡本部会議に改称している。（平成18年3月31日市長決裁）

（資料編P.7「仙台市危機管理連絡本部会議設置要綱」参照）

2 実施責任

(1) 仙台市

仙台市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として行政区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、自ら及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動が円滑に実施できるよう協力する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、自ら防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動に協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平素からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には防災業務を行い、仙台市の防災活動に協力する。

(5) 事業所及び住民

ア 事業所

市内の事業所では、その社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保を図るとともに、地域への貢献のため普段から防災体制の整備や地域の防災訓練等に参加し、地域と連携した防災対策の推進に努める。

イ 住民

住民は、住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、平素から自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域、家庭、職場等で積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するよう努め、災害時には、住民相互の生命の安全と保護を第一義として、共助の精神のもと整然かつ迅速に行動するものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

仙台市及び関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は概ね、次のとおりである。

1 仙台市

仙 台 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 仙台市防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する施設及び設備の整備 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 防災思想の普及高揚及び防災訓練の実施 5 防災に関する調査研究 6 気象予警報の伝達 7 避難の勧告、指示並びに警戒区域の設定 8 避難所の開設及び運営 9 情報の収集、伝達及び広報、広聴並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 10 災害時における保健衛生対策 11 災害時における文教対策 12 交通及び緊急輸送の確保 13 り災者の救助、医療及び防疫並びに救助、救護 14 水防、消防及びその他の応急措置並びに復旧 15 火薬類・危険物施設等の保安対策及び地震発生等における被害の拡大防止のための応急対策 16 各事業所の自衛消防組織及び各町内会等の自主防災組織の育成強化 17 ボランティア活動に対する支援 18 災害復旧事業 19 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務に関する事務 20 その他災害の防ぎよ及び拡大防止の措置
仙台市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設等の災害対策 2 市立学校の応急教育対策 3 市立学校児童生徒の安全対策

2 宮城県

宮 城 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
-------	---

3 指定地方行政機関

東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関等に対する緊急措置の要請 2 市の災害復旧事業に関する財政融資資金地方資金の貸付 3 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会い 4 市が応急措置の用に供する普通財産の無償貸付
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 6 災害時における主要食糧等の需給対策
仙台森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策 2 災害時の物価安定対策 3 被災商工業者に対する支援
関東東北産業保安監督部東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、災害の防止、保安確保の監督指導
東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、バス等の安全確保並びに道路輸送対策 2 災害時における輸送用車両のあっせん、確保及び海上応急輸送
東北地方整備局 (仙台河川国道事務所) (釜房ダム管理所) (塩釜港湾空港工事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の防災管理 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間並びに一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整及び放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立

東京航空局 仙台空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用
塩釜海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上における人命及び財産の保護並びに公共秩序の維持 2 海難救助及び天災地変、その他救済を必要とする場合の援助 3 海上災害に関する防災活動及び指導、啓蒙、訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保
仙台管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震、津波の観測、地震情報、津波予報等の発表及び伝達
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 4 非常通信に関すること
仙 台 労 働 基 準 監 督 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第88条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い 5 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過労防止の指導

4 自衛隊

自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動
-------------	---

5 指定公共機関

東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備保全 2 災害復旧工事の実施 3 全列車の運転中止手配措置 4 人命救助 5 被災箇所の調査、把握 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保 7 旅客の給食確保 8 通信網の確保 9 鉄道施設の復旧保全 10 救援物資及び輸送の確保 11 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道株式会社東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救援物資輸送確保
東日本電信電話株式会社宮城支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 6 災害非常時通信の調査及び気象予警報の伝達（NTT番号情報株式会社）
日本赤十字社宮城県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他災害救護に必要な業務
日本銀行仙台支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本放送協会仙台放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波情報、災害情報等の放送
日本通運株式会社仙台支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東北電力株式会社（宮城支店、仙台北営業所、塩釜営業所、仙台営業所、仙台南営業所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
東日本高速道路(株)東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施

日本郵政公社 東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における公社の業務運営の確保 2 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 3 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資
独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北ブロック 事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

6 指定地方公共機関

東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波情報、災害情報等の広報
社団法人 宮城県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
社団法人 宮城県エルピーガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

7 警察

宮城県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集伝達 2 被災者の救出及び負傷者の救護 3 行方不明者の捜索 4 死者の検視及び見分 5 交通規制及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動
---------	--

8 公共的団体

協同組合等 (農協、漁協、 商工会議所等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の防災管理及び復旧 2 被災組合員又は会員に対する融資あっせん 3 災害時における物価安定及び流通円滑化の協力
仙台市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災傷病者の医療及び救護 2 防疫及び衛生の協力
宮城中央森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における木材の供給 2 山火事防止対策 3 防火施設の管理
運輸業者並びに建設業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送及び輸送路の応急復旧協力
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣保互助精神に基づく自主防災活動 2 防災知識の普及と訓練の実施
厚生社会事業団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 援護体制の確立と協力 2 収容者等の安全保護対策
その他の団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれの業務に応じた協力体制の確立

9 防災上重要な施設（病院、百貨店、ホテル、工場等）の管理者

防災上重要な 施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災保安施設の整備と自衛防災体制の確立 2 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止対策
------------------	--

第4節 仙台市の概況

1 自然条件

(1) 地理的位置

仙台市は、東北地方中部太平洋岸に位置して宮城県の中心都市として多くの都市機能が集中し、人口の増加とともに都市としての機能は市域を越えて成長し、現在では東北の中心都市としての機能をもつ。隣接する市や町は13を数え、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷町、大和町および色麻町、南に川崎町、村田町、名取市、そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市、東根市、天童市及び山形市が隣接している。

東西50.579km、南北31.204km（面積：788.09 k m²）の市域は地勢の面でも変化に富み、西部は急峻な奥羽山脈を中心とした山岳地帯、中央部はなだらかな丘陵地及び台地そして東部には低平な沖積平野が広がり、海岸線の長大な砂浜をもって太平洋に面している。市域の最高地は奥羽山脈を構成する船形山山頂の1,500mである。

また、沖合いに広がる太平洋の海底には海岸線から約60kmの範囲に水深150m以浅の大陸棚が広がり、さらに東方200km付近には水深7,500mを超える世界有数の海溝地形である日本海溝が南北に延びている。

〈位 置〉

市 域	緯度・経度	地 名
東 端	141° 02′ 48″	宮城野区港五丁目
西 端	140° 28′ 10″	太白区秋保町馬場字岳山
南 端	38° 10′ 26″	若林区藤塚字須賀
北 端	38° 27′ 18″	青葉区大倉字横川岳

(2) 地形・地質

仙台市域とその周辺の地形は、西から東にかけて山地、丘陵地、低地の概ね3つに大別される。また、市周辺のほとんどの地域において新生代新第三紀以新の地層が分布しており、その特徴は上記の地形区分と密接に関連している。

ア 山 地

山地は、東北地方を南北に縦走する奥羽脊梁山脈の一部をなしており、仙台市内の最高地である船形山（標高1,500m）から泉ヶ岳（1,172m）にかけての船形連峰、大東岳（1,366m）、面白山（1,264m）、神室岳（1,356m）を含む二口連峰などがその中心である。最西部の宮城・山形県境付近は、1,000～1,500m級の山々が連なり、これらが太平洋側と日本海側とに注ぐ河川の分水界を形成している。市内の主要河川である名取川、広瀬川、七北田川は、ここに源を發し仙台湾に注いでいる。これらの河川やその支流が山地内で深く谷を刻んでいることから、山地では一般に極めて険峻な地形を呈している。奥羽脊梁山脈には、船形山、泉ヶ岳、大東岳および蔵王連峰などの新第三紀末期から第四紀にかけて活動した火山が分布し、それに伴う火山岩類や火山砕屑物が周辺に分布する。これらの基盤をなすのが先新第三紀花崗岩類、および新第三紀前期中新世の海底火山活動に伴う緑色凝灰岩類（グリーンタフ）である。（第一種地盤）

イ 丘 陵

山地と低地の中間に位置する丘陵地では、起伏が比較的ゆるやかで、稜線の高度も良く揃い、東部で50～200m程度、西部の山地との境界付近で400～600m程度の標高を示す。地質は、新第三紀中新世の名取層群・秋保層群、鮮新世の仙台層群、およびこれらの相当層に属する堆積岩類・火砕岩類を主体としている。一部の地域では、第四系中部更新統に属する河成堆積物が、下位の新第三系を覆い丘頂部に分布することもある。この河成堆積物に伴う古い河岸段丘面、すなわち高位段丘面は、青葉区青葉山・太白区八木山付近（青葉山面群）や、青葉区作並から仙台市に隣接する柴田郡川崎町本砂金にかけての丘頂付近（本砂金面群）などに見られ、いずれも比較的広い平坦面をなしている。丘陵地内には、太白山（標高321m）などのように、安山岩・石英安山岩などの貫入岩体などに伴う突出峰が散見される。これらの岩質は比較的硬質であり、周囲に分布する堆積岩類を主とする新第三系よりも、侵食に対して大きな抵抗を示すことから、突出峰は一種の残丘と考えられている。また、丘陵地内には小規模な盆地性の低地がいくつか存在する。中でも青葉区愛子付近、川崎町付近では規模が大きく、それぞれ数段の河岸段丘が発達している。（第二種地盤）

ウ 低 地

低地は、さらに、台地とその東に広がり仙台湾に臨む沖積平野との2つに分けられ、それらのほぼ境界部には長町一利府線と呼ばれる断層線に沿う宮城野撓曲崖が存在する。撓曲崖とは、地下に発生した断層によって、地表部分が撓み緩やかな段差が生じた地形をいう。宮城野撓曲崖は榴岡公園と宮城野原公園総合運動場の間の崖地形あるいは、大年寺山南東斜面の崖地形などに明瞭に認められる。

仙台市街地が展開する台地は、広瀬川によって形成された数段の河岸段丘からなり、これらは高いほうから順に、台原段丘、上町段丘、中町段丘、および下町段丘に区分されている。いずれも、第四紀後期更新世から完新世にかけて広瀬川の作用で形成されたものであり、砂礫を主とする河成堆積物により構成されている。段丘面の分布を概観すると、いずれも広瀬川の左岸側の発達が目立ち、河川が概ね北から南に移行しつつ段丘面を残したことを示している。広瀬川の曲流が著しくなった中町段丘形成期には、古竜ノ口沢が現在の花壇地区対岸において広瀬川に争奪され、経ヶ峰（瑞鳳殿付近）から愛宕山にかけての河床が放棄された。また、下町段丘形成期にかけて広瀬川の河床が相対的に低下したために、古竜ノ口沢では争奪点から上流における侵食基準面が低下し、これに伴い河川の下刻は活発化し、現在の竜ノ口沢のような深い峡谷が形成されるに至った。

沖積平野は標高0～10m程度と著しく低平である。地表には自然堤防、後背湿地、および旧河道等の微地形が明瞭に認められ、海岸沿いには現海浜を含めて3～4列の浜提列が分布している。平野の地下を構成する沖積層は、約2万年前の最低海水準期以降の陸成および海成堆積物からなる。また、沖積層の層厚は海岸線直下で20～40mである。沖積層の下位には埋没段丘面や侵食性の埋没平坦面が分布するとされている。

※1 自然堤防： 河川が洪水時に河道から溢れ出し、運んできた土砂（主に砂）を溜めてつくった高まり。周りより1m程度の高まりのあるものもあり、昔から畑や集落が作られた。（第三種地盤）

※2 後背湿地： 自然堤防の付近に土砂を落とした泥水は、背後の湿地に泥を溜める。泥炭や粘土層からなるため水はけが悪く、昔から水田として利用されてきた。（第四種地盤）

※3 浜 堤： 砂浜に打ち寄せる波や沿岸流は、海岸に平行に礫や砂の高まり、沿岸州を作ることがある。これが発達すると頂上が海面から姿を現し、その後、海面の変化などで陸上に残されたものが浜堤である。宮城野海岸平野には、3～4列の浜堤が海岸に平行に走っていることが確認されている。（第三種地盤）

〈地質時代の相対年代区分と絶対年代〉

		245Ma	65.0Ma	23.3Ma	5.2Ma	1.64Ma	0.73Ma	125ka	10ka	0
古生代	中生代	古第三紀	中新世	鮮新世	(前期)	(中期)	(後期)	完新世		
			新第三紀		更 新 世					
		新第三紀				第 四 紀			新 生 代	

※ Harland et al. (1989)により作成 1ka=1,000年前 1Ma=100万年前

(3) 活断層（宮城県地域防災計画（震災対策編）より）

断層とは、断層面を境としてその両側の地層にずれや、くい違い（変位）のみられる地質現象をいう。そのうちで、一般に第四紀（約170万～180万年前より現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層と呼ぶ。

活断層は、地震の震源となる可能性のある断層であり、防災上重視しなければならないものである。

活断層に関しては、活断層研究会編「新編 日本の活断層」（1991年）の認定によることが一般的であり空中写真の判読に基づき、活断層の存在の確かさ（確実度）及び過去における活動の程度（活動度）を評価している。確実度及び活動度は、以下のように区分している。

確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

Ⅲ：活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、活断層以外の原因によってリニアメントが形成された疑いが残るもの

活動度A：第四紀の平均変位速度(*1) 1～10m/1000年

B： " 0.1～1m/1000年

C： " 0.01～0.1m/1000年

なお、仙台市域の主な活断層の概要は、次のとおりである。

ア 長町－利府線

宮城郡利府町大日向付近から仙台市太白区长町を経て太白区富田付近までの長さ約21kmの活断層で、北東－南西方向の走向を持つ北西に傾斜した北西上がりの逆断層(*2)からなり、断層崖及び低断層崖がみられる。長町－利府断層の北西側は、断層上盤側で、仙台市宮城野区鶴ヶ谷付近から榴ヶ岡を経て、大年寺南西方へと連なる隆起帯を形成しており、丘陵帯南東翼部の鮮新統(*3)は、最大約45°、青葉山段丘は、約22°南東方に傾斜している。これらの撓曲崖(*4)の基部及び基部に位置する主断層面は、沖積層に覆われている。（確実度Ⅰ、活動度B）

イ 大年寺山断層

仙台市宮城野区東仙台付近から太白区富田付近にかけての長さ 8.5kmの活断層で、北東－南西方向の走向を持つ南東に傾斜した南東上がりの逆断層からなり、逆向き低断層崖及び断層露頭がみられる。大年寺山南東側の二ツ沢において、本断層の露頭がみられる（芦の口断層：Shibata、1962）。（確実度 I、活動度 B）

ウ 鹿落坂断層

仙台市太白区向山の鹿落坂付近から太白区金剛沢付近にかけての長さ約 4.2kmの活断層で、北東－南西方向の走向を持つ南東に傾斜した南東上がりの逆断層からなり、逆向き低断層崖及び断層露頭がみられる。広瀬川霊屋橋付近の崖（鹿落坂）において、本断層の露頭がみられる（中田ほか、1976）。本断層は、見かけの変位量が大きい（約30m）のが特徴である。（確実度 I、活動度 C）

エ 坪沼断層

名取市中沢付近から仙台市太白区根添付近にかけての長さ約 5～6 kmの活断層である。北西側の隆起小起伏面と南東で低地となっている坪沼の小盆地とが、北西側隆起の地形的境界を形成し断層崖となっている。仙台市坪沼北方の大八山共同牧場に至る道路切り割りで本断層の副断層露頭がみられ、中期更新世に降下した越路火山灰と前期中新世に噴出した高館層が逆断層で接している。また、名取市中沢付近で本断層の断層露頭が確認されている（大槻ほか、1977）。（確実度 I、活動度 B）

オ 愛子断層

仙台市青葉区芋沢北東方の長さ約 2kmの活断層で、断層崖、地塁状高まり及び低断層崖などがみられる。（確実度 I、活動度 B）

カ 作並一屋敷平断層

仙台市青葉区仙台ハイランド付近から川崎町今宿付近にかけての長さ約 9kmの活断層で、高度不連続・地塁状高まり及び断層露頭がみられる。本断層は、第四紀に活動しているが、最近の活動は不活発と思われる。（確実度 I、活動度 C）

*1 平均変位速度

活断層の活動性の大小は、平均変位速度で表される。これは、第四紀のある時代以後現在まで（数千年～数十万年）に断層に沿って土地がくい違った量（断層変位量D）を、その時代から現在までの年数Tで割ったものである。すなわち平均変位速度Sは $S = D / T$ で与えられる。（「[新編]日本の活断層」より）

*2 逆断層

断層面を境にして、上盤が相対的に下盤側の上にのし上がった断層。普通、逆断層は、地殻の圧縮によって形成された断層であるといわれている。（二宮書店「地形学辞典」より）

*3 鮮新統

鮮新世に形成された堆積岩や火成岩。鮮新世とは、新生代第三紀の後半の時期で、現在より520万～164万年前に相当する。鮮新世は、海退の時代で、中新世に次いで古気候が寒冷化に向かい、次の第四紀更新世に続く。（平凡社「新版地学辞典」及び二宮書店「地形学辞典」より）

*4 撓曲崖（とうきょくがい）

撓曲（地表又は地殻を造っている岩層が、階段状に折れ曲がる現象）で生じた斜面。階段層を切るような活断層がある場合、地表では撓曲崖となって現れることも多いので注意を要する。（二宮書店「地形学辞典」より）

(4) 気候

仙台市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側（冬乾燥、夏湿潤）の特性を示す。

ア 平野部の気象

厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。1月の平均気温は、1.5℃である。冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するとき大雪をもたらすことがある。平野部では、厳冬期よりもこの時期の方が大雪になることが多い。

3月中旬頃の春の嵐以後は、次第に南からの風が多くなり、気温も上昇して春らしくなる。

一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は24.1℃である。梅雨入りは6月中旬、梅雨明けは7月下旬で、梅雨末期には大雨となることもある。梅雨期には、しばしばオホーツク海高気圧が顕著となり、北高南低の気圧配置が卓越するため、冷たい北東の風（やませ）の影響で気温の低い日が続く。この状態が長続きすると、冷害が発生することもある。9月は台風や秋雨前線の影響を受けやすく、月別降水量が最も多い。

年平均気温は12.1℃、降水量は台風期、梅雨期を除いて比較的少なく、年間降水量は、1,241.8mmである。卓越風は、9月～3月が北西風、4月～8月が南東風で、強風は冬から春にかけて多い。

イ 山沿の気象

山間部では、気温が平野部より年平均で約2℃ほど低く、特に、冬期の夜間は、気温が低下する。日照時間は、平野部より短く、風も平野部より弱い。降水量は、年間を通して平野部より多い。山岳部では、風が強く、降水量も多い。特に、台風が接近して通過する際には、山岳斜面などの地形の影響で局地的な大雨となり、河川が増水し氾濫するおそれがある。

また、冬期は、北西季節風による降雪がしばしばみられるので、積雪は、比較的多く、多い所で1mを越す。

2 社会条件

(1) 人口の推移と現況

仙台市の人口は、平成17年10月1日現在1,025,098人で、終戦後の昭和25年の人口380,217人に比べ約2.7倍に増加している。昭和25年から平成12年までの50年間における5年ごとの人口増加状況は、次表のとおりであり、高度経済成長時代の昭和40年～45年は15.2%、45年～50年は18.4%と高い増加率を示し、その後、低成長時代に入った昭和50年～55年は11.7%、55年～60年は8.2%、昭和60年～平成2年は7.1%、平成2年～7年は5.8%、平成7年～12年は、3.8%と漸減傾向に変化し、平成12年～17年は、1.7%と戦後最低の伸び率となっている。

〈国勢調査による人口の推移〉

各年10月1日現在

年次	人口総数※1	人口増減数	対前回増加率
昭和25年	380,217		
30年	414,775	34,558	9.1%
35年	459,876	45,101	10.9%
40年	520,059	60,183	13.1%
45年	598,950	78,891	15.2%
50年	709,326	110,376	18.4%
55年	792,036	82,710	11.7%
60年	857,335	65,299	8.2%
平成2年	918,398	61,063	7.1%
7年	971,297	52,899	5.8%
12年	1,008,130	36,833	3.8%
17年	1,025,098	16,968	1.7%

※1 人口総数は、現在の市域に組み替えしたもの。

(2) 人口集中地区の人口、面積及び人口密度の推移と現況

人口集中地区人口の全市人口に占める比率は、都市化の程度又は水準を示す。平成12年における仙台市の人口集中地区人口は、892,252人で、その面積は129.7km²となっている。

次表に示す昭和35年以降の人口集中地区の全市域に対する割合をみると、35年には総人口の73%(335,979人)、総面積の4%(33.0km²)を占めていたものが、平成12年では総人口の89%、総面積の17%を占めるに至っている。

〈人口集中地区人口、面積及び人口密度の推移〉

各年10月1日現在

年次	人口			面積			人口密度	
	人口集中地区(a)人※1	全市域(b)人	(a) / (b) %	人口集中地区(c) km ²	全市域(d) km ² ※2	(c) / (d) %	人口集中地区	全市域
昭和35年	335,979	459,876	73.1	33.0	787.84	4.2	10,181.2	583.7
40年	373,524	520,059	71.8	35.0	787.84	4.4	10,672.1	660.1
45年	454,269	598,950	75.8	53.0	787.84	6.7	8,571.1	760.2
50年	581,158	709,326	81.9	76.7	788.09	9.7	7,577.0	900.1
55年	648,992	792,036	81.9	86.5	788.03	11.0	7,502.8	1,005.1
60年	723,200	857,335	84.4	102.9	788.03	13.1	7,028.2	1,087.9
平成2年	774,143	918,398	84.3	113.3	783.57	14.5	6,832.7	1,172.1
7年	844,783	971,297	87.0	123.8	783.50	15.8	6,823.8	1,239.7
12年	892,252	1,008,130	88.5	129.7	783.54	16.6	6,879.9	1,286.6

※1 人口集中地区は、市区町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区（原則として、人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接しており、かつ、地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区

※2 全市域の面積は、名取市との境界が一部未定のため、総務省統計局において推定した数値

第5節 防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性

1 計画策定の背景及び目的

仙台市は、「都市型災害の典型」と評された昭和53年の宮城県沖地震の経験から、全国に先駆けて「防災都市宣言」（昭和54年）を行い、安全な都市づくりに努めてきた。しかしながら、それから16年余が経過した平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災では、一瞬にして多くの人々の財産、さらには尊い命までも奪う結果となり、「都市型大規模地震災害」の恐ろしさを世界中の人々にまざまざと見せつけることとなった。この出来事により都市の持つ、利便性とは裏腹の大規模災害に対する脆弱性があらためて認識され、さらなる安全性の高い防災都市づくりを推進していく必要性が求められている。

このような背景から、仙台市では、大規模地震災害への対応を主眼とした防災対策の抜本的な見直しを図るため、仙台市に大きな被害をもたらす可能性のあるいくつかの地震に対する地震災害の特性を検討した上で、今後の仙台市における防災都市づくりの方向性を明らかにする防災ビジョンを策定し、平成9年3月に「仙台市防災都市づくり基本計画」としてまとめた。

2 計画の体系

仙台市防災都市づくり基本計画は、地域の災害危険性を把握する防災アセスメントとしての「地震被害想定」等と防災施策の基本方針を示す「防災ビジョン」からなる。

(1) 地震被害想定

平成14年度に地震被害想定の見直しを行っており、その概要は、第6節「地震被害想定」（P. 20）に掲載した。

(2) 防災ビジョン

防災ビジョンでは、基本目標及び基本理念を次のように掲げるとともに、それらに基づく防災施策の基本方針についての整理を行った。

ア 基本目標

24時間『安心』の都市・仙台の創造

－だれもが安心して暮らせる防災都市の実現－

- ① 阪神・淡路大震災を契機とした防災都市づくりの推進
- ② 東北の中核都市としてふさわしい安全性の極めて高い都市機能と生活空間の形成

イ 基本理念

- ① 人命の安全を最優先においた、ひとにやさしい防災都市づくり
- ② 都市と自然が調和・共生した防災都市づくり
- ③ 平常時にも有効に機能する防災都市づくり
- ④ 行政と市民の協働による防災都市づくり
- ⑤ 広域的な連携を念頭においた防災都市づくり

ウ 基本方針

- ① 防災都市づくり（災害に備える）
 - ・ 地盤条件や地域の危険性に配慮した防災都市づくりの推進
 - ・ 道路整備やオープンスペースの確保等安全な都市構造や市街地空間の形成
- ② 災害時の都市機能を確保する都市づくり（都市機能の混乱をできるだけ抑える）
 - ・ 迅速かつ正確な情報収集と伝達体制の確立及び情報システムの強化

- ・ 防災関係機関と連携した救命救助、保健医療体制の確立
 - ・ 緊急輸送路及び輸送手段の確保、適切な交通規制措置、交通機関の早期復旧体制の確立
 - ・ ライフライン施設の物理的性能の向上、ライフライン相互のネットワーク化、供給地区のブロック化等の推進
- ③ 災害への対応力を高める都市づくり（被災後の回復力を高める）
- ・ 自主防災組織の強化・拡充、防災訓練の実施等市民の防災意識の高揚及び地域住民による組織的かつ安全な避難体制づくり
 - ・ 職員参集基準の明確化、長期化に対応した非常配備動員体制の確立等災害対策本部の体制強化
 - ・ 消防力の向上及び消防団、自主防災組織による地域の初期消火体制の強化
 - ・ 自主防災組織、ボランティアとの協力体制の構築、被災者への生活援護及び自立支援方策の実施
 - ・ 災害時要援護者に配慮した避難、情報、援護等支援体制の確立
- ④ 地域を越えた災害対応システムの構築（相互援助による災害対応力の強化）
- ・ 近隣自治体及び都道府県を越えた広域的な応援協力体制の確立
 - ・ 国の関係機関及び自衛隊等との相互連携の強化
- ⑤ 災害復旧・復興計画のあり方（よりよいまちを目指して）
- ・ 物資及び資材の調達、人材及び財源の確保、財政援助等関連計画の事前策定による迅速かつ円滑な復旧の実施
 - ・ 平常時からの住民主体のまちづくりの実践による復旧・復興における住民の合意形成の促進
 - ・ 災害復興計画の策定及び推進についての基本方針の作成による災害復興の円滑な推進

3 防災都市づくり基本計画を指針とした防災対策の推進

本地域防災計画は、この仙台市防災都市づくり基本計画に掲げられた「防災ビジョン」を指針とし、その考え方を踏襲しながら、その後の社会情勢の変化、宮城県沖地震の再来の切迫性、最新の知見に基づき実施した地震被害想定の見直しの結果を踏まえ、必要な修正を行ったものである。

今後、本地域防災計画に基づき防災対策の推進に努めるとともに、「防災ビジョン」が示す施策の方向性をより具体的なものとするためにも、必要に応じて地域防災計画の見直しを行っていく。

第6節 地震被害想定

1 被害想定の修正

仙台市においては、「仙台市防災都市づくり基本計画」（平成9年3月）を策定するに際して地震被害想定を実施したが、その後の人口の増加、建築物やライフライン等の社会条件の変化、地震や地盤に関する調査結果、地震学や地震工学の研究成果の蓄積などに加え、政府地震研究推進本部が示した宮城県沖地震の再来切迫性などを踏まえ、その見直しを行い平成14年11月にその結果（以下、「平成14年度仙台市地震被害想定」という。）を公表した。

2 想定地震

平成12年11月に政府の地震調査研究推進本部は「宮城県沖地震の長期評価」を公表し、宮城県沖地震が、今後20年以内に80%、30年以内では90%を超す極めて高い確率で発生することを示すとともに、海溝寄りの震源域と連動した場合は、一回り大きな宮城県沖地震となる可能性を示唆した。

こうしたことから、平成14年度仙台市地震被害想定では、極めて高い発生確率を示す宮城県沖地震(単独モデル・連動モデル)と、発生確率は宮城県沖地震に比べ低いものの、発生した場合には仙台市に甚大な被害をもたらす恐れがある「長町-利府断層による地震」を取り上げ、被害想定を行った。

宮城県沖地震(単独モデル)	M 7.5
宮城県沖地震(連動モデル)	M 8.0
長町-利府断層による地震	M 7.5

* 政府の地震調査研究推進本部は、平成12年11月27日に公表した「宮城県沖地震の長期評価」において、日本海溝寄りの震源域と連動した場合を「連動の場合」とし、「単独の場合」の地震の規模はM7.5前後だが、連動した場合の地震の規模はM8.0前後になるとした。ただし、次の地震が単独となるか連動となるかは現状では判断できないとした。

また、宮城県沖地震の発生確率の試算値として20年以内約80%、30年以内では約90%より大と公表した。

なお、地震調査研究推進本部は、平成18年1月11日に、宮城県沖地震の発生確率をあらためて公表し、20年以内90%程度、30年以内99%とした。（評価時点は平成18年1月1日）

* 地震調査研究推進本部は、平成14年2月13日に公表した「長町-利府線断層帯の評価」において、断層帯全体(長さ40km)が動いた場合、M7.0～7.5程度の地震が発生する可能性があるとした。

また、この断層帯による地震が発生する確率は30年以内1%以下と評価した。ただし、過去の活動が十分には明らかでなく、最新活動時期が特定できていないため最新活動後の経過率は不明であることから、発生確率に関する信頼度は低いとしている。

なお、平成14年度仙台市地震被害想定における「長町-利府断層による地震」は、断層帯全体（長さ40km）が動いた場合を想定している。

3 被害想定

(1) 震度の想定

想定震度分布図のとおり。

(2) 液状化の想定

宮城県沖地震(連動モデル)の場合、最も液状化がしやすく、次いで、宮城県沖地震(単独モデル)となり、長町-利府断層による地震の場合は、液状化の危険性は、宮城県沖地震に比べ低いと想定された。

(3) 津波の想定

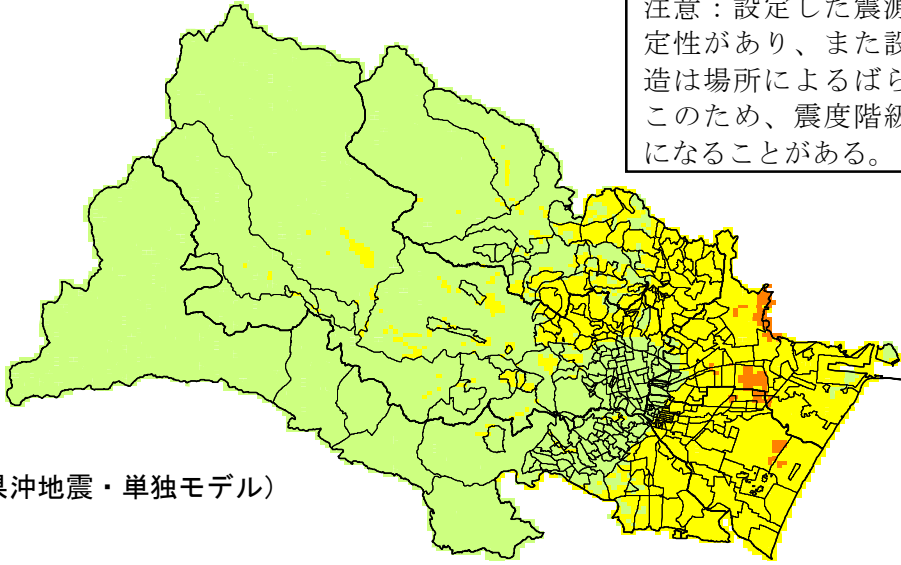
宮城県沖地震(単独モデル・連動モデル)の場合は、津波による浸水域はごく沿岸域にとどまるものと想定された。なお、津波は、宮城県沖地震以外の地震に伴うものについても考慮する必要がある。(第2章 第4節「津波災害の予防」(P.35)参照)

(4) 主な建築物等被害の想定

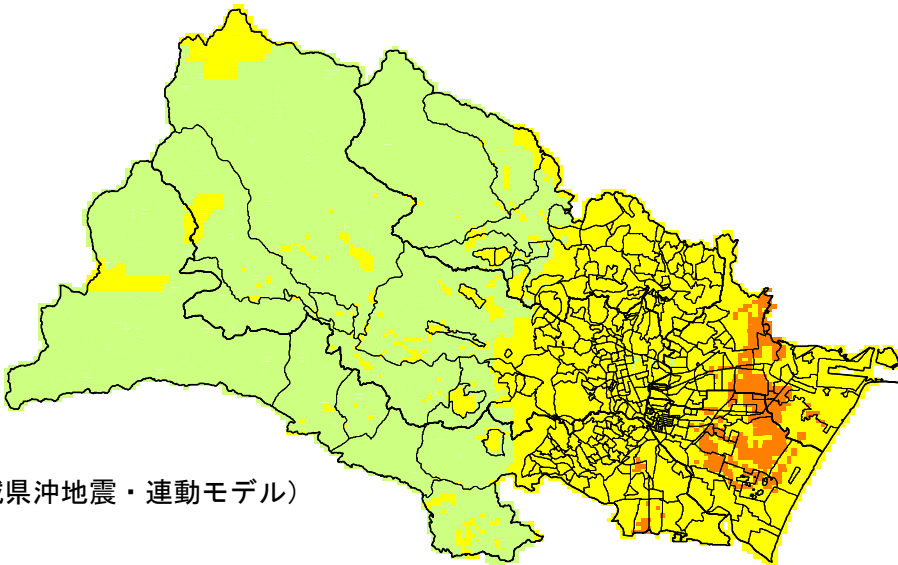
		宮城県沖地震 (単独モデル)	宮城県沖地震 (連動モデル)	長町-利府断層 による地震
建物全壊・大破棟数		3,740棟	6,191棟	18,068棟
	うち、木造棟数	2,371棟	4,228棟	14,343棟
建物半壊・中破数		10,667棟	22,063棟	33,619棟
	うち、木造棟数	10,329棟	21,544棟	30,255棟
ブロック塀・石塀被害数		5,896カ所	8,224カ所	23,506カ所
	うち、倒壊数	2,061カ所	3,000カ所	12,645カ所
夏・昼	焼失棟数	498棟	857棟	2,040棟
	死者数	16人	57人	751人
	負傷者数	1,672人	4,434人	13,070人
	うち、重傷者数	170人	448人	1,106人
	長期避難者数	42,271人	79,417人	156,755人
冬・夕	焼失棟数	4,686棟	5,785棟	10,102棟
	死者数	27人	87人	1,032人
	負傷者数	1,906人	4,663人	13,254人
	うち、重傷者数	253人	552人	1,290人
	長期避難者数	54,931人	94,516人	179,319人

注意：設定した震源特性には不確定性があり、また設定した地下構造は場所によるばらつきがある。このため、震度階級で一つ上や下になることがある。

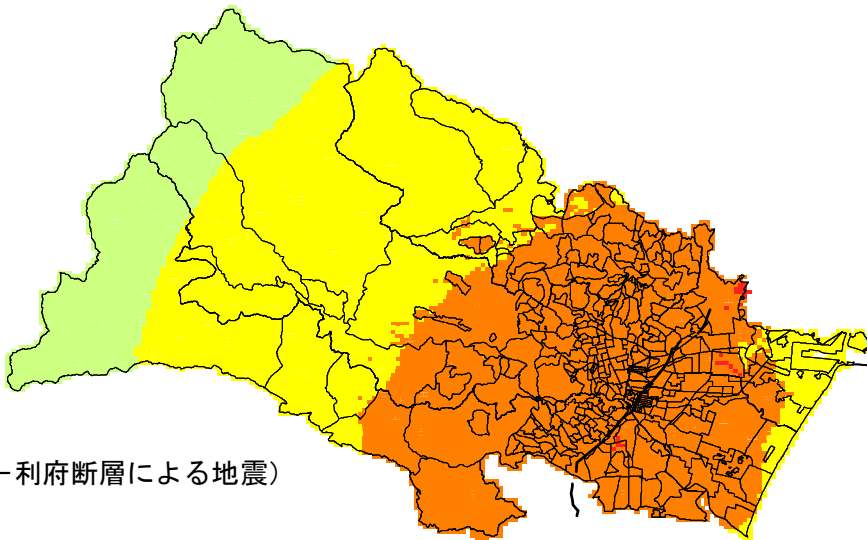
(宮城県沖地震・単独モデル)



(宮城県沖地震・連動モデル)



(長町-利府断層による地震)



(長町-利府断層線)

震度階級



第2章 災害予防計画

本章では、地震災害の各種災害に共通する予防対策について定める。

- 第1節 都市の防災化 (P23)
- 第2節 建築物等の安全化 (P27)
- 第3節 地盤災害の予防 (P31)
- 第4節 津波災害の予防 (P35)
- 第5節 火災等の予防 (P37)
- 第6節 防災拠点施設の整備 (P38)
- 第7節 消防体制の整備 (P39)
- 第8節 救急救護体制の整備 (P42)
- 第9節 情報通信体制等の整備 (P44)
- 第10節 避難体制の整備 (P48)
- 第11節 ライフライン施設の災害予防 (P51)
- 第12節 自主防災体制の整備 (P56)
- 第13節 災害時要援護者対策の推進 (P58)
- 第14節 ボランティア活動支援体制の整備 (P60)
- 第15節 応援体制の整備 (P64)
- 第16節 教育・訓練の推進 (P65)
- 第17節 物資・資機材等確保体制の充実 (P67)
- 第18節 災害応急体制の整備 (P69)
- 第19節 防災関連調査研究事業の推進 (P71)
- 第20節 地震防災緊急事業五箇年計画 (P73)
- 第21節 宮城県沖地震災害対応プロジェクト事業の推進 (P74)

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災化

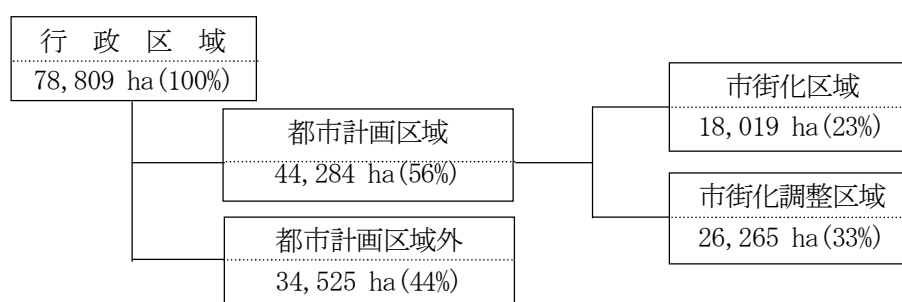
本節では、都市の防災性の向上、計画的かつ良好な市街地形成を目標とし、今後更に都市の防災化を進めるため必要な施策について定める。

1 都市計画法に基づく防災化の推進

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和45年7月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。

(1) 地域指定状況

ア 都市計画区域・市街化区域（平成18年4月1日現在）



イ 地域地区

① 用途地域

(資料編：P.56「都市の防災化関連資料」参照)

② 防火地域及び準防火地域

市街地において、建築物の耐火性能を向上させ、火災による延焼拡大を阻止することを目的に指定しており、これらの指定地域内においては、建築基準法において建築物の階数、延べ床面積により構造制限を受け耐火建築物、準耐火建築物にしなければならない。

現在、防火地域は都心商業地域、泉中央地区、あすと長町地区、最低限高度地区指定区域等に指定しており、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域と準工業地域及び都心周辺の住宅地等に指定している。

防火地域	231 ha
準防火地域	3,790 ha
計	4,021 ha

都市計画は都市構造やまちづくりの基盤となるものであり、今後も更に都市の防災性の向上を図るため、必要な地域地区の指定や都市施設の整備、市街地開発事業等を推進していく。

2 地震・火災等対策関連事業の推進

地震・火災等に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。

(1) 道路整備事業

道路は都市活動を支える根幹的施設であり、震災時には、避難、救援・救護の消防活動等に重要な役割をなし、また、火災の延焼防止等のオープンスペースとしての機能も有している。

このため、防災効果の高い都市計画道路を重点に幹線道路の整備を進め、ネットワークとしての拡充を図ることとしている。

更に、既存の道路・橋梁についても緊急輸送道路等として防災対策上重要な位置づけにあるものから計画的に総点検を行い、必要に応じて補強等防災対策を講じる。

また、密集市街地で消火活動等が困難な地域においては、消火活動が円滑に行えるように、狹隘道路の拡幅、隅切り確保等を推進する。

ア 都市計画道路の整備

平成 18 年 4 月 1 日現在

	A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A
道路延長	502.60 km	316.02 km	62.9%	40.81 km	71.0%

イ 道路防災対策

平成 8 年度に実施した道路防災総点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。

事業目標	平成 17 年度末	平成 18 年度以降
要対策箇所	71 箇所	24 箇所
要監視継続箇所	129 箇所	—
		47 箇所 (必要に応じ対策実施)

ウ 橋梁震災対策

阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要な路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。

事業目標	平成 17 年度末予定	平成 18 年度以降計画
落橋防止対策	146 橋	88 橋
橋脚耐震化	41 橋	4 橋
		58 橋
		37 橋

注：落橋防止対策と橋脚耐震化とを重複して実施する橋梁は 37 橋

エ 電線類地中化対策

交通安全や景観向上のみならず、地震や台風時の災害にあっても、電柱の倒壊や電線の切断などの被害を未然に防止し、防災施設としての道路の通行と電気・通信の安定供給確保に重要な役割を担う事業である。

これまでは、特に市の中核をなす都心部を対象に事業を進めてきたが、今後は、土地区画整理事業で整備を進めている拠点地区や主要幹線道路等の整備を進めていく。

事業内容	平成 16 年度末現在	平成 17～20 年度計画
電線類地中化の状況	34,827m	13,908m

(2) 公園整備事業

都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

また、阪神・淡路大震災においては、上記機能のみでなく火災の延焼防止、応急仮設住宅の建設用地、ゴミ・がれきの一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。

このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、従来からの広域避難地となる都市公園の整備のほか、身近な一次避難地となる近隣公園及び地区公園等の整備も積極的に進めていく。

ア 都市公園の現況

平成 18 年 4 月 1 日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
個所数	377	207	185	399	324	1,492
面積 (ha)	409.3	155.9	107.4	192.9	374.5	1,240.0

※ 宮城野区には県営公園 1 箇所 21.0 ha を含む。

イ 都市公園の整備

整備目標	平成 15～19 年度計画
(平成 19 年度迄) 1,411.5 ha	350.7 ha

ウ 都市公園のうち広域避難地及び一次避難地として整備を進めているもの

区分	広域避難地 (10 ha 以上)	一次避難地 (近隣・地区公園)
公園名	高砂中央公園外 15 公園	新田東中央公園外 64 公園
平成 19 年度末整備面積	362.9 ha	160.5 ha

※ 一次避難地とは、地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空間であって面積 1ha 以上のもの。

(3) 都市防災不燃化促進事業

ア 事業概要

この事業は、地震や強風時発生した火災が市街地の大火災として延焼拡大することを防ぎ、火災から市民の生命及び財産を保護するため、避難地や避難路周辺の建物の不燃化を促進するもので、具体的には避難路周辺の一定の区域を不燃化促進区域に指定し、その区域内において、基準に適合する耐火建築物を建築する者に対して補助金を交付する制度である。

イ 事業完了地区

- ① 事業区域：清水小路多賀城線新寺小路地区
- ② 事業年度：昭和 56 年度から平成 3 年度
- ③ 地区面積：10.4 ha
- ④ 避難路延長：1.8 km
- ⑤ 避難地：宮城野原運動公園
- ⑥ 実績：不燃化率 70.62% (事業終了時)

ウ 事業実施地区

国道 45 号線の花京院橋から宮城野原運動公園までの 2.1km の街路を、安全な避難路として確保するために、沿道の建築物の不燃化を進める。

- ① 事業区域：国道 45 号線小田原地区
- ② 事業年度：平成 9 年度から平成 18 年度
- ③ 地区面積：10.7 ha
- ④ 避難路延長：2.1 km
- ⑤ 避難地：榴岡公園・宮城野原運動公園

(4) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等面的整備事業

ア 市街地再開発事業

この事業は、都市再開発法に基づき、都市機能が低下している地区や生活環境が悪化している地区において、建築物と建築敷地、公共施設を一体的に整備することにより、快適で安全な街に生まれ変わらせようとするもので、防災上有効な事業である。

(資料編：P. 56「都市の防災化関連資料」参照)

イ 土地区画整理事業

この事業は、土地区画整合法に基づく事業で、木造建築物が密集している防災上危険な市街地において、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備することにより、震災や火災による避難路・延焼遮断空間の確保や倒壊・焼失等危険性の高い老朽建築物の更新を促進し、建築物の安全性が向上する防災上有効な事業である。

(資料編：P. 56「都市の防災化関連資料」参照)

ウ 新住宅市街地開発事業

2 地区 308.0 ha

防災上危険な木造密集市街地を安全で住みよい街に再整備する必要があり、今後とも住民や権利者の合意形成を図りながら、事業化の可能性を検討し整備促進を図る。

(5) 特殊建築物の防災対策

災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図る。

(6) 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

建築基準法第 12 条第 1 項に規定する特殊建築物等及び同条 3 項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。

※1 「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

※2 「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）

(7) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

市が指定する緊急輸送道路において、地震時の建物倒壊による緊急車両等の通行を確保するため、当該道路沿線の一定の条件を満たす建築物所有者に対して、耐震診断費用の一部の助成を行う。(助成期間平成 18 年度～平成 27 年度)

(8) 密集住宅市街地の整備促進について

老朽木造住宅が密集し、震災時の倒壊や火災の発生など防災上問題を抱える市街地の改善に地区住民と協力して取り組む。平成 15, 16 年度調査において、早期改善を図るべき地区と抽出した 15 地区を対象に整備を促進する。平成 18, 19 年度は地区を 2, 3 箇所絞り、対象地区住民とワークショップなどにより、地区の現状と問題点を把握・共有し、災害に強いまちづくりに向けて取り組みを行っていく。

第2節 建築物等の安全化

本節では、地震被害を軽減するための建築物の耐震不燃化、液状化に対する建築物の安全化、窓ガラス等の落下物対策等に関する施策について定める。

1 建築物等の耐震化

(1) 建築物の耐震性についての考え方

建築物の耐震性については、大地震を経験するごとに建築基準法が改正された経過があるが、阪神・淡路大震災において、特に昭和56年の法改正以前の建物に被害が多く見られたことから、平成7年12月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の運用を積極的にいき、建築物の耐震診断や耐震改修の促進に努めていく。

ア 公共建築物

既存公共建築物において、新耐震法改正以前に設計されたものについては、庁舎、消防署、学校、病院等防災上重要な機能を有する施設や市民センター、社会福祉施設をはじめとした不特定多数の者を収容する施設など、その重要性や規模、建築年次、利用状況等を考慮したうえで、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の対象枠を拡大して取り組むものとし、市有建築物耐震化計画検討委員会報告に基づく、計画的な耐震補強等を行う。

また、これからの公共施設の建設にあたっては、重要度等を勘案した建築物の耐震性能の確保及び不燃化に努め、利用者の安全及び防災拠点の確保を図る。

イ 一般建築物

既存建築物の耐震性向上を促進する必要性から、下記の施策を推進する。

① 既存建築物の診断、改修の普及と啓発

市政だより、パンフレット等により既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及と啓発を行う。

② 既存建築物の診断、改修に関する相談への対応

都市整備局住環境部住環境整備課及び各区街並み形成課において、耐震診断・耐震改修に関する相談に対応する。

③ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に該当する不特定多数の人が集まる特定建築物（3階以上かつ床面積1,000㎡以上）の所有者については、耐震診断や耐震改修の啓蒙を図って行くとともに、認定制度の普及に努める。

④ 戸建木造住宅について

昭和56年以前に建築された戸建木造住宅を対象として、仙台市並びに宮城県に登録された戸建木造住宅耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、簡易診断・精密診断・耐震改修計画作成の支援を実施している。また、耐震評点が基準以下となり耐震改修計画に基づいて耐震性を向上させる改修工事に対して、工事に要する費用の一部助成を実施している。

⑤ 木造共同住宅について

昭和56年以前に建築された木造共同住宅を対象として、仙台市に登録された耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、耐震診断を引き続き実施する。

⑥ 分譲マンションについて

昭和56年以前に建築された分譲マンションを対象として、分譲マンションの管理組合からの申込みに応じて、建築士を派遣し、耐震予備診断を対象となる全棟数に対して実施する予定である。

⑦ 耐震改修の促進のための融資制度等のPR

耐震改修の実施において、建築物の所有者に大きい負担がかかることから、住宅金融公庫・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・日本政策投資銀行等の活用のPRに努めていく。

⑧ 耐震改修促進実施計画等の運用

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の法律改正により「耐震改修促進計画」の策定に努めるよう定められたことに伴い、平成19年度までに市の「耐震改修促進計画」を策定する。

また、宮城県建築物等地震対策推進協議会への参加など、宮城県内の行政関係部局や関連する民間の団体と連携・協力して耐震改修を促進する。

(2) 施設構造物

ア 道路・橋梁

阪神・淡路大震災の教訓を受け、災害発生時の避難・救助・医療・消火活動及び避難者への物資輸送等に最も重要な役割を果たす「緊急輸送道路」ネットワークを設定し、該当路線の耐震性を最優先で確保していく。特に橋梁については、直近の道路橋示方書に基づき、本市管理既設橋梁に対して、大きな地震力に耐えられる構造物の設計・補強等の対策を実施していく。

資料編：P.153 「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照

イ 河川

河川管理施設及び許可工作物の構造については、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮し、安全性の向上を図る。

ウ ため池

市域内の農業用ため池について、年次計画に基づき順次整備、補強工事を進めていく。

エ 仙台市高速鉄道南北線

阪神・淡路大震災において鉄道構造物にも被害が見られたことから、平成7年7月に旧運輸省より「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」の通達が出され、その対象となった高架橋等の柱42本、開削トンネル等の柱91本、合計133本について、平成8年度から平成11年度にかけて年次計画で緊急耐震補強工事を実施し、構造物の耐震性の強化を図った。

また、平成13年6月に国土交通省より「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」の通達が出され、その対象となった橋梁（RC単柱形式等）の柱25橋脚について、平成17年度から平成19年度にかけて年次計画にて耐震補強工事を実施し、さらなる耐震性の強化を図っている。

2 液状化の恐れのある地域の建築物の安全化

(1) 公共建築物

地盤の液状化予測に基づき、液状化の恐れのある区域及び隣接区域内での中規模以上の建築計画においては、地盤調査とともに液状化予測を行い設計に反映させる。また、小規模建築物においても付近の地盤調査データをもとに液状化予測を行い、液状化の恐れがあると判断される場合には地盤改良など必要な液状化対策を行い、建築物の安全化を図る。

(2) 一般建築物

地盤の液状化予測に基づき、液状化の恐れのある区域においては、地質調査をもとに、計画建築物にあった適切な基礎構造についての指導を行う。

3 窓ガラス、看板等の落下防止

建築物からの突出物である看板等の落下による災害発生の可能性がある。

商業地域など多くの市民が集まる地区や避難所へ至る避難路沿いなどにおいては、その安全性の確保が特に必要である。

一般の市民はもとより、特にビルを所有する事業者や看板等の施工業者に対し、落下防止に関する啓発活動を展開する。具体的には、定期報告や不燃化促進のお知らせの機会にパンフレットを配布したり関連業界に宣伝するなど、継続的な情報提供により意識向上を図っていく。

また、平成17年8月16日に発生した宮城県沖を震源とする地震の教訓を踏まえて、大空間天井の地震による落下事故を防止するため、工事施工時に中間検査を実施する。仙台市の公共施設においては、既存大規模天井の耐震性調査と改修を順次実施する。

4 ブロック塀等の安全化

(1) ブロック塀等の倒壊防止

ア 宮城県沖地震においては、コンクリートブロック塀や石塀等の倒壊により犠牲者が子供や老人に集中した。これを教訓として昭和55年度から危険なブロック塀の除去を促進してきており、平成9年度からは、危険なブロック塀の所有者へは除却費用の一部を補助して除去の促進を図っている。

また、ブロック塀等の適正な維持管理がされるよう引き続き指導を行う。

イ 新設されるブロック塀については、平成18年3月1日から建築物の完了検査申請書にブロック塀等設置計画・工事状況報告書の提出を求め、安全なブロック塀設置の指導を行う。

(2) 生け垣への転換

本市は、昭和53年の宮城県沖地震においてブロック塀の倒壊により下敷きとなって痛ましい犠牲者を出したことを教訓に、災害に強く、また四季を通じて人の心を豊かにする生け垣づくりを進めるため、生垣緑化推進融資制度を設けた。

現在は、平成10年度に創設した百年の杜づくり推進基金の収益金を活用し、「生垣づくり助成制度」として、既存のブロック塀を撤去して生け垣をつくる場合の撤去費用も助成の対象にするなど、生け垣への転換誘導の一層の促進を図っている。

ア 制度の概要

道路に面した部分に個人、法人が、①植栽延長が5m以上、②植栽時の樹高が0.6m以上、③植栽の本数が1m当たり2本以上の生け垣をつくる場合に、費用の一部を助成するもの。

イ 助成の状況

	助成件数	助成金額合計	植栽延長
平成11年度	213件	17,682千円	3,878m
平成12年度	254件	20,641千円	4,472m
平成13年度	215件	16,963千円	3,781m
平成14年度	222件	17,174千円	3,631m
平成15年度	256件	21,039千円	4,165m
平成16年度	274件	22,543千円	4,446m
平成17年度	231件	17,773千円	3,576m

(3) 自動販売機等の転倒防止

転倒により危険を及ぼす恐れのある自動販売機等について、地震に対する安全性を確保するよう指導・啓発を行っていく。

(4) エレベーター対策

昇降機の定期検査報告時に、地震時の安全対策として地震管制運転装置が取り付けられていないエレベーターについて、取り付けを促す指導を行っている。

第3節 地盤災害の予防

本節では、宅地擁壁の崩壊や、急傾斜地における崖崩れや地すべり等の土砂災害を予防するために必要な施策について定める。

1 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防

近年、仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地におよび、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅が多くなっている。

従って、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定を行い、その区域内で行われる宅地造成に関する工事については、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。(宅地造成工事規制区域の指定面積 13,162.39 ha)

一方、宅地造成等規制法の施行以前に造成された古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられる。

こうした地区では、昭和53年の宮城県沖地震でも明らかのように、他の地区に比べ大きな被害が予想される。

これらの危険な擁壁を改善するためには多額の資金を要することの他、建物等が支障となり工事が困難な場合があること、また、所有者が不在のため日常的に危険性を感じていない等の理由から改善が進まない現状が少なからず見受けられるため、引き続きパトロール等による防災指導や法律に基づく是正勧告等を行い、改善促進を図る。

(1) 宅地造成工事規制区域の指定拡大

今後、宅地の開発が予想される丘陵地等を指定し、法律に基づく技術基準を適用させることによって、宅地災害の防止を図る。

(2) 法施行以前の造成地及び危険擁壁の把握

法律に基づく技術基準を満たしていない危険な擁壁を抱える宅地の把握に努め、徹底した防災指導を行う。

(3) パトロール活動の実施

毎年梅雨時期前に、宅地造成工事規制区域を対象とした「宅地防災合同パトロール」を防災関係部局と合同で実施し、宅地擁壁の点検や防災指導、無許可造成地等の調査と是正指導を行う。

(4) 広報活動と融資制度のあっせん

宅地災害の防止を市政だよりや報道機関を通して呼びかけるとともに、危険な擁壁を抱える宅地所有者に対しては、個別に防災のための相談等を行う。

また、擁壁等の改善のために必要な資金について、住宅金融公庫や仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。

(5) 宅地の防災のための融資及び助成制度

ア 宅地防災工事資金融資制度

種 別	融 資 額	金利※	融 資 の 対 象 者
住宅金融公庫の宅地 防災工事資金融資制度	1,030 万円	3.08 %	宅地造成等規制法又は急傾斜地法及び 建築基準法に基づく勧告又は改善命令 等を受けた者
仙 台 市 宅 地 防 災 工 事 資 金 融 資 制 度	200 万円 又は 300 万円	**	上記の融資を受けてもなお資金が不足 する場合 宅地造成工事規制区域外において災害 防止のため改善指導を受けた者

※ 平成 18 年 2 月 13 日現在の金利であり、金融情勢により変わる場合がある。

** 市中銀行と住宅金融公庫の利率の差を利子補給する。

(6) 宅地造成等規制法に基づく措置

市長は、宅地造成工事規制区域内で宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合、当該土地所有者等に対し次の措置をとることができる。

事 項	措 置 の 内 容	根拠条文
監督処分	宅地造成に関する工事で、許可を受けず、又は許可条件に違反し、 技術基準に適合しないもの等について、工事の停止や許可の取消、 宅地の使用制限やその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。	第 13 条
勧 告	宅地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁又は排水設備の設 置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置を とることを勧告する。	第 15 条
改善命令	宅地造成に伴う災害の発生の著しいおそれを除去するために必要で あり、かつ、土地の利用状況等から見て相当であると認められる限度 において、当該宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は 占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁若しくは排水施設の 設置若しくは改造又は改良のための工事を行うことを命ずる。	第 16 条

2 崖崩れ、地すべり等による災害の予防

(1) 現 況

本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が 8 箇所、砂防指定地が 56 箇所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は 48 箇所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っている。

しかし、この他にも土石流の発生するおそれのある危険溪流や、崖崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、引き続き本市は、県の事業に協力して新規事業の要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の対策に努める。

(資料編 : P. 191 「土砂災害等危険区域一覧」参照)

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績

本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和 51 年度から行われ、平成 17 年度末現在の事業実績は以下のとおりである。

- ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 48 カ所
- イ 事業主体 宮城県
- ウ 仙台市の負担金 事業費の 10%を負担

今後とも、災害発生のおそれがある個所については、パトロールによる監視や付近住民への啓発を行い、県に対し法に基づく区域指定と事業の実施を積極的に働きかけていく。

(3) パトロールと広報活動の実施

毎年 6 月は土砂災害防止月間となっており、県と市及び防災関係機関と合同パトロールを行い、危険個所の点検や無許可の制限行為の有無、及び付近住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施する。

(4) 行為の制限と防災措置の勧告等

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崖崩れを誘発し又は助長する行為が制限されており、県知事の許可を受けなければならない行為を制限行為という。

県知事は、制限行為について許可を受けなかった者、許可条件に違反した者、その他不正な手段によって許可を受けた者に対しては、許可の取り消し、若しくは条件の変更、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

市はこれらの制限行為の発見や情報の収集に協力する。

(5) 災害危険区域の指定

市長は、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第 39 条第 1 項の規定により災害危険区域として指定し、区域内における住居の用に供する建築物の建築の制限等を行い、災害の防止を図る。

(6) 土砂災害防止法に基づく対応

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、当該区域の警戒避難体制の整備を行うことにより、土砂災害の防止のための対策の推進を図るものである。宮城県が基礎調査を行い、順次土砂災害警戒区域の指定を行っている。

県が区域指定をすると、市は下表のような業務を行う。

宮 城 県 の 取 組 み	市 の 業 務
① 土砂災害警戒区域図の公表 警戒避難基準雨量情報の提供 危険箇所表示板の設置	① 地域防災計画への記載 ② 土砂災害ハザードマップの作成を含む警戒避難体制の整備
② 土砂災害予警報の発令（気象庁との連携）	③ 避難勧告等の発令
③ 特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制	

〈土砂災害警戒区域等の種類〉

指定名称	指定権限	指定の条件	対 策 の 概 要
土砂災害警戒区域	県知事	土砂災害のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達、警戒避難体制の整備 ・ 災害時要援護者への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・ 警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域		建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の開発行為に対する許可制 ・ 建築物の構造規制 ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(7) 土砂災害危険箇所図の活用等

市民の土砂災害への備えや警戒・避難の確認等、市民防災に活用できるように、宮城県が作成した「土砂災害危険箇所図」を本庁、各区役所に常備した。

また、市民からの要請があれば、市政出前講座で安心・安全なまちづくりについて防災意識の啓発等を行いながら、防災マップ等の利用・活用を図る。

(8) 土砂災害関係法令の概要

	地 区 指 定	管 理
砂 防 法	砂防指定地：砂防のため一定の行為を禁止・制限すべき土地 指定権限：国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行為の禁止・制限：県知事 ○ 砂防ダム等の工事：県知事
地すべり等防止法	地すべり防止区域：地すべり区域及びこれに隣接地域で公共の利害に密接に関連を有するもの 指定権限：主務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行為の制限：県知事 ○ 地すべり防止工事：県知事（都道府県の境界に係る場合で国土保全上重要なものの工事は主務大臣） ○ 立ち退きの指示：県知事
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域：崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのあるもの 指定権限：県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害行為の制限：県知事 ○ 所有者に対する急傾斜崩壊防止工事等必要な措置の勧告・命令：県知事 ○ 所有者等が施工することが困難な崩壊防止工事：県知事 ○ 警戒避難体制の整備：市町村地域防災計画

第4節 津波災害の予防

津波発生時における被害を最小限に止めるため、津波警戒区域の設定、情報伝達体制の整備、津波避難ビルの指定の検討及び住民に対する普及啓発など、次の津波予防対策を講ずる。

1 津波警戒区域の設定

「仙台市防災都市づくり基本計画」(平成9年3月)において、宮城県津波被害想定調査(昭和63年3月)の解析結果(宮城県第3次被害想定調査結果)を基に、想定地震津波における仙台市内の浸水予想高及び予想浸水域を把握し、あらかじめ津波災害に警戒を要する区域として、津波警戒区域を設定した。

(1) 津波危険区域

津波危険区域とは、津波が発生した場合に浸水のおそれがある区域をいう。

(2) 要避難区域

要避難区域とは、津波危険区域より標高が1~2m高い区域をいう。

(3) 津波警戒区域

津波警戒区域とは、津波危険区域と要避難区域をあわせて、あらかじめ津波災害に警戒を要する区域をいう。

なお、今後、新たな知見等により津波シミュレーション技術の向上があった際は、その都度見直しを行う。また、津波ハザードマップについては、仙台市のホームページに掲載し、住民に対する普及啓発を図る。

(資料編：P. 64「津波警戒区域図」参照)

2 海岸保全施設

本市の沿岸部における海岸保全施設は、別紙資料編に記載してあるとおりである。

(資料編：P. 65「仙台市の海岸保全施設等」参照)

3 情報伝達体制の整備

津波発生時の被害を最小限に止めるためには、迅速な情報伝達による速やかな避難行動が特に重要である。仙台市は平成16年4月から防災行政用無線固定系の情報伝達機器を活用した「仙台市津波情報伝達システム」を完成させその運用を開始した。

(資料編：P. 69「仙台市津波情報伝達システム」参照)

4 潮位観測体制の充実強化

津波は地形によっても変化する特性があり、潮位観測は応急対策を講じるうえで重要な情報であるため、潮位計等の津波観測機器の整備について検討する。

5 津波に対する知識の普及啓発及び訓練の実施

緊急時に市民等が迅速、的確に避難行動をとるために、パンフレットの配布、広報紙、防災に関する講演会の開催及びホームページの活用等により、日頃から市民及び事業所等に対して地震、津波に対する知識の普及を図る。

また、津波警戒区域の市民及び事業所等に対して、迅速な避難行動がとれるよう津波避難訓練の実施やワークショップの開催による防災マップの作成など行う。

6 津波避難計画の作成

津波警戒区域については、津波発生時において円滑な避難行動ができるよう、津波避難ビルの活用を検討するなど、地域住民及び事業所等と連携を図り、あらかじめ各地域に応じた津波避難計画の作成を行う。

第5節 火災等の予防

阪神・淡路大震災や過去の地震災害に見られるように、地震災害においては、地震動による家屋倒壊等の直接的な被害にとどまらず、火災等による二次災害が大きな被害を引き起こすことから地震時の出火防止について定める。

1 出火等の防止

地震時における火災は、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下、化学薬品容器の転倒による混触等のほか、阪神・淡路大震災では、停電の復旧による電気製品からの出火の危険性が指摘されたことから、市民、事業所等に対し次により安全指導を行い、出火の防止を図る。

(1) 家庭における出火の防止

- ア 火気器具使用時の速やかな消火
- イ 対震安全装置の付いた火気器具の設置推進と機能維持
- ウ 可燃物の落下防止等、火気器具周囲の整理整頓
- エ 火気器具及び可燃性危険物容器の転倒、落下等の防止
- オ 避難時の電源ブレーカーの遮断（通電火災防止）

(2) 事業所における出火等の防止

ア 危険物施設等の安全化

出火の危険とともに、延焼要因や漏洩による危険を抱える危険物施設、高圧ガス施設、化学薬品、火薬類の取扱施設については、立入検査などにより法令に定める技術基準の維持及び防災資機材の整備、保管方法等安全な取扱いと適正管理を促進し、流出、あふれ、混触による危険やそれらに起因する出火の防止を図る。

イ 常時火を使用する設備、多量の火気を使用する施設等の安全化

施設、設備の安全機能の作動の有無及び転倒、落下等による危険の有無、周囲の整理整頓の状況等について平常時の安全点検を指導する。

ウ 高深層建築物、百貨店、雑居ビル等の安全化

防火対象物の用途、形態に応じ、重点的立入検査の実施により、消防用設備等の整備、火気使用設備器具の安全化及び防火管理の徹底など出火の防止に関する適切な対応について指導する。

2 初期消火

地震に伴う出火に際しては、各家庭、自主防災組織及び事業所の自衛消防隊等による初期消火活動に負うところが大きいことから、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 住宅への消火器の普及推進
- (2) 事業所の消火設備の完備と維持管理の徹底
- (3) 自衛消防隊の任務の徹底
- (4) 地域、事業所の協力による初期消火等被害の拡大防止
- (5) 市民及び事業所従業員等に対する訓練・指導の充実強化

第6節 防災拠点の整備

震災時の災害において、応急災害対策活動や避難体制を適切に進めるには、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にし、必要な整備を図ることが重要である。

今後他都市等の状況を研究し、また、宮城県地域防災計画を参考にしながら整備等を図ることとする。

第7節 消防体制の整備

1 消防施設の整備

(1) 消防署所等の整備

消防署所数は、平成18年4月1日現在消防署6カ所、消防分署2カ所、消防出張所21カ所、救急ステーション1カ所である。

市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、消防署所の耐震性の強化と計画的な整備を推進する。

(2) 航空消防体制の整備

航空消防・救急体制の強化を図るため、平成13年度には仙台市消防ヘリポートを整備し24時間運行を開始するとともに、空白期間のない安定的な運航体制を確保するため、2機目のヘリコプターを導入し、消防ヘリコプター2機体制を構築した。

また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時ヘリポート）適地調査を毎年実施し、平成19年2月1日現在、43カ所を指定している。

（資料編：P.159「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）

（資料編：P.160「臨時ヘリポートの適地基準」参照）

2 消防装備の整備

(1) 消防車両等の整備

災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。簡易泡消火薬剤の混合装置を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。

< 消防車両等 >

平成18年4月1日現在

消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター
27台	29台	8台	7台	8台	28台	2機

(2) 消防装備の整備

地震発生時の上水道の破断などによる水利の不足や同時多発する救助災害に備え、消火効果の高い簡易泡消火薬剤や救助工作車以外の車両用の救助資機材を整備する。

3 消防水利の整備

(1) 現況

消火栓は水道局の配水管整備計画に合わせて整備し、防火水槽は市街地及び準市街地に100 m³級又は40 m³級を整備しており、市街地、準市街地の拡大に併せて、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を満たすよう計画的な整備を推進している。

＜ 消 防 水 利 ＞

平成 18 年 4 月 1 日現在

公 設 消 火 栓	100 m ³ 公設防火水槽	40 m ³ 公設防火水槽
14,466 基	63 基	1,319 基

(2) 対策

- ア 防火水槽用地の新たな確保に努め、設置を促進する。
- イ 事業所に消防用設備等の水源水槽の容量拡大等の協力を求めて消防水利の確保を図る。
- ウ 建築物を建築しようとして計画している者に対して、「地中ばり水槽」の設置の協力を求め、その経費の一部として補助金を交付し、消防水利の確保を図る。
- エ 取水口、進入路の確保について河川管理者と協議を図るなど、自然水利の確保に努め、消防水利の多元化を図る。

4 消防団

(1) 消防団の現況

消防団は、普段から地域に密着したきめ細かい災害予防活動を行い、多数の動員を必要とする大規模災害時の消防活動には、地域防災の中核として役割を果たすことが期待されている。

＜ 消 防 団 の 現 況 ＞

平成 18 年 4 月 1 日現在

現 員	定 員	団 員 数	充 足 率	機 械 器 具 置 場	消 防 ポ ン プ 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ
7 団 56 分 団	2,430 人	2,267	93.3%	126 箇 所	7 台	111 台	121 台

(資料編：P. 108「消防団の組織等」参照)

(2) 消防団拠点施設等の整備

各種災害活動における消防団の機動力の確保を図るため、小型動力ポンプ付積載車等の整備を進めるとともに、消防団の活動拠点として車庫及び詰所と集会所機能を併せ持つコミュニティ消防センターを整備する。

(3) 消防団の活性化及び組織と制度の多様化

消防団員の各種資格取得に対する支援体制の充実などにより、消防団の魅力の向上を図り、消防団の後継者確保と充足率向上に努めるとともに、新しい時代に対応した消防団の組織と制度の多様化を図る。

(4) 地震防災部の設置

平成 14 年 4 月から地震防災部を設置し、全 56 分団に地震防災部長を配置し、併せて 8 名の班長を増員して、地震に対する地域全体の防災対応力の向上と消防団指揮体制の強化を引き続き図っている。

(資料編：P. 108「消防団の組織等」参照)

5 防御困難区域

(1) 現況

消防活動の対策を強化する必要がある6カ所の地域を、防御困難区域として指定している。

<防御困難区域の現況>

平成18年4月1日現在

区	区 域
青 葉 区	① 国見三丁目（1番～6番、10番、11番の一部を除く） ② あげぼの町（7番～14番を除く）、葉山町（1番～13番、14番の一部、15番を除く）、堤町二丁目（1番～17番を除く） ③ 北山一丁目（1番～19番を除く）、青葉町（1番～12番、14番、15番を除く）
宮 城 野 区	清水沼二丁目、清水沼三丁目（3番の一部、5番～7番、8番の一部を除く）
若 林 区	若林一丁目、若林三丁目
太 白 区	向山一丁目、向山二丁目（2番、20番を除く）

(2) 対策

ア 防御困難区域は、道路の狭隘等により震災時の消防活動に支障を来すことが予想されることから、解消に向け、道路の拡幅等について関係部局と協議する。

イ 防火水槽の整備等により消防水利の確保を図る。

ウ 小型動力ポンプや遠距離送水による河川等の自然水利の有効活用により火災防御態勢を確立する。

第 8 節 救急救護体制の整備

1 救急救助体制の整備

(1) 救急用資機材の整備

救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備を推進する。

ア 高規格救急自動車の整備

平成 18 年 4 月 1 日現在 28 台の高規格救急自動車を整備

(資料編：P. 109「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照)

イ 高度救命用救急資機材の整備

(資料編：P. 110「主な救急自動車積載資機材一覧」参照)

ウ 大規模災害時救急業務用資機材の整備

現地救護所等に必要なエアートントその他の資機材を各消防署に整備する。

エ その他必要資機材の整備

(2) 救助用資機材の整備

同時多発の救助事象に的確に対応し、迅速・効果的な救助救出活動を確保するため、人命救助用資機材を各消防署に増強整備する。

(3) 現地救護所の開設計画

多数の負傷者が予想される場合には、被災地等に現地救護所を設置する。

(4) 現地救護所用応急処置用品の備蓄

現地救護所等において負傷者を救護するための応急処置用品を、各消防署所に常時配備しておく。

(5) 救急救命士の養成・教育

救急救命士が全ての救急車に常時 1 名以上、乗車できる体制を維持するため、救急救命士を計画的に養成する。

また、仙台市救急ステーションをベースとし、ドクターカーの同乗実習を含めた教育研修を行い救急隊員の資質の向上を図る。

(6) 応急手当の普及啓発

市民の救命率の向上を図るため、救急隊の現場到着前に救急現場に居合わせた市民や家族が適切な応急手当を施すことができるよう、応急手当講習会を開催し、市民への自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた応急手当の普及を図る。

講習の種類別	内容
普通救命講習	<ul style="list-style-type: none">・ 成人に対する心肺蘇生法 (対象者により小児、乳児、新生児を加える)・ 大出血時の止血法・ AEDの使用法・ その他

講習の種類別	内 容
上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・ 大出血時の止血法 ・ 傷病者管理法 ・ 外傷の手当 ・ AEDの使用法 ・ 搬送法 ・ その他
応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的な応急手当の知識と技能（AEDを含む） ・ 基礎医学、資機材の取扱い指導技法 ・ 応急手当の指導者としての指導要領 ・ その他
普通救命講習 ジュニアコース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人に対する心肺蘇生法 ・ 大出血時の止血法 ・ その他

2 医療救護体制の整備

(1) 救護所の整備

災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当て、トリアージ等の医療救護を行うため下記により救護所を設置する。

今後は、救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るとともに、救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関や仙台市医師会の隣組体制との協力体制の整備を図る。

ア 応急救護所

区役所保健福祉センター及び総合支所に設置する。

イ 避難所内救護所

あらかじめ指定され、資機材の整備を行っている避難所に設置する。また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。

(2) 医薬品等の備蓄

応急救護所を設置する区役所及び総合支所に備蓄している。

避難所内救護所を設置する避難所にも医薬品等の供給が確保されるよう関係団体との協力体制の整備を図る。

(資料編：P.174「応急救護所用医療用具及び医薬品一覧」参照)

(3) 災害拠点病院等の後方医療施設

後方医療施設は、次のとおりである。市は平素から後方医療施設の確保及び連携体制の整備に努める。

ア 災害拠点病院

県知事が基幹災害医療センターとして、都道府県に1カ所、地域災害医療センターとして2次医療圏に1カ所指定するものであり、本市の基幹的な後方医療施設として位置づける。

(基幹災害医療センター：仙台医療センター、地域災害医療センター：仙台市立病院、東北大学病院、仙台赤十字病院、東北労災病院、東北厚生年金病院)

イ 急患センター及び仙台オープン病院

災害時の機能維持を考え免震構造を採用している急患センター及び仙台オープン病院を災害拠点病院に準じた地域の医療拠点として位置づける。

ウ その他の医療施設

救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関を地域の後方医療施設と位置づけ、平素から防災意識の啓発や情報連絡体制の整備を図るとともに、災害発生直後における仙台市医師会と連携した初動時の後方支援体制の確立を図る。

第9節 情報通信体制等の整備

本節では、各種防災対策に必要な災害情報通信を確保するため、通信施設及び体制の整備について定める。

1 防災情報処理機能の充実

(1) 総合防災情報システムの充実強化

災害による被害の軽減を図るためには、災害情報の収集・伝達及び処理機能を強化する必要がある。現在運用している総合防災情報システムについては、平成3年度に運用開始したものであり、その機能保全を図るため、平成17年度に設備の更新を行った。また、今後とも情報処理機能を高めるため、システムの高機能化を推進する。

(2) 災害情報センター機能の強化

災害時における応急対策を効果的に進めるためには、災害情報センターに集約される膨大な災害情報を整理、集約及び分析して、迅速に基本方針を決定し、関係機関に対して的確に伝達することが重要である。

こうした一連の情報処理を迅速かつ的確に行うため、情報伝達機器の整備を進めるとともに、災害対策本部要員に対する研修体制の整備を行うなど、災害情報センター機能の充実強化を推進する。

(3) 地震計の整備

地震による揺れの強さは地域により異なることから、各区の震度をリアルタイムで把握し、職員の動員や組織体制の確立など、迅速な対応を図るため、各消防署に地震計を整備している。

また、本市設置の地震計が観測した震度は、气象台を通じてテレビ、ラジオで発表される。(高砂分署を除く)

本市設置の地震計は次のとおりとなっている。

青葉区	青葉消防署(平成13年度設置)
	宮城消防署(平成13年度設置)
宮城野区	宮城野消防署高砂分署(平成14年度設置)
若林区	若林消防署(平成12年度設置)
太白区	太白消防署(平成11年度設置)
泉区	泉消防署(平成12年度設置)

(4) 職員非常呼出システムの整備

休日、夜間等に発生した災害に迅速に対応するために、職員の動員を速やかに行う必要があるため、職員を一斉に呼出しするシステムを整備している。

今後は、さらに迅速な情報伝達を行うため、職員非常呼出システムの高機能化を進める。

(5) 画像情報送信システムの整備

広範囲に被災状況を把握できる上空からのヘリコプターテレビ電送システムによる映像に併せ、詳細な被害状況を確認するため、被災建築物内部等の画像を、消防局を通じて災害情報センターに配信する災害現場(屋内)画像情報送信システムを整備する。

(6) 災害情報提供システム(杜の都防災メール・Web)の整備

災害発生時に、その被害を軽減するためには、気象情報や避難勧告等の災害情報を的確に市民に伝達する必要がある。このことから平成17年度災害に関する情報をホームページに掲載するほか、電子メールで送信するシステムを整備し、平成18年4月20日から運用を開始した。

2 無線通信網の整備

(1) 防災行政用無線の整備

ア 地域防災行政無線

防災行政用無線（地域防災系）については、平成元年度から8年度にかけて整備を実施したもので、マルチチャンネルアクセス方式により、平常時は30チャンネル、災害時は60チャンネルの回線が使用可能な無線システムであり、災害情報センターを中心に各局、各区及び所属する車両に配備し運用している。

なお、現行の防災行政用無線（地域防災系アナログ方式）については、関係法令等の改正に伴い、その使用期限が平成23年5月までとされたことから、今後はデジタル化の整備に向け、計画的に事業を推進する。

（資料編：P.70「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照）

イ 防災相互通信用無線

防災相互通信用無線は、行政機関や防災関係機関が災害現場において、効果的な応急対策が実施できるよう、団体相互間で共通運用できる無線設備であり、計画的な整備を進める。

* 防災相互通信用無線を保有している防災関係機関						
・警察庁	・海上保安庁	・国土交通省	・経済産業省	・宮城県	・東北電力	・JR東日本
・塩釜消防本部	・仙台市					

〈防災行政用無線の現況〉

平成18年4月1日現在

地域防災系	全市移動系	防災相互通信用無線
基地局 1局 中継局 2局 半固定 45局 車携帯 125局 携帯 21局	基地局 1局 移動局 20局	(防災安全課) 基地局 1局 移動局 5局 (管理課) 基地局 7局 移動局 234局

(2) 防災行政無線（仙台市津波情報伝達システム）

平成11～13年度にかけ、津波発生時において沿岸住民が迅速に避難するための基本となる津波情報の伝達手段として、津波情報伝達システムが検討され、平成15年度に整備事業を行い、平成16年4月からその運用を開始している。

（資料編：P.69「仙台市津波情報伝達システム」参照）

(3) 消防用無線の整備

災害時において迅速な情報収集伝達を行い、円滑な災害現場活動を行うため、車両更新にあわせて消防・救急無線の計画的な整備を実施する。

また、災害応急活動の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化について検討を進める。

さらに、現在運用している画像伝送システムについては、デジタル映像伝送が可能となるよう衛星地球局の改修を進める。

平成18年度現況				平成18年度～20年度
固定局 31局	携帯局 77局	基地局 32局	陸上移動局 550局	・衛星地球局の改修 ・車載、携帯無線機の整備
携帯基地局 2局	受信設備 345局	地球局 1局		

(4) 航空用無線

消防防災ヘリコプターの統一した通信手段とヘリコプターの安全運航を確保するため、独立した航空用無線電話装置を整備し運用している。

平成 18 年 4 月 1 日現在

航空機局（ヘリコプター）		1 局
航空局（ヘリコプターと交信するための無線）	仙台市消防ヘリポート	2 局
	携 帯 型	3 局
	車 載（可 搬 型）	2 局

(5) 業務用無線

ア 水道局

① 無線設備と携帯電話の併用による通信体制の整備

無線設備と携帯電話の併用は、日常業務の情報連絡手段としての位置づけもさることながら、災害時の迅速かつ的確な情報の収集と伝達を確保するため、主に配水施設部門及び浄水施設部門を中心に整備し、通信体制の充実を図る。

② 業務用無線機保有数

平成 18 年 4 月 1 日現在

	車載用	携帯用	基地局	備 考
150 MHz	84 台	38 台	3 台	主に配水施設部門にて使用
60 MHz	19 台	18 台	6 台	主に浄水施設部門にて使用
計	103 台	56 台	9 台	

（資料編：P. 75「仙台市水道局業務用無線系統図」参照）

③ 携帯電話による通信

携帯電話保有数 56 台
衛星電話保有数 12 台

イ 交通局自動車部

業務用無線設備は平常時は業務用無線として活用しているが、災害発生時は災害情報の伝達手段として活用するものであり、各無線設備の現況は次のとおりである。

① 業務用無線設備の現況

無線設備の現況は、基地局が 3 局、移動局（連絡車に搭載又は携帯用）が 25 局である。
（るーぷる仙台を除く）

（資料編：P. 76「仙台市交通局無線設備状況等」参照）

② DMCA 無線の現況

無線設備の現況は、基地局が 10 局、移動局（路線バスに搭載又は携帯用）が 517 局である。
（資料編：P. 76「仙台市交通局無線設備状況等」参照）

ウ 交通局高速電車部

業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として使用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局 1 局、遠隔制御器 3、陸上移動局 10 局である。

（資料編：P. 76「仙台市交通局無線設備状況等」参照）

エ ガス局

迅速な情報の伝達を行うため次の無線設備を配置している。

(資料編 : P. 78 「仙台市ガス局無線系統図」参照)

3 有線通信網の整備

本市の内線通信網(仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム)は、本庁、区役所等の公所間をNTTの専用線等で結び、内線相互として電話、FAX及びデータ通信を行っている。

このことにより、災害時における各公所間の通信は、一般の電話回線網に影響されず確保できる。

また、一般の電話回線についても、災害時優先電話の増設を図り、通信の確保に努める。

今後は、専用線のバックアップ等の検討を進め、有線回線網の信頼性向上に努める。

(資料編 : P. 79 「仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム図」参照)

4 情報通信網の多様化

災害時における情報収集伝達体制の強化を図るため、多重無線の整備について検討を進める。

また、市民に対しては、避難情報、安否情報、ライフラインの復旧情報などの災害情報を迅速に伝達する必要があるため、電話(携帯電話を含む)、テレビ、ラジオ等を活用するほか、ホームページへの掲載や電子メールを送信するシステムの整備、無線網のデジタル化など、近年における情報通信技術の進展等を踏まえ、災害情報の伝達体制の高度化を進める。

5 停電を想定した訓練の実施

停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するとともに停電を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

6 関係機関との協力体制の確保

(1) 電気通信事業者

災害時に優先的に取り扱われる非常通話及び緊急通話について、通信方法及び手段等を電気通信事業者と具体的に調整しておく。

(2) 非常通信協議会

災害時の非常無線通信に関し、手続き方法、通信方法等について、非常通信協議会を通じて無線局の設置者と具体的に調整しておく。

(3) 民間団体

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、市内のアマチュア無線愛好団体、タクシー無線取扱事業者、MCA無線の利用者等の把握に努めるとともに、災害時の協力について協定等の締結を推進する。

(資料編 : P. 141 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

第10節 避難体制の整備

地震に伴う延焼火災等の災害から市民の生命を守るとともに、住家を失った市民に一時的な生活空間を確保するための避難所の確保、整備について定める。

1 避難誘導體制の整備

(1) 避難勧告等の発令

市長は、地震・津波等による災害の発生又は発生のおそれが認められることによって、避難を要する事態が発生することを想定し、避難勧告等の発令基準及び手順を定める。

(2) 避難勧告等の伝達

避難勧告を発令した場合は、報道機関への情報提供・広報車両の巡回等により対象区域内の居住者等へ伝達する。

(3) 避難誘導

区本部は、避難対象区域内の居住者を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し、組織的な避難誘導を行う。

(4) 避難所等の選定

避難勧告等の発令者は、指定避難所等から適切な避難所の選定を行う。また、必要により避難経路を選定する。

2 避難所・避難行動等の周知

避難所や防災施設拠点等を示した防災マップ等の作成や避難所標識等の整備及びホームページの掲載等を通じ周知を行う。

防災マップ・津波ハザードマップ・避難所一覧等避難行動に必要な情報をホームページに掲載する。

3 避難所の区分

(1) 指定避難所

指定避難所は、避難するための広場と避難者を収容する施設の両面の機能を有する避難所として、小学校区を単位に1カ所以上確保するものとし、市立の小中高等学校を指定する。

(資料編：P. 119「指定避難所一覧表」参照)

(2) 収容避難所

収容避難所は、住家の倒壊、焼失等により生活の場を失った者等の避難のための応急的な避難施設として位置づけ、市民センター、コミュニティー・センター、体育施設及び福祉施設等を充てる。

(資料編：P. 130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

(3) 地域避難場所

地域避難場所は、指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所とし、必要に応じて指定する。

○ 指定条件

ア 避難するための広場の有効面積を、概ね 2,500 m²以上有すること。

イ 避難場所の出入口が2カ所以上確保できること。

(資料編：P. 124「地域避難場所一覧表」参照)

(4) 広域避難場所

広域避難場所は、火災の延焼拡大等により、指定避難所等にとどまることが危険な場合の避難場所として位置づけ、火災による輻射熱、津波、崖崩れなどの危険や、地域の状況を勘案し適正に指定する。

○ 指定条件

- ア 避難するための広場の有効面積をおおむね 50,000 m²以上有すること。
- イ 避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること。

(資料編：P. 126「広域避難場所一覧表」参照)

4 危険区域等の避難所

(1) 災害危険区域等の避難所

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地については、避難者を収容する施設を複数選択している。

(資料編：P. 191「土砂災害危険区域一覧」参照)

(2) 石油コンビナート仙台地区避難所

「宮城県石油コンビナート等防災計画」で特別防災区域に隣接する仙台港地区を対象として避難所を指定している。

(資料編：P. 129「重要水防区域の避難所」と「石油コンビナート仙台地区避難所」参照)

(3) 津波危険区域内の避難所

津波想定区域外の避難所を原則とする。

(資料編：P. 119「指定避難所一覧表」参照)

5 避難所機能の整備

(1) 指定避難所の整備

ア 耐震診断による安全性の確保

昭和 56 年以前の学校施設については、耐震診断を実施し、その結果を踏まえて計画的に耐震補強対策を行う。

イ 防火水槽の設置

避難所周囲の消防水利の設置状況を考慮して計画的に耐震性防火水槽を整備する。

ウ 学校水泳プール、給食用施設等の活用

水泳プールについては、プールの水が災害時に市民の飲料水や生活用水に使用されることから、プールの耐震性を強化・補強した耐震型水泳プールや浄水機能を備えた浄水型プールを整備するとともに、屋外トイレ、シャワー室等の施設整備を行う。また、学校給食用調理施設の防災機能を充実させ、災害時における活用を図るよう検討を行う。

エ 通信手段の確保

災害時優先電話、インターネット、無線通信機器の整備等を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

オ 食料等の備蓄

学校の余裕教室等を活用して、初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。

(2) 収容避難所の整備

ア 耐震補強による安全性の確保

イ 通信手段の確保

災害時優先電話、インターネット、無線通信機器の整備等を行い、非常時の通信手段の確保に努める。

ウ 食料等の備蓄

初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。

(3) 広域避難場所の整備

避難者を延焼火災から保護するため、広域避難場所周囲の不燃化を推進し、避難者の安全確保に努める。

6 避難所開放体制の確保

鍵の保管は施設管理者のほか区役所等（地域）で行い、災害時に避難所の開設をスムーズに行う体制を確立する。

7 避難路の整備

本市は、避難路の整備に有効な以下の事業を推進する。

- (1) 都市防災不燃化促進事業
- (2) ブロック塀等の倒壊防止事業
- (3) 生垣づくり助成事業

8 避難所運営体制の整備

(1) 避難所の運営体制

避難所は、区災害対策本部から派遣される避難所管理責任者が中心となり、施設職員、避難者、地域住民、ボランティア等と連携して運営する。

(2) 自主的な運営体制の確保

避難所の開設期間は原則として、後片付けが完了するまでの期間とする。

破損により自宅での生活が困難になった者や土砂災害のおそれ等により、避難生活が長期化する場合もある。

このような場合は、避難者で組織する運営委員会等を設け、自主的な避難所の管理運営体制を確保する。

(3) 避難者受入れ体制の整備

学校及び市民センターの施設管理者は、あらかじめ避難者の受入れ、避難所運営にあたっての支援体制の確保に努める。

9 観光客等に対する避難誘導対策

(1) 旅行者への対策

旅行者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、旅行で帰宅困難な観光客等の一時的な宿泊場所の提供を行なう必要が生じた場合は、観光関連機関と連携し対応に努める。

(2) 帰宅困難者対策

災害により交通が途絶した場合、移動が困難となる者が発生する。大量に発生した場合は混乱となることから、事業者や学校等に対し、従業員、学生、あるいは顧客への対策を呼びかけ、帰宅困難者の発生を抑制するとともに、情報提供のあり方や帰宅行動の支援について検討する。

(3) 混乱防止対策

不特定多数者が出入りするデパートや劇場、レジャー施設等では、地震が発生した場合には、混乱することが予想される。このようなことから災害の拡大危険を排除し、被害の軽減を図るため地震発生時の安全対策について指導を徹底するものとする。

第11節 ライフライン施設の災害予防

本節では、市民生活にとって欠くことのできないライフラインについて、災害時の被害を最小限にとどめ、安定した供給や役務の提供を確保するための施設の耐震化をはじめとした防災体制の強化に関連した諸施策について記述する。

1 電力施設（東北電力株式会社）

(1) 設備の耐震化

ア 水力発電設備

- ① ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計を行う。
- ② 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地震震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。
- ③ その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づいて行う。
- ④ 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

- ① 機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計を行う。
- ② 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 変電設備

- ① 機器の耐震は、変電設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。
- ② 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

オ 配電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

カ 通信設備

屋内外に設置する装置については、(社)日本電気協会で定める「電気保安通信規定」における「電力保安通信設備の地震対策」に基づいて耐震設計を行う。

(2) 通信設備の確保

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

2 電信・電話施設等（東日本電信電話株式会社宮城支店）

災害時において安定した通信を確保するため、必要な通信設備の被害防止対策に関して定める。

(1) 施設の耐震化等

ア 地震または火災に備え、主要な電気通信設備等について耐震化及び耐火構造化を推進する。

イ 通信ケーブルの地中化は、震災においても信頼性が高いことが確認されたことから、さらに地中化を推進する。

(2) 津波警報、避難指示等の伝達体制の整備

ア 津波情報伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検して隘路を把握し、警報がより迅速に沿岸市町等に伝達されるよう改善措置を講ずるとともに、休日、夜間、休憩時における津波警報伝達の確実化を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

イ 津波警報伝達等訓練の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波警報伝達等の訓練を実施し、通信機器等に関する不慣れの解消、誤伝達、伝達漏れの防止等を図る。

3 ガス施設（ガス局）

(1) ガス施設の耐震化

ガス施設の耐震化は、ガス事業法並びに「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）に基づき適切な対応を行うとともに、以下の対策を推進する。

ア 中圧の鋼管の接合は溶接を行う。

イ 低圧本支管、供給管及び内管にポリエチレン管を使用する。

ウ 経年管の入替を推進する。

(2) 導管網の整備

供給区域を 11 分割し、被害状況に応じて供給を停止できるシステムを構築した。

(3) マイコンメーターの普及促進

マイコンメーターの設置を推進し、家庭用については完全普及に努める。

(4) 広報活動

通常時ガス局が発行する「くらしの炎」、「ガス使用の手引き」等を利用し、地震時のガス使用禁止、マイコンメーターの復帰方法及び緊急連絡先の広報に努めるほか、緊急時には、報道機関に協力要請しこれらの内容のビデオ放送を行う。

4 液化石油ガス施設

液化石油ガス販売事業者に対し、保安の確保に関する指導に努めるとともに、保安教育の徹底を指導し災害の防止に努める。

5 水道施設（水道局）

水道施設の被害発生を最小限にとどめるため、浄水場や配水施設について、耐震調査に基づき必要な補修・改修を行うとともに、耐震性に優れた管の布設を積極的に行い、水道施設全体の耐震性を強化する。

併せて配水経路の多系統化等を進め、水運用の充実を図る。

また、災害発生時においても、必要最小限の飲料水を確保するため、緊急遮断弁、非常用飲料水貯水槽及び応急給水栓などの応急給水施設の整備を進める。

(1) 施設の耐震化

ア 浄水施設等の耐震化

耐震診断の結果、補強工事が必要と判明した施設について、計画的に耐震化を進める。

イ 管路の耐震化

経年劣化に伴い機能低下が進んでいる管路の更新や新規布設の際には、耐震性に優れたものを今後も採用していく。

ウ 水管橋・添架管の耐震化

地震による被害を受けやすい水管橋・添架管の現況調査及び耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の対策を実施する。

(2) 水運用の機能強化

ア 配水幹線の整備

水源・水系の多系統化、相互融通機能の充実を図り、災害時に弾力的な水運用が可能となるように配水幹線網の整備を行う。

イ 配水ブロックの再編成

災害時の被害拡大防止や迅速な災害復旧が可能となるように市内中心部等 10 箇所の配水ブロックの再編成を行い、平成 20 年度に総ブロック数を 119 箇所とする。

ウ 水運用システムの強化

浄水場間の水融通を行い、運用コストの低減と安定給水を図るとともに、災害発生時における適正な水の供給を実現するため、水運用システムの充実強化を図る。

(3) 応急給水施設の整備

ア 緊急遮断弁の設置

災害発生時等に配水池からの水道水の流出を防ぎ、配水管路の破損による二次災害を防止するとともに、配水池を緊急貯水槽として機能させるために、主要配水所（容量 2,000 m³以上）に緊急遮断弁を設置する。（平成 17 年度末 16 基⇒平成 21 年度末 20 基）

イ 非常用飲料水貯水槽の設置

災害時の拠点給水施設として、既存の拠点給水施設から遠隔地かつ運搬給水での対応では効率性が望めない地域において、飲料水を確保するため、100 m³規模の貯水槽を指定避難所である小学校等に設置する。(平成 17 年度末 16 基⇒平成 21 年度末 21 基)

ウ 応急給水栓の設置

災害時における運搬給水車両の補給基地及び拠点給水施設として、既存の拠点給水施設から遠く、運搬給水では効率性が望めない地域において、配水管路上に応急給水栓を設置する。(平成 17 年度末 20 基⇒平成 21 年度末 24 基)

6 下水道施設 (建設局)

(1) 下水道施設の耐震化

下水道施設は水道、電気等の供給系ライフラインとは異なるが、受容系のライフラインとして市民生活を支える基幹的施設である。

地震による下水道の機能低下・停止は、快適な都市生活を破壊し、直接市民に深刻な影響を及ぼす。また、未処理下水の漏洩などで公共用水域に対する環境被害を発生させる。このような事態の発生を防ぐため、大地震による災害発生時においても、衛生確保の観点から必要とされる下水道の機能を確保できる、災害に強い都市基盤の形成が求められている。

本市は、兵庫県南部地震の教訓を基に改定された「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、「防災機能の向上」を図るため、次のような方策を講じる。

ア 施設の耐震診断

幹線下水道管、ポンプ場、浄化センター等の根幹的施設について、耐震診断を実施する。

イ 施設の耐震能力の強化

新設する施設については、兵庫県南部地震の教訓を基に改定された耐震基準に基づき、施設の重要度に応じた耐震性を備えたものにする。

既設の施設については、耐震診断の結果を踏まえ、下水道施設の重要度・施設規模・地域特性等を配慮し、計画的に耐震補強対策を進める。

ウ 施設のネットワーク化の検討

下水道施設の相互補完を目的として、処理施設間などのネットワーク化を検討する。

エ 下水道施設管理システムの構築

ライフラインとして機能強化や災害時における機能の確保を目的に、下水道施設の様々な情報をデータベース化するとともに、施設全体の適正かつ効率的な管理及び市民サービスの向上を図るため「下水道施設管理システム」を構築している。

下水道施設管理システムは、管きょ下水道台帳の数値化を扱う管きょ施設管理システムとポンプ場、浄化センターの設備台帳や運転情報の数値化を扱う設備管理システム及び計画支援システムから構成されている。

システムの充実を図ることにより、被災時にはデータ化された管きょ埋設情報や設備管理情報を利用し、災害復旧資料の早期作成や機能低下影響区域の迅速な判定及び応急対策の規模や優先順位の判定に利用する。

管きょ施設管理システムについては、データ化未整備区域の解消を、ポンプ場、浄化センターの設備管理システムについては全処理施設を目途に整備する。

また、下水道台帳などの基本資料は、複数のセクションで保管し被災による危険の分散を図る。

【システム構築】

	年 度	概 要
管きよ施設管理システム	平成7年度～平成9年度	台帳管理ソフト整備、台帳データ整備 L=2,825km
	平成10年度～平成14年度	情報履歴管理ソフト整備、台帳データ整備 L=820km
	平成15年度以降	未整備区域の台帳データ整備
設備管理システム	平成13年度	管理台帳情報の電子化及び運転状況基本システムの構築
	平成14年度～平成16年度	情報電子化の継続及び設備管理システムの拡充
	平成17年度	情報電子化の継続及び幹線水位システムの整備
	平成18年度以降	情報電子化の継続及び幹線水位システムの整備並びに設備台帳システム運用に伴う整備

(2) 資機材の整備・調達

緊急調査及び緊急措置に必要な資機材を計画的に備蓄・整備するとともに、他都市や業者などから速やかに調達できるよう体制を整えておくものとする。

第 1 2 節 自主防災体制の整備

1 自主防災組織の結成及び育成指導

(1) 自主防災組織の位置づけ

大規模災害において被害を最小化するためには、公共機関による救助・支援などの「公助」に加え、地域住民相互による援助である「共助」、そして自らが自らを守るという意味での「自助」が必要である。自主防災組織は、この内の「共助」のための中核となるもので、住民個人を直接・間接に支える地域の基盤となるものである。

(2) 自主防災組織の目的と役割

大規模災害においては、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠であるが、こうした活動は住民がばらばらに行っても効果は少なく、地域の防災力を最大限発揮するためには組織だった活動が必要となる。地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために組織されるのが自主防災組織である。

自主防災組織は、「平常時の役割」と「災害時の役割」の二つを持ち、平常時には災害が起こった場合の被害を軽減させる予防的な活動、災害時には被害の状況に応じて、初期消火、救出・救護、避難誘導など、あらかじめ準備していた様々な対策を機動的に行うことが求められる。

(3) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織には公共機関では把握し切れない地域の特性などを考慮したきめ細かい防災活動が期待されることから、日頃から生活の場で接し、交流している人々によって構成されることが望ましい。こうしたことから、地域の繋がりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を促進するとともに、より広域での連携体制を構築するため、連合町内会などの単位で自主防災組織の連合化を図る。

また、地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置について検討を行う。

(4) 防災用品の助成

「共助」の精神で組織される自主防災組織に対し、その活動を支援するため設立時に、自主防災組織の規模に応じて防災用品の助成を行う。

(5) 訓練・研修

ア 地域の防災力を高め、災害発生時に住民による防災活動が効果的に行われるように防災訓練や各種研修会を通じて、次のような事項について普及啓発に努める。

- ① 災害に関する基礎的な知識
- ② 災害に関する地域特性
- ③ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法
- ④ 災害発生時の役割
- ⑤ 各家庭での防災対策

イ ミニ防災訓練、発災対応型訓練、総合防災訓練など、地域の実情に適した訓練を繰り返し実施するよう指導する。

(資料編 : P. 68 「自主防災組織における個別訓練の種別」参照)

2 コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

コミュニティ防災センターは、地域のコミュニティ活動の拠点施設及び災害時における被災者の避難収容施設としての役割を持つ、市民センター及びコミュニティ・センター等に防災資機材倉庫を併設した地域の自主防災活動の拠点となる施設である。

小学校区に1カ所程度整備するものとし、市民センター、コミュニティ・センター等の建設又は増改築に併せて逐次その整備を進め、未整備地区の解消を図る。

また、宮城県沖地震の再来に備えコミュニティ防災センターの未整備地区の解消を図ることを目的として、簡易型防災資機材倉庫の整備を進める。

(資料編：P.130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

3 事業所の防災対策の推進

大規模災害時においては、地域とともに事業所も大きな被害を受けるおそれがあることから、事業所においても、平常時から防災組織を結成するなど、従業員はもとより利用者等の安全を守る対策を構築しておくとともに、各事業所において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めることが必要である。（BCP：Business Continuity Plan）

また、事業所も地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全確保に積極的に努める必要がある。

4 地域における職員の役割

職員は、コミュニティの一員として小学校区ごとに結成される、仙台市地域職員防災会議に参加するなどし、自主防災組織等と協力のもと、地域の防災活動に貢献する。

(資料編：P.55「仙台市地域職員防災会議設置要綱」参照)

第13節 災害時要援護者対策の推進

災害時要援護者の範囲について、法令等での明確な定義はないが、災害対策基本法では、地方公共団体が防災上特に配慮すべき事項の一つとして、「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置」と定めていることから、災害時要援護者は、「災害への対応力の面で何らかのハンディキャップがある人」と捉えることができる。

本節では、高齢者、障害者及び言葉、災害経験、移動等の面で要援護者となる可能性を有する外国人の安全を確保するための予防措置について定める。

1 在宅の高齢者及び障害者に対する災害予防計画

本項では、災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対する平常時の予防計画について定める。

《基本的な考え方》

災害時要援護者支援に関しては、地域住民相互による「共助」を基本とし、民生委員、地区社会福祉協議会等の福祉関係者・団体や自主防災組織等の地域団体（以下「地域の支援者」という。）が主体となり、それぞれの地域の実情にあわせた「共助」のしくみを構築する。市は、その構築の支援を行うとともに、災害時に「共助」のしくみが十分機能するための調整機能を担う。また、福祉サービス提供者との連携により、介護保険・障害福祉サービスの継続的な提供の確保に努める。

(1) 高齢者・障害者名簿の整備

市は、災害時における支援の基礎データとして使用するため、高齢者・障害者名簿を整備する。なお、仙台市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行う。

(2) 地域の支援者との連携強化

地域の支援者は、見守り活動などを通じて日頃から災害時要援護者の状況把握に努め、災害時の支援につなげる。市は、地域の支援者が主体的にこのような「共助」のしくみを構築するため、情報の提供や防災訓練の共催などを通じ促進・支援を行う。

(3) 災害時要援護者への防災啓発

市は、災害時要援護者への訪問指導等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発に努める。

(4) 緊急通報システムの活用

市は、在宅のひとり暮らしの高齢者及び障害者等を対象に、通報機器を無料貸与し、緊急通報時に近隣の協力員等が災害時要援護者の態様を確認する「緊急通報システム」を活用する。

(5) 福祉サービスの継続

市は、福祉サービス提供者との連携により災害時における介護保険・障害福祉サービスの継続的な提供の確保に努める。

2 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画

(1) 社会福祉施設等の対応

社会福祉施設等は、入所及び通所者の安全を確保するため、次の事項について対応する。

ア 防災設備の整備点検及び非常時・夜間の防災体制の整備

消防法令に基づく、消防用設備等の整備点検を実施するとともに、非常時の関係機関（仙台市等）への通報体制、夜間における防災体制を整備する。また、食料、飲料水等の備蓄、応急復旧用資機材等を整備する。

イ 入所及び通所者情報の把握及び防災訓練の適切な実施

プライバシーに配慮しながら、施設利用者情報を把握するとともに、入所・通所者及び職員参加による避難訓練や防災教育を実施する。

(2) 本市の対応

ア 社会福祉施設等における防災対策の充実強化の指導を行う。

イ 災害時における施設と本市の連絡網の整備を行う。

3 外国人に対する災害予防計画

(1) 支援体制の整備

ア 避難場所の周知

外国語対応の防災マップの作成や避難場所までの案内板等に外国語を併記し、外国人に対して避難場所の周知を図る。

イ 防災体制の整備

防災講習会等を積極的に開催し、防災訓練を実施するに当たっては、地域に住む外国人を含める。また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける。

ウ 災害語学ボランティアの組織及び研修

災害時に通訳等を行う災害語学ボランティアを組織し、研修会等を行って災害時に備える。

エ 情報提供のためのマニュアルの作成

災害時の広報活動に備え、情報提供のためのマニュアルを作成する。

(2) 実施状況

ア LIFE IN SENDAI（外国語版生活便利帳）の作成による情報の提供

外国人向け暮らしの情報誌を英語・中国語・ハングルの3カ国語で作成し、外国人登録の際に各区役所で配付している。

防災や安全に関する情報を提供し、災害時の対応や心構え等の周知を図っている。

イ 外国人救急カード

症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要言葉を網羅した9カ国語（英語、中国語、ハングル、タガログ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、タイ語、イタリア語）による救急カードを作成し、救急車に常時備えつけている。

ウ 外国籍市民の生活と意識に関する調査

市内在住外国人の生活実態をできるだけ正確に把握し、これまでの本市の国際化推進施策の見直しや、防災を含めた今後の諸施策を検討する基礎資料とするため、平成13年度において、外国籍市民の生活と意識に関する調査を行った。

この調査では、日常の防災知識の普及啓発や災害時の救援情報の提供等において、情報の多言語化が求められているという結果が得られ、平成17年4月に「多言語防災マニュアル地震」（DVD版）を12種類の言語で作成し、市内の留学生受入教育機関や在住外国人グループ等に配布しているほか、外国語のシナリオを仙台国際交流協会のホームページで公開している。

第14節 ボランティア活動支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動は、被災した市民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、関係団体との連携による活動環境の整備やボランティアの受入れ体制の整備等に努めることが重要である。

本節では、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるために必要な各種対策について定める。

1 災害ボランティアの定義等

(1) 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、災害時等において、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体

(2) 災害ボランティアの区分

ア 職能による区分

① 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア

② 専門ボランティア

医師や看護師、被災建築物の応急危険度判定士等専門的な知識や技能を活用するボランティア

イ 所属による区分

① 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

② 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

2 災害ボランティア関係団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。

(1) 災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に、行政機関と仙台市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体が速やかに相互に連絡が取れる体制を整備する。

(2) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関と仙台市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。

また、災害ボランティア関係団体相互のネットワーク化を支援する。

(3) 宮城県災害ボランティアセンターとの連携

宮城県地域防災計画に基づき設置される「宮城県災害ボランティアセンター」と連携・協力が取れる体制を整備する。

また、必要な場合には関係団体と調整のうえ、スタッフ等を派遣する。

3 災害ボランティア受入れ体制の整備

災害発生時に、被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が運営マニュアルを作成して中心となって活動し、仙台市は、災害ボランティアセンターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行う。

(1) 仙台市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、仙台市全体のボランティアニーズの総合調整を行う。

(2) 区・地区災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

4 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、専門性の高いコーディネーターが不可欠であるため、仙台市社会福祉協議会や災害ボランティア関係団体との協働により災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

5 災害ボランティアに関する啓発

災害時に災害ボランティアによる活動が有効に行われるように、市民に対して、災害ボランティア活動についての理解を深める啓発活動を推進する。

6 災害ボランティア関係団体の支援体制等

(1) 社会福祉協議会

仙台市社会福祉協議会は、災害発生時に「仙台市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。また、平常時には、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図る。

(2) 日本赤十字社宮城県支部

日本赤十字社宮城県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を促し、災害ボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整える。

また、災害発生時には、被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を考慮し、個人又は各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行う。

(3) 特定非営利活動法人みやぎ災害救援ボランティアセンター

災害ボランティアの受付・登録、企業・団体との協定締結、コーディネーターの養成等を行うとともに、災害時においては、各種救援、救助活動を行うこととしている。

7 専門ボランティアの育成等

一定の知識や経験、資格等を必要とする専門ボランティアについては、次により育成支援等を行う。

(1) 福祉ボランティア（健康福祉局、仙台市社会福祉協議会）

市及び区ボランティアセンターでは、福祉ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する相談、紹介、あっせん及び情報提供を行うとともに、活動への参加を促進し、その育成を行うため、パンフレットの発行や各種研修会の開催等を行う。

また、災害時においては、把握している福祉ボランティアに関する情報を有効に活用し、ボランティア活動のコーディネートを行うとともに、活動に関する指導、助言を行う。

(2) 障害者災害時ボランティア（健康福祉局、仙台市身体障害者福祉協会）

普段から聴覚障害者に対する情報支援や車いす使用者及び視覚障害者に対する外出支援などの活動に従事している専門ボランティア（手話奉仕員および手話通訳者、要約筆記奉仕員、運転ボランティア、点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパー）の協力を得て、専門ボランティアの普段の活動を災害時でも活かせる体制づくりを進める。

(3) 医療ボランティア（健康福祉局）

大規模災害時に、地域の医療機関や医療救護班に代わり、救護所や医療機関で医療救護活動を実施したり、必要とされる場所で随時医療活動にあたる医療ボランティアの活動を支援するため、災害発生時に医療情報や医薬品等を提供するための体制整備に努める。

(4) 応急危険度判定士（都市整備局）

地震で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定する応急危険度判定士の養成を、平成7年度から宮城県が主体となって取り組んでおり、判定養成のための講習会に参加する。

(5) 仙台市災害（語学）ボランティア（企画市民局）

日本語が不自由なため、災害情報を十分に得にくい外国籍市民に対して、通訳等により情報を提供するボランティアを育成する。

災害時に、ボランティアは市災害対策本部企画市民部交流政策班の要請に応じて出動し、区災害対策本部等において市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問い合わせの電話対応等を行う。

(6) 仙台市災害時消防支援協力員（消防局）

大規模地震発生時に消防機関が行う業務の支援活動を行うことを目的に、登録を行った仙台市災害時消防支援協力員（仙台市消防職員OB）に対し、定期的に機器の取扱い等に関する研修を実施するなどして、制度の充実を図る。

(7) アマチュア無線ボランティア（消防局）

アマチュア無線の各種団体の把握に努めるとともに、災害時における情報伝達の協力体制について検討を行う。

(8) 仙台市水道局退職者応援隊（水道局）

大規模災害時において水道局の行う応急給水活動等を支援することを目的に、登録を行った応援隊員（元仙台市水道局職員）に対し、定期的に情報交換を行うとともに、防災訓練に参加するなどして制度の充実を図る。

(9) 仙台市職員退職者団体連合会（消防局）

大規模災害発生時に区役所が行う避難所開設・運營業務等の支援をすることを目的に、仙台市職員退職者団体連合会の会員に対し防災関連の情報提供を行う。

また、避難所開設訓練への参加を呼びかけるなどして制度の充実を図る。

8 防災・災害活動におけるボランティア保険（企画市民局・仙台市社会福祉協議会）

本市が運営する仙台市市民活動保険制度において、日常的に防災活動を行っている市民が災害時にボランティア活動を行った際、活動中の事故による傷害や賠償責任について制度の範囲内で補償を行う。

仙台市市民活動保険制度の適用にならない活動中の事故による傷害や賠償責任の補償については、既存の保険の活用を含めて検討を進める。

また、宮城県社会福祉協議会においてとりまとめを行なっている「ボランティア保険（天災型プラン）」の活用も検討する。

市外からのボランティアについては、災害ボランティアセンターで登録し、保険に加入した後活動を行う。

第15節 応援体制の整備

災害が発生し、被害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合、本市のみでの各種応急対策の実施は困難であるため、他の地方公共団体や民間団体等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、あらかじめ関係団体と応援協力協定を締結するなど応援体制の構築に努めるとともに、防災訓練等の実施を通して協定内容等の実効性について常に検討を行い、見直しを図ることが重要である。

本節では、応援協力体制の整備について定める。

1 相互応援体制の強化

(1) 応援協定等の整備

地方公共団体に対する応援要請については、災害対策基本法等により基本的な事項が定められているが、より迅速かつ円滑な応援を確保するため、相互応援協定等を締結し、その実効を期する。

また、災害対策上必要と考えられる事項について、応援要請を待たずに自主的な応援ができることとするなど、実効性に配慮した民間団体等との新たな協定を締結し、協力体制の構築に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

応援要請に際して有線回線が使用できなくなることを想定し、関係機関との連絡を確保するための無線通信設備の整備を進める。

2 応援体制の検証等

既に締結している応援協定等については、適宜内容の見直しを図り、必要に応じ、修正を加えていく。

また、関係機関との各種訓練開催時においては、応援要請や要請に基づく実動訓練を実施し、応援体制の実効性を検証・検討するとともに、定期的な情報交換を行う。

さらに、仙台市周辺地域を包括的に災害対応する自衛隊等の関係機関との連絡調整を図り、協力体制を確立しておく。

3 応援要請及び受入れ体制

応援要請は機を失せずに行い、応援部隊等の受入れにあたっては、災害現場での活動計画、物資提供等について、コーディネート体制を含めてあらかじめ受入れ体制等の調整を図っておき、実効性のある活動を期する。

4 応援協力に関する協定等一覧

(1) 自治体との応援協定連絡担当部局・自衛隊の派遣要請連絡先及び担任地

(資料編：P. 145「自治体との相互応援協力に基づく連絡担当部局」参照)

(2) 自衛隊災害派遣要請等様式

(資料編：P. 150「自衛隊災害派遣要請等様式」参照)

第16節 教育・訓練の推進

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれらの対応を行うことは、困難が予想される。

そのため、市民や自主防災組織、事業所、観光客等に対して、必要な防災情報を提供し、地域の特性に応じた自主防災意識の醸成を図る。

また、災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、災害時要援護者への支援協力など基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や事業所等の防災知識や防災行動力の向上を図る。

1 市民への防災知識の普及啓発

関係局・区は、市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間等あらゆる機会をとらえ防災知識の普及啓発に努める。

また、普及啓発の実施に関しては、高齢者や障害者などの災害時要援護者に対し十分配慮して行う。

(1) 防災知識の普及啓発の方法、手段

- ア 市民向け防災リーフレットの作成配付（外国語パンフレット等を含む）
- イ 防災講演会の開催
- ウ 防災パネル展の開催
- エ 防災・防火フェスティバルの開催
- オ 市政だよりへの防災に関する記事の掲載
- カ 区民まつりへの防災コーナーの出展
- キ 地震体験車「ぐらら」の活用
- ク 市政出前講座
- ケ テレビ・ラジオによる広報
- コ 報道機関の協力を得ての広報
- サ ホームページによる広報
- シ 仙台市地震防災アドバイザーによる広報

(2) 普及啓発の内容

- ア 地震に関する一般知識（地震のメカニズム、本市の地震環境等）
- イ 地震に対する備え（建物の耐震化、ブロック塀の除却推進、家具等の転倒防止対策、食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、災害時の家族との連絡方法、出火防止対策、避難所の確認等）
- ウ 地震時にとるべき行動（身の安全の確保、火の始末等）
- エ 応急処置の方法
- オ 地域における助け合い
- カ 避難所の運営方法
- キ 情報伝達の方法（公衆電話、災害伝言用ダイヤル「171」、iモード災害用伝言板、EZweb 災害用伝言板等）
- ク 災害時における心身の健康保持

(3) 防災学習施設の整備

市民の防災知識及び行動力を高めるため、市民防災学習施設等の整備について検討を行う。

2 学校における防災教育

児童生徒の地震災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、学校教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階や学校等の実態に応じた防災教育に努める。

ア 学校教育計画(学校安全計画)への系統的な位置づけ

- ① 各教科、道徳等の学習と関連を図った防災学習の推進
- ② 特別活動での防災学習の推進
- ③ 副読本、指導資料の活用

イ 防災訓練(あらゆる場面を想定した)の実施

ウ 地震体験車「ぐらら」の活用

エ 災害時における学校の対応マニュアルの整備

3 職員に対する研修・訓練

第18節「災害応急体制の整備」(P.69)に定める。

4 総合防災訓練

(1) 仙台市総合防災訓練

仙台市総合防災訓練等の取扱要綱に基づき、次の訓練を実施するものとする。

また、訓練後において訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、必要に応じ応急体制の改善、地域防災計画の見直し等を行う。

(資料編:P.66「仙台市総合防災訓練等の取扱要綱」参照)

ア 6.12 総合防災訓練

大規模地震等の災害に対処するため、防災関係機関相互の協力体制を確立し、緊急時における迅速かつ確かな応急対策を確保するとともに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、仙台市災害対策本部設置訓練及び現地総合防災訓練を実施する。

イ 災害情報収集伝達訓練

大規模災害時における必要情報の収集伝達手法等に習熟することを目的として、各局、各区の職員を対象に、各部、各区内の応急対策を含めた一定の被害想定のもと、関連部局等への必要情報の収集伝達訓練を実施する。

(2) 防災訓練への市民の参加促進

ア 災害時の行動力を身につけるためには、災害を想定した現場に身をおき、実際に行動する訓練を積み重ねることが必要である。

このため、関係局・区は、6.12 総合防災訓練における現地総合訓練に一人でも多くの市民が参加するよう積極的に呼びかける。

(3) 防災機関等が行う防災訓練

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、防災訓練の実施に努める。関係局・区は、関係機関が行う防災訓練に積極的に参加、協力する。

第17節 物資・資機材等確保体制の充実

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要があり、特に食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供が重要である。

本節では、災害時に必要な物資、資機材の確保並びに緊急時の輸送体制の整備について定める。

1 家庭内備蓄の推進

地震による都市機能の停止が考慮されることから、各家庭内においては、2～3日分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等を事前に準備しておくことが望まれる。

市は、家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてPRに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

2 公的備蓄の推進

災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

仮設トイレ等に関して、被害想定に基づき、仮設トイレ本体やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達目標を定め、各避難所への配備が適切に行われるよう計画的に必要な数の備蓄並びに備蓄箇所の整備を図る。また、取扱業者や関係団体を確認し、災害時の連絡体制や搬入時の情報提供などについて事前に検討する。

〔備蓄場所の考え方〕

○拠点備蓄－地区の拠点施設（区役所、総合支所等）

○分散備蓄－避難者を収容する施設

（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、コミュニティ防災センター）

* 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

（資料編:P.134「仙台市災害救助物資管理要綱」参照）

(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄

平成18年4月1日現在

品目	備蓄量	備蓄場所
クラッカー	205,975 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター
アルファ米	377,700 食	
飲料水	92,270 ㍓	コミュニティ・センター コミュニティ防災センター
粉ミルク	150,000 g	区役所、総合支所
アルファ粥	10,300 食	

〔備蓄目標量の考え方〕

① 主食（クラッカー類・アルファ米）

$\{(179,000 \text{ 人} - 4,600 \text{ 人}) + 10,000 \text{ 人}\} \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} = 553,200 \text{ 食}$
(乳幼児・高齢者等を除く想定避難者) (災害復旧職員)

② 飲料水

$\{(179,000 \text{ 人}) + 10,000 \text{ 人}\} \times 1 \text{ 日} \times 1 \text{ ㍓} = 189,000 \text{ ㍓}$
(乳幼児を含む想定避難者) (災害復旧職員)

③ 粉ミルク

$1,000 \text{ 人} \times 150 \text{ g} = 150,000 \text{ g}$
(想定避難者に占める乳幼児数) (1日当たり必要量)

④ アルファ粥

$3,600 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} = 10,800 \text{ 食}$
(想定避難者数に占める高齢者等数)

(2) 生活物資等の備蓄

平成 18 年 4 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
災害用組立仮設トイレ	960 台 (うち身障者対応型 192 台)	市立小中高等学校
浄 水 機	7 基	区役所、総合支所
石 油 ス ト ー ブ	164 台	市民センター コミュニティ・センター コミュニティ防災センター

<p>〔備蓄目標量の考え方〕</p> <p>① 災害用組立仮設トイレ 収容避難所となる市立小中高等学校を対象に1校当たり5台(うち身障者対応型1台)を整備する。</p> <p>② 浄水機 ペットボトルでの飲料水備蓄を補完するものとして区役所及び総合支所に各1機を整備する。</p> <p>③ 石油ストーブ 市民センター、コミュニティ・センター、コミュニティ防災センターに1カ所当たり2台の備蓄を進めている。</p>
--

(3) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫における防災資機材

コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に、災害時における自主防災活動に必要な防災資機材を備蓄している。

今後も、コミュニティ防災センターの建設や簡易型防災資機材倉庫の整備により、防災資機材の備蓄を推進していく。

備蓄防災資機材の品目及びその数量は、資料編による。

(資料編:P.130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在・施設概要一覧」参照)

(資料編:P.139「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の備蓄資機材基準数量」参照)

3 食料及び生活必需品の安定供給の確保等

被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。(第3章第21節「応援協力要請計画」P.168参照)

4 緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等

全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、緊急通行車両等に係る公安委員会への事前届出を行うなど事前準備を整えておくものとする。

5 井戸水の活用

災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保も重要である。災害時における地域の生活用水の確保並びに井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に有効に使用されている個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として募集し、整備に努めている。

〈災害応急用井戸登録者数〉

平成 18 年 4 月 1 日現在

	青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計
登録井戸数	50	29	35	16	8	138

第18節 災害応急体制の整備

地震等の災害発生時に、できる限り混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。

そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、これに当る職員に対する日頃からの研修・訓練が不可欠である。

本節では、迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するために本市が行うべき組織体制の整備等について定める。

1 危機管理監の設置と危機管理体制の強化

危機発生時には、仙台市の組織が一体となり、全庁職員が一丸となって対応できる組織づくりを進める必要がある。そのために、仙台市では、危機管理に係る総合的な企画や実践に関する権限を持つ危機管理監を設置することとした。

地震等の自然災害も仙台市における危機の一態様であり、地域防災計画についても、危機管理という観点から常に見直しを図るとともに、それぞれの個別計画における危機管理監の権限と役割の明確化を図る。

2 組織体制の整備

地震など突発的な災害の発生を考慮し、仙台市地震災害対応マニュアルを策定するとともに、必要に応じ災害対策活動体制の見直しを図るなど、より実践的な組織体制の整備を図る。

3 動員・連絡体制の整備

夜間、休日等における緊急事態をも考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図る。

4 災害対策本部機能の強化

(1) 市災害対策本部機能の強化

災害対策本部事務局（青葉区役所）に、非常時の情報収集、伝達機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、市災害対策本部機能の強化を図る。

(2) 区災害対策本部機能の強化

区災害対策本部事務局を置く区役所に、非常時の情報収集、伝達機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、区災害対策本部機能の強化を図る。

5 防災実施計画の策定

災害応急対策の円滑な実施を図るため、各局・区の庶務主管課は、各局・区の実施する防災対応業務を把握（所管業務と所管課の把握）するとともに、あらかじめ人員の参集体制や災害応急体制を記した防災実施計画を作成し、危機管理監に報告する。

防災実施計画は、毎年検討を加え、必要がある場合は、これを修正する。

(1) 計画に盛り込むべき事項

- ア 災害時の組織及び任務
- イ 職員の配備計画
- ウ 所管任務にかかる活動計画（フロー図含む）
- エ その他災害応急対策に必要な事項

(2) 報告

計画は、毎年4月1日現在をもって見直しを行い、速やかに危機管理監に報告する。

(3) 危機管理監の指導及び助言

危機管理監は、必要に応じ、各局、区の作成する防災実施計画に関し、指導及び助言を行う。

6 災害応急対策にかかる事前調整

各局・区は、災害発生後迅速に災害対応や応急復旧等に対応するため下記に示す災害対応マニュアルや事前計画書を作成する。

(1) 時系列シナリオの作成

災害発生直後から初動期（概ね 24～72 時間程度）を経て復旧期に到るまでの災害応急対策を時系列に整理・検討し、食料・物資の供給や緊急輸送の実施など災害応急対策相互の関連や各局、区の行うべき事務・事業及び必要とする人員等を明確にする。

事前に検討が必要なものとして次のものがあげられる。

- ア 災害種別に応じた業務内容の把握（フロー図含む）
- イ 役割分担と人員の配置
- ウ 災害対応マニュアルの作成
- エ その他

(2) 土地・建物等の利用等にかかる事前計画の作成

災害発生直後の混乱を防止し、円滑な応急対策を実施するため、災害発生直後から必要となる土地・建物等のニーズを事前に把握し、事前計画書を作成する。また、随時、その内容を見直す。

事前調整が必要なものとして次のものが想定される。

- ア ライフライン復旧等に係る他都市及び公共機関の応援隊の宿营地、資材置き場
- イ り災ごみの仮置き場
- ウ 住宅応急対策

7 職員に対する研修・訓練の実施

(1) 研修・訓練の基本方針の策定

災害対策本部事務局要員等の災害対応能力の向上を目的に、災害時にそれぞれ割り当てられる役割に応じた実践的な研修・訓練を実施するため、研修・訓練の体系化を図り、その基本方針を策定する。

(2) 研修・訓練実施の考え方

ア 知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、機器取扱い訓練、イメージトレーニングや図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施する。

また、研修・訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図る。

イ 人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的な実施を行う。

ウ 仙台市のみでは対応困難な大規模な災害を想定し、必要に応じ、防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図る。

第19節 防災関連調査研究事業の推進

災害対策を効果的に推進するためには、災害を科学的に分析、解明し、現状の分析と将来の予測を行ったうえで、各種対策に反映していくことが必要である。

本市では、災害予防や災害応急対策のための各種調査研究を行ってきたところであるが、今後とも引き続き地震被害の軽減・防止に関する各種調査研究事業を積極的に行い、震災対策の一層の充実に努める。

1 主な調査研究事業の概要

(1) 防災都市づくり基本計画策定調査（平成7～8年度）

本調査は、阪神・淡路大震災を教訓として、本市に起りうる災害の予測とそれに対応するための防災対策のあり方（防災ビジョン）を検討し、地域防災計画をはじめとする各種防災対策に反映させるために仙台市防災都市づくりの基本計画を策定した。（第1章第5節「防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性」P.18参照）

(2) 地区別防災カルテ策定調査（平成7～8年度）

平成7、8年度にかけて実施した防災都市づくり基本計画策定調査の結果を基に、住区レベルで災害に対する危険性と対応力を評価し、地域別の課題及び解決の方向性を探ることを目的として調査を実施した。

(3) 外国籍市民の生活と意識に関する調査（平成13年度）

本調査は、これまでの本市の国際化推進施策の見直しや、今後の施策を検討する基礎資料とするため、仙台市に在住する外国籍市民の生活と意識に関する調査を行った。（第2章第13節「災害時要援護者対策の推進」P.58参照）

(4) 仙台市宅地防災調査業務委託（調査期間：平成11～14年度）

本調査は、仙台市宅地防災事業の一環として、宅地造成工事規制区域内の宅地擁壁の分布状況の的確に把握し、効果的な宅地の防災対策に資することを目的として行った。

ア 仙台市宅地防災調査基礎調査業務委託（平成11～12年度）

地域ごとに自然特性、社会特性、災害特性などの基礎的データの収集に加え、宅地形態の把握と擁壁の分布調査を行い、これをデータベース化した。

イ 仙台市宅地防災調査詳細調査業務委託（平成13～14年度）

基礎調査の結果を基に、宅地擁壁の健全度が比較的低い地域において、主に幹線道路等に面する擁壁等の調査を行い、これをデータベース化した。

(5) 仙台市消防・防災に関する市民意識調査（平成17年度）

本調査は、仙台市に住む満20歳以上の男女5,000人を対象に、「本市が取り組んでいる防災・消防事業を評価すること」「本市が行う消防事業や防災対策への意向や要望」の的確に把握・分析し、今後の事業展開に反映させることを目的に実施した。

調査結果については、地域防災計画の修正、消防組織体制の見直し、広報啓発活動、防災都市基盤の整備など、消防・防災施策を進めるにあたっての基礎資料として活用を図るものである。

なお、今後も引き続き、概ね5年ごとに実施する予定である。

(6) 密集住宅市街地改善に係る調査・検討業務（平成15～16年度）

本調査は、密集住宅地における住環境の現状、課題を調査・整理し、今後の防災環境の改善を図る住民主体の事業の展開を図るため実施した。

(7) 津波情報伝達システム整備調査（調査期間：平成 11～13 年度）

本調査は、津波発生時に沿岸住民等の人的被害を防止するため、津波に関する情報及び避難勧告等を迅速に伝達するシステムの整備にあたり、どのような方法を用いて伝達することが最も有効かつ適切であるのか、当市において最も適合するシステムは何か、また、津波避難に関連する諸対策について調査した。

(8) 仙台市地震被害想定調査（平成 13～14 年度）

本調査は、平成 7 年度仙台市防災都市づくり基本計画策定基礎調査から 5 年以上が経過し、この間に人口の増加、建築物やライフライン等の社会条件が変化したこと、また、平成 12 年 11 月に政府の地震調査研究推進本部が発表した「宮城県沖地震の長期評価」等を受け、地震・地盤に関する最新の調査結果と地震学や地震工学の最新の知見に基づいた地震被害想定の見直しを実施することを主眼とし、本市における地震防災対策を見直すための基礎資料を得ることを目的として実施した。

(9) 津波河川遡上シュミレーション解析業務（平成 17 年度）

20 年以内の発生確率が 90%程度とされる切迫した宮城県沖地震に備えて、宮城県第三次地震被害想定調査により得られた新しい知見により、本市内における河川を遡上する津波の挙動を、数値シミュレーションで解析することにより津波避難に関する基礎資料を作成するために実施した。

(10) 自動販売機転倒調査（平成 16～17 年度）

本調査は、過去の他地域における地震において、自動販売機の転倒が散見され、その危険性が指摘されたことから、市内の自動販売機の設置状況を把握するために実施した。

調査は、平成 16 年 12 月から平成 17 年 2 月にかけて、市内の指定避難所周辺 10 ヶ所及び青葉区、太白区、泉区の商業地域においてサンプリングにより、約 3,000 台を、また、平成 18 年 2 月から 3 月にかけて、市の全施設のすべての自動販売機約 850 台を対象に行った。

(11) 8.16 宮城地震に関するアンケート調査（平成 17 年度）

平成 17 年 8 月 16 日午前 11 時 46 分頃、宮城県沖を震源とするマグニチュード 7.2 の強い地震（8.16 宮城地震）が発生し、市内で震度 5 強の揺れが観測された。

このアンケートは、8.16 宮城地震の被害状況や市民の地震対策の推進状況などを把握し、高い確率で発生することが予測される宮城県沖地震に備えるための基礎資料とすることを目的として、地震発生の日から 9 月 30 日までの間に、市政出前講座や防火防災訓練などの市民が集まる様々な機会を通じて実施した。

(12) 緊急地震速報の本運用開始に係る調査研究

気象庁では、緊急地震速報の提供に向けた準備を進めており、本市における活用方法について今後検討を進める。

(13) GPS 波浪計を活用した沖合波浪（津波）観測情報の高度化

東北地方整備局では、平成 18 年度に沖合波浪（津波）観測情報の高度化及び地域の津波防災力向上を図るため、宮城県沖中部沖に GPS 波浪計を 1 基設置することとしており、本市における活用方法について国及び県と検討を進める。

第20節 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行され、全都道府県において平成8年度から12年度の計画を策定し、総合的な地震防災対策の推進が図られた。

(1) 作成主体

各都道府県知事

(2) 対象事業（地震防災対策特別措置法第3条第1項各号）

避難地、避難路、消防用施設、消防活動用道路、緊急輸送路等、社会福祉施設、公立小中学校、海岸・河川保全施設、砂防施設、地域防災拠点施設、老朽住宅密集市街地対策等で、主務大臣の定める基準に適合するもの。

2 第2次五箇年計画の作成

五箇年計画により実施される事業のうち、特に住民の生命・身体の保護、災害応急対策の充実、被災者の生活の早期安定化に資する事業のうち、補助率が比較的低いものについては、同法に基づいて第1次計画についてのみ財政上の特別措置が設けられていたが、現状の整備状況や対策の重要性から、これらの事業をさらに強力に推進する必要があるために、平成17年度末まで特別措置を継続するよう同法が改正された。このことにより、全都道府県において、平成13年度を初年度とする第2次五箇年計画を作成することとされた。宮城県においては、県内全域を対象地区として第2次五箇年計画を作成し、さらなる地震防災対策の積極的な推進を図ることとしている。

第 21 節 宮城県沖地震対策戦略プロジェクト事業の推進

宮城県沖地震が近い将来、再来する可能性が極めて高いことを考えると、これまで進めて来た各種防災対策を継続・強化すると同時に、比較的短期間に実現可能で効果の高い事業について、重点的に取り組む必要がある。

こうした中、仙台市実施計画（平成 16～18 年度）において、本市の持続的発展を見据え、計画期間において特に戦略的に取り組むべき事業として「宮城県沖地震対策戦略プロジェクト」が位置づけられている。

1 キーワード

安全・安心

2 概要

政府地震調査委員会は、20 年以内に 90%程度の確率で宮城県沖地震が発生すると予想している。市民とともに万全の備えを整え、本市の人的・物的被害を最小限に留めるための災害対策の充実強化を図る。

3 主な数値目標

- ア 自主防災組織などによる防災訓練参加者数：18 年度までの 3 ヶ年で 50 万人
- イ 学校校舎の耐震改修率：20 年度に 100%
- ウ 地下鉄南北線橋脚の耐震補強の完了率：19 年度に 100%
- エ ガス供給設備総合監視システム整備率：17 年度に 100%

4 事業

(1) 市民に対する普及啓発

- ア 宮城県沖地震災害対応・普及啓発事業（消防局）
市民への普及啓発のための情報提供や研修会の開催する。

(2) 地域の防災体制整備

- ア 宮城県沖地震災害対応・地域防災体制整備事業（消防局）
資機材の整備などにより地域防災体制を整備する。
- イ 既存建築物地震対策等促進事業（都市整備局）
既存建築物の耐震診断及び改修の促進と被災時の危険度判定体制の整備する。
- ウ ブロック塀除却推進事業（都市整備局）
市内の公道に面するブロック塀の危険度を調査し、危険度の高いものは除却を促進する。
- エ 都市防災不燃化促進事業（都市整備局）
地震発生時に安全に広域避難場所へ避難できるよう避難路周辺の建築物の不燃化を促進する。

(3) 公共建築物等防災体制整備

- ア 公共建築物等防災体制整備
学校施設や市役所本庁舎、市立病院など市有施設の耐震対策を推進する。
- イ 道路防災事業（建設局）
地震発生時の通過車両の安全確保を図る道路防災対策や橋梁の震災対策を推進する。

ウ 水道施設防災対策事業（水道局）

水運用機能の強化や拠点給水施設の整備による応急給水体制の充実と施設の耐震化を推進する。

エ 地下鉄南北線耐震補強事業

耐震診断で補強が必要となった単柱形式の橋脚の耐震補強を推進する。

オ 都市ガス防災対策強化事業（ガス局）

設備の耐震機能強化や導管網のブロック化と供給設備の遠隔操作システムを導入する。

(4) 行政の災害対応力の向上

ア 宮城県沖地震災害対応・行政災害対応力向上事業

通信設備の整備や資機材の充実などにより市の災害対応力を向上する。

第3章 災害応急対策計画

本章では、地震災害の各種災害に共通する災害応急対策について定める。

- 第1節 災害対策活動体制 (P76)
- 第2節 職員の配備・動員計画 (P84)
- 第3節 災害情報の収集伝達計画 (P88)
- 第4節 災害広報・広聴計画 (P95)
- 第5節 津波災害応急計画 (P100)
- 第6節 災害救助法適用計画 (P103)
- 第7節 避難計画・避難所運営計画 (P108)
- 第8節 食料・物資供給計画 (P117)
- 第9節 応急給水並びに復旧計画 (P121)
- 第10節 住宅応急対策計画 (P124)
- 第11節 緊急輸送計画 (P129)
- 第12節 災害警備・交通規制計画 (P134)
- 第13節 火災等に対する活動計画 (P137)
- 第14節 救急・救助計画 (P139)
- 第15節 医療救護・保健・防疫計画 (P141)
- 第16節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画 (P150)
- 第17節 清掃計画 (P153)
- 第18節 二次災害の防止 (P158)
- 第19節 災害時要援護者への対応計画 (P163)
- 第20節 文教対策計画 (P165)
- 第21節 応援協力要請計画 (P168)
- 第22節 自主防災活動計画 (P174)
- 第23節 電力施設災害応急計画 (P175)
- 第24節 電気通信施設災害応急計画 (P177)
- 第25節 ガス施設災害応急計画 (P179)
- 第26節 下水道施設災害応急計画 (P181)
- 第27節 交通施設災害応急計画 (P183)
- 第28節 J R 鉄道施設災害応急計画 (P185)
- 第29節 ボランティア活動支援計画 (P187)
- 第30節 農林水産業対策計画 (P190)
- 第31節 応急公用負担 (P191)

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策活動体制

この節は、地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要最小限度の市民サービス業務を除き、平常業務を停止し応急対策を行うための防災組織体制について定める。

1 防災組織体制

市内で地震の発生及び津波予報が発表されたときは、次の体制をもって対処する。

災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分
地震	市内で「震度4」の地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制	/
	市内で「震度5弱」の地震が発生したとき	市長	災害対策本部	非常1号配備
	市内で「震度5強」の地震が発生したとき			非常2号配備
	市内で「震度6弱」以上の地震が発生したとき			非常3号配備
津波	宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき	危機管理監	警戒体制	警戒配備
	宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき	〃	災害警戒本部	
	宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき	市長	災害対策本部	非常1号配備

* 震度は、気象台が発表する市内震度のうち最大の震度とする。

(資料編：P.52「非常配備等に関する要領」参照)

2 情報連絡体制

市内で震度4の地震が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課及び各区区民生活課並びに関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。

なお、危機管理監不在時は、消防局次長、防災安全部長の順(警戒体制及び仙台市災害警戒本部体制も同様とする。)により代行する。

(1) 対象部局

地震	総務局(*)、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区
----	---

* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

* 総務局は、庶務課及び広報課のみとする。

3 警戒体制

津波注意報が発表されたときは、危機管理監が指示し、関係局主管課及び関係区区民生活課並びに関係課の所要の職員を配備して仙台市災害警戒本部体制に準じ、災害の警戒や広報等を行う。

(1) 事務局

警戒体制の事務局は、原則として消防局防災安全課及び危機管理室とする。

(2) 警戒対象部局

津波	総務局(*)、健康福祉局、消防局、教育局、宮城野区、若林区
----	-------------------------------

* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

* 総務局は、庶務課及び広報課のみとする。

4 仙台市災害警戒本部体制

仙台市災害警戒本部体制(以下「警戒本部」という。)は、津波警報が発表されたとき「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき自動設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。

(資料編：P.45 「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)

(1) 設置場所

警戒本部は、原則として、青葉区役所内に設置する。

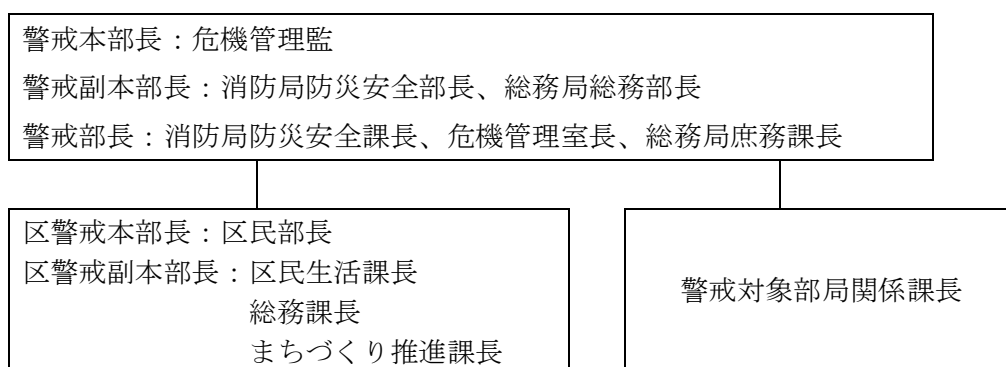
(2) 警戒対象部局

津波	総務局(*)、健康福祉局、消防局、教育局、宮城野区、若林区
----	-------------------------------

* 危機管理監は、必要に応じ警戒対象部局を変更することができる。

* 総務局は、庶務課及び広報課のみとする。

(3) 警戒本部の組織



(4) 警戒本部の業務

- ア 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- イ 警戒本部運営に必要な職員の配備
- ウ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- エ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(5) 情報連絡員の派遣

警戒対象部局等の長は、速やかに警戒本部に情報連絡員を派遣する。

(6) 警戒本部の庶務

警戒本部の庶務は、消防局防災安全課、危機管理室、指令課及び総務局庶務課が行う。

(7) 仙台市災害対策本部への移行

警戒本部は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められる場合は、仙台市災害対策本部に移行する。

(8) 仙台市現地災害警戒本部の設置

警戒本部長は、必要に応じて仙台市現地災害警戒本部を設置することができる。

(9) 区災害警戒本部

区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。

ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。

イ 区警戒本部は、区の区民部長を区警戒本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒副本部長とする。

ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。

エ 区長は、区警戒本部を設置または廃止した場合、直ちに警戒本部長に報告する。

(10) 区現地災害警戒本部の設置

区警戒本部長は、必要があると判断したとき、区現地災害警戒本部を設置することができる。

5 仙台市災害対策本部体制

市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、総合的な災害対策を実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき② 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき③ 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき④ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき⑤ その他市長が必要と認めるとき |
|---|

（資料編：P. 11「仙台市災害対策本部運営要綱」参照）

（資料編：P. 42「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）

(1) 市災対本部の設置場所

原則として、青葉区役所内に設置する。

なお、災害の状況により機能が維持できない事態に陥った場合は、速やかに市役所周辺の施設を選定し代替施設として利用する。

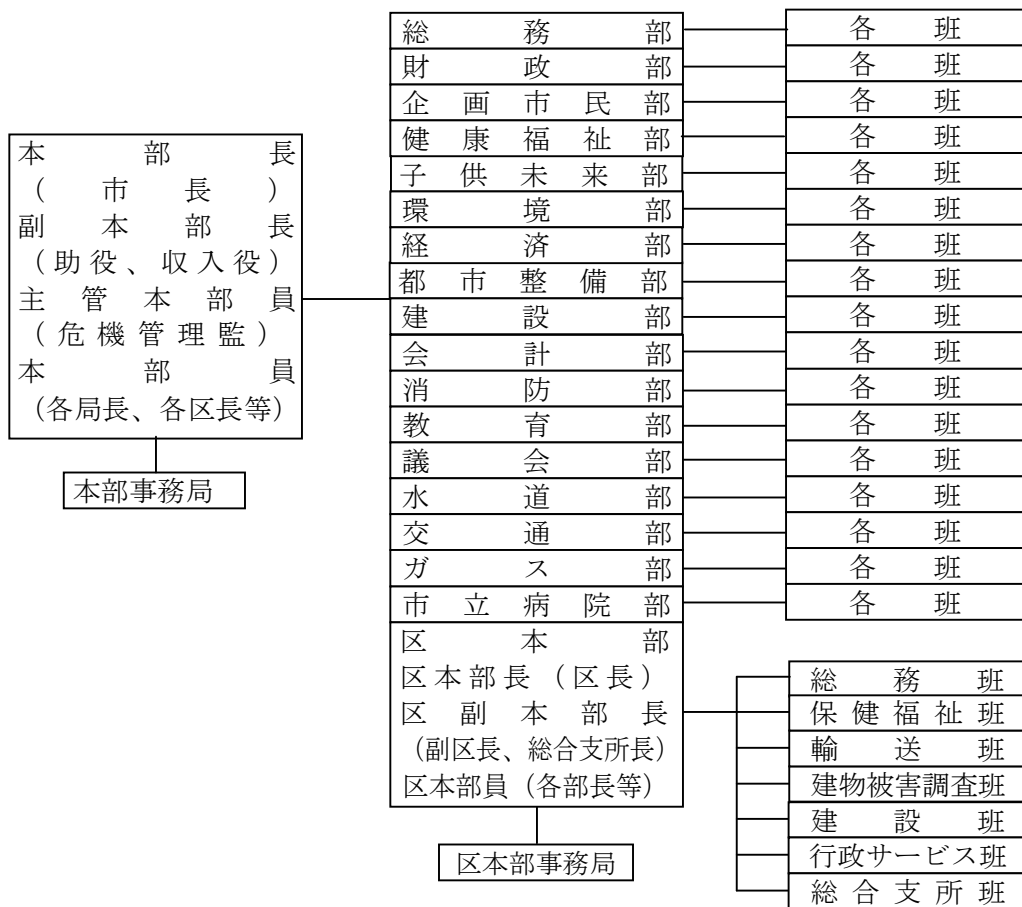
(2) 報告等

市災対本部を設置又は廃止したときは、次の機関に対し、速やかに報告等を行う。

- ア 宮城県知事に対する報告
- イ 防災関係機関に対する通知
- ウ 報道機関等を通じた市民への周知

(3) 市災対本部の組織

〈仙台市災害対策本部組織図〉



(4) 本部長及び職務権限の代行並びに幹事等

ア 本部は、市長を本部長、助役・収入役を副本部長、各局長、区長、事業管理者及び危機管理監を本部員とする。

なお、本部長不在時は副本部長が職務を代理し、その順序は、助役、収入役の順とし、助役が職務を代理する順序は、市長職務代理順序規則（昭和56年仙台市規則第46号）に定める順序の例による。本部長、副本部長が不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、市災対本部組織図に定める順により代行する。

イ 本部員の属する局主管課長及び各区区民生活課長等を幹事とする。

ウ 本部員及び幹事の代行は、各部であらかじめ指名する。

本部長	市 長		副本部長	助役・収入役
本部員	主管本部員：危機管理監			
	総務局長	都市整備局長	ガス事業管理者	
	財政局長	建設局長	病院事業管理者	
	企画市民局長	消防局長	青葉区長	
	健康福祉局長	教育長	宮城野区長	
	子供未来局長	議会事務局長	若林区長	
	環境局長	水道事業管理者	太白区長	
	経済局長	交通事業管理者	泉区長	
幹 事	総務局庶務課長	建設局総務課長	市立病院総務課長	
	財政局財政課長	収入役室会計課長	青葉区区民生活課長	
	企画市民局調整課長	消防局総務課長	宮城野区区民生活課長	
	健康福祉局総務課長	教育局総務課長	若林区区民生活課長	
	子供未来局子供企画課長	議会事務局庶務課長	太白区区民生活課長	
	環境局総務課長	水道局総務課長	泉区区民生活課長	
	経済局経済企画課長	交通局総務課長		
	都市整備局総務課長	ガス局総務課長		

(5) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって構成し、市災対本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。

なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

ア 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。

イ 開催場所は、原則として、青葉区役所 4 階会議室とする。

ウ 関係本部員会議

主管本部員は、特定の災害対策について協議する必要がある場合は、本部長の命を受け、関係本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。

エ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、概ね次のとおりとする。

- ① 災害救助法の適用申請に関すること
- ② 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関すること
- ③ 現地災害対策本部の設置及び運用に関すること
- ④ 避難の勧告、指示に関すること
- ⑤ 被災市民等に対する支援策に関すること
- ⑥ 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- ⑦ 職員の応援に関すること
- ⑧ 国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関すること
- ⑨ その他災害応急対策の重要事項に関すること

(6) 市災対本部事務局

ア 市災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局 長	消防局防災安全部長		
事務局 次 長	総務局総務部長		
総括担当課長	消防局防災安全課長	消防局危機管理室長	総務局庶務課長
広報担当課長	総務局広報課長		
事務局 員	消防局防災安全課員	消防局危機管理室員	消防局指令課員 総務局庶務課員
		総務局広報課員	指定動員職員

イ 連絡調整会議

事務局長は、関係部、区災害対策本部(以下「区本部」という。)又は防災関係機関等と調整が必要である場合、幹事若しくは防災関係機関の代表者等を招集して連絡調整会議を開くことができる。

ウ 局・区等の情報連絡員の派遣

各局長及び区長は、あらかじめ係長相当職にある者のうちから3名を指名し、派遣順位を定め、1名を市災対本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区本部に情報連絡員の増員を求めることができる。

エ 防災機関への連絡調整員の派遣依頼

事務局長は、自衛隊等の防災関係機関に対し、必要がある場合、連絡調整員の派遣を求めることができる。

オ 所掌事務

- ① 市災対本部の運営に関すること
- ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること
- ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること
- ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること
- ⑤ 各部、区本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること
- ⑦ 市民への災害広報に関すること
- ⑧ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること
- ⑨ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること
- ⑩ 防災無線の運用に関すること
- ⑪ その他災害対策の実施に必要な事項

(7) 部

ア 組 織

部に、部長、副部長及び班長を置き、局長相当職にある者を部長、次長及び部長相当職にある者を副部長、課長相当職にある者の中から部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

(資料編：P. 11「仙台市災害対策本部運営要綱」参照)

イ 部長の措置

① 支援職員の派遣要請

部長は、部が実施する応急対策活動等において、部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。

② 情報連絡室の設置

部長は、市災对本部の設置と同時に部に情報連絡室を設置し、部における指揮体制及び情報連絡体制を確保する。

(8) 区本部

ア 設置場所は、原則として、区役所内とする。

イ 自主設置

区長が必要であると判断した場合、本部が設置されていない場合でも区本部を自主的に設置することができる。

区本部長は、区本部を自主的に設置したときは、直ちに危機管理監に報告する。

ウ 組 織

区長を区本部長、副区長及び総合支所長を区副本部長、部長相当職にある者を区本部員、課長相当職の内から区本部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

区本部長	区 長
区副本部長	副 区 長 総合支所長
区本部員	区民部長 保健福祉センター所長 建設部長

エ 区本部員会議

区本部員会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。

オ 協議事項

- ① 自衛隊その他防災関係機関との応急活動の調整に関すること
- ② 避難の勧告及び指示に関すること
- ③ 被災市民等に対する支援策に関すること
- ④ 職員の応援に関すること
- ⑤ その他災害応急対策の重要事項に関すること

カ 区本部事務局

① 構 成

区本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局 長	区民部長
事務局次長	区民生活課長
総 括 課 長	総務課長、まちづくり推進課長
事務局 員	区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員 指定動員職員

- ② 所掌事務
 - a 区本部の運営に関すること
 - b 区災害情報センターの設置及び運営に関すること
 - c 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること
 - d 区各班の分担任務に係る応急対策活動等の総合調整に関すること
 - e 市災対本部及び関係機関との連絡調整に関すること
 - f 防災無線の運用に関すること
 - g その他区の災害応急対策の実施に必要な事項

キ 区本部長の措置

- ① 支援職員の派遣要請
区本部長は、区域の被害が甚大で応急対策活動において、区本部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。
- ② 応急措置の要請
区本部長は、区域の防災対策について必要があると認める場合、局長又は出先機関の長に対し、応急措置を講じるよう要請することができる。
- ③ 情報連絡員の派遣
区本部長は、市災対本部の設置と同時に市災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(9) 仙台市現地災害対策本部

ア 設置及び廃止

仙台市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、局所的な災害、又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置し、災害応急対策等が完了したときに廃止する。

なお、市災対本部、又は区本部が設置されていない場合でも設置することができる。

イ 設置場所

現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設又は被災地を管轄する区役所等に設置する。

ウ 現地本部長等の指名

- ① 現地本部長の指名
現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。
- ② 現地本部員の指名
現地本部員は、現地本部長が関係する部の部長相当職にある者のうちから指名する。
- ③ 現地本部要員の要請
現地本部長は、必要に応じて関係する部及び区本部の職員の派遣を当該部長及び区本部長に求めることができる。

エ 庶務

現地本部に係る庶務は、現地本部長が所属する部又は区が行うものとする。

オ 所掌事務

- ① 被災現地における情報の収集、伝達及び処理
- ② 被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整
- ③ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

第2節 職員の配備・動員計画

1 配備計画

(1) 警戒配備の基準

警戒配備は、警戒体制又は災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、警戒対象部局の平常業務の縮小又は勤務時間外に職員を動員する配備である。

組織体制	職員の配備区分	職員の配備
警戒体制	警戒配備	警戒対象部局があらかじめ定めた職員
警戒本部体制		

ア 警戒配備の指示

① 配備の指示

危機管理監は、警戒指示書をもって警戒対象部の長に対し、指示する。

② 自主配備

各局長及び区長は、災害に係る情報を入手し、災害の警戒及び応急対策等が必要である場合は、自主的に警戒配備をとる。

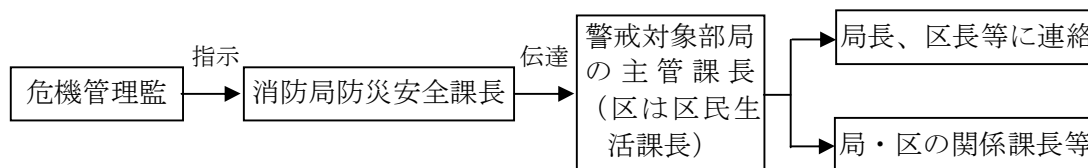
イ 警戒配備の伝達

警戒配備は、消防局防災安全課長から警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。

① 伝達方法

- a 警戒対象部局に一斉ファクシミリ及び電話等で伝達する。
- b 勤務時間外の場合は、職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。

② 伝達系統図



ウ 警戒配備の報告

警戒対象部局の長は、警戒配備の状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

(2) 非常配備の基準

非常配備は、災害対策本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。

(資料編：P. 52「非常配備等に関する要綱」参照)

ア 発令及び解除

① 発令

本部長は、災害対策本部を設置した場合、非常配備発令基準に基づき防災指令書により、非常配備を発令する。

＜非常配備基準＞

配備区分	配備の発令基準	配備体制
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。
非常2号配備	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制とする。

※ 消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。

② 自主配備

各部長及び区本部長は、災害の状況により、職員の増強が必要であると判断したときは、本部長の配備指令にかかわらず、自主的に上位の配備体制をとることができる。

③ 解除

本部長は、予測された災害の発生危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策等の措置が完了したときに非常配備を解除する。

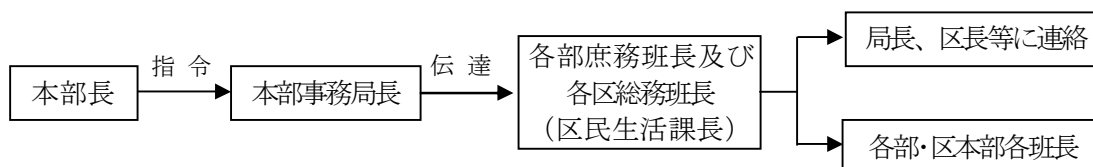
イ 非常配備の伝達

非常配備の指令は、市災対本部事務局長から各部の庶務班長及び各区の総務班長（区民生活課長）に伝達する。

① 伝達方法

- a 各局・区に、一斉ファクシミリ及び電話等で伝達する。
- b 勤務時間外の伝達は、職員非常呼出システムにより各局主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。
- c 通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等を活用して伝達する。

② 伝達系統図



ウ 配備状況の報告

各部長及び区本部長は、職員の配備状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

（資料編：P.52「非常配備等に関する要綱」参照）

2 動員計画

(1) 動員の原則

職員は、勤務時間外においても、非常配備基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態もしくは災害対策本部の設置を知ったとき（以下「非常配備基準に達したとき」という。）は、非常配備等に関する要領（資料編 P.52 参照）に基づき、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

(2) 動員区分

ア 所属動員

各部及び区本部の初動対応機能を確保するため、非常配備基準に達したときは、あらゆる手段を活用して自らの勤務場所に参集する。

- ① 課長相当職以上の職員
- ② 部の庶務班及び区本部の総務班の職員
- ③ 部及び区本部において、災害活動上、欠くことのできない職員

イ 指定動員

非常配備基準に達したときは、勤務場所以外の指定された場所に参集する。

- ① 本部・区本部事務局員
- ② 各部及び区本部の情報連絡員
- ③ 震度6弱以上の地震発生時における避難所開設運営要員
- ④ その他参集先を指定しておく必要がある職員

ウ 直近動員

交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は、一時的に居住地の直近の区役所、総合支所等に参集し、その後、上司の指示に従い防災活動を行う。

(3) 市長等の出動

市長、助役、収入役は、災害発生後、最寄りの消防署所の緊急自動車由市災害対策本部に出動する。なお、遠隔地の場合で自動車による送迎が困難な場合には、最寄りの臨時ヘリポートからヘリコプターにより行う。

(4) 参集時の職員の留意事項

ア 参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ 参集手段

参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。

ウ 参集途上の措置

① 被害状況等の把握

職員は、参集途上に知り得た被害状況を参集後、参集場所の責任者に報告する。

② 緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

3 平常業務の取り扱い

(1) 平常業務の最小化

大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、平常業務は必要最小限に止めるものとする。

ただし、状況に応じて各部等又は区本部の長が可能と認める場合は、できる限り速やかな平常業務の再開に努める。

(2) 各局・区の市民サービス業務

各局長及び区長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努める。

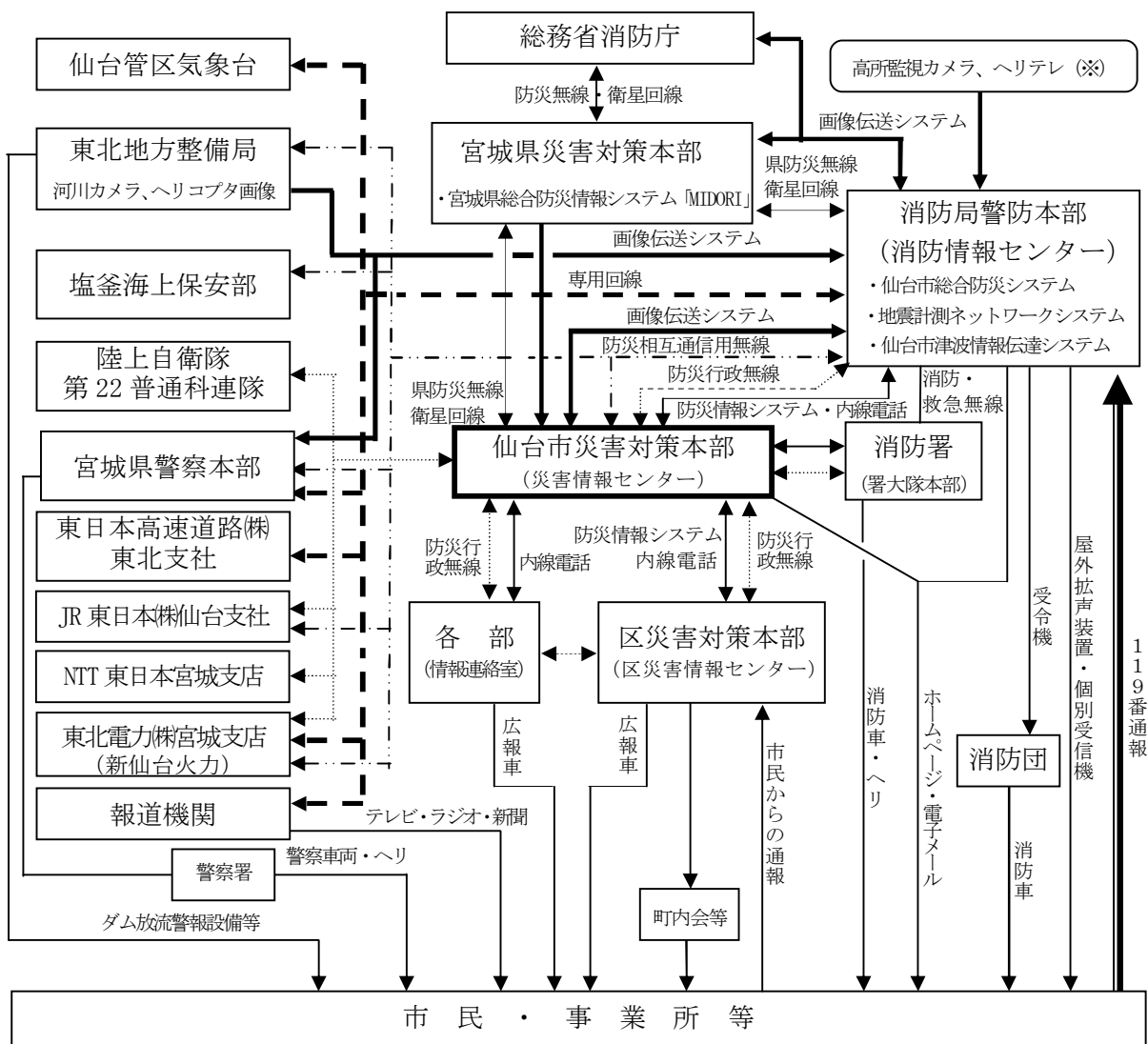
第3節 災害情報の収集伝達計画

地震の災害発生時に、災害応急対策の基本的な方針を決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施するうえで必要な気象情報や被害情報等の災害関連情報の収集・伝達計画について定める。

1 災害情報の収集・伝達

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

〈情報伝達系統図〉



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

(1) 災害初動期における情報収集

災害初動期は次の情報を中心に情報収集を行うものとする。

情報の区分	主な情報内容
地震・津波に関する情報	・ 地震・津波注意報の発表状況
人命に関する情報	・ 死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ・ 建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報
被害拡大に関する情報	・ 火災発生の状況 ・ 崖崩れ等の二次災害発生情報 ・ 危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	・ 市役所等災害活動拠点の被害状況 ・ 道路などの活動上重要な施設の被害状況

ア 勤務時間内における情報収集活動

各部及び区本部は次の要領により被害状況を収集する。

区分	情報収集の方法等
各部	・ 119番通報（消防部） ・ 庁舎周辺の被害確認 ・ 所管施設の被害確認 ・ 市民からの通報 ・ 業務出向中職員からの情報
各区本部	・ 庁舎周辺の被害確認 ・ 所管施設の被害確認 ・ 市民からの通報 ・ 業務出向中職員からの情報 ・ 被害調査班からの情報 ・ 避難所からの情報

イ 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上において被害状況を把握し、その情報は各部及び区本部において集約後、市災対本部事務局に報告するものとする。（ただし、重要な情報は直ちに報告するものとする。）

なお、職員参集後は、勤務時間内と同様に情報収集活動を行うものとする。

ウ 消防部の情報収集

- ① 消防部は、震度「5弱」以上の地震が発生した場合、高所監視カメラにより災害発生状況を確認するとともに、直ちに消防ヘリコプターを出動させ、上空から被害状況調査を行うものとする。
- ② 消防部は、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの受信体制が整い次第、速やかに市災対本部に画像伝送を開始する。また、必要に応じて総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に画像伝送を行う。

(2) 災害対策本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、本部事務局に報告するとともに、他の各部

及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部若しくは防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		・地震・津波の情報、津波予報		消防部
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死者 行方不明者 負傷者	区本部 消防部
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住家・非住家	区本部
			事業所	経済部
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設	健康福祉部 子供未来部
			清掃施設	環境部
			教育施設	教育局
			その他の施設	所管部
	土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	砂防	都市整備部
			道路・橋梁・公園	建設部
			河川	建設部
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農水産関係	経済部	
		林業関係	経済部	
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下水関係	建設部	
		水道関係	水道部	
		交通関係	交通部	
		ガス関係	ガス部	
消防情報	・119番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設等の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況		消防部	
避難情報	・自主避難の状況 ・避難勧告、指示の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況		区本部	
医療救護情報	・医療機関の被害状況 ・応急救護所等の設置状況		健康福祉部	
その他の情報	・その他被害箇所と被害の程度 ・その他必要な情報等	ブロック塀倒壊 がけ崩れ	本部	
		その他	所管部	

イ 防災関係機関からの情報収集

市災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
市災対本部事務局	地震・津波の情報、津波予報	仙台管区気象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 仙台東土木事務所 大河原土木事務所
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路の被害と復旧状況等	東日本高速道路(株)東北支社
	仙台南部道路の被害と復旧状況等	宮城県道路公社
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 仙台東土木事務所
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署

(3) 情報連絡体制

ア 連絡責任者及び連絡電話等の指定

市災対本部事務局は、防災関係機関との連絡を確実なものとするため、あらかじめ防災関係機関の連絡用電話及び連絡責任者を把握しておくとともに、窓口の統一を図るなど、迅速な連絡体制を確保する。

イ 情報連絡員の派遣

① 市災対本部事務局への派遣

各部及び区本部は、本部との伝達体制を確保するため、災害対策本部及び警戒本部が設置された場合、直ちに市災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

② 防災関係機関への派遣等

市災対本部事務局等は、情報収集及び応急対策の実施等において、防災関係機関等との緊密な連絡体制を確保する必要があると認められる場合は、その機関への情報連絡員の派遣、又は派遣を要請する。

2 通信手段の確保

災害発生時、特に大規模地震災害時は、加入回線の輻輳等が予想されることから、次の通信網を活用する。

(1) 内線電話網（仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム）

災害情報センターと各部及び区本部間の通話、又は各部及び区本部間の通話は、加入回線輻輳の影響を受けない内線電話網を使用する。

（資料編：P.79「仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム図」参照）

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、輻輳時の通話制限を受けにくいことから、防災関係機関等の外部機関との連絡に使用する。

(3) 非常通話及び緊急通話の利用

一般加入電話での通話が困難である場合、災害時優先電話から通話の手動接続を申し込むことにより通話が可能となる。利用方法については、「第 24 節 電気通信施設災害応急計画」(P.177)による。

(4) 無線通信網の利用

電話回線の輻輳または途絶により、有線回線での通信ができない場合は、次の無線網を活用する。

ア 防災行政用無線等の活用

① 仙台市防災行政用無線（地域防災系）

災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信

(資料編：P.70「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照)

② 消防・救急無線

消防機関内部の相互通信

③ 業務用無線

各企業体内部の相互通信（水道、交通、ガス）

(資料編：P.75「仙台市水道局業務用無線系統図」参照)

(資料編：P.76「仙台市交通局無線配備状況等」参照)

(資料編：P.78「仙台市ガス局無線系統図」参照)

④ 防災相互通信用無線

石油コンビナート火災等の災害現場における防災関係機関相互間の通信

イ 県防災行政用無線の活用

県防災行政用無線は、県及び県内市町村との通信に使用する。

ウ 地域衛星通信ネットワークの活用

地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村及び防災関係機関との通信に使用する。

エ 非常通信の活用

① 災害対策基本法第 79 条に基づく通信の確保

災害により有線通信が途絶した場合、または自己の無線通信ができなくなった場合は、災害対策基本法第 79 条に基づき最寄りの無線局に非常通信等の発信を依頼できる。

② 非常時の通信の確保

a 東北総合通信局への依頼

災害情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合は、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講ずる。

また、東北総合通信局は、要請に基づき、通信機器について関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

b 通信機器の確保

通信手段確保のために利用する通信機器が不足する場合は、東北通信総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

c 無線局の開設等の依頼

非常災害時における重要通信の確保のため必要とする場合は、東北総合通信局に対して、無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更について、電話等簡易な手段により免許の付与、その他の許可を求める。

(5) 画像伝送システムの活用

大規模災害発生時に、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの画像を災害情報センターに送信し、災害の概要を把握するとともに、地域衛星通信ネットワークを使用し、総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に送信する。

3 被害状況等の報告

(1) 本部事務局に対する報告

各部及び区本部は、次表の報告分担により被害状況等を市災対本部事務局に報告する。

報告区分	報告様式等	担当部局
災害発生状況報告	災害発生状況報告（様式1）	全部局
被害状況報告	被害状況報告（様式2） ※添付書類 被害の内訳（様式2-1）	消防部 区本部
	避難状況報告（様式3）	区本部
	公共土木施設被害状況報告（様式4）	経済部 都市整備部 建設部
	公共施設等被害状況報告（様式5）	全部局
	ライフライン被害状況報告（様式6）	建設部 水道部 交通部 ガス部
	農業関係被害状況報告（様式7）	経済部
	火災発生状況報告（様式8）	消防部

ア 報告の区分及び担当部局

① 災害発生状況報告（様式1）

災害初動期の段階で、災害発生的事实を迅速に把握した後、直ちに報告する。
（消防部は指令書による報告も含む。）

また、経過、応急対策の実施状況及び被害等が判明した時点で、さらに報告する。

- ② 被害状況報告（様式 2～2-1～様式 4～8）
各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。
また、本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。

- ③ 避難状況報告（様式 3）
住民の避難が行われた場合、区本部は直ちに報告する。

（資料編：P. 86～95 各状況報告「様式 1～8」参照）

イ 報告の方法

各部及び区本部は、被害状況等を各様式により FAX で報告するものとする。
ただし、文書により報告するいとまがない場合は、即報として電話及び防災行政
用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。

- (2) 被害報告の認定基準

（資料編：P. 96「被害報告等の認定基準」参照）

- (3) 宮城県に対する報告

宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、宮城県総
合防災情報システムにより速やかに報告する。

（資料編：P. 100「県及び国に対する報告要領」参照）

（資料編：P. 102～105「宮城県様式第 1～2 号」参照）

- (4) 国（総務省消防庁）に対する直接即報基準

（資料編：P. 100「県及び国に対する報告要領」参照）

（資料編：P. 102「宮城県様式第 1 号（災害概況即報）」参照）

第4節 災害広報・広聴計画

本節では、災害発生直後から生活復旧時期までの市民に対する災害関連情報を適時かつ的確に伝達するための広報計画及び市民からの問い合わせや相談などに対応するための広聴計画を定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
市災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・ 報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・ その他関係機関との連絡調整に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT等を活用した情報の発受信に関する事
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における広報紙及び資料等の浄書、印刷に関する事
企画市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害にかかる広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・ 他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害広報及び広聴に関する事 ・ 市政相談窓口の設置に関する事

2 広報活動

災害発生時は、市民に情報を正しく伝える手段を確保しにくく、さらに情報が伝わりにくい。

このような状況の中で、誰に何を伝えたいのかを明らかにし、そのための広報媒体を的確に選択することにより、効果的な広報を行う。

(1) 広報の内容

災害時に市民が求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、概ね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。

ア 災害発生直後

- ① 災害の発生状況
- ② 余震・津波・洪水等に関する情報
- ③ 災害対策本部の設置
- ④ 安否情報
- ⑤ 被害状況の概要
- ⑥ 避難所等の情報
- ⑦ 救援活動の状況
- ⑧ 二次災害防止に関する情報
- ⑨ 災害応急対策の実施状況
- ⑩ 医療機関の活動状況
- ⑪ 水・食料等の物資供給状況
- ⑫ ボランティア受け入れ情報
- ⑬ その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」やiモード等の災害用伝言板の利用について周知を図る。）

イ 生活再開時

- ① ライフラインの被害状況と復旧見込
- ② 生活必需品の供給状況
- ③ 道路・交通情報
- ④ 医療情報
- ⑤ 教育関連情報
- ⑥ 災害ごみの処理方法
- ⑦ 相談窓口の開設状況
- ⑧ その他（被災地からの情報発信を含む）

ウ 復興期

- ① り災証明・義援金関連情報
- ② 住宅関連情報
- ③ 各種貸付・融資制度情報
- ④ 各種減免措置等の状況
- ⑤ 復興関連情報
- ⑥ その他（被災地からの情報発信を含む）

(2) 災害広報のポイント

ア 情報の収集（情報を集める）

- ・ポイント① 情報ルートの多様化
- ・ポイント② 5W1Hの原則
- ・ポイント③ 発信者の確認

イ 情報のまとめ（情報をまとめる）

- ・ポイント① 緊急性で分類
- ・ポイント② 生活形態等で分類
- ・ポイント③ 地域・世代で分類

ウ 情報の伝達（情報を知らせる）

- ・ポイント① 対象（誰に・どこに）
- ・ポイント② 内容が的確で簡潔
- ・ポイント③ 手段（どう届けるか）

エ 情報の確認（反応を伺う）

- ・ポイント① 到達確認（届いたか）
- ・ポイント② 次の情報ニーズ収集
- ・ポイント③ 情報の経過を記録

オ 情報の蓄積（情報を蓄積する）

- ・ポイント① 資料の保存
- ・ポイント② 写真・映像の保存
- ・ポイント③ 蓄積情報の整理（探しやすくする）

(3) 広報の方法

ア 報道機関との連携

① テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報に努める。

「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会仙台放送局及び民間放送各社（コミュニティFM局を含む）に対して放送を依頼する。

（資料編：P.107「報道機関一覧表」参照）

② 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、本部広報班は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。

プレスルームは、できる限り市災対本部事務局（青葉区役所内）に近接した場所に確保する。

各部及び区本部に関する情報提供、取材については、原則として各部及び区本部での対応とする。各部、各区本部は、事前に情報提供、取材内容を市災対本部事務局に報告した上で、速やかに対応する。

また、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。なお、外国報道機関への対応も検討する。

イ 広報車による広報

関係する各部及び区本部は、災害の状況に応じて、必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。

なお、広報車による広報が困難な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、関係する各部及び区本部において職員を派遣し、広報を行う。

ウ 航空機の利用

市災対本部事務局広報班は、災害の状況から航空機による広報が有効と認められる場合は、「災害時における航空機の出動協力に関する協定」（資料編 P. 144 参照）に基づき、民間航空機を借り上げて広報を実施する。

エ 広報紙等による広報

本部広報班及び各区本部は、複雑な情報をわかりやすく市民に的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。

広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供したり、市民が読み返しできるなどの長所がある。災害の経過とともに市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を活かしながら、的確な広報に努める。

① 発行

「災害時における仙台市広報の印刷発行体制に関する協定」（資料編 P. 141 参照）に基づき、仙台印刷工業団地協同組合に印刷発行を委託する。

なお、広報紙の内容、印刷部数等によって、財政部が市役所浄書センターにおいて印刷を行う。

② 配布場所

通常の町内会等を通じた配布は平常通り行うよう努めるが、不可能であると予測される状況の時は、避難所、区役所等被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点的に行い、復旧及び発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。

③ 配送手段

各避難所への配送は、物資等の配送ルートを活用するとともに、ファックス等の伝達手段を可能な限り活用する。

また、配布場所の拡大を図る段階に置いては、新聞折り込みによる配布も検討する。

オ 通信メディアによる広報

本部広報班及び総務部は、ファックス、ケーブルテレビのほか、市ホームページや電子メール等による情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。

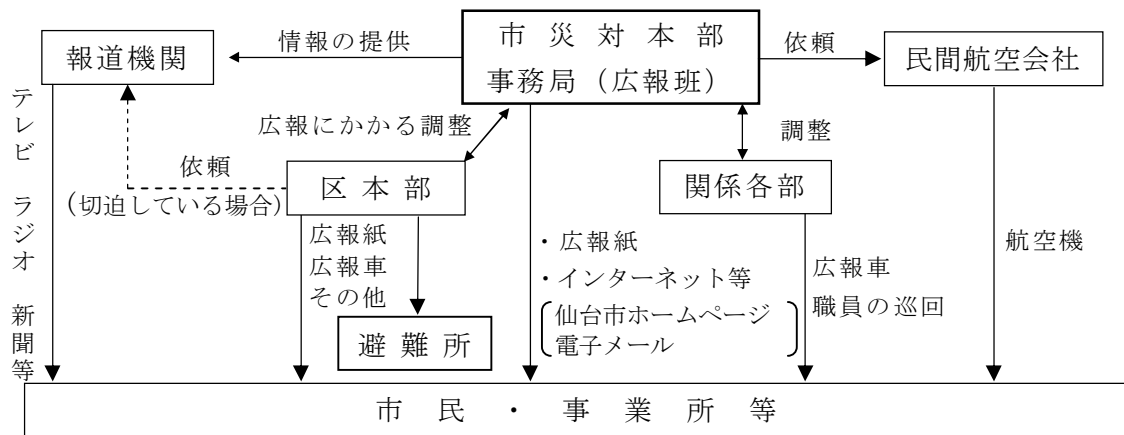
(4) 災害時要援護者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び日本語が不自由な外国人等に対する広報については、文字情報の点字化・多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施するとともに、各種ボランティア団体等との連携を図り、広報を行う。

(5) 区との役割分担

大規模災害の場合、各区での被災状態が異なるため、できる限り早期に、区ごとに広報紙等を発行し、地域に密着したきめ細かな広報を行う。

(6) 伝達系統図



3 広聴相談活動

(1) 電話による問い合わせ窓口の設置

ア 企画市民部は、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問い合わせや相談、情報提供などに対応するため、市災対本部事務局と協議の上、関係する部の協力を得て「問い合わせ専用チーム」（仮称。以下同じ）を組織し電話相談窓口を設置する。

イ 「問い合わせ専用チーム」は、市災対本部事務局と協議し、問い合わせへの対応方法を定め、その内容を掲示するなどにより班員に周知し、対応の迅速化を図る。

ウ 「問い合わせ専用チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、市災対本部事務局に報告を行う。ただし、市民から情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに市災対本部事務局に連絡を行う。

エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問い合わせ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問い合わせや相談、情報提供などに対応する。

(2) 総合市政相談窓口の設置

企画市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問い合わせや相談などに対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）を市役所内に、また、市政相談窓口（市政相談所）を各区役所内に設置し、広聴相談を実施する。

この場合、必要に応じ、市災対本部事務局と調整を図り、関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。

なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。

（資料編：P. 173「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）

(3) 移動巡回相談の実施

区本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、収容避難所等における移動巡回相談を実施する。

(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制

企画市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」(事務局：東北管区行政評価局)の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努めること。

※ 「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会(構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 34 機関)が国の防災基本計画に基づき、申し合わせを行った、大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問い合わせ等に応じるための総合的な相談窓口である。

(5) 専門相談窓口の設置

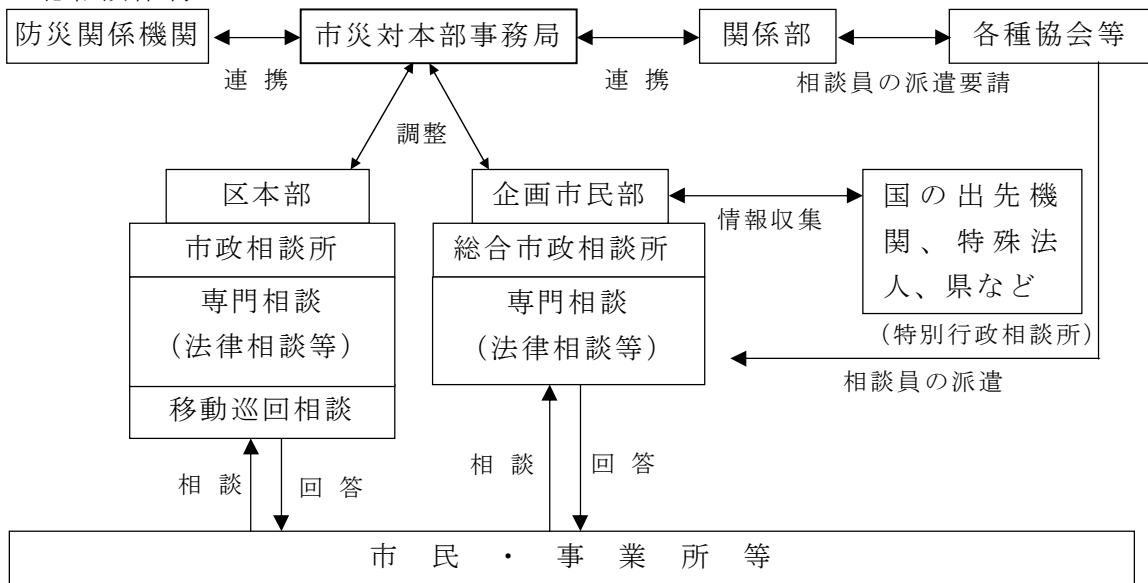
企画市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に資するため、市民のための専門相談窓口を設置する。

この場合、必要に応じ、関係部及び区本部と調整を行い、当該部から関係団体への相談員の派遣要請を指示する。

(6) 要望等の処理

企画市民部及び区本部は、総合市政相談窓口等において聴取した要望及びその他陳情や手紙等で寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関及び関係部・区本部へファックス等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答、処理状況も併せて時系列的に記録をする。

(7) 広聴相談体制フロー



※ 企画市民部及び区本部は、必要に応じ電話による相談窓口を設置し対応する。

第5節 津波災害応急計画

本節では、津波発生時における人的被害を最小限に止めるため、津波予報の収集・伝達、海面監視及び避難体制について定める。

1 実施機関及び任務分担

実施機関	担 当 業 務
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・海面の監視に関すること ・津波の危険性や避難方法等に関する住民への周知 ・避難勧告、指示に関すること ・津波に関する情報の伝達、避難誘導に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の危険性や避難方法等に関する住民への周知 ・避難勧告、指示に関すること ・避難所の開設及び運営管理に関すること ・津波に関する情報の伝達、避難誘導に関すること
宮城県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報の伝達及び警戒・広報活動の実施並びに避難の指示誘導等に関すること

2 津波予報の情報収集伝達体制

(1) 津波予報の区分

津波予報は、次のように津波注意報と津波警報に区分されている。

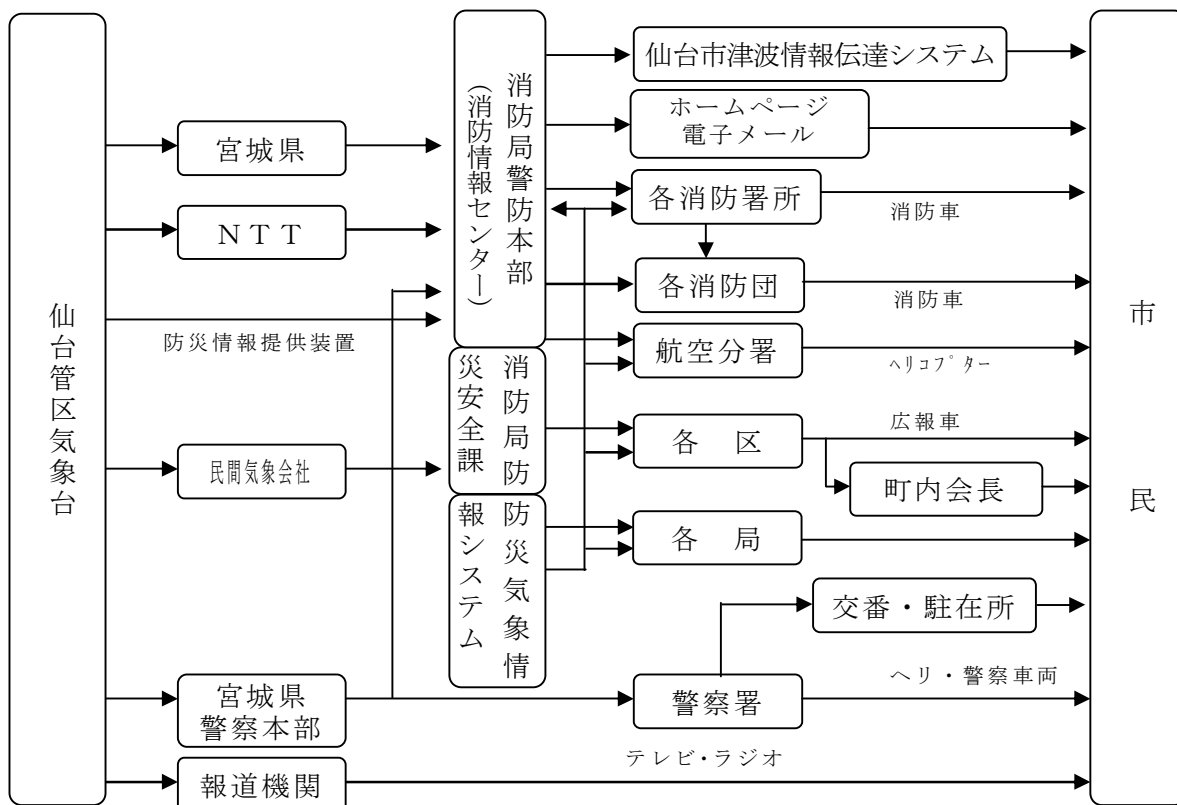
予報区	予報の種類	解 説	発表される津波の高さ	
宮城県	津波警報	大津波	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m 10m 以上
	津波警報	津波	高いところで 2m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
	津波注意報	津波注意	高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

※ 津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報の収集伝達

消防部は、仙台管区気象台、宮城県及び宮城県警察本部等から伝達される津波情報を受信した場合は、次の伝達系統に基づき、関係する部、区本部及び市民に対し速やかに伝達する。

〈津波の伝達系統図〉



3 組織・動員体制

津波予報が発表された場合、「第1節 災害対策活動体制」(P.76)及び「第2節 職員の配備・動員計画」(P.84)に基づき、津波予報の区分に応じ所要の組織・動員体制により応急対策を実施する。

4 海面の監視

消防部は、宮城県に津波予報が発表された場合は、次のとおり海面監視等を行う。

津波予報区分	海面監視・警戒要領
津波注意報「津波注意」	遊泳者等に対して陸上への避難を呼びかけ、さらに津波危険区域に対して注意を呼びかける。 海面監視は監視員の安全を確保して実施する。
津波警報「津波」	津波危険区域に対して直ちに避難勧告を行う。 海面監視は行わない。
津波警報「大津波」	津波警戒区域に対して直ちに避難指示を行う。 海面監視は行わない。

(資料編：P.64「津波警戒区域図(危険区域及び要避難区域)」参照)

5 沿岸住民等への情報伝達

消防部及び関係する各区本部は、津波予報の発表と同時に次の手段で「海面監視・警戒要領」に基づいた区域内の住民等に対し、津波に関する情報を伝達する。

- (1) 仙台市津波情報伝達システム
- (2) 警鐘の打鐘又はサイレンの吹鳴（消防部）
- (3) 消防車、ヘリコプター（消防部）及び広報車（区）による巡回広報
- (4) 町内会長等への連絡（区）
- (5) 報道機関との連携
- (6) 杜の都防災メール

（資料編：P. 69「仙台市津波情報伝達システム」参照）

6 避難誘導體制

- (1) 避難の勧告・指示

避難勧告及び指示は、「海面監視及び警戒要領」に基づき実施し、避難先は、津波危険区域及び津波警戒区域外を基本とするが、併せて付近の指定避難所を開放する。

（資料編：P. 119「指定避難所一覧表」参照）

- (2) 避難広報等

避難勧告等を行ったときは、消防車、広報車及び報道機関との連携等により迅速に地域住民等に対し周知徹底を図り、また、避難誘導にあたっては安全な経路を選定するとともに、高齢者及び障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

7 警察の措置

- (1) 伝 達

警察本部は、津波警報等が発表された場合、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達する。

- (2) 警戒・広報

ア 各警察署は、沿岸部を管轄する交番・駐在所に通知し、警戒・広報活動を行う。

イ 警戒・広報活動は、各自治体及び防災関係機関と協力して行う。

ウ 避難

① 住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合又は市長等から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難の指示、誘導その他必要な措置をとる。

② 警察署長は、市長等が行う避難勧告等について、必要な助言と協力を行う。

③ 避難誘導に当たっては、安全な経路を選定し、住民等の生命・身体の安全を最優先とし、特に高齢者及び障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

第6節 災害救助法適用計画

本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的な救助を行うための計画を定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・各部・区が行う災害救助法に基づく救助にかかる連絡調整及び指導に関すること
各部及び各区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の実施に関すること

2 災害救助法による救助の実施

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の基本的生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした応急的な救助である。

災害救助法による応急救助は、適正かつ迅速な運用が要求されるものであることから、法定受託事務として宮城県知事が実施することになっているが、知事がその職権の一部を委任した救助については、市長が行う。

3 災害救助法に基づく救助の位置づけ

救 助	災害救助法に基づく救助	宮城県から委任されていない救助	宮城県が実施し、仙台市が補助する。
		宮城県から委任されている救助	仙台市が実施する。
	災害救助法に基づかない救助	—	仙台市が実施する。

4 救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	知事 (事務委任した場合は市町村長)
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
炊出しその他による食品の給与	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
災害にかかった者の救出	3日以内	〃
災害にかかった住宅の応急修理	1カ月以内完了	〃

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
生 業 資 金 の 貸 与		現在運用されていない。
学 用 品 の 給 与	教科書 1 カ月以内 文房具 15 日以内	知 事 (事務委任した場合は市町村長)
埋 葬	10 日 以 内	〃
遺 体 の 捜 索 及 び 処 理	10 日 以 内	〃
障 害 物 の 除 去	10 日 以 内 完 了	〃

※ 実施者が市町村長の場合は、災害救助法施行令第 23 条の規定により、知事が事務の一部を市町村長が行うこととして通知したときである。

5 災害救助法の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害

ア 仙台市の全域または区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号】

イ 宮城県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域または区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号】

ウ 宮城県内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域または区の区域の住家滅失世帯数が多数ある場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段】

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする「特別の事情^{*}」がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段】

* 「特別の事情」とは、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受ける「おそれが生じた場合^{*}」（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号】

* 「おそれが生じた場合」とは

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

該 当 条 項		施行令第 1 条 第 1 項第 1 号	施行令第 1 条 第 1 項第 2 号	施行令第 1 条 第 1 項第 3 号 前 段
区 域 別	人 口	住 家 滅 失		世 帯
宮 城 県	2,359,991	—	2,000	9,000
仙 台 市	1,024,947	150	75	「多数」
青 葉 区	281,226	100	50	
宮 城 野 区	182,679	100	50	
若 林 区	129,934	100	50	
太 白 区	222,365	100	50	
泉 区	208,743	100	50	

※1 人口は平成 17 年 10 月 1 日国勢調査速報値による。

※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。

(2) 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、資料編による。

(資料編：P. 96「被害報告等の認定基準」参照)

(3) 住家滅失世帯数の算定方法

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、流出した世帯を 1 世帯としてとらえ、住家が半壊又は半焼した世帯は、2 世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯に換算し算定する。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失等世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼等世帯数} \times 1/2) \\ + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3)$$

6 救助の実施に関する事務手続

(1) 災害救助法の適用要請等

健康福祉部は、本部との連携のもと、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、宮城県知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

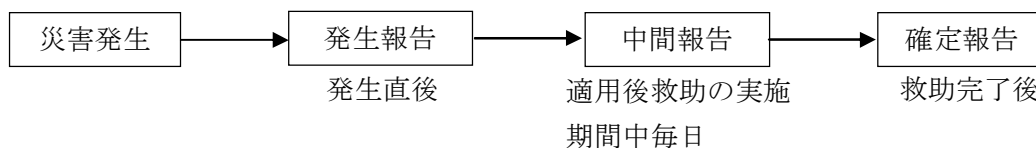
また、宮城県知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに本部に報告する。

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

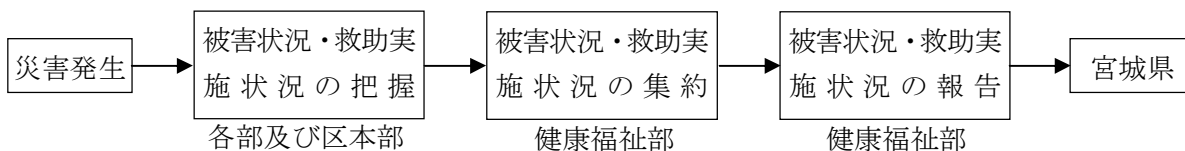
各部及び区本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、健康福祉部に報告する。

なお、健康福祉部は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、宮城県知事に報告する。

ア 報告の種類



イ 報告のフロー



ウ 報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発 生 報 告	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況 既にとった措置及び今後の措置 	災害発生後ただちに
中 間 報 告	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況 応急救助の実施状況 救助の種類別実施状況（日報） 	適用後、救助の実施期間中毎日
決 定 報 告	<ul style="list-style-type: none"> 確定した被害状況 応急救助の実施状況 救助費概算額等 	救助完了後ただちに

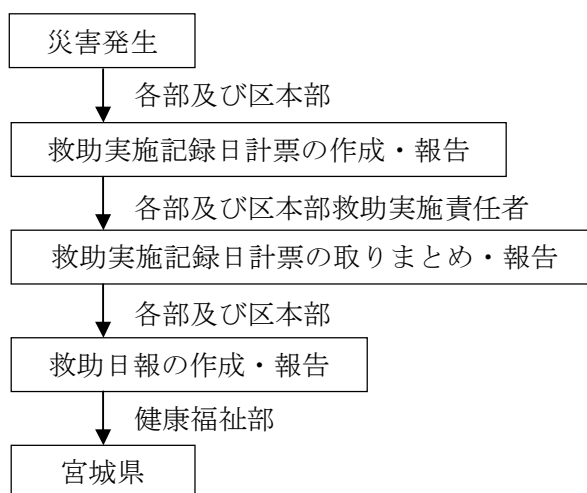
エ 報告様式

(資料編：P. 170「救助日報」、P. 172「救助実施記録日計票」参照)

(3) 救助費用の精算

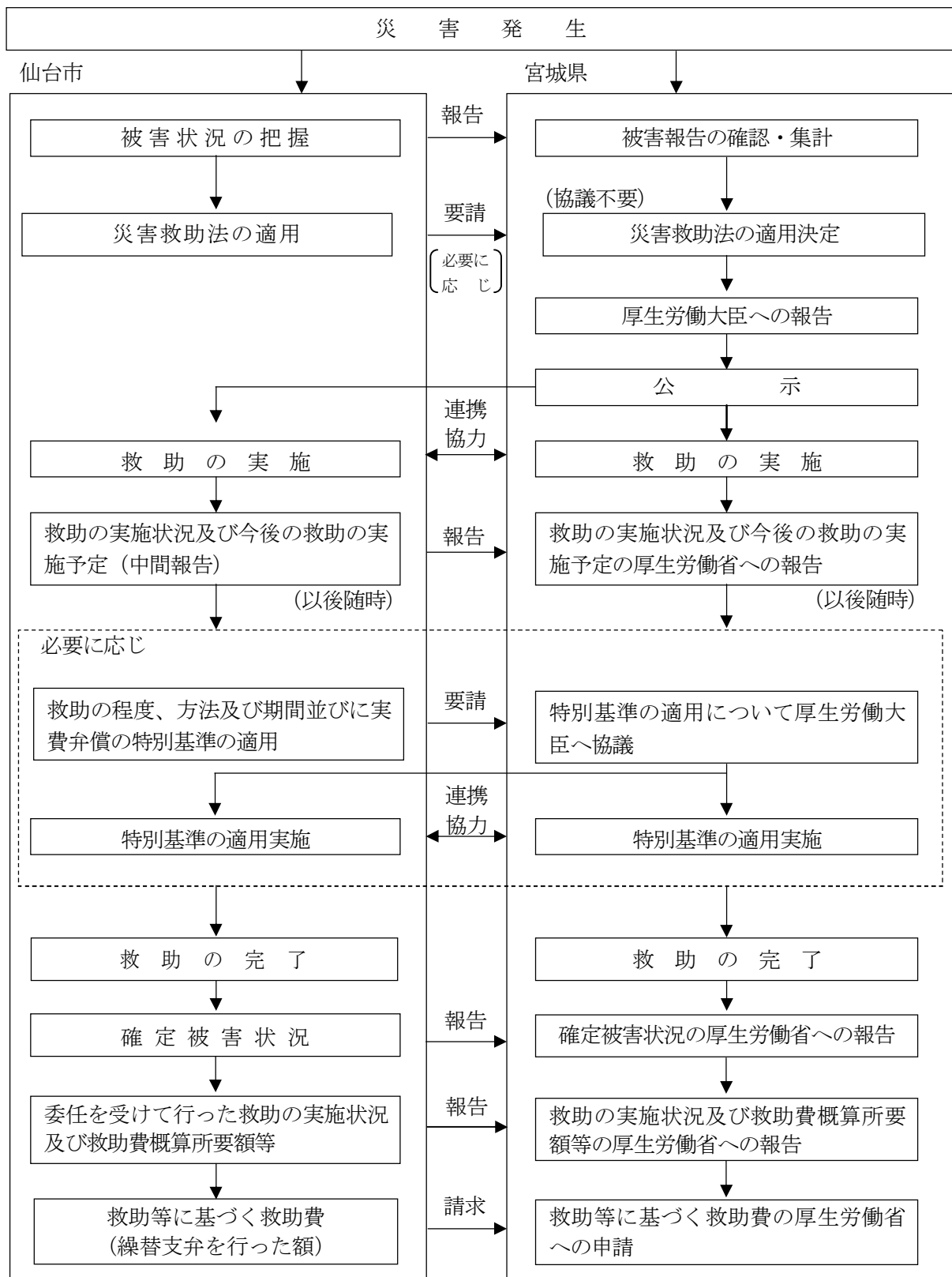
災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、健康福祉部が宮城県知事に対して行うが、各部及び区本部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

〈報告のフロー〉



(注) 救助実施記録日計票は、原則として、毎日作成し報告する。

〈災害救助事務処理フロー〉



7 救助の種類及び内容

(資料編 : P. 163 「災害救助の手引き (災害救助内容の早見表)」参照)

第7節 避難計画・避難所運営計画

本節では、地震発生後の火災や家屋の倒壊等により、被害の拡大等が予測される場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担 当 業 務
経 済 部	・ 観光客等に対する避難の誘導及び宿泊対策に関すること
都 市 整 備 部	・ 宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立ち入りの制限、禁止または退去命令に関すること
区 本 部	・ 避難勧告等及び警戒区域設定等並びに解除の居住者等への伝達に関すること ・ 避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整・統制に関すること ・ 避難者の誘導、収容及び救護に関すること
消 防 部	・ 避難の勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・ 避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること ・ 火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関すること
教 育 部	・ 避難所となった学校の施設管理の総括に関すること
各 部	・ 所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ・ 避難所及び避難収容施設となる施設の運営に関すること
宮 城 県 警 察	・ 避難居住者等の誘導及び伝達、広報又は警察職務執行法等に基づく措置に関すること

※1 「避難勧告等」とは、避難による立ち退きの準備、勧告及び指示の総称をいう。

※2 「警戒区域設定等」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。

2 避難勧告等の実施

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

区分	発 令 基 準
※ 避難 勧 告	○ 次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ・ 地震による火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ・ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危機が認められるとき ・ 有毒ガスその他の危険物質が流失拡散し、または流出拡散のおそれがあり、住民に生命の危機が認められるとき ・ その他災害の状況により、事前に避難を要すると認められるとき ※ 「勧告」：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。
※ 避難 指 示	・ 避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ・ その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき ※ 「指示」：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立退かせる行為である。

※ 津波に関する避難勧告、指示の発令基準は、「第5節津波災害応急計画 4海面の監視」(P101)を参照

(2) 実施責任者

避難勧告等の発令は、消防部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長（市災害対策本部長）が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第153条第1項）

① 助役、収入役及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理人として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）

② 消防署長が行う場合

消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難勧告等を発令することができる。

③ 区長（区本部長）が行う場合

区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者が行う避難勧告等を待ついとまがない場合、避難勧告等を発令することができる。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第60条及び第61条）

① 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

② 海上保安官（災害対策基本法第61条）

③ 水防管理者（水防法第22条）

④ 知事又はその命令を受けた県職員（水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合限る。〔自衛隊法第94条〕）

（資料編：P.118「避難の勧告・指示の根拠法令一覧表」参照）

(3) 避難勧告等の伝達

市長が避難勧告等を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を行った通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア 伝達の手段

① ラジオ・テレビ等による放送

市長は「災害時における放送要請に関する協定」（資料編P.141参照）に基づき、報道機関に対し避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

② 広報車等による伝達

区役所、消防署、警察署の広報車両による関係地区の巡回・放送による伝達、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合はヘリコプター若しくは船艇の活用による放送

③ 個別巡回等による伝達

必要により、上記の伝達方法と併せて市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行なうほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、災害要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。

④ 「杜の都防災 web」「杜の防災メール」による情報伝達

イ 伝達の内容

- ① 避難勧告等の発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難先（名称・所在地）
- ⑤ 避難経路（必要に応じ）
- ⑥ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、避難勧告等を行ったとき、又は警察官等から避難勧告等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 代行者の報告

避難勧告等又は警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。

ウ 関係機関への通知

市長は、避難勧告等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。

3 警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域等の設定を行う。

(1) 警戒区域設定の実施基準

警戒区域の設定は、区域内の居住者等の保護を目的とした立入りの制限、禁止又は退去命令等の制限行為を伴い、また、その履行違反には罰則規定が適用されることから、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定の区域内で明白な場合を基準として実施する。

(2) 実施責任者

警戒区域設定等は、消防局及び都市整備局等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第 153 条第 1 項）

- ① 助役、収入役及び危機管理監等は、災害による危険が切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）
- ② 消防署長は、管轄区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で市長又は代行者の警戒区域の設定を待ついとまがない場合は、警戒区域を設定することができる。この場合、消防署長は直ちに市長及び区長に報告しなければならない。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第 63 条第 2 項及び第 3 項、第 73 条）

- ① 警察官（災害対策基本法第 63 条）
- ② 海上保安官（災害対策基本法第 63 条）
- ③ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第 14 条）
- ④ 消防吏員又は消防団員（消防法第 36 条）
- ⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合限る。〔自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63 条〕）

(3) 警戒区域設定等の伝達

警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難勧告・指示の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。

(4) 警戒区域の解除

市長は、対象区域の危険がなくなったときは、警戒区域の明示物を撤去するとともに、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、警戒区域の設定等を行ったとき、又は警察官等から警戒区域の設定等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 関係機関への通知

市長は、警戒区域の設定等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導の基本

区本部は、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し、組織的な避難誘導体制を確保する。

また、事業所、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたそれぞれの避難計画に基づき、従業員、児童、生徒、病人、高齢者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。

(2) 区本部の措置

ア 避難所及び避難経路の選定

区本部は、避難対象区域の居住者等の動向、地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。

イ 避難所及び避難経路の安全確保

選定した避難所については、火災、津波、崖崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。

また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。

ウ 災害時要援護者への配慮

高齢者等の災害時要援護者を優先的に避難させるとともに、自主防災組織等の協力を得て状況に応じた必要な援護を行う。

(3) 消防部の措置

消防部は、火災等からの避難所及び避難経路の安全を確保するとともに、消防団員を活用し、避難者の誘導及び避難経路の警戒等避難時の安全対策を講じる。

(4) 警察の措置

ア 警察署長は、市長等が行う避難勧告等について、必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難勧告等がなされた場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。

(5) 自主防災組織等の措置

自主防災組織等は、組織を活用し、避難勧告等の周知を図るとともに、組織的な避難を行う。

(6) 避難経路の確保

避難を誘導する者は、最も安全と考えられる避難経路を指示し、要所への誘導員の配置及びロープ等による標示を必要に応じ行い、避難途中における事故防止に努める。

5 住民の避難行動

(1) 避難行動の原則

ア 避難は、原則として徒歩による。

イ 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。

ウ 避難にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者を優先する。

(2) 避難開始の時期

住民の避難行動を開始する時期は、次のとおりとする。

ア 避難勧告等が、区役所、消防署、消防団、警察等から伝達されたとき

イ 避難勧告等が、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ伝達されたとき

ウ テレビ、ラジオ等の情報又は付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

(3) 避難の準備

ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い電気ブレーカーを切る。

イ 次のような必要最小限のものを携行する。

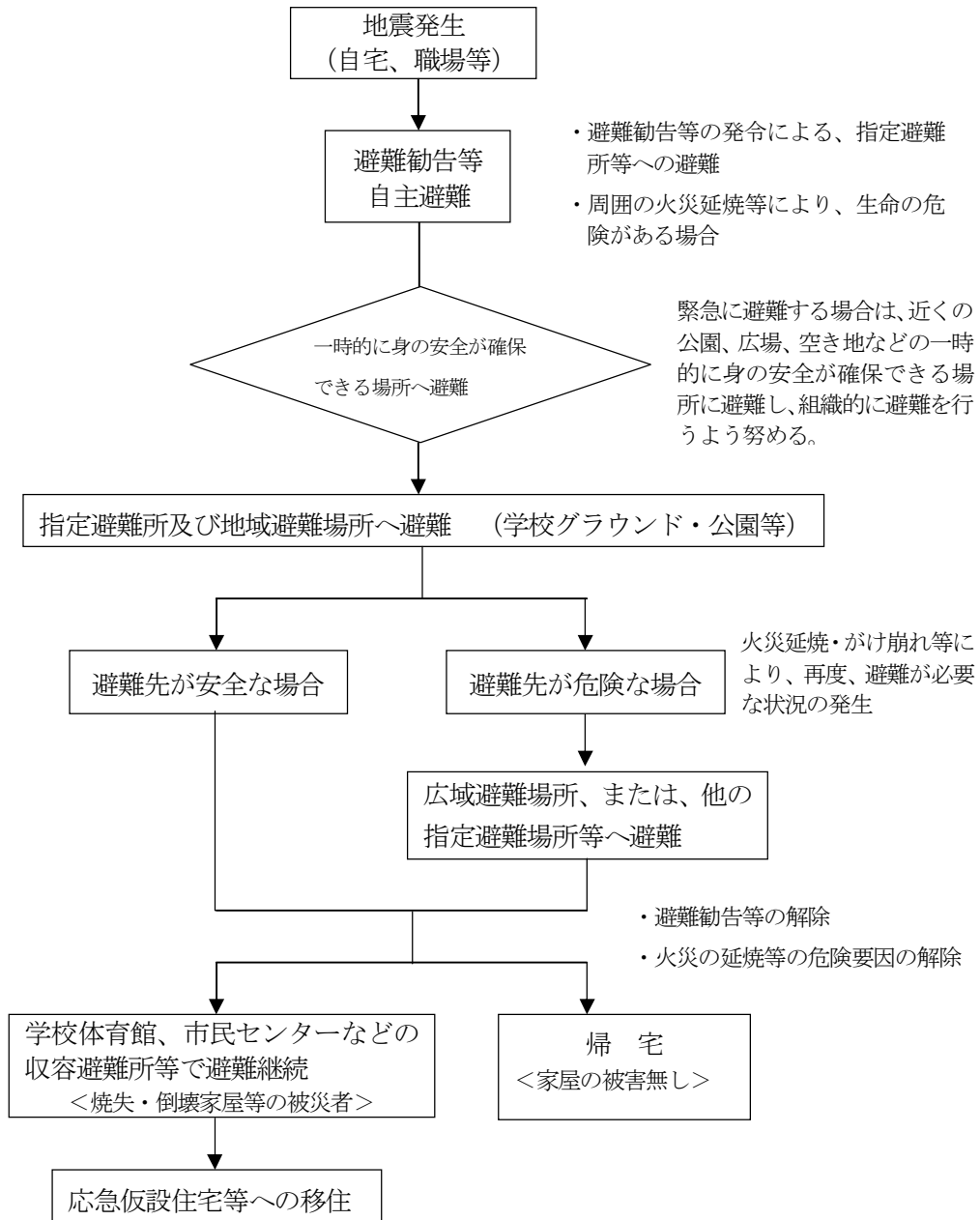
- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、粉ミルク、生理用品等
- 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等
- 現金等
- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型を記載）

ウ 避難場所

避難は、一時的に身の安全を確保できる場所へ避難し、その後、指定避難所等の避難所や避難勧告等による避難先に避難する。ただし、災害の状況等により、他の避難先への避難が必要になった場合は市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示により避難する。

6 指定避難所等への避難

〈避難フロー図〉



7 避難所等一覧

避難所等については、第2章第10節「避難体制の整備」(P.48)を参照

(資料編：P.119「指定避難所一覧表」参照)

(資料編：P.124「地域避難場所一覧表」参照)

(資料編：P.126「広域避難場所一覧表」参照)

8 収容避難所の開設及び避難者の収容

避難者の収容については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難収容を行う。

(1) 収容対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者（避難者）
- イ ライフラインの被害等により、日常の生活が著しく困難になった者（在宅被災者）
- ウ 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者（避難者）
- エ 交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）
- オ その他本部長が必要と認めた者

(2) 区本部の措置

区本部は、避難者を収容する必要がある場合は、市災対本部事務局と連絡調整の上、指定避難所及び収容避難所の内から避難所を選定するとともに、避難所管理責任者及び担当員（あらかじめ指定された避難所開設運営要員を含む）を派遣、常駐させ、次の措置を講ずる。

なお、避難所を開設する場合は、事前に施設の管理者に連絡し、了解を得る。ただし、事態が急迫し連絡のいとまがない場合は、事後に施設管理者に連絡をし、了解を得る。

ア 初動期の措置

既に避難者が集まっている場合は、一時的に体育館や大会議室等の広いスペースに誘導し、避難者の不安解消を図り、無用の混乱防止に努める。

イ 区画の指定

避難者の区画の指定に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り町内会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。

ウ 資機材等の整備

避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。

エ 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の処遇については、十分に配慮すること。詳しくは、第19節「災害時要援護者への対応計画」（P.163）による。

(3) 施設管理者の措置

避難者が既に集合しており、区本部等から避難所の管理責任者又は担当員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。

なお、施設管理者は、避難所として開設することを要請された場合に備え、あらかじめ定めている避難者の受入れや避難所の運営の支援体制等により、その対応を行う。

(4) 大量避難者への対応

区本部は、当該地区の避難所に避難者を全て収容できない場合は、市災対本部と協議し、次の措置を行う。

ア 県有施設等への収容

本部長は、知事又は施設の管理者等に対して要請を行う。

イ 他区の避難所への収容

移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。

ウ 応急避難テントの設置

必要に応じ、広場等に応急避難テントを設置し、避難者を一時的に収容する。

(5) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握）

避難所を開設した時は、区本部は、直ちにその旨を市災対本部事務局に報告する。また、避難所の管理責任者は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、市災対本部事務局に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 収容人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等

ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数

エ 周囲の被害状況

オ その他必要な事項

なお、上記の状況が変化した際には、適宜避難所の管理責任者は、区本部に報告し、さらに区本部は、市災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、市災対本部事務局で集約し、県に報告する。

（詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照）

9 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が早期に自主的に管理運営できる体制に移行するよう努める。

また、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。

(1) 区本部の措置

区本部は、施設管理者、学校職員及び災害救援ボランティア等と連携し、避難者を収容後、必要に応じ市災害対策本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。

ア 連絡体制等の確保（本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）

イ 必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水生活用水、衣類、食器、カイロ等）

ウ 復旧情報の提供（水道、ガス、電気、電話、道路等）

エ 交代職員の確保

オ その他の支援業務

（詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照）

(2) 避難所管理責任者の措置

ア 避難者のニーズの確認

毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク等の高齢者・乳幼児等のニーズを確認する。

イ 避難者名簿の作成

問合せが殺到することが予想されることから、避難者名簿を作成し、避難者本人の了解が得られた場合には、問い合わせ等の対応に便宜を図る。

ウ 必要な物資の確保

毛布・食料・暖房機器・扇風機等の必要な物資の確保を区本部に依頼する。

エ 運営体制の確保

施設管理者、避難所運営委員会と協力し、避難所の運営にあたりとともに区本部との連絡調整にあたる。

オ 災害時要援護者への対応

災害時要援護者の処遇については、十分に配慮すること。詳しくは、19 節「災害時要援護者への対応計画」(P. 163) による。

(3) 避難長期化対策

ア 避難所運営委員会の設置

避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、災害救援ボランティア等との協力の下に、自主的な管理・運営体制を確立する。

イ 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、ストレス・衛生環境等の対策が必要となることから、プライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、健康相談・指導を区本部と連携しながら行う。

ウ 自主運営の推進

避難所運営委員会は、地域住民や災害ボランティアと協力のうえ、避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策及び食料・生活物資等の配付作業等を実施する。

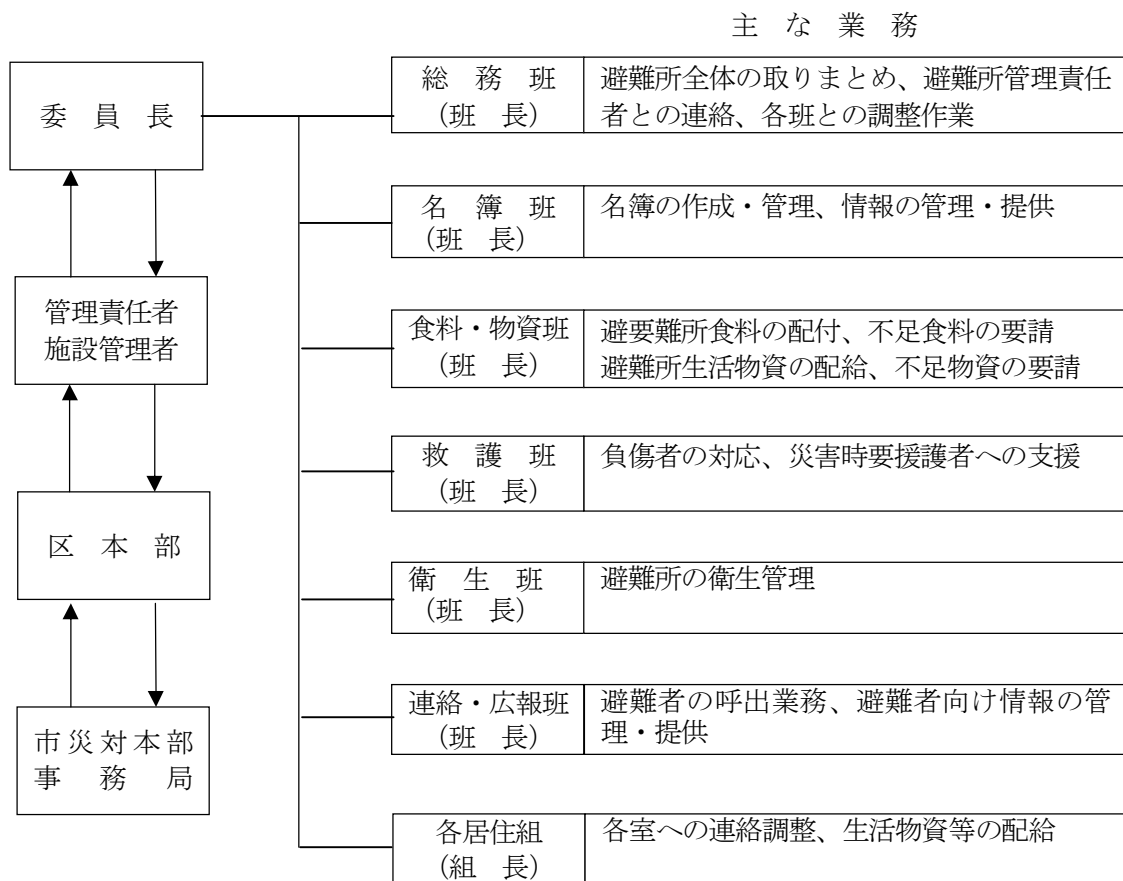
エ 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努める。

オ 避難所の閉鎖

収容避難所は、一時的な避難所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努める。(第10節「住宅応急対策計画」(P.124)参照)

〈避難所運営委員会組織図例〉



10 観光客等に対する避難誘導対策

経済部は、必要に応じ、観光関連機関等を通じて宿泊施設等に観光客の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、観光客等の一時的な宿泊場所の提供等を行う必要が生じた場合は、観光関連機関等を通じて協議し対応する。

第8節 食料・物資供給計画

本節では、避難所における避難者や在宅被災者に対して、食料及び物資等を供給するための計画を定める。

また、全国から集まる救援物資の受入れ体制及びその配分や供給計画について、併せて定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資集配拠点における物資の集配に関すること ・救援物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関すること ・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の運行調整、車両の借り上げ及び公用車用燃料の確保に関すること
企画市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の生活関連商品等の価格動向調査に関すること ・救援物資集配拠点における物資の集配に関すること ・救援物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・必要な物資の把握及び救援物資集配拠点の開設に関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種業界団体からの支援の総括に関すること ・各種業界団体からの被災者用食料、日用品等物資の調達に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設を利用した、災害時給食への協力に関すること ・学校が避難所となった場合の避難所運営への協力に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者等への食料等の配給に関すること ・炊出しの実施に関すること ・救援物資の調達、受入れ及び配給に関すること ・救援物資等の輸送及び公用車の運行調整に関すること

2 災害救助法との関係

災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けた場合に市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、市長が必要と認めたときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で食料・物資を給与する。

3 食料の供給

避難所に避難した被災者、あるいは避難するまでではないが住家が被害を受け、炊事ができなくなった被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害状態にあり、炊事ができない者
- ウ 救出救援活動に従事する者
- エ その他本部長が必要と認めた者

(2) 食料の確保

ア 備蓄食料の活用

災害発生後 24 時間以内は、交通機関等も混乱していることから、市立学校、市民センター等に平常時から備蓄されている食料の配付を行う。

イ 協定に基づく調達

災害時における食料供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保、炊き出しを実施する。(「第 21 節 応援協力要請計画」(P. 168) 参照)

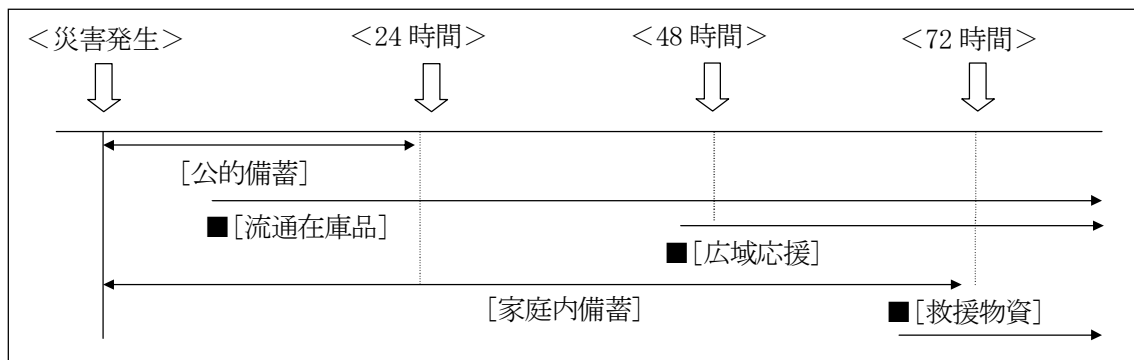
ウ 知事に対する応急配給の要請

前記アからイの方法でなお不足が生じた場合は、知事に対して応急配給の申請を行い、配給を受ける。

エ 産業給食による給与

弁当など調理・加工した食事の提供を行う。

〈時系列的調達方法〉



(3) 食料の輸送

ア 備蓄食料

食料の輸送は、区本部輸送班が実施する。

イ 調達食料

食料の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、状況により、市災対本部事務局は、財政部と協議し、宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な食料輸送を実施する。

(4) 食料の配付

配付は、原則として、避難所において行う。ただし、在宅の障害者や高齢者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、巡回配付等により行う。

(5) 炊き出しの実施

炊き出しは、日本赤十字社宮城県支部及び仙台市赤十字奉仕団等の協力を得て、区本部が実施する。

(6) 職員への食料調達

原則として、各自が行う。ただし、食料の調達が困難な場合又は職場を離れることが困難な場合は、総務部が食料を配付する。

4 生活物資の供給

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態になった場合を含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ウ その他本部長が必要と認めた者

(2) 生活必需品等の種類

生活必需品等の品目は、概ね次のとおりである。

寝 具	タオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服上下、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類等
身の廻り品	タオル、靴、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日 用 品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、紙おむつ、生理用品等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等

(3) 物資の確保

ア 協定に基づく調達

災害時における生活物資の供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、物資を確保する。（「第21節応援協力要請計画」（P.168）参照）

イ 知事に対する応急配給の要請

アの方法でなお不足が生じた場合は、知事に対して応急配給の申請を行い、配給を受ける。

(4) 物資の輸送

物資の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、状況により市災対本部事務局は、財政部と協議し宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な物資輸送を実施する。

(5) 物資の配付

配付は、原則として、避難所において行う。ただし、在宅の障害者や高齢者等で、避難所に出向くことが困難な者に対しては、巡回配付等により行う。

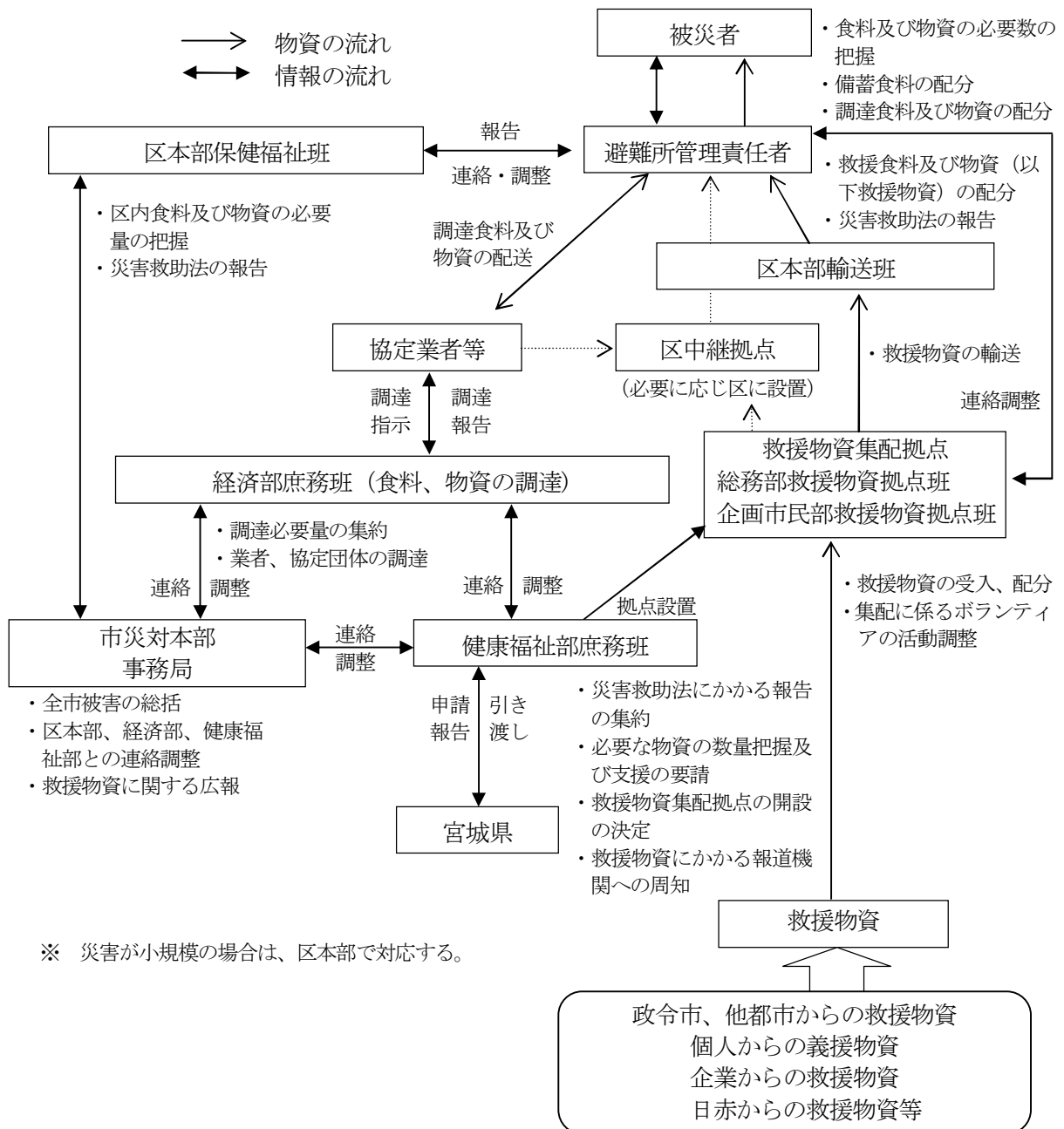
5 安定供給の確保

経済部及び企画市民部は、災害時における円滑な食料及び物資の流通と価格の安定を図る。

6 救援物資の受入れ及び供給

企画市民部及び総務部は、区本部及び避難所管理責任者と連絡調整を行い、物資の集配、供給を行う。健康福祉部は、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、報道機関等を通じて支援を要請するとともに、円滑な受け入れ・配分を行うため、救援物資を送る際の配慮事項について周知を行う。

〈食料・物資の供給フロー図〉



第9節 応急給水並びに復旧計画

本節では、地震発生後の応急給水並びに復旧工事の応急対策について定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
水道部	・ 応急給水の実施に関すること ・ 水道施設の復旧に関すること
区本部	・ 避難所における避難者への飲料水等の提供に関すること

2 災害時の応急体制

水道事業管理者は、被害状況に基づいた配備体制を発令するとともに、水道局災害対策本部を設置し、各配備ごとの班構成で事態の収拾にあたる。

また、応急給水及び復旧の両面において、本市単独では水道機能の早期回復が望めないと判断された場合には、他都市、関係機関等との応援協定に基づき、応援を要請し、資機材及び人員の導入を図る。さらに、応急給水体制については、市災対本部事務局を通じて、知事に対し自衛隊等関係機関への協力要請を行う。

3 応急給水計画

災害時に水道施設が被災したことにより、飲料水に適した水を得ることができない市民に対して最低必要量（1人1日3ℓ）の飲料水を拠点給水及び運搬給水にて供給する。

(1) 拠点給水及び運搬給水

ア 非常用飲料水貯水槽（拠点給水）

断水地域内及び近隣地域に設置してある非常用飲料水貯水槽に給水スタンドを設置し、応急給水を行う。

イ 主要配水所及び応急給水栓（拠点給水及び運搬給水）

断水地域内及び近隣地域にある主要配水所及び応急給水栓に給水スタンドを設置し、応急給水を行うとともに、給水車及びアルミタンク積載車による運搬給水を行う。

（資料編：P.190「拠点給水及び運搬給水場所」参照）

ウ 消火栓を利用した応急給水

被災地における消火栓が使用可能な場合には、給水スタンドを使用して応急給水を行う。

エ 高齢者及び障害者等へ応急給水

ポリ携行缶及びポリ袋を使用し、ボランティアの協力も考慮した戸口給水など、きめ細かい応急給水活動を行う。

オ 医療機関等の重要施設への応急給水

給水車（圧送可能型）やアルミタンク積載車とエンジンポンプの組み合わせで、医療機関等が所有する受水槽への供給を行う。

カ 給水基準

生命を維持するための最低必要量として、1人1日3ℓの供給を目標とする。

(2) 広報活動

断水地域に対して、広報車両及び水道局ホームページ等により断水状況、復旧見込、応急給水場所等について、広報を行う。

(3) 応急給水用保有資機材

平成18年4月1日現在

品名	数量	容量等
給水タンク車	5台	2 m ³ ローリー車（圧送可能型）
	1台	3.8 m ³ ローリー車（圧送可能型）
アルミタンク	5基	2 m ³ タンク
	29基	1 m ³ タンク
ポリ携行缶	1,000個	20ℓ入り
ポリ袋	2,000枚	10ℓ入り
〃	18,000枚	6ℓ入り
仮設水槽	12基	1 m ³

4 応急復旧計画

まず、断水箇所を把握し、漏水などによる二次災害の発生及び被害拡大の防止のため、応急措置を行った上で、浄水場などの基幹施設復旧・配水幹線の復旧・支管網の復旧を行う。

(1) 応急措置の方法

ア 保安措置の操作

管路破損漏水などによる二次災害の発生及び被害拡大の防止を行うため、仕切弁閉栓及びポンプ停止などの操作を行い断水などの保安措置を講じる。

また、緊急遮断弁が作動した時には、広範囲な断水が発生することから、連絡体制フローに従い消防局消防情報センターに連絡する。

イ 水の相互融通

各浄水場間の相互連絡管での水融通を行う一方、市内の配水ブロックの切替え等を行い、断水区域の縮小化を図る。

ウ 自家発電装置等の運転

浄水場施設の停電時には、非常用自家発電設備等の運転により安定した電力の確保に努め、飲料水の供給に万全を期す。

(2) 応急復旧工事

応急復旧工事は、計画に基づき二次災害の発生及び被害拡大の防止を行ったのち行う。

ア 復旧の優先順位

- ① 取水から浄水場までの基幹施設の復旧
 - ② 送水管路及び配水ブロック注入点までの配水幹線の復旧
 - ③ 配水ブロック注入点から支管網の復旧
- 配水ブロック注入点からの復旧は、更に次のような優先順で行う。

- a 災害時の指定医療機関への管路の復旧
- b 指定避難所など収容避難所への管路の復旧
- c 非常用飲料水貯水槽への管路の復旧
- d 配水支管路の復旧
- e 宅地内給水装置の復旧

イ 応急復旧用資機材の確保

他都市及び関係機関との応援協定に基づく資機材の導入を図ることの他、必要最小限度の資機材備蓄及び管材メーカー等との連携を図る。

5 応急体制下の通信方法

災害時には、業務用無線及び携帯電話等あらゆる通信手段を活用し、迅速かつ的確な通信連絡体制を確保する。

6 関係機関への応援要請

災害時において、本市だけで対応できない場合は、「日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画」等の各種応援協定に基づき、他都市、関係機関及び協力団体への応援要請を行う。

(資料編：P. 141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

7 その他の応急給水対策

主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。

(1) 浄水機の活用

災害発生時において、区本部は、区役所及び総合支所に配置している浄水機を活用し、指定避難所等での給水活動を実施する。

(2) 井戸水の活用

井戸水の活用については、第2章第17節第4項(P. 68)による。

第10節 住宅応急対策計画

本節では、大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じた場合で、住民の避難生活が長期に及ぶと判断されるときには、避難者の健全な住生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を速やかに実施することが、極めて重要なことから、事前に住宅応急対策計画を定めるものである。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担 当 業 務
総務部	(応急仮設住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること
財政部	(契約班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急仮設住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること (応急修理住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去にかかる申請の受け付け及び審査に関すること (税務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般住家の被害概況調査の集約に関すること ・ 各区が行う建物被害調査の応援に関すること
企画市民部	(市民生活班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能職団体への協力要請に関すること
健康福祉部	(庶務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関すること ・ 応急仮設住宅の建設場所、戸数及び入居者の最終決定に関すること ・ 応急仮設住宅入退居等の管理の総括に関すること ・ 建設業者等との契約の総括に関すること ・ その他応急仮設住宅の供与の総括に関すること
都市整備部	(庶務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入退去その他管理の応援に関すること (市営住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の保全に関すること ・ 被災者の市営住宅への入居のあっせんに関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他管理の応援に関すること ・ 災害公営住宅の建設に関すること ・ 災害時における仙台市建設公社（管理課）との連絡調整に関すること (営繕班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設場所の選定に関すること ・ 応急仮設住宅の建設及び解体に関すること ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること (建築物調査班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅応急対策の総括に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の被害調査及び集約に関すること

2 災害時住宅応急対策の基本方針

災害時の住宅応急対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。

3 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用された場合

- ① 県が実施し、市が補助する。
- ② 災害救助法が適用された場合の市の業務
 - ・ 応急仮設住宅の設置場所の確保
 - ・ 入居者の選定

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、市はこれに着手することができる。また、県が直接建設することが困難な場合には、委任に基づき市が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

特に必要と認められるときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として、市が応急仮設住宅を建設する。

(2) 建設用地の確保及び選定

財政部は、応急仮設住宅の建設が可能と思われる市有地のリストを作成する。

(3) 建設方法

1戸あたり 29.7 m² (9坪) を基準とする。

(4) 障害者、高齢者等に対する配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、障害者、高齢者等に配慮し、段差の解消、スロープ、手すり等の設置を行う。

(5) 設置の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。

(6) 供与期間

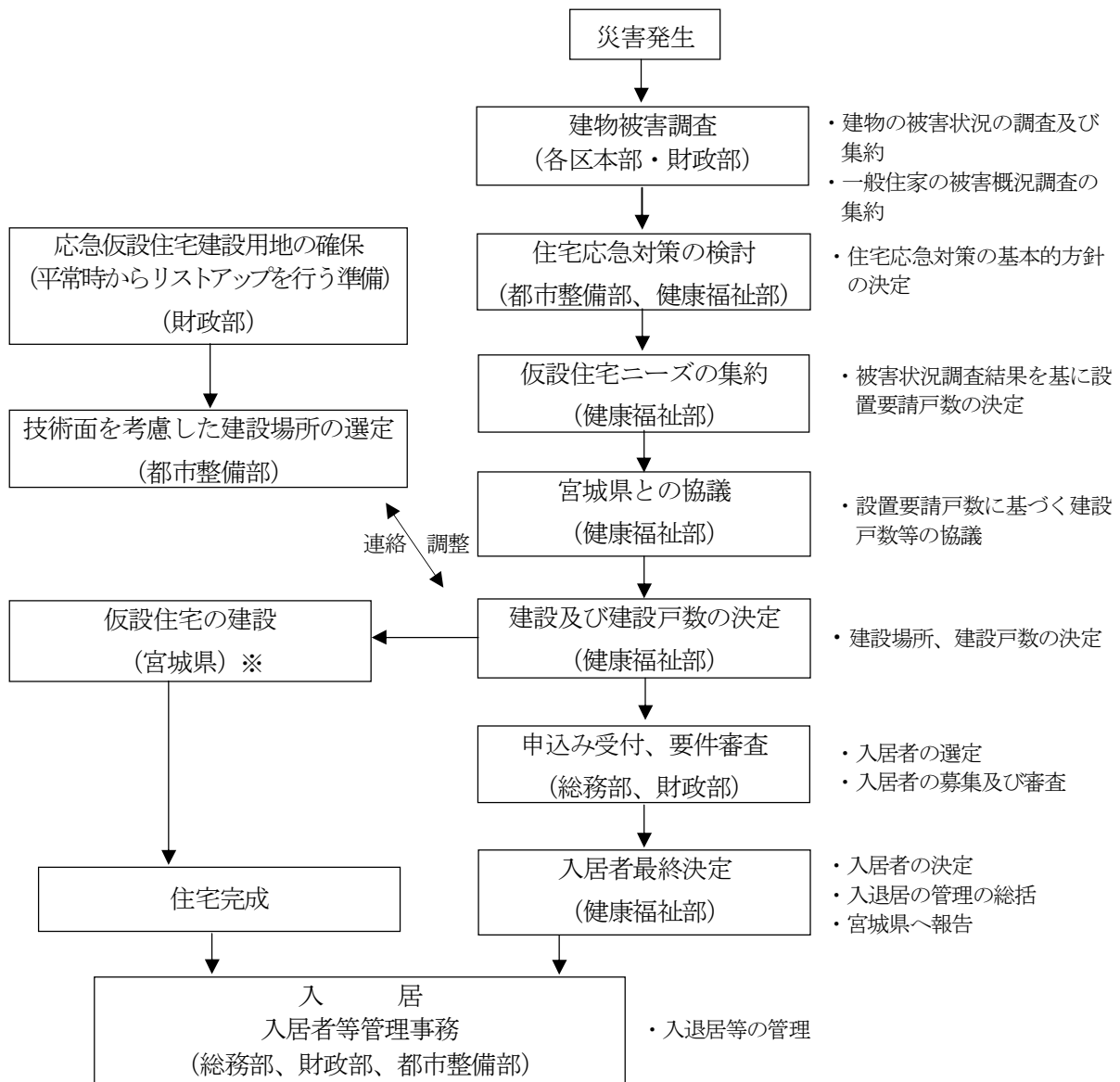
完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の期限内（最高 2 年）とする。

(7) 入居対象者

災害のため、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住宅を得ることができない者

(8) 応急仮設住宅に関する事務フロー

〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉



※ 災害救助法が適用されない場合、又は、知事から委任を受けた場合については、都市整備部が建設を行う。

4 仮設住宅以外の住宅の提供

(1) 避難住宅としての既設公営住宅の提供

災害直後に市営住宅を避難住宅として利用する場合は、目的外使用とする。

また、災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入を要請する。

(2) 災害公営住宅の整備

災害により住宅を失った者を救済するため、被災者に対して「災害公営住宅」を整備する必要があるときは、建設、買い取り及び借り上げ等の準備を行う。

(3) 災害公営住宅整備事業の手続きの流れ

- ア 住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内、知事→国土交通省住宅局長）
- イ 災害公営住宅整備計画書の提出（仙台市長→東北地方整備局長）
- ウ 住宅減失戸数の査定
- エ 整備計画の内示（東北地方整備局長→仙台市長）
- オ 補助金交付申請（仙台市長→東北地方整備局長）
- カ 補助金交付決定（東北地方整備局長→仙台市長）

5 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去

(1) 災害救助法との関係

- ア 災害救助法が適用された場合
知事の委任を受けた場合に、市長が実施する。
- イ 災害救助法が適用されない場合
市長が必要と認めたときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で実施する。

(2) 被災住宅の応急修理

災害のため、被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し居住の安定を図るため、被災住宅の応急修理を行う。

- ア 対象者
災害によって、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯
- イ 期間
災害発生の日から 1 カ月以内

(3) 土石等障害物の除去

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むことに支障をきたしている者に対し、土石等障害物の除去を行う。

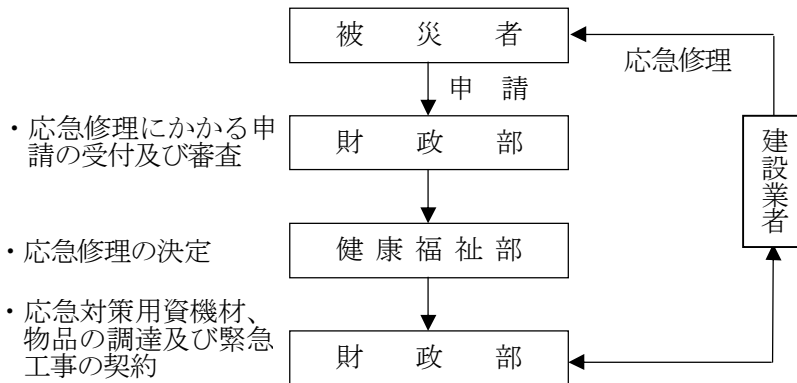
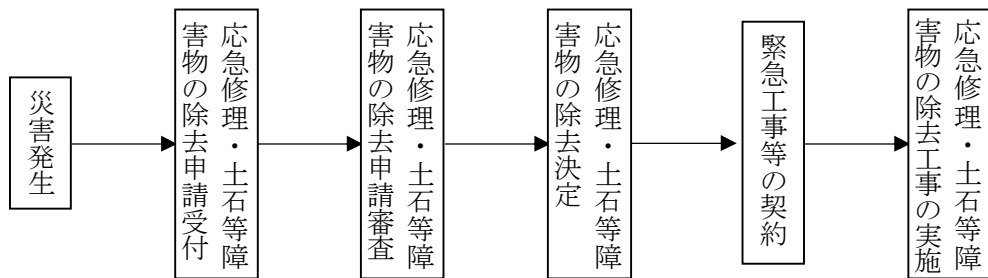
- ア 対象者
災害によって、住家が半壊又は床上浸水し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では障害物の除去ができない世帯
- イ 期間
災害発生の日から 10 日以内

(4) 応急修理及び土石等障害物の除去の範囲等

居室、台所、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限定し、建設業者に委託して現物給付をもって実施する。

(5) 応急修理に関する事務処理

〈被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する事務処理〉



6 市営住宅の応急修理

市営住宅の被害状況の確認を行い、応急復旧を行う。

(1) 市営住宅の被害調査

ア 都市整備部は、市営住宅の住民の安全確保と被害状況を把握するため、現地調査を実施するとともに、必要に応じて（財）仙台市建設公社に調査を依頼し、以後の取り組み方針を決定、確認する。

イ 被害状況の確認事項は概ね以下のものとする。

- ① 現在の住宅への継続入居が不可能で別の市営住宅（応急仮設住宅を含む）を必要とする者の数
- ② 損害の程度：各団地及び棟ごとの全壊、半壊の程度の確認、継続入居可能の可否、被害額の推定
- ③ 市営住宅の空き家のうち、仮設住宅として入居の受け入れが可能な住宅数の把握

(2) 市営住宅の応急復旧

都市整備部は、災害が発生し、市営住宅に関連した被害が確認された場合は、応急復旧対策にかかる今後の取り組み方針を決定、確認する。

市営住宅の被害状況に応じた応急復旧対策を検討するため、必要に応じて（財）仙台市建設公社と協議し、応急措置をとるよう指示する。

7 建築資材及び建設要員の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行うための人員、資材等を確保するため、仙台市技能職団体連絡協議会に対して協力を要請する。

第11節 緊急輸送計画

1 実施機関及び担当業務

項目	実施機関	担当業務
1 緊急輸送ルートの確保	経済部	・空港港湾施設の被害の把握
	都市整備部	・道路交通情報の収集
	建設部、区本部	・災害対策上重要な所管道路の緊急啓開
	宮城県警察	・交通規制に関すること
	企画市民部	・宮城県警察、交通指導隊との連絡調整
2 輸送手段の確保	財政部	・公用車の運行調整、車両の借り上げ ・公用車の燃料の確保に関すること
	交通部	・緊急輸送に関する車両等の提供
3 緊急輸送に関する調整	市災対本部事務局	・緊急輸送に関する調整
4 緊急輸送の実施	区本部	・救援物資等の輸送及び公用車の運行調整
	各部	・災害応急対策に必要な物資等の輸送
	消防部	・緊急空中輸送に関すること ・応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動調整

2 輸送の対象

段階	輸送対象
第1段階	ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員及び物資 エ 医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア 第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3段階	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

3 道路交通の確保

(1) 道路被災状況の把握

建設部、区本部は、事前に定めた緊急輸送路を中心に、速やかにパトロールを実施し、道路、橋梁の被害状況などを把握する。

(2) 通行禁止等の実施

建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察関係機関その他関係機関に通知する。

<通行制限、交通規制の実施者と根拠法>

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条第1項 道路交通法第4条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法第6条第4項

(3) 道路啓開の実施

建設部、区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧等の道路啓開を行う。

なお、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるにあたっては、他の道路管理者、県警、市災害対策本部事務局とも協議の上、概ね次の基準により行う。

<p>1 公安委員会指定緊急交通路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等の箇所を考慮のうえ、被災地区外からの応援や緊急物資輸送を主に位置づけられた道路で、災害発生時には一般車両の通行を規制し、緊急通行車両のみの通行とする全国規模のネットワークとして構成する路線。</p> <p>2 宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路 災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出入のため、必要最小限通行を確保する県域でのネットワーク構成路線並びに災害復旧活動の支援等に用いる河川敷道路。優先順位は以下のとおり。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する。</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市・区役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害拠点病院、自衛隊等）を連絡する。</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路 その他の防災・輸送拠点との連絡を図る。</p> <p>3 仙台市指定緊急輸送道路 前記緊急輸送道路を補完し、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る道路で、市域全体や各区の幹線路線をネットワークして構成する路線。位置づけは第3次となる。</p> <p style="text-align: center;">(資料編：P.153「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照)</p>
--

応急措置及び体制については、第18節「二次災害の防止」(P.158)に定めるところによる。

(4) 緊急交通路の指定

警察は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要がある場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、必要な交通規制を実施する。(第12節「災害警備・交通規制計画」(P.134)参照)

(5) 交通指導隊の活動

仙台市交通指導隊は、災害時の交通混乱を防止するため、宮城県警察の出動要請等により、宮城県警察との連携を密にしながら交通安全の確保に協力する。

4 輸送車両等の確保

(1) 市保有車両の調達

原則として、各部・区本部所有のものを第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、財政部所管共用車両を使用する。

(資料編：P.152「公用自動車一覧」参照)

(2) 車両の借り上げ

財政部庁舎管理班は、各部・区本部で必要な車両に不足を生じる場合は、市災対本部事務局と協議の上、民間業者等から調達を行い、請求を行った各部・区本部に引き渡す。

(3) 協定に基づく車両等の要請

財政部庁舎管理班は、必要に応じ、市災対本部事務局と調整の上、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」(資料編P.144参照)に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。

(4) 交通部、県知事、他都市への車両等の要請

上記(2)及び(3)の方法により、さらに不足を生じる場合、市災対本部事務局は、交通部、知事、他都市等へ応援協力の要請を行う。

(5) 車両の独自の調達

水道部、交通部、ガス部、消防部及び市立病院部は、独自の調達計画を定める。

(6) 燃料の調達・確保

各部・区本部は、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保するものとするが、これにより確保できない場合、市災対本部事務局は、財政部にその確保を指示すると同時に「災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定」(資料編P.144参照)に基づき、新日本石油(株)東北支店及び新日本石油精製(株)仙台製油所に対し協力を要請する。

(7) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。

ア あらかじめ事前届出済証の交付を受けている車両については、所管する各部・区本部が警察署等において交付を受ける。

イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部・各区本部で緊急通行車両等確認申請書により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。なお、申請にあたっては、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に定める別記様式第1（資料編：P157）を2枚作成し、管轄の警察署に申請するものとする。

ウ 財政部が調達した車両については、財政部で緊急通行車両等確認申請書により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。

（資料編：P. 154「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」参照）

5 空路輸送

(1) 消防防災ヘリコプターの活用

災害の状況によりヘリコプターによる空路輸送を必要とするときは、市災対本部事務局は、消防部と協議の上、消防防災ヘリコプター（消防組織法等に基づく応援ヘリコプターを含む）の活用を図る。

なお、救急・救助のためのヘリコプターの活用については、第14節「救急・救助計画」（P. 139）の定めるところにより消防部が行う。

(2) 自衛隊その他の機関への空路輸送の要請

市災対本部事務局は、必要に応じ、自衛隊その他の機関にヘリコプターによる空路輸送の要請を行う。

（資料編：P. 158「各機関所有のヘリコプター一覧」参照）

(3) ヘリコプターによる空路輸送ニーズに関する調整

各部・区本部のヘリコプターの利用ニーズは、市災対本部事務局で取りまとめ、消防部、自衛隊その他の機関に伝える。

(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定

市災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な個所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸に伴う安全の確保のための措置をとる。

< 離 着 陸 場 一 覧 >

区 分	名 称	所 在 地
飛 行 場	仙 台 空 港 仙台ヘリポート	名取市下増田字南原 仙台市若林区荒浜字今切 29 番 2
飛行場外離着陸場	福 岡 訓 練 場 石積常設訓練場 種 次 訓 練 場	仙台市泉区福岡字岳山地内 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市若林区種次字川前地内
飛行場外離着陸場適地	（資料編：P. 159「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）	

※1 上記のほか、霞の目飛行場（陸上自衛隊）、宮城県庁屋上があり、非常時にはそれぞれの管理者の許可を受けて使用することができる。

※2 飛行場外離着陸場は、仙台消防ヘリコプター（仙台市消防局）の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。

※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。

6 海上輸送

災害の状況により海上輸送が有効と認められる場合は、知事を通じて関係機関に協力を要請する。

7 災害時の緊急輸送に関する調整

(1) 道路交通情報の収集

都市整備部（総合交通政策班）は、警察、日本道路交通情報センター等から交通規制状況、道路の啓開状況その他道路輸送に必要な情報を収集し、集約の上、市災対本部事務局及び各部・区本部に情報を提供する。

(2) 緊急輸送に関する調整

市災対本部事務局は、下記の状況を確認し、効率的な緊急輸送を行うことができるよう、関係する部・区本部及び関係機関と必要な調整を行う。

この場合、市災対本部事務局は、必要に応じ、都市整備部（総合交通政策班）その他関係機関の協力を受け、市災対本部事務局内に「緊急輸送調整チーム」（仮称。以下同じ）を組織し調整にあたる。

ア 道路交通情報

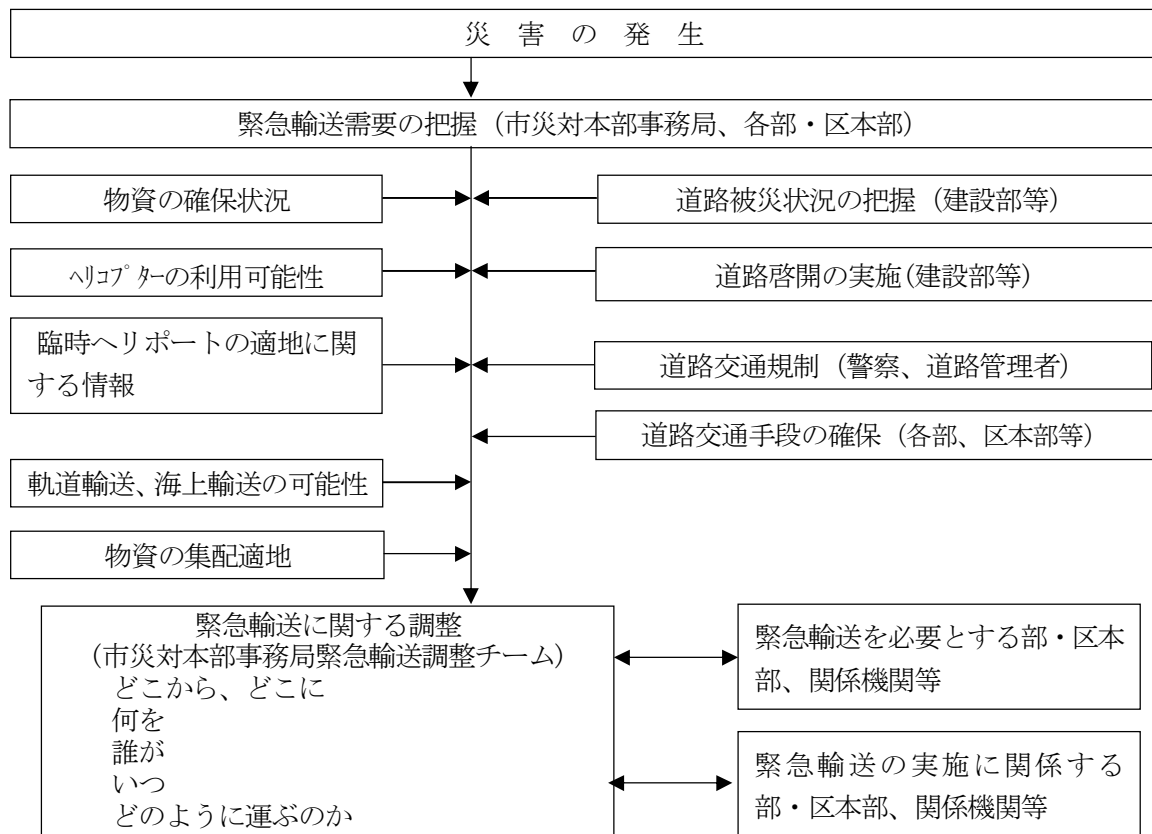
イ 物資の集積及び搬送拠点

ウ 避難所の開設状況

エ ヘリコプター離発着場の設置状況

オ 輸送手段の確保状況

<輸送に関する調整フロー>



第12節 災害警備・交通規制計画

災害警備の実施にあたっては、警察の各部門が相互に連携して総合力を発揮するとともに、防災関係機関と協力して被害状況を的確に把握し、住民等の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持等を行う。

1 警備活動

(1) 警備体制の確立

大震災が発生した場合には、次のとおり警備本部を設置して指揮体制を確立する。

ア 警備要員の非常参集

大震災が発生した場合、警察職員は「宮城県警察非常招集規定」及び「警察署非常招集計画」の定めるところにより非常参集する。

イ 警察本部災害警備本部の設置

警察本部に宮城県警察災害警備本部を設置し、本部長が警備本部長となり、総括指揮にあたる。

ウ 警察署災害警備本部の設置

警察署に警察署災害警備本部を設置し、警察署長が警備本部長となり、管内の総括指揮にあたる。

エ 災害警備本部の組織及び任務

警察本部災害警備本部と警察署災害警備本部の組織及び任務等は、別に定める災害警備計画等によるものとする。

(2) 部隊運用等

ア 機動隊、広域緊急援助隊等の災害警備部隊は、被害の発生状況、態様等に応じて警備本部長が運用する。

イ 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護及び避難誘導等の措置をとる。

(3) 警備活動

大震災が発生した場合及び被害の拡大防止のため、概ね次の警備活動を行う。

ア 被害の実態把握と災害情報の収集・伝達

イ 被害者の救出、避難誘導

ウ 行方不明者の調査

エ 遺体の検視、見分

オ 交通規制

カ 公共の安全と秩序の維持

2 交通規制

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 情報収集

警察本部は、現場の警察官及び関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制

ア 基本方針

- ① 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制
 - a 一般車両の走行抑制と被災区域内への流入を原則的に禁止する。
 - b 被災地外への流出は原則として無制限とする。
- ② 避難路及び緊急交通路への流入抑制
原則として緊急通行車両以外の一般通行車両は通行を禁止又は制限する。
- ③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出制限
インターチェンジからの被災地内への流出を制限する。
- ④ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施
 - a 緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は指導を実施する。
 - b 一般車両の走行は極力抑制する。
- ⑤ 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用
- ⑥ 緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるよう道路管理者に対する必要な措置の要請

イ 緊急交通路確保のための措置

- ① 交通管制施設の活用
効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- ② 放置車両の撤去
緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ③ 運転者に対する措置命令
緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- ④ 障害物の除去
緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。
- ⑤ 関係機関との連携
交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を保つ。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助手段を活用して行う。

エ 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

オ 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

カ 自衛官及び消防吏員の措置

通行禁止区域等において警察官がその場にはいない場合に限り、派遣を命ぜられた自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により次の措置を行うことができる。

- ① 緊急通行車両の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、必要な措置を命ずること
- ② 命令の相手方が命じられた措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合は、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損すること

自衛官及び消防吏員が上記の措置を行った場合は、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。

ア 確認場所

警察本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署の他、交通検問所において実施する。

イ 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車両番号標に表示されている番号
- ② 輸送人員又は品名
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

ウ 標章等の交付

警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

第13節 火災等に対する活動計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	・火災の警戒、鎮圧、延焼防止に関すること ・人命の救助、救護に関すること ・災害の拡大防止に関すること

2 組織

震災に伴う家屋の倒壊や火災等から市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を軽減するため、消防の施設、装備、人員を最大限に活用して消防活動態勢を確立する。

(1) 消防活動態勢の強化等

ア 消防活動態勢の強化

震度4以上の地震により被害が発生し、または発生が予想される場合などには、職員を非常招集し、警防本部(消防局)及び大隊本部(消防署)の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して、消防活動態勢を強化する。

イ 災害対応会議

被害が拡大し、または拡大のおそれがある場合は、災害対応会議を開催し、消防活動の方針や部隊運用、緊急援助隊の応援要請など重要な意思決定を行い、効果的な消防活動を行う。

ウ 災害対策本部への情報連絡員の派遣

災害対策本部が設置された場合、警防本部(消防部)は市災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

エ 宮城県石油コンビナート等防災本部への本部員等の派遣

警防本部長は、宮城県に石油コンビナート等防災本部の召集があった時は、本部員等を派遣するとともに市災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(2) 職員の動員

震度5弱以上の地震が発生した場合、勤務時間外の職員は直ちに参集する。また震度4の地震が発生した場合、警防本部長は、非常配備基準に基づき職員を招集する。

3 消防活動

消防活動は、人命救助を第一とし、消火の活動は延焼防止を主眼とする。

(1) 情報収集

情報は、有線通信の途絶、無線通信施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、防災関係機関との密接な連携を確保し、的確な情報収集に努める。

ア 警防本部の措置

消防署所からの情報、高所監視カメラ・消防ヘリコプターによる情報、119番受信時の情報及び防災関係機関からの情報を分析し、消防活動の方針を決定するとともに、必要に応じ、情報を市災対本部事務局、国、県等に通報する。

イ 大隊本部の措置

高所見張り参集者からの聴取、パトロール等により積極的な情報収集を行うとともに、市民からの災害通報を集約し、警防本部に通報する。

(2) 部隊統制

部隊の運用は、原則として警防本部が統制を行う。ただし、災害が同時多発し、警防本部での統制が困難な場合は、部隊運用の一部を大隊本部が行うものとする。

(3) 救急・救助活動

救助・救急活動は、特別救助隊及び救急隊を主軸として組織的な活動を実施するとともに、関係機関と密接に連携した活動体制を確保する。

(4) 航空活動

震災時における航空隊は、初動時における市内の被害状況等の把握、調査、救助、救急活動などのほか、人員、物資及び資機材の輸送、広報活動等を行う。

(5) 避難誘導

警防本部長及び大隊本部長は、火災や津波・堤防決壊・土砂崩れ等の災害の状況により、人命に危険があると認めるときは、直ちに消防職員又は消防団員等をもって住民を避難させる。

(6) 消防隊等の応援要請

ア 応援要請

- ① 警防本部長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合は、宮城県広域消防相互応援協定（平成4年1月1日締結）に基づき応援要請を行う。

（資料編：P. 141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

- ② 警防本部長は、本市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断した場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年8月2日策定）に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

イ 調整本部の設置等

- ① 警防本部長は、緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、仙台市災害対策本部直近の場所に、緊急消防援助隊調整本部を設置する。
- ② 警防本部長は、緊急消防援助隊指揮支援部隊長等が行う応援部隊の活動管理等及び関係機関等との連絡調整に資するため、警防本部直近の場所に、緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。

ウ 警防本部長は、宮城県に緊急消防援助隊調整本部が設置された場合、代表消防機関として職員を緊急消防援助隊調整本部に派遣する。

（資料編：P. 146「緊急消防援助隊受援体制」参照）

4 消防団

(1) 消防団本部の設置

非常時の大隊本部が設置された場合は、消防団長を本部長とする消防団本部を大隊本部に併設する。

(2) 消防団員の動員

災害の発生又は発生するおそれがあるときは、警防本部長の非常配備発令に基づき団員の動員を行う。

(3) 消防団の活動

ア 地域住民に対し、出火防止と初期消火の徹底を広報する。

イ 消防職員隊と連携して、消火、人命検索、救助、救急活動等を行う。

ウ 避難の勧告・指示がなされたときは、避難方向、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導にあたる。

第14節 救急・救助計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	救急、救助の実施及び関係機関との相互連絡に関すること

2 救急・救助活動

(1) 救急活動

多数の救急事案が発生している場合は、人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立する。

ア 臨時救急隊を編成し、現地救護所での活動や医療機関等への搬送を実施する。

イ 健康福祉部と連絡を密にして、負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。

ウ 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

(2) 現地救護所の設置

多数の負傷者が予想される場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地又は救急隊が設置されている消防署所に救護所を設置し、次の措置を講ずる。

ア トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び医療機関を決定する。

イ 負傷者に対する応急処置を実施する。

ウ 必要に応じて、市災対本部を通じ、医療救護班の派遣を要請する。

(注) トリアージとは、負傷者の緊急度や重症度に応じて適切な処理や搬送を行うために、負傷者の治療優先順位を決定すること

(3) 救助活動

同時に多数の救助事案が発生したときは、早期に救助体制を確立する。

ア 救助隊を臨時に編成する。

イ 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。

ウ 人命救助上必要ある場合は、区本部を通じ、クレーン車、ブルドーザー等民間の特殊車両の出動を要請する。

エ 救助事案が同時に多発し、多数の負傷者が発生した場合は、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。

3 ヘリコプターによる救助・救急搬送

(1) ヘリコプターによる救助・救急搬送

本市以外の医療機関に傷病者を緊急に搬送する必要がある場合は、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(2) 広域航空消防応援要請

ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等に応援が必要な場合は、宮城県広域航空消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）、東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（平成8年1月22日施行）、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日消防震第19号）及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防救第61号）により出動要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の活動等

- (1) 宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づいて実施する。
- (2) 緊急消防援助隊による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に仙台市消防受援計画（平成9年4月15日施行）に基づいて実施する。

（資料編：P.146「緊急消防援助隊受援体制」参照）

5 民間による患者等搬送事業者への協力要請

負傷者の搬送について、必要に応じ民間による患者等搬送事業者に協力を要請する。

第 15 節 医療救護・保健・防疫計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担 当 業 務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療、助産、救護活動の統括に関する事 ・医療救護班の編成に関する事 ・医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 ・医療機関との総合調整に関する事 ・医療ボランティアに関する事 ・被災地の防疫の統括、防疫班の編成に関する事 ・防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 ・被災動物の保護、管理に関する事 ・災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事
経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の防疫に関する事
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動及び負傷者の救護に関する事 ・医療機関の被害状況の把握に関する事 ・医療ボランティアの活動の支援に関する事 ・被災者に対する保健相談及び指導に関する事 ・被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 ・被災地域及び避難所における防疫に関する事

2 医療救護の実施

市は、災害救助法が適用された場合は県を補助し、災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めるときは独自に、関係機関の協力を得て医療救護を実施する。

災害時、特に地震被害時においては、建物、工作物等の倒壊、火災、津波などの発生により、同時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被災し、診療機能が低下するため、一時的に地域の医療能力をはるかに超える医療需要が発生することが予想される。

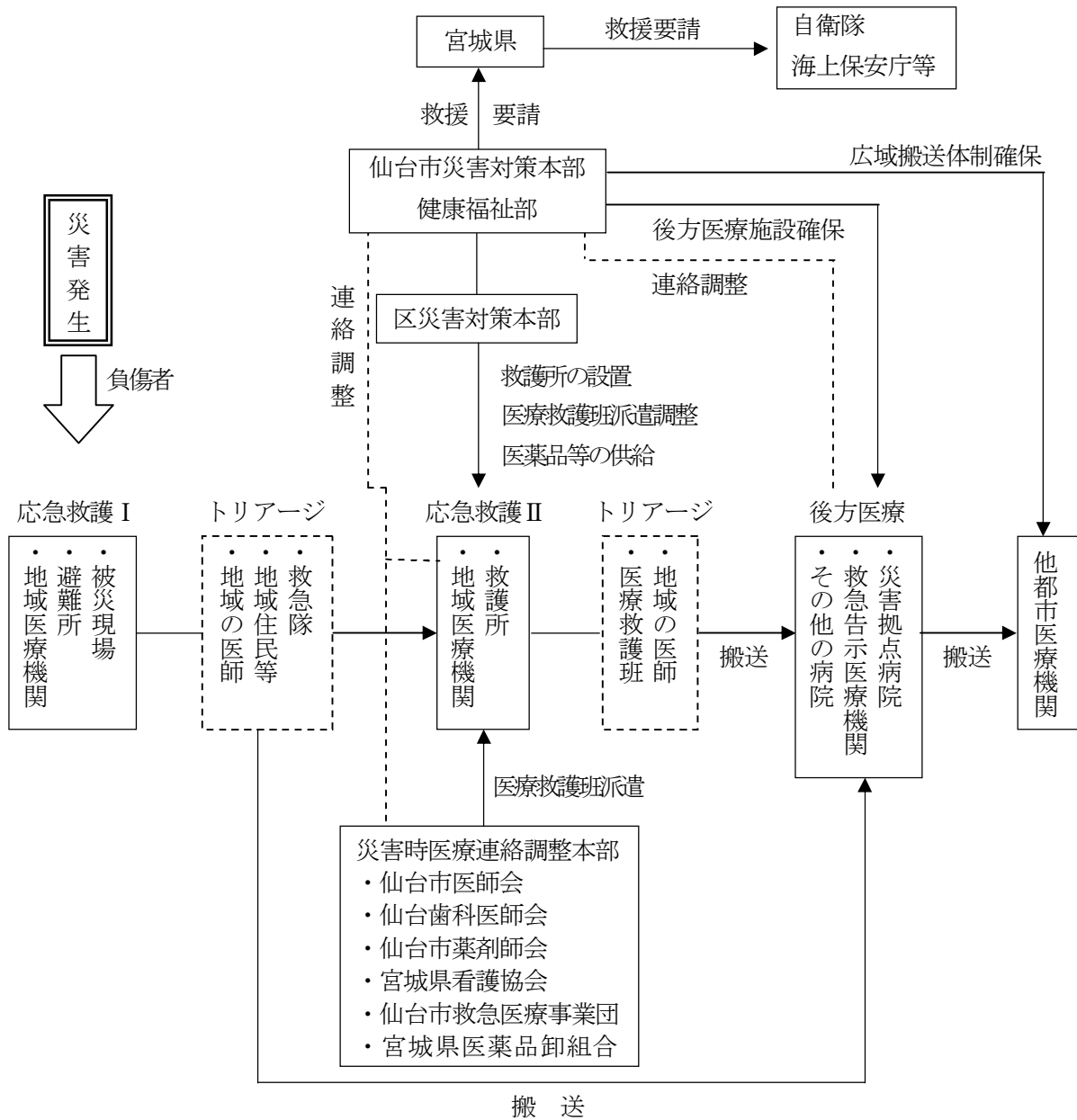
市は、このような医療需要に対応するため、関係機関との連携を図りながら、救護所の設置、医療救護班の派遣及び後方医療体制の整備など、適切な医療救護を実施する。

3 災害時医療体制

(1) 災害時医療体制の概要

災害時の医療救護の概要は次のとおりである。

〈災害時医療体制図〉

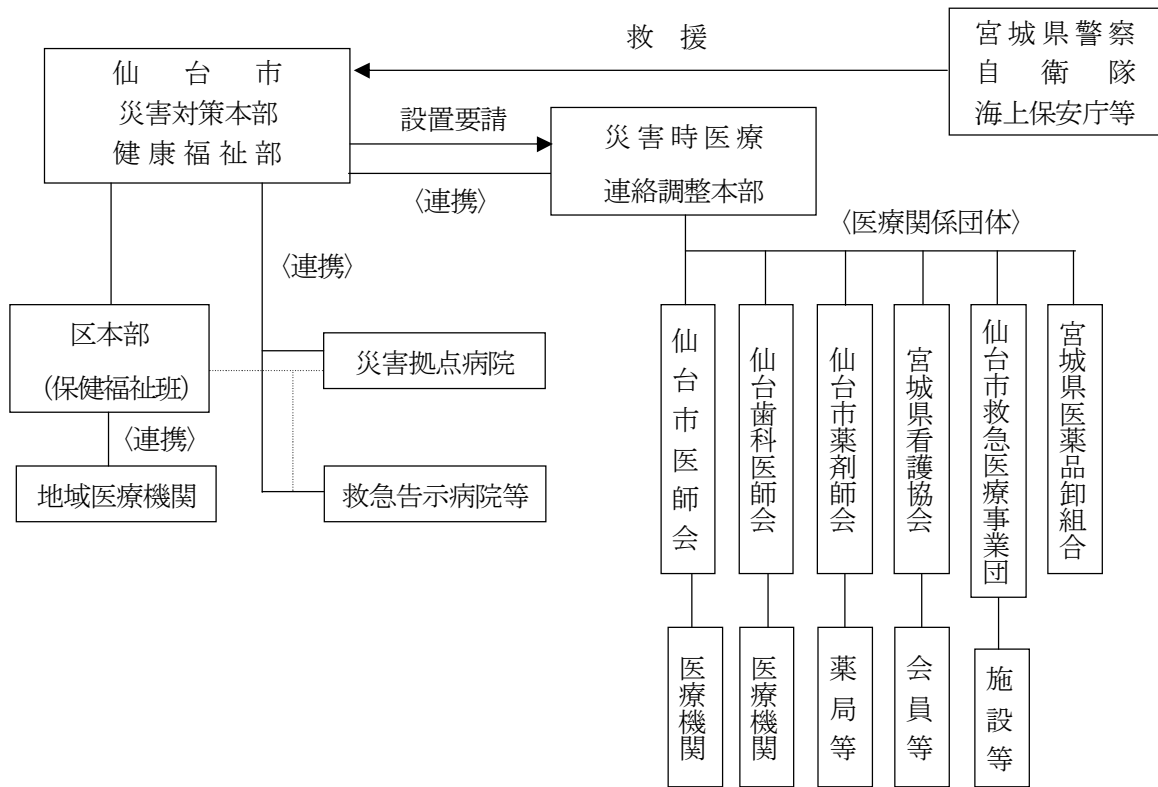


(2) 災害時医療連絡調整本部

市は、災害時の医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や仙台市医師会をはじめとした医療関係団体、その他の関係機関と連携してこれにあたる。

そのため、健康福祉部は仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会その他の関係機関に災害時医療連絡調整本部の設置要請を行うとともに連絡員を派遣し、医療に関する情報収集や連絡調整を一元化し、各機関の連携のもと医療救護活動を行う体制の整備を図る。

〈 連 携 体 制 図 〉



(3) 区本部 (保健福祉センター)

地域における医療救護は、保健福祉センターを拠点として地域医療機関や医療救護班等との連携の下に行う。区本部保健福祉班は、地域の医療救護活動の核として、地域の医療機関と協力して概ね次の業務に当たる。

- ア 医療情報の収集、提供
- イ 救護所の開設
- ウ 保健福祉センター医療救護班の編成
- エ 管内医療救護活動の統括
- オ 救護所及び医療機関への医薬品等の供給
- カ 医療ボランティアの活動支援
- キ 管内医療機関との連絡調整
- ク 保健、防疫活動
- ケ その他地域の医療救護に必要となる事項

(4) 初動時の対応

災害発生直後における対応は次のとおりである。

ア 健康福祉部

速やかに災害時医療連絡調整本部の設置を要請し、医師会等との連携体制の整備を図るとともに、医療情報の収集を行い、医療救護班派遣の準備及び後方医療機関の確保を図る。

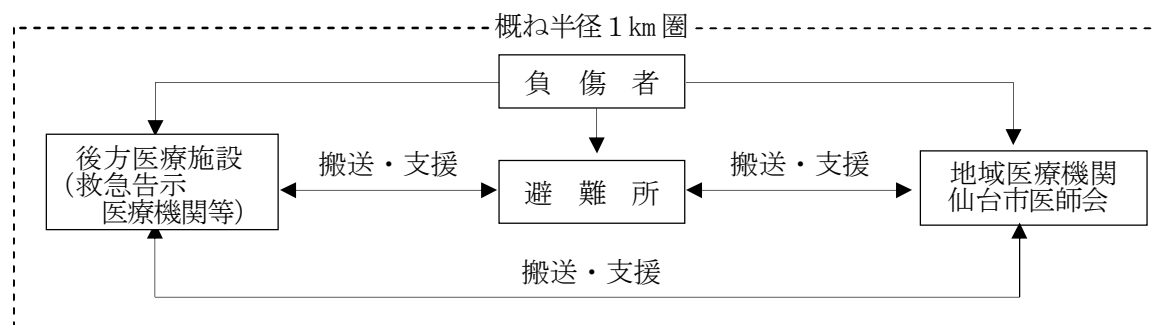
イ 区本部保健福祉班

管内の負傷者の発生状況及び医療機関の被害状況等の情報を収集し、必要な救護所を設置する。また、医療情報を健康福祉部に報告し、併せて医療救護班の派遣を要請する。

ウ 医療機関等

下図のとおり後方医療施設、仙台市医師会及び医薬品等を備蓄している避難所等の連携により地域内での自律的対応を行う。

<初動連携体制>



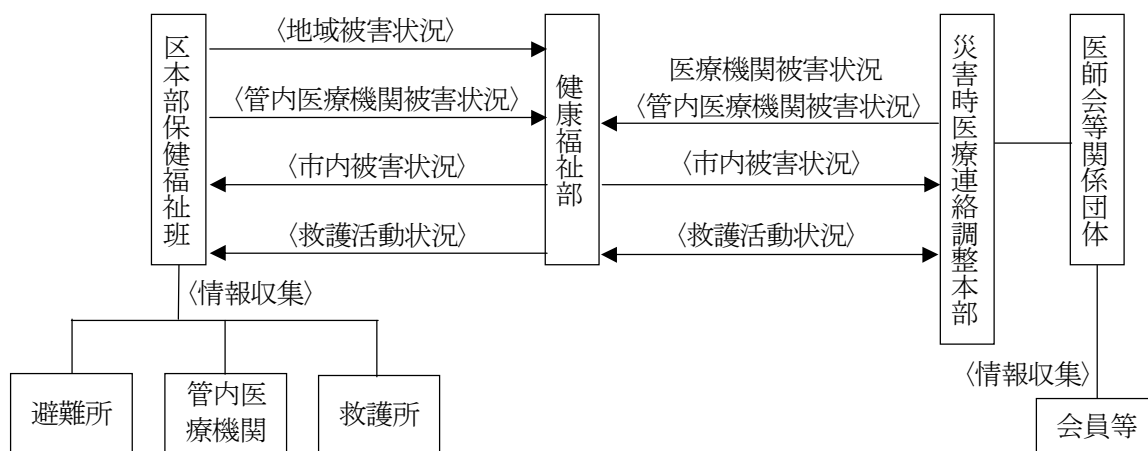
4 医療情報の収集伝達

(1) 収集体制

区本部保健福祉班は、管内の各医療機関の被害状況や活動状況等について把握し、健康福祉部に報告する。

健康福祉部は、各区本部保健福祉班からの情報を取りまとめるとともに、災害時医療連絡調整本部において医師会等関係団体と密接に連携し、各関係団体が収集した情報とあわせ、医療情報を一元的に把握する体制を確立する。

<医療情報収集体制図>



(2) 提供体制

収集した医療情報は、第4節「災害広報・広聴計画」(P.95)に定めるところにより、広報を行うとともに、保健福祉センターや救護所を通じて市民や各医療機関に情報提供を行う。

5 応急救護体制

(1) 救護所の設置

災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想され、地域の医療機関だけでは対応が困難な場合には、応急的な救護を行うため、次により救護所を設置する。

救護所	設置者	設置場所等
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。

(2) 医療救護班

ア 医療救護班の派遣

健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、区本部又は消防部を通じ（状況によっては直接に）救護所又は被災医療機関等に対し必要な医療救護班を派遣する。

区本部保健福祉班は、応急救護所、避難所内救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請するとともに、受け入れた医療救護班を救護所又は被災医療機関等に派遣する。また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、保健福祉センター所長を班長として自ら医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

消防部は、現地救護所を設置した場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請するとともに、受け入れた医療救護班を救護所に派遣する。

イ 医療救護班の編成及び派遣機関等

健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合には、災害時医療連絡調整本部を通じて各医療救護班派遣機関に医療救護班の派遣を要請する。

医療救護班の編成は、原則として医師、看護師、事務員等若干名とし、医療救護班登録制度を設け、各機関からの派遣可能な班数をあらかじめ登録しておく。

※ 仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料編P.144参照）を締結

<医療救護班派遣機関（要請先）一覧>

医療救護班の種別	編成等	派遣機関（要請先）
医療救護班 （※DMATを含む）	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会

※ DMAT（災害急性期に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できる機動性を持った、訓練を受けた医療チーム）災害拠点病院に自律的に入り、災害医療に従事するもの。

ウ 他の地方公共団体からの応援救護班

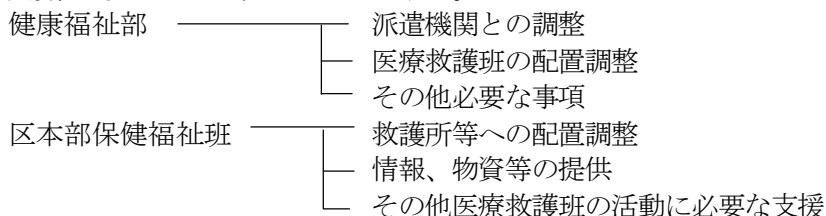
災害の規模が大きく、市内の医療救護班では不足する場合や、市内の医療機関の被害が大きく医療救護班を派遣できない場合には、災害時の相互応援協定を結んでいる他の地方公共団体に対し、医療救護班の派遣を要請する。

要請先は次のとおりである。

協 定 等	派遣要請先
16大都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	当該都市の衛生主管部局
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	応援調整都市の衛生主管部局 正：福島市 副：山形市
宮城県市町村相互応援に関する協定締結団体の救護班	県知事を通じ要請

エ 医療救護班の受け入れ

医療救護班の受け入れは次のとおりとする。



オ 医療救護班の業務内容

医療救護班は、保健福祉センター所長の指示の下、救護所、被災医療機関、また避難所等の医療救護活動を行う。

① 医療救護班の行う業務内容は、原則として次に示す内容とする。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者に対する応急措置 ・ 軽傷者等への医療 ・ 応急歯科治療（歯科医療救護班） ・ 医薬品集積所等における医薬品管理（薬剤師救護班） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 助産 ・ 服薬指導（薬剤師救護班）
--	---

② 状況により次の業務も行う。

・ 死亡の確認	・ 遺体の検案	・ 被災医療機関での医療
---------	---------	--------------

6 後方医療体制

(1) 後方医療の確保

救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要がある。

健康福祉部は災害発生後速やかに、災害時用の病院連絡網等を通して、空床等後方医療機関の情報を収集し、搬送先医療機関の確保を図るとともに、消防部や区本部保健福祉班と協力して救護所や地域医療機関からの搬送・転院搬送需要に対応する。

また、市内の後方医療施設では対応能力が不足する場合には、他都市の医療機関に搬送することとし、県知事や他の自治体の協力を要請する等必要な措置を取る。

(2) 負傷者の搬送体制

被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、第14節「救急・救助計画」(P.139)により消防部が中心となって行う。

医療機関からの市内・市外医療機関への搬送については、消防部、健康福祉部、区本部保健福祉班及び医療機関が協力して、ヘリコプター等の輸送手段も考慮し搬送体制の確保を図る。なお、必要に応じ直接又は県知事を通じて、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を受ける。

7 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の調達体制

救護所等で使用する医薬品及び用具については、市立小中学校及び保健福祉センター等に備蓄を行っている。

区本部保健福祉班は、救護所や地域の医療機関等での医薬品等の不足状況を把握し、健康福祉部に対し不足している医薬品等の供給を要請する。

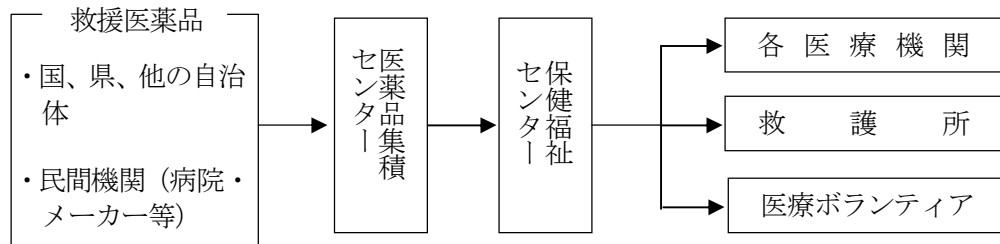
健康福祉部は、「災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定」（資料編 P. 144 参照）に基づき、宮城県医薬品卸組合に供給を要請する。

なお、不足を生じた場合には県知事に補給の要請を行う。

(2) 供給体制

医薬品等の供給にあたっては、原則として健康福祉部が設置する医薬品等の集積センターから、各保健福祉センターを経由して救護所や医療機関等に供給する。

集積センター及び保健福祉センターには、医薬品等管理のための薬剤師を配置することとし、必要に応じ仙台市薬剤師会に薬剤師救護班の派遣を要請する。



8 医療ボランティアの支援

健康福祉部は、医療ボランティアの相談窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班と連携し、必要に応じ情報や物資の提供等の活動支援を行う。

9 在宅医療及び医療中断問題

区本部保健福祉班は、人工透析患者、在宅医療患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関や健康福祉部と連携を取りながら、医療機関への患者の収容等適切な対応を取る。

健康福祉部は、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の収容先医療機関の確保を図る。

10 保健活動

(1) 健康相談活動

避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者からの健康相談に応じる体制が必要である。

区対策本部保健福祉班は、避難所に健康相談所を設置した際、また、仮設住宅、被災者宅等の巡回時の健康調査にあわせて、被災者からの各種の健康相談に応じる。

(2) 精神保健活動

大災害時には、被災者がショックにより、心身が不安定な状態になることがあることから、区本部及び健康福祉部は、健康相談活動等の中で心のケアを行うとともに、状況に応じて国、都道府県、政令指定都市に対し、精神科医療チームの派遣を要請していく。

(3) 歯科保健活動

避難所等での生活においては、口腔内の清潔を保つことが困難な場合が多く、歯科疾患の増加が予想される。

区本部保健福祉班は健康相談活動時に必要に応じ歯科保健指導を行う。

健康福祉部は区本部に対し、必要な歯科医療救護班を派遣するとともに、仙台歯科医師会等と連携し、診療体制を確保する。

11 食品・飲用水の安全確保

(1) 食品の安全確保

区本部保健福祉班は、必要に応じ食品衛生相談所の設置、緊急援助物資（食料品）の安全確保及び営業施設・給食施設の監視指導にあたる。

(2) 飲用水の衛生確保

区本部保健福祉班は、必要に応じ飲用水の使用状況の把握及び飲用水の衛生指導にあたる。

12 防疫活動

(1) 災害発生時の活動

- ア 健康調査及び健康診断を実施する。
- イ 予防教育及び広報活動を行う。

(2) 消毒作業の実施

保健福祉センター所長が消毒を必要と認めた場合には、消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。

(3) 消毒薬剤の配付

- ア 大規模な被災により広範囲に消毒作業が必要な場合は、健康福祉部に薬剤調達を依頼し、区本部保健福祉班が町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。
- イ 消毒薬剤配布の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。

(資料編：P.176「消毒用機材等配置及び薬剤在庫状況」参照)

13 家畜の防疫対策

経済部は、宮城県仙台家畜保健衛生所が行う家畜の検査、注射又は薬浴等の実施についての周知及び指導に努める。

14 被災動物の保護・収容

(1) 被災地域における被災動物の保護・収容

飼い主の分からない動物や放し飼い状態の動物が多数発生すると予想されることから、健康福祉部は、仙台市獣医師会等と連携を取りながら適切な対応をとる。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

健康福祉部は、区本部等と連絡を取りながら、飼い主と共に避難所等に避難した動物の適正な飼育と環境衛生を指導する。

第16節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること
消防部	・行方不明者の捜索に関すること
区本部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること
宮城県警察	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること
日本赤十字社 宮城県支部	・遺体の処理に関すること
塩釜海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視、見分に関すること

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況からすでに死亡していると推測される者の捜索を行う。

(2) 行方不明者の捜索活動

災害現場の状況に応じて、警察、消防、消防団、塩釜海上保安部、自衛隊・応援機関及び地域団体等が相互に協力し、生存の可能性のある者を優先し、捜索にあたる。

3 遺体の検視（遺体見分）、収容及び処理

(1) 遺体の収容及び処理

仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。

(2) 検視

警察及び塩釜海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視を行う。

(3) 遺体数の把握

仙台市は、警察官及び塩釜海上保安部が検視を行った検視遺体数及び病院、消防等関係機関の把握にかかる検視を経ないで医師が災害に起因する死亡と判断した遺体数を確認する。

(4) 遺体取扱い

仙台市は、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。

(5) 遺体安置所の設置

市民センター、寺院、教会等の関係団体等と協議し、遺体の収容先として指定する。

- (6) 遺体処理の対象者
遺体処理の対象者は遺体収容所に搬送された遺体とする。
- (7) 遺体の収容及び引き渡し
遺体引き渡し時に引取人がいない場合又は収容場所がない場合は、指定した遺体収容所に搬入するよう関係機関に連絡する。また、必要に応じ、葬祭業者等に搬入を委託する。
- (8) 遺体の身元確認
警察は、身元不明者については、人相・所持品・着衣・その他の特徴等を写真撮影し、指紋・DNA鑑定等に必要な資料を採取し、身元の確認に努める。
- (9) 引き渡しを受けた遺体の洗浄等
ア 遺体収容所において、区本部保健福祉班は、遺体の洗浄等の処理について、関係各機関との調整を行う。
イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。
- (10) 遺体の一時保存
ア 遺体は腐敗を防止するため、ドライアイスで冷却する。
イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。
ウ 身元不明者の遺留品は遺体とともに保管する。
エ 遺族（関係人）から火葬の依頼があった場合は、その調整を行う。
オ 身元不明の遺体で、公衆衛生上の観点から保健福祉センター所長が必要と認める場合は、火葬を行う。
カ 身元不明の遺体の火葬を行う場合は、警察に連絡し、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを確認する。
キ 身元不明の遺体の火葬終了後の遺骨は、斎場に保管する。遺品がある場合は遺骨とともに保管する。

4 遺体の埋火葬方法

- (1) 緊急火葬体制の整備
ア 火葬場関係対応
① 斎場の被害状況を把握する。
② 斎場の被害状況に応じた応急復旧計画を策定する。
③ 災害の状況に応じた斎場の緊急火葬体制を策定する。
その際、身元不明者の遺骨、遺品を保管する場所を設置する。
④ 必要に応じ、生活衛生班に市民に対する火葬相談窓口を設置する。
⑤ 必要に応じ、斎場への人員応援（派遣）体制を整備する。
⑥ 各区戸籍住民課あて埋火葬許可証の即時発行を依頼する。
イ 広域緊急火葬体制整備
火葬が本市の斎場で間に合わないと判断したときは、次の事項を実施する。
① 他自治体あての火葬依頼必要数を把握する。
② 近県、近隣市町村の緊急受け入れ体制（能力）を確認する。
③ 他自治体あての火葬依頼計画を策定し、依頼する。
また、必要に応じ県に対し調整を依頼する。

（資料編：P. 177「県内火葬場一覧」参照）

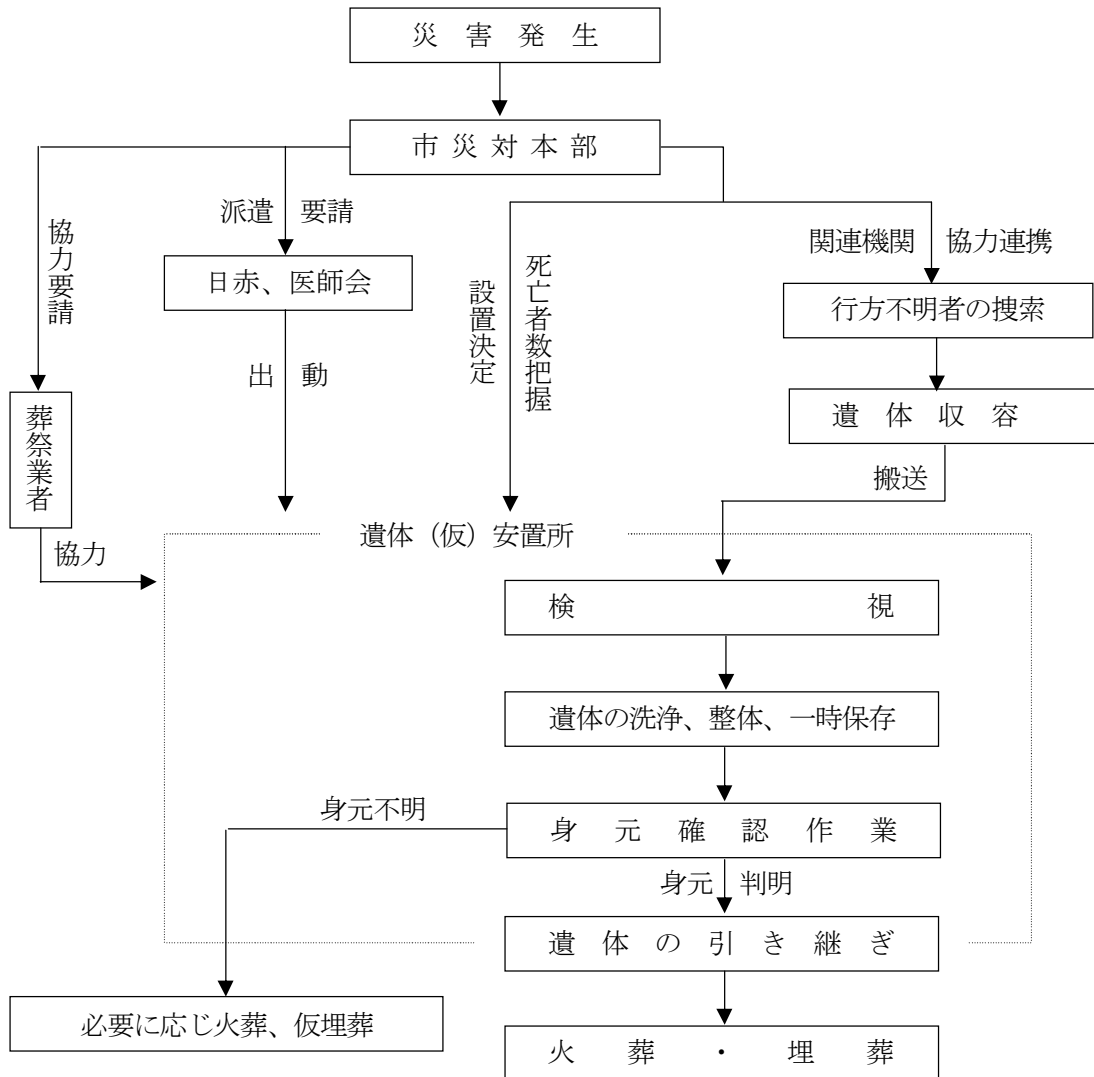
（資料編：P. 179「他県の主な市の火葬場一覧」参照）

(2) 葬祭業者との連絡等

- ① 葬祭業者に、棺等必要な物品の手配を依頼する。
- ② 葬祭業者に、緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。
- ③ 葬祭業者に、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。
- ④ 上記の具体的な取組等については、葬祭業者等の関係業界との協定に基づく。

(資料編：P. 141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

<行方不明者の捜索、遺体の収容等のフロー図>



第17節 清掃計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
環境部	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物の処理計画の策定及び処理の総括に関すること・廃棄物処理業者への指導及び連絡調整に関すること・産業廃棄物排出事業者の指導に関すること・その他産業廃棄物の処理の指導に関すること・仮設トイレの調整に関すること・災害時の廃棄物の応急収集及び処分に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none">・避難所の開設及び運営管理に関すること

2 災害時の清掃計画の基本方針について

大規模な震災時には、災害による粗大ごみや残材等の大量の発生が予想されるとともに、生活ごみやし尿等についても道路交通の混乱やライフライン施設等の被害等により処理の困難な状況が想定されるため、環境部は、各種被害状況の収集に努め、清掃に関する基本的な方針を策定し、その対策を実施する。

3 緊急・応急体制の整備について

災害時の応急体制が迅速に行われるように事前に近隣市町村、一部事務組合、廃棄物関係団体等間の緊急連絡網の整備を進める。

また、市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し、使用不能若しくは処理能力が著しく低下した場合に備え、近隣の市町村の廃棄物処理施設の処理能力を事前に把握し、当該市町村や一部事務組合、廃棄物関係団体等と協力して、災害時の適切な処理が図られるように調整する。

その上で、緊急出動体制の整備と応急態勢の確保を次のとおり進める。

(1) 緊急出動体制の整備

災害による廃棄物処理施設の破損に備え、主要な設備機材の補修用備品の備蓄・点検を図る。

また、災害時に焼却工場内のピット残量を確認して廃棄物の一時貯留量の把握が速やかに行うことができる連絡体制の整備を進める。

市の収集運搬車両、清掃用具の整備を行い、また、収集運搬業務の主要部分を担う委託業者や許可業者と調整の上、保有する車両等の状況把握や災害時の協力体制の整備を進める。

廃棄物収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合、収集運搬については、関係団体との連絡体制の整備を図り、処理能力の低下については、焼却工場への一時貯留や埋立処分場への直接埋立等の判断が迅速に可能となる庁内の連絡体制のそれぞれの整備を図っていく。

(2) 応急体制の確保

一般廃棄物と災害によって生じたがれきなどの災害廃棄物並びにし尿を中心に、分別（し尿を除く）、処理、埋立等についての処理・処分並びに災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保などを内容とする実施計画の作成を進め、応急体制の整備に努める。

ア 計画の策定にあたって、被害想定データを基に、短期間に大量の廃棄物が発生した場合の一時保管場所である仮置場候補地のリスト化を行い、所管する庁内並びに関係機関と利用調整を図って、災害後の仮置場指定の迅速化の準備を進める。

また、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の予想量を算定し、それぞれの内容に応じて、本市での処理予想や近隣市町村等への応援要請も含めた処理・処分方法を検討する。特に災害廃棄物等に含まれるアスベストの取扱いについては、一時保管場所や処理方法などを事前に十分検討する。

イ 廃棄物処理施設やし尿処理施設のある近隣市町村、一部事務組合等を事前に把握し、当該施設の処理・処分の可能な廃棄物等の性状を確認する。その上で、市の処理・処分能力が低下した場合の協力・応援体制について調整する。

4 一般廃棄物の収集運搬

(1) 生活ごみの収集処理

ア 生活ごみの収集

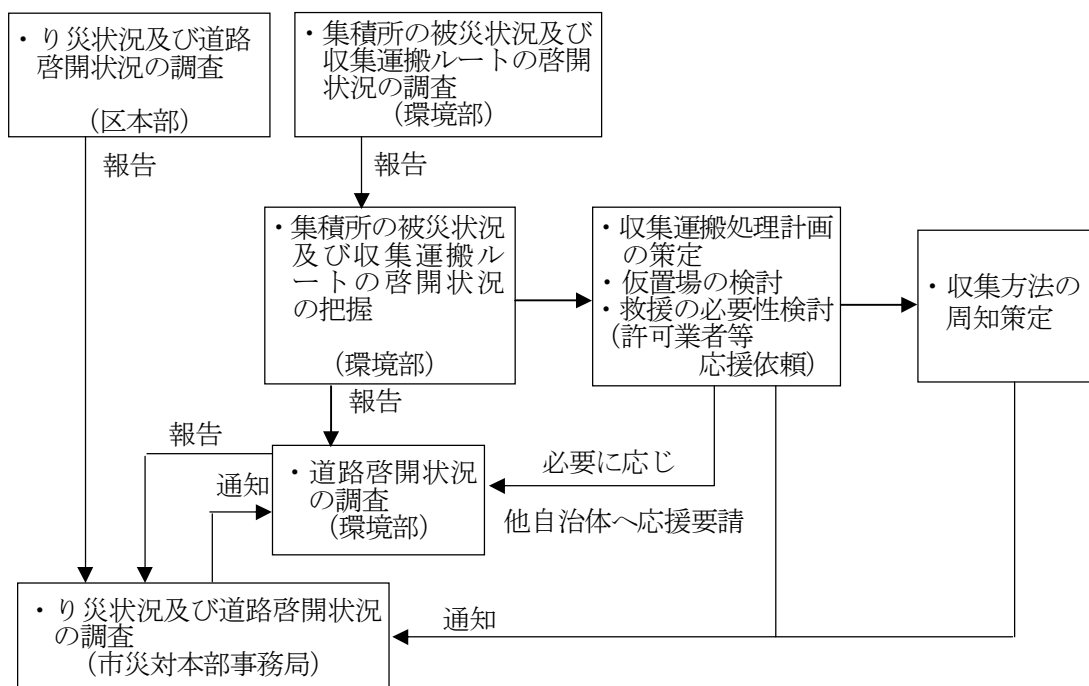
① 集積所、収集運搬ルート、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するにあたっては、委託業者との相互応援体制を整備し、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図るが、災害の状況によっては収集方法、ルートの変更や許可業者、他都市及び県へ応援の要請を行う。

a 災害時の道路交通の遮断・渋滞及び集積所破損等から通常の収集運搬ルートの確保が困難になる状況が想定されるため、必要に応じて仮置場や既存のごみ集積所の代替えとして、収集可能な場所へ仮設集積所を設置する。

また、収集方法についても、状況に応じ早朝収集等を含め対応していく。

b 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法や集積所の変更等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報するとともに、ごみの分別排出を徹底するよう周知する。

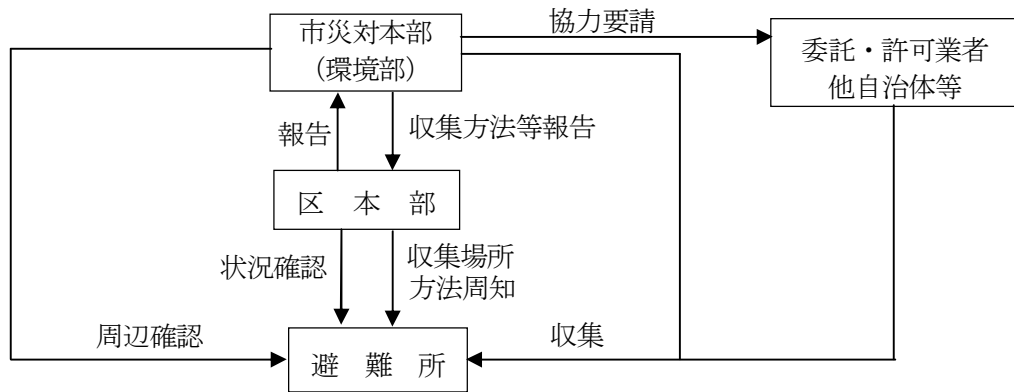
〈生活ごみの収集・処理フロー図〉



イ 避難所のごみ対策

- ① 区本部からの避難所開設状況の報告に基づき、状況を把握した上で、災害時の収集運搬処理計画に取り込み、避難所における生活ごみの収集処理を行う。
- ② 収集運搬処理計画に取り込むに当たり、保健衛生面等に配慮するとともに、必要に応じ別ルートによる収集も検討する。

〈避難所ごみ処理フロー図〉



ウ 処理方法等

各工場、埋立処分場においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。

（資料編：P.180「一般廃棄物収集運搬委託業者一覧」参照）

（資料編：P.181「一般廃棄物（ごみ）収集運搬車両一覧表」参照）

(2) し尿の収集処理

ア し尿の収集・処理方法

- ① 収集運搬ルート、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するに当たっては、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図るが、災害の状況によっては、許可業者、他都市へ応援の要請をする。
- ② 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報する。

- ③ 貯留槽、し尿処理施設については、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況をふまえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。

また、施設の被害状況によっては、通常の処理ルートで対応できない場合がある。その場合には民間業者の処理施設及び他自治体の処理施設に処理を依頼する。

- ④ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、収容世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用組立仮設トイレを設置して処理する。
- ⑤ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。

〈 想 定 排 出 量 〉

	対 象 人 口	想定排出量（1日あたり）
通常くみ取り世帯※1	16 千人	64 kℓ
避 難 所	179 千人	269 kℓ
合 計	195 千人	333 kℓ

※1 通常くみ取り世帯の人口は、平成 17 年 10 月現在の人口

※2 避難者の対象人口は、長町一利府断層による地震で想定されるピーク時の避難者数

※3 1 人 1 日当たりの排出量（原単位）は、避難所で 1.5 ℓ、通常くみ取り世帯では、簡易水洗トイレでの加水分を含め 4.0 ℓとした。

イ 仮設トイレ設置体制等

- ① 仮設トイレ設置については、災害発生直後の初動体制として各小中高等学校に備蓄している災害用組立仮設トイレにより対応するが、備蓄数で不足する場合には、民間業者等の協力を得て設置及び維持管理を行う。また、設置にあたり高齢者・障害者にも配慮する。
- ② 自宅のトイレが使用できない在宅被害者には、環境事業所等に備蓄している災害用携帯型簡易トイレにより対応する。
- ③ 仮設トイレの設置場所や災害用携帯型簡易トイレの配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。
- ④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮したうえで、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。

(注) 災害用組立仮設トイレの備蓄状況については、第 2 章第 17 節 (P. 67) 「物資・資機材等確保体制の充実」のとおり。

(資料編 : P. 182 「し尿収集委託業者一覧」参照)

(資料編 : P. 183 「汚泥許可業者一覧」参照)

5 災害による残材等の処分

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。

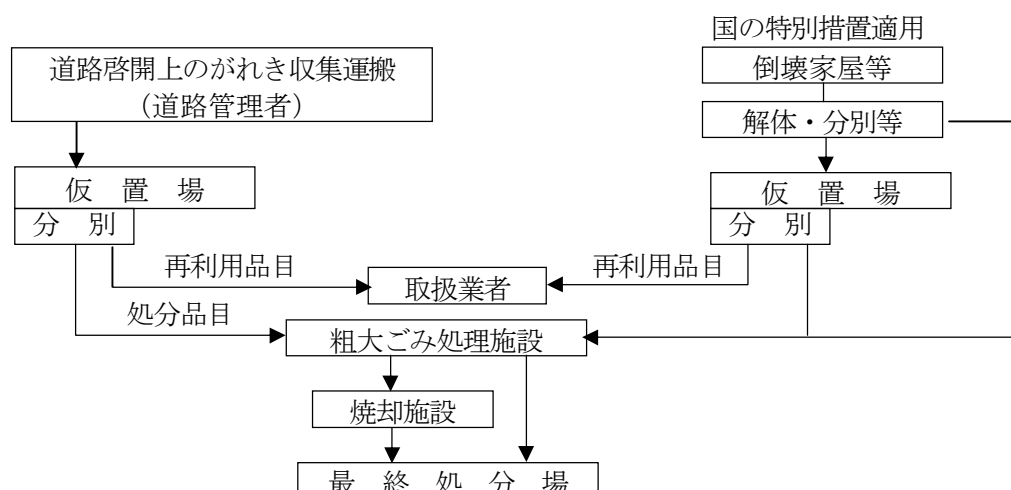
なお、アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い適正な処理を進める。

各区本部等の協力により、がれきの発生状況を把握し、速やかに処理処分計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。

(1) がれき処理

がれきの処理フロー図は次のとおりである。

〈がれき処理フロー図〉



(2) がれきの中間処理・再利用・最終処分

ア がれきの処理については、分別後、各処理施設に管理者、所有者が自ら搬入する。ただし、損壊家屋等の解体撤去により、一時的に多大な処理が必要な場合には、被災各地域に仮置場を設置し処理を行う。

イ がれきの仮置場としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて各区本部と相談のうえ、公園、埋立処分場等に設置する。

ウ がれきについては、解体・撤去作業現場では管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の焼却施設で焼却処理するなど、できるだけ減容減量化した上で市の埋立処分場等に搬入する。

(3) がれきの撤去及び倒壊家屋等（国の特別措置適用）の解体

ア がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの各区への申し入れに応じて、解体業者等の紹介を行う。

イ 倒壊家屋等の災害廃棄物の処理は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県、国と協議し、適用があった場合には、各区において受け付けた個人や中小事業所等の家屋及び建築物を対象として、市が業者等にその解体処理を依頼する。

ウ 国による特別措置の適用がない場合でも、市の処理施設への自己搬入時には、処理手数料を減免する措置をとる。

(4) 民間業者との協力体制

がれきの運搬、解体、再利用などにあたり、建設業協会等の民間業者に資機材の提供、人員の派遣、再利用品の受入れ等について応援を求める。

6 死亡獣畜の収集・処理

死亡したペットは、原則として占有者が処理を行うこととし、占有者等が不明の場合、占有者が占有権を放棄した場合等には、市が収集処理する。

畜産業農業等の牛、馬、豚、羊等は、県の指導を受けながら、占有者責任で処理する。所有者不明等の場合は、市が業者に依頼する等して処理するが、必要に応じて県に対し応援を要請する。

第18節 二次災害の防止

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担 当 業 務
環 境 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関すること ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関すること ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立ち入りの制限、禁止または退去命令に関すること ・がけ崩れ及び擁壁等の崩壊による宅地災害の被害調査及びその集約に関すること ・危険区域等の安全確認に関すること ・被災建物の応急危険度判定の総括に関すること ・応急危険度判定ボランティアの要請及び受け入れに関すること ・被災宅地の危険度判定の総括に関すること
建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関すること ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関すること ・公園及び付帯設備の保全に関すること ・飼育動物の保護に関すること ・危険動物の脱出防止対策に関すること ・所管の河川等の保全に関すること
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、宅地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ・被災建物にかかる応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関すること ・被災宅地の危険度判定に関すること
消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物及び危険物施設及び高圧ガス施設の応急措置の指導に関すること ・警戒区域の設定及び当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去命令に関すること

2 応急危険度判定士による被災建物の応急危険度判定

(1) 目的

地震で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定し、判定結果及び建築物使用制限に関する情報を提供することで、余震等による建築物の倒壊や外壁の落下等から生ずる二次被害を防止する。

(2) 応急危険度判定士の育成

平成7年度より宮城県が主体となって応急危険度判定士の育成を実施している。

(3) 相互支援の体制整備

地震により多くの建築物が被災した場合は、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、被災建築物の応急的な危険度判定を実施する。判定実施を決定した場合には、県に報告し、支援の必要があれば要請することができる。また、他の市町村が被災し、県から支援要請を受けた場合は、判定士の派遣を行うことになる。このような、相互支援の体制整備を推進していく必要性から、全国、地域規模の協議会が設立されている。

3 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定

(1) 危険度判定の目的

大地震等により多くの宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、宅地の被害状況、危険度等を迅速かつ的確に調査し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図る。

(2) 被災宅地の危険度判定

大規模な宅地災害が発生した場合は、まず被害発生状況の全体を把握し、主として宅地の立入り制限に関する危険度判定を行う。

項目	内容
目的	被害状況全体の把握及び危険度判定による二次災害の軽減
対象施設	① 擁壁 ② 宅盤、切土・盛土法面及び自然斜面 ③ 排水施設 ④ その他
期間	発災後、速やかに実施し、二週間程度で終了する。
対象区域	被災区域全域
方法	現地における目視、簡便な計測
結果の活用	① 特に緊急を要する応急措置等 ・避難勧告、指示 ・応急措置 ② 宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等

(3) 被災宅地危険度判定士の育成

平成17年度からは、宮城県が被災宅地危険度判定士の養成（講習会の開催）を行っている。

(4) 連絡支援体制等の強化

国土交通省では、各都道府県及び政令指定都市でつくる被災宅地危険度判定連絡協議会を設け、全国規模での相互支援体制を整備している。

4 公共土木施設等の点検及び応急措置

(1) 道路・橋梁

災害が発生した場合は、パトロール等により道路、橋梁等の被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の安全策を講じる。また、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急輸送道路を確保した上で、本格的復旧作業に着手する。

なお、国土交通省、東日本高速道路(株)及び宮城県道路公社が管理する道路が被災した場合は、各道路管理者が主体となり各々の基準、計画により対策を講じることになるが、必要に応じ相互応援協定に基づき、あるいは緊急を要するものにあつては市が自主的に応急対策を講じ、報告する。

ア 要員の確保

道路、橋梁の点検及び応急措置に必要な要員は、第2節「職員の配備・動員計画」(P.84)による他、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者等の協力を求める。(第21節「応援協力要請計画」(P.168)参照)

イ 資機材の確保

平常業務用資機材による他、必要に応じ他公共団体、応援業者などの協力による応援用資機材を確保する。

ウ 点検・情報収集

建設部及び区本部により、緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。また、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請し、調査、点検等を行う。

エ 応急措置

パトロール等の調査、点検の報告に加え、市民からの通報など、建設部で被害報告をまとめ、市災対本部事務局に報告すると共に、総合対策の樹立と調整を行う。

被災箇所については、区本部建設班及び総合支所班が、現場に急行し状況把握の上、安全上必要な緊急措置を講じ、区本部及び建設部に報告した上で、必要に応じ所轄警察署、交通情報センターに通報する。なお、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。

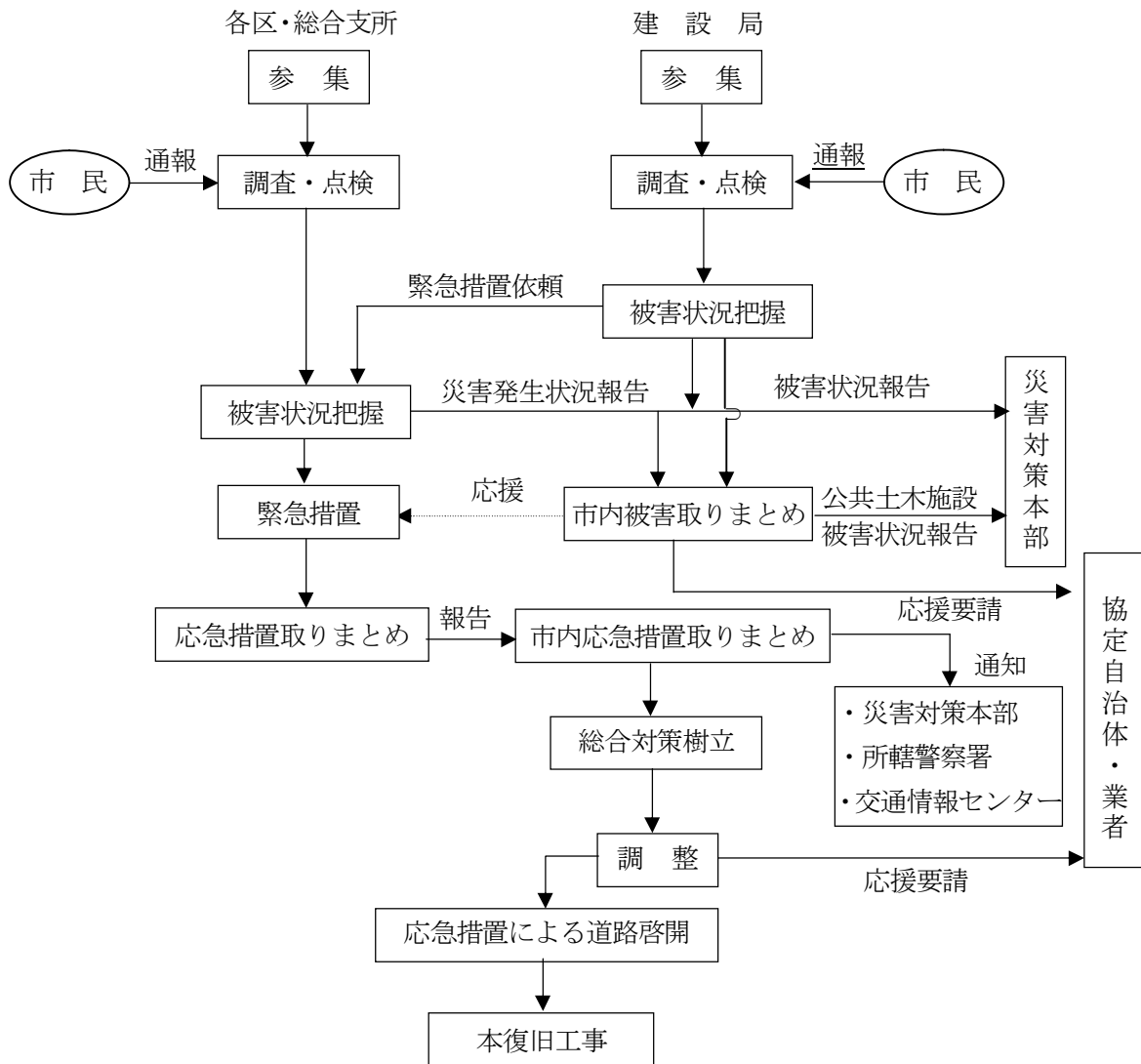
オ 応急復旧

被害箇所については、建設部、区本部建設班が応急復旧を実施し、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。その場合、緊急輸送道路ネットワーク計画により指定された道路の啓開を最優先に行い、その後、逐次一般道路の啓開、二次被害が想定される箇所の応急復旧工事を行う。

なお、被害の状況により、必要な箇所については応援業者に緊急復旧工事を発注し早期復旧を図り、安全な交通路の確保に努める。

(資料編 : P.153 「緊急輸送道路ネットワーク計画路線」参照)

〈道路・橋梁の点検及び応急措置フロー図〉



(2) 公園・緑地

災害が発生した場合は、パトロール等により公園・緑地の被害状況を速やかに把握し、避難地や物品保管場所の安全確保を図るため、広場、運動場その他公園施設の保全を行うほか、これらに通じる道路の街路樹についても安全策を講ずる。

ア 点検・情報収集

建設部及び区本部建設班により一次避難地・広域避難地を最優先として市域全域について調査、点検を行う。

イ 応急措置

パトロール等の調査、点検や市民からの通報なども含め建設部にて被害状況をまとめ、市災対本部に報告するとともに、総合対策の樹立と調整を行う。被災個所については、区本部建設班が現場に急行し状況把握の上、危険個所は防護柵などで囲い、建設部及び区本部に報告するとともに、必要に応じて所轄警察署に通報する。

ウ 応急復旧

被災個所については、建設部及び区本部建設班が応急復旧を実施する。その場合、避難地を最優先に行い、その後、応急仮設住宅用地や物品保管場所用地を行う。

(3) 八木山動物公園

八木山動物公園においては、八木山動物公園非常事態対策計画に基づき、入園者の避難誘導等必要な措置を講ずるとともに、飼育舎の点検や危険動物の動静把握などを行い、二次災害の防止を図る。

(4) 所管河川等

災害が発生した場合は、パトロール等により被害状況を速やかに把握し、水防管理者の指揮の下に、消防機関と連絡・連携して応急措置を行う。

5 危険物・高圧ガス取り扱い施設等の応急措置

危険物、火薬類、高圧ガス等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設管理者及び消防部は、次の措置を講ずる。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を行う。

(1) 施設管理者の措置

危険物、火薬類、高圧ガス等の施設の管理者は、危険物、火薬類、高圧ガス等による災害を防止し、又は災害の拡大を防止するため、必要な保安措置を行う。

また、異常事態が発生した場合は、必要に応じ付近住民へ避難の広報を行うとともに、速やかに消防機関等に通報する。

(2) 消防部の措置

ア 被害の状況により引火又は爆発の恐れがある場合は、施設管理者及び関係機関と連携を図り、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難の勧告又は指示その他必要な措置を行う。

イ 災害の形態、規模及び危険物等の種類を迅速に把握するとともに、適切な応急措置を速やかに実施する。

ウ 危険物等の運搬又は移送中における事故については、運転者等が関係者への情報提供を目的とした措置・連絡用資料（通称「イエローカード」）が積載されていることから、これらの提示を求める。

6 大気汚染・水質汚濁防止対策

環境部は、大気汚染・水質汚濁に係る災害が発生した場合、消防部、区本部等の要請に応じて現地調査を行う。

現地調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災害発生地管理者等に対し、応急措置を講じるよう指示するとともに、関係機関へ連絡する。

また、災害が拡大し、付近住民に被災が予測され、危険度が高いと判断したときは、避難の必要性を区本部に連絡する。

第 19 節 災害時要援護者への対応計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
企画市民部	・ 外国人の支援に関すること
健康福祉部 子供未来部	・ 社会福祉施設等との連絡調整に関すること ・ 緊急援護の調整に関すること
区本部	・ 要援護高齢者・障害者等の支援に係る連絡調整に関すること

2 対応の原則

災害時要援護者の生活、安全、人権が確保されるよう、きめ細かい対応を行う。

また、外国人については、日本語でのコミュニケーションが十分でなかったり、日本の生活習慣に不慣れであることなどにより、不利益を被ることのないよう配慮する。

3 在宅の高齢者及び障害者に対する応急対策

本項では、第 2 章第 13 節第 1 項及び 2 項 (P. 58・59 参照) で対象とした、災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対する災害時での応急対策について定める。

(1) 災害時要援護者支援窓口の開設

各区本部は、保健福祉班に災害時要援護者支援窓口を開設し、災害時要援護者に関する情報の収集、緊急援護の受付、健康福祉部との連絡調整等を行う。

(2) 緊急援護施設の指定及び入所調整等

健康福祉部は、災害時要援護者の緊急援護を行うため、社会福祉施設等の状況調査を行い、対応可能な施設を緊急援護施設として指定し、各区本部と連携し、緊急援護の必要な者の入所調整等を行う。

(3) 福祉関係者や地域団体等（「地域の支援者」）による支援

地域の支援者は、各地区の在宅要援護者の状況把握に努め、援護のニーズを把握した場合は、状況に応じ避難援助を行い、対応が困難な場合は区本部への支援要請を行う。

(4) 福祉サービスの継続

介護保険・障害福祉サービス提供者は、特に配慮を要するサービス利用者の支援ニーズの把握やサービスの継続的な提供の確保に努める。

4 社会福祉施設等における応急対策

(1) 入所者等の安否確認と施設被害状況の確認

社会福祉施設等は、入所・通所者及び職員の安否、施設の被害状況等を確認し、市本部へ報告する。

(2) 入所者等の救護・避難誘導

負傷者等が発生した場合は必要な援護を行い、施設の損壊状況や市本部の情報等を踏まえ、必要に応じて入所者等を避難場所に避難させる。

5 外国人支援対策

災害時に外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

- (1) 関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。
- (2) 広報車等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (3) 災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行ない、外国人の不安の解消を図る。
- (4) テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供する。

6 避難所での配慮

避難所での援護にあたっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要援護者の健康状態及び態様に応じ、以下の点に十分配慮する。

- (1) 高齢者、障害者等は、できる限り環境のよい場所へ避難させる。
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行う。
- (3) 障害者用仮設トイレの設置をはじめ、避難所のバリアフリー化等生活環境に対する配慮を行う。
- (4) 災害時要援護者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。
- (5) 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。
- (6) 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣に努める。
- (7) 障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な災害時要援護者については、速やかに適切な施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

7 応急仮設住宅入居への配慮

身体的、精神的に虚弱な状態にある等の理由により、避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、応急仮設住宅への優先的入居に配慮する。

第20節 文教対策計画

1 学校の対策

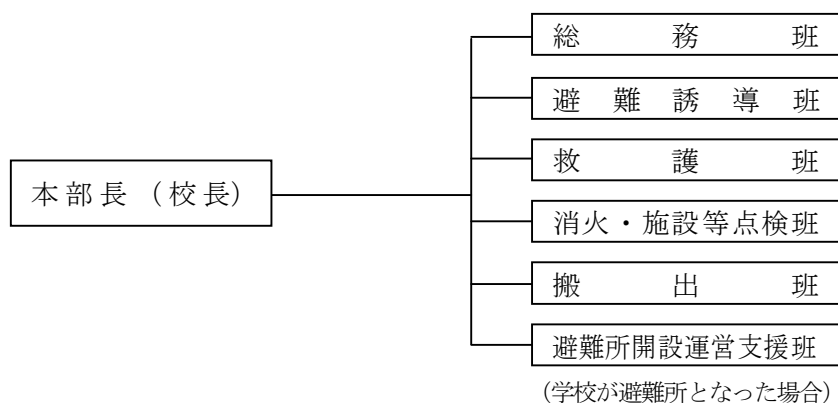
(1) 災害時の体制

ア 学校災害対策本部の設置

市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案のうえ、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応にあたる。

学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれをもとに班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。

なお、学校災害対策本部の組織や業務内容については次のとおりである。



イ 在校時

- ① 校長は、災害発生の状況に応じて、緊急避難等適切な指示を行う。
- ② 校長は、災害の規模や児童生徒・教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡して指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して、万全の体制を確立する。
- ③ 教育委員会又は校長は、児童生徒及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した児童生徒及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置をするとともに、それ以外の児童生徒については保護者と連絡を取り、児童生徒の引き渡しを行う。
- ④ 教育委員会又は校長は、大量に負傷者が発生した場合は、災害対策本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。
- ⑤ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、児童生徒の安全を図る。

ウ 在校時外

- ① 校長は、直ちに出校し、災害の状況を調査する。
- ② 校長は、災害の状況に応じ学校連絡網により教職員を非常招集するとともに、学校災害対策本部を設置する。
- ③ 教職員は、学校災害対策本部の業務分担により、児童生徒、施設・設備及び通学路の被害状況を直ちに調査のうえ把握する。
- ④ 校長は、教育委員会に被害状況を報告し、指示を受ける。

エ 学校が収容避難所となった場合の対策

- ① 区本部の要請を受け、学校が収容避難所となった場合には、校長は区本部と協議し、施設・設備の被害状況等を勘案のうえ、避難所として使用する部分を決定する。
校長は、教職員を指揮し、避難所の運営に協力する。
- ② 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画の中であらかじめ定めておき、被害状況や業務の繁閑に応じて柔軟な体制で対応する。

(2) 災害時の応急対策

教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。

ア 臨時休校等の措置

教育委員会又は校長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認められるときは、臨時休校等の措置を行い、速やかに児童生徒及び関係者に連絡をとる。

イ 通学路の安全確保

教育委員会又は校長は、通学路上に障害物あるいは危険物があるとき又は危険が生ずるおそれがあるときは、関係機関にそれらの除去などを要請し、通学路の安全確保に努める。

ウ 教職員の確保

教育委員会は、授業の再開に必要な教職員の確保に努める。

エ 応急時の教育の実施

教育委員会又は校長は、学校施設の被害の実情に応じた授業方法を考慮し、授業を実施するよう努める。

オ 授業の再開

校長は、学校施設の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童生徒の状況などを把握し、教育委員会の指示を受けながら、状況によっては、臨時学級編成を行うなどの措置により、早急な授業の再開に努める。

なお、授業が全般的に再開され、安全確保が保持された状態において校長は、学校施設・設備等の応急復旧作業や地域と連携しながら救援活動・応急復旧作業に教職員の指導のもとに生徒が参加できるよう検討する。

カ 学用品の調達及び支給

教育委員会は、震災等で住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障を生じた児童生徒に対しては、必要最小限の学用品を支給する。

キ 学校給食

教育委員会は、施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても学校給食の供給に努める。

2 社会教育施設の対策

教育委員会又は施設長は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に適した措置を講ずるものとする。

(1) 施設長の応急措置

施設長は、開館中の場合においては、直ちに在館の施設利用者を避難誘導し、保有する資料等を保護するなど被害の発生の防止に努め、災害発生後には、災害の規模や施設利用者及び在勤職員、

施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を速やかに把握し、消防機関等に通報するとともに、教育委員会に報告して指示を受ける。

閉館中の場合には、直ちに出勤し災害の状況を調査して、必要な職員を非常招集するとともに被災状況を把握し、教育委員会に報告して指示を受ける。

(2) 負傷者への対応

教育委員会又は施設長は、負傷した施設利用者及び在勤職員の応急手当を行い、その程度により医療機関へ搬送するとともに、必要に応じその家族等に連絡する。

また、大規模な被害を受け、又は多数の負傷者が発生した場合は、施設長は直ちに被害の拡大を防止し、救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。

(3) 休館等の措置

教育委員会又は施設長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、臨時休館等の措置を行い、速やかに関係機関及び関係者に連絡をとる。

(4) 避難者の安全確保

施設長は、一時避難者等がいる場合には安全の確保を期するよう留意し、配慮する。

なお、市民センターについては、区本部の要請を受け、収容避難所となった場合には、施設長は避難所の運営に協力する。

(5) 資料等の保全

施設長は、保存資料等の保全に努め、被害を受けた資料等も可能な限り保護する。

(6) 教育活動の再開

施設長は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議の上、施設の再開も含めた教育活動を再開する。

教育活動の再開に際しては、施設長は災害の推移を把握し、教育委員会等と密接に連携の上、安全の確保に留意するものとする。

3 文化財の対策

教育委員会は、文化財の被災状況について調査を行い、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置・関係機関への連絡等を指示する。

第 21 節 応援協力要請計画

大規模な地震が発生し、現有の災害対応能力を超える災害規模であると判断され、次に該当すると認める場合は、本部長は速やかに防災関係機関等に応援を要請する。

特に、被害が全市域にわたる大規模災害時においては、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなどして、応援要請の機を失しないことが重要である。

1 応援要請発動の基準

- (1) 各部、区本部間の応援をもってしても応急対策の実施が困難と認める場合
- (2) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- (3) その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

2 職員派遣等の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠は次のとおりである。

〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉

対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根拠法令等
地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あつせん要請）	災害基 30-1. 68
	◇知事（他の自治体職員の派遣あつせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68
	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1
	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2
防災関係団体等への応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39
	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44
	◇防災関係機関等（協定等に定める事項等）	各種応援協定等

(凡例) 災 害 基: 災害対策基本法 / 自治: 地方自治法 / 消組: 消防組織法

3 応援協定等

(1) 自治体相互応援協力

ア 16大都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

東京都及び政令指定都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、16大都市が相互に救援協力し応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

なお、下水道事業及び災害救助業務については、それぞれ覚書等を定めている。

② 応援の種類

- a 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- c 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- d 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- e その他特に要請があった事項

イ 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

東北六県の県庁所在都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、六都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

なお、応援事務を迅速かつ円滑に遂行するため、被災都市と応援都市との間の総合調整等を行う応援調整都市を定めている。

② 応援の種類

- a 食糧、飲料水及び日用品など生活必需物資の提供
- b 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- c 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣及び航空機、車両等の提供
- d その他特に要請のあった事項

ウ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市（新潟市、仙台市、島原市、墨田区、静岡市、福井市、釧路市）は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、加盟都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

（資料編：P.145「自治体との相互応援協定に基づく連絡担当部局」参照）

エ 県内市町村応援協定

仙台市内に被害が集中し、応急対策並びに復旧対策を実施することが困難な場合、宮城県対策本部地方支部を通じ県内市町村に応援要請を行う。

オ その他の協定等

各種応援協定等に基づき、応援が必要と認めるときは、他都市・関係機関等へ応援要請を行う。

(2) 民間団体等との応援協力

広報活動、食料等物資の供給、その他の応急措置について必要と認めるときは、協定等を締結している民間団体に対し応援の要請を行う。

（資料編：P.141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

4 応援部隊の受入れ

応援を要請した担当部局は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整備する。

(1) 応援部隊の活動計画

応援要請を担当する部では、要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成する。

(2) 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は食料、飲料水などを持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿所、待機場所、駐車場等を要請した担当部の責任において準備する。

(3) 関係機関相互の連携

災害現場では関係機関の活動が競合するので、各関係機関の責任者による現地災害対策本部等において情報を交換し合い、効率的な活動を行う。

5 自衛隊に対する派遣要請

(1) 情報連絡体制

災害時における自衛隊への迅速な派遣要請を行うとともに、市災対本部事務局では、自衛隊と相互に災害に関する情報を交換する。

(資料編：P.149「自衛隊の派遣要請連絡先及び担任地域等」参照)

(2) 自衛隊の部隊の担任地域

自衛隊が地震の震度に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。

災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合（自衛隊法第83条）	第22普通科連隊長 (第22普通科連隊第3科)	第6師団長の指揮下で第2特科群 (青葉区、太白区、泉区)
		第22普通科連隊 (宮城野区、若林区)

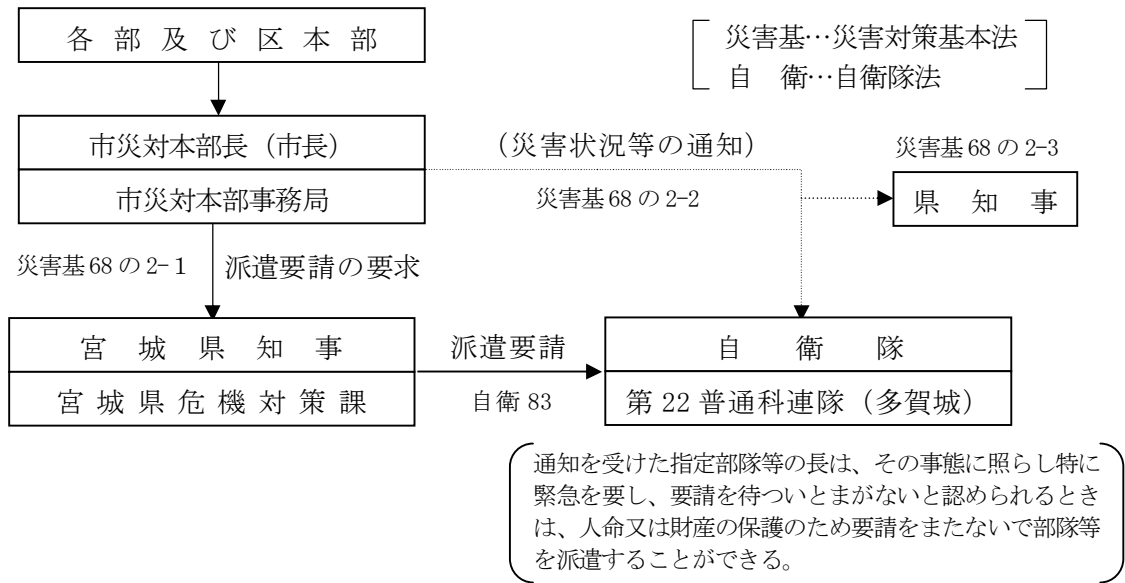
(3) 自衛隊派遣要請フロー

各部及び区本部は、災害の状況から自衛隊の派遣を必要とする場合は、市災対本部事務局へ要請する。

本部長（市長）は、派遣要請を決定した場合、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき県知事へ派遣要請を要求する。

なお、通信の途絶等により、知事へ要求できない場合には、自衛隊指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

〈自衛隊の派遣要請フロー〉



(4) 自衛隊派遣要請手続き

ア 要請手続き

要請は、宮城県知事等に対し次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

〔宿泊・給食の可能性、道路・橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、物資搬送設備、ヘリポート適地の有無等〕

(資料編：P. 150「自衛隊災害派遣要請等様式」参照)

イ 宮城県の対応

災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。

ウ 自衛隊の対応

指定部隊等の長は、災害派遣の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは要請をまたないで部隊等を派遣することができる。

(5) 自衛隊の救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的項目は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動

- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(6) 自衛隊の受入体制

ア 連絡調整員の受入れ

被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を行うため、派遣された自衛隊の連絡調整員を市災対本部及び区災対本部に受け入れる。

イ 派遣部隊の受入れ

派遣部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- ① 連絡調整者及び現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材の準備・提供
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は野営適地の準備
- ④ 駐車場所、臨時ヘリポートの設定

(7) 自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

- ア 災害対策基本法第 62 条に基づく警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地・建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用・収用
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置
- エ 住民又は現場にある者の応急措置の業務への従事
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(8) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成、又はその必要がなくなった場合は、協議に基づき、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請を行う。

撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

(9) 経費の負担

自衛隊の救援活動に関する次に掲げる経費については、原則として本市の負担とする。

- ア 派遣部隊の連絡調整要員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

- オ 無作為による損害の補償
- カ その他協議により決定したもの

(資料編：P. 160「臨時ヘリポートの適地基準」参照)

6 広域消防応援要請

本市の消防力で対応が困難な場合は、宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）に基づき、宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づき、他の市町村の消防機関へ応援要請を行うものとする。

(資料編：P. 141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

7 緊急消防援助隊要請

緊急消防援助隊を応援要請する場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年4月15日策定）に基づき要請するものとする。（第13節「火災等に対する活動計画」P. 137及び第14節「救急・救助計画」P. 139参照）

(資料編：P. 146「緊急消防援助隊受援体制」参照)

8 海外支援の受入れ

(1) 支援の打診

海外からの支援の打診は、大別して次のようなルートで行われるものと考えられる。

- ア 外交ルートで外務省から宮城県を通じての打診
- イ 国際姉妹・友好都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診
- ウ 国際NGO（非政府組織）団体等から直接もしくは他の機関・団体等を経由した打診

(2) 支援受入れの判断等

支援の打診があった場合、市災対本部事務局は企画市民部を通じて、支援活動の種類、規模等を確認する。

市災対本部事務局は、被害の状況や応急対策の状況等を総合的に判断して速やかに受入れの可否を判断し、企画市民部を通じて、申し入れ先に回答する。

(3) 支援受入れの実施

支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整える。

企画市民部（交流政策班）は、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整にあたり、応援部隊の活動内容の調整等は、支援を受ける部、区本部が行う。

第 22 節 自主防災活動計画

災害時において自主防災組織は、地域の事業所の自衛消防組織及び防災関係機関と互いに協力して、災害の防止と被害の軽減を図る。

1 自主防災組織の災害時の役割

災害発生時において自主防災組織は、あらかじめ策定した活動計画に基づき次のような活動を行う。

(1) 情報収集・伝達活動

- ア 地域内の被害の発生状況やけが人の有無などの調査
- イ ラジオ等を活用し、行政やマスメディアから発信された災害情報の収集伝達
- ウ 避難勧告等の地域住民への周知

(2) 消火活動

- ア 消火器やバケツリレーなどによる初期消火活動
- イ 消防機関が行う消火活動への協力

(3) 救出救護活動

- ア 助けを求めている人の救出
- イ けが人に対する応急手当や医療機関への搬送

(4) 避難誘導活動

- ア 指定避難所等への避難誘導
- イ 人員の確認、誘導員の配置、災害時要援護者の避難介助

(5) 給食・給水活動

避難者に対する炊き出しや備蓄している食料や水の配布

2 地域の事業所と自主防災組織の連携

災害発生時において、事業所の自衛消防組織は、地域の自主防災組織等との連携を図り、災害の防止と被害の軽減に努める。

3 コミュニティ防災センターを拠点とした活動

自主防災組織は、コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に備蓄されている各種資機材を活用し、地域の防災活動にあたる。

(資料編：P. 130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

(資料編：P. 139「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の備蓄資機材基準数量」参照)

第23節 電力施設災害応急計画

(東北電力株式会社)

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

仙台市で震度6弱以上の地震が発生した場合、支店および県内全事業所は、自動的に第二非常体制に入り、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に出動する。

2 応援の要請及び派遣

- (1) 被害が甚大で当該事業所のみでは早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により、他事業所、他店所（宮城県外）に応援を要請する。
- (2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。

3 広報活動

災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去と公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のためテレビ、ラジオ、新聞、PR車、パンフレット、チラシ等を利用し、電力施設被害状況、復旧見通し、及び公衆感電事故、電気火災の防止等について広報を行う。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 事業所間相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他店所（宮城県外）からの融通
- オ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれにあてるものとするが、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。事故停電した配電線の再送電にあたっては、被災地域の状況を適切に判断し、電気に起因する二次災害の未然防止に努める。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により実施する。

ア 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器機器、貯蔵品等の活用により、応急復旧措置を行う。

エ 配電設備

災害復旧時対応ポイント等により、迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

〈東北電力株式会社非常災害連絡系統図〉



※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。

第 24 節 電気通信施設災害応急計画

(東日本電信電話株式会社宮城支店)

災害時には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防止し、一般電気通信も確保するため、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 災害応急復旧用移動電話局装置の出動
- (2) 災害対策用ポータブル衛星車、移動無線車などの出動
- (3) 予備電源装置、移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

- (1) 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。
 - ア 応急復旧対策として移動無線車の出動、臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
 - イ 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星の利点を活かし、衛星通信を確保する。
 - ウ 広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。(災害救助法発令時)
- (2) 通信が異常に輻輳した場合は、次の措置を講ずる。
 - ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
 - イ 「災害伝言ダイヤル171」で、被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能なボイスメールを提供し、輻輳の緩和を図る。
- (3) 被災地情報
NTTの有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。

3 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

4 災害時の通信連絡

県、市町村、防災機関等について、災害時優先電話の指定等により、非常時、緊急時における通信の確保を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	手 続
NTT東日本	非常通話 緊急通話	災 害 時 優先電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み番号は 102 番 ・ 申込みの際の通告事項、通話の種類、発信機関名、発信通信先、電話番号、通話内容
	非常電報 緊急電報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。 ・ 必要理由、事情を告げる。

第 25 節 ガス施設災害応急計画

(ガス局)

1 災害時の要員確保

「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度 4 以上の地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、主要ガス施設の点検を行い、被害状況に応じた配備をとる。

なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台市ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人(平成 18 年 4 月現在 140 社)へ応援を要請する。

2 応急復旧用資材の確保

各資材メーカーとの協定に基づき、緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町構内の資材倉庫に常時 2 カ月分を確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。

3 緊急措置(供給停止基準)

S I 値が 30 カイン以上となった地域については、製造設備、供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、ガスの供給を緊急措置ブロック単位で速やかに停止する。

さらに、S I 値が 60 カイン以上を記録した場合もしくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により、供給継続が困難な場合は、供給停止ブロック単位で即時供給を停止する。

4 広報活動

あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行う。

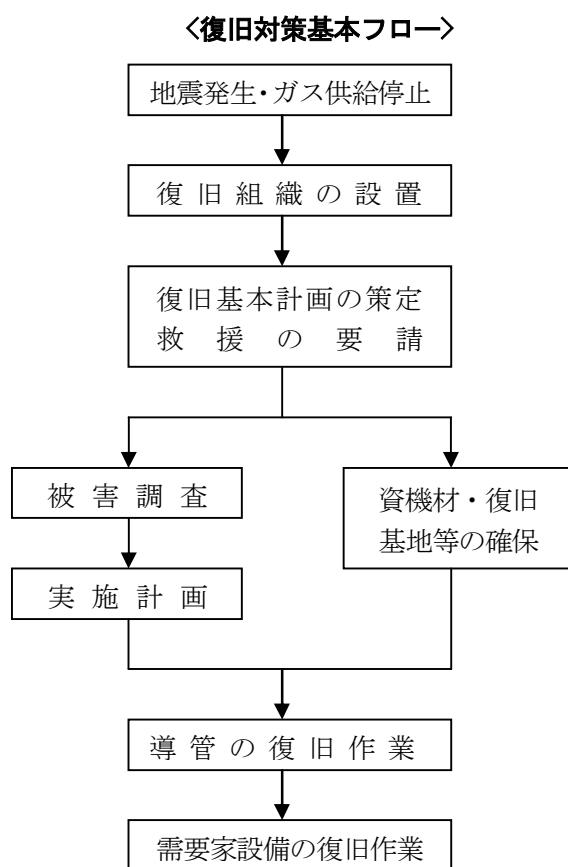
また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。

5 復旧計画

供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。

- (1) 供給停止区域内の閉栓及び被害状況把握
- (2) 復旧順位の決定及び復旧ブロックの確立
- (3) 復旧ブロック内の漏洩検査
- (4) 本支管、供給管漏洩箇所修理
- (5) 内管検査及び修理(倒壊等により供給再開が困難な建物は、供給管を切断し、ガスの供給を遮断する。)
- (6) 消費機器の点火試験

(7) 開栓（供給再開）



6 需要家支援対策

避難所及び早期の供給再開が困難な需要家へ、代替熱源としてカセットコンロの貸し出しを、他事業者及び仙台市ガス工事人と協力し行う。

第 26 節 下水道施設災害応急計画

1 初動対応

(1) 下水道対策本部の設置

地震発生後、建設局長（局長に事故あるときはあらかじめ局長が指名する者）は、必要に応じ、直ちに局内に総括指揮連絡班、指揮連絡班などで構成する下水道対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

(2) 非常配備体制の確立

下水道対策本部が設置された場合において、初動対策、情報収集、広報活動及び施設の復旧対策などに必要な要員を確保するため、各課公所ごとの職員の非常配備体制を確立する。なお、非常配備体制は、震災直後における初動期対応の非常配備体制及び対策が長期に及ぶ場合の交代制非常配備体制を併せて確立する。

(3) 初動対策

勤務時間内に地震が発生した場合、各課公所ごとに直ちに次の措置を行う。なお、勤務時間外に地震が発生した場合には、各自テレビ・ラジオなどで速やかに地震・津波情報を収集し、定められた非常配備体制に従い、直ちに参集する。

ア 所管の施設などの被害状況を把握し、火災が発生した場合は、初期消火に努める。

イ 被害の状況により、施設内外にわたり危険個所の立入り規制や薬物、危険物などに対する緊急防護措置を行う。

ウ 非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保に努める。

2 情報収集

被害の全体像を早期に把握し、的確で迅速な対応に資するため、概ね次の施設について被害情報を収集する。

(1) 処理場、ポンプ場、管きょ及び排水設備などの下水道施設

(2) 水道施設（断水地域・地帯など等）、ガス施設、電気施設及び通信施設

(3) 道路及び河川

(4) 交通機関

(5) 関連業者

3 広報活動

(1) 広報の基本方針

市民に状況を正しく伝え、理解を得るため、本部広報班との連携のもとにあらゆる媒体を活用し、被害状況や復旧方針、復旧状況を広報し、情報提供を行う。

(2) 段階別の広報活動

復旧対策の第1段階においては緊急調査による施設被害の概略及び緊急措置などを、第2段階においては応急調査による施設被害の概略、応急復旧及び復旧の見通しなどを、第3段階においては本復旧の進捗状況などを市民に広報する。

また、下水道法に基づく下水道の使用制限やし尿処理体制の広報について、環境部との連携のもとに行う。

(3) 宅内排水設備の相談窓口

被災した市民の宅内排水設備の復旧に対応するため、関連業者の協力を得て相談窓口を設置する。

4 施設の復旧対策

(1) 復旧対策の基本方針

ア 道路の陥没や降雨による浸水など、人的災害につながる二次災害の発生の防止を最優先に実施する。

イ 大きな機能障害につながる二次災害の発生の防止を優先に実施する。

ウ システム全体の効果的で、効率的な復旧を図ることを基本として実施する。

エ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査を行う。

(2) 復旧対策

復旧対策は、概ね次のとおり行う。

ア 第1段階

第1段階においては、できるだけ短時間に施設の被災状況の概略を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応及び復旧の基本方針を定めるとともに、人的災害につながる二次災害の危険性を判定し、必要に応じて「緊急措置」を行う。

なお、処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止及び緊急調査における安全確保のための「緊急点検」を行う。

イ 第2段階

第2段階においては、施設全体の被災状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要性、本復旧までの工期などに基づいて、応急復旧の必要性を判断する。「応急復旧」が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で行う。

ウ 第3段階

第3段階においては、施設の重要性、被災の個所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧水準を定めるとともに地域の将来計画及び復興計画を勘案して「本復旧」を行う。

5 関係機関への応援要請

災害時において、本市だけでは対応できない場合は、各種応援協定等に基づき、他都市、関係機関及び協力団体へ応援要請を行う。（「第21節 応援協力要請計画」(P.168)参照）

第27節 交通施設災害応急計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自動車運送事業及び高速鉄道事業の諸施設の被害の発生及び拡大を防止し、応急復旧に努めるとともに、乗客の安全輸送を確保する。

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。

また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班を、自動車部及び高速電車部に現場災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

(2) 要員の確保

「仙台市交通局災害対策要綱」による非常配備職員を確保する。

(3) 応急復旧資材の確保

業務用資材及び指定業者保有資材を応急復旧資材として確保する。

2 自動車運送事業

(1) 応急措置

ア バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受ける。

イ 災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼する。

ウ 災害発生時にバスターミナル構内等にいる市民については、職員が市民の動揺や混乱を招くことのないよう留意しつつ、安全な場所へ避難誘導を行うなど、臨機の措置を行う。

(2) 緊急輸送

市災対本部事務局または防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、局所管のバスを提供する。

3 高速鉄道事業（仙台市交通局高速鉄道南北線）

(1) 応急措置

ア 運行規制

運転指令区長は、40ガル以上の地震を感知したときは、全列車を停止させる。

振動がなくなったと認めた時は、以下の対応をとる。

① 第1地震警報（40ガル以上）

注意運転

② 第2地震警報（80ガル以上）

25 km/h以下の速度で注意運転

③ 第3地震警報（120ガル以上）

15 km/h以下の速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止

イ 運転士の対応

運転士は強い地震を感知し、危険と認めたとき、又は運転指令区長より停止の指令を受けたときは、次の取扱いを行う。

- ① 駅に停車中のときは、出発を見合わせる。
- ② 走行中のときは、直ちに列車を停止させる。ただし、停止した個所が危険であると認めるときは、進路の状況を確認めたうえ、安全と認められるところまで移動しなければならない。
- ③ 運転指令区長の指令により、運転規制による運転を開始するときは、線路、電車線路等の状況について、特に注意しなければならない。

ウ 乗客の避難・救護対策

- ① 運転士及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに、乗客の動揺を静めるために、地震状況の放送を行う。
- ② 運転士及び駅務員は、必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。
- ③ 運転士及び駅務員は、負傷者等が発生したときは、救護にあたるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

エ その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

(2) 情報連絡

災害情報及び応急復旧処置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、NTT回線等を利用するとともに、必要に応じ、業務用移動無線機を使用する。

(3) 輸送等の確保

地震により、高速鉄道南北線が長時間運行不能と認めるときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、本市一般旅客乗合自動車により振替輸送を行うほか、災害の状況により、他の交通機関に対し、協定等に基づき振替輸送を要請する。

また、高速鉄道南北線が運行を再開した場合において、他の交通機関から振替輸送等の支援要請があったときは、協定等に基づき振替輸送にあたる。

第 28 節 JR 鉄道施設災害応急計画

被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力をあげる。

1 抑止列車の乗客代行輸送の確保

(1) 輸送の確保

災害区間発着、または通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回区間の輸送力増強、他社線との振り替え輸送及び新幹線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(2) 陸上自衛隊の支援

上記による代行輸送の確保が不可能である場合に備え、陸上自衛隊の支援に関し、あらかじめ調整を図るものとする。

2 給食等の確保

(1) 旅客の給食

抑止中の列車及び代行輸送待ち合わせ中の旅客に対して、必要な給食等を支給する。

(2) 給食の確保

給食などは、最寄駅の駅弁業者、あるいは地域の住民に協力を要請して確保するものとする。

3 大規模駅における旅客の安全対策

大規模駅においては、列車が全面ストップした場合、特に夜間にかけては、通勤・通学などの旅客が、駅の待合室・ホーム・広場などにあふれ、情報の不足などから不測の事態が誘発されるおそれもあるため、列車運転不能の状況及び他の交通機関の運行状況を案内し、誘導に努める。

また、情報によっては、関係警察署の応援を求めて、旅客の安全を図る。

4 通信網の確保

(1) 鉄道電話

障害が発生した鉄道電話の修復に全力をあげる。

(2) 無線等の活用

一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」「乗務員無線」「作業用無線」等の活用を図る。

5 施設の復旧保全

(1) 応急工事

線路、橋梁、トンネル、停車場構造物等の列車運転確保上必要な応急工事を、線区の重要性を勘案しながら、部外施工業者等の協力を受ける等、全力を投入して実施する。

(2) 運転再開の安全

列車の運転再開にあたっては、安全を十分に確認したうえで、必要な安全措置をとる。

6 列車運行の広報活動

(1) 情報の提供

利用者の不安を除き、さらに利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図る。

(2) 広報

新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図る。

7 対策本部の設置

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。

(1) 仙台支社対策本部

ア 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

イ 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

ウ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

(2) 現地対策本部

ア 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

イ 本部付は、関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が総括責任者となる。

8 気象異常時の取扱い

(1) 気象情報の伝達

施設指令は、気象台、関係箇所から、気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令

輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。（運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。）

9 消防及び救助に関する措置

(1) 火災発生時の措置

地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

(2) 負傷者発生時の措置

災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

(3) 応援要請

列車等の大規模災害による多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

第 29 節 ボランティア活動支援計画

本節では、災害時のボランティア活動が円滑に行われるために、必要な支援体制について定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務部	・ 災害ボランティアセンターとの連絡に関すること
仙台市社会福祉協議会	・ ボランティアニーズの総括に関すること ・ 仙台市ボランティアセンターに関すること ・ 他ボランティア関係機関等との連絡調整に関すること ・ その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関すること
各部	・ 各部内のボランティアニーズの把握に関すること
区本部	・ 区本部内のボランティアニーズの把握に関すること ・ 区災害ボランティアセンターに関すること
専門ボランティア関係各部	・ 専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関すること

2 災害ボランティア活動支援の考え方

ボランティアの自主性、自発性を尊重し、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティアが行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違について理解を深め、行政がボランティアと協力して、被災者への効果的な救援にあたるという考え方で対応する必要がある。

3 一般ボランティアの受入れ

仙台市（区）災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行う。仙台市（区）災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。

(1) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの立ち上げプロセス

ア 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置について、仙台市社会福祉協議会が中心となって立ち上げについて災害発生時から 24 時間程度を目途に検討を行う。

イ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置を決定した場合は、平時において仙台市及び仙台市社会福祉協議会が協議していた庁舎、公共施設等に設置することとし、仙台市災害ボランティアセンターは、仙台市福祉プラザを候補施設とする。

ウ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置場所に電話、FAX 等の運営に必要な資機材を準備し、開設する。

(2) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営

仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が中心となって行い、仙台市は、情報連絡員を派遣し、被災情報等の連絡調整を行うほか、広報や資機材等の提供を行う。

ア 情報連絡員を仙台市（区）災害ボランティアセンターへ派遣し、市災対本部事務局及び区本部との連絡調整を行う。

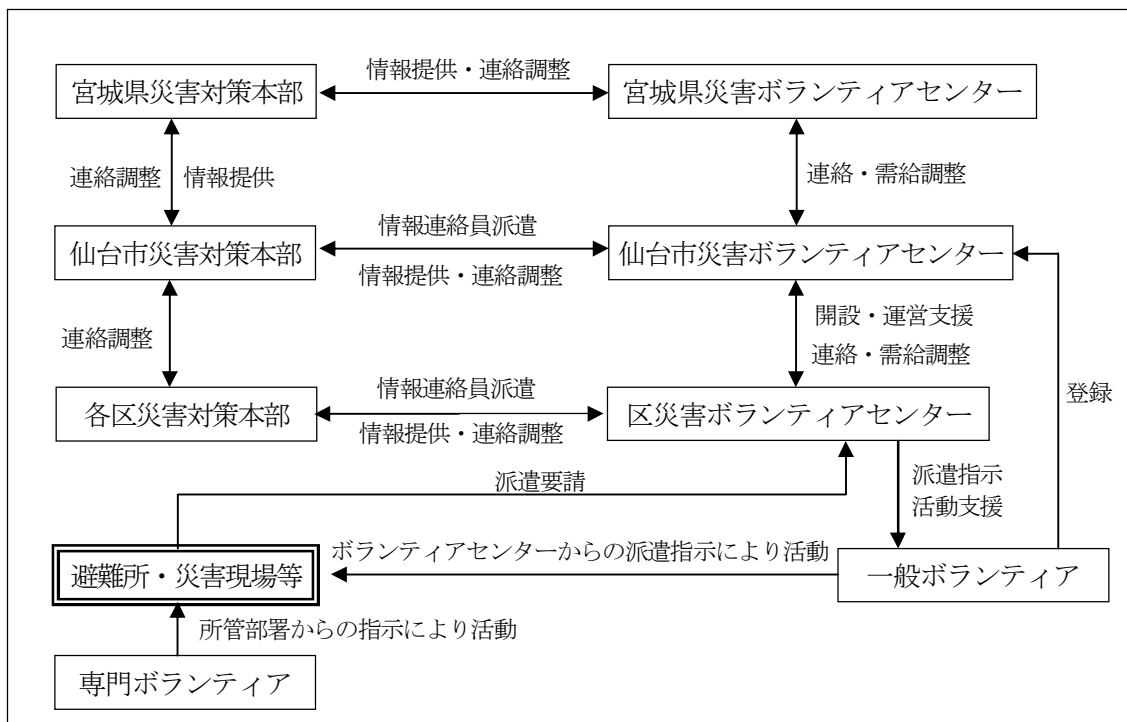
イ 各部は、部内のボランティアニーズを把握し、総務部ボランティア活動支援班に報告するものとする。

ウ 総務部ボランティア活動支援班は、報告を受けたボランティアニーズについて、情報連絡員を通じ、仙台市（区）災害ボランティアセンターに連絡する。

エ 各区本部は、区本部内のボランティアニーズを把握し、情報連絡員を通じ、仙台市（区）災害ボランティアセンターに連絡する。

オ 市災対本部事務局は、災害ボランティア活動に影響を与える重要な事項を決定した際には、仙台市災害ボランティアセンターに連絡する。

〈一般ボランティアの受入・支援体制概略図〉



4 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。

区 分	主 な 対 応 内 容
福祉ボランティア (健康福祉部)	把握している福祉ボランティア情報を活用しながら、災害時に活動が可能な福祉ボランティアについて、ニーズに応じて災害ボランティアセンターで派遣調整を行う。
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。
医療ボランティア (健康福祉部)	各医療ボランティアの自立的活動を基本としながら、健康福祉部及び区本部保健福祉班に相談窓口を設置し、医療ボランティア活動状況の把握に努めるとともに、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。
応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県被災建築物応急危険度判定協議会を窓口とし、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

区 分	主 な 対 応 内 容
仙台市災害(語学)ボランティア (企 画 市 民 部)	企画市民部は、仙台国際交流協会と連携し、通訳等の派遣要請を行い、外国人に対する支援を行なう。
仙台市災害時消防支援協力員 (消 防 部)	登録者は、震度6弱以上の地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。
アマチュア無線ボランティア (消 防 部)	アマチュア無線の各種団体の把握に努めるとともに、災害時における情報伝達の協力体制について検討を行う。
仙台市水道局退職者応援隊 (水 道 部)	登録者は、震度6弱以上の地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、あらかじめ指定された場所で水道部の行う応急給水活動の支援等を行う。
仙台市職員退職者団体連合会	平常時は、それぞれの地域において地域防災力の向上に努めるとともに、災害時に避難所が開設された時は、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運営業務の補助などを行う。

第30節 農林水産業対策計画

大規模な災害により、農林水産業の施設等への被害が発生した場合に、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

1 農業対策

農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、ため池、農道、農業用排水排水路施設等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

また、特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。

2 林業対策

林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携のもと、安全点検、応急復旧を実施する。

3 水産業対策

水産業施設に係る被害の拡大や二次災害を防止するため、水産物生産者・団体等の災害応急対策について、関係機関等との連携のもと、情報の伝達及び助言等必要な対策を実施する。

第31節 応急公用負担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

1 応急公用負担等の権限

- (1) 市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
 - ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
 - イ 災害を受けた工作物、又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。
 - ウ 市域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。
- (3) 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった時は、市長の職権を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 公用負担命令権限の委任

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、応急公用負担等の権限を行使できる。
- (2) 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、下表1に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを掲示しなければならない。

表1

仙台市第 号
公 用 負 担 命 令 権 限 証
職 名
氏 名
生年月日
上記の者、災害対策基本法第64条第1項及び第65条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
仙台市長 印

3 公用負担命令の手続

公用負担の権限を行使する場合は、下表2に示す公用負担通知書により土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類等を通知しなければならない。ただし、災害の状況から公用負担通知書を交付するいとまがない場合は、当該通知書を交付することなく公用負担の権限を行使することができる。

表2

仙台市第 号				
公 用 負 担 通 知 書				
名称 氏名 様				
種類・形状	数 量	負 担 内 容		
		使 用	収 用	処分（期間等）
平成 年 月 日				
仙台市長 印 （事務取扱者）				
..... キリトリセン				
受 領 書				
仙台市第 号公用負担通知書を受領しました。				
平成 年 月 日				
氏名 印				

4 事前措置等

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備の又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。

- (2) 警察署又は管区海上保安部の事務所の長は、市長から要求があったときは、前項の事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

5 損失補償及び損害補償等

- (1) 市長は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- (2) 市長は、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、仙台市消防団等公務災害補償条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第4章 災害復旧・復興計画

本章では、災害復旧にあたっての各種援護措置、公共施設の災害復旧、復興の基本的な考え方等について定める。

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画（P194）

第2節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保（P205）

第3節 復興に関する計画（P208）

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画

この計画は、本市が直接または間接に関与して行う経済援護等の措置について、その概要を記す。

1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（健康福祉局・各区）

災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第40号）に基づき、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

種 類	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災 害 弔 慰 金	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・ 父母・孫・祖 父母)	1 主たる生計維持者の死亡 500万円
	2 都道府県内において5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害		2 その他 250万円
災 害 障 害 見 舞 金	3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	災害弔慰金の支給等に関する法律の掲げる程度の障害を受けた者	1 主たる生計維持者 250万円
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		2 その他 125万円

※ 死亡者が、その死亡にかかる災害に対し、すでに災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金支給額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

【費用の負担：国（1/2），都道府県（1/4），市町村（1/4）】

(2) 災害援護資金の貸付

ア 対象災害

宮城県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

イ 貸付対象者

アの災害により、世帯主が負傷または住居、家財に一定程度の損害を受けた世帯の世帯主

ウ 貸付限度額

災 害 の 種 類 及 び 程 度		世帯主の負傷あり (療養期間1月以上)	世帯主の負傷なし (療養期間1月未満)
1	家財についての被害金額がその家財の価格の概ね1/3以上である損害及び住居の損害が無い場合	150万円	/
2	家財についての被害金額がその家財の価格の概ね1/3以上である損害があり、かつ、住居の損害が無い場合	250万円	150万円
3	住居が半壊した場合	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
4	住居が全壊した場合	350万円	250万円 (350万円)
5	住居の全体が滅失または流失した場合	/	350万円

※ 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は、（ ）内の金額を限度とする。

エ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円未満
2 人	430万円未満
3 人	620万円未満
4 人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに 730万円に30万円を加えた額
世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円未満	

オ 貸付条件

- ① 利 率 年3%（措置期間中は無利子）
- ② 据置期間 3 年（市長が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合にあっては5年）
- ③ 償還期間 10 年（据置期間含む）
- ④ 償還方法 年賦又は半年賦（元利均等償還）

カ 貸付原資負担

国（2/3），指定都市（1/3）

2 被災者生活再建支援金の支給（健康福祉局・各区）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害（本制度が適用になる場合はその旨の公示がなされる。）

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給対象経費

ア 支給内容

- ① 生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③ 住居の移転費又は移転のための交通費
- ④ 住宅を賃借する場合の礼金
- ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）

- ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
 - ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
 - ⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費
- (注) 大規模半壊世帯は居住関係経費のみが支給対象となります。
- (注) 全壊世帯で被災住宅が自己所有でない世帯については、家賃等を除き、支給限度額が下表の1/2
- (注) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給
- (注) 他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの額の1/2

イ 支給要件及び支給限度額

	世帯主の年収、年齢等	世帯数	合計	生活関係経費 ①～④	居住関係経費⑤～⑧	
					うち家賃等	
全壊世帯	(年収) ≤ 500万円の世帯	複 数	300万円	100万円	200万円	50万円
		単 数	225万円	75万円	150万円	37.5万円
	500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	複 数	150万円	50万円	100万円	25万円
		単 数	112.5万円	37.5万円	75万円	18.75万円
大規模半壊世帯	(年収) ≤ 500万円の世帯	複 数	100万円	—	100万円	50万円
		単 数	75万円	—	75万円	37.5万円
	500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	複 数	50万円	—	50万円	25万円
		単 数	37.5万円	—	37.5万円	18.75万円

※ 要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1,2級の身体障害者などを含む世帯

3 生活福祉資金の貸付（仙台市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的立ち直りと生活の安定向上を目的に、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活福祉資金災害援護資金の貸付を行う。

申し込みは、各区社会福祉協議会事務局に行う。

種 類	一般限度額	特 例
災害援護資金	150万円以内	<p>※ 150万円を超える場合は、住宅資金と重複貸付けすることができる。</p> <p>その際の限度額は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家財のみ破損 150万円以内 ○ 住宅半壊半焼 170万円以内 (250万円以内) ○ 住宅全壊全焼 250万円以内 (350万円以内)

※ 被災した住宅を建て直すのに際して、その住宅の残存分を壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合は、()内の額

4 社会福祉資金の貸付（仙台市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申し込みは、各区社会福祉協議会事務局に行う。

名 称	貸付限度額	利 子	貸付機関
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30カ月以内

5 母子及び寡婦福祉資金の貸付（子供未来局・各区）

災害により被害を受けた母子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦または年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。申し込みは、各区家庭健康課へ行う。（貸付を受ける場合は、保証人が必要）

6 災害見舞金の支給（健康福祉局・各区）

災害により、住家に被害を受けた世帯に対し、仙台市災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

（資料編：P.194「仙台市災害見舞金支給要綱」参照）

(1) 支給対象

市内に住所を有する者の世帯で、災害救助法の適用を受けない小規模災害により住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた者

(2) 見舞金の額

被 害 の 区 分	世帯の種類	被災人員数	支 給 額
全焼、全壊、流失	準 世 帯		1人あたり2万円
	そ の 他	1人	3 万円
		2人～4人	5 万円
5人以上		7 万円	
半焼、半壊、床上浸水 又は消火冠水	準 世 帯		1人あたり1万円
	そ の 他	1人	1 万円
		2人～4人	3 万円
5人以上		5 万円	

※ 準世帯とは、寄宿舍、寮、下宿、入所施設等に居住している者の世帯で一般の独立世帯と同一に扱うことが不適当なものとする。

7 生活保護（健康福祉局）

生活保護法による被保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

8 市税の減免等（財政局）

災害により被災した納税義務者に対し、仙台市市税条例（昭和40年条例第1号）等の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、納期限の延長等の措置を講ずる。

(1) 個人市民税の減免

ア 災害により死亡又は障害者になった場合

該 当 事 由	減 免 の 割 合
死 亡	全 部
特 別 障 害 者 (精神又は身体に重度の障害がある者)	全 部
普 通 障 害 者	1 0 分 の 9

イ 災害により納税義務者等の所有する住宅または家財に被害を受けた場合

損害割合	前年中の合計所得金額	減免の割合
10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	2 分 の 1
	500万円を超え750万円以下	4 分 の 1
	750万円を超え1,000万円以下	8 分 の 1
10分の5以上	500万円以下	全 部
	500万円を超え750万円以下	2 分 の 1
	750万円を超え1,000万円以下	4 分 の 1

ウ 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合

損害割合 ※1	前年中の合計所得金額 ※2	減免の割合
10分の3以上	300万円以下	全 部
	300万円を超え400万円以下	10 分 の 8
	400万円を超え550万円以下	10 分 の 6
	550万円を超え750万円以下	10 分 の 4
	750万円を超え1,000万円以下	10 分 の 2

※1 農作物の減収による損失額の合計額の、平年における当該農作物による収入額の合計額に対する割合

※2 農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。

エ 減免は、災害を受けた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の税額について適用する。ただし、災害を受けた日とその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、災害を受けた日の属する年度の翌年度の税額についても適用する。（固定資産税について同じ。）

(2) 固定資産税の減免

ア 土 地

一画地の土地について災害により損害を受けた場合

被 害 の 割 合	減免の割合
10分の8以上	全 部
10分の6以上10分の8未満	10 分 の 8
10分の4以上10分の6未満	10 分 の 6
10分の2以上10分の4未満	10 分 の 4

イ 家屋

災害により損害を受けた場合

被害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
内壁、畳等に損傷を受け、使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

ウ 償却資産

災害により損害を受けた場合

損害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないときまたは、復旧不能のとき	全部
上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格に対する損害割合が10分の6以上のとき	10分の8
損害割合が10分の4以上10分の6未満のとき	10分の6
損害割合が10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4

(3) 軽自動車税の減免

ア 災害によりき損した軽自動車等で区長が認める場合

減免の割合ー全部

イ 減免は賦課期日から納期限までの間に災害を受けた軽自動車等の当該年度の税額について適用する。

(4) 徴収猶予等

被災した市民が、災害のため市税の申告、その他書類の提出や納付を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、仙台市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

9 国民健康保険料等の減免 (健康福祉局・各区)

(1) 国民健康保険料の減免

災害により被災した納付義務者に対し、仙台市国民健康保険条例等の定めるところにより、国民健康保険料の減免、徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋または家財に被害を受けた場合

損害割合	前年中の合計所得金額	減免の割合
10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	2分の1
	500万円を超え750万円以下	4分の1
	750万円を超え1,000万円以下	8分の1
10分の5以上	500万円以下	全部
	500万円を超え750万円以下	2分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1

イ 減免は、災害を受けた日以降に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料について適用する。

ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができない場合は、仙台市国民健康保険条例の規定により期限の延長等の徴収猶予が認められる。

(2) 国民健康保険一部負担金の減額・免除・徴収猶予

災害により被災した被保険者に対し、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則の定めるところにより、一部負担金の減額・免除・徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋または家財に被害を受けた場合

損害割合	減免の割合
10分の3以上 10分の5未満	2分の1
10分の5以上	免除

イ 減額・免除は、災害を受けた日の属する月から六月以内の申請に基づき、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について適用する。

ウ 徴収猶予する期間内において徴収猶予する一部負担金相当の収入が生じる見込みがあるものについて、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について徴収猶予を適用する。

10 国民年金保険料の免除 (健康福祉局・各区)

災害により被保険者、所得税法に規定する控除対象配偶者または扶養家族がその所有する住宅または家財に損害を受け、保険料を納めることが困難と認めるときは、免除の措置を講じる。

11 乳幼児医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例

(健康福祉局・子供未来局)

乳幼児医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業には、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。

12 保育所保育料の減免 (子供未来局・各区)

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、仙台市児童福祉法施行細則(平成元年規則第90号)の定めるところにより、申請の当月から6月間保育料を減免することができる。

損害程度	減免の割合
全焼、全壊、流失等損害の割合100%の場合	全部
半焼、半壊等損害の割合50%以上の場合	5 / 10

13 介護保険料等の減免 (健康福祉局・各区)

災害により被災した被保険者に対し、介護保険法、仙台市介護保険条例等の定めるところにより、第1号被保険者の介護保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減額(給付割合の変更)の措置を講じる。

(1) 介護保険料の減免及び徴収猶予

ア 災害により第1号被保険者等の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合

損害割合	減免の割合
10分の5以上	全部
10分の3以上 10分の5未満	2分の1

イ 減免は、災害を受けた日から1年以内に納期の末日が到来する保険料について適用する。
ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができない場合は、徴収猶予が認められる。

(2) 利用者自己負担額の減額

ア 災害により要介護被保険者等の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合
居宅介護サービス費等に係る利用者自己負担額の負担が困難な場合、保険の給付割合(100分の90)を変更し、利用者負担額の減額の措置を講じる。

損害割合	給付の割合
10分の5以上	100分の100
10分の3以上 10分の5未満	100分の95

イ 減額は、災害を受けた日の属する月から12月の間に受けたサービスに係る保険給付の額について適用する。

14 障害福祉サービスにおける介護給付費等の額の特例 (健康福祉局・各区)

災害により介護給付費等の支給決定者または、その属する世帯の生計を主として維持する者の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合において、居宅介護等のサービスに係る利用者負担額の負担が困難と認めるときは、利用者負担額の減免の措置を講じる。

15 社会福祉施設入所費用の減免 (健康福祉局・子供未来局・各区)

養護・特別養護老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設への入所費用について、災害により特に必要があった場合は、これを減免することができる。

16 市立小中学校に通う児童・生徒の保護者に対する助成 (教育局・各学校)

災害により被害を受け、経済的に就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。

助成(認定)要件	援助内容
<ul style="list-style-type: none">○ 市民税が非課税である(地方税法295条第1項)○ 個人事業税・固定資産税が減免されている○ 国民年金の掛金が免除されている○ 国民健康保険料が減免されている○ 生活福祉資金の貸付を受けている	学用品費、通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、通学費(小学校4km・中学校6km以上)、医療費(トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯)

17 市立幼稚園保育料の減免（教育局・各幼稚園）

災害により、著しい損害を受けた場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、保育料を減免することができる。

損 害 程 度	減 免 額
家屋が全壊した場合	保育料の全額
家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額

18 市立高等学校授業料の減免（教育局・各学校）

天災、その他不慮の災害を被った場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、授業料を減免することができる。

19 中小企業災害関連融資（経済局）

災害により被害を受けた中小企業者の復旧及び経営基盤の安定を図るため、次により融資を行う。

資 金 名	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率(年)	備 考
中小企業育成融資 (経済変動対策資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	3,000万円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	信用保証付 保証料年0.7% 据置期間 1年以内
小規模企業小口融資 (小口資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	500万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	信用保証付 保証料年1.05% 据置期間 6ヵ月以内
事業協同組合等融資 (団体資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	1億円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	据置期間 1年以内
事業協同組合等融資 (構成員資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	5,000万円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	据置期間 1年以内

(1) 貸付対象

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により、激甚災害の指定を受けた災害により被害を受けた方

イ 災害救助法に基づき救助が行われた災害により被害を受けた方

ウ その他市長が特に認めた災害により被害を受けた方

(注) 融資利率は、平成18年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。

20 私道等の復旧の補助（建設局）

私道等が災害を受け、復旧を要する場合は、「私道等の整備補助金交付要綱」に基づき、復旧費の一部を補助する。

(1) 補助基準

- ア 概ね5戸以上の住民が利用するもの
- イ 道路幅員については、概ね4メートル以上であるもの
ただし、建築基準法第42条第2項に該当する道路にあつてはこの限りでない
- ウ 側溝を敷設するものにあつては、道路幅員が4メートル以上であるもの
- エ 排水施設を整備する場合は流末排水に支障のないもの

(2) 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて私道等の整備等補助金交付申請書を各区役所建設部公園課又は各総合支所建設課へ提出する。

21 住宅の復旧融資のあっせん等（都市整備局）

住宅金融公庫が実施する災害復興住宅資金マイホーム新築資金（特別貸付）、リフォームローン及び地すべり等関連住宅資金に関し、融資のあっせん、住宅相談窓口の開設、融資相談等を行う。

22 宅地災害の復旧工事に関する補助金交付制度

大規模災害により被災した宅地の復旧工事の費用の一部を助成する制度で、復旧工事にかかる費用から住宅金融公庫及び仙台市の宅地防災工事資金融資限度額を控除した額に10分の8を乗じて得た額を、2,000万円を限度として補助する。

23 義援金の配分（健康福祉局）

(1) 窓口の決定

宮城県及び日本赤十字社宮城県支部等と義援金の受入れ窓口を協議・決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 義援金の受付

健康福祉部は、贈られた義援金を受納し、寄託者に受領書を発行するとともに、配分が決定するまでの間、これを保管する。

(3) 義援金の配分

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議のうえ、義援金の受入れ団体の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

市に寄託された義援金は、「義援金配分委員会」において決定された配分基準等に基づき、適切かつ速やかに配分する。

なお、寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い、これを配分する。

24 リ災証明書の発行（各区、消防局）

地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、応急的・一時的に被災者の救済を行うため、災害救助法による各種施策や減免を実施するにあたって必要な家屋の被害等についてり災の証明を行い、区長・消防署長が確認できる被害について証明書を発行する。

(1) リ災証明事項

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害によって被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

住家被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、流出、床上浸水、床下浸水）

(2) リ災証明者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する区の区長が行う。

ただし、災害対策本部が設置されない場合のり災証明及び災害対策本部の設置にかかわらず、火災によるり災証明は、対象となる家屋が所在する管轄消防署長が行う。

(3) 「り災証明書」発行体制の整備

災害時における「り災証明書」の発行体制を整備する。

ア 火災以外の自然災害によるり災証明は、災害対策本部設置時については各区役所で発行し、それ以外は各消防署で発行する。

イ 火災及び火災に伴う水損によるり災証明は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、各消防署で発行する。

ウ いずれの場合も、り災状況を確認できない場合には、り災者の届出に基づく「り災届出証明書」を発行する。

(4) 被災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針について」（平成13年7月27日付事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）参事官及び消防庁防災課長）を調整した指針により行う。さらに、平成14年8月5日「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が内閣府から示された。

また、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成16年4月1日付府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）において、「大規模半壊」の定義が示されている。

(5) 家屋被害調査体制の整備

関係部局及び各区において、別途計画により調査等を実施する。

第2節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保

1 公共施設の災害復旧

地震により被災した公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず被害の状況等を十分に検討し、災害の再発を防止するために必要な施設の新設または改良等を積極的に取り入れた復旧計画を策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、速やかに災害復旧が完了するよう災害復旧事業の推進を図る。

また、復旧に際し、速やかに必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

2 災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される主な事業等（財政局）

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なわれる災害復旧事業並びに激甚法（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は概ね次のとおりである。

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3条
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同上
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	同上
公営住宅等災害復旧事業	公営住宅法	同上
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	同上
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法	同上
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設	障害者自立支援法	同上
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法	同上
感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内〕 〔公共的施設区域外〕		同上
湛水排除事業		同上
農地等の災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林道の災害復旧事業〕 及び農業用施設、林道の災害関連事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業		激甚法第7条

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業		激甚法第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業		激甚法第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助		激甚法第11条
森林災害復旧事業		激甚法第11条の2
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業		激甚法第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例（商工組合中央金庫融資）		激甚法第15条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚法第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助の特例		激甚法第21条
罹災者公営住宅建設等事業	公営住宅法	激甚法第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例		激甚法第23条
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入		激甚法第24条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例	雇用保険法	激甚法第25条

(1) 激甚法による救助の手続

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚法が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

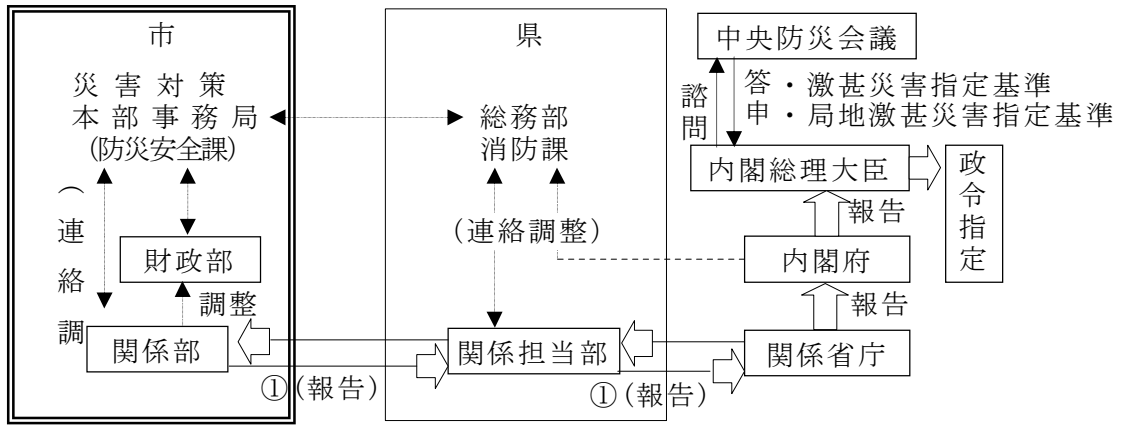
この計画は、風水害等により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける場合の手続き等を示すものである。

(2) 激甚災害指定の流れ

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づきまた諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する（本激）。

また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断して、政令で指定する（局激）

〈激甚災害の指定手続〉



第3節 復興に関する計画

《『仙台市防災都市づくり基本計画』第4章「防災ビジョン」より抜粋》

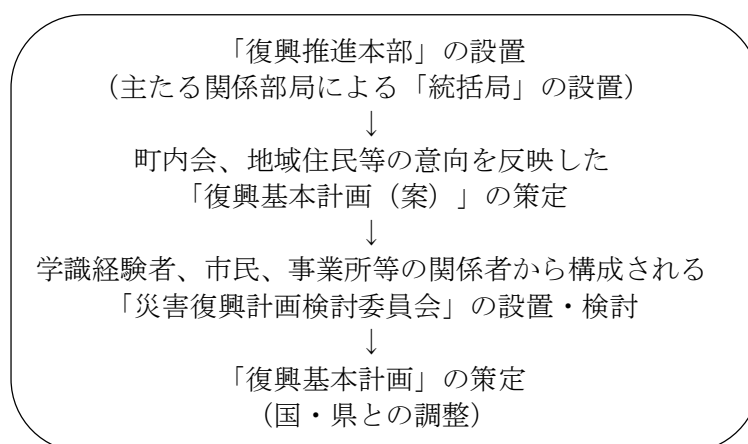
大規模災害が発生した場合には都市の再生に向けて、災害復旧・復興が必要となる。災害復旧は市街地形態とともに、道路、公園、ライフライン施設などの都市施設をほぼ従前の状態に回復することであり、災害復興は市街地形態を一新して都市施設の充実・改善を図るなどの都市改造を行うことである。大規模災害の発生後、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しながら迅速な復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の計画的な復興を目指すかについての早急な検討を行い、復旧・復興の基本方向を定める必要がある。

災害復旧に関しては、速やかな復旧対策の推進のために、平常時から関係機関等と災害復旧事業計画について検討しておくとともに、災害時における体制を確立しておく必要がある。

また、災害復興を円滑に進めるためには、住民合意の形成が欠かせないことから、平常時からまちづくりに対する住民の意識の高揚を図ることが重要になる。それとともに、災害復興計画の策定及び推進に関する基本方針等を事前に策定しておくことが、スムーズな災害復興につながる。復興計画は、災害の教訓を生かして、新しい理念のもとに、次の大規模災害に備えた災害に強い都市を再構築するためのマスタープランであるといえる。

1 災害復興のあり方

- (1) 大規模災害の発生に伴う災害復興を円滑に進めていくためには、復興計画の策定が必要になる。復興計画はその性格上速やかに策定する必要があることから、策定体制、手順、策定にあたっての留意点、盛り込むべき内容等については事前に想定しておくものとする。
- (2) 復興計画の策定に関する手順についての一例を以下に示す。



(3) 復興計画策定の際には以下の事項について配慮する。

- ア 災害の教訓を生かした復興
- イ 誰もが安心して暮らせる福祉社会の構築
- ウ 自然、歴史、文化特性に配慮した復興
- エ 東北の中核都市としての再生・復興
- オ 情報ネットワーク社会の構築
- カ 市民と協働したまちづくりの推進

(4) 災害復興計画に盛り込むべき内容としては以下の事項を想定する。

- ア 新たな都市像の設定
過去の災害の教訓等を踏まえ、防災性の高い新たな都市像を設定する。
- イ 復興への基本的な課題
災害規模、種類に応じ、都市発展の新たな取り組みに関する課題を整理する。
- ウ 復興まちづくりの目標
本市の特徴を最大限に生かし、魅力ある安全な都市づくりを進めるとともに、市民生活の早期再建に配慮した目標を設定する。
- エ 目標別の復興計画
設定された目標別に、現状と課題を踏まえ、方針を設定して具体的な施策を検討する。
- オ 防災都市づくりの検討
災害に対応した防災緑地軸や防災拠点などの形成による防災都市基盤整備、広域災害に対応した都市空間の形成、災害に強いライフライン・ネットワークの形成などについて検討する。また、災害への事前の備えとともに、災害発生後の救急救助、消防などの災害に対する対応についても併せて検討する。
- カ 地域別市街地復興計画
被災地の地形条件や道路等のインフラの特性に配慮して、地域別に復興の視点と復興まちづくりの方向を示す。また、復興事業に関する優先順位を明確化する。
- キ シンボルプロジェクト
市民生活の再建にとって緊急的なものや、復興計画のシンボルとなり波及効果の大きいものなどをシンボルプロジェクトとして選定し、円滑な復興の推進に努める。

仙台市地域防災計画
(日本海溝型地震対策推進計画編)

平成 19 年 3 月
仙台市防災会議

仙台市地域防災計画（日本海溝型地震対策推進計画編）

目 次

章	節	頁
第1章	総則	1
第1節	推進計画の目的	1
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2章	災害対策本部等の設置等	1
第1節	災害対策本部等の設置	1
第2節	災害対策本部等の組織及び運営	1
第3節	災害応急対策要員の参集	1
第3章	地震発生時の応急対策等	1
第1節	地震発生時の応急対策	1
第2節	資機材、人員等の配備手配	2
第3節	他機関に対する応援要請	2
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	3
第1節	津波からの防護のための施設の整備等	3
第2節	津波に関する情報の伝達等	3
第3節	避難対策等	3
第4節	消防機関等の活動	4
第5節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	4
第6節	交通対策	4
第7節	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	4
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	5
第6章	防災訓練計画	5
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	5

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第1章第2節及び第3節の定めるところによるものとする。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、直ちに仙台市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、仙台市災害対策本部条例、仙台市災害対策本部運営要綱の定めるところによるものとする。

第3節 災害応急対策要員の参集

市長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第18節並びに第3章第1節及び第2節の定めるところによるものとする。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地震発生時に、災害応急対策の基本的な方針を決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施するための津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第9節及び第3章第3節の定めるところによるものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定

されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第18節の定めるところによるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火・医療活動については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第13項から第15節の定めるところによるものとする。

5 物資調達

物資の調達・供給については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第8節の定めるところによるものとする。

6 輸送活動

緊急輸送計画については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第11節の定めるところによるものとする。

7 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第15節の定めるところによるものとする。

8 その他

1から7に掲げる以外の応急対策については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章に準ずるものとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

物資・資機材等の調達・手配については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第17節及び第3章第31節の定めるところによるものとする。

2 人員の配置

市は、人員の配置状況を宮城県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、仙台市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第15節及び第3章第21節の定めるところによるものとする。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項については、以下に定めるほか仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第4節及び第3章第5節の定めるところによるものとする。

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

津波からの防護のための施設の整備については、以下に定めるほか仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第4節の定めるところによるものとする。

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第5節の定めるところによるものとする。

第3節 避難対策等

避難対策については、以下に定めるほか仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第4節、第10節及び第12節並びに第3章第5節から第8節の定めるところによるものとする。

- 1 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区(以下、「対策計画策定地域」という。)は別表のとおりとする。

対策計画策定地域に対する避難の勧告又は指示等については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第5節に定める「海面監視・警戒要領」に基づく津波危険区域の例による。

なお、市は別に定める基準に基づき耐震診断等を行い、原則として高齢者、子供、障害者等の災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難等に使用する建物を明示するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地区の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法

- (6) 避難場所にある設備, 物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項(集団避難, 防火, 防犯, 持出品, 服装, 車の使用の原則禁止等)
- 3 市は, 避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は, 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう, 津波避難に関する意識啓発のための方策を講ずるものとする。

第4節 消防機関等の活動

- 1 消防機関は, 津波からの円滑な避難の確保等のために, 次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 救助・救急等
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員, 配備及び活動計画は, 仙台市消防活動基本規程(平成13年消防局訓令第5号)に定めるところによるものとする。

第5節 水道, 電気, ガス, 通信, 放送関係

水道, 電気, ガス, 通信, 放送関係については, 仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第1章第3節, 第2章第11節並びに第3章第9節及び第23節から第26節の定めるところによるものとする。

第6節 交通対策

交通対策については, 仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第1章第3節並びに第3章第12節, 第27節及び第28節の定めるところによるものとする。

第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

- 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 市が管理する庁舎等の管理上の措置は, おおむね次のとおりである。
- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 津波警報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備, 備品等の転倒, 落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水, 食料等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検, 整備
 - キ 非常用発電装置の整備, 防災行政無線, テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
 - (2) 個別事項
- 学校等にあつては,

- ア 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等）これらの者に対する保護の措置

2 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第2節、第9節、第10節及び第20節の定めるところによるものとする。

第6章 防災訓練計画

防災訓練については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第16節の定めるところによるものとする。

また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における訓練についても検討する。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識のほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

市職員に対する教育は、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第16節及び第18節の定めるところによるものとする。

2 住民等に対する教育・広報

住民等に対する教育・広報は、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第2章第16節の定めるところによるものとする。

3 相談窓口の設置

相談窓口の設置については、仙台市地域防災計画〔地震災害対策編〕第3章第4節の定めるところによるものとする。

別表(第4章第3節1)

対策計画策定地域

区	住 所
宮城野区	蒲生2丁目
	港1丁目
	港2丁目
	港3丁目
	港4丁目
	港5丁目
	蒲生字荒田
	蒲生字鍛冶谷地
	蒲生字北荒田
	蒲生字八郎兵エ谷地第二
	蒲生字町
	蒲生字南中河原
	中野字駈上
	中野字新田
	中野字高松
中野字船入	
中野字沼向	
若林区	荒浜字北丁※
	荒浜字中丁※
	荒浜字南丁※
	藤塚字屋敷

※北貞山運河左岸線以東の区域に限る。

仙台市地域防災計画
(風水害等災害対策編)

平成 19 年 3 月
仙台市防災会議

仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）

目 次

章	節	頁
第 1 章 総 則	1 計画の方針	1
	2 防災に関する組織と実施責任	4
	3 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	6
	4 仙台市の概況	12
	5 防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性	16
	6 既往風水害等	20
第 2 章 災害予防計画	1 都市の防災化	22
	2 風水害災害の予防	26
	3 地盤災害の予防	33
	4 防災拠点施設の整備	39
	5 消防体制の整備	40
	6 救急救護体制の整備	42
	7 情報通信体制等の整備	44
	8 避難体制の整備	48
	9 ライフライン施設の災害予防	51
	10 自主防災体制の整備	56
	11 災害時要援護者対策の推進	58
	12 ボランティア活動支援体制の整備	60
	13 応援体制の整備	64
	14 教育・訓練の推進	65
	15 物資・資機材等確保体制の充実	67
	16 災害応急体制の整備	69
	17 防災関連調査研究事業の推進	71
第 3 章 災害応急対策計画	1 災害対策活動体制	73
	2 職員の配備・動員計画	81
	3 災害情報の収集伝達計画	84
	4 災害広報・広聴計画	93
	5 災害救助法適用計画	98
	6 避難計画・避難所運営計画	103

章	節	頁
第 3 章 災害応急対策計画	7 食料・物資供給計画	112
	8 住宅応急対策計画	116
	9 緊急輸送計画	121
	10 災害警備・交通規制計画	126
	11 火災等に対する活動計画	129
	12 救急・救助計画	132
	13 医療救護・保健・防疫計画	134
	14 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	142
	15 清掃計画	145
	16 二次災害の防止	150
	17 災害時要援護者への対応計画	155
	18 文教対策計画	157
	19 応援協力要請計画	160
	20 自主防災活動計画	166
第 4 章 災害種別対策計画	21 ボランティア活動支援計画	167
	22 農林水産業対策計画	170
	23 応急公用負担	171
	1 風水害対策	174
	2 地盤災害対策	184
	3 道路災害対策	188
	4 海上災害対策	192
	5 航空災害対策	198
	6 鉄道災害対策	200
	7 危険物等災害対策	213
	8 大規模火災対策	215
9 林野火災対策	218	
10 ライフライン等災害対策	222	
11 その他の災害対策	232	
第 5 章 災害復旧・復興計画	1 民生安定のための緊急措置に関する計画	242
	2 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保	253
	3 復興に関する計画	256

仙台市地域防災計画の策定及び修正等の状況

昭和39年	9月	策定
昭和47年	10月	全面修正〔地震対策〕
昭和51年	3月	一部修正〔避難所の指定〕
昭和58年	3月	全面修正
昭和60年	2月	一部修正〔林野火災・津波・海上災害対策〕
昭和63年	2月	一部修正
平成2年	3月	全面修正〔災害対策本部の設置と運営・非常配備計画・災害情報の収集伝達計画・津波対策〕
平成4年	3月	全面修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編の二編構成〕
平成9年	4月	全面修正〔地震災害対策編〕
平成10年	3月	全面修正〔風水害等災害対策編〕（災害種別対策計画の策定）
平成15年	4月	一部修正〔地震災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成17年	4月	一部修正〔風水害等災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成19年	3月	一部修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編〕（附属資料編を共通化）
		策定〔日本海溝型地震対策推進計画編〕

第 1 章 総 則

本章では、地域防災計画の目的や構成及び防災関係機関等の役割、業務の大綱等について定める。

第 1 節 計画の方針 (P1)

第 2 節 防災に関する組織と実施責任 (P4)

第 3 節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 (P6)

第 4 節 仙台市の概況 (P12)

第 5 節 防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性 (P16)

第 6 節 既往風水害等 (P20)

第 1 章 総 則

第 1 節 計 画 の 方 針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、仙台市の地域における風水害等（同法第2条に定める災害のうち、地震、津波及び地震動に伴い二次的に発生する火災等により生ずる災害を除くものをいう。以下同じ。）に対処するため、仙台市及び地域の関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これら防災活動の円滑な推進を図ることにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに積極的に災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期すことを目的とする。

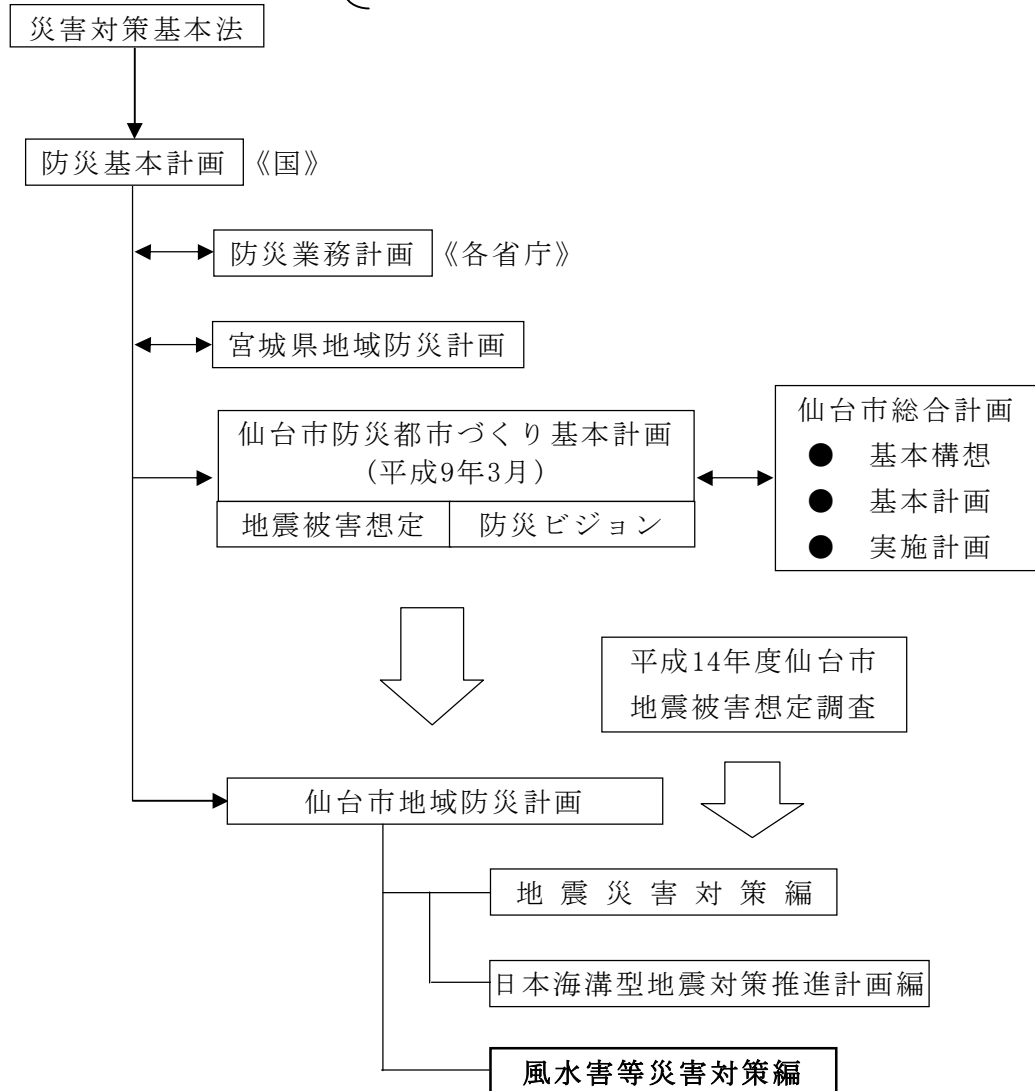
2 計画の位置づけ

この計画は、仙台市地域防災計画の「風水害等災害対策編」として位置づけ、風水害等の災害に対処するための基本的事項について定める。

〈 計 画 の 体 系 〉

● 災害対策基本法第42条

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。



- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害種別対策計画
- 第5章 災害復旧・復興計画

3 計画の構成

この計画は、本編と附属資料編で構成する。（附属資料は、地震災害対策編と共通である。）
本編の構成及び内容は、次のとおりとする。

(1) 総 則

市及び防災関係機関が風水害等の災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱等について定める。

(2) 災害予防計画

風水害等の発生を未然に防止し、又は風水害等が発生した場合の被害を最小限にとどめるための措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを防ぎよし、又は応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための措置等について定める。

(4) 災害種別対策計画

災害予防計画及び災害応急対策計画で定める措置以外に災害の特殊性等から求められる措置（予防措置及び応急措置）について災害種別ごとに定める。

(5) 災害復旧・復興計画

風水害等の災害の復旧にあたっての各種援護措置、公共施設の災害復旧、復興の基本的な考え方等について定める。

4 細部計画の策定

この計画に基づく諸活動を行うにあたって必要な細部計画については、本市各局、各区並びに防災関係機関において定める。

5 計画の習熟

本市各局、各区並びに防災関係機関は、平素から実践的な研修、訓練の実施等により、この計画及びこの計画に関連する他の細部計画の習熟に努めなければならない。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2節 防災に関する組織と実施責任

1 組織

(1) 仙台市防災会議

仙台市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災害対策基本法第16条及び仙台市防災会議条例（昭和37年12月24日仙台市条例第37号）に基づき設置される仙台市の附属機関であって、仙台市防災会議条例第3条第5項に規定する機関の長等を委員として設置されるもので、市にかかる防災に関する基本方針の決定並びに仙台市地域防災計画の策定及び実施の推進を図る。

（資料編P.1「仙台市防災会議条例」参照）

（資料編P.3「仙台市防災会議規程」参照）

（資料編P.5「仙台市防災会議委員及び幹事」参照）

(2) 仙台市災害対策本部等

仙台市の地域内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条及び仙台市災害対策本部条例（昭和38年10月1日仙台市条例第22号）の規定に基づき設置する仙台市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び防災関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営については、仙台市災害対策本部運営要綱等に基づき各防災関係機関において定めておく。

（資料編P.10「仙台市災害対策本部条例」参照）

（資料編P.11「仙台市災害対策本部運営要綱」参照）

（資料編P.42「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）

(3) 仙台市危機管理連絡本部会議

本会議は、地域防災計画における庁内体制のあり方及び災害対策本部等の効率的運営並びに各局防災関連事業の総合的調整を行い、防災及び危機管理体制の充実強化を図ることを目的として仙台市防災・危機対策連絡本部会議設置要綱（平成15年3月31日市長決裁）に基づき設置した庁内組織である。

現在、仙台市危機管理連絡本部会議に改称している。（平成18年3月31日市長決裁）

（資料編P.7「仙台市危機管理連絡本部会議設置要綱」参照）

2 実施責任

(1) 仙台市

仙台市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として行政区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、自ら及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動が円滑に実施できるよう協力する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、自ら防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動に協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平素からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には防災業務を行い、仙台市の防災活動に協力する。

(5) 事業所及び住民

ア 事業所

市内の事業所では、その社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保を図るとともに、地域への貢献のため普段から防災体制の整備や地域の防災訓練等に参加し、地域と連携した防災対策の推進に努める。

イ 住民

住民は、住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、平素から自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域、家庭、職場等で積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するよう努め、災害時には、住民相互の生命の安全と保護を第一義として、共助の精神のもと整然かつ迅速に行動するものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

仙台市及び関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は概ね、次のとおりである。

1 仙台市

<p>仙 台 市</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 仙台市防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する施設及び設備の整備 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 防災思想の普及高揚及び防災訓練の実施 5 防災に関する調査研究 6 気象予警報の伝達 7 避難の勧告、指示並びに警戒区域の設定 8 避難所の開設及び運営 9 情報の収集、伝達及び広報、広聴並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 10 災害時における保健衛生対策 11 災害時における文教対策 12 交通及び緊急輸送の確保 13 り災者の救助、医療及び防疫並びに救助、救護 14 水防、消防及びその他の応急措置並びに復旧 15 火薬類・危険物施設等の保安対策及び災害発生等における被害の拡大防止のための応急対策 16 各事業所の自衛消防組織及び各町内会等の自主防災組織の育成強化 17 ボランティア活動に対する支援 18 災害復旧事業 19 被災宅地危険度判定業務に関する事務 20 その他災害の防ぎよ及び拡大防止の措置
<p>仙台市教育委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設等の災害対策 2 市立学校の応急教育対策 3 市立学校児童生徒の安全対策

2 宮城県

<p>宮 城 県</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
--------------	---

3 指定地方行政機関

東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 金融機関等に対する緊急措置の要請 2 市の災害復旧事業に関する財政融資資金地方資金の貸付 3 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会い 4 市が応急措置の用に供する普通財産の無償貸付
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 6 災害時における主要食糧等の需給対策
仙台森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策 2 災害時の物価安定対策 3 被災商工業者に対する支援
関東東北産業保安監督部東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、災害の防止、保安確保の監督指導
東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、バス等の安全確保並びに道路輸送対策 2 災害時における輸送用車両のあっせん、確保及び海上応急輸送
東北地方整備局 (仙台河川国道事務所) (釜房ダム管理所) (塩釜港湾空港工事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 名取川及び広瀬川の直轄管理区間の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道指定区間の防災管理 3 名取川及び広瀬川の直轄管理区間並びに一般国道指定区間の災害復旧（応急含む） 4 一般国道指定区間の交通確保（応急含む） 5 ダムの管理、水象観測、洪水調整及び放流情報の発表及び伝達 6 ダムの災害復旧 7 港湾・空港施設等の整備 8 港湾・空港施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立

東京航空局 仙台空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用
塩釜海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上における人命及び財産の保護並びに公共秩序の維持 2 海難救助及び天災地変、その他救済を必要とする場合の援助 3 海上災害に関する防災活動及び指導、啓蒙、訓練 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保
仙台管区气象台	<p>気象・地象・水象の観測及び防災気象情報（気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報及び台風や大雨、あるいは火山噴火等の現象に関する情報をいう。以下同じ。）の発表と伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理 2 情報処理、通信システムの整備・充実 3 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐災性確保の指導に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 4 非常通信に関すること
仙 台 労 働 基 準 監 督 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導 3 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第88条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 4 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速な支払い 5 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理及び過労防止の指導

4 自衛隊

自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動
-------------	---

5 指定公共機関

東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備保全 2 災害復旧工事の実施 3 全列車の運転中止手配措置 4 人命救助 5 被災箇所の調査、把握 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保 7 旅客の給食確保 8 通信網の確保 9 鉄道施設の復旧保全 10 救援物資及び輸送の確保 11 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道株式会社東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救援物資輸送確保
東日本電信電話株式会社宮城支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携 6 災害非常時通信の調査及び気象予警報の伝達（NTT番号情報株式会社）
日本赤十字社宮城県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他災害救護に必要な業務
日本銀行仙台支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本放送協会仙台放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報等の放送
日本通運株式会社仙台支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東北電力株式会社（宮城支店、仙台北営業所、塩釜営業所、仙台営業所、仙台南営業所、岩沼営業所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
東日本高速道路(株)東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施

日本郵政公社 東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における公社の業務運営の確保 2 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 3 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資
独立行政法人 国立病院機構本部 北海道東北ブロック 事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

6 指定地方公共機関

東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報等の広報
社団法人 宮城県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
社団法人 宮城県エルピーガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

7 警察

宮城県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集伝達 2 被災者の救出及び負傷者の救護 3 行方不明者の捜索 4 死者の検視及び見分 5 交通規制及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動
---------	--

8 公共的団体

協 同 組 合 等 (農協、漁協、 商工会議所等)	1 共同利用施設の防災管理及び復旧 2 被災組合員又は会員に対する融資あっせん 3 災害時における物価安定及び流通円滑化の協力
仙 台 市 医 師 会	1 被災傷病者の医療及び救護 2 防疫及び衛生の協力
宮 城 中 央 森 林 組 合	1 災害時における木材の供給 2 山火事防止対策 3 防火施設の管理
運輸業者並びに建設業者	1 緊急輸送及び輸送路の応急復旧協力
自 主 防 災 組 織	1 隣保互助精神に基づく自主防災活動 2 防災知識の普及と訓練の実施
厚生社会事業団体	1 援護体制の確立と協力 2 収容者等の安全保護対策
そ の 他 の 団 体	1 それぞれの業務に応じた協力体制の確立

9 防災上重要な施設（病院、百貨店、ホテル、工場等）の管理者

防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	1 防災保安施設の整備と自衛防災体制の確立 2 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止対策
----------------------------	--

第4節 仙台市の概況

1 自然条件

(1) 地理的位置

仙台市は、東北地方中部太平洋岸に位置して宮城県の中心都市として多くの都市機能が集中し、人口の増加とともに都市としての機能は市域を越えて成長し、現在では東北の中心都市としての機能をもつ。隣接する市や町は13を数え、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷町、大和町および色麻町、南に川崎町、村田町、名取市、そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市、東根市、天童市及び山形市が隣接している。

東西50.579km、南北31.204km（面積：788.09 k m²）の市域は地勢の面でも変化に富み、西部は急峻な奥羽山脈を中心とした山岳地帯、中央部はなだらかな丘陵地及び台地そして東部には低平な沖積平野が広がり、海岸線の長大な砂浜をもって太平洋に面している。市域の最高地は奥羽山脈を構成する船形山山頂の1,500mである。

また、沖合いに広がる太平洋の海底には海岸線から約60kmの範囲に水深150m以浅の大陸棚が広がり、さらに東方200km付近には水深7,500mを越える世界有数の海溝地形である日本海溝が南北に延びている。

〈位 置〉

市 域	緯度・経度	地 名
東 端	141° 02' 48"	宮城野区港五丁目
西 端	140° 28' 10"	太白区秋保町馬場字岳山
南 端	38° 10' 26"	若林区藤塚字須賀
北 端	38° 27' 18"	青葉区大倉字横川岳

(2) 地形・地質

仙台市域とその周辺の地形は、西から東にかけて山地、丘陵地、低地の概ね3つに大別される。また、市周辺のほとんどの地域において新生代新第三紀以新の地層が分布しており、その特徴は上記の地形区分と密接に関連している。

ア 山 地

山地は、東北地方を南北に縦走する奥羽脊梁山脈の一部をなしており、仙台市内の最高地である船形山（標高1,500m）から泉ヶ岳（1,172m）にかけての船形連峰、大東岳（1,366m）、面白山（1,264m）、神室岳（1,356m）を含む二口連峰などがその中心である。最西部の宮城・山形県境付近は、1,000～1,500m級の山々が連なり、これらが太平洋側と日本海側とに注ぐ河川の分水界を形成している。市内の主要河川である名取川、広瀬川、七北田川は、ここに源を発し仙台湾に注いでいる。これらの河川やその支流が山地内で深く谷を刻んでいることから、山地では一般に極めて険峻な地形を呈している。奥羽脊梁山脈には、船形山、泉ヶ岳、大東岳および蔵王連峰などの新第三紀末期から第四紀にかけて活動した火山が分布し、それに伴う火山岩類や火山砕屑物が周辺に分布する。これらの基盤をなすのが先新第三紀花崗岩類、および新第三紀前期中新世の海底火山活動に伴う緑色凝灰岩類（グリーンタフ）である。（第一種地盤）

イ 丘 陵

山地と低地の中間に位置する丘陵地では、起伏が比較的ゆるやかで、稜線の高度も良く揃い、東部で50～200m程度、西部の山地との境界付近で400～600m程度の標高を示す。地質は、新第三紀中新世の名取層群・秋保層群、鮮新世の仙台層群、およびこれらの相当層に属する堆積岩類・火砕岩類を主体としている。一部の地域では、第四系中部更新統に属する河成堆積物が、下位の新第三系を覆い丘頂部に分布することもある。この河成堆積物に伴う古い河岸段丘面、すなわち高位段丘面は、青葉区青葉山・太白区八木山付近（青葉山面群）や、青葉区作並から仙台市に隣接する柴田郡川崎町本砂金にかけての丘頂付近（本砂金面群）などに見られ、いずれも比較的広い平坦面をなしている。丘陵地内には、太白山（標高321m）などのように、安山岩・石英安山岩などの貫入岩体などに伴う突出峰が散見される。これらの岩質は比較的硬質であり、周囲に分布する堆積岩類を主とする新第三系よりも、侵食に対して大きな抵抗を示すことから、突出峰は一種の残丘と考えられている。また、丘陵地内には小規模な盆地性の低地がいくつか存在する。中でも青葉区愛子付近、川崎町付近では規模が大きく、それぞれ数段の河岸段丘が発達している。（第二種地盤）

ウ 低 地

低地は、さらに、台地とその東に広がり仙台湾に臨む沖積平野との2つに分けられ、それらのほぼ境界部には長町一利府線と呼ばれる断層線に沿う宮城野撓曲崖が存在する。撓曲崖とは、地下に発生した断層によって、地表部分が撓み緩やかな段差が生じた地形をいう。宮城野撓曲崖は榴岡公園と宮城野原公園総合運動場の間の崖地形あるいは、大年寺山南東斜面の崖地形などに明瞭に認められる。

仙台市街地が展開する台地は、広瀬川によって形成された数段の河岸段丘からなり、これらは高いほうから順に、台原段丘、上町段丘、中町段丘、および下町段丘に区分されている。いずれも、第四紀後期更新世から完新世にかけて広瀬川の作用で形成されたものであり、砂礫を主とする河成堆積物により構成されている。段丘面の分布を概観すると、いずれも広瀬川の左岸側の発達が顕著であり、河川が概ね北から南に移行しつつ段丘面を残したことを示している。広瀬川の曲流が著しくなった中町段丘形成期には、古竜ノ口沢が現在の花壇地区対岸において広瀬川に争奪され、経ヶ峰（瑞鳳殿付近）から愛宕山にかけての河床が放棄された。また、下町段丘形成期にかけて広瀬川の河床が相対的に低下したために、古竜ノ口沢では争奪点から上流における侵食基準面が低下し、これに伴い河川の下刻は活発化し、現在の竜ノ口沢のような深い峡谷が形成されるに至った。

沖積平野は標高0～10m程度と著しく低平である。地表には自然堤防、後背湿地、および旧河道等の微地形が明瞭に認められ、海岸沿いには現海浜を含めて3～4列の浜提列が分布している。平野の地下を構成する沖積層は、約2万年前の最低海水準期以降の陸成および海成堆積物からなる。また、沖積層の層厚は海岸線直下で20～40mである。沖積層の下位には埋没段丘面や侵食性の埋没平坦面が分布するとされている。

※1 自然堤防： 河川が洪水時に河道から溢れ出し、運んできた土砂（主に砂）を溜めてつくった高まり。周りより1m程度の高まりのあるものもあり、昔から畑や集落が作られた。（第三種地盤）

※2 後背湿地： 自然堤防の付近に土砂を落とした泥水は、背後の湿地に泥を溜める。泥炭や粘土層からなるため水はけが悪く、昔から水田として利用されてきた。（第四種地盤）

※3 浜 堤： 砂浜に打ち寄せる波や沿岸流は、海岸に平行に礫や砂の高まり、沿岸州を作ることがある。これが発達すると頂上が海面から姿を現し、その後、海面の変化などで陸上に残されたものが浜堤である。宮城野海岸平野には、3～4列の浜堤が海岸に平行に走っていることが確認されている。（第三種地盤）

〈地質時代の相対年代区分と絶対年代〉

		245Ma	65.0Ma	23.3Ma	5.2Ma	1.64Ma	0.73Ma	125ka	10ka	0
古生代	中生代	古第三紀	中新世	鮮新世	(前期)	(中期)	(後期)	完新世		
			新第三紀		更 新 世					
		第 四 紀								

※ Harland et al. (1989)により作成 1ka=1,000年前 1Ma=100万年前

(3) 気 候

仙台市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側（冬乾燥、夏湿潤）の特性を示す。

ア 平野部の気象

厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。1月の平均気温は、1.5℃である。冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するとき大雪をもたらすことがある。平野部では、厳冬期よりもこの時期の方が大雪になることが多い。

3月中旬頃の春の嵐以後は、次第に南からの風が多くなり、気温も上昇して春らしくなる。

一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は24.1℃である。梅雨入りは6月中旬、梅雨明けは7月下旬で、梅雨末期には大雨となることもある。梅雨期には、しばしばオホーツク海高気圧が顕著となり、北高南低の気圧配置が卓越するため、冷たい北東の風（やませ）の影響で気温の低い日が続く。この状態が長続きすると、冷害が発生することもある。9月は台風や秋雨前線の影響を受けやすく、月別降水量が最も多い。

年平均気温は12.1℃、降水量は台風期、梅雨期を除いて比較的少なく、年間降水量は、1,241.8mmである。卓越風は、9月～3月が北西風、4月～8月が南東風で、強風は冬から春にかけて多い。

イ 山沿の気象

山間部では、気温が平野部より年平均で約2℃ほど低く、特に、冬期の夜間は、気温が低下する。日照時間は、平野部より短く、風も平野部より弱い。降水量は、年間を通して平野部より多い。山岳部では、風が強く、降水量も多い。特に、台風が接近して通過する際には、山岳斜面などの地形の影響で局地的な大雨となり、河川が増水し氾濫するおそれがある。

また、冬期は、北西季節風による降雪がしばしばみられるので、積雪は、比較的多く、多い所で1mを越す。

2 社会条件

(1) 人口の推移と現況

仙台市の人口は、平成17年10月1日現在1,025,098人で、終戦後の昭和25年の人口380,217人に比べ約 2.7倍に増加している。昭和25年から平成12年までの50年間における5年ごとの人口増加状況は、次表のとおりであり、高度経済成長時代の昭和40年～45年は15.2%、45年～50年は18.4%と高い増加率を示し、その後、低成長時代に入った昭和50年～55年は11.7%、55年～60年は8.2%、昭和60年～平成2年は7.1%、平成2年～7年は5.8%、平成7年～12年は、3.8%と漸減傾向に変化し、平成12年～17年は、1.7%と戦後最低の伸び率となっている。

〈国勢調査による人口の推移〉

各年10月1日現在

年次	人口総数※1	人口増減数	対前回増加率
昭和25年	380,217		
30年	414,775	34,558	9.1 %
35年	459,876	45,101	10.9 %
40年	520,059	60,183	13.1 %
45年	598,950	78,891	15.2 %
50年	709,326	110,376	18.4 %
55年	792,036	82,710	11.7 %
60年	857,335	65,299	8.2 %
平成 2年	918,398	61,063	7.1 %
7年	971,297	52,899	5.8 %
12年	1,008,130	36,833	3.8 %
17年	1,025,098	16,968	1.7 %

※1 人口総数は、現在の市域に組み替えたもの。

(2) 人口集中地区の人口、面積及び人口密度の推移と現況

人口集中地区人口の全市人口に占める比率は、都市化の程度又は水準を示す。平成12年における仙台市の人口集中地区人口は、892,252人で、その面積は129.7km²となっている。

次表に示す昭和35年以降の人口集中地区の全市域に対する割合をみると、35年には総人口の73% (335,979人)、総面積の4% (33.0km²) を占めていたものが、平成12年では総人口の89%、総面積の17%を占めるに至っている。

〈人口集中地区人口、面積及び人口密度の推移〉

各年10月1日現在

年次	人 口			面 積			人口密度	
	人口集中地区 (a) 人	全市域 (b) 人	(a) / (b) %	人口集中地区 (c) km ²	全市域 (d) km ²	(c) / (d) %	人口集中地区	全市域
昭和35年	335,979	459,876	73.1	33.0	787.84	4.2	10,181.2	583.7
40年	373,524	520,059	71.8	35.0	787.84	4.4	10,672.1	660.1
45年	454,269	598,950	75.8	53.0	787.84	6.7	8,571.1	760.2
50年	581,158	709,326	81.9	76.7	788.09	9.7	7,577.0	900.1
55年	648,992	792,036	81.9	86.5	788.03	11.0	7,502.8	1,005.1
60年	723,200	857,335	84.4	102.9	788.03	13.1	7,028.2	1,087.9
平成 2年	774,143	918,398	84.3	113.3	783.57	14.5	6,832.7	1,172.1
7年	844,783	971,297	87.0	123.8	783.50	15.8	6,823.8	1,239.7
12年	892,252	1,008,130	88.5	129.7	783.54	16.6	6,879.9	1,286.6

※1 人口集中地区は、市区町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区（原則として、人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接しており、かつ、地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区

※2 全市域の面積は、名取市との境界が一部未定のため、総務省統計局において推定した数値

第5節 防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性

1 計画策定の背景及び目的

仙台市は、「都市型災害の典型」と評された昭和53年の宮城県沖地震の経験から、全国に先駆けて「防災都市宣言」（昭和54年）を行い、安全な都市づくりに努めてきた。しかしながら、それから16年余が経過した平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災では、一瞬にして多くの人々の財産、さらには尊い命までも奪う結果となり、「都市型大規模地震災害」の恐ろしさを世界中の人々にまざまざと見せつけることとなった。この出来事により都市の持つ、利便性とは裏腹の大規模災害に対する脆弱性があらためて認識され、さらなる安全性の高い防災都市づくりを推進していく必要性が求められている。

このような背景から、仙台市では、大規模地震災害への対応を主眼とした防災対策の抜本的な見直しを図るため、仙台市に大きな被害をもたらす可能性のあるいくつかの地震に対する地震災害の特性を検討した上で、今後の仙台市における防災都市づくりの方向性を明らかにする防災ビジョンを策定し、平成9年3月に「仙台市防災都市づくり基本計画」としてまとめた。

2 計画の体系

仙台市防災都市づくり基本計画は、地域の災害危険性を把握する防災アセスメントとしての「風水害基礎調査」等と防災施策の基本方針を示す「防災ビジョン」からなる。

(1) 風水害基礎調査

風水害の基礎調査については、4「風水害基礎調査」にその概要を掲載する。

(2) 防災ビジョン

防災ビジョンでは、基本目標及び基本理念を次のように掲げるとともに、それらに基づく防災施策の基本方針についての整理を行った。

ア 基本目標

24時間『安心』の都市・仙台の創造

－だれもが安心して暮らせる防災都市の実現－

- ① 阪神・淡路大震災を契機とした防災都市づくりの推進
- ② 東北の中核都市としてふさわしい安全性の極めて高い都市機能と生活空間の形成

イ 基本理念

- ① 人命の安全を最優先においた、ひとにやさしい防災都市づくり
- ② 都市と自然が調和・共生した防災都市づくり
- ③ 平常時にも有効に機能する防災都市づくり
- ④ 行政と市民の協働による防災都市づくり
- ⑤ 広域的な連携を念頭においた防災都市づくり

ウ 基本方針

- ① 防災都市づくり（災害に備える）
 - ・ 地盤条件や地域の危険性に配慮した防災都市づくりの推進
 - ・ 道路整備やオープンスペースの確保等安全な都市構造や市街地空間の形成
- ② 災害時の都市機能を確保する都市づくり（都市機能の混乱をできるだけ抑える）
 - ・ 迅速かつ正確な情報収集と伝達体制の確立及び情報システムの強化

- ・ 防災関係機関と連携した救命救助、保健医療体制の確立
- ・ 緊急輸送路及び輸送手段の確保、適切な交通規制措置、交通機関の早期復旧体制の確立
- ・ ライフライン施設の物理的性能の向上、ライフライン相互のネットワーク化、供給地区のブロック化等の推進
- ③ 災害への対応力を高める都市づくり（被災後の回復力を高める）
 - ・ 自主防災組織の強化・拡充、防災訓練の実施等市民の防災意識の高揚及び地域住民による組織的かつ安全な避難体制づくり
 - ・ 職員参集基準の明確化、長期化に対応した非常配備動員体制の確立等災害対策本部の体制強化
 - ・ 消防力の向上及び消防団、自主防災組織による地域の初期消火体制の強化
 - ・ 自主防災組織、ボランティアとの協力体制の構築、被災者への生活援護及び自立支援方策の実施
 - ・ 災害時要援護者に配慮した避難、情報、援護等支援体制の確立
- ④ 地域を越えた災害対応システムの構築（相互援助による災害対応力の強化）
 - ・ 近隣自治体及び都道府県を越えた広域的な応援協力体制の確立
 - ・ 国の関係機関及び自衛隊等との相互連携の強化
- ⑤ 災害復旧・復興計画のあり方（よりよいまちを目指して）
 - ・ 物資及び資材の調達、人材及び財源の確保、財政援助等関連計画の事前策定による迅速かつ円滑な復旧の実施
 - ・ 平常時からの住民主体のまちづくりの実践による復旧・復興における住民の合意形成の促進
 - ・ 災害復興計画の策定及び推進についての基本方針の作成による災害復興の円滑な推進

3 防災都市づくり基本計画を指針とした防災対策の推進

本地域防災計画は、この仙台市防災都市づくり基本計画に掲げられた「防災ビジョン」を指針とし、その考え方を踏襲しながら、その後の社会情勢の変化、国及び県が指定する浸水想定区域等を踏まえ、必要な修正を行ったものである。

今後、本地域防災計画に基づき防災対策の推進に努めるとともに、「防災ビジョン」が示す施策の方向性をより具体的なものとするためにも、必要に応じて地域防災計画の見直しを行っていく。

4 風水害基礎調査

仙台市における風水害の災害履歴や地形状況等の自然的素因、人や建物の状況等を社会的素因、土地利用の変遷等について調査し、仙台市でこれまでに発生した災害を考慮し、河川氾濫、内水氾濫の洪水害及び斜面崩壊、地すべり、土石流の土砂災害とした。

(1) 風水害の履歴

ア 風水害（特に水害）は江戸時代以降、ほぼ毎年～隔年ペースで発生している。近年の災害をみるとほぼ毎年発生しており、小規模な水害であれば仙台市のどこかで毎年発生していることになる。

イ 災害記録からすると、降雨による浸水、冠水といった洪水害が圧倒的に多い。

ウ 昭和前期までは河川氾濫が多く見られるが、1950年8月以降現在まで大規模な堤防溢流・破堤はみられない。これは治水事業が進展したことも一因としてあげられる。

一方最近の内水氾濫が頻発しており、必ずしも大規模といえない降水によって、小規模な水害が発生している。

エ 崩壊発生箇所は丘陵地に集中しているが、山地部にも崩壊地・地すべり地が分布する。

(2) 風水害時の気象特性

ア 仙台市における風水害の発生年月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生している。

河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で起っている。

イ 災害を引き起こした気象現象としては、台風・低気圧が多く、特に大規模水害は台風もしくは台風くずれの低気圧に起因しており、これらによりもたらされる降雨に注意する必要がある。

ウ 長時間降雨量が多いほど大規模水害に結びつきやすい。一方、内水氾濫や小規模な水害発生時は、短時間の雨量強度が大きい傾向にあるようである。

エ 降雨集中地区が山地部か平地部かという降雨パターンの違いによって、氾濫形態が大きく異なる。

(3) 風水害発生地域の地形特性

ア 大規模な内水氾濫時には、沖積低地のほぼ全域が冠水しており、さらに台地の一部と丘陵地の小谷の一部が冠水している。

イ 一方、沖積低地のうち微高地や盛土地区では、場所によって島状に浸水を免れるところもある。

ウ 上記の水害と比べると規模は大きくない災害でも、同様の地域が冠水しており、これらの地域は地盤沈下の発生した地域である。

(4) 風水害危険区域の予測

ア 浸水危険区域の予測

浸水危険区域の予測は、過去の浸水実績や地形条件に着目し、主として内水氾濫により浸水する危険性がある区域を評価した。「浸水危険区域図」の危険度ランクは、次のとおりである(浸水深は既往実績から設定した目安であり、解析的手法により求めたものではない)。

危険度	評価内容	浸水深の目安	発生の確立の可能性
A	浸水の危険性が高い	1.0 m 以上	浸水の可能性が非常に大きい (通常の降雨でも浸水しやすい)
B	浸水の危険性がやや高い	0.5 ~ 1.0 m	浸水の可能性が中位 (豪雨や長雨で浸水しやすい)
C	浸水の危険性がある	0.5 m 未満	浸水の可能性が小さい (集中豪雨や台風の強雨の場合に浸水しやすい)

浸水危険区域図にみるように、仙台市東部の沖積低地は概ね浸水危険性が高く評価される。

また、泉区にあたる七北田川沿い低地部も、相対的に危険度が高くなっている。

一方、台地上は低地部に比べ排水条件は良好であるため相対的には危険度が低く評価されるが、既往実績からみて道路冠水などのおそれがある地域は、相対的に高く評価される。

※ 「浸水危険区域図」は、仙台市防災都市づくり基本計画を参照

イ 土砂災害危険区域の予測

既往調査箇所である急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所をもって土砂災害危険地域とした。

崖崩れの危険区域である急傾斜地崩壊危険箇所は、仙台市街周辺の宅地造成地に集中して分布する。また、市域西部の丘陵や山地には自然傾斜の危険箇所が点在している。

土石流危険溪流は、仙台市街地に隣接するものは数箇所であり、多くの危険溪流は丘陵地に分散して分布している。

地すべり危険箇所は、丘陵地や山地に散在する。

※ 「土砂災害危険区域図」は、仙台市防災都市づくり基本計画を参照

(5) 地域の危険性の総合評価

風水害の危険区域と人口・建物分布といった社会条件を重ね合わせ、地域の風水害に対する危険性を総合的に評価した。なお、地域の危険性の総合評価については、仙台市内を次の13地区に区分した。

〈地区区分図〉



(資料編：P. 58「風水害における地域の危険性の総合評価」参照)

第6節 既往風水害等

1 気象災害

仙台市域における気象災害の主なものは風水害であるが、過去の記録を見ると戦後では、日雨量328mmを記録した昭和23年9月のアイオン台風や昭和25年8月の豪雨、昭和61年8月の台風10号等大きな被害がでたのは10件前後である。

昭和61年8月4日～5日にかけて、台風10号及びこれから変わった低気圧の直撃を受け、東海、関東、東北地方は記録的な豪雨に見舞われた。仙台市では、総雨量402mmという仙台管区気象台の観測以来最大の降雨量となり、特に市の南東部地帯に位置する高砂、七郷、六郷、中田東部地域に大きな被害を受けた。仙台市域（旧泉市、旧宮城町、旧秋保町を含む）における被害は、重軽傷者1名、全壊家屋2棟、半壊家屋5棟、一部損壊46棟、床上浸水2,452棟、床下浸水3,214棟を数え、田畑の冠水もかなりの面積に及んだ。その他にも商工、教育、土木、都市施設等に大きな被害を与え、被害総額は220億円余に達した。

名取川・広瀬川・七北田川・梅田川等の河川は、河川改修と併せて、大倉ダム、釜房ダム、七北田ダム等が完成したことにより、大雨による河川氾濫の危険は少なくなったが、都市化の進展に伴い、市街地の保水機能の減少による低地の浸水及び宅地開発に伴う崖崩れ、地滑り等新たな災害の危険性が増してきている。

〈昭和61年8月5日「台風10号」〉

		仙 台 市	旧 泉 市	旧秋保町	旧宮城町	合 計	
人 的 被 害	死 者						
	重 傷 者	1				1	
	軽 傷 者						
住 家 被 害	全 壊	棟	2			2	
		世 帯	2			2	
		人	6			6	
		被害額(千円)	25,000			25,000	
	半 壊	棟	5			5	
		世 帯	5			5	
		人	18			18	
		被害額(千円)	15,420			15,420	
	一 部 損 壊	棟	46			46	
		世 帯	46			46	
		人	166			166	
		被害額(千円)	19,570			19,570	
	床 上 浸 水	棟	2,434	1		17	2,452
		世 帯	4,083	1		17	4,101
		人	14,821	7		66	14,894
		被害額(千円)	1,522,010	674		2,295	1,524,979
床 下 浸 水	棟	3,040	18	8	148	3,214	
	世 帯	5,948	21	8	148	6,125	
	人	21,591	90	35	568	22,284	
	被害額(千円)	393,930	27	240	740	394,937	

			仙 台 市	旧 泉 市	旧秋保町	旧宮城町	合 計
非 住 家 被 害	公 共 施 設	棟	12	38			50
		被害額(千円)	66,640	38			66,678
	そ の 他	人	809	24		32	865
		被害額(千円)	158,040	334		160	158,534
被害額合計(千円)			2,200,610	1,073	240	3,195	2,205,118

※1 「昭和61年8月5日台風10号大雨洪水災害記録」（宮城県）より抜粋

※2 被害額の単位：千円

（資料編：P.202「過去の内水による水害昭和61年台風第10号8.5豪雨の様子」参照）

2 市街地火災

仙台市における火災について見ると、藩政時代にはしばしば市街地に火災が発生した。このような市街地の大火は、明治以降では大正8年3月2日南町から出火し、約700戸を焼失した火災以外発生していなかったが、昭和20年7月10日の大空襲では、市の中心部約500 ha（市街地17%）を焼失した。

終戦後仙台は、昭和22年中心市街地291.1 haの戦災復興土地区画整理事業に着手し、昭和50年に事業完成した。また、社会情勢の変化に伴い仙台駅東部の基盤整備の必要から土地区画整理事業施行区域（面積105.1 ha）の都市計画を決定し、昭和35年8月に60.4 haを第一工区として着手、昭和59年に事業完了した。第二工区としての実施予定区域は、昭和48年に仙台駅東第一地区（55.8 haに変更）として着手、平成3年に事業完了した。さらに隣接する北部を、昭和63年4月に仙台駅東第二地区（45.3 ha）として現在事業を進行中である。

なお、昭和23年12月23日準防火地域297.0 haを決定、昭和63年9月29日までの改正により、2,915.1 haに拡張した。防火地帯については、昭和28年4月23日に9.83 haを決定したが、昭和61年3月1日までの改正により、216.2 haに拡張し、現在、市街化区域18,000.6 haに対し、防火・準防火地域あわせて4,007.8 ha（22.3%）とし、着々と市街地大火防止策を講じている。

3 林野火災

昭和58年4月27日午後0時26分頃、泉市松森地内（現仙台市泉区松森）で発生した林野火災は、4月23日より継続して出されていた異常乾燥注意報に加え、27日当日東北地方全域に強風注意報が発表されているという最悪の状況下で発生したために、2市3町にわたり延焼し、その被害面積857.93 haにおよび、約25時間燃え続け、翌28日午後1時05分に鎮火した。（仙台市域については、28日午前0時25分に鎮火）

この火災によって受けた被害は、2市3町の全体で山林の焼失面積は857.93 ha、家屋の焼損によつて被災したのは7世帯37名、被害総額は2,126,808千円で、うち仙台市域（旧泉市を含む）の被害は、青麻神社社務所等の3棟、1世帯7名が被災したほか、市有林、私有林、県有林あわせて116.01 haを焼損した。

第2章 災害予防計画

本章では、風水害等の各種災害に共通する予防対策について定める。

なお、災害の特殊性から求められる各種予防対策については、「第4章 災害種別対策計画」において、それぞれ災害種別毎に定める。

- 第1節 都市の防災化 (P22)
- 第2節 風水害災害の予防 (P26)
- 第3節 地盤災害の予防 (P33)
- 第4節 防災拠点施設の整備 (P39)
- 第5節 消防体制の整備 (P40)
- 第6節 救急救護体制の整備 (P42)
- 第7節 情報通信体制等の整備 (P44)
- 第8節 避難体制の整備 (P48)
- 第9節 ライフライン施設の災害予防 (P51)
- 第10節 自主防災体制の整備 (P56)
- 第11節 災害時要援護者対策の推進 (P58)
- 第12節 ボランティア活動支援体制の整備 (P60)
- 第13節 応援体制の整備 (P64)
- 第14節 教育・訓練の推進 (P65)
- 第15節 物資・資機材等確保体制の充実 (P67)
- 第16節 災害応急体制の整備 (P69)
- 第17節 防災関連調査研究事業の推進 (P71)

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災化

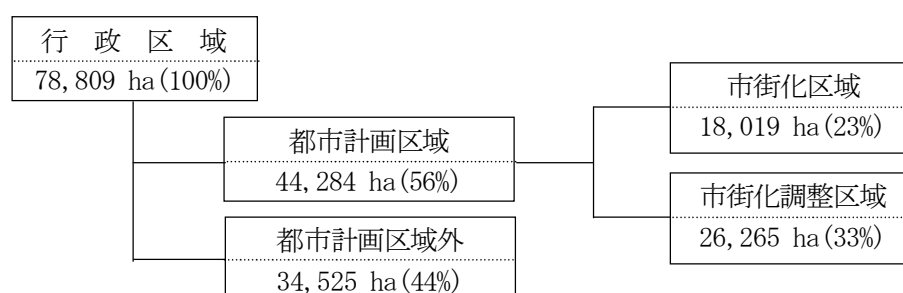
本節では、都市の防災性の向上、計画的かつ良好な市街地形成を目標とし、今後更に都市の防災化を進めるため必要な施策について定める。

1 都市計画法に基づく防災化の推進

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和45年7月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。

(1) 地域指定状況

ア 都市計画区域・市街化区域（平成18年4月1日現在）



イ 地域地区

① 用途地域

(資料編：P.56「都市の防災化関連資料」参照)

② 防火地域及び準防火地域

市街地において、建築物の耐火性能を向上させ、火災による延焼拡大を阻止することを目的に指定しており、これらの指定地域内においては、建築基準法において建築物の階数、延べ床面積により構造制限を受け耐火建築物、準耐火建築物にしなければならない。

現在、防火地域は都心商業地域、泉中央地区、あすと長町地区、最低限高度地区指定区域等に指定しており、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域と準工業地域及び都心周辺の住宅地等に指定している。

防火地域	231 ha
準防火地域	3,790 ha
計	4,021 ha

都市計画は都市構造やまちづくりの基盤となるものであり、今後も更に都市の防災性の向上を図るため、必要な地域地区の指定や都市施設の整備、市街地開発事業等を推進していく。

2 風水害等対策関連事業の推進

風水害等に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。

(1) 道路整備事業

道路は都市活動を支える根幹的施設であり、風水害時には、避難、救援・救護の消防活動等に重要な役割をなし、また、火災の延焼防止等のオープンスペースとしての機能も有している。

このため、防災効果の高い都市計画道路を重点に幹線道路の整備を進め、ネットワークとしての拡充を図ることとしている。

更に、既存の道路・橋梁についても緊急輸送道路等として防災対策上重要な位置づけにあるものから計画的に総点検を行い、必要に応じて補強等防災対策を講じる。

また、密集市街地で消火活動等が困難な地域においては、消火活動が円滑に行えるように、狹隘道路の拡幅、隅切り確保等を推進する。

ア 都市計画道路の対策

平成 18 年 4 月 1 日現在

	A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A
道路延長	502.60 km	316.02 km	62.90%	40.81 km	71.0%

イ 道路防災対策

平成 8 年度に実施した道路防災総点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。

事業目標	平成 17 年度末	平成 18 年度以降
要対策箇所	71 箇所	24 箇所
要監視継続箇所	129 箇所	—
		47 箇所 (必要に応じ対策実施)

ウ 電線類地中化対策

交通安全や景観向上のみならず、地震や台風時の災害にあっても、電柱の倒壊や電線の切断などの被害を未然に防止し、防災施設としての道路の通行と電気・通信の安定供給確保に重要な役割を担う事業である。

これまで、特に市の中核をなす都心部を対象に事業を進めてきたが、今後は、土地区画整理事業で整備を進めている拠点地区や主要幹線道路等の整備を進めていく。

事業内容	平成 16 年度末現在	平成 17～20 年度計画
電線類地中化の状況	34,827m	13,908m

(2) 公園整備事業

都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

また、地震・風水害等の大災害時においては、上記機能のみでなく火災の延焼防止、応急仮設住宅の建設用地、ゴミ・がれきの一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。

このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、従来からの広域避難地となる都市公園の整備のほか、身近な一次避難地となる近隣公園及び地区公園等の整備も積極的に進めていく。

ア 都市公園の現況

平成 18 年 4 月 1 日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
個所数	377	207	185	399	324	1,492
面積 (ha)	409.3	155.9	107.4	192.9	374.5	1,240.0

※ 宮城野区には県営公園 1 箇所 21.0 ha を含む。

イ 都市公園の整備

整備目標	平成 15～19 年度計画
(平成 19 年度迄) 1,411.5 ha	350.7 ha

ウ 都市公園のうち広域避難地及び一次避難地として整備を進めているもの

区 分	広域避難地 (10 ha 以上)	一次避難地 (近隣・地区公園)
公 園 名	高砂中央公園外 15 公園	新田東中央公園外 64 公園
平成 19 年度末整備面積	362.9 ha	160.5 ha

※ 一次避難地とは、地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空間であって面積 1 ha 以上のもの

(3) 都市防災不燃化促進事業

ア 事業概要

この事業は、地震や強風時発生した火災が市街地の大火災として延焼拡大することを防ぎ、火災から市民の生命及び財産を保護するため、避難地や避難路周辺の建物の不燃化を促進するもので、具体的には避難路周辺の一定の区域を不燃化促進区域に指定し、その区域内において、基準に適合する耐火建築物を建築する者に対して補助金を交付する制度である。

イ 事業完了地区

- ① 事業区域：清水小路多賀城線新寺小路地区
- ② 事業年度：昭和 56 年度から平成 3 年度
- ③ 地区面積：10.4 ha
- ④ 避難路延長：1.8 km
- ⑤ 避難地：宮城野原運動公園
- ⑥ 実績：不燃化率 70.62% (事業終了時)

ウ 事業実施地区

国道 45 号線の花京院橋から宮城野原運動公園までの 2.1km の街路を、安全な避難路として確保するために、沿道の建築物の不燃化を進める。

- ① 事業区域：国道 45 号線小田原地区
- ② 事業年度：平成 9 年度から平成 18 年度
- ③ 地区面積：10.7 ha
- ④ 避難路延長：2.1 km
- ⑤ 避難地：榴岡公園・宮城野原運動公園

(4) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等面的整備事業

ア 市街地再開発事業

この事業は、都市再開発法に基づき、都市機能が低下している地区や生活環境が悪化している地区において、建築物と建築敷地、公共施設を一体的に整備することにより、快適で安全な街に生まれ変わらせようとするもので、防災上有効な事業である。

(資料編：P. 56「都市の防災化関連資料」参照)

イ 土地区画整理事業

この事業は、土地区画整理法に基づく事業で、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で安心して暮らせ、快適に住み続けられるまちづくりを進める。

(資料編：P. 56「都市の防災化関連資料」参照)

ウ 新住宅市街地開発事業

2 地区 308.0 ha

防災上危険な木造密集市街地を安全で住みよい街に再整備する必要があり、今後とも住民や権利者の合意形成を図りながら、事業化の可能性を検討し整備促進を図る。

(5) 特殊建築物の防災対策

災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図る。

(6) 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。

※1 「特殊建築物」：劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

※2 「建築設備等」：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）
非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）

(7) 密集住宅市街地の整備促進について

老朽木造住宅が密集し、震災時の倒壊や火災の発生など防災上問題を抱える市街地の改善に地区住民と協力して取り組む。平成15年、16年度調査において、早期改善を図るべき地区と抽出した15地区を対象に整備を促進する。平成18、19年度は地区を2、3箇所絞り、対象地区住民とワークショップなどにより、地区の現況と問題点を把握・共有し、災害に強いまちづくりに向けて取り組みを行っていく。

第2節 風水害災害の予防

本節では、台風、大雨、洪水、高潮、暴風による災害を防止するための措置について定める。

なお、風水害に係る災害対策に関する事項は、本節に定めるもののほか水防計画に定めるところによる。

1 河川の整備（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台東土木事務所、仙台市建設局）

(1) 河川の現況

仙台市域の河川の現況は、次表のとおりである。

区分	河川名	延長 (km)	管 理	摘 要 (km)	区分	河川名	延長 (km)	管 理	摘 要 (km)	
一 級 河 川	名 取 川	42.5	国・県	うち国 12.5	二 級 河 川	七北田川	40.9	県		
	北貞山運河	6.1	県			南貞山運河	3.6	県		
	広 瀬 川	40.0	国・県	うち国 3.9		梅 田 川	13.0	県		
	綱 木 川	2.8	県			高 野 川	3.9	県		
	斎 勝 川	7.4	県			藤 川	1.5	県		
	芋 沢 川	8.0	県			要 害 川	6.0	県		
	大 倉 川	19.6	県			仙 台 川	4.3	県		
	青 下 川	7.6	県			高 柳 川	3.0	県		
	新 川	4.7	県			八乙女川	2.7	県		
	笹 川	6.2	国・県	うち国 2.5		萱 場 川	3.3	県		
	旧 笹 川	5.2	県			西中田川	3.4	県		
	木流堀川	1.3	県			計	85.6			
	後 田 川	2.2	県			準 用 河 川	前ヶ沢川	0.5	市	
	岩 の 川	1.6	県				長谷倉川	5.8	市	
坪 沼 川	5.1	県	(総延長10.0)	鰻 沢 川	1.6		市			
支 倉 川	2.1	県	(総延長9.2)	山 田 川	0.9		市			
碁 石 川	2.3	県	(総延長22.3)	花 輪 川	2.8		市			
本砂金川	2.7	県	(総延長6.4)	堀 切 川	2.3		市			
計	167.4			八 沢 川	0.9		市			
				赤 坂 川	7.8		市			
				蒲 沢 川	3.4		市			
				谷地堀川	0.9		市			
				白 沢 川	2.2		市			
				塩 沢 川	2.0	市				
				瀬 沢 川	2.7	市				
				大 柴 沢	2.3	市				
				計	36.1					

(2) 河川の改修

ア 一級河川（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台東土木事務所、仙台市建設局）

名取川及び広瀬川、笹川等は、戦後相次ぐ大洪水、特に昭和25年8月4日の熱帯低気圧による豪雨のため、市内南東部に大きな被害をもたらした。

河川改修は、昭和16年から名取川本流及び広瀬川の広瀬橋下流(3.9km)部分については、国の

直轄工事として、また広瀬橋から上流牛越地区までの 8.8 km部分については県が担当して改修工事を実施しており、現在、名取川河口付近の無堤部となっている藤塚地区の築堤事業に向け準備を進めている。

また、昭和 36 年には広瀬川支流大倉川に大倉ダム、昭和 45 年には名取川支流碓石川に釜房ダムを完成させた。大倉ダムの洪水調節量は最大 800 m³/s、釜房ダムは、1,000 m³/s となっており、ダム完成後は洪水による越水や破堤による大きな被害はほとんど発生していない。なお、名取川支流の策川流域は水害常襲地帯であったが、富沢地内からの分流と上流唐松橋付近までの区間を昭和 40 年から昭和 53 年まで、国の直轄事業として改修を行っており、上流については県の事業として危険箇所を重点的に改修する一方、唐松橋から鉤取橋まで、及び後田川との合流点から城南橋まで都市基盤河川改修事業として市が改修工事を行っている。旧策川については県が改修工事を行い、「ふるさとの川モデル事業」の中で親水河川としての整備を行った箇所もある。

イ 二級河川（宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台東土木事務所、仙台市建設局）

七北田川、梅田川は、戦後の相次ぐ大洪水により市内東北部に大きな被害をもたらした。

このため、昭和 24 年から県が災害復旧工事と併せて改修工事に着手し、七北田川は河口から岩切今市橋まで、梅田川は七北田川合流点から宮町東照宮橋まで一次改修が完了している。

七北田川については、近年、仙台市及びその近郊の丘陵地における大規模開発により、流量の増加を考慮し、改修計画の見直しを行い、計画流量を基準点（福室）において 1,100 m³/s から 1,650 m³/s に変更し、一次改修完了区間での河道掘削工事や築堤工事を施工中である。

なお、今市橋の架け換え及び今市橋から赤生津大橋付近までの改修は、七北田橋を除き完了している。

また、昭和 59 年には、改修計画に基づき七北田ダムが完成し、洪水調節能力を高めた。

さらに、七北田川支流の梅田川については、梅田川上流域の洪水調節のため、あけぼの町（荒巻地内）から仙台川に分流計画を立て、仙台川トンネルが完成している。また、七北田川の改修計画に併せて七北田川合流点より河道掘削工事等を施工中である。

また、梅田川の分水点より上流は、平成元年度から都市基盤河川改修事業として市が改修工事を実施し完了している。

加えて、七北田川支流の高野川については、昭和 48 年度から都市基盤河川改修事業として市が河川改修を実施している。

ウ 準用河川（建設局）

近年の都市化の進展により、河川に係る負担は年々増加している中、安全で快適な市民生活を確保するために、浸水被害の解消に努めている。

市内の準用河川は 14 河川、延長 36.1 kmで、そのうち前ヶ沢川、八沢川、山田川については既に改修工事が完了し、現在 3 河川（堀切川、谷地堀、花輪川）において改修工事を実施している。

エ 普通河川（建設局）

市内の普通河川の延長は推計で 377.4 kmで、そのうち 188.9 kmについては既に改修工事が完了している。

今後も、地域の浸水対策等の一層の向上を図るため、引き続き公共下水道の雨水計画と一体的な整備を実施する。

（資料編：P. 60「平成 16 年度河川改修状況及び平成 17 年度河川改修計画」参照）

(3) 河川の巡視

水防管理者及び消防局長が河川堤防の定期巡視を行うほか、建設局河川課、施設管理課、管路建設課及び管路管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、各区区民生活課、その他関係機関の協力を得て随時巡視を行う。

なお、水防上危険な箇所を発見したときは、各河川管理者に必要な措置を求めるものとする。

(4) 洪水ハザードマップの作成

国及び県が指定する名取川、広瀬川及び七北田川の浸水想定区域について、洪水情報の伝達方法、避難場所等を市民に周知し、円滑な避難や防災意識の高揚を図るため洪水ハザードマップを作成して住民に配布する。また、仙台市のホームページにも掲載して広く市民に知らせる。

(資料編：P.113「仙台洪水ハザードマップ(水害予想図) 全域版」参照)

2 公共下水道(雨水)の整備(建設局)

本市においては、土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大し、局所的な浸水被害が度々発生している。

このような状況に対応するため、平成12年11月に策定した「仙台市下水道基本計画」では、「雨に強い街づくり」を目指し、「総合的な雨水対策の推進」を重要な施策として取り組んでいる。

総合的な雨水対策は、これまでの雨水の速やかな排除に加えて、貯留・浸透施設設置による雨水流出抑制策や降雨時の緊急対策といった4つの事業を連携して行うことにより、雨水対策をより効果的に進めることとしている。

また、その一環として雨水の流出抑制に対する全庁的な取り組みを進めるため、平成12年5月に設置された雨水対策委員会(委員長:助役)の検討を経て、平成13年6月に仙台市雨水流出抑制実施要綱を制定している。

〈雨水対策の方策・事業〉

	方 策	事 業
雨 水 対 策	排水能力の向上	下水道事業(管渠・ポンプ場の整備) 河川事業(河川の整備)
	流出の抑制	雨水流出抑制事業(雨水貯留施設の設置・雨水浸透施設の設置)
	降雨時の対応	雨水緊急対策事業(広報・PR活動・警戒・緊急対応)

公共下水道事業については、昭和32年に事業認可を取得し、市中心部では汚水と雨水を一つの管渠で流す合流方式により、また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により、4年確率降雨(4年に1回の確率で想定される雨)に対応した施設整備を進めていたが、昭和61年8月の豪雨によって大規模な浸水被害が発生したことから、平成3年に仙塩中央処理区で計画整備水準を10年確率降雨に引き上げ、以降10年確率降雨の対象区域拡大を図っている。

雨水幹線やポンプ場などの整備にあたっては、これまでの浸水実績を踏まえ、重点的に整備する地区を定めて実施していく等、平成12年11月に策定した「仙台市下水道事業長期計画」に基づき、効果的な施設整備を進めていく。

平成17年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業認可面積17,251haを基準として、30.7%(5,289ha)となっている。

<雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況>

地 区	主 な 施 設	
	供 用 済	建 設 中
仙台港背後地	<ul style="list-style-type: none"> 西原第3号雨水幹線ほか 北新田雨水ポンプ場（一部）、蒲生雨水ポンプ場（一部）、中野雨水ポンプ場（一部） 	<ul style="list-style-type: none"> 福室第1号、第3号、中野第3号雨水幹線ほか
霞 目	<ul style="list-style-type: none"> 霞目雨水幹線（一部）、沖野堀雨水幹線、荒井第2号雨水幹線ほか 今泉雨水ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> 佐久間堀雨水幹線 霞目雨水幹線
中 田	<ul style="list-style-type: none"> 九ヶ村堀雨水幹線、九ヶ村堀第3号雨水幹線（一部）ほか 落合雨水ポンプ場、庄松雨水ポンプ場（一部） 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌ヶ淵第3号雨水幹線ほか
愛 子	<ul style="list-style-type: none"> 松原、上原第1号雨水幹線ほか 	
長 町		<ul style="list-style-type: none"> 長町第1雨水幹線及び流入管 長町第1ポンプ場
新 田 東	<ul style="list-style-type: none"> 新田東第1号、第2号雨水幹線 新田東雨水ポンプ場 	(完了)
木町・通町	<ul style="list-style-type: none"> 広瀬川第2雨水幹線及び流入管 	(完了)
上 杉		<ul style="list-style-type: none"> 梅田川第1雨水幹線流入管
原町東部	<ul style="list-style-type: none"> 大江堀、円寿堂堀雨水幹線ほか 鶴巻ポンプ場 	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 長町雨水幹線、岩切雨水幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 天ヶ沢雨水幹線 東郡山雨水ポンプ場

3 雨水流出抑制事業（建設局）

雨水流出抑制事業は、雨水の浸透施設や貯留施設を設置することにより、浸水被害を防止し、健全な水循環の保全を図るものであり、市所管施設における取り組み、下水道事業による取り組み、民間に対する取り組み及び開発行為に対する設置指導により進めている。

(1) 市所管施設における取り組み

平成13年6月に市所管施設を対象とした「仙台市雨水流出抑制実施要綱」を制定して取り組んでおり、対象施設・実施時期及び抑制量の目標は次のとおりとしている。

ア 対象施設と実施時期

対 象 施 設	実 施 時 期
市街化区域における施設	新設又は増改築時に実施
浸水対策重点実施地区における施設	増改築の有無に関わらず実施
浸水対策重点実施施設	

イ 抑制量の目標

敷地面積 100 平方メートルあたり 0.5 立方メートル

(2) 下水道事業による取り組み

下水道事業においては、合流式下水道緊急改善事業対象地区など優先的に整備する地区を定めて計画的に取り組んでいく。

抑制施設として街渠ますの浸透型二連ますへの敷設替えを行う。

(3) 民間に対する取り組み

平成 15 年 3 月に「仙台市雨水流出抑制施設設置費補助金交付要綱」を制定し、浸水対策重点実施地区内において雨水浸透ますや貯留施設を設置した民間施設の管理者に対する補助金交付事業を平成 15 年 9 月より開始している。

(4) 開発行為に対する設置指導

開発行為の事前協議において、開発区域内の保水能力の低下防止及び雨水流出量の抑制を目的として、貯留施設や浸透施設の設置指導を行っている。抑制施設は、開発区域面積 1 ha 以上については貯留と浸透の併用とし、1 ha 未満については浸透を基本としている。

4 雨水緊急対策事業（建設局）

(1) 浸水の防除と被害の軽減

降雨時には浸水情報を速やかに収集し、雨水排水施設の巡視点検を行うとともに、浸水の防除と被害の軽減を図るため、必要な箇所に土のう、緊急排水ポンプを設置するなど応急的な対応をする。

さらに、浸水原因の分析を行い、浸水防除に向けた施設整備に反映させていく。

（資料編：P. 187「下水道資機材の備蓄状況一覧」参照）

(2) 地下施設の浸水対策

近年大都市において、豪雨により地下街、ビルの地下室などの地下施設が浸水し、犠牲者が出るという災害が発生しており、本市においても同じような事故が発生する恐れがあるため、地下施設に関する浸水対策を推進する。

ア 基本的な考え

① 地下施設の管理者は、「自らの安全は自らが守る」との観点に立って避難確保計画の策定など自主防災に努める。

② 市は情報提供や啓発活動を行うとともに、下水道整備などの浸水防止策を推進する。

③ 利用者は常に地下施設での浸水の危険性を認識し、自ら身を守る意識をもつ。

イ 情報提供及び啓発活動

① パンフレット「豪雨の時には地下施設は危険です」を各区役所窓口、市政情報センター、消防局、建設局、建築指導窓口にて配付する。

② 市政だよりによる周知啓発を行う。

5 水防資器材の整備（消防局）

集中豪雨や台風による水災被害を軽減するため、主要河川流域に 24 箇所、都市型水災対応として 6 箇所の計 30 箇所に水防倉庫を設置し、仙台市水防計画に基づく水防資器材を整備している。

また、浸水のおそれがある地域の水防倉庫には、救命用ボートを配備している。

（資料編：P. 111「水防倉庫設置状況」参照）

6 高潮対策（経済局、建設局）

高潮は、強風による海水の吹き寄せ及び気圧の降下による海水の吸い上げに起因して発生するものであり、その被害から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削、その他の行為を制限又は禁止する等の措置が講じられている。

(1) 海岸保全区域の指定

本市における海岸保全区域の指定状況は次のとおりである。

平成 18 年 4 月 1 日現在

漁港名	管理者	指定年月日	県告示番号	事業種別	保全区域延長(m)	要保全延長(m)	防護面積(m ²)
深 沼	仙台市	昭和 49 年 7 月 16 日	812	高 潮	830	830	212,000

(2) 海岸保全施設の整備

高潮災害から防護するために設置された海岸保全施設は、県との協定に基づき、本市が管理している。

本市の海岸保全施設の現況は以下のとおりである。

平成 18 年 4 月 1 日現在

地区名	施 設 概 要						
	施設名	面積	延長	堤高	幅員	所管	備 考
荒浜地区	海岸堤防	—	829.6 m	7.08 m	20.3 m	経済局	階段 3 箇所 階段幅計 92 m
	防潮林	80 ha	—	—	—	建設局	公園用地

(資料編：P. 65「仙台市の海岸保全施設等」参照)

7 屋外広告物等落下物対策（都市整備局）

建築物からの突出物である看板等の落下物による災害発生の可能性があるため、商業地域等の多くの市民が集まる地域や避難所へ至る道路沿いなどにおいては、その安全性の確保が特に必要である。

特に、ビルの管理者に対して落下物防止の維持管理の重要性を様々な機会を利用して、啓発を継続していくとともに、関連業界等へのPRを行い、落下物の意識向上を図っていく。

8 街路樹対策（建設局）

街路樹については、植栽後 3 年未満のものは必要に応じて支柱の補強を、またニセアカシアなど浅根性で強風の被害を受けやすいものは夏期剪定を行う。

根腐れ、幹の腐朽などにより、倒木の危険があるものは伐採・更新を行うこととする。

9 農業対策（経済局）

(1) 農地、農業用施設

洪水、土砂災害、冠水等に対して、農地、農業用施設への被害を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、危険箇所の把握を行い、ため池等の整備、農業用排水路施設の整備、更新、補修等を図る。

(2) 農作物等

農作物やパイプハウス等の被害を最小限にするため、気象情報に留意し、常に予防の措置並びに対策について、関係機関・団体と連携し指導等に努める。

なお、海岸部等では、潮水害や潮風害等の防止にも留意する。

(3) 家畜等

災害発生時に蔓延するおそれのある家畜伝染病を防止するため、関係機関・団体と連携して防疫指導等に努める。

10 林業対策（経済局）

(1) 林業対策

林道及び治山施設の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を図る。

(2) 森林の育成

森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成に努める。

(3) 林野火災の防止

防火思想の普及（たばこの投げ捨て等）や標識、ポスターによる啓発に努めるとともに、巡回や巡視を行う。

11 水産業対策（経済局）

高潮、波浪等の災害から防ぎよするため、堤防等の適切な維持管理を行うなど、深沼漁港における被害防止に努める。

第3節 地盤災害の予防

本節では、宅地擁壁の崩壊や、急傾斜地における崖崩れや地すべり等の土砂災害を予防するために必要な施策について定める。

1 擁壁等の崩壊による宅地災害の予防

近年、仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地におよび、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅が多くなっている。

従って、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定を行い、その区域内で行われる宅地造成に関する工事については、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。(宅地造成工事規制区域の指定面積 13,162.39 ha)

一方、宅地造成等規制法の施行以前に造成された古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられる。

こうした地区では、昭和53年の宮城県沖地震でも明らかのように、他の地区に比べ大きな被害が予想される。

これらの危険な擁壁を改善するためには多額の資金を要することの他、建物等が支障となり工事が困難な場合があること、また、所有者が不在のため日常的に危険性を感じていない等の理由から改善が進まない現状が少なからず見受けられるため、引き続きパトロール等による防災指導や法律に基づく是正勧告等を行い、改善促進を図る。

(1) 宅地造成工事規制区域の指定拡大

今後、宅地の開発が予想される丘陵地等を指定し、法律に基づく技術基準を適用させることによって、宅地災害の防止を図る。

(2) 法施行以前の造成地及び危険擁壁の把握

法律に基づく技術基準を満たしていない危険な擁壁を抱える宅地の把握に努め、徹底した防災指導を行う。

(3) パトロール活動の実施

毎年梅雨時期前に、宅地造成工事規制区域を対象とした「宅地防災合同パトロール」を防災関係部局と合同で実施し、宅地擁壁の点検や防災指導、無許可造成地等の調査と是正指導を行う。

(4) 広報活動と融資制度のあっせん

宅地災害の防止を市政だよりや報道機関を通して呼びかけるとともに、危険な擁壁を抱える宅地所有者に対しては、個別に防災のための相談等を行う。

また、擁壁等の改善のために必要な資金について、住宅金融公庫や仙台市の宅地防災工事資金融資制度をあっせんする。

(5) 宅地の防災のための融資及び助成制度

ア 宅地防災工事資金融資制度

種 別	融 資 額	金利*	融 資 の 対 象 者
住宅金融公庫の宅地 防災工事資金融資制度	1,030 万円	3.08 %	宅地造成等規制法又は急傾斜地法及び 建築基準法に基づく勧告又は改善命令 等を受けた者
仙 台 市 宅 地 防 災 工 事 資 金 融 資 制 度	200 万円 又は 300 万円	**	上記の融資を受けてもなお資金が不足 する場合 宅地造成工事規制区域外において災害 防止のため改善指導を受けた者

※ 平成 18 年 2 月 13 日現在の金利であり、金融情勢により変わる場合がある。

** 市中銀行と住宅金融公庫の利率の差を利子補給する。

(6) 宅地造成等規制法に基づく措置

市長は、宅地造成工事規制区域内で宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認められる場合、当該土地所有者等に対し次の措置をとることができる。

事 項	措 置 の 内 容	根拠条文
監督処分	宅地造成に関する工事で、許可を受けず、又は許可条件に違反し、 技術基準に適合しないもの等について、工事の停止や許可の取消、 宅地の使用制限やその他災害の防止のため必要な措置を命ずる。	第 13 条
勧 告	宅地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁又は排水設備の設 置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置を とることを勧告する。	第 15 条
改善命令	宅地造成に伴う災害の発生の著しいおそれを除去するために必要で あり、かつ、土地の利用状況等から見て相当であると認められる限度 において、当該宅地又は擁壁若しくは排水施設の所有者、管理者又は 占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁若しくは排水施設の 設置若しくは改造又は改良のための工事を行うことを命ずる。	第 16 条

2 崖崩れ、地すべり等による災害の予防

(1) 現 況

本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が 8 箇所、砂防指定地が 56 箇所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は 48 箇所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っている。

しかし、この他にも土石流の発生するおそれのある危険溪流や、崖崩れの発生するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、引き続き本市は、県の事業に協力して新規事業の要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所の対策に努める。

(資料編 : P. 191 「土砂災害等危険区域一覧」参照)

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績

本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和 51 年度から行われ、平成 17 年度末現在の事業実績は以下のとおりである。

- ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 48 カ所
- イ 事業主体 宮城県
- ウ 仙台市の負担金 事業費の 10%を負担

今後とも、災害発生のおそれがある個所については、パトロールによる監視や付近住民への啓発を行い、県に対し法に基づく区域指定と事業の実施を積極的に働きかけていく。

(3) パトロールと広報活動の実施

毎年 6 月は土砂災害防止月間となっており、県と市及び防災関係機関と合同パトロールを行い、危険個所の点検や無許可の制限行為の有無、及び付近住民に対して防災意識の高揚を図るための広報活動等を実施する。

(4) 行為の制限と防災措置の勧告等

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崖崩れを誘発し又は助長する行為が制限されており、県知事の許可を受けなければならない行為を制限行為という。

県知事は、制限行為について許可を受けなかった者、許可条件に違反した者、その他不正な手段によって許可を受けた者に対しては、許可の取り消し、若しくは条件の変更、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

市はこれらの制限行為の発見や情報の収集に協力する。

(5) 災害危険区域の指定

市長は、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第 39 条第 1 項の規定により災害危険区域として指定し、区域内における住居の用に供する建築物の建築の制限等を行い、災害の防止を図る。

(6) 土砂災害防止法に基づく対応

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、当該区域の警戒避難体制の整備を行うことにより、土砂災害の防止のための対策の推進を図るものである。宮城県が基礎調査を行い、順次土砂災害警戒区域の指定を行っている。

県が区域指定をすると、市は下表のような業務を行う。

宮 城 県 の 取 り 組 み	市 の 業 務
① 土砂災害警戒区域図の公表 警戒避難基準雨量情報の提供 危険箇所表示板の設置	① 地域防災計画への記載 ② 土砂災害ハザードマップの作成を含む 警戒避難体制の整備
② 土砂災害予警報の発令（気象庁との連携）	③ 避難勧告等の発令
③ 特別警戒区域内の特定開発行為の制限、許可制	

＜土砂災害警戒区域等の種類＞

指定名称	指定権限	指定の条件	対 策 の 概 要
土砂災害警戒区域	県知事	土砂災害のおそれのある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達、警戒避難体制の整備 ・ 災害時要援護者への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・ 警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域		建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の開発行為に対する許可制 ・ 建築物の構造規制 ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(7) 土砂災害危険箇所図の活用等

市民の土砂災害への備えや警戒・避難の確認等、市民防災に活用できるように、宮城県が作成した「土砂災害危険箇所図」を本庁、各区役所に常備した。

また、市民からの要請があれば、市政出前講座で安心・安全なまちづくりについて防災意識の啓発等を行いながら、防災マップ等の利用・活用を図る。

(8) 土砂災害関係法令の概要

	地 区 指 定	管 理
砂 防 法	砂防指定地:砂防のため一定の行為を禁止・制限すべき土地 指定権限:国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行為の禁止・制限: 県知事 ○ 砂防ダム等の工事: 県知事
地 す べ り 等 防 止 法	地すべり防止区域:地すべり区域及びこれに隣接地域で公共の利害に密接に関連を有するもの 指定権限:主務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行為の制限: 県知事 ○ 地すべり防止工事: 県知事 (都道府県の境界に係る場合で国土保全上重要なものの工事は主務大臣) ○ 立ち退きの指示: 県知事
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域:崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのあるもの 指定権限: 県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害行為の制限: 県知事 ○ 所有者に対する急傾斜崩壊防止工事等必要な措置の勧告・命令: 県知事 ○ 所有者等が施工することが困難な崩壊防止工事: 県知事 ○ 警戒避難体制の整備:市町村地域防災計画

3 地盤災害の予防

(1) 目的

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行うものとする。

(2) 現況

宮城県では昭和 40 年代に仙台市東部に新しく立地された工場・事業所がその水源を地下水に求めて過剰な揚水を行ったために地盤沈下被害が発生し、大きな問題となった。

このため、昭和 49 年度から「宮城県地盤沈下防止対策要綱」を制定して、規制を行っていたが、平成 8 年度からは地盤沈下防止対策を「宮城県公害防止条例」に盛り込み、現在規制を行っている。

また、昭和 50 年度から「工業用水法」により地下水採取規制地域を指定し規制を行っている。

仙台平野地域では、法、条例による規制を開始した昭和 50 年度以降、仙台市苦竹地区を中心とした仙台市東部の沈下はかなり沈静化してきている。

(3) 地盤沈下防止対策事業

ア 水準測量調査

仙台市においては、地盤沈下の確認がされている市東部において精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測している。

イ 観測井による地下水位及び地盤収縮量の観測

地下水位計（16 台）、地盤沈下計（11 台）を設置し監視測定している。

ウ 地下水等の採取規制

① 工業用水法による採取規制

昭和 50 年 7 月に工業用水法による指定地域となったのは苦竹地区を含む仙台市東部、多賀城市及び七ヶ浜町の一部の計 90k m²で、これらの地域では工業用の井戸の許可基準が定められ、揚水設備の設置には知事の許可を必要とする。

既設の井戸については、例外許可の 1 事業所を除き、工業用水道への転換が昭和 52 年までに終了した。

② 条例による地下水採取規制

要綱の指定地域は、昭和 49 年 7 月に仙台市東部の苦竹地区 7.5k m²、その後、昭和 58 年 9 月に仙台市、塩竈市、多賀城市、利府町のそれぞれ一部 37.2k m²を、また、平成 4 月 4 日には仙台市東南部荒井・沖野地区 17.7k m²に拡大し、62.4k m²となった。

現在は、「宮城県公害防止条例」を施行し、規制を行っている。

規制内容は、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

揚水設備は構造等基準が設けられ、地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。

さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。

(4) 地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿等に面した地盤沈下地帯は、高潮、津波、洪水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域の海岸部に分布しているゼロメートル地帯はその危険性が高い。

地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施する。

また、地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による浸水の防除と被害の軽減を図るため、必要な箇所に土のう・内水被害発生に対応するための緊急排除ポンプを設置するなど応急的な対応をする。

さらに、浸水原因の分析をするとともに施設整備を行うものとする。

第4節 防災拠点の整備

風水害時の災害において、応急災害対策活動や避難体制を適切に進めるには、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にし、必要な整備を図ることが重要である。

今後他都市等の状況を研究し、また、宮城県地域防災計画を参考にしながら整備等を図ることとする。

第5節 消防体制の整備

1 消防施設の整備

(1) 消防署所等の整備

消防署所数は、平成18年4月1日現在消防署6カ所、消防分署2カ所、消防出張所21カ所、救急ステーション1カ所である。

市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、消防署所の計画的な整備を推進する。

(2) 航空消防体制の整備

航空消防・救急体制の強化を図るため、平成13年度には仙台市消防ヘリポートを整備し24時間運行を開始するとともに、空白期間のない安定的な運航体制を確保するため、2機目のヘリコプターを導入し、消防ヘリコプター2機体制を構築する。

また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場（臨時ヘリポート）適地調査を毎年実施し、平成19年2月1日現在、43カ所を指定している。

（資料編：P.159「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）

（資料編：P.160「臨時ヘリポートの適地基準」参照）

2 消防装備の整備

(1) 消防車両等の整備

災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。簡易泡消火薬剤の混合装置を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。

< 消防車両等 >

平成18年4月1日現在						
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター
27台	29台	8台	7台	8台	28台	2機

(2) 消防装備の整備

地震発生時の上水道の破断などによる水利の不足や同時多発する救助災害に備え、消火効果の高い簡易泡消火薬剤や救助工作車以外の車両用の救助資機材を整備する。

3 消防水利の整備

(1) 現況

消火栓は水道局の配水管整備計画に合わせて整備し、防火水槽は市街地及び準市街地に100m³級又は40m³級を整備しており、市街地、準市街地の拡大に併せて、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を満たすよう計画的な整備を推進している。

< 消防水利 >

平成18年4月1日現在		
公設消火栓	100m ³ 公設防火水槽	40m ³ 公設防火水槽
14,466基	63基	1,319基

(2) 対策

ア 防火水槽用地の新たな確保に努め、設置を促進する。

- イ 事業所に消防用設備等の水源水槽の容量拡大等の協力を求めて消防水利の確保を図る。
- ウ 建築物を建築しようとして計画している者に対して、「地中ばり水槽」の設置の協力を求め、その経費の一部として補助金を交付し、消防水利の確保を図る。
- エ 取水口、進入路の確保について河川管理者と協議を図るなど、自然水利の確保に努め、消防水利の多元化を図る。

4 消防団

(1) 消防団の現況

消防団は、普段から地域に密着したきめ細かい災害予防活動を行い、多数の動員を必要とする大規模災害時の消防活動には、地域防災の中核として役割を果たすことが期待されている。

＜消防団の現況＞

平成 18 年 4 月 1 日現在

現 員	定 員	団員数	充足率	機械器具置 場	消 防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
7 団 56 分団	2,430 人	2,267	93.3%	126 箇所	7 台	111 台	121 台

(資料編：P.108「消防団の組織等」参照)

(2) 消防団拠点施設等の整備

各種災害活動における消防団の機動力の確保を図るため、小型動力ポンプ付積載車等の整備を進めるとともに、消防団の活動拠点として車庫及び詰所と集会所機能を併せ持つコミュニティ消防センターを整備する。

(3) 消防団の活性化及び組織と制度の多様化

消防団員の各種資格取得に対する支援体制の充実などにより、消防団の魅力の向上を図り、消防団の後継者確保と充足率向上に努めるとともに、新しい時代に応じた消防団の組織と制度の多様化を図る。

5 防御困難区域

(1) 現況

消防活動の対策を強化する必要がある 6 カ所の地域を、防御困難区域として指定している。

＜防御困難区域の現況＞

平成 18 年 4 月 1 日現在

区	区 域
青 葉 区	① 国見三丁目 (1 番～6 番、10 番、11 番の一部を除く) ② あげぼの町 (7 番～14 番を除く)、葉山町 (1 番～13 番、14 番の一部、15 番を除く)、堤町二丁目 (1 番～17 番を除く) ③ 北山一丁目 (1 番～19 番を除く)、青葉町 (1 番～12 番、14 番、15 番を除く)
宮 城 野 区	清水沼二丁目、清水沼三丁目 (3 番の一部、5 番～7 番、8 番の一部を除く)
若 林 区	若林一丁目、若林三丁目
太 白 区	向山一丁目、向山二丁目 (2 番、20 番を除く)

(2) 対策

ア 防御困難区域は、道路の狭隘等により震災時の消防活動に支障を来すことが予想されることから、解消に向け、道路の拡幅等について関係部局と協議する。

イ 防火水槽の整備等により消防水利の確保を図る。

ウ 小型動力ポンプや遠距離送水による河川等の自然水利の有効活用により火災防御態勢を確立する。

第 6 節 救急救護体制の整備

1 救急救助体制の整備

(1) 救急用資機材の整備

救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備を推進する。

ア 高規格救急自動車の整備

平成 18 年 4 月 1 日現在 28 台の高規格救急自動車を整備

(資料編：P. 109「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照)

イ 高度救命用救急資機材の整備

(資料編：P. 110「主な救急自動車積載資機材一覧」参照)

ウ 大規模災害時救急業務用資機材の整備

現地救護所等に必要なエアートントその他の資機材を各消防署に整備する。

エ その他必要資機材の整備

(2) 救助用資機材の整備

同時多発の救助事象に的確に対応し、迅速・効果的な救助救出活動を確保するため、人命救助用資機材を各消防署に増強整備する。

(3) 現地救護所の開設計画

多数の負傷者が予想される場合には、被災地等に現地救護所を設置する。

(4) 現地救護所用応急処置用品の備蓄

現地救護所等において負傷者を救護するための応急処置用品を、各消防署所に常時配備しておく。

(5) 救急救命士の養成・教育

救急救命士が全ての救急車に常時 1 名以上、乗車できる体制を維持するため、救急救命士を計画的に養成する。

また、仙台市救急ステーションをベースとし、ドクターカーの同乗実習を含めた教育研修を行い救急隊員の資質の向上を図る。

(6) 応急手当の普及啓発

市民の救命率の向上を図るため、救急隊の現場到着前に救急現場に居合わせた市民や家族が適切な応急手当を施すことができるよう、応急手当講習会を開催し、市民への自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた応急手当の普及を図る。

講習の種類別	内容
普通救命講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人に対する心肺蘇生法 (対象者により小児、乳児、新生児を加える) ・ 大出血時の止血法 ・ AEDの使用法 ・ その他

講習の種類別	内 容
上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法 ・ 大出血時の止血法 ・ 傷病者管理法 ・ 外傷の手当 ・ AEDの使用法 ・ 搬送法 ・ その他
応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的な応急手当の知識と技能（AEDを含む） ・ 基礎医学、資機材の取扱い指導技法 ・ 応急手当の指導者としての指導要領 ・ その他
普通救命講習 ジュニアコース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人に対する心肺蘇生法 ・ 大出血時の止血法 ・ その他

2 医療救護体制の整備

(1) 救護所の整備

災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当て、トリアージ等の医療救護を行うため下記により救護所を設置する。

今後は、救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るとともに、救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関や仙台市医師会の隣組体制との協力体制の整備を図る。

ア 応急救護所

区役所保健福祉センター及び総合支所に設置する。

イ 避難所内救護所

あらかじめ指定され、資機材の整備を行っている避難所に設置する。また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。

(2) 医薬品等の備蓄

応急救護所を設置する区役所及び総合支所に備蓄している。

避難所内救護所を設置する避難所にも医薬品等の供給が確保されるよう関係団体との協力体制の整備を図る。

（資料編：P.174「応急救護所用医療用具及び医薬品一覧」参照）

(3) 災害拠点病院等の後方医療施設

後方医療施設は、次のとおりである。市は平素から後方医療施設の確保及び連携体制の整備に努める。

ア 災害拠点病院

県知事が基幹災害医療センターとして、都道府県に1ヵ所、地域災害医療センターとして2次医療圏に1ヵ所指定するものであり、本市の基幹的な後方医療施設として位置づける。

（基幹災害医療センター：仙台医療センター、地域災害医療センター：仙台市立病院、東北大学病院、仙台赤十字病院、東北労災病院、東北厚生年金病院）

イ 急患センター及び仙台オープン病院

災害時の機能維持を考え免震構造を採用している急患センター及び仙台オープン病院を災害拠点病院に準じた地域の医療拠点と位置づける。

ウ その他の医療施設

救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関を地域の後方医療施設と位置づけ、平素から防災意識の啓発や情報連絡体制の整備を図るとともに、災害発生直後における仙台市医師会と連携した初動時の後方支援体制の確立を図る。

第7節 情報通信体制等の整備

本節では、各種防災対策に必要な災害情報通信を確保するため、通信施設及び体制の整備について定める。

1 防災情報処理機能の充実

(1) 総合防災情報システムの充実強化

災害による被害の軽減を図るためには、災害情報の収集・伝達及び処理機能を強化する必要がある。現在運用している総合防災情報システムについては、平成3年度に運用開始したものであり、その機能保全を図るため平成17年度に設備の更新を行った。また、今後とも情報処理機能を高めるため、システムの高機能化を推進する。

(2) 災害情報センター機能の強化

災害時における応急対策を効果的に進めるためには、災害情報センターに集約される膨大な災害情報を整理、集約及び分析して、迅速に基本方針を決定し、関係機関に対して的確に伝達することが重要である。

こうした一連の情報処理を迅速かつ的確に行うため、情報伝達機器の整備を進めるとともに、災害対策本部要員に対する研修体制の整備を行うなど、災害情報センター機能の充実強化を推進する。

(3) 職員非常呼出システムの整備

休日、夜間等に発生した災害に迅速に対応するために、職員の動員を速やかに行う必要があるため、職員を一斉に呼出しするシステムを整備している。

今後は、さらに迅速な情報伝達を行うため、職員非常呼出システムの高機能化を進める。

(4) 画像情報伝送システムの整備

広範囲に被災状況を把握できる上空からのヘリコプターテレビ電装システムによる映像に併せ、詳細な被害状況を確認するため、被災建築物内部等の画像を消防局を通じて災害情報センターに配信する災害現場(屋内)画像情報電送システムを整備する。

(5) 災害情報提供システム(杜の都防災メール・Web)の整備

災害発生時に、その被害を軽減するためには、気象情報や避難勧告等の災害情報を的確に市民に伝達する必要がある。このことから平成17年度災害に関する情報をホームページに掲載するほか、電子メールで送信するシステムを整備し、平成18年4月20日から運用を開始した。

2 無線通信網の整備

(1) 防災行政用無線の整備

ア 地域防災行政無線

防災行政用無線(地域防災系)については、平成元年度から8年度にかけて整備を実施したもので、マルチチャンネルアクセス方式により、平常時は30チャンネル、災害時は60チャンネルの回線が使用可能な無線システムであり、災害情報センターを中心に各局、各区及び所属する車両に配備し運用している。

なお、現行の防災行政用無線(地域防災系アナログ方式)については、関係法令等の改正に伴

い、その使用期限が平成23年5月までとされたことから、今後はデジタル化の整備に向け、計画的に事業を推進する。

(資料編：P.70「仙台市防災行政無線の管理運用に関する要綱」参照)

イ 防災相互通信用無線

防災相互通信用無線は、行政機関や防災関係機関が災害現場において、効果的な応急対策が実施できるよう、団体相互間で共通運用できる無線設備であり、計画的な整備を進める。

* 防災相互通信無線を保有している防災関係機関						
・警察庁	・海上保安庁	・国土交通省	・経済産業省	・宮城県	・東北電力	・JR東日本
・塩釜消防本部	・仙台市					

〈防災行政無線の現況〉

平成18年4月1日現在

地域防災系	全市移動系	防災相互通信用無線
基地局 1局	基地局 1局	(防災安全課)
中継局 2局	移動局 20局	基地局 1局
半固定 45局		移動局 5局
車携帯 125局		(管理課)
携 帯 21局		基地局 7局
		移動局 234局

(2) 消防用無線の整備

災害時において迅速な情報収集伝達を行い、円滑な災害現場活動を行うため、車両更新にあわせて消防・救急無線の計画的な整備を実施する。

また、災害応急活動の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化について検討を進める。

さらに、現在運用している画像伝送システムについては、デジタル映像伝送が可能となるよう衛星地球局の改修を進める。

平成17年度現況				平成18年度～20年度
固定局 31局	携帯局 77局			<ul style="list-style-type: none"> ・衛星地球局の改修 ・車載、携帯無線機の整備
基地局 32局	陸上移動局 550局			
携帯基地局 77局	受信設備 345局			
地球局 1局				

(3) 航空用無線

消防防災ヘリコプターの統一した通信手段とヘリコプターの安全運航を確保するため、独立した航空用無線電話装置を整備し運用している。

平成18年4月1日現在

航空機局(ヘリコプター)		1局
航空局(ヘリコプターと交信するための無線)	仙台市消防ヘリポート	2局
	携 帯 型	3局
	車 載 (可搬型)	2局

(4) 業務用無線

ア 水道局

① 無線設備と携帯電話の併用による通信体制の整備

無線設備と携帯電話の併用は、日常業務の情報連絡手段としての位置づけもさることながら、災害時の迅速かつ的確な情報の収集と伝達を確保するため、主に配水施設部門及び浄水施設部門を中心に整備し、通信体制の充実を図る。

② 業務用無線機保有数

平成 18 年 4 月 1 日現在

	車載用	携帯用	基地局	備 考
150 MHz	84 台	38 台	3 台	主に配水施設部門にて使用
60 MHz	19 台	18 台	6 台	主に浄水施設部門にて使用
計	103 台	56 台	9 台	

(資料編 : P. 75 「仙台市水道局業務用無線系統図」参照)

③ 携帯電話による通信

携帯電話保有数 56 台

衛星電話保有数 12 台

イ 交通局自動車部

業務用無線設備は平常時は業務用無線として活用しているが、災害発生時は災害情報の伝達手段として活用するものであり、各無線設備の現況は次のとおりである。

① 業務用無線設備の現況

無線設備の現況は、基地局が 3 局、移動局（連絡車に搭載又は携帯用）が 25 局である。

（るーぷる仙台を除く）

(資料編 : P. 76 「仙台市交通局無線設備状況等」参照)

② DMCA 無線の現況

無線設備の現況は、基地局が 10 局、移動局（路線バスに搭載又は携帯用）が 517 局である。

(資料編 : P. 76 「仙台市交通局無線設備状況等」参照)

ウ 交通局高速電車部

業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として使用するほか、災害発生時における情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局 1 局、遠隔制御器 3、陸上移動局 10 局である。

(資料編 : P. 76 「仙台市交通局無線設備状況等」参照)

エ ガス局

迅速な情報の伝達を行うため次の無線設備を配置している。

(資料編 : P. 78 「仙台市ガス局無線系統図」参照)

3 有線通信網の整備

本市の内線通信網（仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム）は、本庁、区役所等の公所間を NTT の専用線等で結び、内線相互として電話、FAX 及びデータ通信を行っている。

このことにより、災害時における各公所間の通信は、一般の電話回線網に影響されず確保できる。

また、一般の電話回線についても、災害時優先電話の増設を図り、通信の確保に努める。

今後は、専用線のバックアップ等の検討を進め、有線回線網の信頼性向上に努める。

(資料編 : P. 79 「仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム図」参照)

4 情報通信網の多様化

災害時における情報収集伝達体制の強化を図るため、多重無線の整備について検討を進める。

また、市民に対しては、避難情報、安否情報、ライフラインの復旧情報などの災害情報を迅速に伝達する必要があるため、電話(携帯電話を含む)、テレビ、ラジオ等を活用するほか、ホームページへの掲載や電子メールを送信するシステムの整備、無線網のデジタル化など、近年における情報通信技術の進展等を踏まえ、災害情報の伝達体制の高度化を進める。

5 停電を想定した訓練の実施

停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するとともに停電を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

6 関係機関との協力体制の確保

(1) 電気通信事業者

災害時に優先的に取り扱われる非常通話及び緊急通話について、通信方法及び手段等を電気通信事業者と具体的に調整しておく。

(2) 非常通信協議会

災害時の非常無線通信に関し、手続き方法、通信方法等について、非常通信協議会を通じて無線局の設置者と具体的に調整しておく。

(3) 民間団体

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、市内のアマチュア無線愛好団体、タクシー無線取扱事業者、MCA 無線の利用者等の把握に努めるとともに、災害時の協力について協定等の締結を推進する。

(資料編：P. 141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

第8節 避難体制の整備

風水害等の災害から市民の生命を守るとともに、住家を失った市民に一時的な生活空間を確保するための避難所の確保、整備について定める。

1 避難誘導體制の整備

(1) 避難勧告等の発令

市長は、降雨等による災害の発生又は発生のおそれ認められることによって、避難を要する事態が発生することを想定し、避難勧告等の発令基準を定める。

(2) 避難勧告等の伝達

避難勧告を発令した場合は、報道機関への情報提供・広報車両の巡回等により対象区域内の居住者等へ伝達する。

(3) 避難誘導

区本部は、避難対象区域内の居住者を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し、組織的な避難誘導を行う。

(4) 避難所等の選定

避難勧告等の発令者は、指定避難所等から適切な避難所の選定を行う。

避難場所についても災害の状況に応じた適切な場所の選定を行う。また、必要により避難経路を選定する。

2 避難行動等の周知

避難所や防災施設拠点等を示した防災マップ等の作成や避難所標識等の整備及びホームページの掲載等を通じ周知を行う。

洪水ハザードマップを作成し、区役所等において配付する。

防災マップ・洪水ハザードマップ・避難所一覧等避難行動に必要な情報をホームページに掲載する。

3 避難所の区分

(1) 指定避難所

指定避難所は、地震災害においても避難場所となることから、避難するための広場と避難者を収容する施設の両面の機能を有する施設として、小学校区を単位に1カ所以上確保するものとし、市立の小中高等学校を指定する。

(資料編：P. 119「指定避難所一覧表」参照)

(2) 収容避難所

収容避難所は、住家の倒壊、焼失等により生活の場を失った者等の避難のための応急的な避難施設として位置づけ、市民センター、コミュニティ・センター、体育施設及び福祉施設等を充てる。

(資料編：P. 130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

(3) 地域避難場所

地域避難場所は、指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所とし、必要に応じて指定する。

○ 指定条件

- ア 避難するための広場の有効面積概ね 2,500 m²以上有すること。
- イ 避難場所の出入口が2カ所以上確保できること。

(資料編：P. 124「地域避難場所一覧表」参照)

(4) 広域避難場所

広域避難場所は、火災の延焼拡大等により、指定避難所等にとどまることが危険な場合の避難場所として位置づけ、火災による輻射熱、津波、崖崩れなどの危険や、地域の状況を勘案し適正に指定する。

○ 指定条件

- ア 避難するための広場の有効面積を概ね 50,000 m²以上有すること。
- イ 避難に有効な幅員を有する避難路が確保できること。

(資料編：P. 126「広域避難場所一覧表」参照)

4 危険区域等の避難所

(1) 災害危険区域等の避難所

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地については、避難者を収容する施設を複数選択している。

(資料編：P. 191「土砂災害危険区域一覧」参照)

(2) 重要水防区域の避難所

「仙台市水防計画」で重要水防区域について、避難所を指定している。

(資料編：P. 129「重要水防区域の避難所」と「石油コンビナート仙台地区避難所」参照)

(3) 石油コンビナート仙台地区避難所

「宮城県石油コンビナート等防災計画」で特別防災区域に隣接する仙台港地区を対象として避難所を指定している。

(資料編：P. 129「重要水防区域の避難所」と「石油コンビナート仙台地区避難所」参照)

(4) 浸水想定区域の避難所

浸水想定区域外の避難所を原則とする。

(資料編：P. 128「浸水想定区域の指定避難所一覧」参照)

5 避難所機能の整備

(1) 指定避難所の整備

ア 通信手段の確保

災害時優先電話、インターネット、無線通信機器の整備等を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

イ 食料等の備蓄

学校の余裕教室等を活用して、初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。

(2) 収容避難所の整備

ア 通信手段の確保

災害時優先電話、インターネット、無線通信機器の整備等を行い、非常時の通信手段の確保に努める。

イ 食料等の備蓄

初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。

6 避難所開放体制の確保

鍵の保管は施設管理者のほか区役所等(地域)で行い、災害時に避難所の開設をスムーズに行う体制を確立する。

7 避難所開設運営体制の整備

(1) 避難所の運営体制

避難所は、区災害対策本部から派遣される避難所管理責任者が中心となり、施設職員、避難者、地域住民、ボランティア等と連携して運営する。

(2) 自主的な運営体制の確保

避難所の開設期間は原則として、後片付けが完了するまでの期間とする。

破損により自宅での生活が困難になった者や土砂災害のおそれ等により、避難生活が長期化する場合もある。

このような場合は、避難者で組織する運営委員会等を設け、自主的な避難所の管理運営体制を確保する。

(3) 避難者受入れ体制の整備

学校及び市民センターの施設管理者は、あらかじめ避難者の受入れ、避難所運営にあたっての支援体制の確保に努める。

(4) 旅行者への対策

旅行者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、旅行で帰宅困難な観光客等の一時的な宿泊場所の提供を行う必要が生じた場合は、観光関連機関と連携し対応に努める。

第9節 ライフライン施設の災害予防

本節では、市民生活にとって欠くことのできないライフラインについて、災害時の被害を最小限にとどめ、安定した供給や役務の提供を確保するための施設の浸水防止対策をはじめとした防災体制の強化に関連した諸施策について記述する。

1 電力施設（東北電力株式会社）

(1) 水害対策

ア 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施する。

- ① ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸、周辺地山
- ② 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- ③ 護岸、水制工、山留壁
- ④ 土捨場
- ⑤ 地すべり危険箇所
- ⑥ 水位計

イ 送電設備

① 架空電線路

土砂崩れ、洗堀等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積強化等を実施する。

② 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸水、冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。また、屋外機器は、基本的に嵩上げを行うが、嵩上げが困難なものは、防水耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸施策を実施する。

ア 水力発電・変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用、スノージャム流入防止対策等を実施する。

イ 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。

また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象情報等により雪害を予知した場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

(3) 風害対策

各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(4) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸施策を実施する。

ア 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち、特に必要な箇所には、シリコン塗布等を施し対処する。

イ 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

ウ 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを行う。

エ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(5) 高潮対策

火力発電所、変電所等における高潮対策は、必要箇所に角落としあるいは、防潮扉、防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、主要機器の嵩上げ又は吊上げ用器具の整備を行う。

(6) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象情報等により雷害を予知した場合は、系統切替により災害の拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへいを行うとともに、必要に応じ避雷器を設置する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、酸化亜鉛（ZnO）素子付耐雷装置並びに耐雷 CF 等を取付け対処する。

(7) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災地域における火力発電所においては、その規模に応じて次の対策を講ずる。

ア 防災管理者、副防災管理者の選任および防災規程作成による管理体制の確立

イ 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船等防災資機材等の設置及びこれらに必要な防災要員の配置

ウ 通報連絡体制その他防災体制の確立

2 電信・電話施設等（東日本電信電話株式会社宮城支店）

災害において安定した通信を確保するため、必要な通信設備の被害防止対策に関して定める。

(1) 防火対策

通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

(2) 水防対策

浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸水した水の排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

(3) 豪雪対策

豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線を防止するために、保安器の取付け変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

(4) 長時間停電対策

停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

(5) 災害の発生に備え、平常時から点検整備を行う。

3 ガス施設（ガス局）

(1) ガス施設の整備

ガス施設の整備は、ガス事業法に基づき適切な対応を行うとともに、以下の対策を推進する。

ア 中圧の鋼管の接合は溶接を行う。

イ 低圧本支管、供給管及び内管にポリエチレン管を使用する。

ウ 経年管の入替を推進する。

(2) マイコンメーターの普及促進

マイコンメーターの設置を推進し、家庭用については完全普及に努める。

(3) 広報活動

通常時ガス局が発行する「くらしの炎」、「ガス使用の手引き」等を利用し、災害時のガス使用禁止、マイコンメーターの復帰方法及び緊急連絡先の広報に努めるほか、緊急時には、報道機関に協力を要請し、これらの内容のビデオ放送を行う。

4 液化石油ガス施設

液化石油ガス販売事業者に対し、保安の確保に関する指導に努めるとともに、保安教育の徹底を指導して災害の防止に努める。

5 水道施設（水道局）

将来にわたり、安定的な給水を確保していくために、老朽施設の長期的な視点に立った計画的な修繕や改良・更新を進める。

また、大規模災害に備え、被害の軽減化と迅速な応急復旧等のために必要な水運用機能の強化、応急給水施設の整備及び危機監理体制の強化を進める。

(1) 老朽化施設の更新

ア 施設設備の計画的な更新

浄水場、配水所、ポンプ場等の機能維持のため、施設設備について計画的に更新する。

イ 老朽铸铁管の更新

老朽铸铁管については、昭和46年頃までに布設した配水管を対象に更新を進めてきており、平成21年度までに概ね更新を完了させる。

(2) 水運用の機能強化

ア 配水幹線の整備

水源・水系の多系統化、相互融通機能の充実を図り、災害時に弾力的な水運用が可能となるよう、配水幹線網の整備を行う。

イ 配水ブロックの再編成

災害時の被害拡大防止や迅速な災害復旧が可能となるように市内中心部等10箇所の配水ブロックの再編成を行い、平成20年度に総ブロック数を119箇所とする。

ウ 水運用システムの強化

浄水場間の水融通を行い、運用コストの低減、安定供給を図るとともに、災害発生時における適正な水の供給を実現するため、水運用システムの充実強化を図る。

(3) 応急給水施設の整備

ア 緊急遮断弁の設置

災害発生時等に配水池からの水道水の流出を防ぎ、配水管路の破損による二次災害を防止するとともに、配水池を緊急貯水槽として機能させるために、主要配水所（容量2,000 m^3 以上）に緊急遮断弁を設置する。（平成17年度末16基⇒平成21年度末20基）

イ 非常用飲料水貯水槽の設置

災害時の拠点給水施設として、既存の拠点給水施設から遠隔地かつ運搬給水での対応では効率性が望めない地域において、飲料水を確保するため、100 m^3 規模の貯水槽を指定避難所である小学校等に設置する。（平成17年度末16基⇒平成21年度末21基）

ウ 応急給水栓の設置

災害時における運搬給水車両の補給基地及び拠点給水施設として、既存の拠点給水施設から遠く、運搬給水では効率性が望めない地域において、配水管路上に応急給水栓を設置する。

（平成17年度末20基⇒平成21年度末24基）

(4) 水道施設の浸水等水害予防対策

水道施設における電気設備においては、浸水や冠水のおそれのない場所を選定するとともに、地下室等の電気工作物についても万一の事態に備え、盤基礎部の嵩上げや配水ポンプを自家発電回路に組み入れるなどの対策を図る。さらに災害が予想される場合には巡回点検等の対応を行う。

6 下水道施設（建設局）

(1) 下水道施設の整備

下水道施設は水道、電気等の供給系ライフラインとは異なるが、受容系のライフラインとして市民生活を支える基幹的施設である。

災害による下水道の機能低下・停止は、快適な都市生活を破壊し、直接市民に深刻な影響を及ぼす。

また、未処理下水の漏洩などで公共用水域に対する環境被害を発生させる。このような事態の発生を防ぐため、浸水被害の軽減を図るとともに、災害発生時においても、衛生確保の観点から必要とされる下水道の機能を確保できる、災害に強い都市基盤の形成が求められている。

「防災機能の向上」を図るため、次のような方策を講じる。

ア 施設の定期整備点検の実施

幹線下水道管、ポンプ場、浄化センター等の根幹的施設について、定期的に点検整備を実施する。

イ 施設のネットワーク化の検討

下水道施設の相互補完を目的として、処理施設間などのネットワーク化を検討する。

ウ 下水道施設管理システムの構築

ライフラインとして機能強化や災害時における機能の確保を目的に、下水道施設の様々な情報をデータベース化するとともに、施設全体の適正かつ効率的な管理及び市民サービスの向上を図るため「下水道施設管理システム」を構築している。

下水道施設管理システムは、管きよ下水道台帳の数値化を扱う管きよ施設管理システムとポンプ場、浄化センターの設備台帳や運転情報の数値化を扱う設備管理システム及び計画支援システムから構成されている。

システムの充実を図ることにより、被災時にはデータ化された管きよ埋設情報や設備管理情報を利用し、災害復旧資料の早期作成や機能低下影響区域の迅速な判定及び応急対策の規模や優先順位の判定に利用する。

管きよ施設管理システムについては、データ化未整備区域の解消を、ポンプ場、浄化センターの設備管理システムについては全処理施設を目途に整備する。

また、下水道台帳などの基本資料は、複数のセクションで保管し被災による危険の分散を図る。

【システム構築】

	年 度	概 要
管きよ施設管理システム	平成7年度～平成9年度	台帳管理ソフト整備、台帳データ整備 L=2,825km
	平成10年度～平成14年度	情報履歴管理ソフト整備、台帳データ整備 L=820km
	平成15年度以降	未整備区域の台帳データ整備
設備管理システム	平成13年度	管理台帳情報の電子化及び運転状況基本システムの構築
	平成14年度～平成16年度	情報電子化の継続及び設備管理システムの拡充
	平成17年度	情報電子化の継続及び幹線水位システムの整備
	平成18年度以降	情報電子化の継続及び幹線水位システムの整備並びに設備台帳システム運用に伴う整備

(2) 資機材の整備・調達

緊急調査及び緊急措置に必要な資機材を計画的に備蓄・整備するとともに、他都市や業者などから速やかに調達できるよう体制を整えておくものとする。

第10節 自主防災体制の整備

1 自主防災組織の結成及び育成指導

(1) 自主防災組織の位置づけ

大規模災害において被害を最小化するためには、公共機関による救助・支援などの「公助」に加え、地域住民相互による援助である「共助」、そして自らが自らを守るという意味での「自助」が必要である。自主防災組織は、この内の「共助」のための中核となるもので、住民個人を直接・間接に支える地域の基盤となるものである。

(2) 自主防災組織の目的と役割

大規模災害においては、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動が不可欠であるが、こうした活動は住民がばらばらに行っても効果は少なく、地域の防災力を最大限発揮するためには組織だった活動が必要となる。地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために組織されるのが自主防災組織である。

自主防災組織は、「平常時の役割」と「災害時の役割」の二つを持ち、平常時には災害が起こった場合の被害を軽減させる予防的な活動、災害時には被害の状況に応じて、初期消火、救出・救護、避難誘導など、あらかじめ準備していた様々な対策を機動的に行うことが求められる。

(3) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織には公共機関では把握し切れない地域の特性などを考慮したきめ細かい防災活動が期待されることから、日頃から生活の場で接し、交流している人々によって構成されることが望ましい。こうしたことから、地域の繋がりなどに配慮しながら、地域のコミュニティ活動や住民自治活動の単位である町内会を基本として自主防災組織の結成を促進するとともに、より広域での連携体制を構築するため、連合町内会などの単位で自主防災組織の連合化を図る。

また、地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置について検討を行う。

(4) 防災用品の助成

「共助」の精神で組織される自主防災組織に対し、その活動を支援するため設立時に、自主防災組織の規模に応じて防災用品の助成を行う。

(5) 訓練・研修

ア 地域の防災力を高め、災害発生時に住民による防災活動が効果的に行われるように防災訓練や各種研修会を通じて、次のような事項について普及啓発に努める。

- ① 災害に関する基礎的な知識
- ② 災害に関する地域特性
- ③ 備えるべき防災資機材の種別・活用方法
- ④ 災害発生時の役割
- ⑤ 各家庭での防災対策

イ ミニ防災訓練、発災対応型訓練、総合防災訓練など、地域の実情に適した訓練を繰り返し実施するよう指導する。

(資料編：P. 68「自主防災組織における個別訓練の種別」参照)

2 コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

コミュニティ防災センターは、地域のコミュニティ活動の拠点施設及び災害時における被災者の避難収容施設としての役割を持つ、市民センター及びコミュニティ・センター等に防災資機材倉庫を併設した地域の自主防災活動の拠点となる施設である。

小学校区に1カ所程度整備するものとし、市民センター、コミュニティ・センター等の建設又は増改築に併せて逐次その整備を進め、未整備地区の解消を図る。

また、宮城県沖地震の再来に備えコミュニティ防災センターの未整備地区の解消を図ることを目的として、簡易型防災資機材倉庫の整備を進める。

(資料編：P.130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

3 事業所の防災対策の推進

大規模災害時においては、地域とともに事業所も大きな被害を受けるおそれがあることから、事業所においても、平常時から防災組織を結成するなど、従業員はもとより利用者等の安全を守る対策を構築しておくとともに、各事業所において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めることが必要である。（BCP：Business Continuity Plan）

また、事業所も地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全確保に積極的に努める必要がある。

4 地域における職員の役割

職員は、コミュニティの一員として小学校区ごとに結成される、仙台市地域職員防災会議に参加するなどし、自主防災組織等と協力のもと、地域の防災活動に貢献する。

(資料編：P.55「仙台市地域職員防災会議設置要綱」参照)

第 1 1 節 災害時要援護者対策の推進

災害時要援護者の範囲について、法令等での明確な定義はないが、災害対策基本法では、地方公共団体が防災上特に配慮すべき事項の一つとして、「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置」と定めていることから、災害時要援護者は、「災害への対応力の面で何らかのハンディキャップがある人」と捉えることができる。

本節では、高齢者、障害者及び言葉、災害経験、移動等の面で要援護者となる可能性を有する外国人の安全を確保するための予防措置について定める。

1 在宅の高齢者及び障害者に対する災害予防計画

本項では、災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対する平常時の予防計画について定める。

《基本的な考え方》

災害時要援護者支援に関しては、地域住民相互による「共助」を基本とし、民生委員、地区社会福祉協議会等の福祉関係者・団体や自主防災組織等の地域団体（以下「地域の支援者」という。）が主体となり、それぞれの地域の実情にあわせた「共助」のしくみを構築する。市は、その構築のための支援を行うとともに、災害時に「共助」のしくみが十分機能するための調整機能を担う。また、特に配慮を要する重度の要援護高齢者及び障害者については、災害時の援助方法等についてあらかじめ具体的に定めておく。

(1) 高齢者・障害者名簿の整備

市は、災害時における支援の基礎データとして使用するため、高齢者・障害者名簿を整備する。
なお、仙台市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行なう。

(2) 水害時避難支援プランの作成

市は、前項により情報を把握した災害時要援護者のうち、洪水ハザードマップにおける浸水想定地域に居住する自力で避難の不可能な者については、要援護者からの申請により個別に「水害時避難支援プラン」を作成し、地域の支援者等との連携により、避難援助の担い手や具体的な方法をあらかじめ定めておく。

(3) 地域の支援者との連携強化

地域の支援者は、見守り活動などを通じて日頃から災害時要援護者の状況把握に努め、災害時の支援につなげる。市は、地域の支援者が主体的にこのような「共助」のしくみを構築するため、情報の提供や防災訓練の共催などを通じ促進・支援を行う。

(4) 災害時要援護者への防災啓発

市は、災害時要援護者への訪問指導等を行うほか、災害時の対応方法等についての情報を提供し、防災意識の啓発に努める。

(5) 緊急通報システムの活用

市は、在宅のひとり暮らしの高齢者及び障害者等を対象に、通報機器を無料貸与し、緊急通報時に近隣の協力員等が災害時要援護者の態様を確認する「緊急通報システム」を活用する。

(6) 福祉サービスの継続

市は、福祉サービス提供者との連携により災害時における介護保険・障害福祉サービスの継続的な提供の確保に努める。

2 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画

(1) 社会福祉施設等の対応

ア 社会福祉施設等は、入所及び通所者の安全を確保するため、次の事項について対応する。

① 防災設備の整備点検及び非常時・夜間の防災体制の整備

消防法令に基づく消防用設備等の整備点検を実施するとともに、非常時の関係機関（仙台市等）への通報体制、夜間における防災体制を整備する。また、食料、飲料水等の備蓄、応急復旧用資機材等を整備する。

② 入所及び通所者情報の把握及び防災訓練の適切な実施

プライバシーに配慮しながら、施設利用者情報を把握するとともに、入所・通所者及び職員参加による避難訓練や防災教育を実施する。

イ 社会福祉施設等のうち、要援護者施設等については避難準備情報が発令された場合に迅速に避難行動がとれるよう時系列的なマニュアルを整備する。

※ 「要援護者施設」の定義についてはP. 178 3「地下街等、要援護者施設への情報伝達」参照

(資料編：P.114「水防法第15条第1項第3号の施設（地下街、要援護者施設）の一覧」参照)

(2) 本市の対応

ア 社会福祉施設等における防災対策の充実強化の指導を行う。

イ 災害時における施設と本市との連絡網の整備を行う。特に、災害時要援護者施設については避難情報等を伝達する確実な体制を整える。

3 外国人に対する災害予防計画

(1) 支援体制の整備

ア 避難場所の周知

外国語対応の防災マップの作成や避難場所までの案内板等に外国語を併記し、外国人に対して避難場所の周知を図る。

イ 防災体制の整備

防災講習会等を積極的に開催し、防災訓練を実施するに当たっては、地域に住む外国人を含める。また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける。

ウ 災害語学ボランティアの組織及び研修

災害時に通訳等を行う災害語学ボランティアを組織し、研修会等を行って災害時に備える。

エ 情報提供のためのマニュアルの作成

災害時の広報活動に備え、情報提供のためのマニュアルを作成する。

(2) 実施状況

ア LIFE IN SENDAI (外国語版生活便利帳) の作成による情報の提供

外国人向け暮らしの情報誌を英語・中国語・ハングルの3カ国語で作成し、外国人登録の際に各区役所で配付している。

防災や安全に関する情報を提供し、災害時の対応や心構え等の周知を図っている。

イ 外国人救急カード

症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要言葉を網羅した9カ国語（英語、中国語、ハングル、タガログ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、タイ語、イタリア語）による救急カードを作成し、救急車に常時備えつけている。

第12節 ボランティア活動支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動は、被災した市民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、関係団体との連携による活動環境の整備やボランティアの受入れ体制の整備等に努めることが重要である。

本節では、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるために必要な各種対策について定める。

1 災害ボランティアの定義等

(1) 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、災害時等において、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体

(2) 災害ボランティアの区分

ア 職能による区分

① 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供するボランティア

② 専門ボランティア

医師や看護師、被災建築物の応急危険度判定士等専門的な知識や技能を活用するボランティア

イ 所属による区分

① 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

② 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

2 災害ボランティア関係団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。

(1) 災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に、行政機関と仙台市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体が速やかに相互に連絡が取れる体制を整備する。

(2) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関と仙台市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。

また、災害ボランティア関係団体相互のネットワーク化を支援する。

(3) 宮城県災害ボランティアセンターとの連携

宮城県地域防災計画に基づき設置される「宮城県災害ボランティアセンター」と連携・協力が取れる体制を整備する。

また、必要な場合には関係団体と調整のうえ、スタッフ等を派遣する。

3 災害ボランティア受入れ体制の整備

災害発生時に、被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が運営マニュアルを作成して中心となって活動し、仙台市は、災害ボランティアセンターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行う。

(1) 仙台市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、仙台市全体のボランティアニーズの総合調整を行う。

(2) 区・地区災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

4 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害時の不確実性が高い中で災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、専門性の高いコーディネーターが不可欠であるため、仙台市社会福祉協議会や災害ボランティア関係団体との協働により災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

5 災害ボランティアに関する啓発

災害時に災害ボランティアによる活動が有効に行われるように、市民に対して、災害ボランティア活動についての理解を深める啓発活動を推進する。

6 災害ボランティア関係団体の支援体制等

(1) 仙台市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、災害発生時に「仙台市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。また、平常時は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害救援ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図る。

(2) 日本赤十字社宮城県支部

日本赤十字社宮城県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を促し、災害ボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整える。

また、災害発生時には、被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を考慮し、個人又は各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行う。

(3) 特定非営利活動法人みやぎ災害救援ボランティアセンター

災害ボランティアの受付・登録、企業・団体との協定締結、コーディネーターの養成等を行うとともに、災害時には、各種救援、救助活動を行うこととしている。

7 専門ボランティアの育成等

一定の知識や経験、資格等を必要とする専門ボランティアについては、次により育成支援等を行う。

(1) 福祉ボランティア（健康福祉局、仙台市社会福祉協議会）

市及び区ボランティアセンターでは、福祉ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する相談、紹介、あっせん及び情報提供を行うとともに、活動への参加を促進し、その育成を行うため、パンフレットの発行や各種研修会の開催等を行う。

また、災害時においては、把握している福祉ボランティアに関する情報を有効に活用し、ボランティア活動のコーディネートを行うとともに、活動に関する指導、助言を行う。

(2) 障害者災害時ボランティア（健康福祉局、仙台市身体障害者福祉協会）

普段から聴覚障害者に対する情報支援や車いす使用者及び視覚障害者に対する外出支援などの活動に従事している専門ボランティア（手話奉仕員および手話通訳者、要約筆記奉仕者、運転ボランティア、点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパー）の協力を得て、専門ボランティアの普段の活動を災害時でも活かせる体制づくりを進める。

(3) 医療ボランティア（健康福祉局）

地域の医療機関や医療救護班に代わり、救護所や医療機関で医療救護活動を実施したり、必要とされる場所で随時医療活動にあたる医療ボランティアの活動を支援するため、災害発生時に医療情報や医薬品等を提供するための体制整備に努める。

(4) 仙台市災害（語学）ボランティア（企画市民局）

日本語が不自由なため、災害情報を十分に得にくい外国籍市民に対して、通訳等により情報を提供するボランティアを育成する。

ボランティアは市災害対策本部企画市民部交流政策班の要請に応じて出動し、区災害対策本部等において市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問い合わせの電話対応等を行う。

(5) アマチュア無線ボランティア（消防局）

アマチュア無線の各種団体の把握に努めるとともに、災害時における情報伝達の協力体制について検討を行う。

(6) 仙台市水道局退職者応援隊

大規模災害時において水道局の行う応援給水活動等の支援することを目的に、登録を行った応援隊員（元仙台市水道局職員）に対し、定期的に情報交換を行うとともに、防災訓練に参加するなどして制度の充実を図る。

(7) 仙台市職員退職者団体連合会（消防局）

大規模災害発生時に区役所が行う避難所開設・運営業務等の支援をすることを目的に、仙台市職員退職者団体連合会の会員に対し防災関連の情報提供を行う。

また、避難所開設訓練への参加を呼びかけるなどして制度の充実を図る。

8 防災・災害活動におけるボランティア保険

本市が運営する仙台市市民活動保険制度において、日常的に防災活動を行っている市民が災害時にボランティア活動を行った際、活動中の事故による傷害や賠償責任について制度の範囲内で補償を行う。

仙台市市民活動保険制度の適用にならない活動中の事故による傷害や賠償責任の補償については、既存の保険の活用を含めて検討を進める。

また、宮城県社会福祉協議会においてとりまとめを行っている「ボランティア保険（天災型プラン）」の活用も検討する。

市外からのボランティアについては、災害ボランティアセンターで登録し、ボランティア保険に加入した後活動する。

第13節 応援体制の整備

災害が発生し、被害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合、本市のみでの各種応急対策の実施は困難であるため、他の地方公共団体や民間団体等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、あらかじめ関係団体と応援協力協定を締結するなど応援体制の構築に努めるとともに、防災訓練等の実施を通して協定内容等の実効性について常に検討を行い、見直しを図ることが重要である。

本節では、応援協力体制の整備について定める。

1 相互応援体制の強化

(1) 応援協定等の整備

地方公共団体に対する応援要請については、災害対策基本法等により基本的な事項が定められているが、より迅速かつ円滑な応援を確保するため、相互応援協定等を締結し、その実効を期す。

また、災害対策上必要と考えられる事項について、応援要請を待たずに自主的な応援ができることとするなど、実効性に配慮した民間団体等との新たな協定を締結し、協力体制の構築に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

応援要請に際して有線回線が使用できなくなることを想定し、関係機関との連絡を確保するための無線通信設備の整備を進める。

2 応援体制の検証等

既に締結している応援協定等については、適宜内容の見直しを図り、必要に応じ、修正を加えていく。

また、関係機関との各種訓練開催時においては、応援要請や要請に基づく実動訓練を実施し、応援体制の実効性を検証・検討するとともに、定期的な情報交換を行う。

さらに、仙台市周辺地域を包括的に災害対応する自衛隊等の関係機関との連絡調整を図り、協力体制を確立しておく。

3 応援要請及び受入れ体制

応援要請は機を失せずに行い、応援部隊等の受入れにあたっては、災害現場での活動計画、物資提供等について、コーディネート体制を含めてあらかじめ受入れ体制等の調整を図っておき、実効性のある活動を期する。

4 応援協力に関する協定等一覧

(1) 自治体との応援協定連絡担当部局・自衛隊の派遣要請連絡先及び担任地

(資料編：P. 145「自治体との相互応援協力に基づく連絡担当部局」参照)

(2) 自衛隊災害派遣要請等様式

(資料編：P. 150「自衛隊災害派遣要請等様式」参照)

第14節 教育・訓練の推進

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれらの対応を行うことは、困難が予想される。

そのため、市民や自主防災組織、事業所、観光客等に対して、必要な防災情報を提供し、地域の特性に応じた自主防災意識の醸成を図る。

また、災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、災害時要援護者への支援協力など基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や事業所等の防災知識や防災行動力の向上を図る。

1 市民への防災知識の普及啓発

関係局・区は、市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間等あらゆる機会をとらえ防災知識の普及啓発に努める。

また、普及啓発の実施に関しては、高齢者や障害者などの災害時要援護者に対し十分配慮して行う。

(1) 防災知識の普及啓発の方法、手段

- ア 市民向け防災リーフレットの作成配付（外国語パンフレット等を含む）
- イ 防災講演会の開催
- ウ 防災パネル展の開催
- エ 防災・防火フェスティバルの開催
- オ 市政だよりへの防災に関する記事の掲載
- カ 区民まつりへの防災コーナーの出展
- キ 市政出前講座
- ク テレビ・ラジオによる広報
- ケ 報道機関の協力を得ての広報
- コ ホームページによる広報

(2) 普及啓発の内容

- ア 風水害等に関する一般知識（台風・豪雨がもたらす災害、崖崩れ、浸水想定区域や各種危険地域等）
- イ 風水害等に対する備え（食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、災害時の家族との連絡方法、避難所の確認等）
- ウ 風水害時にとるべき行動（身の安全の確保、火の始末等）
- エ 応急処置の方法
- オ 地域における助け合い
- カ 避難所の運営方法
- キ 情報伝達の方法（公衆電話、災害伝言用ダイヤル「171」、iモード災害用伝言板、EZweb 災害用伝言板等）
- ク 災害時における心身の健康保持

(3) 防災学習施設の整備

市民の防災知識及び行動力を高めるため、市民防災学習施設等の整備について検討を行う。

2 学校における防災教育

児童生徒の風水害等に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、学校教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階や学校等の実態に応じた防災教育に努める。

ア 学校教育計画(学校安全計画)への系統的な位置づけ

- ① 各教科、道徳等の学習と関連を図った防災学習の推進
- ② 特別活動での防災学習の推進
- ③ 副読本、指導資料の活用

イ 防災訓練(あらゆる場面を想定した)の実施

ウ 災害時における学校の対応マニュアルの整備

3 職員に対する研修・訓練

第16節「災害応急体制の整備」(P.69)に定める。

4 総合防災訓練

(1) 仙台市総合防災訓練

仙台市総合防災訓練等の取扱要綱に基づき、次の訓練を実施するものとする。

また、訓練後において訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、必要に応じ応急体制の改善、地域防災計画の見直し等を行う。

(資料編:P.66「仙台市総合防災訓練等の取扱要綱」参照)

ア 6.12 総合防災訓練

大規模地震等の災害に対処するため、防災関係機関相互の協力体制を確立し、緊急時における迅速かつ的確な応急対策を確保するとともに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、仙台市災害対策本部設置訓練及び現地総合防災訓練を実施する。

イ 災害情報収集伝達訓練

大規模災害時における必要情報の収集伝達手法等に習熟することを目的として、各局、各区の職員を対象に、各部、各区内の応急対策を含めた一定の被害想定のもと、関連部局等への必要情報の収集伝達訓練を実施する。

(2) 防災訓練への市民の参加促進

災害時の行動力を身につけるためには、災害を想定した現場に身をおき、実際に行動する訓練を積み重ねることが必要である。

このため、関係局・区は、6.12 総合防災訓練における現地総合訓練に一人でも多くの市民が参加するよう積極的に呼びかける。

(3) 防災機関等が行う防災訓練

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、防災訓練の実施に努める。関係局・区は、関係機関が行う防災訓練に積極的に参加、協力する。

第15節 物資・資機材等確保体制の充実

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要があり、特に食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供が重要である。

本節では、災害時に必要な物資、資機材の確保並びに緊急時の輸送体制の整備について定める。

1 家庭内備蓄の推進

各家庭内においては、2～3日分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等を事前に準備しておくことが望まれる。

市は、家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてPRに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

2 公的備蓄の推進

災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

仮設トイレ等に関して、被害想定に基づき、仮設トイレ本体やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達目標を定め、各避難所への配備が適切に行われるよう計画的に必要な数の備蓄並びに備蓄箇所の整備を図る。また、取扱業者や関係団体を確認し、災害時の連絡体制や搬入時の情報提供などについて事前に検討する。

〔備蓄場所の考え方〕

○拠点備蓄－地区の拠点施設（区役所、総合支所等）

○分散備蓄－避難者を収容する施設

（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、コミュニティ防災センター）

* 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

（資料編:P.134「仙台市災害救助物資管理要綱」参照）

(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄

平成18年4月1日現在

品目	備蓄量	備蓄場所
クラッカー	205,975 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター
アルファ米	377,700 食	
飲料水	92,270 ㍓	コミュニティ・センター コミュニティ防災センター
粉ミルク	150,000 g	区役所、総合支所
アルファ粥	10,300 食	

(2) 生活物資等の備蓄

平成 18 年 4 月 1 日現在

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
災害用組立仮設トイレ	960 台（うち身障者対応型 192 台）	市立小中高等学校
浄 水 機	7 基	区役所、総合支所
石 油 ス ト ー プ	164 台	市民センター コミュニティ・センター コミュニティ防災センター

(3) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫における防災資機材

コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材備蓄倉庫に、災害時における自主防災活動に必要な防災資機材を備蓄している。

今後も、コミュニティ防災センターの建設等や簡易型防災資機材倉庫の整備により、防災資機材の備蓄を推進していく。

備蓄防災資機材の品目及びその数量は、資料編による。

(資料編:P. 130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

(資料編:P. 139「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の備蓄資機材基準数量」参照)

3 食料及び生活必需品の安定供給の確保等

被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者と情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。(第 3 章第 19 節「応援協力要請計画」P. 160 参照)

4 緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等

全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を計るとともに緊急通行車両等に係る公安委員会への事前届出を行うなど事前準備を整えておくものとする。

5 井戸水の活用

災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保も重要である。災害時における地域の生活用水の確保並びに井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に有効に使用されている個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として募集し、整備に努めている。

<災害応急用井戸登録者数>

平成 18 年 4 月 1 日現在

	青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計
登録井戸数	50	29	35	16	8	138

第16節 災害応急体制の整備

風水害等の災害発生時に、できる限り混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。

そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、これに当る職員に対する日頃からの研修・訓練が不可欠である。

本節では、迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するために本市が行うべき組織体制の整備等について定める。

1 危機管理監の設置と危機管理体制の強化

危機発生時には、仙台市の組織が一体となり、全庁職員が一丸となって対応できる組織づくりを進める必要がある。そのために、仙台市では、危機管理に係る総合的な企画や実践に関する権限を持つ危機管理監を設置することとした。

風水害等の自然災害も仙台市における危機の一態様であり、地域防災計画についても、危機管理という観点から常に見直しを図るとともに、それぞれの個別計画における危機管理監の権限と役割の明確化を図る。

2 組織体制の整備

風水害等の災害の発生を考慮し、仙台市災害対応マニュアルを策定するとともに、必要に応じ災害対策活動体制の見直しを図るなど、より実践的な組織体制の整備を図る。

3 動員・連絡体制の整備

夜間、休日等における緊急事態をも考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図る。

4 災害対策本部機能の強化

(1) 市災害対策本部機能の強化

災害対策本部事務局（青葉区役所）に、非常時の情報収集、伝達機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、市災害対策本部機能の強化を図る。

(2) 区災害対策本部機能の強化

区災害対策本部事務局を置く区役所に、非常時の情報収集、伝達機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、区災害対策本部機能の強化を図る。

5 防災実施計画の策定

災害応急対策の円滑な実施を図るため、各局・区の庶務主管課は、各局・区の実施する防災対応業務を把握（所管業務と所管課の把握）するとともに、あらかじめ人員の参集体制や災害応急体制を記した防災実施計画を作成し、危機管理監に報告する。

防災実施計画は、毎年検討を加え、必要がある場合は、これを修正する。

(1) 計画に盛り込むべき事項

- ア 災害時の組織及び任務
- イ 職員の配備計画
- ウ 所管任務にかかる活動計画（フロー図含む）
- エ その他災害応急対策に必要な事項

(2) 報告

計画は、毎年4月1日現在をもって見直しを行い、速やかに危機管理監に報告する。

(3) 危機管理監の指導及び助言

危機管理監は、必要に応じ、各局、区の作成する防災実施計画に関し、指導及び助言を行う。

6 災害応急対策にかかる事前調整

各局・区は、災害発生後迅速に災害対応や応急復旧等に対応するため下記に示す災害対応マニュアルや事前計画書を作成する。

(1) 時系列シナリオの作成

災害発生直後から初動期（概ね24～72時間程度）を経て復旧期に到るまでの災害応急対策を時系列に整理・検討し、食料・物資の供給や緊急輸送の実施など災害応急対策相互の関連や各局、区の行うべき事務・事業及び必要とする人員等を明確にする。

事前に検討が必要なものとして次のものがあげられる。

- ア 災害種別に応じた業務内容の把握（フロー図含む）
- イ 役割分担と人員の配置
- ウ 災害対応マニュアルの作成
- エ その他

(2) 土地・建物等の利用等にかかる事前計画書の作成

災害発生直後の混乱を防止し、円滑な応急対策を実施するため、災害発生直後から必要となる土地・建物等のニーズを事前に把握し、事前計画書を作成する。また、随時、その内容を見直す。

事前調整が必要なものとして次のものが想定される。

- ア ライフライン復旧等に係る他都市及び公共機関の応援隊の宿营地、資材置き場
- イ り災ごみの仮置き場
- ウ 住宅応急対策

7 職員に対する研修・訓練の実施

(1) 研修・訓練の基本方針の策定

災害対策本部事務局要員等の災害対応能力の向上を目的に、災害時にそれぞれ割り当てられる役割に応じた実践的な研修・訓練を実施するため、研修・訓練の体系化を図り、その基本方針を策定する。

(2) 研修・訓練実施の考え方

ア 知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、機器取扱い訓練、イメージトレーニングや図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施する。

また、研修・訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図る。

イ 人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的な実施を行う。

ウ 仙台市のみでは対応困難な大規模な災害を想定し、必要に応じ、防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図る。

第17節 防災関連調査研究事業の推進

災害対策を効果的に推進するためには、災害を科学的に分析、解明し、現状の分析と将来の予測を行ったうえで、各種対策に反映していくことが必要である。

本市では、災害予防や災害応急対策のための各種調査研究を行ってきたところであるが、今後とも引き続き被害の軽減・防止に関する各種調査研究事業を積極的に行い、災害対策の一層の充実に努める。

1 主な調査研究事業の概要

(1) 防災都市づくり基本計画策定調査（平成7～8年度）

本調査は、阪神・淡路大震災を教訓として、本市に起りうる災害の予測とそれに対応するための防災対策のあり方（防災ビジョン）を検討し、地域防災計画をはじめとする各種防災対策に反映させるために仙台市防災都市づくりの基本計画を策定した。（第1章第5節「防災都市づくり基本計画に基づく都市づくりの方向性」P.16参照）

(2) 地区別防災カルテ策定調査（平成7～8年度）

平成7、8年度にかけて実施した防災都市づくり基本計画策定調査の結果を基に、住区レベルで災害に対する危険性と対応力を評価し、地域別の課題及び解決の方向性を探ることを目的として調査を実施した。

(3) 外国籍市民の生活と意識に関する調査（平成13年度）

本調査は、これまでの本市の国際化推進施策の見直しや、今後の施策を検討する基礎資料とするため、仙台市に在住する外国籍市民の生活と意識に関する調査を行った。（第2章第11節「災害時要援護者対策の推進」P.58参照）

(4) 仙台市宅地防災調査業務委託（平成11～14年度）

本調査は、仙台市宅地防災事業の一環として、宅地造成工事規制区域内の宅地擁壁の分布状況の的確に把握し、効果的な宅地の防災対策に資することを目的として行った。

ア 仙台市宅地防災調査基礎調査業務委託（平成11～12年度）

地域ごとに自然特性、社会特性、災害特性などの基礎的データの収集に加え、宅地形態の把握と擁壁の分布調査を行い、これをデータベース化した。

イ 仙台市宅地防災調査詳細調査業務委託（平成13～14年度）

基礎調査の結果を基に、宅地擁壁の健全度が比較的低い地域において、主に幹線道路等に面する擁壁等の調査を行い、これをデータベース化した。

(5) 仙台市消防・防災に関する市民意識調査（平成17年度）

本調査は、仙台市に住む満20歳以上の男女5,000人を対象に、「本市が取り組んでいる防災・消防事業を評価すること」「本市が行う消防事業や防災対策への意向や要望」を的確に把握・分析し、今後の事業展開に反映させることを目的に実施した。

調査結果については、地域防災計画の修正、消防組織体制の見直し、広報啓発活動、防災都市基盤の整備など、消防・防災施策を進めるにあたっての基礎資料として活用を図るものである。

なお、今後も引き続き、概ね5年ごとに実施する予定である。

(6) 密集住宅市街地改善に係る調査・検討業務（平成 15～16 年度）

本調査は、密集住宅市街地における住環境の現状、課題を調査・整理し、今後の防災環境の改善を図る住民主体の事業の展開を図るため実施した。

第3章 災害応急対策計画

本章では、風水害等の各種災害に共通する災害応急対策について定める。

なお、災害の特殊性から求められる災害応急対策については、「第4章 災害種別対策計画」において、それぞれ災害種別ごとに定める。

- 第1節 災害対策活動体制 (P73)
- 第2節 職員の配備・動員計画 (P81)
- 第3節 災害情報の収集伝達計画 (P84)
- 第4節 災害広報・広聴計画 (P93)
- 第5節 災害救助法適用計画 (P98)
- 第6節 避難計画・避難所運営計画 (P103)
- 第7節 食料・物資供給計画 (P112)
- 第8節 住宅応急対策計画 (P116)
- 第9節 緊急輸送計画 (P121)
- 第10節 災害警備・交通規制計画 (P126)
- 第11節 火災等に対する活動計画 (P129)
- 第12節 救急・救助計画 (P132)
- 第13節 医療救護・保健・防疫計画 (P134)
- 第14節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画 (P142)
- 第15節 清掃計画 (P145)
- 第16節 二次災害の防止 (P150)
- 第17節 災害時要援護者への対応計画 (P155)
- 第18節 文教対策計画 (P157)
- 第19節 応援協力要請計画 (P160)
- 第20節 自主防災活動計画 (P166)
- 第21節 ボランティア活動支援計画 (P167)
- 第22節 農林水産業対策計画 (P170)
- 第23節 応急公用負担 (P171)

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策活動体制

この節は、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要最小限度の市民サービス業務を除き、平常業務を停止し応急対策を行うための防災組織体制について定める。

1 防災組織体制

市内で風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の体制をもって対処する。

発令者	組織体制	職員の配備区分	
危機管理監	情報連絡体制	警戒配備	
	警戒体制		
	警戒本部体制		
市長	災害対策本部	非常配備	非常1号配備
			非常2号配備
			非常3号配備

(資料編：P.52「非常配備等に関する要領」参照)

2 情報連絡体制

警戒配備時に警戒活動等を行わなければならない局及び区（以下「警戒対象部局」という。）の関係職員は、気象情報の収集に努めることはもちろんのこと、風水害等の災害が発生するおそれがある場合は、自ら災害情報等の収集に努めるとともに、日頃から連絡体制を確保しておくものとする。

危機管理監は、災害の情報収集にあたって、次の場合で警戒体制に至らないと判断したときは、警戒対象部局の長に対し、情報連絡体制の強化を指示することができる。

なお、危機管理監不在時は、消防局次長、防災安全部長の順（警戒体制及び仙台市災害警戒本部体制も同様とする。）により代行する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市内で震度4の地震が発生したとき② 気象注意報、警報が発表され、市内に災害発生のおそれがあるとき③ その他危機管理監が必要と認めるとき |
|---|

〈警 戒 対 象 部 局〉

区 分	警 戒 対 象 部 局
① 地震災害の場合	総務局(庶務課 広報課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区
② 津波災害の場合	総務局(庶務課 広報課) 健康福祉局 消防局 教育局 宮城野区 若林区
③ 大雨、洪水等の災害の場合	総務局(庶務課 広報課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 ガス局 交通局 各区
④ 暴風等の災害の場合	総務局(庶務課 広報課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区
⑤ 地盤災害の場合	総務局(庶務課 広報課) 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区
⑥ 道路災害の場合	総務局(庶務課 広報課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区
⑦ 海上災害の場合	総務局(庶務課 広報課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区
⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区

※1 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

※2 総務局は、庶務課及び広報課のみとする。

(資料編 : P. 45 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)

3 警戒体制

危機管理監は、災害の警戒にあたって、次の場合で警戒本部を設置するまでに至らないと判断したとき、警戒対象部局の長に対し、警戒体制を指示し、関係局主管課、区は区民生活課及び関係課の所要の職員を配備して仙台市災害警戒本部体制に準じ、災害の警戒や広報等を行う。

警戒体制の事務局は、原則として消防局防災安全課と危機管理室とし、警戒体制を指示された局及び区の長は、所要の職員を配備して、災害情報の収集及び連絡体制を確保するとともに、危機管理監の指示があった場合は、仙台市災害対策本部運営要綱第13条に定める情報連絡員を速やかに災害情報センターに派遣する。

- ① 宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき
- ② 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき
- ③ その他危機管理監が必要と認めるとき

4 仙台市災害警戒本部体制

危機管理監は、次の場合に「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき警戒本部を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。

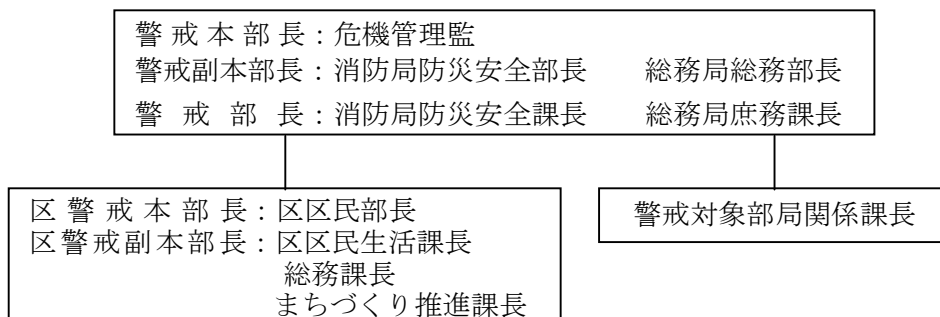
- ① 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき
- ② 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき
- ③ その他危機管理監が必要と認めるとき

(資料編 : P. 45 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)

(1) 設置場所

警戒本部は、原則として、青葉区役所内に設置する。

(2) 警戒本部の組織



(3) 警戒本部の業務

- ア 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- イ 警戒本部運営に必要な職員の配備
- ウ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- エ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(4) 情報連絡員の派遣

警戒対象部局等の長は、速やかに警戒本部に情報連絡員を派遣する。

(5) 警戒本部の庶務

警戒本部の庶務は、消防局防災安全課、危機管理室、指令課及び総務局庶務課が行う。

(6) 仙台市災害対策本部への移行

警戒本部は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められる場合は、仙台市災害対策本部に移行する。

(7) 仙台市現地災害警戒本部の設置

警戒本部長は、必要に応じて仙台市現地災害警戒本部を設置することができる。

(8) 区災害警戒本部

区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。

- ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。
- イ 区警戒本部は、区の区民部長を区警戒本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒副本部長とする。
- ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。
- エ 区長は、区警戒本部を設置又は廃止した場合、直ちに警戒本部長に報告する。

(9) 区現地災害警戒本部の設置

区警戒本部長は、必要があると判断したとき、区現地災害警戒本部を設置することができる。

5 仙台市災害対策本部体制

市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、総合的な災害対策を実施する。

- | |
|--|
| ① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき |
| ② 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき |
| ③ 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき |
| ④ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき |
| ⑤ その他市長が必要と認めるとき |

(資料編：P. 11「仙台市災害対策本部運営要綱」参照)

(資料編：P. 42「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)

(1) 市災対本部の設置場所

原則として、青葉区役所内に設置する。

なお、災害の状況により機能が維持できない事態に陥った場合は、速やかに市役所周辺の施設を選定し代替施設として利用する。

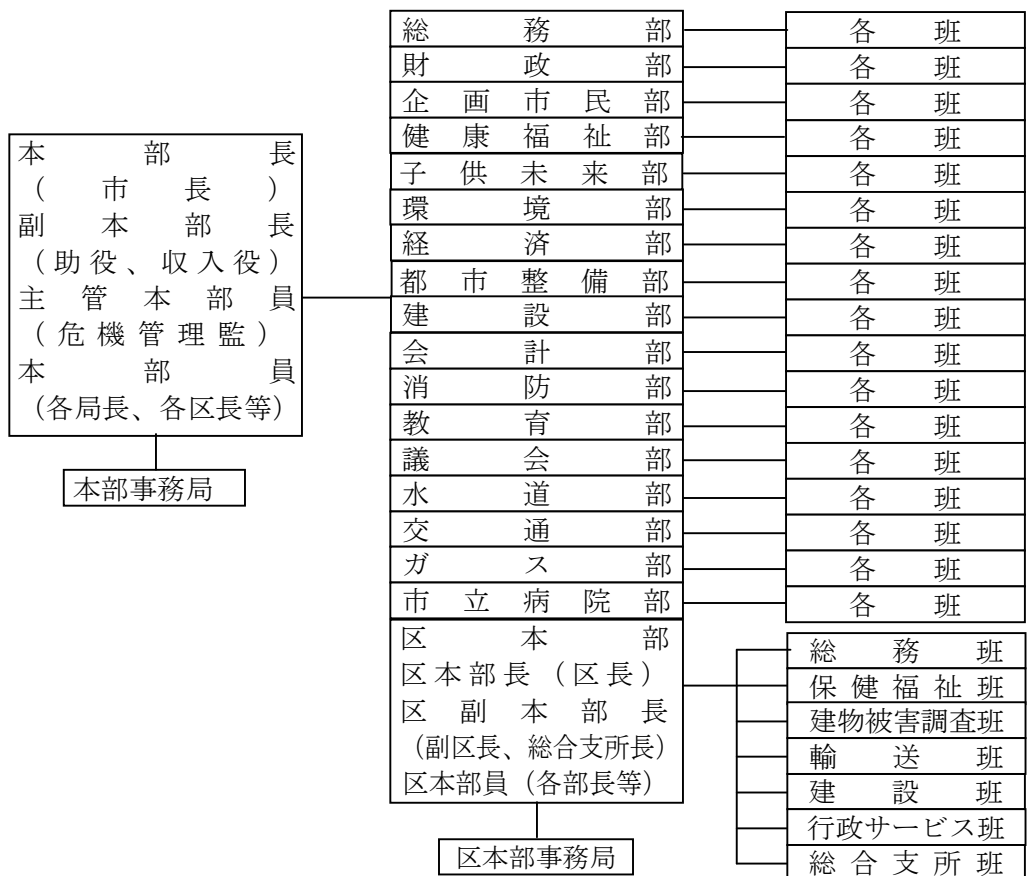
(2) 報告等

市災対本部を設置又は廃止したときは、次の機関に対し、速やかに報告等を行う。

- ア 宮城県知事に対する報告
- イ 防災関係機関に対する通知
- ウ 報道機関等を通じた市民への周知

(3) 市災対本部の組織

〈仙台市災害対策本部組織図〉



(4) 本部長及び職務権限の代行並びに幹事等

ア 本部長は、市長を本部長、助役・収入役を副本部長、各局長、区長、事業管理者及び危機管理監を本部員とする。

なお、本部長不在時は副本部長が職務を代理し、その順序は、助役、収入役の順とし、助役が職務を代理する順序は、市長職務代理順序規則（昭和 56 年仙台市規則第 46 号）に定める順序の例による。本部長、副本部長が不在時の代行順位は、危機管理監を第 1 順位とし、以下、市災対本部組織図に定める順により代行する。

イ 本部員の属する各局主管課長及び各区区民生活課長等を幹事とする。

ウ 本部員及び幹事の代行は、各部であらかじめ指名する。

本部長	市 長		副本部長	助役・収入役
本部員	主管本部員：危機管理監			
	総務局長	都市整備局長	ガス事業管理者	
	財政局長	建設局長	病院事業管理者	
	企画市民局長	消防局長	青葉区長	
	健康福祉局長	教育長	宮城野区長	
	子供未来局長	議会事務局長	若林区長	
	環境局長	水道事業管理者	太白区長	
	経済局長	交通事業管理者	泉区長	
	幹 事	総務局庶務課長	建設局総務課長	市立病院総務課長
財政局財政課長		収入役室会計課長	青葉区区民生活課長	
企画市民局調整課長		消防局総務課長	宮城野区区民生活課長	
健康福祉局総務課長		教育局総務課長	若林区区民生活課長	
子供未来局子供企画課長		議会事務局庶務課長	太白区区民生活課長	
環境局総務課長		水道局総務課長	泉区区民生活課長	
経済局経済企画課長		交通局総務課長		
都市整備局総務課長		ガス局総務課長		

(5) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって構成し、市災対本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。

なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

ア 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。

イ 開催場所は、原則として、青葉区役所 4 階会議室とする。

ウ 関係本部員会議

主管本部員は、特定の災害対策について協議する必要がある場合は、本部長の命を受け、関係本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。

エ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、概ね次のとおりとする。

- ① 災害救助法の適用申請に関すること
- ② 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関すること
- ③ 現地災害対策本部の設置及び運用に関すること
- ④ 避難の勧告、指示に関すること
- ⑤ 被災市民等に対する支援策に関すること

- ⑥ 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- ⑦ 職員の応援に関すること
- ⑧ 国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関すること
- ⑨ その他災害応急対策の重要事項に関すること

(6) 市災対本部事務局

ア 市災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局 長	消防局防災安全部長
事務局 次 長	総務局総務部長
総括担当課長	消防局防災安全課長 消防局危機管理室長 総務局庶務課長
広報担当課長	総務局広報課長
事務局 員	消防局防災安全課員 消防局危機管理室員 消防局指令課員 総務局庶務課員 総務局広報課員 指定動員職員

イ 連絡調整会議

事務局長は、関係部、区災害対策本部(以下「区本部」という。)又は防災関係機関等と調整が必要である場合、幹事若しくは防災関係機関の代表者等を招集して連絡調整会議を開くことができる。

ウ 局・区等の情報連絡員の派遣

各局長及び区長は、あらかじめ係長相当職にある者のうちから3名を指名し、派遣順位を定め、1名を市災対本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区本部に情報連絡員の増員を求めることができる。

エ 防災機関への連絡調整員の派遣依頼

事務局長は、自衛隊等の防災関係機関に対し、必要がある場合、連絡調整員の派遣を求めることができる。

オ 所掌事務

- ① 市災対本部の運営に関すること
- ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること
- ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること
- ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること
- ⑤ 各部、区本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること
- ⑦ 市民への災害広報に関すること
- ⑧ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること
- ⑨ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること
- ⑩ 防災無線の運用に関すること
- ⑪ その他災害対策の実施に必要な事項

(7) 部

ア 組 織

部に、部長、副部長及び班長を置き、局長相当職にある者を部長、次長及び部長相当職にある者を副部長、課長相当職にある者の中から部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

(資料編：P.11「仙台市災害対策本部運営要綱」参照)

イ 部長の措置

① 支援職員の派遣要請

部長は、部が実施する応急対策活動等において、部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。

② 情報連絡室の設置

部長は、市災対本部の設置と同時に部に情報連絡室を設置し、部における指揮体制及び情報連絡体制を確保する。

(8) 区本部

ア 設置場所は、原則として、区役所内とする。

イ 自主設置

区長が必要であると判断した場合、本部が設置されていない場合でも区本部を自主的に設置することができる。区本部長は、区本部を自主的に設置したときは、直ちに危機管理監に報告する。

ウ 組織

区長を区本部長、副区長及び総合支所長を区副本部長、部長相当職にある者を区本部員、課長相当職の内から区本部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

区本部長	区長
区副本部長	副区長 総合支所長
区本部員	区民部長 保健福祉センター所長 建設部長

エ 区本部員会議

区本部員会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。

オ 協議事項

- ① 自衛隊その他防災関係機関との応急活動の調整に関する事
- ② 避難の勧告及び指示に関する事
- ③ 被災市民等に対する支援策に関する事
- ④ 職員の応援に関する事
- ⑤ その他災害応急対策の重要事項に関する事

カ 区本部事務局

① 構成

区本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局長	区民部長
事務局次長	区民生活課長
総括課長	総務課長、まちづくり推進課長
事務局員	区民生活課員 総務課員 まちづくり推進課員 指定動員職員

② 所掌事務

- a 区本部の運営に関する事
- b 区災害情報センターの設置及び運営に関する事
- c 災害情報等の収集、整理及び伝達に関する事
- d 区各班の分担任務に係る応急対策活動等の総合調整に関する事
- e 市災対本部及び関係機関との連絡調整に関する事

- f 防災無線の運用に関する事
- g その他区の災害応急対策の実施に必要な事項

キ 区本部長の措置

① 支援職員の派遣要請

区本部長は、区域の被害が甚大で応急対策活動において、区本部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。

② 応急措置の要請

区本部長は、区域の防災対策について必要があると認める場合、局長又は出先機関の長に対し、応急措置を講じるよう要請することができる。

③ 情報連絡員の派遣

区本部長は、市災对本部の設置と同時に市災对本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(9) 仙台市現地災害対策本部

ア 設置及び廃止

仙台市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、局部的な災害、又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置し、災害応急対策等が完了したときに廃止する。

なお、市災对本部、又は区本部が設置されていない場合でも設置することができる。

イ 設置場所

現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設又は被災地を管轄する区役所等に設置する。

ウ 現地本部長等の指名

① 現地本部長の指名

現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

② 現地本部員の指名

現地本部員は、現地本部長が関係する部の部長相当職にある者のうちから指名する。

③ 現地本部要員の要請

現地本部長は、必要に応じて関係する部及び区本部の職員の派遣を当該部長及び区本部長に求めることができる。

エ 庶務

現地本部に係る庶務は、現地本部長が所属する部又は区が行うものとする。

オ 所掌事務

① 被災現地における情報の収集、伝達及び処理

② 被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整

③ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

第2節 職員の配備・動員計画

1 配備計画

(1) 警戒配備の基準

警戒配備は、警戒体制又は災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、警戒対象部局の平常業務の縮小又は勤務時間外に職員を動員する配備である。

組織体制	職員の配備区分	職員の配備
警戒体制	警戒配備	警戒対象部局があらかじめ定めた職員
警戒本部体制		

ア 警戒配備の指示

① 配備の指示

危機管理監は、警戒指示書をもって警戒対象部の長に対し、指示する。

② 自主配備

各局長及び区長は、災害に係る情報を入手し、災害の警戒及び応急対策等が必要である場合は、自主的に警戒配備をとる。

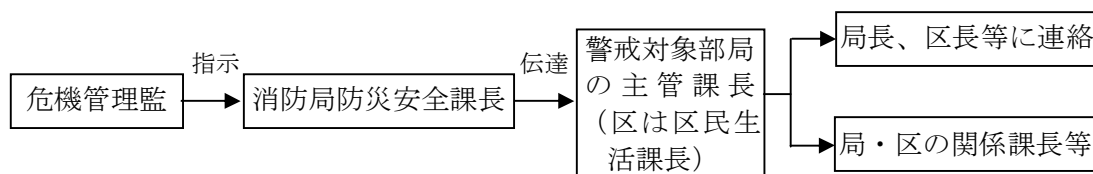
イ 警戒配備の伝達

警戒配備は、消防局防災安全課長から警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。

① 伝達方法

- a 警戒対象部局に、一斉ファクシミリ及び電話等で伝達する。
- b 勤務時間外の場合は、職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。

② 伝達系統図



ウ 警戒配備の報告

警戒対象部局の長は、警戒配備の状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

(資料編：P. 52「非常配備等に関する要領」参照)

(2) 非常配備の基準

非常配備は、災害対策本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。

ア 発令及び解除

① 発令

本部長は、災害対策本部を設置した場合、非常配備発令基準に基づき防災指令書により、非常配備を発令する。

配備区分	配備の発令基準	配備体制
非常1号配備	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部の概ね1/3の職員をもってこれに充てる。
非常2号配備	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部の概ね2/3の職員をもってこれに充てる。
非常3号配備	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。

※ 消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。

② 自主配備

各部長及び区本部長は、災害の状況により、職員の増強が必要であると判断したときは、本部長の配備指令にかかわらず、自主的に上位の配備体制をとることができる。

③ 解除

本部長は、予測された災害の発生危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策等の措置が完了したときに非常配備を解除する。

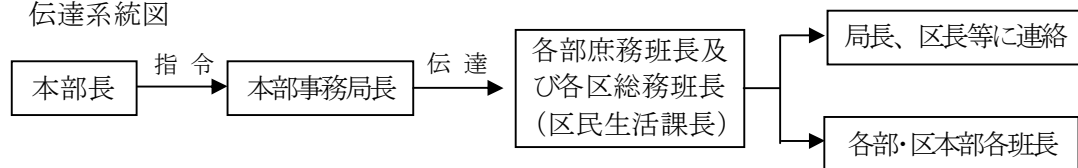
イ 非常配備の伝達

非常配備の指令は、市災対本部事務局長から各部の庶務班長及び各区の総務班長（区は区民生活課長）に伝達する。

① 伝達方法

- a 各局・区に、一斉ファクシミリ及び電話等で伝達する。
- b 勤務時間外の伝達は、職員非常呼出システムにより各局主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。
- c 通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等を活用して伝達する。

② 伝達系統図



ウ 配備状況の報告

各部長及び区本部長は、職員の配備状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

(資料編：P.52「非常配備等に関する要領」参照)

2 動員計画

(1) 動員の原則

職員は、勤務時間外においても、非常配備基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態もしくは災害対策本部の設置を知ったとき（以下「非常配備基準に達したとき」という。）は、非常配備等に関する要領に基づき、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

(2) 動員区分

ア 所属動員

各部及び区本部の初動対応機能を確保するため、非常配備基準に達したときは、あらゆる手段を活用して自らの勤務場所に参集する。

- ① 課長相当職以上の職員
- ② 部の庶務班及び区本部の総務班の職員
- ③ 部及び区本部において、災害活動上、欠くことのできない職員

イ 指定動員（地震災害対策編のみに適用する）

非常配備基準に達したときは、勤務場所以外の指定された場所に参集する。

- ① 本部・区本部事務局員
- ② 各部及び区本部の情報連絡員
- ③ 震度6弱以上の地震発生時における避難所開設運営要員
- ④ その他参集先を指定しておく必要がある職員

ウ 直近動員

交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は、一時的に居住地の直近の区役所、総合支所等に参集し、その後、上司の指示に従い防災活動を行う。

(3) 市長等の出動

市長、助役、収入役は、災害発生後、最寄りの消防署所の緊急自動車でも市災害対策本部に出動する。なお、遠隔地の場合で自動車による送迎が困難な場合には、最寄りの臨時ヘリポートからヘリコプターにより行う。

(4) 参集時の職員の留意事項

ア 参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ 参集手段

参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。

ウ 参集途上の措置

① 被害状況等の把握

職員は、参集途上に知り得た被害状況を参集後、参集場所の責任者に報告する。

② 緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

3 平常業務の取り扱い

(1) 平常業務の最小化

大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、平常業務は必要最小限に止めるものとする。

ただし、状況に応じて各部等又は区本部の長が可能と認める場合は、できる限り速やかな平常業務の再開に努めるものとする。

(2) 各局・区の市民サービス業務

各局長及び区長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努める。

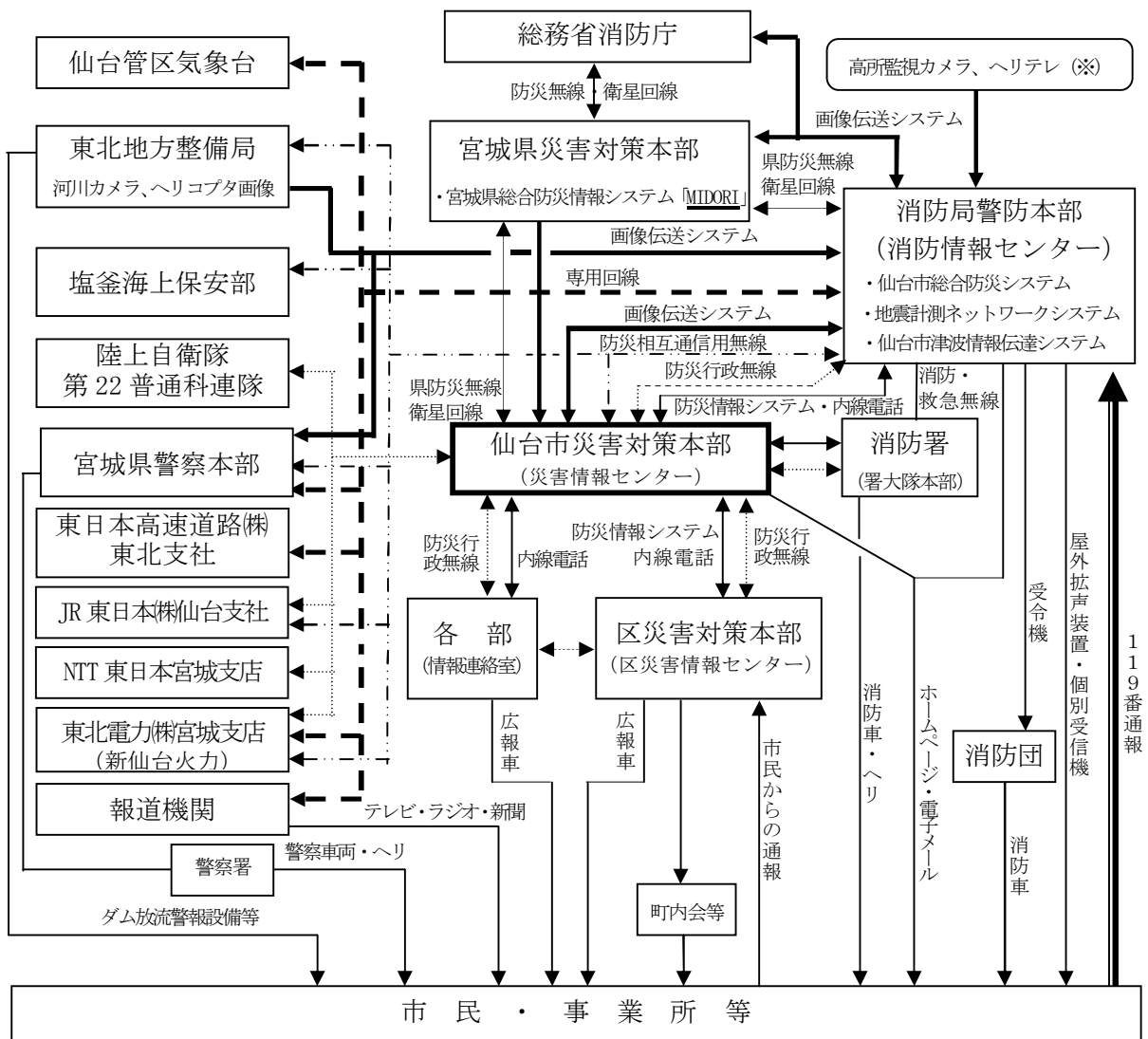
第3節 災害情報の収集伝達計画

風水害等の災害発生時に、災害応急対策の基本的な方針を決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施するうえで必要な気象情報や被害情報等の災害関連情報の収集・伝達計画について定める。

1 災害情報の収集・伝達

災害の初動期は、人命の救助と災害への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、災害が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

<情報伝達系統図>



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

(1) 災害初動期における情報収集

災害初動期は次の情報を中心に情報収集を行うものとする。

情報の区分	主な情報内容
気象等に関する情報	<ul style="list-style-type: none">警報、注意報等の発表状況河川、ダムの水位状況
人命に関する情報	<ul style="list-style-type: none">死者、負傷者及び要救助者の発生状況
被害拡大に関する情報	<ul style="list-style-type: none">災害の状況崖崩れ等の二次災害発生情報危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	<ul style="list-style-type: none">市役所等災害活動拠点の被害状況道路などの活動上重要な施設の被害状況

ア 勤務時間内における情報収集活動

各部及び区本部は次の要領により被害状況を収集する。

区 分	情報収集の方法等
各 部	<ul style="list-style-type: none">119番通報（消防部）庁舎周辺の被害確認所管施設の被害確認市民からの通報業務出向中職員からの情報
各 区 本 部	<ul style="list-style-type: none">庁舎周辺の被害確認所管施設の被害確認市民からの通報業務出向中職員からの情報被害調査班からの情報避難所からの情報

イ 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上において被害状況を把握し、その情報は各部及び区本部において集約後、市災対本部事務局に報告するものとする。（ただし、重要な情報は直ちに報告するものとする。）

なお、職員参集後は、勤務時間内と同様に情報収集活動を行うものとする。

ウ 消防部の情報収集

消防部は、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの受信体制が整い次第、速やかに市災対本部に画像伝送を開始する。また、必要に応じて総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に画像伝送を行う。

(2) 災害対策本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部若しくは防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		<ul style="list-style-type: none"> 警報、注意報等の発表状況 水防警報の発表状況 河川の水位状況 		消防部
被害情報	人的被害	<ul style="list-style-type: none"> 発生場所、原因及び被害者数 被害者の住所、氏名、年齢等 負傷者の負傷程度及び収容先 	死者 行方不明者 負傷者	区本部 消防部
	建物被害	<ul style="list-style-type: none"> 被災棟数及び被害程度 建物の名称及び所在地 り災世帯及びり災者数 	住家・非住家	区本部
			事業所	経済部
	公共施設被害	<ul style="list-style-type: none"> 被災棟数及び被害程度 施設の名称及び所在地 入所者の被災状況及び避難状況 	福祉施設	健康福祉部 子供未来部
			清掃施設	環境部
			教育施設	教育局
			その他の施設	所管部
	土木施設被害	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所と被害程度 応急措置等の対応状況 道路の通行止め箇所 	砂防	都市整備部
			道路・橋梁・公園	建設部
			河川	建設部
農業関係被害	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所と被害程度 	農水産関係	経済部	
		林業関係	経済部	
ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所と被害程度 応急措置等の対応状況 ガス供給停止状況 断水状況 交通機関の運行状況 	下水関係	建設部	
		水道関係	水道部	
		交通関係	交通部	
		ガス関係	ガス部	
消防情報		<ul style="list-style-type: none"> 119番通報の入電状況 災害発生状況 救助、救急事案の発生状況及び対応状況 危険物施設等の被害状況 		消防部
避難情報		<ul style="list-style-type: none"> 自主避難の状況 避難勧告、指示の発令状況 避難世帯数及び避難者数 避難所の設置状況 		区本部
医療救護情報		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の被害状況 応急救護所等の設置状況 		健康福祉部
その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> その他の被害箇所と被害の程度 その他必要な情報等 		各部 区本部

イ 防災関係機関からの情報収集

市災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
市災対本部事務局	気象等に係る警報・注意報及び気象情報	仙台管区气象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本宮城支店
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 仙台東土木事務所 大河原土木事務所
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路の被害と復旧状況等	東日本高速道路(株)東北支社
	仙台南部道路の被害と復旧状況等	宮城県道路公社
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所、仙台東土木事務所
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署

(3) 情報連絡体制

ア 連絡責任者及び連絡電話等の指定

市災対本部事務局は、防災関係機関との連絡を確実なものとするため、あらかじめ防災関係機関の連絡用電話及び連絡責任者を把握しておくとともに、窓口の統一を図るなど、迅速な連絡体制を確保する。

イ 情報連絡員の派遣

① 市災対本部事務局への派遣

各部及び区本部は、本部との伝達体制を確保するため、災害対策本部及び警戒本部が設置された場合、速やかに市災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

② 防災関係機関への派遣等

市災対本部事務局等は、情報収集及び応急対策の実施等において、防災関係機関等との緊密な連絡体制を確保する必要があると認められる場合は、その機関への情報連絡員の派遣、又は派遣を要請する。

2 気象等に係る警報・注意報、気象情報の種類と発表基準等

(1) 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報は、資料編による。

(資料編：P. 80「気象等に係る警報・注意報、気象情報の種類と発表基準」参照)

(2) 気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、仙台管区气象台と東北地方整備局仙台河川国道事務所又は宮城県が共同して発表する洪水予報の種類及び洪水予報を行う河川名とその区域は、次のとおりである。

ア 洪水予報の種類

① 洪水警報

当該河川が破堤はん濫等により、国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合に、その旨を警告して発表する予報

② 洪水注意報

当該河川が警戒水位を突破するおそれがあるとき、又は警戒水位を超えないと予想される場合においても災害の発生のおそれがある場合に、その旨を注意して発表する予報

③ 洪水情報

当該河川についての注意報・警報以外の洪水に関する情報（注意報・警報の補足説明）

イ 洪水予報を行う河川名とその区域

① 名取川

左岸：仙台市太白区山田字船渡前 3 番 1 地先から海まで

右岸：名取市高館熊野堂字五反田 48 番 2 地先（名取川頭首工）から海まで

② 広瀬川

左岸：仙台市若林区河原町二丁目 13 番 25 地先から名取川合流点まで

右岸：仙台市太白区長町一丁目 1 番 1 地先（広瀬橋）から名取川合流点まで

③ 七北田川

左岸：仙台市泉区七北田字赤生津 130 番 1 地先赤生津大橋から海まで

右岸：仙台市泉区上谷刈字沼 104 番 1 地先赤生津大橋から海まで

- (3) 消防法第 22 条に基づき仙台管区气象台が、宮城県知事に対して行う通報（火災気象通報）の基準は、次のとおりである。

通報番号	通 報 基 準
1	最小湿度 45%以下、実効湿度 65%以下で平均風速 7m/s 以上の見込みのとき
2	最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下の見込みのとき
3	平均風速 13m/s（江ノ島、北～東南東 18m/s）以上の見込みのとき ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

3 水防警報の種類と基準

水防法第 10 条の 6 第 1 項に基づき、国土交通大臣及び宮城県知事が水防警報を行う河川とその区域は、次のとおりである。

- (1) 国土交通大臣（東北地方整備局）が行う水防警報

ア 名取川幹線

左岸：仙台市太白区山田（名取川頭首工）から海まで

右岸：名取市高館熊野堂（名取川頭首工）から海まで

イ 名取川支川広瀬川

左岸：仙台市若林区河原町（広瀬橋）から名取川合流点まで

右岸：仙台市太白区長町（広瀬橋）から名取川合流点まで

- (2) 知事が行う水防警報

ア 名取川支川広瀬川

左岸：仙台市愛宕橋から広瀬橋まで

右岸：仙台市愛宕橋から広瀬橋まで

イ 七北田川

左岸：仙台市宮城野区岩切今市橋から海まで

右岸：仙台市宮城野区岩切今市橋から海まで

(3) 水防警報の段階と行動内容

ア 第1段階（準備）

水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門の開閉の準備、消防幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報する。

イ 第2段階（出動）

消防団員が出動する必要がある旨通報する。

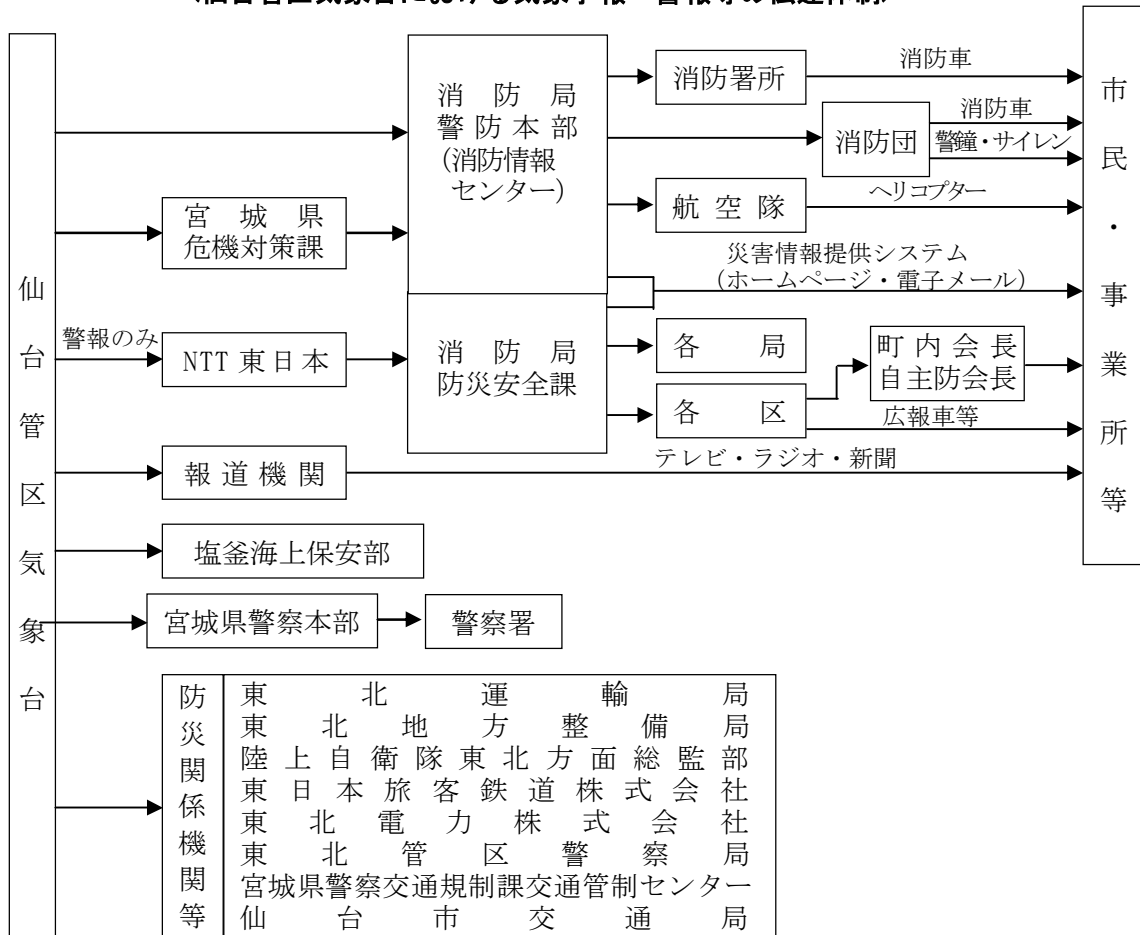
ウ 第3段階（解除）

水防活動の終了を通報する。

4 伝達系統

(1) 仙台管区气象台が発表する気象予報・警報等の伝達は、次のとおりである。

＜仙台管区气象台における気象予報・警報等の伝達体制＞



(2) 水防警報の伝達は、仙台市水防計画に定めるところによる。(第4章第1節第2「風水害の応

急対策」P.174 参照)

5 通信手段の確保

災害発生時は、加入回線の輻輳等が予想されることから、次の通信網を活用する。

(1) 内線電話網（仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム）

災害情報センターと各部及び区本部間の通話、又は各部及び区本部間の通話は、加入回線輻輳の影響を受けない内線電話網を使用する。

（資料編：P.79「仙台市役所複合情報通信ネットワークシステム図」参照）

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、輻輳時の通話制限を受けにくいことから、防災関係機関等の外部機関との連絡に使用する。

(3) 非常通話及び緊急通話の利用

一般加入電話での通話が困難である場合、電話交換手扱いで優先的に接続することにより通話が可能となる。利用方法については、第4章第10節第2の5「災害時の通信連絡」（P.225）による。

(4) 無線通信網の利用

電話回線の輻輳又は途絶により、有線回線での通信ができない場合は、次の無線網を活用する。

ア 防災行政用無線等の活用

① 仙台市防災行政用無線（地域防災系）

災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信

（資料編：P.70「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照）

② 消防・救急無線

消防機関内部の相互通信

③ 業務用無線

各企業体内部の相互通信（水道、交通、ガス）

（資料編：P.75「仙台市水道局業務用無線系統図」参照）

（資料編：P.76「仙台市交通局無線配備状況等」参照）

（資料編：P.78「仙台市ガス局無線系統図」参照）

④ 防災相互通信用無線

石油コンビナート火災等の災害現場における防災関係機関相互間の通信

イ 県防災行政用無線の活用

県防災行政用無線は、県及び県内市町村との通信に使用する。

ウ 地域衛星通信ネットワークの活用

地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村及び防災関係機関との通信に使用する。

エ 非常通信の活用

① 災害対策基本法第79条に基づく通信の確保

災害により有線通信が途絶した場合、または自己の無線通信ができなくなった場合は、災害対策基本法第79条に基づき最寄りの無線局に非常通信等の発信を依頼できる。

② 非常時の通信の確保

a 東北総合通信局への依頼

災害情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合は、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講ずる。

また、東北総合通信局は、要請に基づき、通信機器について関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

b 通信機器の確保

通信手段確保のために利用する通信機器が不足する場合は、東北通信総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

c 無線局の開設等の依頼

非常災害時における重要通信の確保のため必要とする場合は、東北総合通信局に対して、無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更について、電話等簡易な手段により免許の付与、その他の許可を求める。

(5) 画像伝送システムの活用

大規模災害発生時に、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの画像を災害情報センターに送信し、災害の概要を把握するとともに、地域衛星通信ネットワークを使用し、総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に送信する。

6 被害状況等の報告

(1) 本部事務局に対する報告

各部及び区本部は、次表の報告分担により被害状況等を市災対本部事務局に報告する。

報告区分	報告様式等	担当部局
災害発生状況報告	災害発生状況報告（様式1）	全部局
被害状況報告	被害状況報告（様式2）	消防部
	※添付書類 被害の内訳（様式2-1）	区本部
	避難状況報告（様式3）	区本部
	公共土木施設被害状況報告（様式4）	経済部 都市整備部 建設部
	公共施設等被害状況報告（様式5）	全部局
	ライフライン被害状況報告（様式6）	建設部 水道部 交通部 ガス部
	農業関係被害状況報告（様式7）	経済部
火災発生状況報告（様式8）	消防部	

ア 報告の区分及び担当部局

① 災害発生状況報告（様式1）

災害初動期の段階で、災害発生の事実を迅速に把握した後、直ちに報告する。

（消防部は指令書による報告も含む。）

また、経過、応急対策の実施状況及び被害等が判明した時点で、さらに報告する。

② 被害状況報告（様式2～2-1、様式4～8）

各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。

また、本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。

③ 避難状況報告（様式3）

住民の避難が行われた場合、区本部は直ちに報告する。

（資料編：P. 86～95「様式1～8」参照）

イ 報告の方法

各部及び区本部は、被害状況等を各様式により FAX で報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合は、即報として電話及び防災行政用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。

(2) 被害報告の認定基準

（資料編：P. 96「被害報告等の認定基準」参照）

(3) 宮城県に対する報告

宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、宮城県総合防災情報システムにより速やかに報告する。

（資料編：P. 100「県及び国に対する報告要領」参照）

（資料編：P. 102～105「宮城県様式第1～2号」参照）

(4) 国（総務省消防庁）に対する直接即報基準

（資料編：P. 100「県及び国に対する報告要領」参照）

（資料編：P. 102「宮城県様式第1号（災害概況即報）」参照）

第4節 災害広報・広聴計画

本節では、災害発生直後から生活復旧時期までの市民に対する災害関連情報を適時かつ的確に伝達するための広報計画及び市民からの問い合わせや相談などに対応するための広聴計画を定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
市災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること ・ 報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること ・ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること ・ その他関係機関との連絡調整に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT等を活用した情報の発受信に関すること
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における広報紙及び資料等の浄書、印刷に関すること
企画市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害にかかる広聴相談（移動相談を含む）の総括に関すること ・ 他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害広報及び広聴に関すること ・ 市政相談窓口の設置に関すること

2 広報活動

災害発生時は、市民に情報を正しく伝える手段を確保しにくく、さらに情報が伝わりにくい。

このような状況の中で、誰に何を伝えたいのかを明らかにし、そのための広報媒体を的確に選択することにより、効果的な広報を行う。

(1) 広報の内容

災害時に市民が求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、概ね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。

ア 災害発生直後

- ① 災害の発生状況
- ② 洪水、崖崩れ等に関する情報
- ③ 災害対策本部の設置
- ④ 安否情報
- ⑤ 被害状況の概要
- ⑥ 避難所等の情報
- ⑦ 救援活動の状況
- ⑧ 二次災害防止に関する情報
- ⑨ 災害応急対策の実施状況
- ⑩ 医療機関の活動状況
- ⑪ 水・食料等の物資供給状況
- ⑫ ボランティア受け入れ情報
- ⑬ その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」やiモード等の災害用伝言板の利用について周知を図る。）

イ 生活再開時

- ① ライフラインの被害状況と復旧見込
- ② 生活必需品の供給状況
- ③ 道路・交通情報
- ④ 医療情報
- ⑤ 教育関連情報
- ⑥ 災害ごみの処理方法
- ⑦ 相談窓口の開設状況
- ⑧ その他（被災地からの情報発信を含む）

ウ 復興期

- ① り災証明・義援金関連情報
- ② 住宅関連情報
- ③ 各種貸付・融資制度情報
- ④ 各種減免措置等の状況
- ⑤ 復興関連情報
- ⑥ その他（被災地からの情報発信を含む）

(2) 災害広報のポイント

ア 情報の収集（情報を集める）

- ・ポイント① 情報ルートの多様化
- ・ポイント② 5W1Hの原則
- ・ポイント③ 発信者の確認

イ 情報のまとめ（情報をまとめる）

- ・ポイント① 緊急性で分類
- ・ポイント② 生活形態等で分類
- ・ポイント③ 地域・世代で分類

ウ 情報の伝達（情報を知らせる）

- ・ポイント① 対象（誰に・どこに）
- ・ポイント② 内容が的確で簡潔
- ・ポイント③ 手段（どう届けるか）

エ 情報の確認（反応を伺う）

- ・ポイント① 到達確認（届いたか）
- ・ポイント② 次の情報ニーズ収集
- ・ポイント③ 情報の経過を記録

オ 情報の蓄積（情報を蓄積する）

- ・ポイント① 資料を保存する。
- ・ポイント② 写真・映像の保存
- ・ポイント③ 蓄積情報の整理（探しやすくする）

(3) 広報の方法

ア 報道機関との連携

① テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報に努める。

「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会仙台放送局及び民間放送各社（コミュニティFM局を含む）に対して放送を依頼する。

（資料編：P.107「報道機関一覧表」参照）

② 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、本部広報班は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。

プレスルームは、できる限り市災対本部事務局（青葉区役所内）に近接した場所に確保する。各部及び区本部に関する情報提供、取材については、原則として各部及び区本部での対応とする。各部、各区本部は、情報提供、取材内容を市災対本部事務局に報告した上で速やかに対応する。

また、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。なお、外国報道機関への対応も検討する。

イ 広報車による広報

関係する各部及び区本部は、災害の状況に応じて、必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。

なお、広報車による広報が困難な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、関係する各部及び区本部において職員を派遣し、広報を行う。

ウ 航空機の利用

市災対本部事務局広報班は、災害の状況から航空機による広報が有効と認められる場合は、「災害時における航空機の出動協力に関する協定」（資料編 P. 144 参照）に基づき、民間航空機を借り上げて広報を実施する。

エ 広報紙等による広報

本部広報班及び各区本部は、複雑な情報をわかりやすく市民に的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。

広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供したり、市民が読み返しできるなどの長所がある。災害の経過とともに市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を活かしながら、的確な広報に努める。

① 発行

「災害時における仙台市広報の印刷発行体制に関する協定」（資料編 P. 141 参照）に基づき、仙台印刷工業団地協同組合に印刷発行を委託する。

なお、広報紙の内容、印刷部数等によって、財政部が市役所浄書センターにおいて印刷を行う。

② 配布場所

通常の町内会等を通じた配布は平常通り行うよう努めるが、不可能であると予測される状況のときは、避難所、区役所等被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点的に行い、復旧及び発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。

③ 配送手段

各避難所への配送は、物資等の配送ルートを活用するとともに、ファックス等の伝達手段を可能な限り活用する。

また、配布場所の拡大を図る段階に置いては、新聞折り込みによる配布も検討する。

オ 通信メディアによる広報

本部広報班及び総務部は、ファックス、ケーブルテレビのほか、市ホームページや電子メール等による情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。

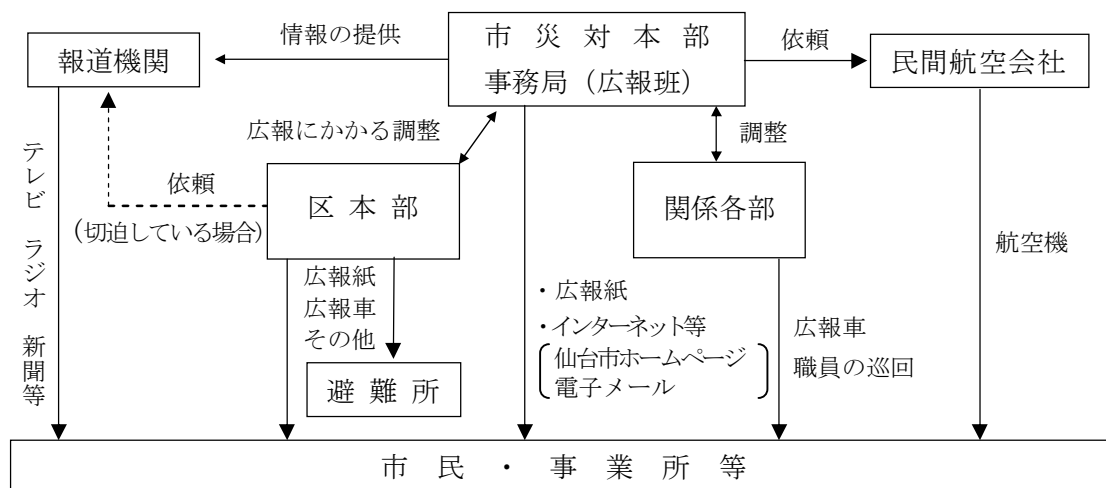
(4) 災害時要援護者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び日本語が不自由な外国人等に対する広報については、文字情報の点字化・多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施するとともに、各種ボランティア団体等との連携を図り、広報を行う。

(5) 区との役割分担

大規模災害の場合、各区での被災状態が異なるため、できる限り早期に、区ごとに広報紙等を発行し、地域に密着したきめ細かな広報を行う。

(6) 伝達系統図



3 広聴相談活動

(1) 電話による問い合わせ窓口の設置

ア 企画市民部は、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問い合わせや相談、情報提供などに対応するため、市災対本部事務局と協議の上、関係する部の協力を得て「問い合わせ専用チーム」（仮称。以下同じ）を組織し電話相談窓口を設置する。

イ 「問い合わせ専用チーム」は、市災対本部事務局と協議し、問い合わせへの対応方法を定め、その内容を掲示するなどにより班員に周知し、対応の迅速化を図る。

ウ 「問い合わせ専用チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、市災対本部事務局に報告を行う。ただし、市民から情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに市災対本部事務局に連絡を行う。

エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問い合わせ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問い合わせや相談、情報提供などに対応する。

(2) 総合市政相談窓口の設置

企画市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問い合わせや相談などに対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）を市役所内に、また、市政相談窓口（市政相談所）を各区役所内に設置し、広聴相談を実施する。

この場合、必要に応じ、市災対本部事務局と調整を図り、関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。

なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。

（資料編：P. 173「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）

(3) 移動巡回相談の実施

区本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、収容避難所等における移動巡回相談を実施する。

(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制

企画市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」（事務局：東北管区行政評価局）の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努めること。

※ 「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会（構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 34 機関）が国の防災基本計画に基づき、申し合わせを行った、大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問い合わせ等に応じるための総合的な相談窓口である。

(5) 専門相談窓口の設置

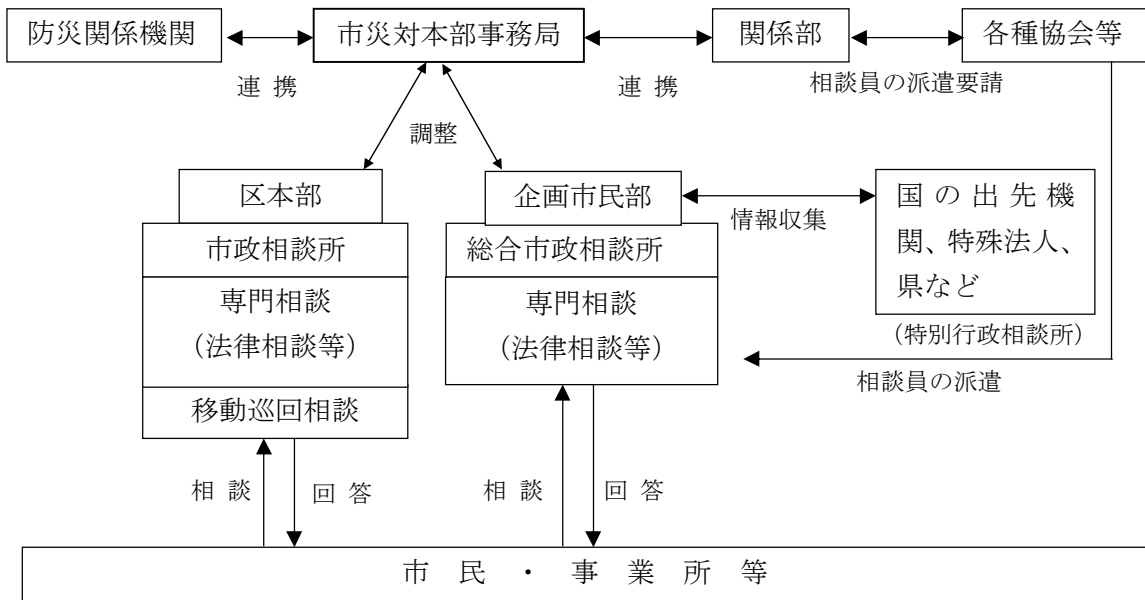
企画市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に資するため、市民のための専門相談窓口を設置する。

この場合、必要に応じ、関係部及び区本部と調整を行い、当該部から関係団体への相談員の派遣要請を指示する。

(6) 要望等の処理

企画市民部及び区本部は、総合市政相談窓口等において聴取した要望及びその他陳情や手紙等で寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関及び関係部・区本部へファックス等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答、処理状況も併せて時系列的に記録をする。

(7) 広聴相談体制フロー



※ 企画市民部及び区本部は、必要に応じ電話による相談窓口を設置し対応する。

第5節 災害救助法適用計画

本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的な救助を行うための計画を定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく救助の総括に関すること 各部・区が行う災害救助法に基づく救助にかかる連絡調整及び指導に関すること
各部及び各区本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助の実施に関すること

2 災害救助法による救助の実施

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の基本的生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした、応急的な救助である。

災害救助法による応急救助は、適正かつ迅速な運用が要求されるものであることから、法定受託事務として宮城県知事が実施することになっているが、知事がその職権の一部を委任した救助については、市長が行う。

3 災害救助法に基づく救助の位置づけ

救 助	災害救助法に基づく救助	宮城県から委任されていない救助	宮城県が実施し、仙台市が補助する。
		宮城県から委任されている救助	仙台市が実施する。
	災害救助法に基づかない救助	—	仙台市が実施する。

4 救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	知事 (事務委任した場合は市町村長)
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
炊出しその他による食品の給与	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
災害にかかった者の救出	3日以内	〃
災害にかかった住宅の応急修理	1カ月以内完了	〃

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
生 業 資 金 の 貸 与		現在運用されていない。
学 用 品 の 給 与	教科書 1 カ月以内 文房具 15 日以内	知 事 (事務委任した場合は市町村長)
埋 葬	10 日 以 内	〃
死 体 の 捜 索 及 び 処 理	10 日 以 内	〃
障 害 物 の 除 去	10 日 以 内 完 了	〃

※ 実施者が市町村長の場合は、災害救助法施行令第 23 条の規定により、知事が事務の一部を市町村長が行うこととして通知したときである。

5 災害救助法の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害

ア 仙台市の全域または区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号】

イ 宮城県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域または区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号】

ウ 宮城県内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域または区の区域の住家滅失世帯数が多数ある場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号前段】

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする「特別の事情^{*}」がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段】

* 「特別の事情」とは、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受ける「おそれが生じた場合^{*}」（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号】

* 「おそれが生じた場合」とは

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

該 当 条 項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前 段
区 域 別	人 口	住 家 滅 失		世 帯
宮 城 県	2,359,991	—	2,000	9,000
仙 台 市	1,024,947	150	75	「多数」
青 葉 区	281,226	100	50	
宮 城 野 区	182,679	100	50	
若 林 区	129,934	100	50	
太 白 区	222,365	100	50	
泉 区	208,743	100	50	

※1 人口は平成17年10月1日国勢調査速報値による。

※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。

(2) 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、資料編による。

（資料編：P.96「被害報告等の認定基準」参照）

(3) 住家滅失世帯数の算定方法

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、流出した世帯を1世帯としてとらえ、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯に換算し算定する。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失等世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼等世帯数} \times 1/2) + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3)$$

6 救助の実施に関する事務手続

(1) 災害救助法の適用要請等

健康福祉部は、本部との連携のもと、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、宮城県知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

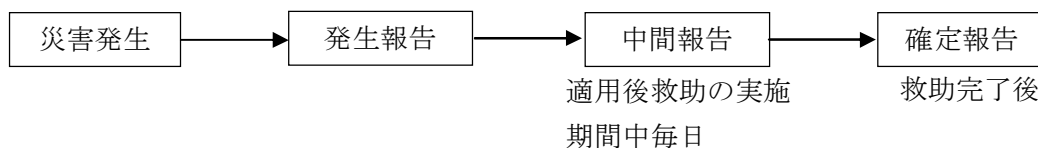
また、宮城県知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに本部に報告する。

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

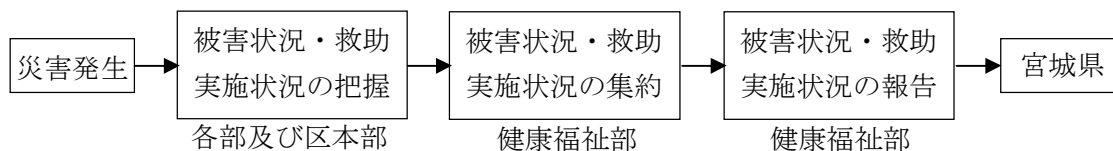
各部及び区本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、健康福祉部に報告する。

なお、健康福祉部は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、宮城県知事に報告する。

ア 報告の種類



イ 報告のフロー



ウ 報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発 生 報 告	・被害状況 ・既にとった措置及び今後の措置	災害発生後ただちに
中 間 報 告	・被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助の種類別実施状況（日報）	適用後、救助の実施期間中毎日
決 定 報 告	・確定した被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助費概算額等	救助完了後ただちに

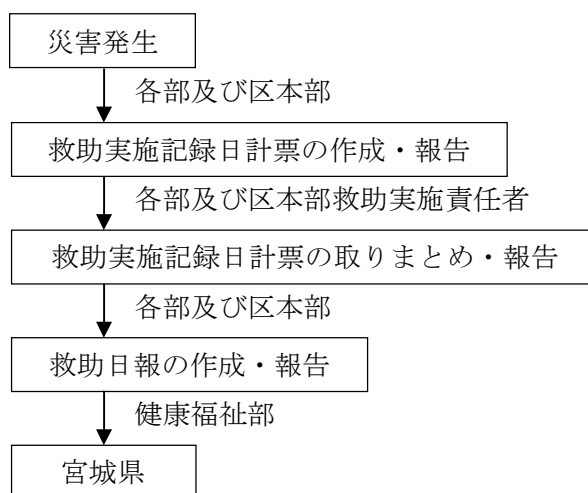
エ 報告様式

（資料編：P. 170「救助日報」、P. 172「救助実施記録日計票」参照）

(3) 救助費用の精算

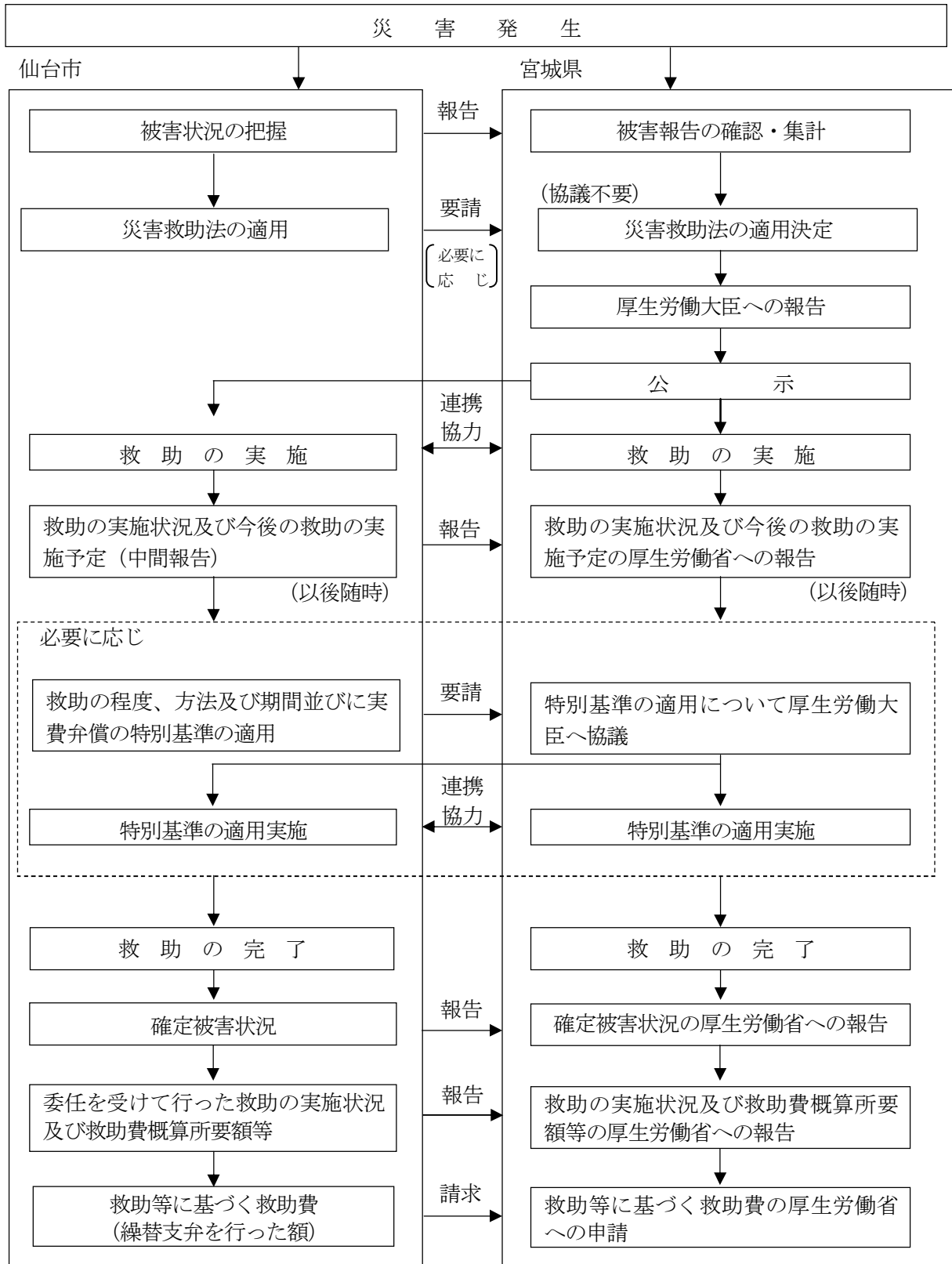
災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、健康福祉部が宮城県知事に対して行うが、各部署及び区本部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

〈報告のフロー〉



（注） 救助実施記録日計票は、原則として、毎日作成し報告する。

〈災害救助事務処理フロー〉



7 救助の種類及び内容

(資料編 : P. 163 「災害救助の手引き (災害救助内容の早見表)」参照)

第6節 避難計画・避難所運営計画

本節では、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、居住者等の生命及び身体を災害から保護するため、迅速かつ的確な避難行動の実施に必要な事項について定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
経済部	・観光客等に対する避難の誘導及び宿泊対策に関すること
都市整備部	・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立ち入りの制限、禁止または退去命令に関すること
区本部	・避難勧告等及び警戒区域設定等並びに解除の居住者等への伝達に関すること ・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整・統制に関すること ・避難者の誘導、収容及び救護に関すること
消防部	・避難の勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関すること
教育部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ・避難所及び避難収容施設となる施設の運営に関すること
宮城県警察	・避難居住者等の誘導及び伝達、広報又は警察職務執行法等に基づく措置に関すること

※1 「避難勧告等」とは、避難による立ち退きの準備、勧告及び指示の総称をいう。

※2 「警戒区域設定等」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。

2 避難勧告等の実施

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

	発令基準
※ 避難準備	○ 予想される災害発生の種類・時期・場所・災害の拡大、住民等の状況特に災害時要援護者及び避難所等の状況等を考慮して、事前に避難の準備をすることが適当であると認めるとき * 「準備」：避難勧告・指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整える行為である。

※ 避難勧告	<p>○ 次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報の発表 ・河川の洪水警報、地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害、又は大規模な事故災害等 <p>* 「勧告」：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。</p>
※ 避難指示	<p>○ 避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき</p> <p>○ その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</p> <p>* 「指示」：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立退かせる行為である。</p>

※ 具体的基準については、別途定める。

(資料編：P.112「水害発生時の避難勧告基準等」参照)

(2) 実施責任者

避難勧告等の発令は、消防部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長（市災害対策本部長）が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第153条第1項）

- ① 助役、収入役及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）
- ② 消防署長が行う場合
消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難勧告等を発令することができる。
- ③ 区長（区本部長）が行う場合
区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者が行う避難勧告等を待ついとまがない場合、避難勧告等を発令することができる。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第60条及び第61条）

- ① 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ② 海上保安官（災害対策基本法第61条）
- ③ 水防管理者（水防法第22条）
- ④ 知事又はその命令を受けた県職員（水防法第22条、地すべり等防止法第25条）
- ⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合限る。〔自衛隊法第94条〕）

(資料編：P.118「避難の勧告・指示の根拠法令一覧表」参照)

(3) 避難勧告等の伝達

市長が避難勧告等を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を行った通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア 伝達の手段

① ラジオ・テレビ等による放送

市長は「災害時の放送に関する協定」（資料編 P. 141 参照）に基づき、報道機関に対し避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送等の要請を行う。

② 広報車等による伝達

区役所、消防署、警察署その他関係機関の広報車両による関係地区の巡回・放送による伝達、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合はヘリコプター若しくは船艇の活用による放送

③ 個別巡回等による伝達

必要により、上記伝達方法と併せて市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行なうほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、災害要援護者宅等に確実に伝達する。

④ 「杜の都防災 Web」「杜の防災メール」による情報伝達

イ 伝達の内容

- ① 避難勧告等の発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難先（名称・所在地）
- ⑤ 避難経路（必要に応じ）
- ⑥ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、避難勧告等を行ったとき、又は警察官等から避難勧告等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 代行者の報告

避難勧告等又は警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。

ウ 関係機関への通知

市長は、避難勧告等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。

3 警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域設定等を行う。

(1) 警戒区域設定の実施基準

警戒区域の設定は、区域内の居住者等の保護を目的とした立入りの制限、禁止又は退去命令等の制限行為を伴い、また、その履行違反には罰則規定が適用されることから、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定の区域内で明白な場合を基準として実施する。

(2) 実施責任者

警戒区域設定等は、消防局及び都市整備局等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第153条第1項）

- ① 助役、収入役及び危機管理監等は、災害による危険が切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）
- ② 消防署長は、管轄区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で市長又は代行者の警戒区域の設定を待ついとまがない場合は、警戒区域を設定することができる。この場合、消防署長は直ちに市長及び区長に報告しなければならない。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第63条第2項及び第3項、第73条）

- ① 警察官（災害対策基本法第63条）
- ② 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- ③ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第14条）
- ④ 消防吏員又は消防団員（消防法第36条）
- ⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合限る。〔自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条〕）

(3) 警戒区域設定等の伝達

警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難勧告・指示の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。

(4) 警戒区域の解除

市長は、対象区域の危険がなくなったときは、警戒区域の明示物を撤去するとともに、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、警戒区域の設定等を行ったとき、又は警察官等から警戒区域の設定等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 関係機関への通知

市長は、警戒区域の設定等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導の基本

区本部は、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し、組織的な避難誘導體制を確保する。

また、事業所、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたそれぞれの避難計画に基づき、従業員、児童、生徒、病人、高齢者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。

(2) 区本部の措置

ア 避難所及び避難経路の選定

区本部は、避難対象区域の居住者等の動向、地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。

イ 避難所及び避難経路の安全確保

選定した避難所については、火災、洪水、崖崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。

ウ 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者等の災害時要援護者を優先的に避難させるとともに、自主防災組織等の協力を得て状況に応じた必要な援護を行う。

(3) 消防部の措置

消防部は、消防団員を活用し、避難者の誘導及び避難経路の警戒等避難時の安全対策を講じる。

(4) 警察の措置（宮城県警察）

ア 警察署長は、市長等が行う避難勧告等について、必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難勧告等がなされた場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。

(5) 自主防災組織等の措置

自主防災組織等は、組織を活用し、避難勧告等の周知を図るとともに、組織的な避難を行う。

(6) 避難経路の確保

避難を誘導する者は、最も安全と考えられる避難経路を指示し、要所への誘導員の配置及びロープ等による標示を必要に応じ行い、避難途中における事故防止に努める。

5 住民の避難行動

(1) 避難行動の原則

ア 避難は、原則として徒歩による。

イ 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。

ウ 避難にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者を優先する。

(2) 避難開始の時期

住民の避難行動を開始する時期は、次のとおりとする。

ア 避難勧告等が、区役所、消防署、消防団、警察等から伝達されたとき

イ 避難勧告等が、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ伝達されたとき

ウ テレビ、ラジオ等の情報又は付近の状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

(3) 避難の準備

ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い電気ブレーカーを切る。

イ 次のような必要最小限のものを携行する。

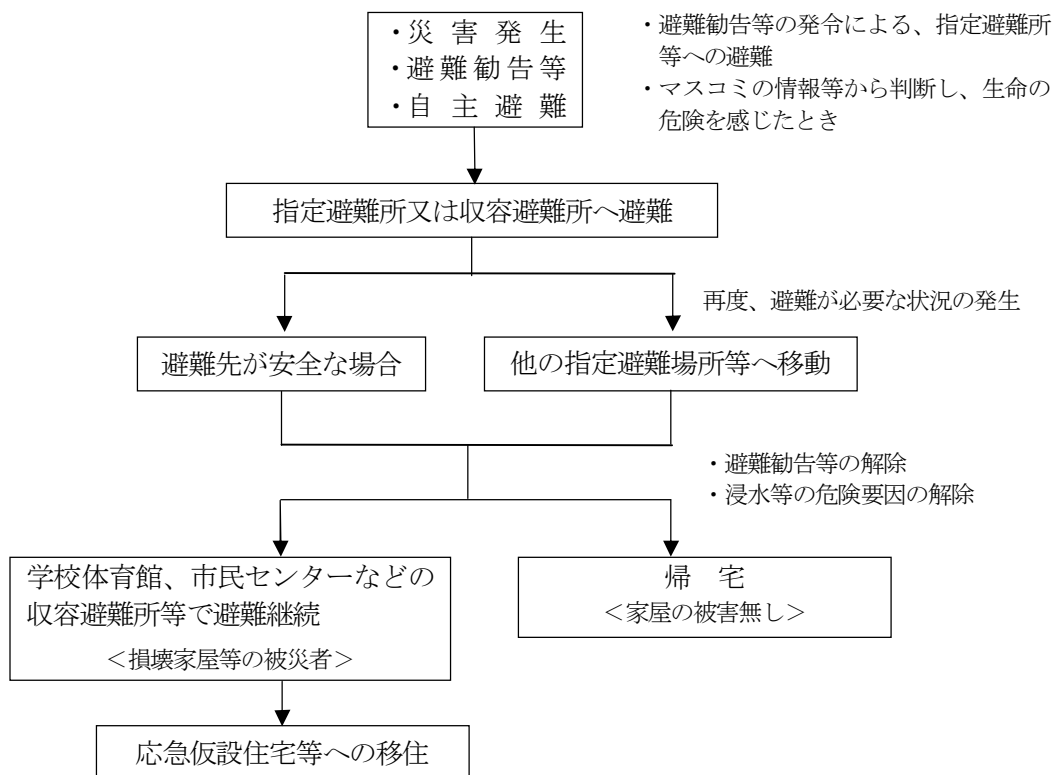
- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、粉ミルク、生理用品等
- 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等（長靴、ブーツは使用しない）
- 現金等
- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型を記載）

ウ 避難場所

避難は、一時的に身の安全を確保できる場所へ避難し、その後、指定避難所等の避難所や避難勧告等による避難先に避難する。ただし、災害の状況等により、他の避難先への避難が必要になった場合は市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示により避難する。

6 指定避難所等への避難

〈避難フロー図〉



7 避難所等一覧

避難所等については、第2章第8節「避難体制の整備」(P.48)を参照

(資料編：P.119「指定避難所一覧表」参照)

(資料編：P.124「地域避難場所一覧表」参照)

(資料編：P.126「広域避難場所一覧表」参照)

8 収容避難所の開設及び避難者の収容

避難者の収容については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難収容を行う。

(1) 収容対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者（避難者）
- イ ライフラインの被害等により、日常の生活が著しく困難になった者（在宅被災者）
- ウ 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者（避難者）
- エ 交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）
- オ その他本部長が必要と認めた者

(2) 区本部の措置

区本部は、避難者を収容する必要がある場合は、市災対本部事務局と連絡調整の上、指定避難所及び収容避難所の内から避難所を選定するとともに、避難所管理責任者及び担当員を派遣、常駐させ、次の措置を講ずる。

なお、避難所を開設する場合は、事前に施設の管理者に連絡し、了解を得る。ただし、事態が急迫し連絡のいとまがない場合は、事後に施設管理者に連絡をし、了解を得る。

ア 初動期の措置

既に避難者が集まっている場合は、一時的に体育館や大会議室等の広いスペースに誘導し、避難者の不安解消を図り、無用の混乱防止に努める。

イ 区画の指定

避難者の区画の指定に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り町内会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。

ウ 資機材等の整備

避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。

エ 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の処遇については、十分配慮すること。詳しくは、第17節「災害時要援護者への対応計画」(P.155)による。

(3) 施設管理者の措置

避難者が既に集合しており、区本部等から避難所の管理責任者又は担当員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。

なお、施設管理者は、避難所として開放することを要請された場合に備えあらかじめ定めている避難者の受入れや避難所の運営にあたっての支援体制等により、その対応を行う。

(4) 大量避難者への対応

区本部は、当該地区の避難所に避難者を全て収容できない場合は、市災対本部と協議し、次の措置を行う。

ア 県有施設等への収容

本部長は、知事又は施設の管理者等に対して要請を行う。

イ 他区の避難所への収容

移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。

ウ 応急避難テントの設置

必要に応じ、広場等に応急避難テントを設置し、避難者を一時的に収容する。

(5) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握）

避難所を開設した時は、区本部は、直ちにその旨を市災対本部事務局に報告する。また、避難所の管理責任者は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、市災対本部事務局に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 収容人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等

ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数

エ 周囲の被害状況

オ その他必要な事項

なお、上記の状況が変化した際には、適宜避難所の管理責任者は、区本部に報告し、さらに区本部は、市災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、市災対本部事務局で集約し、県に報告する。

（詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照）

9 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が早期に自主的に管理運営できる体制に移行するよう努める。

また、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。

(1) 区本部の措置

区本部は、施設管理者、学校職員及び災害救援ボランティア等と連携し、避難者を収容後、必要に応じ市災害対策本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。

ア 連絡体制等の確保（本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）

イ 必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水、生活用水、衣類、食器、カイロ等）

ウ 復旧情報の提供（水道、ガス、電気、電話、道路等）

エ 交代職員の確保

オ その他の支援業務

（詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照）

(2) 避難所管理責任者の措置

ア 避難者のニーズの確認

毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク等の高齢者・乳幼児等のニーズを確認する。

イ 避難者名簿の作成

問合せが殺到することが予想されることから、避難者名簿を作成し、避難者本人の了解が得られた場合には、問い合わせ等の対応に便宜を図る。

ウ 必要な物資の確保

毛布・食料・暖房機器・扇風機等の必要な物資の確保を区本部に依頼する。

エ 運営体制の確保

施設管理者、避難所運営委員会と協力し、避難所の運営にあたりとともに区本部との連絡調整にあたる。

オ 災害時要援護者への対応

災害時要援護者の処遇については、十分配慮すること。詳しくは、17 節「災害時要援護者への対応計画」（P. 155）による。

(3) 避難長期化対策

ア 避難所運営委員会の設置

避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、災害救援ボランティア等との協力の下に、自主的な管理・運営体制を確立する。

イ 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、ストレス・衛生環境等の対策が必要となることから、プライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、健康相談・指導を区本部と連携しながら行う。

ウ 自主運営の推進

避難所運営委員会は、地域住民や災害ボランティアと協力のうえ、避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策及び食料・生活物資等の配付作業等を実施する。

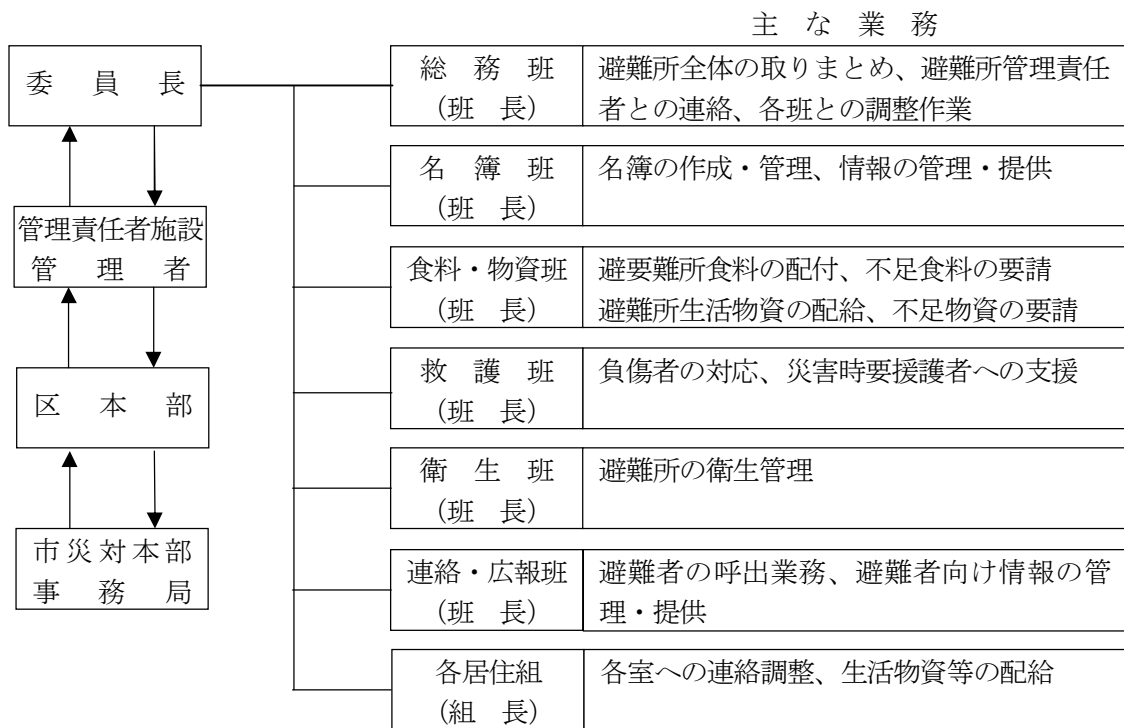
エ 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努める。

オ 避難所の閉鎖

収容避難所は、一時的な避難所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努める。(第8節「住宅応急対策計画」(P.116)参照)

〈避難所運営委員会組織図例〉



10 観光客等に対する避難誘導対策

経済部は、必要に応じ、観光関連機関等を通じて宿泊施設等に観光客の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、観光客等の一時的な宿泊場所の提供等を行う必要が生じた場合は、観光関連機関等を通じて協議し対応する。

第7節 食料・物資供給計画

本節では、避難所における避難者や在宅被災者に対して、食料及び物資等を供給するための計画を定める。

また、全国から集まる救援物資の受入れ体制及びその配分や供給計画について、併せて定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資集配拠点における物資の集配に関すること ・救援物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関すること ・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の運行調整、車両の借り上げ及び公用車用燃料の確保に関すること
企画市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の生活関連商品等の価格動向調査に関すること ・救援物資集配拠点における物資の集配に関すること ・救援物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・必要な物資の把握及び救援物資集配拠点の開設に関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種業界団体からの支援の総括に関すること ・各種業界団体からの被災者用食料、日用品等物資の調達に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設を利用した、災害時給食への協力に関すること ・学校が避難所となった場合の避難所運営への協力に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者等への食料等の配給に関すること ・炊出しの実施に関すること ・救援物資の調達、受入れ及び配給に関すること ・救援物資等の輸送及び公用車の運行調整に関すること

2 災害救助法との関係

災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けた場合に市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、市長が必要と認めたときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で食料・物資を給与する。

3 食料の供給

避難所に避難した被災者、あるいは避難するまでではないが住家が被害を受け、炊事ができなくなった被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害状態にあり、炊事ができない者
- ウ 救出救援活動に従事する者
- エ その他本部長が必要と認めた者

(2) 食料の確保

ア 備蓄食料の活用

災害発生後 24 時間以内は、交通機関等も混乱していることから、市立学校、市民センター等に平常時から備蓄されている食料の配付を行う。

イ 協定に基づく調達

災害時における食料供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保、炊き出しを実施する。（「第 19 節 応援協力要請計画」(P. 160) 参照）

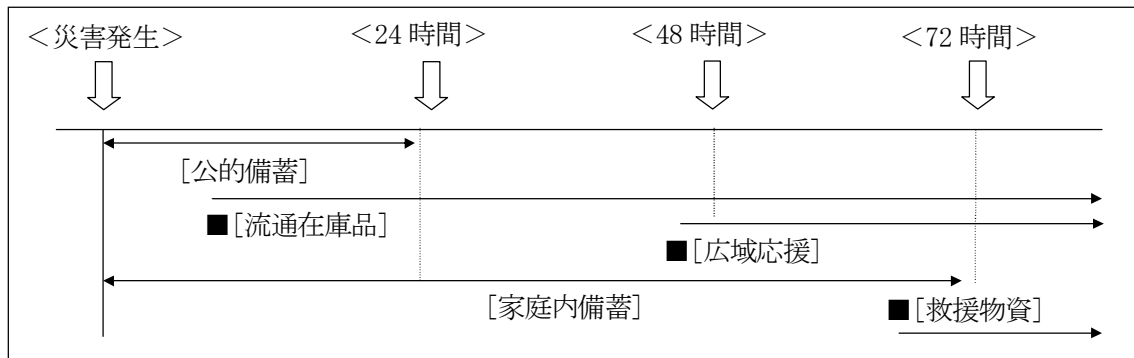
ウ 知事に対する応急配給の要請

前記アからイの方法でなお不足が生じた場合は、知事に対して応急配給の申請を行い、配給を受ける。

エ 産業給食による給与

弁当など調理・加工した食事の提供を行う。

〈時系列的調達方法〉



(3) 食料の輸送

ア 備蓄食料

食料の輸送は、区本部輸送班が実施する。

イ 調達食料

食料の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、状況により、市災対本部事務局は、財政部と協議し、宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な食料輸送を実施する。

(4) 食料の配付

配付は、原則として、避難所において行う。ただし、在宅の障害者や高齢者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、巡回配付等により行う。

(5) 炊き出しの実施

炊き出しは、日本赤十字社宮城県支部及び仙台市赤十字奉仕団等の協力を得て、区本部が実施する。

(6) 職員への食料調達

原則として、各自が行う。ただし、食料の調達が困難な場合又は職場を離れることが困難な場合は、総務部が食料を配付する。

4 生活物資の供給

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態になった場合を含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ウ その他本部長が必要と認めた者

(2) 生活必需品等の種類

生活必需品等の品目は、概ね次のとおりである。

寝 具	タオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服上下、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類等
身の廻り品	タオル、靴、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日 用 品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、紙おむつ、生理用品等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等

(3) 物資の確保

- ア 協定に基づく調達
災害時における生活物資の供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、物資を確保する。（「第19節応援協力要請計画」(P.160)参照）
- イ 知事に対する応急配給の要請
アの方法でなお不足が生じた場合は、知事に対して応急配給の申請を行い、配給を受ける。

(4) 物資の輸送

物資の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、状況により、市災対本部事務局は、財政部と協議し、宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な物資輸送を実施する。

(5) 物資の配付

配付は、原則として、避難所において行う。ただし、在宅の障害者や高齢者等で、避難所に出向くことが困難な者に対しては、巡回配付等により行う。

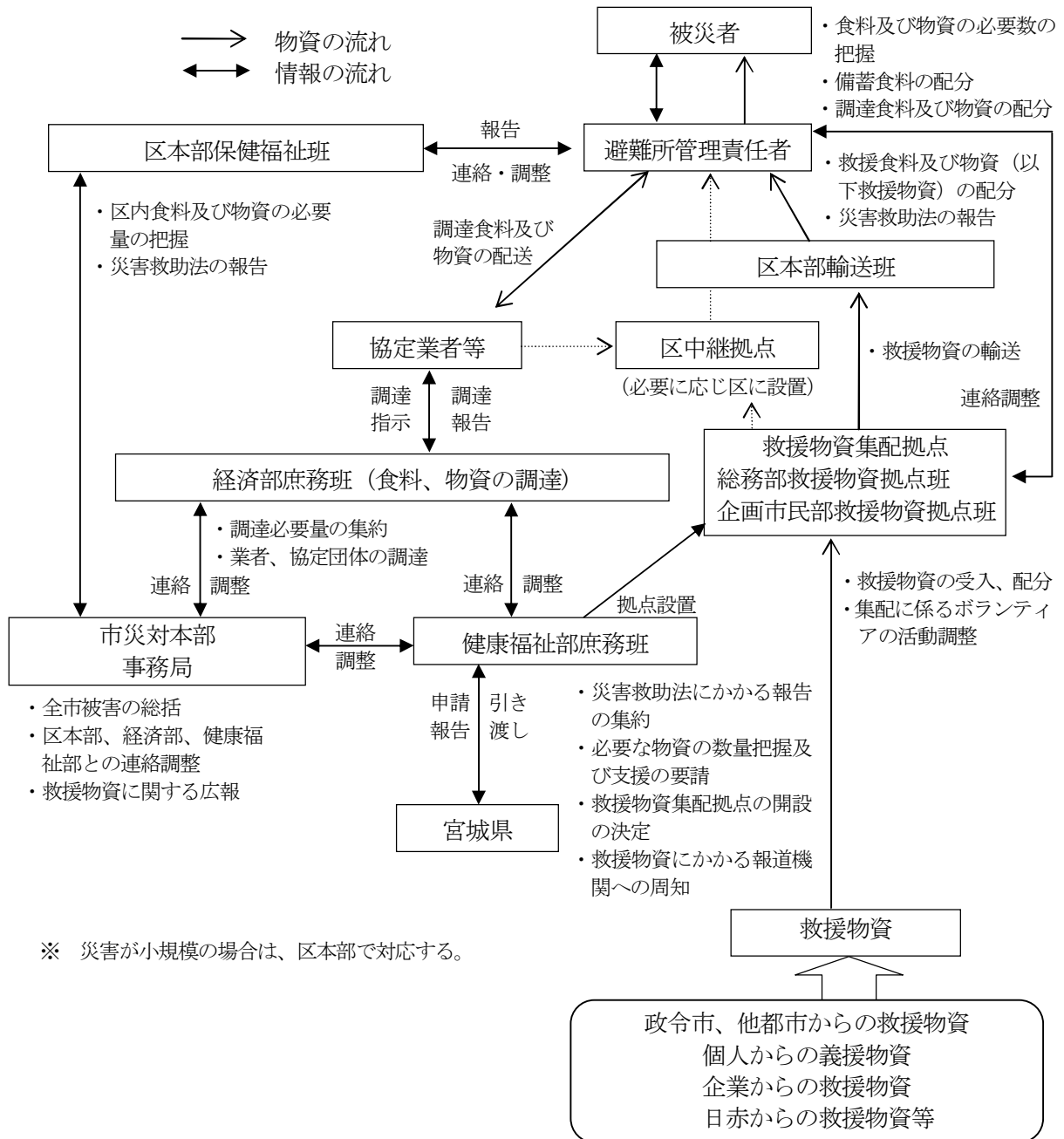
5 安定供給の確保

経済部及び企画市民部は、災害時における円滑な食料及び物資の流通と価格の安定を図る。

6 救援物資の受入れ及び供給

企画市民部及び総務部は、区本部及び避難所管理責任者と連絡調整を行い、物資の集配、供給を行う。健康福祉部は、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、報道機関等を通じて支援を要請するとともに、円滑な受け入れ・配分を行うため、救援物資を送る際の配慮事項について周知を行う。

〈食料・物資の供給フロー図〉



第8節 住宅応急対策計画

本節では、大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じた場合で、住民の避難生活が長期に及ぶと判断されるときには、避難者の健全な住生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を速やかに実施することが、極めて重要なことから、事前に住宅応急対策計画を定めるものである。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担 当 業 務
総務部	(応急仮設住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること
財政部	(契約班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急仮設住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること (応急修理住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去にかかる申請の受け付け及び審査に関すること (税務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般住家の被害概況調査の集約に関すること ・ 各区が行う建物被害調査の応援に関すること
企画市民部	(市民生活班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能職団体への協力要請に関すること
健康福祉部	(庶務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関すること ・ 応急仮設住宅の建設場所、戸数及び入居者の最終決定に関すること ・ 応急仮設住宅入退居等の管理の総括に関すること ・ 建設業者等との契約の総括に関すること ・ その他応急仮設住宅の供与の総括に関すること
都市整備部	(庶務班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の入退去その他管理の応援に関すること (市営住宅班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の保全に関すること ・ 被災者の市営住宅への入居のあっせんに関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他管理の応援に関すること ・ 災害公営住宅の建設に関すること ・ 災害時における仙台市建設公社（管理課）との連絡調整に関すること (営繕班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設場所の選定に関すること ・ 応急仮設住宅の建設及び解体に関すること ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること (建築物調査班) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅応急対策の総括に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の被害調査及び集約に関すること

2 災害時住宅応急対策の基本方針

災害時の住宅応急対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。

3 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用された場合

- ① 県が実施し、市が補助する。
- ② 災害救助法が適用された場合の市の業務
 - ・ 応急仮設住宅の設置場所の確保
 - ・ 入居者の選定

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、市はこれに着手することができる。また、県が直接建設することが困難な場合には、委任に基づき市が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

特に必要と認められるときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として、市が応急仮設住宅を建設する。

(2) 建設用地の確保及び選定

財政部は、応急仮設住宅の建設が可能と思われる市有地のリストを作成する。

(3) 建設方法

1戸あたり 29.7 m² (9坪) を基準とする。

(4) 障害者、高齢者等に対する配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、障害者、高齢者等に配慮し、段差の解消、スロープ、手すり等の設置を行う。

(5) 設置の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。

(6) 供与期間

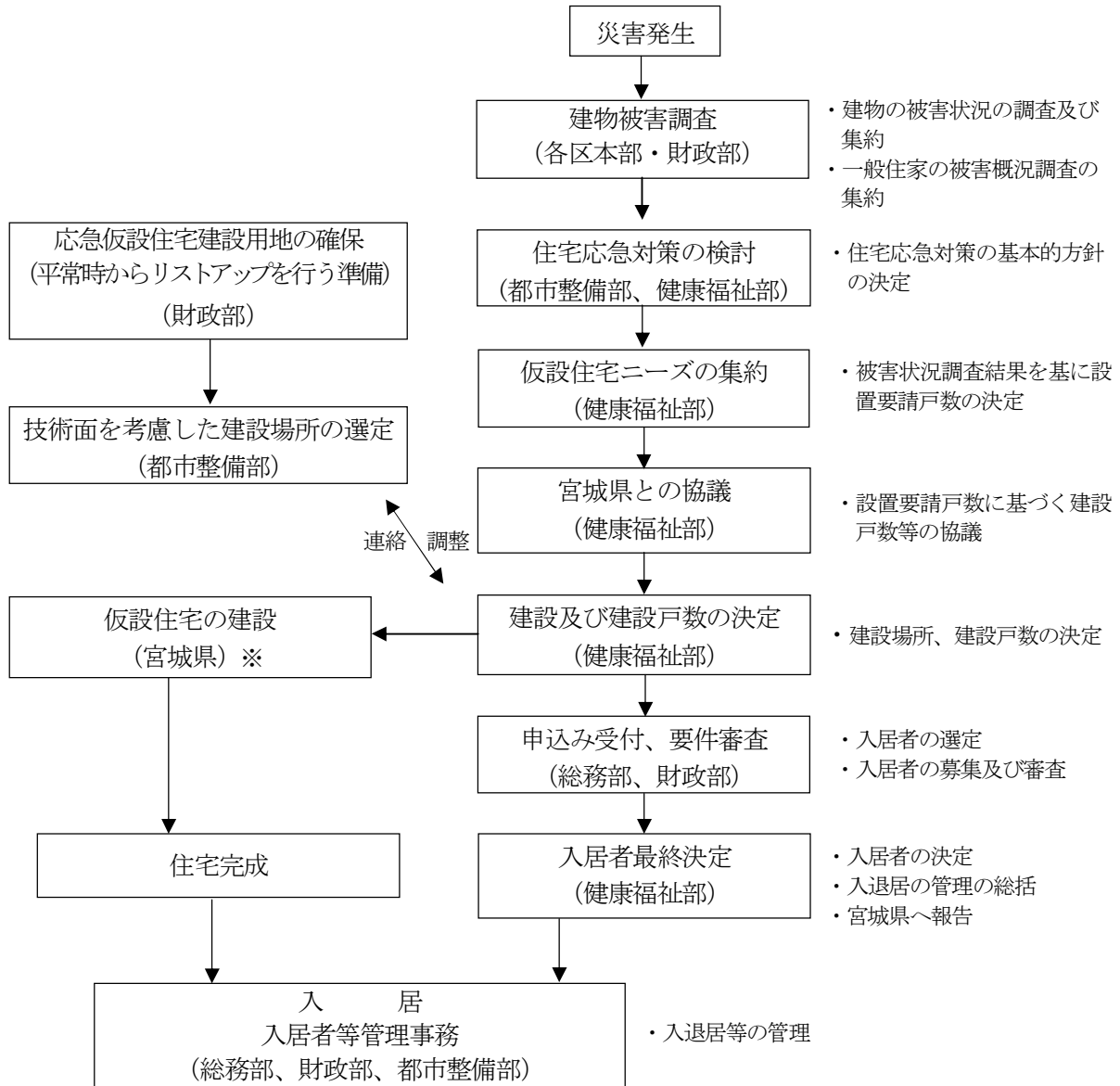
完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の期限内（最高 2 年）とする。

(7) 入居対象者

災害のため、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住宅を得ることができない者

(8) 応急仮設住宅に関する事務フロー

〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉



※ 災害救助法が適用されない場合、又は、知事から委任を受けた場合については、都市整備部が建設を行う。

4 仮設住宅以外の住宅の提供

(1) 避難住宅としての既設公営住宅の提供

災害直後に市営住宅を避難住宅として利用する場合は、目的外使用とする。

また、災害の規模に応じて県内外の公営住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

(2) 災害公営住宅の整備

災害により住宅を失った者を救済するため、被災者に対して「災害公営住宅」を整備する必要があるときは、建設、買い取り及び借り上げ等の準備を行う。

(3) 災害公営住宅整備事業の手続きの流れ

- ア 住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内、知事 → 国土交通省住宅局長）
- イ 災害公営住宅整備計画書の提出（仙台市長→東北地方整備局長）
- ウ 住宅減失戸数の査定
- エ 整備計画の内示（東北地方整備局長→仙台市長）
- オ 補助金交付申請（東北地方整備局長→仙台市長）
- カ 補助金交付決定（仙台市長→東北地方整備局長）

5 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去

(1) 災害救助法との関係

- ア 災害救助法が適用された場合
知事の委任を受けた場合に、市長が実施する。
- イ 災害救助法が適用されない場合
市長が必要と認めたときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で実施する。

(2) 被災住宅の応急修理

災害のため、被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し居住の安定を図るため、被災住宅の応急修理を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から 1 カ月以内

(3) 土石等障害物の除去

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むことに支障をきたしている者に対し、土石等障害物の除去を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊又は床上浸水し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では障害物の除去ができない世帯

イ 期間

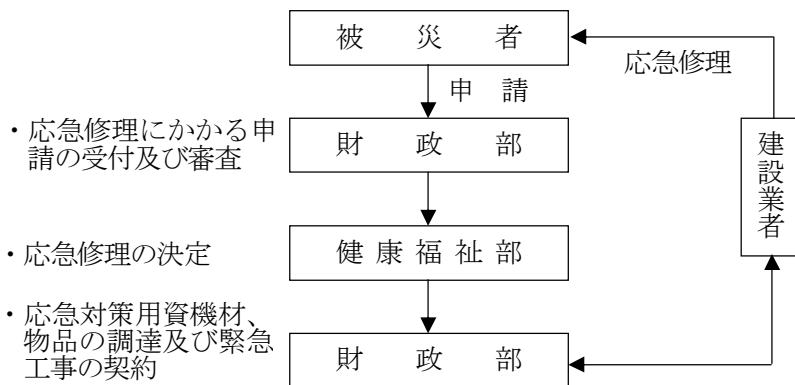
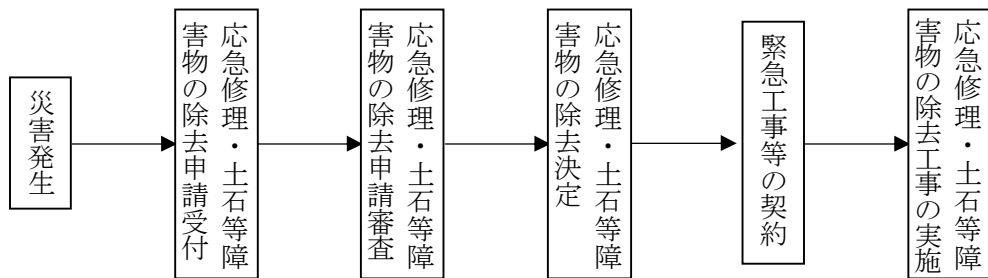
災害発生の日から 10 日以内

(4) 応急修理及び土石等障害物の除去の範囲等

居室、台所、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限定し、建設業者に委託して現物給付をもって実施する。

(5) 応急修理に関する事務処理

〈被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する事務処理〉



6 市営住宅の応急修理

市営住宅の被害状況の確認を行い、応急復旧を行う。

(1) 市営住宅の被害調査

ア 都市整備部は、市営住宅の住民の安全確保と被害状況を把握するため、現地調査を実施するとともに、必要に応じて（財）仙台市建設公社に調査を依頼し、以後の取り組み方針を決定、確認する。

イ 被害状況の確認事項は概ね以下のものとする。

- ① 現在の住宅への継続入居が不可能で別の市営住宅（応急仮設住宅を含む）を必要とする者の数
- ② 損害の程度：各団地及び棟ごとの全壊、半壊の程度の確認、継続入居可能な可否、被害額の推定
- ③ 市営住宅の空き家のうち、仮設住宅として入居の受け入れが可能な住宅数の把握

(2) 市営住宅の応急復旧

都市整備部は、災害が発生し、市営住宅に関連した被害が確認された場合は、応急復旧対策にかかる今後の取り組み方針を決定、確認する。

市営住宅の被害状況に応じた応急復旧対策を検討するため、必要に応じて（財）仙台市建設公社と協議し、応急措置をとるよう指示する。

7 建築資材及び建設要員の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行うための人員、資材等を確保するため、仙台市技能職団体連絡協議会に対して協力を要請する。

第9節 緊急輸送計画

1 実施機関及び担当業務

項 目	実 施 機 関	担 当 業 務
1 緊急輸送ルート確保	経 済 部	・空港港湾施設の被害の把握
	都 市 整 備 部	・道路交通情報の収集
	建設部、区本部	・災害対策上重要な所管道路の緊急啓開
	宮 城 県 警 察	・交通規制に関すること
	企 画 市 民 部	・宮城県警察、交通指導隊との連絡調整
2 輸送手段の確保	財 政 部	・公用車の運行調整、車両の借り上げ ・公用車の燃料の確保に関すること
	交 通 部	・緊急輸送に関する車両等の提供
3 緊急輸送に関する調整	市災対本部事務局	・緊急輸送に関する調整
4 緊急輸送の実施	区 本 部	・救援物資等の輸送及び公用車の運行調整
	各 部	・災害応急対策に必要な物資等の輸送
	消 防 部	・緊急空中輸送に関すること ・応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動調整

2 輸送の対象

段 階	輸 送 対 象
第1段階	ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員及び物資 エ 医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア 第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3段階	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

3 道路交通の確保

(1) 道路被災状況の把握

建設部、区本部は、事前に定めた緊急輸送路を中心に、速やかにパトロールを実施し、道路、橋梁の被害状況などを把握する。

(2) 通行禁止等の実施

建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察関係機関その他関係機関に通知する。

<通行制限、交通規制の実施者と根拠法>

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条第 1 項
公安委員会	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	災害対策基本法第 76 条第 1 項 道路交通法第 4 条第 1 項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法第 5 条第 1 項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法第 6 条第 4 項

(3) 道路啓開の実施

建設部、区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧等の道路啓開を行う。

なお、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるにあたっては、他の道路管理者、県警、市災害対策本部事務局とも協議の上、概ね次の基準により行う。

<p>1 公安委員会指定緊急交通路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等の箇所を考慮のうえ、被災地区外からの応援や緊急物資輸送を主に位置づけられた道路で、災害発生時には一般車両の通行を規制し、緊急通行車両のみの通行とする全国規模のネットワークとして構成する路線。</p> <p>2 宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路 災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出のため、必要最小限通行を確保する県域でのネットワーク構成路線並びに災害復旧活動の支援等に用いる河川敷道路優先順位は以下のとおり。</p> <p>ア 第 1 次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する。</p> <p>イ 第 2 次緊急輸送道路 第 1 次緊急輸送道路と市・区役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する。</p> <p>ウ 第 3 次緊急輸送道路 その他の防災・輸送拠点との連絡を図る。</p> <p>3 仙台市指定緊急輸送道路 前記緊急輸送道路を補完し、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る道路で、市域全体や各区の幹線路線をネットワークして構成する路線。位置づけは第 3 次となる。</p> <p style="text-align: center;">(資料編 : P. 153「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照)</p>

応急措置及び体制については、第 16 節「二次災害の防止」(P. 150) に定めるところによる。

(4) 緊急交通路の指定

警察は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要がある場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、必要な交通規制を実施する。(第10節「災害警備・交通規制計画」(P.126)参照)

(5) 交通指導隊の活動

仙台市交通指導隊は、災害時の交通混乱を防止するため、宮城県警察との連携を密にしながら交通安全の確保に協力する。

4 輸送車両等の確保

(1) 市保有車両の調達

原則として、各部・区本部所有のものを第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、財政部所管共用車両を使用する。

(資料編：P.152「公用自動車一覧」参照)

(2) 車両の借り上げ

財政部庁舎管理班は、各部・区本部で必要な車両に不足を生じる場合は、市災対本部事務局と協議の上、民間業者等から調達を行い、請求を行った各部・区本部に引き渡す。

(3) 協定に基づく車両等の要請

財政部庁舎管理班は、必要に応じ、市災対本部事務局と調整の上、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」(資料編P.144参照)に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。

(4) 交通部、県知事、他都市への車両等の要請

上記(2)及び(3)の方法により、さらに不足を生じる場合、市災対本部事務局は、交通部、知事、他都市等へ応援協力の要請を行う。

(5) 水道部、交通部、ガス部、消防部及び市立病院部は、独自の調達計画を定める。

(6) 燃料の調達・確保

各部・区本部は、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保するものとするが、これにより確保できない場合、市災対本部事務局は、財政部にその確保を指示すると同時に「災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定」(資料編P.144参照)に基づき、新日本石油(株)東北支店及び新日本石油精製(株)仙台製油所に対し協力を要請する。

(7) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。

ア あらかじめ事前届出済証の交付を受けている車両については、所管する各部・区本部が警察署等において交付を受ける。

イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部・各区本部で緊急通行車両等確認申請書により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。なお、申請にあたっては、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に定める別記様式第1（資料編：P157）を2枚作成し、管轄の警察署に申請するものとする。

ウ 財政部が調達した車両については、財政部で緊急通行車両等確認申請書により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。

（資料編：P. 154「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」参照）

5 空路輸送

(1) 消防防災ヘリコプターの活用

災害の状況によりヘリコプターによる空路輸送を必要とするときは、市災対本部事務局は、消防部と協議の上、消防防災ヘリコプター（消防組織法等に基づく応援ヘリコプターを含む）の活用を図る。

なお、救急・救助のためのヘリコプターの活用については、第12節「救急・救助計画」（P. 132）の定めるところにより消防部が行う。

(2) 自衛隊その他の機関への空路輸送の要請

市災対本部事務局は、必要に応じ、自衛隊その他の機関にヘリコプターによる空路輸送の要請を行う。

（資料編：P. 158「各機関所有のヘリコプター一覧」参照）

(3) ヘリコプターによる空路輸送ニーズに関する調整

各部・区本部のヘリコプターの利用ニーズは、市災対本部事務局で取りまとめ、消防部、自衛隊その他の機関に伝える。

(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定

市災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な個所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸に伴う安全の確保のための措置をとる。

< 離 着 陸 場 一 覧 >

区 分	名 称	所 在 地
飛 行 場	仙 台 空 港 仙台ヘリポート	名取市下増田字南原 仙台市若林区荒浜字今切 29 番 2
飛行場外離着陸場	福 岡 訓 練 場 石積常設訓練場 種 次 訓 練 場	仙台市泉区福岡字岳山地内 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市若林区種次字川前地内
飛行場外離着陸場適地	（資料編：P. 159「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）	

※1 上記のほか、霞の目飛行場（陸上自衛隊）、宮城県庁屋上があり、非常時にはそれぞれの管理者の許可を受けて使用することができる。

※2 飛行場外離着陸場は、仙台消防ヘリコプター（仙台市消防局）の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。

※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。

6 海上輸送

災害の状況により海上輸送が有効と認められる場合は、知事を通じて関係機関に協力を要請する。

7 災害時の緊急輸送に関する調整

(1) 道路交通情報の収集

都市整備部（総合交通政策）は、警察、日本道路交通情報センター等から交通規制状況、道路の啓開状況その他道路輸送に必要な情報を収集し、集約の上、市災対本部事務局及び各部・区本部に情報を提供する。

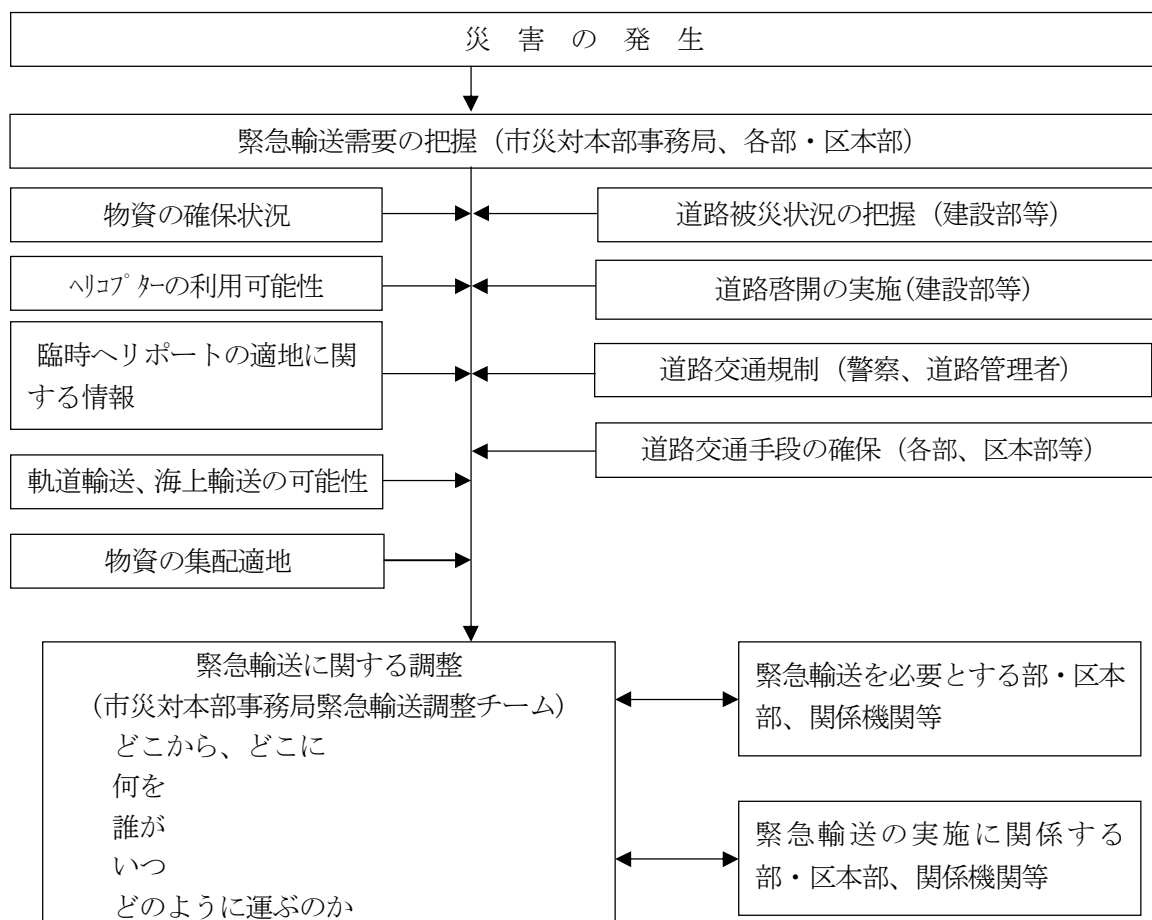
(2) 緊急輸送に関する調整

市災対本部事務局は、下記の状況を確認し、効率的な緊急輸送を行うことができるよう、関係する部・区本部及び関係機関と必要な調整を行う。

この場合、市災対本部事務局は、必要に応じ、都市整備部（総合交通政策）その他関係機関の協力を受け、市災対本部事務局内に「緊急輸送調整チーム」（仮称。以下同じ）を組織し調整にあたる。

- ア 道路交通情報
- イ 物資の集積及び搬送拠点
- ウ 避難所の開設状況
- エ ヘリコプター離発着場の設置状況
- オ 輸送手段の確保状況

<輸送に関する調整フロー>



第10節 災害警備・交通規制計画

災害警備の実施にあたっては、警察の各部門が相互に連携して総合力を発揮するとともに、他の防災関連機関と協力して被害状況を的確に把握し、住民等の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持等を行う。

1 警備活動

(1) 警備体制の確立

災害が発生した場合には、次のとおり警備本部を設置して指揮体制を確立する。

ア 警備要員の非常参集

災害が発生した場合、警察職員は「宮城県警察非常招集規定」及び「警察署非常招集計画」の定めるところにより非常参集する。

イ 警察本部災害警備本部の設置

警察本部に宮城県警察災害警備本部を設置し、本部長が警備本部長となり、総括指揮にあたる。

ウ 警察署災害警備本部の設置

警察署に警察署災害警備本部を設置し、警察署長が警備本部長となり、管内の総括指揮にあたる。

エ 災害警備本部の組織及び任務

警察本部災害警備本部と警察署災害警備本部の組織及び任務等は、別に定める災害警備計画等によるものとする。

(2) 部隊運用等

ア 機動隊、広域緊急援助隊等の災害警備部隊は、被害の発生状況、態様等に応じて警備本部長が運用する。

イ 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護及び避難誘導等の措置をとる。

(3) 警備活動

災害により被害が発生した場合及び被害の拡大防止のため、概ね次の警備活動を行う。

ア 被害の実態把握と災害情報の収集・伝達

イ 被害者の救出、避難誘導

ウ 行方不明者の調査

エ 遺体の検視、見分

オ 交通規制

カ 公共の安全と秩序の維持

2 交通規制

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 情報収集

警察本部は、現場の警察官及び関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制

ア 基本方針

- ① 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制
 - a 一般車両の走行抑制と被災区域内への流入を原則的に禁止する。
 - b 被災地外への流出は原則として無制限とする。
- ② 避難路及び緊急交通路への流入抑制
原則として緊急通行車両以外の一般通行車両は通行を禁止又は制限する。
- ③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出制限
インターチェンジからの被災地内への流出を制限する。
- ④ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施
 - a 緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は指導を実施する。
 - b 一般車両の走行は極力抑制する。
- ⑤ 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用
- ⑥ 緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるよう道路管理者に対する必要な措置の要請

イ 緊急交通路確保のための措置

- ① 交通管制施設の活用
効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- ② 放置車両の撤去
緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ③ 運転者に対する措置命令
緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- ④ 障害物の除去
緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。
- ⑤ 関係機関との連携
交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を保つ。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助手段を活用して行う。

エ 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

オ 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

カ 自衛官及び消防吏員の措置

通行禁止区域等において警察官がその場にはいない場合に限り、派遣を命ぜられた自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により次の措置を行うことができる。

- ① 緊急通行車両の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、必要な措置を命ずること
- ② 命令の相手方が命じられた措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合は、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損すること

自衛官及び消防吏員が上記の措置を行った場合は、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。

ア 確認場所

警察本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署の他、交通検問所において実施する。

イ 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車両番号標に表示されている番号
- ② 輸送人員又は品名
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

ウ 標章等の交付

警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

第 1 1 節 火災等に対する活動計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	・火災の警戒、鎮圧、延焼防止に関すること ・人命の救助、救護に関すること ・災害の拡大防止に関すること

2 組織

火災等から市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を軽減するため、消防の施設、装備、人員を最大限に活用して消防活動態勢を確立する。

(1) 消防活動態勢の強化等

ア 消防活動態勢の強化

風水害等により被害が発生し、又は発生が予想される場合などには、職員を非常招集し、警防本部(消防局)及び大隊本部(消防署)の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して、消防活動態勢を強化する。

イ 災害対応会議

被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合は、災害対応会議を開催し、消防活動の方針や部隊運用、緊急消防援助隊の応援要請など重要な意思決定を行い、効果的な消防活動を行う。

ウ 災害対策本部への情報連絡員の派遣

災害対策本部が設置された場合、警防本部(消防部)は市災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

エ 宮城県石油コンビナート等防災本部への本部員等の派遣

警防本部長は、宮城県に石油コンビナート等防災本部の召集があった時は、宮城県石油コンビナート等防災計画に定める本部員等を派遣するとともに市災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(2) 職員の動員

消防部が別に定める「仙台市消防局非常配備基準」により、勤務時間外の職員は直ちに召集する。

3 消防活動

消防活動は、人命救助を第一とし、消火の活動は延焼防止を主眼とする。

(1) 情報収集

情報は、有線通信の途絶、無線通信施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、防災関係機関との密接な連携を確保し、的確な情報収集に努める。

ア 警防本部の措置

消防署所からの情報、高所監視カメラ・消防ヘリコプターによる情報、119 番受信時の情報及び防災関係機関からの情報を分析し、消防活動の方針を決定するとともに、必要に応じ、情報を市災対本部事務局、国、県等に通報する。

イ 大隊本部の措置

参集者からの聴取、パトロール等により積極的な情報収集を行うとともに、市民からの災害通報を集約し、警防本部に通報する。

(2) 部隊統制

部隊の運用は、原則として警防本部が統制を行う。ただし、災害が同時多発し、警防本部での統制が困難な場合は、部隊運用の一部を大隊本部が行うものとする。

(3) 救急・救助活動

救助・救急活動は、特別救助隊及び救急隊を主軸として組織的な活動を実施するとともに、関係機関と密接に連携した活動体制を確保する。

(4) 航空活動

航空隊は、初動時における市内の被害状況等の把握、調査、救助、救急活動などのほか、人員、物資及び資機材の輸送、広報活動等を行う。

(5) 避難誘導

警防本部長及び大隊本部長は、人命に危険があると認めるときは、直ちに消防職員又は消防団員等をもって住民を避難させる。

(6) 消防隊等の応援要請

ア 応援要請

① 警防本部長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合には、宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）に基づき応援要請を行う。

（資料編：P.141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

② 警防本部長は、本市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断した場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年8月2日策定）に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

イ 調整本部の設置等

① 警防本部長は、緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、仙台市災害対策本部直近の場所に、緊急消防援助隊調整本部を設置する。

② 警防本部長は、緊急消防援助隊指揮支援部隊長等が行う応援部隊の活動管理等及び関係機関等との連絡調整に資するため、警防本部直近の場所に、緊急消防援助隊支援本部を設置する。

ウ 警防本部長は、宮城県に緊急消防援助隊調整本部が設置された場合、代表消防機関として職員を緊急消防援助隊調整本部に派遣する。

（資料編：P.146「緊急消防援助隊受援体制」参照）

4 消防団

(1) 消防団本部の設置

非常時の大隊本部が設置された場合は、消防団長を本部長とする消防団本部を大隊本部に併設する。

(2) 消防団員の動員

災害の発生又は発生するおそれがあるときは、警防本部長の非常配備発令に基づき団員の動員を行う。

(3) 消防団の活動

ア 地域住民に対し、出火防止と初期消火の徹底を広報する。

イ 消防職員隊と連携して、消火、人命検索、救助、救急活動等を行う。

ウ 避難の勧告・指示がなされたときは、避難方向、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導にあたる。

第12節 救急・救助計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	救急、救助の実施及び関係機関との相互連絡に関すること

2 救急・救助活動

(1) 救急活動

多数の救急事案が発生している場合は、人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立する。

ア 臨時救急隊を編成し、現地救護所での活動や医療機関等への搬送を実施する。

イ 健康福祉部と連絡を密にして、負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。

ウ 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

(2) 現地救護所の設置

多数の負傷者が予想される場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地等に救護所を設置し、次の措置を講ずる。

ア トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び医療機関を決定する。

イ 負傷者に対する応急処置を実施する。

ウ 必要に応じて、市災対本部を通じ、医療救護班の派遣を要請する。

(注) トリアージとは、負傷者の緊急度や重症度に応じて適切な処理や搬送を行うために、負傷者の治療優先順位を決定すること

(3) 救助活動

同時に多数の救助事案が発生したときは、早期に救助体制を確立する。

ア 救助隊を臨時に編成する。

イ 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。

ウ 人命救助上必要ある場合は、区本部を通じ、クレーン車、ブルドーザー等民間の特殊車両の出動を要請する。

エ 救助事案が同時に多発し、多数の負傷者が発生した場合は、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。

3 ヘリコプターによる救助・救急搬送

(1) 本市以外の医療機関に傷病者を緊急に搬送する必要がある場合は、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(2) 広域航空消防応援要請

ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等に応援が必要な場合は、宮城県広域航空消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）、東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（平成8年1月22日施行）、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日消防震第19号）及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防救第61号）により出動要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の活動等

- (1) 宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づいて実施する。
- (2) 緊急消防援助隊による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に仙台市消防受援計画（平成9年4月15日施行）に基づいて実施する。

（資料編：P.146「緊急消防援助隊受援体制」参照）

5 民間による患者等搬送事業者への協力要請

負傷者の搬送について、必要に応じ民間による患者等搬送事業者に協力を要請する。

第13節 医療救護・保健・防疫計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担 当 業 務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療、助産、救護活動の統括に関する事 ・医療救護班の編成に関する事 ・医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 ・医療機関との総合調整に関する事 ・医療ボランティアに関する事 ・被災地の防疫の統括、防疫班の編成に関する事 ・防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 ・被災動物の保護、管理に関する事 ・災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事
経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の防疫に関する事
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動及び負傷者の救護に関する事 ・医療機関の被害状況の把握に関する事 ・医療ボランティアの活動の支援に関する事 ・被災者に対する保健相談及び指導に関する事 ・被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 ・被災地域及び避難所における防疫に関する事

2 医療救護の実施

市は、災害救助法が適用された場合は県を補助し、災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めたときは独自に、関係機関の協力を得て医療救護を実施する。

災害時においては、建物、工作物等の倒壊、洪水、崖崩れなどの発生により、同時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被災し診療機能が低下するため、一次的に地域の医療能力をはるかに超える医療需要が発生することが予想される。

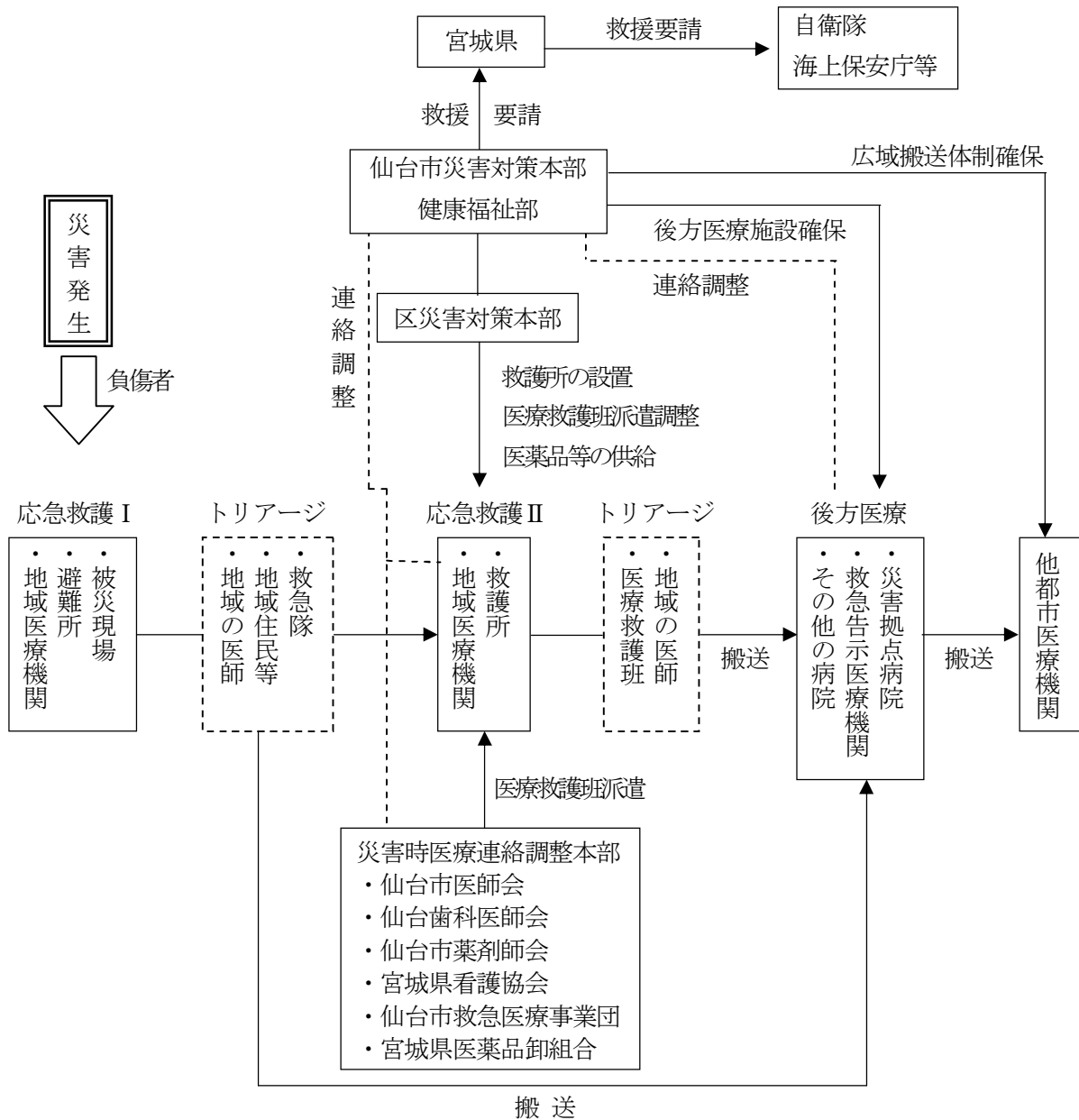
市は、このような医療需要に対応するため、関係機関との連携を図りながら、救護所の設置、医療救護班の派遣及び後方医療体制の確保など、適切な医療救護を実施する。

3 災害時医療体制

(1) 災害時医療体制の概要

災害時の医療救護の概要は次のとおりである。

〈災害時医療体制図〉

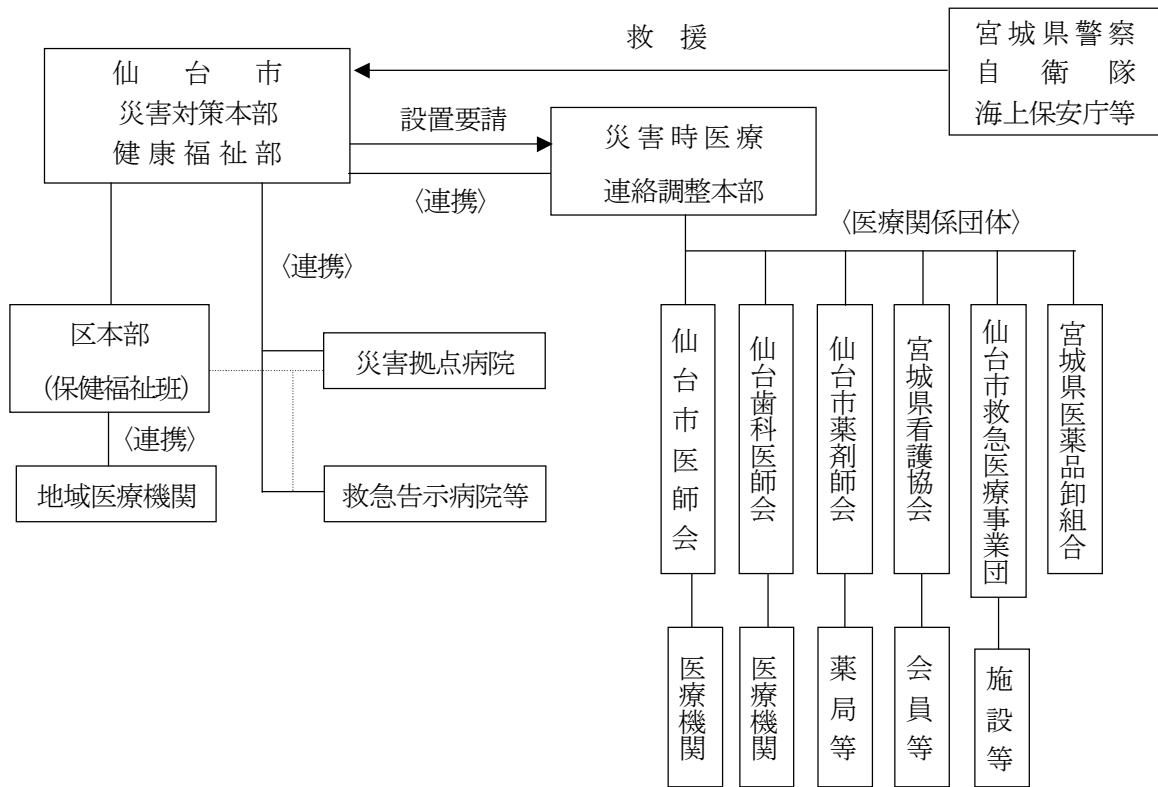


(2) 災害時医療連絡調整本部

市は、災害時の医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や仙台市医師会をはじめとした医療関係団体、その他の関係機関と連携してこれにあたる。

そのため、健康福祉部は仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会その他の関係機関に災害時医療連絡調整本部の設置要請を行うとともに連絡員を派遣し、医療に関する情報収集や連絡調整を一元化し、各機関の連携のもと医療救護活動を行う体制の整備を図る。

〈 連 携 体 制 図 〉



(3) 区本部（保健福祉センター）

地域における医療救護は、保健福祉センターを拠点として地域医療機関や医療救護班等との連携の下に行う。区本部保健福祉班は、地域の医療救護活動の核として、地域の医療機関と協力して概ね次の業務に当たる。

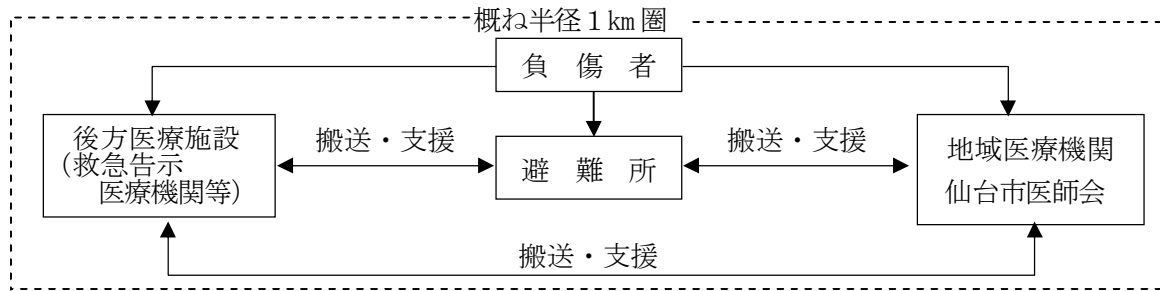
- ア 医療情報の収集、提供
- イ 救護所の開設
- ウ 保健福祉センター医療救護班の編成
- エ 管内医療救護活動の統括
- オ 救護所及び医療機関への医薬品等の供給
- カ 医療ボランティアの活動支援
- キ 管内医療機関との連絡調整
- ク 保健、防疫活動
- ケ その他地域の医療救護に必要となる事項

(4) 初動時の対応

災害発生直後における対応は次のとおりである。

- ア 健康福祉部
 - 速やかに災害時医療連絡調整本部の設置を要請し、医師会等との連携体制の整備を図るとともに、医療情報の収集を行い、医療救護班派遣の準備及び後方医療機関の確保を図る。
- イ 区本部保健福祉班
 - 管内の負傷者の発生状況及び医療機関の被害状況等の情報を収集し、必要な救護所を設置する。また、医療情報を健康福祉部に報告し、併せて医療救護班の派遣を要請する。
- ウ 医療機関等
 - 次頁図のとおり後方医療施設、仙台市医師会及び医薬品等を備蓄している避難所等の連携により地域内での自律的対応を行う。

<初動連携体制>



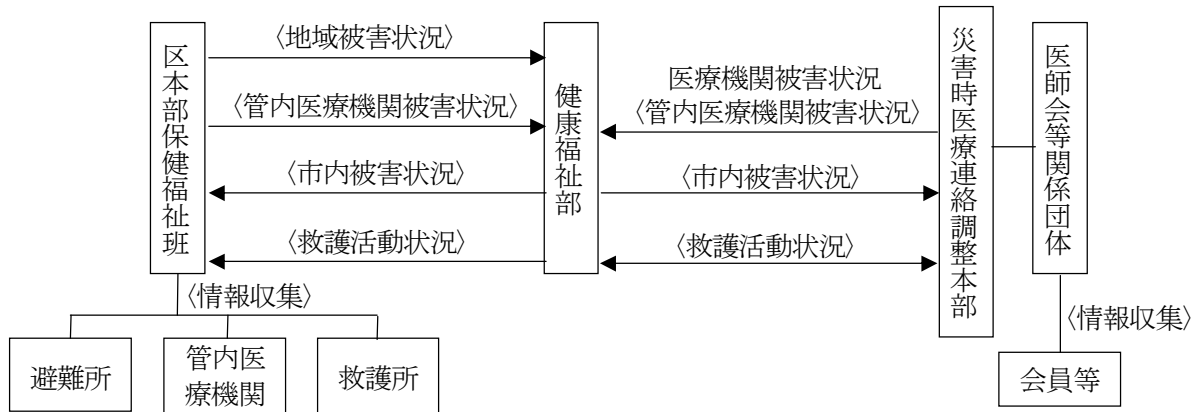
4 医療情報の収集伝達

(1) 収集体制

区本部保健福祉班は、管内の各医療機関の被害状況や活動状況等について把握し、健康福祉部に報告する。

健康福祉部は、各区本部保健福祉班からの情報を取りまとめるとともに、災害時医療連絡調整本部において医師会等関係団体と密接に連携し、各関係団体が収集した情報とあわせ、医療情報を一元的に把握する体制を確立する。

<医療情報収集体制図>



(2) 提供体制

収集した医療情報は、第4節「災害広報・広聴計画」(P.93)に定めるところにより、広報を行うとともに、保健福祉センターや救護所を通じて市民や各医療機関に情報提供を行う。

5 応急救護体制

(1) 救護所の設置

災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想され、地域の医療機関だけでは対応が困難な場合には、応急的な救護を行うため、次により救護所を設置する。

救護所	設置者	設置場所等
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。

(2) 医療救護班

ア 医療救護班の派遣

健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、区本部又は消防部を通じ（状況によっては直接に）救護所又は被災医療機関等に対し必要な医療救護班を派遣する。

区本部保健福祉班は、応急救護所、避難所内救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請するとともに、受け入れた医療救護班を救護所又は被災医療機関等に派遣する。また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、保健福祉センター所長を班長として自ら医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

消防部は、現地救護所を設置した場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請するとともに、受け入れた医療救護班を救護所に派遣する。

イ 医療救護班の編成及び派遣機関等

健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合には、災害時医療連絡調整本部を通じて各医療救護班派遣機関に医療救護班の派遣を要請する。

医療救護班の編成は、原則として医師、看護師、事務員等若干名とし、医療救護班登録制度を設け、各機関からの派遣可能な班数をあらかじめ登録しておく。

※ 仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料編 P.144 参照）を締結

<医療救護班派遣機関（要請先）一覧>

医療救護班の種別	編成等	派遣機関（要請先）
医療救護班 （※DMATを含む）	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県（DMAT）
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会

※ DMAT（災害急性期に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できる機動性を持った訓練を受けた医療チーム）災害拠点病院に自立的に入り、災害医療に従事するもの

ウ 他の地方公共団体からの応援救護班

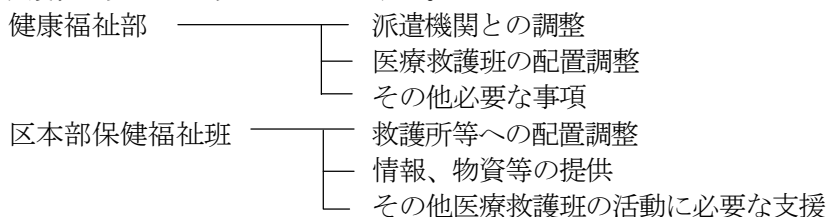
災害の規模が大きく、市内の医療救護班では不足する場合や、市内の医療機関の被害が大きく医療救護班を派遣できない場合には、災害時の相互応援協定を結んでいる他の地方公共団体に対し、医療救護班の派遣を要請する。

要請先は次のとおりである。

協定等	派遣要請先
16大都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	当該都市の衛生主管部局
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	応援調整都市の衛生主管部局 正：福島市 副：山形市
宮城県市町村相互応援に関する協定締結団体の救護班	県知事を通じ要請

エ 医療救護班の受入れ

医療救護班の受入れは次のとおりとする。



オ 医療救護班の業務内容

医療救護班は、保健福祉センター所長の指示の下、救護所、被災医療機関、また避難所等の医療救護活動を行う。

① 医療救護班の行う業務内容は、原則として次に示す内容とする。

・ 傷病者に対する応急措置	・ トリアージ
・ 軽傷者等への医療	・ 助産
・ 応急歯科治療（歯科医療救護班）	・ 服薬指導（薬剤師救護班）
・ 医薬品集積所等における医薬品管理（薬剤師救護班）	

② 状況により次の業務も行う。

・ 死亡の確認	・ 遺体の検案	・ 被災医療機関での医療
---------	---------	--------------

6 後方医療体制

(1) 後方医療の確保

救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要がある。

健康福祉部は災害発生後速やかに、災害時用の病院連絡網等を通して、空床等後方医療機関の情報を収集し、搬送先医療機関の確保を図るとともに、消防部や区本部保健福祉班と協力して救護所や地域医療機関からの搬送・転院搬送需要に対応する。

また、市内の後方医療施設では対応能力が不足する場合には、他都市の医療機関に搬送することとし、県知事や他の自治体の協力を要請する等必要な措置を取る。

(2) 負傷者の搬送体制

被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、第12節「救急・救助計画」(P.132)により消防部が中心となって行う。

医療機関からの市内・市外医療機関への搬送については、消防部、健康福祉部、区本部保健福祉班及び医療機関が協力して、ヘリコプター等の輸送手段も考慮し搬送体制の確保を図る。

なお、必要に応じ直接又は県知事を通じて、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を受ける。

7 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の調達体制

救護所等で使用する医薬品及び用具については、市立小中学校及び保健福祉センター等に備蓄を行っている。

区本部保健福祉班は、救護所や地域の医療機関等での医薬品等の不足状況を把握し、健康福祉部に対し不足している医薬品等の供給を要請する。

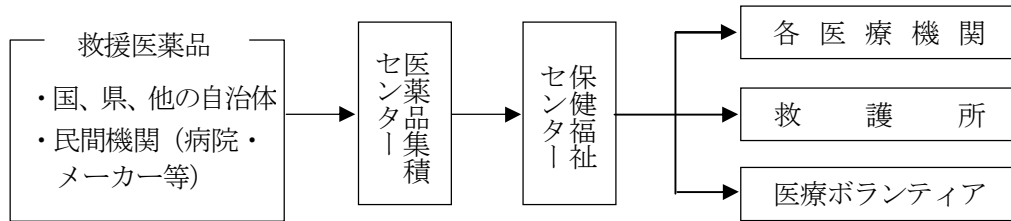
健康福祉部は、「災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定」（資料編 P.144 参照）に基づき、宮城県医薬品卸組合に供給を要請する。

なお、不足を生じた場合には県知事に補給の要請を行う。

(2) 供給体制

医薬品等の供給にあたっては、原則として健康福祉部が設置する医薬品等の集積センターから、各保健福祉センターを経由して救護所や医療機関等に供給する。

集積センター及び保健福祉センターには、医薬品等管理のための薬剤師を配置することとし、必要に応じ仙台市薬剤師会に薬剤師救護班の派遣を要請する。



8 医療ボランティアの支援

健康福祉部は、医療ボランティアの相談窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班と連携し、必要に応じ情報や物資の提供等の活動支援を行う。

9 在宅医療及び医療中断問題

区本部保健福祉班は、人工透析患者、在宅医療患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関や健康福祉部と連携を取りながら、医療機関への患者の収容等適切な対応を取る。

健康福祉部は、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の収容先医療機関の確保を図る。

10 保健活動

(1) 健康相談活動

避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者からの健康相談に応じる体制が必要である。

区対策本部保健福祉班は、避難所に健康相談所を設置した際、また、仮設住宅、被災者宅等の巡回時の健康調査にあわせて、被災者からの各種の健康相談に応じる。

(2) 精神保健活動

大災害時には、被災者がショックにより、心身が不安定な状態になることがあることから、区本部及び健康福祉部は、健康相談活動等の中で心のケアを行うとともに、状況に応じて、国、都道府県、政令指定都市に対し、精神科医療チームの派遣を要請していく。

(3) 歯科保健活動

避難所等での生活においては、口腔内の清潔を保つことが困難な場合が多く、歯科疾患の増加が予想される。

区本部保健福祉班は健康相談活動時に必要に応じ歯科保健指導を行う。

健康福祉部は区本部に対し、必要な歯科医療救護班を派遣するとともに、仙台歯科医師会等と連携し、診療体制を確保する。

11 食品・飲用水の安全確保

(1) 食品の安全確保

区本部保健福祉班は、必要に応じ食品衛生相談所の設置、緊急援助物資（食料品）の安全確保及び営業施設・給食施設の監視指導にあたる。

(2) 飲用水の衛生確保

区本部保健福祉班は、必要に応じ飲用水の使用状況の把握及び飲用水の衛生指導にあたる。

12 防疫活動

(1) 災害発生時の活動

- ア 健康調査及び健康診断を実施する。
- イ 予防教育及び広報活動を行う。

(2) 消毒作業の実施

保健福祉センター所長が消毒を必要と認めた場合には、消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。

(3) 消毒薬剤の配付

- ア 大規模な被災により広範囲に消毒作業が必要な場合は、健康福祉部に薬剤調達を依頼し、区本部保健福祉班が町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。
- イ 消毒薬剤配布の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。

(資料編：P.176「消毒用機材等配置及び薬剤在庫状況」参照)

13 家畜の防疫対策

経済部は、宮城県仙台家畜保健衛生所が行う家畜の検査、注射又は薬浴等の実施についての周知及び指導に努める。

14 被災動物の保護・収容

(1) 被災地域における被災動物の保護・収容

飼い主の分からない動物や放し飼い状態の動物が多数発生すると予想されることから、健康福祉部は、仙台市獣医師会等と連携を取りながら適切な対応をとる。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

健康福祉部は、区本部等と連絡を取りながら、飼い主と共に避難所等に避難した動物の適正な飼育と環境衛生を指導する。

第14節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・ 遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関する こと ・ 葬祭業者との連絡調整に関すること ・ 墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること
消防部	・ 行方不明者の捜索に関すること
区本部	・ 遺体安置所の開設及び運営に関すること
宮城県警察	・ 行方不明者の捜索に関すること ・ 遺体の検視・見分に関すること
日本赤十字社 宮城県支部	・ 遺体の処理に関すること
塩釜海上保安部	・ 行方不明者の捜索に関すること ・ 遺体の検視、見分に関すること

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況からすでに死亡していると推測される者の捜索を行う。

(2) 行方不明者の捜索活動

災害現場の状況に応じて、警察、消防、消防団、塩釜海上保安部、自衛隊・応援機関及び地域団体等が相互に協力し、生存の可能性のある者を優先し、捜索にあたる。

3 遺体の検視（遺体見分）、収容及び処理

(1) 遺体の収容及び処理

仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。

(2) 検視

警察及び塩釜海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視を行う。

(3) 遺体数の把握

仙台市は、警察官及び塩釜海上保安部が検視を行った検視遺体数及び病院、消防等関係機関の把握にかかる検視を経ないで医師が災害に起因する死亡と判断した遺体数を確認する。

(4) 遺体取扱い

仙台市は、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。

- (5) 遺体安置所の設置
市民センター、寺院、教会等の関係団体等と協議し、遺体の収容先として指定する。
- (6) 遺体処理の対象者
遺体処理の対象者は遺体収容所に搬送された遺体とする。
- (7) 遺体の収容及び引き渡し
遺体引き渡し時に引取人がいない場合又は収容場所がない場合は、指定した遺体収容所に搬入するよう関係機関に連絡する。また、必要に応じ、葬祭業者等に搬入を委託する。
- (8) 遺体の身元確認
警察は、身元不明者については、人相・所持品・着衣・その他の特徴等を写真撮影し、指紋・DNA鑑定等に必要な資料を採取し、身元の確認に努める。
- (9) 引き渡しを受けた遺体の洗浄等
 - ア 遺体収容所において、区本部保健福祉班は、遺体の洗浄等の処理について、関係各機関との調整を行う。
 - イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。
- (10) 遺体の一時保存
 - ア 遺体は腐敗を防止するため、ドライアイスで冷却する。
 - イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。
 - ウ 身元不明者の遺留品は遺体とともに保管する。
 - エ 遺族（関係人）から火葬の依頼があった場合は、その調整を行う。
 - オ 身元不明の遺体で、公衆衛生上の観点から保健福祉センター所長が必要と認める場合は、火葬を行う。
 - カ 身元不明の遺体の火葬を行う場合は、警察に連絡し、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを確認する。
 - キ 身元不明の遺体の火葬終了後の遺骨は、斎場に保管する。遺品がある場合は遺骨とともに保管する。

4 遺体の埋火葬方法

- (1) 緊急火葬体制の整備
 - ア 火葬場関係対応
 - ① 斎場の被害状況を把握する。
 - ② 斎場の被害状況に応じた応急復旧計画を策定する。
 - ③ 災害の状況に応じた斎場の緊急火葬体制を策定する。
その際、身元不明者の遺骨、遺品を保管する場所を設置する。
 - ④ 必要に応じ、生活衛生班に市民に対する火葬相談窓口を設置する。
 - ⑤ 必要に応じ、斎場への人員応援（派遣）体制を整備する。
 - ⑥ 各区戸籍住民課あて埋火葬許可証の即時発行を依頼する。
 - イ 広域緊急火葬体制整備
火葬が本市の斎場で間に合わないと判断したときは、次の事項を実施する。
 - ① 他自治体あての火葬依頼必要数を把握する。
 - ② 近県、近隣市町村の緊急受け入れ体制（能力）を確認する。

- ③ 他自治体あての火葬依頼計画を策定し、依頼する。
また、必要に応じ県に対し調整を依頼する。

(資料編：P. 177「県内火葬場一覧」参照)

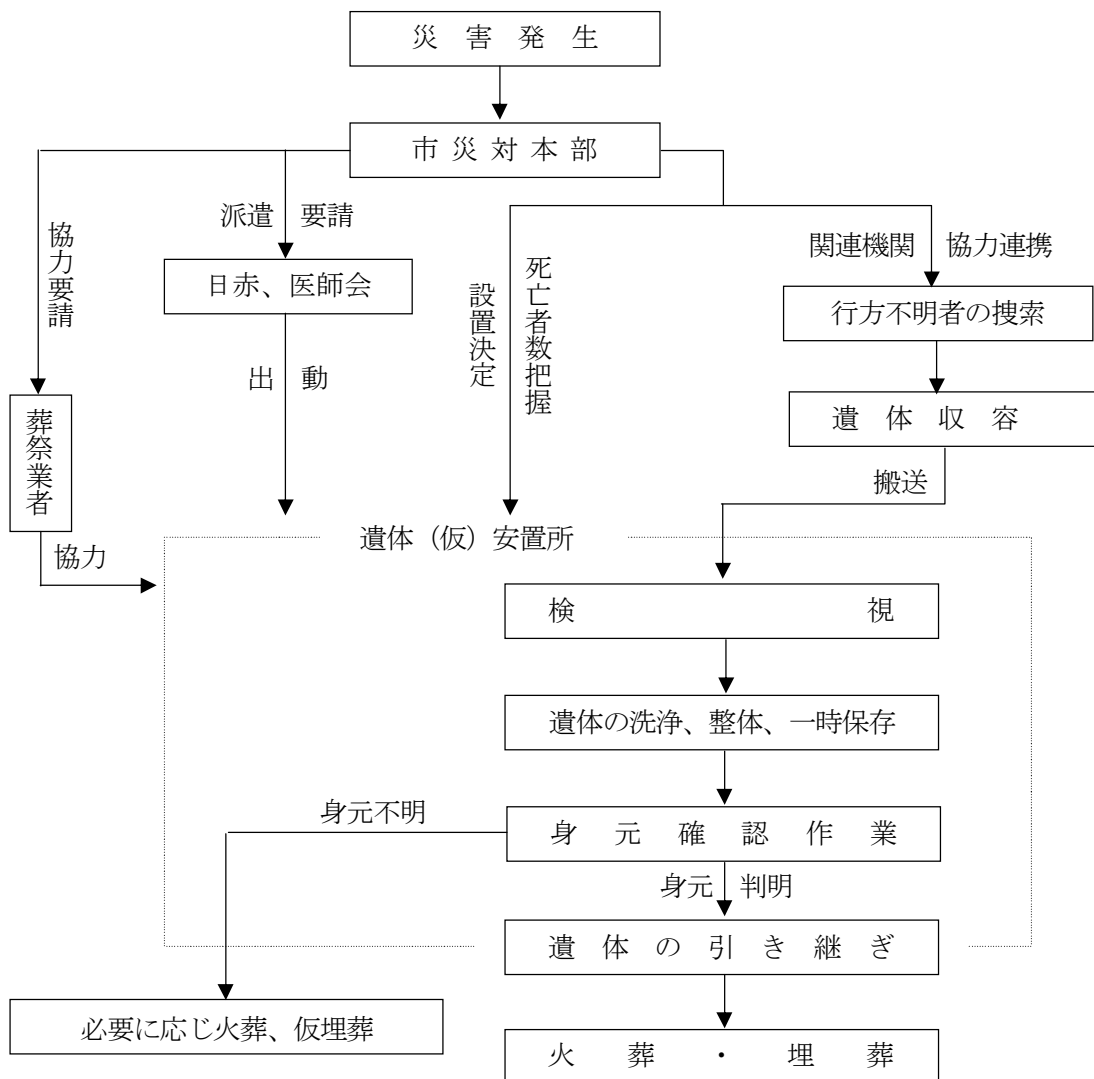
(資料編：P. 179「他県の主な市の火葬場一覧」参照)

(2) 葬祭業者との連絡等

- ア 葬祭業者に、棺等必要な物品の手配を依頼する。
イ 葬祭業者に、緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。
ウ 葬祭業者に、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。
エ 上記の具体的な取組等については、葬祭業者等の関係業界との協定に基づく。

(資料編：P. 141「災害時における協力に関する協定」参照)

<行方不明者の搜索、遺体の收容等のフロー図>



第15節 清掃計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
環境部	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物の処理計画の策定及び処理の総括に関する事・廃棄物処理業者への指導及び連絡調整に関する事・産業廃棄物排出事業者の指導に関する事・その他産業廃棄物の処理の指導に関する事・仮設トイレの調整に関する事・災害時の廃棄物の応急収集及び処分に関する事
区本部	<ul style="list-style-type: none">・避難所の開設及び運営管理に関する事

2 災害時の清掃計画の基本方針について

大規模な風水害時には、災害による粗大ごみや残材等の大量の発生が予想されるとともに、生活ごみやし尿等についても道路交通の混乱やライフライン施設等の被害等により処理の困難な状況が想定されるため、環境部は、各種被害状況の収集に努め、清掃に関する基本的な方針を策定し、その対策を実施する。

3 緊急・応急体制の整備について

災害時の応急体制が迅速に行われるように事前に近隣市町村、一部事務組合、廃棄物関係団体等間の緊急連絡網の整備を進める。

また、市の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し、使用不能若しくは処理能力が著しく低下した場合に備え、近隣の市町村の廃棄物処理施設の処理能力を事前に把握し、当該市町村や一部事務組合、廃棄物関係団体等と協力して、災害時の適切な処理が図られるように調整する。

その上で、緊急出動体制の整備と応急体制の確保を次のとおり進める。

(1) 緊急出動体制の整備

災害による廃棄物処理施設の破損に備え、主要な設備機材の補修用備品の備蓄・点検を図る。

また、災害時に焼却工場内のピット残量を確認して廃棄物の一時貯留量の把握が速やかに行うことができる連絡体制の整備を進める。

市の収集運搬車両、清掃用具の整備を行い、また、収集運搬業務の主要部分を担う委託業者や許可業者と調整の上、保有する車両等の状況把握や災害時の協力体制の整備を進める。

廃棄物収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合、収集運搬については、関係団体との連絡体制の整備を図り、処理能力の低下については、焼却工場への一時貯留や埋立処分場への直接埋立等の判断が迅速に可能となる庁内の連絡体制のそれぞれの整備を図っていく。

(2) 応急体制の確保

一般廃棄物と災害によって生じたがれきなどの災害廃棄物並びにし尿を中心に、分別（し尿を除く）、処理、埋立等についての処理・処分並びに災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保等を内容とする実施計画の作成を進め、応急体制の整備に努める。

ア 計画の策定にあたって、被害想定データを基に、短期間に大量の廃棄物が発生した場合の一時保管場所である仮置場候補地のリスト化を行い、所管する庁内並びに関係機関と利用調整を図って、災害後の仮置場指定の迅速化の準備を進める。

また、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の予想量を算定し、それぞれの内容に応じて、本市での処理予想や近隣市町村等への応援要請も含めた処理・処分方法を検討する。特に災害廃棄物等に含まれるアスベストの取扱いについては、一時保管場所や処理方法などを事前に十分検討する。

イ 廃棄物処理施設やし尿処理施設のある近隣市町村、一部事務組合を事前に把握し、当該施設の処理・処分の可能な廃棄物等の性状を確認する。その上で、市の処理・処分能力が低下した場合の協力・応援体制について調整する。

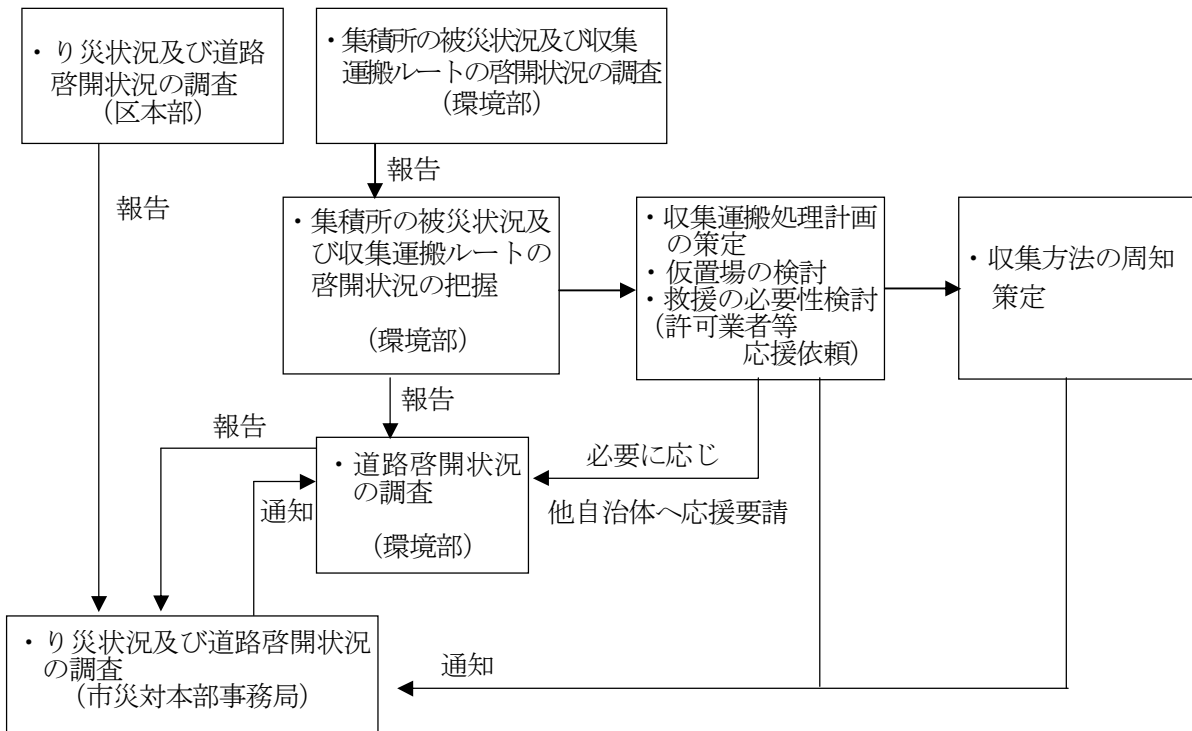
4 一般廃棄物の収集運搬

(1) 生活ごみの収集処理

ア 生活ごみの収集

- ① 集積所、収集運搬ルート、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するにあたっては、委託業者との相互応援体制を整備し、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図るが、災害の状況によっては収集方法、ルートの変更や許可業者、他都市及び県へ応援の要請を行う。
 - a 災害時の道路交通の遮断・渋滞及び集積所破損等から通常の収集運搬ルートの確保が困難になる状況が想定されるため、必要に応じて仮置場や既存のごみ集積所の代替えとして、収集可能な場所へ仮設集積所を設置する。
また、収集方法についても、状況に応じ早朝収集等を含め対応していく。
 - b 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法や集積所の変更等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報するとともに、ごみの分別排出を徹底するよう周知する。

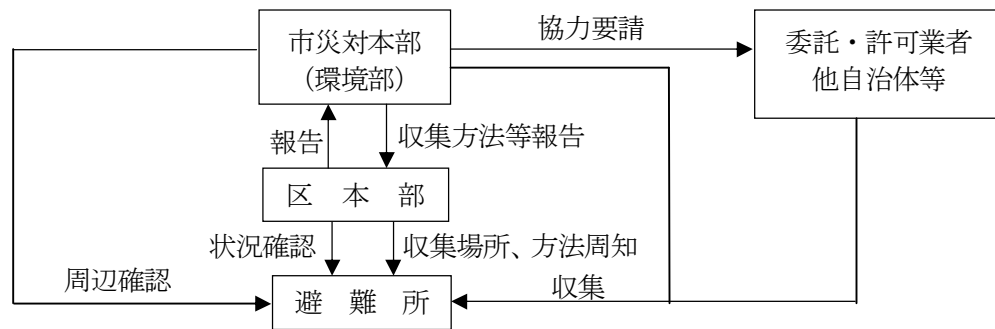
〈生活ごみの収集・処理フロー図〉



イ 避難所のごみ対策

- ① 区本部からの避難所開設状況の報告に基づき、状況を把握した上で、災害時の収集運搬処理計画に取り込み、避難所における生活ごみの収集処理を行う。
- ② 収集運搬処理計画に取り込むに当たり、保健衛生面等に配慮するとともに、必要に応じ別ルートによる収集も検討する。

〈避難所ごみ処理フロー図〉



ウ 処理方法等

各工場、埋立処分場においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。

（資料編：P.180「一般廃棄物収集運搬委託業者一覧」参照）

（資料編：P.181「一般廃棄物（ごみ）収集運搬車両一覧表」参照）

(2) し尿の収集処理

ア し尿の収集・処理方法

- ① 収集運搬ルート、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するに当たっては、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図るが、災害の状況によっては、許可業者、他都市へ応援の要請をする。
- ② 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報する。
- ③ 貯留槽、し尿処理施設については、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況をふまえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。

また、施設の被害状況によっては、通常の処理ルートで対応できない場合がある。その場合には民間業者の処理施設及び他自治体の処理施設に処理を依頼する。

- ④ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、収容世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用組立仮設トイレを設置して処理する。

- ⑤ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。

＜ 想 定 排 出 量 ＞

	対 象 人 口	想定排出量（1日あたり）
通常くみ取り世帯	16 千人	64 kℓ
避 難 所	179 千人	269 kℓ
合 計	195 千人	333 kℓ

※1 通常くみ取り世帯の人口は、平成 17 年 10 月現在の人口

※2 避難者の対象人口は、長町一利府断層による地震で想定されるピーク時の避難者数

※3 1 人 1 日当たりの排出量（原単位）は、避難所で 1.5 ℓ、通常くみ取り世帯では、簡易水洗トイレでの加水分を含め 4.0 ℓとした。

イ 仮設トイレ設置体制等

- ① 仮設トイレ設置については、災害発生直後の初動体制として各小中高等学校に備蓄している災害用組立仮設トイレにより対応するが、備蓄数で不足する場合には、民間業者等の協力を得て設置及び維持管理を行う。また、設置にあたり高齢者・障害者にも配慮する。
- ② 自宅のトイレが使用できない在宅被災者には、環境事業所等に備蓄している災害用携帯型簡易トイレにより対応する。
- ③ 仮設トイレの設置場所や災害用携帯型簡易トイレの配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。
- ④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮したうえで、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。

（注） 災害用組立仮設トイレの備蓄状況については、第 2 章第 15 節（P.67）「物資・資機材等確保体制の充実」のとおり。

（資料編：P.182「し尿収集委託業者一覧」参照）

（資料編：P.183「汚泥許可業者一覧」参照）

5 災害による残材等の処分

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。

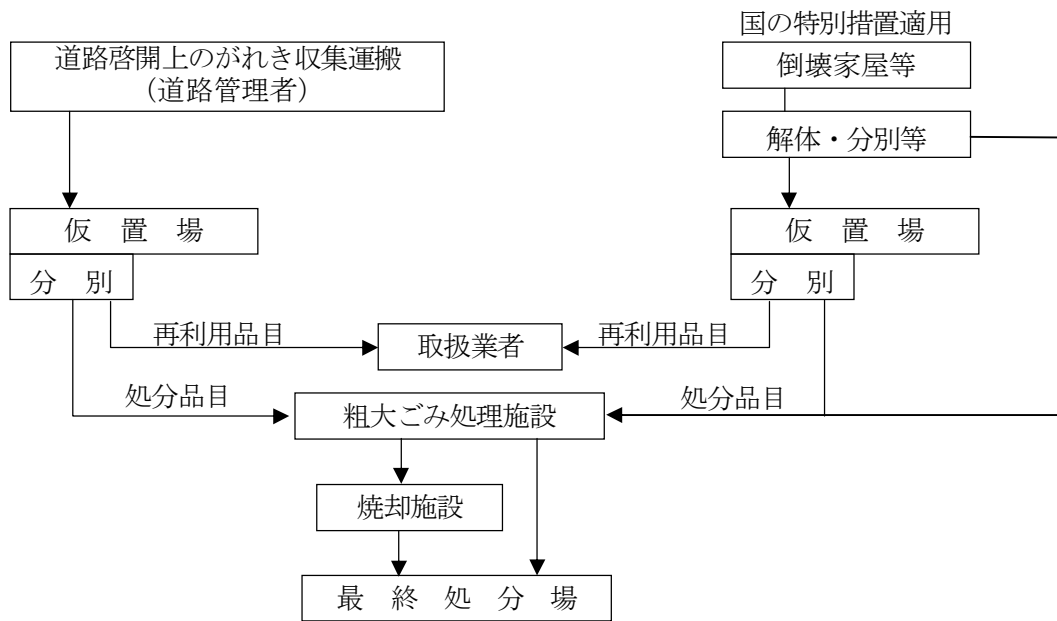
なお、アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い適正な処理を進める。

各区本部等の協力により、がれきの発生状況を把握し、速やかに処理処分計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。

(1) がれき処理フロー

がれきの処理フロー図は次のとおりである。

〈がれき処理フロー図〉



(2) がれきの中間処理・再利用・最終処分

ア がれきの処理については、分別後、各処理施設に管理者、所有者が自ら搬入する。ただし、損壊家屋等の解体撤去により、一時的に多大な処理が必要な場合には、被災各地域に仮置場を設置し処理を行う。

イ がれきの仮置場としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて各区本部と相談のうえ、公園、埋立処分場等に設置する。

ウ がれきについては、解体・撤去作業現場では管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の焼却施設で焼却処理するなど、できるだけ減容減量化した上で市の埋立処分場等に搬入する。

(3) がれきの撤去及び倒壊家屋等（国の特別措置適用）の解体

ア がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの各区への申し入れに応じて、解体業者等の紹介を行う。

イ 倒壊家屋等の災害廃棄物の処理は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県、国と協議し、適用があった場合には、各区において受け付けた個人や中小事業所等の家屋及び建築物を対象として、市が業者等にその解体処理を依頼する。

ウ 国による特別措置の適用がない場合でも、市の処理施設への自己搬入時には、処理手数料を減免する措置をとる。

(4) 民間業者との協力体制

がれきの運搬、解体、再利用などにあたり、建設業協会等の民間業者に資機材の提供、人員の派遣、再利用品の受入れ等について応援を求める。

6 死亡獣畜の収集・処理

死亡したペットは、原則として占有者が処理を行うこととし、占有者等が不明の場合、占有者が占有権を放棄した場合等には、市が収集処理する。

畜産業農業等の牛、馬、豚、羊等は、県の指導を受けながら、占有者責任で処理する。所有者不明等の場合は、市が業者に依頼する等して処理するが、必要に応じて県に対し応援を要請する。

第16節 二次災害の防止

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担 当 業 務
環 境 部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関すること ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関すること ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立ち入りの制限、禁止又は退去命令に関すること ・崖崩れ及び擁壁等の崩壊による宅地災害の被害調査及びその集約に関すること ・地盤災害に対する仙台市宅地保全審議会の諮問に関すること ・宅地等の災害にともなう関係機関への災害情報の収集伝達に関すること ・被災宅地の危険度判定の総括に関すること
建 設 部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関すること ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関すること ・公園及び付帯設備の保全に関すること ・飼育動物の保護に関すること ・危険動物の脱出防止対策に関すること ・所管の河川等の保全に関すること
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、宅地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ・危険建物に対する指導に関すること ・被災宅地の危険度の判定に関すること
消 防 部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物及び危険物施設及び高圧ガス施設の応急措置の指導に関すること ・警戒区域の設定及び当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去命令に関すること

2 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定

(1) 危険度判定の目的

風水害等により多くの宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、宅地の被害状況、危険度等を迅速かつ的確に調査し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図る。

(2) 被災宅地の危険度判定

大規模な宅地災害が発生した場合は、まず被害発生状況の全体を把握し、主として宅地の立ち入り制限に関する危険度判定を行う。

項 目	内 容
目 的	被害状況全体の把握及び危険度判定による二次災害の軽減
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 擁壁 ② 宅盤、切土・盛土法面及び自然斜面 ③ 排水施設 ④ その他

期 間	発災後、速やかに実施し、二週間程度で終了する。
対象区域	被災区域全域
方 法	現地における目視、簡便な計測
結果の活用	① 特に緊急を要する応急措置等 ・避難勧告、指示 ・応急措置 ② 宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等

(3) 被災宅地危険度判定士の育成

平成 17 年度からは、宮城県が被災地危険度判定士の養成（講習会の開催）を行っている。

(4) 連絡支援体制等の強化

各都道府県及び政令指定都市でつくる被災宅地危険度判定連絡協議会を設け、全国規模での相互支援体制を整備している。

3 地盤災害の応急対策

(1) 現地災害対策本部（P. 80 参照）

地盤災害が発生し又は重大な発生のおそれがある場合、現地にて一元的な災害応急対策が必要と本部長が判断したときは、現地災害対策本部を設置する。

(2) 警戒区域の設定等（P. 105 参照）

災害対策本部長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定する。

なお、崖崩れ、地すべり又は擁壁崩壊等による災害が発生した場合、都市整備部は、消防部、区本部と協力して、被災宅地の情報収集及び伝達並びに被害の状況集約を行い、現地調査結果を速やかに災害対策本部に報告する。

調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合は、災害発生地の土地所有者等に対し、復旧のための措置を検討の上、早急に応急対策工事を施工するように助言及び指導を行う。また、災害発生地が宅地造成工事規制区域内である場合においては、二次災害防止のために必要に応じて宅地造成等規制法に基づく勧告等の措置を講ずる。さらに、災害発生箇所が、地すべり防止区域、急傾斜地崩危険区域等の場合は所管の宮城県に連絡し、必要な措置を要請するものとする。

災害が拡大し付近住民に被害が予測され、危険度が高いと判断される区域については、災害対策本部、消防部、関係区、各部及び関係機関と協議のうえ、必要に応じて警戒区域を設定し、当該区域内の住民に対し、制限、禁止又は退去等の避難勧告を行い二次災害防止のための対策を講じる。

ア 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

イ 警察官、自衛官等は、前記の実施者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。

市長の職権を行ったときは、直ちに市長に通知しなければならない。

ウ 警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示する。（P. 106 参照）

4 公共土木施設等の点検及び応急措置

(1) 道路・橋梁

災害が発生した場合は、パトロール等により道路、橋梁等の被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の安全策を講じる。また、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急輸送道路を確保した上で、本格的復旧作業に着手する。

なお、国土交通省、東日本高速道路株、宮城県道路公社が管理する道路が被災した場合は、各道路管理者が主体となり各々の基準、計画により対策を講じることになるが、必要に応じ相互応援協定に基づき、あるいは緊急を要するものにあつては市が自主的に応急対策を講じ、報告する。

ア 要員の確保

道路、橋梁の点検及び応急措置に必要な要員は、第2節「職員の配備・動員計画」(P. 81)による他、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者等の協力を求める。(第19節「応援協力要請計画」(P. 160)参照)

イ 資機材の確保

平常業務用資機材による他、必要に応じ他公共団体、応援業者などの協力による応援用資機材を確保する。

ウ 点検・情報収集

建設部及び区本部により、緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。また、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請し、調査、点検等を行う。

エ 応急措置

パトロール等の調査、点検の報告に加え、市民からの通報など、建設部で被害報告をまとめ、市災対本部事務局に報告すると共に、総合対策の樹立と調整を行う。

被災箇所については、区本部建設班及び総合支所班が、現場に急行し状況把握の上、安全上必要な緊急措置を講じ、区本部及び建設部に報告した上で、必要に応じ所轄警察署、交通情報センターに通報する。なお、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。

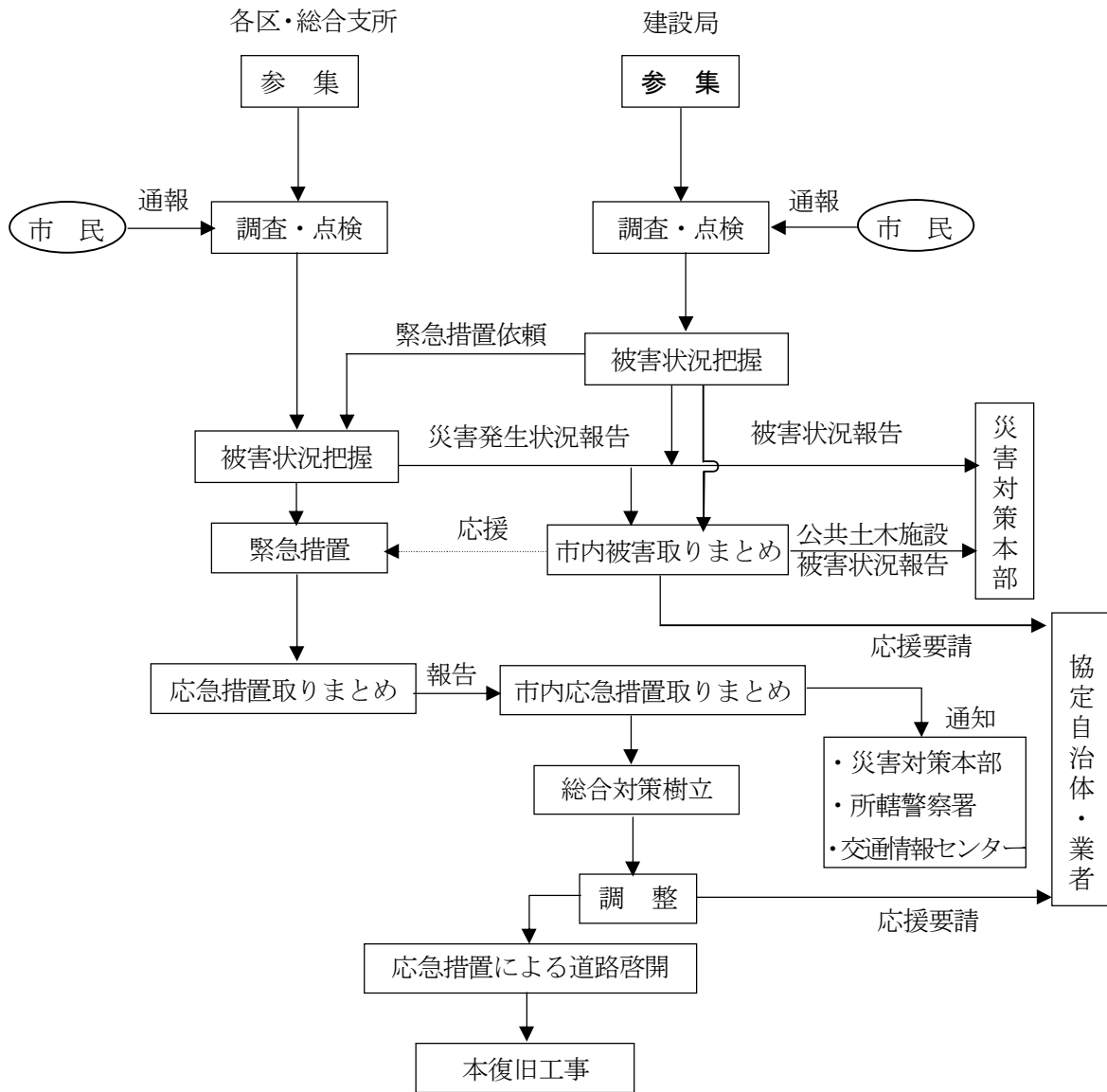
オ 応急復旧

被害箇所については、建設部、区本部建設班が応急復旧を実施し、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。その場合、緊急輸送道路ネットワーク計画により指定された道路の啓開を最優先に行い、その後、逐次一般道路の啓開、二次被害が想定される箇所の応急復旧工事を行う。

なお、被害の状況により、必要な箇所については応援業者に緊急復旧工事を発注し早期復旧を図り、安全な交通路の確保に努める。

(資料編：P. 153「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照)

〈道路・橋梁の点検及び応急措置フロー図〉



(2) 公園・緑地

災害が発生した場合は、パトロール等により公園・緑地の被害状況を速やかに把握し、避難地や物品保管場所の安全確保を図るため、広場、運動場その他公園施設の保全を行うほか、これらに通じる道路の街路樹についても安全策を講ずる。

ア 点検・情報収集

建設部及び区本部建設班により一次避難地・広域避難地を最優先として市域全域について調査、点検を行う。

イ 応急措置

パトロール等の調査、点検や市民からの通報なども含め建設部にて被害状況をまとめ、市災対本部に報告するとともに、総合対策の樹立と調整を行う。被災箇所については、区本部建設班が現場に急行し状況把握の上、危険箇所は防護柵などで囲い、建設部及び区本部に報告するとともに、必要に応じて所轄警察署に通報する。

ウ 応急復旧

被災個所については、建設部及び区本部建設班が応急復旧を実施する。その場合、避難地を最優先に行い、その後、応急仮設住宅用地や物品保管場所用地を行う。

(3) 八木山動物公園

八木山動物公園においては、八木山動物公園非常事態対策計画に基づき、入園者の避難誘導等必要な措置を講ずるとともに、飼育舎の点検や危険動物の動静把握などを行い、二次災害の防止を図る。

(4) 所管河川等

災害が発生した場合は、パトロール等により被害状況を速やかに把握し、水防管理者の指揮の下に、消防機関と連絡・連携して応急措置を行う。

5 危険物・高圧ガス取り扱い施設等の応急措置

危険物、火薬類、高圧ガス等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設管理者及び消防部は、次の措置を講ずる。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を行う。

(1) 施設管理者の措置

危険物、火薬類、高圧ガス等の施設の管理者は、危険物、火薬類、高圧ガス等による災害を防止し、又は災害の拡大を防止するため、必要な保安措置を行う。

また、異常事態が発生した場合は、必要に応じ付近住民へ避難の広報を行うとともに、速やかに消防機関等に通報する。

(2) 消防部の措置

ア 被害の状況により引火又は爆発の恐れがある場合は、施設管理者及び関係機関と連携を図り、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難の勧告又は指示その他必要な措置を行う。

イ 災害の形態、規模及び危険物等の種類を迅速に把握するとともに、適切な応急措置を速やかに実施する。

ウ 危険物等の運搬又は移送中における事故については、運転者等が関係者への情報提供を目的とした措置・連絡用資料（通称「イエローカード」）が積載されていることから、これらの提示を求める。

6 大気汚染・水質汚濁防止対策

環境部は、大気汚染・水質汚濁に係る災害が発生した場合、消防部、区本部等の要請に応じて現地調査を行う。

現地調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災害発生地の管理者等に対し、応急措置を講じるよう指示するとともに、関係機関へ連絡する。

また、災害が拡大し、付近住民に被災が予測され、危険度が高いと判断したときは、避難の必要性を区本部に連絡する。

第17節 災害時要援護者への対応計画

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
企画市民部	・ 外国人の支援に関すること
健康福祉部 子供未来部	・ 社会福祉施設等との連絡調整に関すること ・ 緊急援護の調整に関すること
消防部	・ 要援護者施設への情報伝達に関すること
区本部	・ 要援護高齢者・障害者等の支援に係る連絡調整に関すること

2 対応の原則

災害時要援護者の生活、安全、人権が確保されるよう、きめ細かい対応を行う。

また、外国人については、日本語でのコミュニケーションが十分でなかったり、日本の生活習慣に不慣れであることなどにより、不利益を被ることのないよう配慮する。

3 在宅の高齢者及び障害者に対する応急対策

本項では、第2章第11節第1項及び2項(P.58・59参照)で対象とした、災害時に自力で避難することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対する災害時での応急対策について定める。

(1) 災害時要援護者支援窓口の開設

各区本部は、保健福祉班に災害時要援護者支援窓口を開設し、災害時要援護者に関する情報の収集、緊急援護の受付、健康福祉部との連絡調整等を行う。

(2) 緊急援護施設の指定及び入所調整等

健康福祉部は、災害時要援護者の緊急援護を行うため、社会福祉施設等の状況調査を行い、対応可能な施設を緊急援護施設として指定し、各区本部と連携し、緊急援護の必要な者の入所調整を行う。

(3) 避難準備情報（要援護者避難）の発令

市長等が避難準備情報を発令した時、消防部は、第2章第11節第1項(P.58参照)「水害時避難支援プラン」においてあらかじめ定められた支援者に伝達し、災害時要援護者の避難を促す。

(4) 福祉関係者や地域団体等（「地域の支援者」）による支援

地域の支援者は、各地区の在宅要援護者が確実に避難情報等を把握し、避難行動を開始しているか確認し、必要に応じ避難援助を行う。対応が困難な場合は区本部への支援要請を行う。

4 社会福祉施設等における応急対策

(1) 入所者等の安否確認と施設被害状況の確認

社会福祉施設等は、入所・通所者及び職員の安否、施設の被害状況等を確認し、市本部へ報告する。

(2) 入所者等の救護・避難誘導

負傷者が発生した場合は必要な救護を行い、施設の損壊状況や市本部の情報等を踏まえ、必要に応じて入所者等を避難場所に避難させる。

(3) 要援護者施設の応急対策

消防部は、洪水予報等及び避難情報を対象地区の要援護者施設及び関係部局に伝達する。要援護者施設は、洪水予報等の伝達を受けた場合は、入所者・通所者の避難に向けた準備を開始する。又、避難情報の伝達を受けた場合は、入所者・通所者を避難場所に避難させる。関係部局は、施設の避難状況等を確認する。

5 外国人支援対策

災害時に外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

- ア 関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。
- イ 広報車等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- ウ 災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- エ テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供する。

6 避難所での配慮

避難所での援護にあたっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき要援護者の健康状態及び態様に応じ、以下の点に十分配慮する。

- ア 高齢者、障害者等は、できる限り環境のよい場所へ避難させる。
- イ 食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行う。
- ウ 障害者用仮設トイレの設置をはじめ、避難所のバリアフリー化等生活環境に対する配慮を行う。
- エ 災害時要援護者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。
- オ 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。
- カ 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣に努める。
- キ 障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な災害時要援護者については、速やかに適切な施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

7 応急仮設住宅入居への配慮

身体的、精神的に虚弱な状態にある等の理由により、避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、応急仮設住宅への優先的入居に配慮する。

第18節 文教対策計画

1 学校の対策

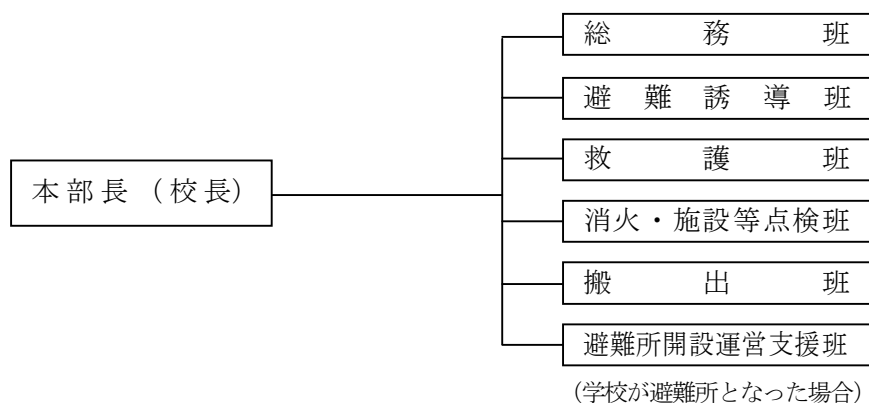
(1) 災害時の体制

ア 学校災害対策本部の設置

市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案のうえ、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応にあたる。

学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれをもとに班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。

なお、学校災害対策本部の組織や業務内容については次のとおりである。



イ 在校時

- ① 校長は、災害発生の状況に応じて、緊急避難等適切な指示を行う。
- ② 校長は、災害の規模や児童生徒・教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡して指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して、万全の体制を確立する。
- ③ 教育委員会又は校長は、児童生徒及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した児童生徒及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置をするとともに、それ以外の児童生徒については保護者と連絡を取り、児童生徒の引き渡しを行う。
- ④ 教育委員会又は校長は、大量に負傷者が発生した場合は、災害対策本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。
- ⑤ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、児童生徒の安全を図る。

ウ 在校時外

- ① 校長は、直ちに出校し、災害の状況を調査する。
- ② 校長は、災害の状況に応じ学校連絡網により教職員を非常招集するとともに、学校災害対策本部を設置する。
- ③ 教職員は、学校災害対策本部の業務分担により、児童生徒、施設・設備及び通学路の被害状況を直ちに調査のうえ把握する。
- ④ 校長は、教育委員会に被害状況を報告し、指示を受ける。

エ 学校が収容避難所となった場合の対策

- ① 区本部の要請を受け、学校が収容避難所となった場合には、校長は区本部と協議し、施設・設備の被害状況等を勘案のうえ、避難所として使用する部分を決定する。
校長は、教職員を指揮し、避難所の運営に協力する。
- ② 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画の中であらかじめ定めておき、被害状況や業務の繁忙に応じて柔軟な体制で対応する。

(2) 災害時の応急対策

教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。

ア 臨時休校等の措置

教育委員会又は校長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認められるときは、臨時休校等の措置を行い、速やかに児童生徒及び関係者に連絡をとる。

イ 通学路の安全確保

教育委員会又は校長は、通学路上に障害物あるいは危険物があるとき又は危険が生ずるおそれがあるときは、関係機関にそれらの除去などを要請し、通学路の安全確保に努める。

ウ 教職員の確保

教育委員会は、授業の再開に必要な教職員の確保に努める。

エ 応急時の教育の実施

教育委員会又は校長は、学校施設の被害の実情に応じた授業方法を考慮し、授業を実施するよう努める。

オ 授業の再開

校長は、学校施設の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童生徒の状況などを把握し、教育委員会の指示を受けながら、状況によっては、臨時学級編成を行うなどの措置により、早急な授業の再開に努める。

なお、授業が全般的に再開され、安全確保が保持された状態において校長は、学校施設・設備等の応急復旧作業や地域と連携しながら救援活動・応急復旧作業に教職員の指導のもとに生徒が参加できるよう検討する。

カ 学用品の調達及び支給

教育委員会は、震災等で住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障を生じた児童生徒に対しては、必要最小限の学用品を支給する。

キ 学校給食

教育委員会は、施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても学校給食の供給に努める。

2 社会教育施設の対策

教育委員会又は施設長は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に適した措置を講ずるものとする。

(1) 施設長の応急措置

施設長は、開館中の場合においては、直ちに在館の施設利用者を避難誘導し、保有する資料等を保護するなど被害の発生の防止に努め、災害発生後には、災害の規模や施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を速やかに把握し、消防機関等に通報するとともに、教育委員会に報告して指示を受ける。

閉館中の場合には、直ちに出勤し災害の状況を調査して、必要な職員を非常招集するとともに被災状況を把握し、教育委員会に報告して指示を受ける。

(2) 負傷者の対応

教育委員会又は施設長は、負傷した施設利用者及び在勤職員の応急手当を行い、その程度により医療機関へ搬送するとともに、必要に応じその家族等に連絡する。

また、大規模な被害を受け、又は多数の負傷者が発生した場合は、施設長は直ちに被害の拡大を防止し、救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。

(3) 休館等の措置

教育委員会又は施設長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、臨時休館等の措置を行い、速やかに関係機関及び関係者に連絡をとる。

(4) 避難者の安全確保

施設長は、一時避難者等がいる場合には安全の確保を期するよう留意し、配慮する。

なお、市民センターについては、区本部の要請を受け、収容避難所となった場合には、施設長は避難所の運営に協力する。

(5) 資料等の保全

施設長は、保存資料等の保全に努め、被害を受けた資料等も可能な限り保護する。

(6) 教育活動の再開

施設長は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議の上、施設の再開も含めた教育活動を再開する。

教育活動の再開に際しては、施設長は災害の推移を把握し、教育委員会等と密接に連携の上、安全の確保に留意するものとする。

3 文化財の対策

教育委員会は、文化財の被災状況について調査を行い、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置・関係機関への連絡等を指示する。

第 19 節 応援協力要請計画

大規模な風水害が発生し、現有の災害対応能力を超える災害規模であると判断される場合は、本部長は速やかに防災関係機関等に応援を要請する。

特に、被害が全市域にわたる大規模災害時においては、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなどして、応援要請の機を失しないことが重要である。

1 応援要請発動の基準

- (1) 各部、区本部間の応援をもってしても応急対策の実施が困難と認める場合
- (2) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- (3) その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

2 職員派遣等の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠は次のとおりである。

〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉

対策等	依頼先（内容等）	根拠法令等
地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あつせん要請）	災害基 30-1. 68
	◇知事（他の自治体職員の派遣あつせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68
	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1
	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2
防災関係団体等への応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39
	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44
	◇防災関係機関等（協定等に定める事項等）	各種応援協定等

（凡例） 災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法

3 応援協定等

(1) 自治体相互応援協力

ア 16大都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

東京都及び政令指定都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、16大都市が相互に救援協力し応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

なお、下水道事業及び災害救助業務については、それぞれ覚書等を定めている。

② 応援の種類

- a 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- c 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- d 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- e その他特に要請があった事項

イ 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

東北六県の県庁所在都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、六都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

なお、応援事務を迅速かつ円滑に遂行するため、被災都市と応援都市との間の総合調整等を行う応援調整都市を定めている。

② 応援の種類

- a 食糧、飲料水及び日用品など生活必需物資の提供
- b 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- c 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣及び航空機、車両等の提供
- d その他特に要請のあった事項

ウ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定

① 概要

自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市（新潟市、仙台市、島原市、墨田区、静岡市、福井市、釧路市）は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、加盟都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。

（資料編：P.145「自治体との相互応援協定に基づく連絡担当部局」参照）

エ 県内市町村応援協定

仙台市内に被害が集中し、応急対策並びに復旧対策を実施することが困難な場合、宮城県対策本部地方支部を通じ県内市町村に応援要請を行う。

オ その他の協定等

各種応援協定等に基づき、応援が必要と認めるときは、他都市・関係機関等へ応援要請を行う。

(2) 民間団体等との応援協力

広報活動、食料等物資の供給、その他の応急措置について必要と認めるときは、協定等を締結している民間団体に対し応援の要請を行う。

（資料編：P.141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

4 応援部隊の受入れ

応援を要請した担当部局は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整備する。

(1) 応援部隊の活動計画

応援要請を担当する部では、要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成する。

(2) 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は食料、飲料水などを持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿所、待機場所、駐車場等を要請した担当部の責任において準備する。

(3) 関係機関相互の連携

災害現場では関係機関の活動が競合するので、各関係機関の責任者による現地災害対策本部等において情報を交換し合い、効率的な活動を行う。

5 自衛隊に対する派遣要請

(1) 情報連絡体制

災害時における自衛隊への迅速な派遣要請を行うとともに、市災対本部事務局では、自衛隊と相互に災害に関する情報を交換する。

(資料編：P. 149「自衛隊の派遣要請連絡先及び担任地域等」参照)

(2) 自衛隊の部隊の担任地域

自衛隊が風水害等の災害に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。

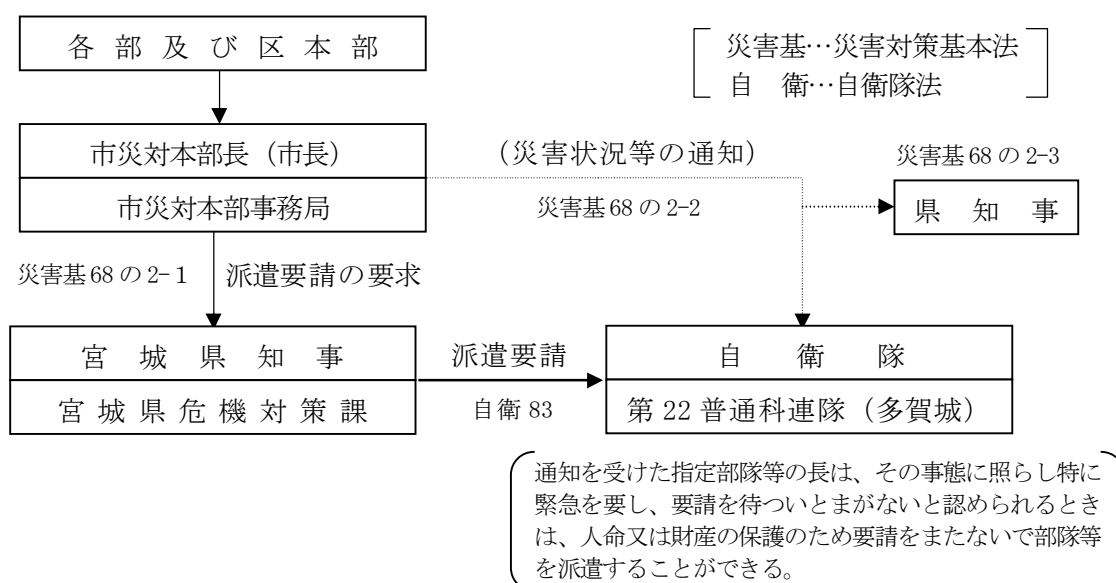
災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合（自衛隊法第83条）	第22普通科連隊長 (第22普通科連隊第3科)	第6師団長の指揮下で第2特科群 (青葉区、太白区、泉区)
		第22普通科連隊 (宮城野区、若林区)

(3) 自衛隊派遣要請フロー

各部及び区本部は、災害の状況から自衛隊の派遣を必要とする場合は、市災対本部事務局へ要請する。本部長（市長）は、派遣要請を決定した場合、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき県知事へ災害派遣を要求する。

なお、通信の途絶等により、知事へ要求できない場合には、自衛隊指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

〈自衛隊の派遣要請フロー〉



(4) 自衛隊派遣要請手続き

ア 要請手続き

要請は、宮城県知事等に対し次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

[宿泊・給食の可能性、道路・橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、物資搬送設備、ヘリポート適地の有無等]

(資料編：P. 150「自衛隊災害派遣要請等様式」参照)

イ 宮城県の対応

災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。

ウ 自衛隊の対応

指定部隊等の長は、災害派遣の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは要請をまたないで部隊等を派遣することができる。

(5) 自衛隊の救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的項目は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(6) 自衛隊の受入体制

ア 連絡調整員の受入れ

被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を行うため、派遣された自衛隊の連絡調整員を市災対本部及び区災対本部に受け入れる。

イ 派遣部隊の受入れ

派遣部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- ① 連絡調整者及び現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材の準備・提供

- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は野営適地の準備
- ④ 駐車場所、臨時ヘリポートの設定

(7) 自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

- ア 災害対策基本法第 62 条に基づく警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地・建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用・収用
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置
- エ 住民又は現場にある者の応急措置の業務への従事
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(8) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成、又はその必要がなくなった場合は、協議に基づき、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請を行う。

撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

(9) 経費の負担

自衛隊の救援活動に関する次に掲げる経費については、原則として本市の負担とする。

- ア 派遣部隊の連絡調整要員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- オ 無作為による損害の補償
- カ その他協議により決定したもの

(資料編 : P. 160 「臨時ヘリポートの適地基準」参照)

6 広域消防応援要請

本市の消防力で対応が困難な場合は、宮城県広域消防相互応援協定（平成 4 年 4 月 1 日締結）に基づき、宮城県広域消防応援基本計画（平成 16 年 4 月 15 日施行）に基づき、他の市町村の消防機関へ応援要請を行うものとする。

(資料編 : P. 141 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

7 緊急消防援助隊要請

緊急消防援助隊を応援要請する場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成 16 年 4 月 15 日策定）に基づき要請するものとする。（第 11 節「火災等に対する活動計画」P. 129 及び第 12 節「救急・救助計画」P. 132 参照）

(資料編 : P. 146 「緊急消防援助隊受援体制」参照)

8 海外支援の受入

(1) 支援の打診

海外からの支援の打診は、大別して次のようなルートで行われるものと考えられる。

ア 外交ルートで外務省から宮城県を通じての打診

イ 国際姉妹・友好都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診

ウ 国際NGO（非政府組織）団体等から直接もしくは他の機関・団体等を経由した打診

(2) 支援受入の判断等

支援の打診があった場合、市災対本部事務局は企画市民部を通じて、支援活動の種類、規模等を確認する。

市災対本部事務局は、被害の状況や応急対策の状況等を総合的に判断して速やかに受入れの可否を判断し、企画市民部を通じて、申し入れ先に回答する。

(3) 支援受入れの実施

支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整える。

企画市民部（交流政策班）は、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整にあたり、応援部隊の活動内容の調整等は、支援を受ける部、区本部が行う。

第20節 自主防災活動計画

災害時において自主防災組織は、地域の事業所の自衛消防組織及び防災関係機関と互いに協力して、災害の防止と被害の軽減を図る。

1 自主防災組織の災害時の役割

災害発生時において自主防災組織は、あらかじめ策定した活動計画に基づき次のような活動を行う。

(1) 情報収集・伝達活動

- ア 地域内の被害の発生状況やけが人の有無などの調査
- イ ラジオ等を活用し、行政やマスメディアから発信された災害情報の収集伝達
- ウ 避難勧告等の地域住民への周知

(2) 消火活動

- ア 消火器やバケツリレーなどによる初期消火活動
- イ 消防機関が行う消火活動への協力

(3) 救出救護活動

- ア 助けを求めている人の救出
- イ けが人に対する応急手当や医療機関への搬送

(4) 避難誘導活動

- ア 指定避難所等への避難誘導
- イ 人員の確認、誘導員の配置、災害時要援護者の避難介助

(5) 給食・給水活動

避難者に対する炊き出しや備蓄している食料や水の配布

2 地域の事業所と自主防災組織の連携

災害発生時において、事業所の自衛消防組織は、地域の自主防災組織等との連携を図り、災害の防止と被害の軽減に努める。

3 コミュニティ防災センターを拠点とした活動

自主防災組織は、コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に備蓄されている各種資機材を活用し、地域の防災活動にあたる。

(資料編：P.130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在、施設概要一覧」参照)

(資料編：P.139「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の備蓄資機材基準数量」参照)

第21節 ボランティア活動支援計画

本節では、災害時のボランティア活動が円滑に行われるために、必要な支援体制について定める。

1 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務部	・ 災害ボランティアセンターとの連絡に関すること
仙台市社会福祉協議会	・ ボランティアニーズの総括に関すること ・ 仙台市ボランティアセンターに関すること ・ 他ボランティア関係機関等との連絡調整に関すること ・ その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関すること
各部	・ 各部内のボランティアニーズの把握に関すること
区本部	・ 区本部内のボランティアニーズの把握に関すること ・ 区災害ボランティアセンターに関すること
専門ボランティア関係各部	・ 専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関すること

2 災害ボランティア活動支援の考え方

ボランティアの自主性、自発性を尊重し、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティアが行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違について理解を深め、行政がボランティアと協力して、被災者への効果的な救援にあたるという考え方で対応する必要がある。

3 一般ボランティアの受入れ

仙台市（区）災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行う。仙台市（区）災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。

(1) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの立ち上げプロセス

ア 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置について、仙台市社会福祉協議会が中心となって立ち上げについて災害発生時から24時間程度を目途に検討を行う。

イ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置を決定した場合は、平時において仙台市及び仙台市社会福祉協議会が協議していた庁舎、公共施設等に設置することとし、仙台市災害ボランティアセンターは、仙台市福祉プラザを候補施設とする。

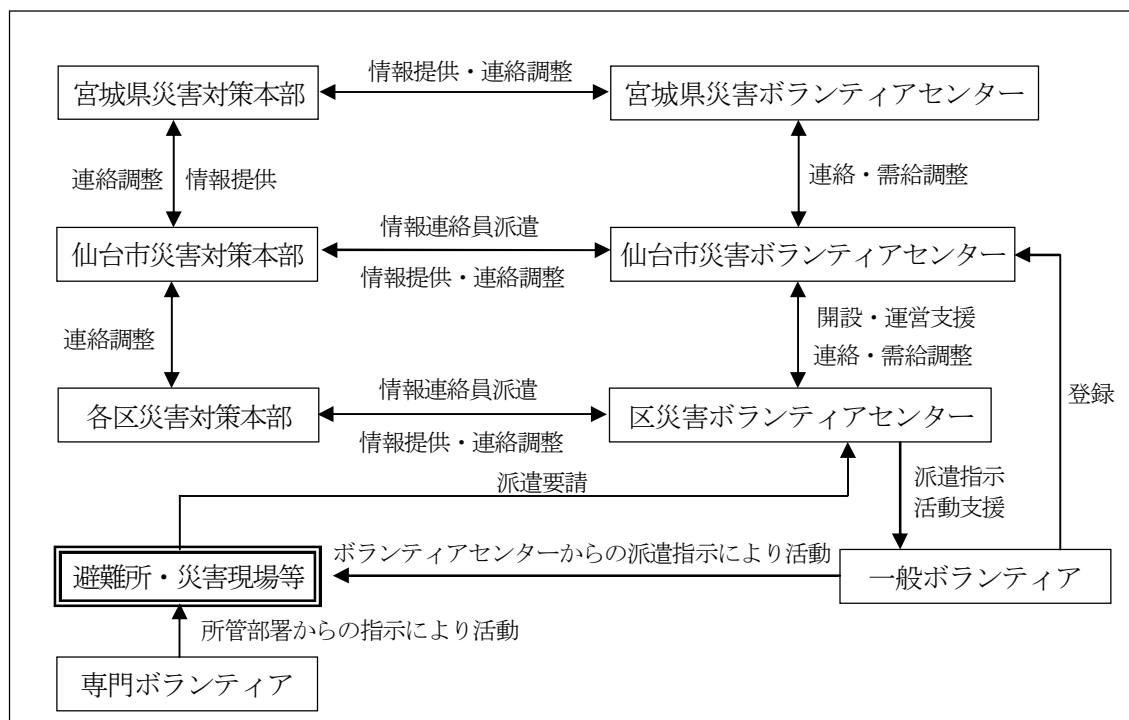
ウ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置場所に電話、FAX等の運営に必要な資機材を準備し、開設する。

(2) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営

仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が中心となって行い、仙台市は、情報連絡員を派遣し、被災情報等の連絡調整を行うほか、広報や資機材等の提供を行う。

- ア 情報連絡員を仙台市（区）災害ボランティアセンターへ派遣し、市災対本部事務局及び区本部との連絡調整を行う。
- イ 各部は、部内のボランティアニーズを把握し、総務部ボランティア活動支援班に報告するものとする。
- ウ 総務部ボランティア活動支援班は、報告を受けたボランティアニーズについて、情報連絡員を通じ、仙台市（区）災害ボランティアセンターに連絡する。
- エ 各区本部は、区本部内のボランティアニーズを把握し、情報連絡員を通じ、仙台市（区）災害ボランティアセンターに連絡する。
- オ 市災対本部事務局は、災害ボランティア活動に影響を与える重要な事項を決定した際には、仙台市災害ボランティアセンターに連絡する。

〈一般ボランティアの受入・支援体制概略図〉



4 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。

区 分	主 な 対 応 内 容
福祉ボランティア (健康福祉部)	把握している福祉ボランティア情報を活用しながら、災害時に活動が可能な福祉ボランティアについて、ニーズに応じて災害ボランティアセンターで派遣調整を行う。
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。
医療ボランティア (健康福祉部)	各医療ボランティアの自律的活動を基本としながら、健康福祉部及び区本部保健福祉班に相談窓口を設置し、医療ボランティア活動状況の把握に努めるとともに、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。
仙台市災害(語学)ボランティア (企画市民部)	企画市民部は、仙台国際交流協会と連携し、通訳等の派遣要請を行い、外国人に対する支援を行う。
アマチュア無線ボランティア (消防部)	アマチュア無線の各種団体の把握に努めるとともに、災害時における情報伝達の協力体制について検討を行う。
仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)	登録者(元仙台市水道局職員)は、水道部が行う応急給水活動等を支援する。
仙台市職員退職者団体連合会	平常時は、それぞれの地域において地域の防災力の向上に努めるとともに、災害時に避難所が開設された時は、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運営業務の補助などを行う。

第 2 2 節 農林水産業対策計画

大規模な災害により、農林水産業の施設等への被害が発生した場合に、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

1 農業対策

農作物等に係る被害状況の把握のための調査及び情報収集、被害防止対策の啓蒙宣伝活動、技術対策の検討など具体的な事項の検討を行うため、「仙台市農政推進協議会専門部会要領」の定めるところにより必要に応じ、農作物災害対策専門部会を開催する。

また、「仙台市農政推進協議会要綱」に定めるところにより必要に応じ、仙台市農政推進協議会に農作物災害対策本部を設置し、関係機関と密接な連携のもとに農作物等に係る災害対策を講ずる。

(1) 農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、ため池、農道、農業用水排水路施設等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

(2) 農作物等

農作物等に被害の拡大等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、病虫害防除、応急技術対策等に関わる応急対策を実施する。個々の災害に対応する応急の技術対策については、宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の農産物に係る応急技術対策に準拠した指導を実施する。

(3) 家畜等

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、関係機関・団体と連携して防疫指導等に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を実施する。

2 林業対策

林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、安全の点検、応急復旧を実施する。

3 水産業対策

水産業施設に係る被害の拡大や二次災害を防止するため、水産物生産者・団体等の災害応急対策について、関係機関等との連携のもと、情報の伝達及び助言等必要な対策を実施する。

第23節 応急公用負担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

1 応急公用負担等の権限

- (1) 市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
 - ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
 - イ 災害を受けた工作物、又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。
 - ウ 市域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
- (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。
- (3) 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその職権の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった時は、市長の職権を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 公用負担命令権限の委任

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、応急公用負担等の権限を行使できる。
- (2) 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、下表1に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを掲示しなければならない。

表1

仙台市第 号
公 用 負 担 命 令 権 限 証
職 名 氏 名 生年月日
上記の者、災害対策基本法第64条第1項及び第65条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
仙台市長 印

- (2) 警察署又は管区海上保安部の事務所の長は、市長から要求があったときは、前項の事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

5 損失補償及び損害補償等

- (1) 市長は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- (2) 市長は、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病に係り、又は障害の状態となったときは、仙台市消防団等公務災害補償条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第4章 災害種別対策計画

本章では、「第2章 災害予防計画」及び「第3章 災害応急対策計画」に定める各種災害に共通する基本的な措置のほか、災害の特殊性から求められる予防対策及び応急対策について災害種別毎に定める。

なお、本章に定める以外の災害については、「第2章 災害予防計画」及び「第3章 災害応急対策計画」に定めるところによりまたは災害の態様に即し必要に応じて本章に定めるところに準拠し、対応するものとする。

- 第1節 風水害対策 (P174)
- 第2節 地盤災害対策 (P184)
- 第3節 道路災害対策 (P188)
- 第4節 海上災害対策 (P192)
- 第5節 航空災害対策 (P198)
- 第6節 鉄道災害対策 (P200)
- 第7節 危険物等災害対策 (P213)
- 第8節 大規模火災対策 (P215)
- 第9節 林野火災対策 (P218)
- 第10節 ライフライン等災害対策 (P222)
- 第11節 その他の災害対策 (P232)

第4章 災害種別対策計画

第1節 風水害対策

第1 風水害災害の予防対策

風水害災害の予防対策については、第2章第2節「風水害災害の予防」(P.26)による。

第2 風水害の応急対策

1 組織・動員

風水害に対しては、災害の程度に応じ、次の体制をもって対処するものとする。

〈動員基準と配備体制等〉

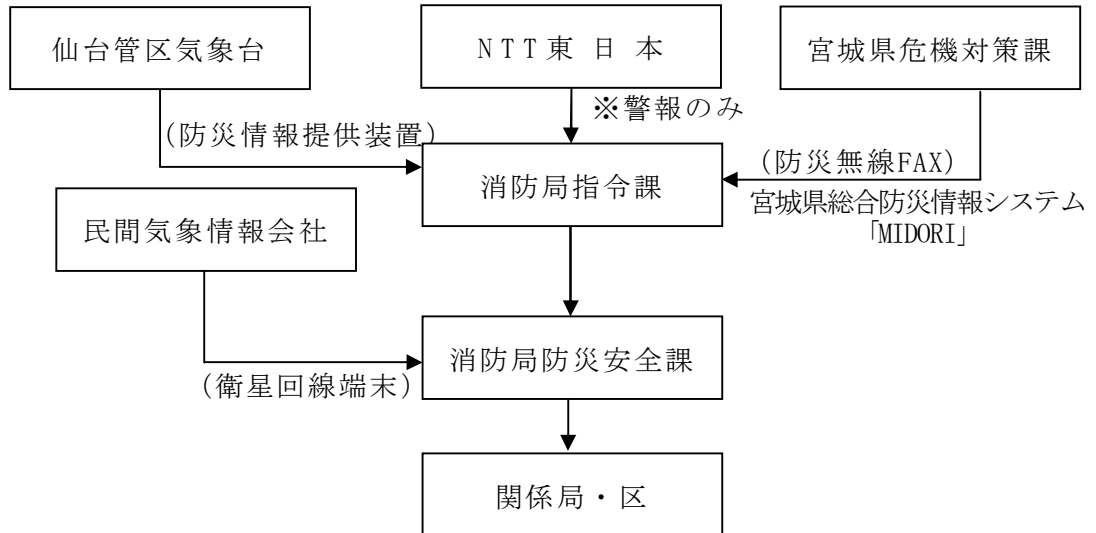
組織・動員基準	組織体制	配備動員体制	対象部局
気象等に係る注意報、警報等が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき	情報連絡体制の強化	警戒対象部局の職員を動員する体制	[警戒対象部局] ○ 大雨、洪水等の場合 総務局(庶務課、広報課) 健康福祉局、子供未来局 経済局、都市整備局 建設局、消防局 教育局、水道局、ガス局 交通局、各区 ○ 暴風等の場合 総務局(庶務課、広報課) 健康福祉局、子供未来局 経済局、建設局 消防局、各区
市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき	警戒体制		
大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	災害警戒本部体制	警戒配備	
大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき	災害対策本部体制	非常配備 (1号～3号)	全局・区

※ 配備動員の対象部局については、災害の状況により、他部局を追加し、又はこれを減じて指示することができる。

2 災害情報の収集伝達

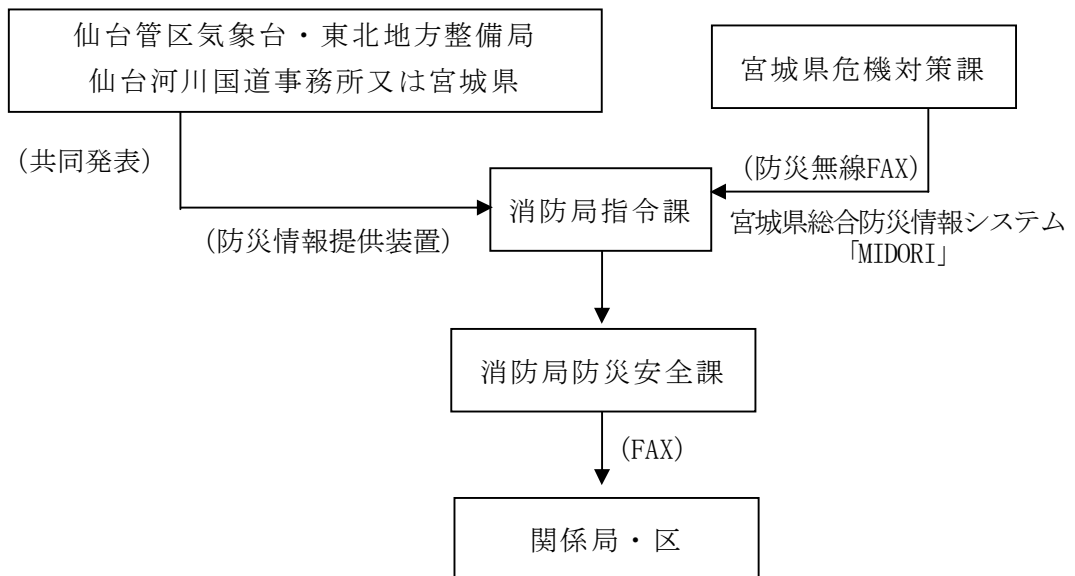
風水害に係る情報の種類及び入手・伝達方法は次のとおりであり、第3章第3節「災害情報の収集伝達計画」(P.84)に定めるところにより、迅速な収集伝達に努めるものとする。

(1) 気象等に係る警報・注意報及び気象情報 (P.87参照)



(2) 指定河川洪水予報 (P.88参照)

指定河川洪水予報は、気象業務法及び水防法に基づき、仙台管区气象台と東北地方整備局仙台河川国道事務所又は宮城県が共同して発表する。



(3) 水防警報 (P.88参照)

水防警報は、水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事が指定した河川について発表するものであり、第1段階(準備)、第2段階(出動)、第3段階(解除)の区分で発表される。

＜水防警報の発表方法＞

河川名	対象量水標名及び警戒水位	警報の段階と基準			入手・伝達 (国土交通大臣所管 河川の場合の例)
		第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	
名取川幹線 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)	名取橋 6.50m	指定水位(5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	警戒水位(6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	警戒水位を下がり水防作業の必要がなくなったとき	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓ (FAX) 宮城県河川課 ↓ (FAX) 宮城県仙台土木事務所、宮城県仙台東土木事務所 ↓ (FAX) 消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災安全課 ↓ (FAX) 関係各局・区
	閑上第二 2.00m	指定水位(1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	警戒水位(2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	警戒水位を下がり水防作業の必要がなくなったとき	
名取川支川 広瀬川 国土交通大臣所管 (両岸：広瀬橋～名取川合流点)	広瀬橋 1.30m	指定水位(0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	警戒水位(1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	警戒水位を下がり水防作業の必要がなくなったとき	↓ (FAX) 消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災安全課 ↓ (FAX) 関係各局・区
	県知事所管 (両岸：愛宕橋～広瀬橋)	広瀬橋 1.30m	雨量を考慮し、広瀬川量水標が指定水位(0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	雨量を考慮し、広瀬川量水標が指定水位(1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	
七北田川 県知事所管 (両岸：岩切今市橋～海)	市名坂 4.00m 岩切 4.90m 福田大橋 5.76m	雨量を考慮し、市名坂量水標が指定水位(3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、市名坂量水標が指定水位(4.00m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	警戒水位を下がり水防作業の必要がなくなったとき	関係各局・区

(4) 特別警戒水位情報

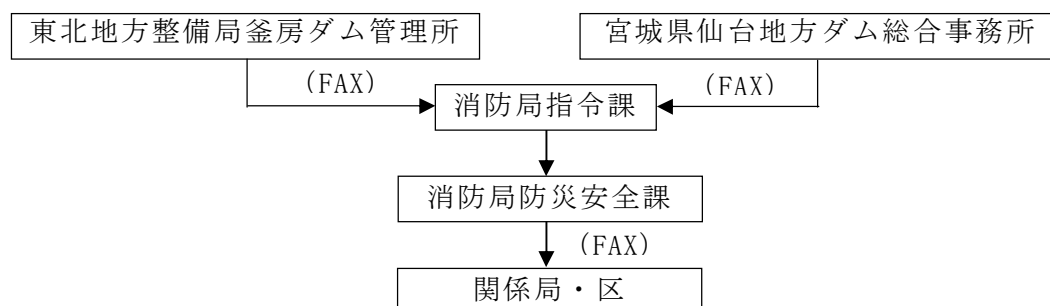
特別警戒水位を超えた場合は、水防法に基づき県知事が発表するものであり、消防局、消防団、報道機関等を通じて市民へ周知する。危険水位を超えるおそれがあると判断された場合は、市長は堤防からの距離に応じた区分ごとに避難情報を発令する。

なお、避難情報の発令の区分や基準等は仙台市水防計画に定めるところによる。

(5) ダム放流情報

ダム放流情報は、洪水調節のため放流を行うダム管理者から通報される。

ダム管理者	通報内容
東北地方整備局釜房ダム管理所	・ダムの防災体制 ・ダムへの流入水量
宮城県仙台地方ダム総合事務所	・ダムの放流量 ・ダム貯水位



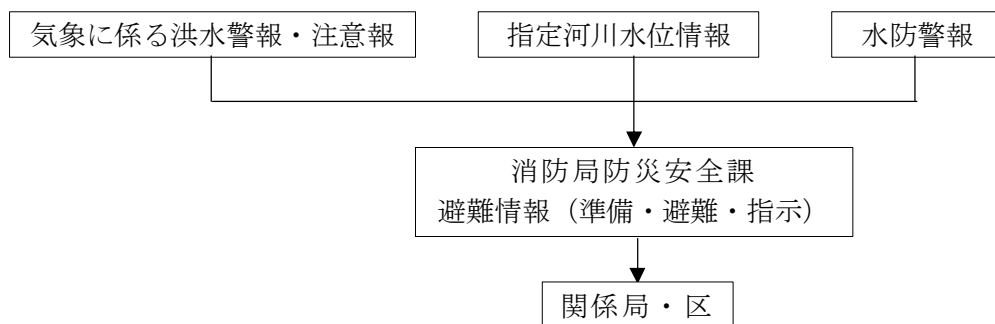
(5) 各種システム等情報

〈総合防災情報システム等各種システムを通じて得られる情報〉

種 類	内 容
<p>仙台市総合防災情報システム</p> <p>[システム管理課] ・消防局管理課</p> <p>[端末設置部署等] ・消防局防災安全課 ・各区区民生活課 ・災害情報センター (青葉区役所4階) ・消防局指令課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内日雨量状況図 市内14ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を地図上で表示 ○ 雨量総括表 市内14ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を表で表示 ○ 气象台観測雨量総括表 市内2ヶ所(※2)の雨量観測所で气象台が観測した時雨量及び日雨量を表で表示 ○ 気象等注意報・警報発表状況 気象予警報等の発表状況を表で表示 ○ 市内水位状況図 市内9ヶ所(※3)の河川水位観測所で観測された河川の水位を地図上で表示 ○ 水位総括表 市内9ヶ所(※3)の河川水位観測所で観測された河川の水位を表で表示 <p>※1 青葉消防署 荒巻出張所 宮城消防署 熊ヶ根出張所 宮城野消防署 高砂分署 鶴谷出張所 若林消防署 荒浜航空分署 太白消防署 中田出張所 長町出張所 秋保出張所 泉消防署</p> <p>※2 泉ヶ岳 新川</p> <p>※3 名取橋 袋原 中村 広瀬橋 白沢 市名坂 岩切 福田大橋 井土</p>
<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・消防局防災安全課 ・災害情報センター (青葉区役所4階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報(気象警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報発表文 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 県内87カ所(うち仙台市域17カ所)の雨量を観測 ・水位情報 県内99カ所(うち仙台市域で名取川2カ所、広瀬川3カ所、七北田川4カ所、大倉川1カ所)の水位を観測
<p>市町村向け「川の防災情報」 [システム管理機関] ・東北地方整備局</p> <p>[端末設置部署等] ・消防局指令課 ・災害情報センター (青葉区役所4階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風情報 ○ レーダー雨量情報 ○ テレメータ雨量情報 ○ テレメータ水位情報 ○ ダム関係情報 ○ 水質情報 ○ 海岸情報 ○ 警報等関連情報

種 類	内 容
民間気象情報 (ウェザーニューズ)	○ アメダス情報 ○ レーダーアメダス合成図 ○ 台風情報 ○ ひまわり衛星画像
[システム端末] ・消防局防災安全課 ・建設局総務課	○ 気象等注意報・警報 ○ 実況天気図 ○ 予想天気図
[庁内LAN端末] ・庁内LAN端末設置各課公所	○ 短期・週間予報 ○ 気象レーダー情報 ○ 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○ 落雷情報

(6) 避難情報



3 地下街等、要援護者施設への情報伝達

(1) 地下街等、要援護者施設の定義

水防法第15条第1項第3号に定める「地下街等及び主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの」とは、次に定める施設とする。

(資料編：P.114「水防法第15条第1項第3号の施設(地下街等、要援護者施設)の一覧」参照)

ア 地下街等

建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設。ただし、別表第1(5)ロ、(6)ロ、ハ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。

イ 要援護者施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの)

次の用途に供される施設及びこれら同類と認められる施設

- ① 病院、診療所又は助産所(入院病床を有するものに限る。)
- ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)、身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
- ③ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

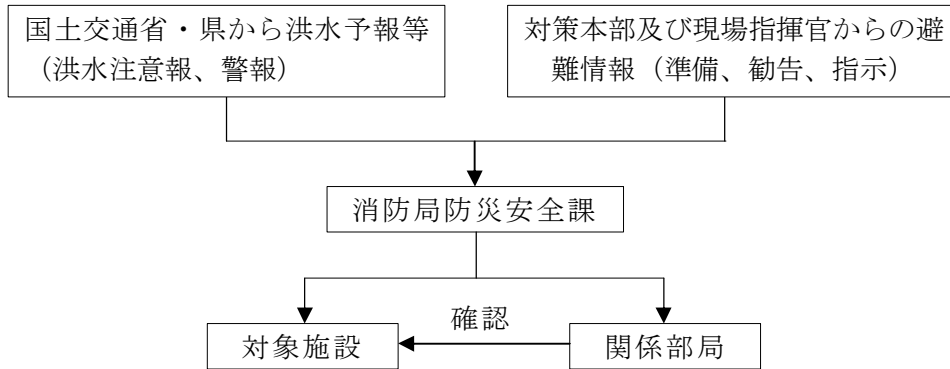
(2) 洪水予報等の伝達方法

水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。

ア 伝達情報

国土交通省・県からの洪水予報等（洪水注意報、警報）及び避難情報（準備、勧告、指示）

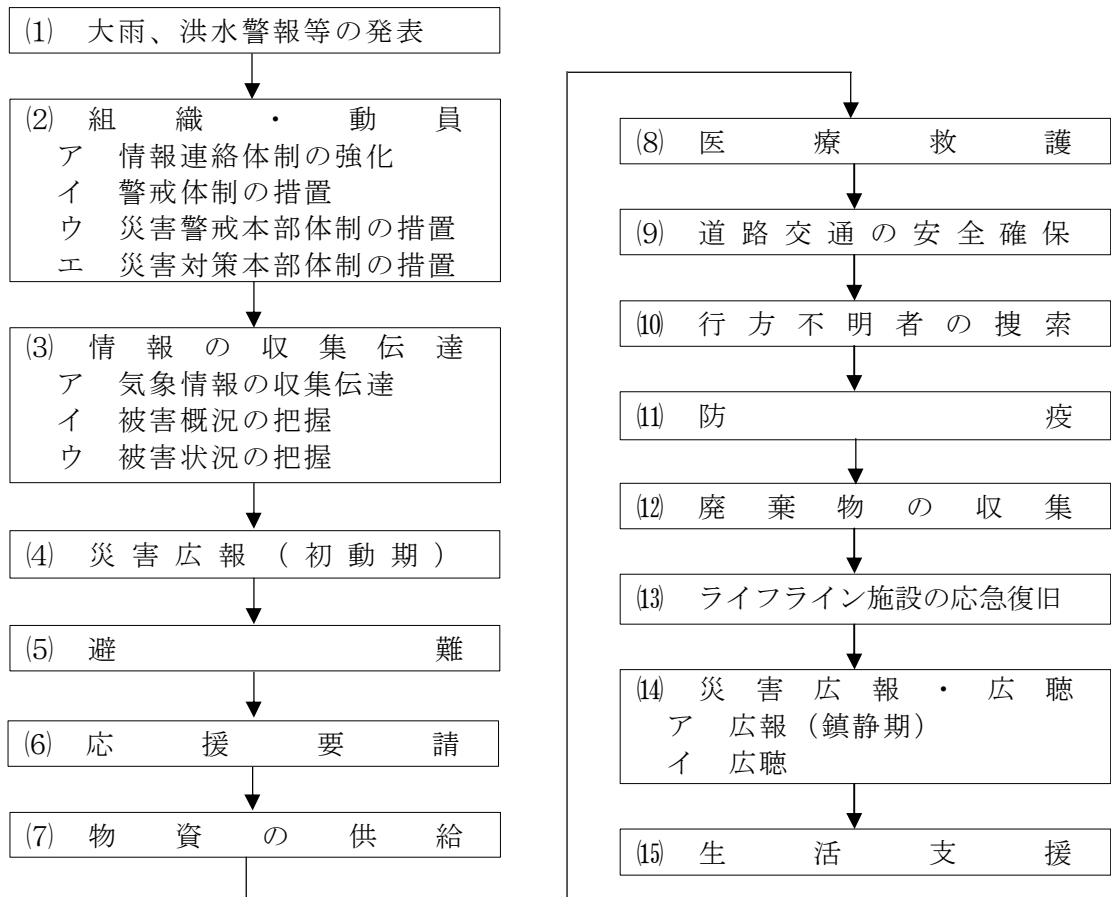
イ 伝達系統



4 応急活動計画

風水害に係る発災から災害が収束するまでの、応急対策フローと主な応急活動計画は、次のとおりとする。

〈応急対策フロー〉



【主な応急活動計画】

(1) 大雨、洪水警報等の発表

- ア 危機管理監は、警戒対象部局に対し、必要な組織体制及び職員の配備動員を指示する。
- イ 危機管理監は、必要に応じ、仙台市災害警戒本部を設置する。
- ウ 市長は、必要に応じ、仙台市災害対策本部を設置する。

(2) 組織・動員

ア 情報連絡体制の強化

気象等に係る注意報、警報等が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき

- ① 警戒対象部局の主管課は、関係職員の連絡体制を確保し、状況に応じて自ら災害情報等の収集に努める体制を確保する。
- ② 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。

イ 警戒体制の措置

市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき

- ① 警戒対象部局の主管課は、所要の職員を配備して、災害情報の収集及び連絡体制を確保する。
- ② 消防局防災安全課・指令課は、災害情報センター（青葉区役所4階）を開設する。
- ③ 警戒対象部局の主管課は、危機管理監の指示があった場合には、情報連絡員を速やかに災害情報センターに派遣する。
- ④ 区長は、必要に応じ、区警戒本部を自主的に設置することができる。
- ⑤ 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。

ウ 災害警戒本部体制の措置

大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき

- ① 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに警戒配備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等の警戒活動を行う。
- ② 消防局防災安全課・指令課及び総務局庶務課・広報課は、速やかに災害警戒本部（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。
- ③ 区区民生活課は、速やかに区災害警戒本部を設置する。
- ④ 警戒対象部局は、情報連絡員を速やかに災害警戒本部に派遣する。
- ⑤ 災害警戒本部長（危機管理監）は、必要に応じ、警戒対象部局の関係課長等を招集し、防災連絡会議を開催する。
- ⑥ 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。

エ 災害対策本部体制の措置

大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき

- ① 全ての局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに非常配備（1号～3号）対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。
- ② 消防局防災安全課・指令課及び総務局庶務課・広報課は、速やかに災害対策本部事務局（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。
- ③ 区区民生活課は、速やかに区本部を設置する。
- ④ 各局は、速やかに部体制を整える。
- ⑤ 各部及び各区本部は、災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣する。

- ⑥ 災害対策本部長（市長）は、適宜災害対策本部員会議を開催し、災害対策の重要事項について協議、決定する。
- ⑦ 区本部長は、適宜区本部員会議を開催し、区の災害対策について協議、決定する。
- ⑧ 主管本部員（危機管理監）は、必要に応じ災害対策本部長の命を受け、当該災害に関係ある本部員で構成する関係本部員会議を開催する。
- ⑨ 災害対策本部長は、局所的な災害又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部の事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を設置することができる。

(3) 情報の収集伝達

ア 気象情報の収集伝達

災害警戒本部は警戒対象部局へ、災害対策本部事務局は各部（局）各区本部へ、各種システム等で入手した気象情報を速やかに伝達する。

イ 被害概況の把握

- ① 各部及び各区本部は、庁舎等周辺の状況を確認するとともに、参集職員から収集した被害概況等を集約し、情報連絡員を通じて、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。
- ② 消防部（消防局）は、高所監視カメラ等により被害概況の把握に努める。

ウ 被害状況の把握

- ① 各部及び各区本部は、第3章第3節「災害情報の収集伝達計画」（P.84）に定める情報収集担当に基づき、それぞれ所管する被害情報の収集に努め、情報連絡員を通じて、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。
- ② 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、入手した被害情報を集約し、定期的に宮城県に報告する。
- ③ 消防部は、広域応援を必要とするような大規模な風水害が発生した場合は、その状況を消防庁及び宮城県に報告する。

(4) 災害広報（初動期）

ア 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、安心情報も含め、被害状況、応急対策状況等の情報を仙台市ホームページ・電子メール等により速やかに市民へ周知するように努める。

また、報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビによる広域的な広報に努める。

イ 関係各部及び各区本部は、広報体制を整え、広報車等による広報を行う。

(5) 避難

ア 消防部及び各区本部は、住民の自主避難状況の把握に努める。

災害対策本部長、消防署長又は区本部長は、収集した被害情報及び住民の自主避難に関する情報等に基づき、必要が有ると認めるときは、第3章第6節「避難計画・避難所運営計画」（P.103）に定めるところにより、速やかに避難の措置を行う。

避難に際しては、防災関係機関、町内会、自主防災組織等の協力を得て誘導を行う。

イ 消防部は、避難の措置について、必要に応じ、関係局区、他の法令に基づき管理権限を有する関係機関等と協議する。

ウ 各区本部は、第3章第6節「避難計画・避難所運営計画」（P103）に定めるところにより、指定避難所及び収容避難所のうちから適切な避難所を選定し、施設管理者の協力を得て、避難所を開設する。

エ 各区本部は、避難所に避難所管理責任者及び担当員を派遣するとともに、避難状況を避難所ごとに把握し、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。

(6) 応援要請

災害警戒本部又は災害対策本部は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に対し、応援の要請を行うとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。

(7) 物資の供給

ア 各区本部は、食糧、飲料水等備蓄物資を避難者等に給与する。

イ 各区本部は、今後の給食見込数や毛布等物資の必要見込数を把握し、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。

ウ 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、経済部（経済局）に対し、必要な物資の調達を指示する。

エ 経済部は、応援協力協定を締結している業界団体等から必要物資を調達し、避難所への搬送を手配する。

オ 水道部（水道局）は、水道施設の被災により断水地域が発生した場合、応急給水体制を整え、運搬給水や拠点給水を行う。

（資料編：P.190「拠点給水及び運搬給水場所」参照）

(8) 医療救護

ア 健康福祉部（健康福祉局）は、災害時医療連絡調整本部等を通じて、医療情報の収集及び連絡調整に努めるとともに、必要に応じ、医療救護班の派遣、後方医療機関の確保を図る。

イ 区本部は、必要に応じ、応急救護所及び避難所内救護所を設置し、医療救護活動を行う。

(9) 道路交通の安全確保

建設部（建設局）は、道路、橋梁の被害（浸水・陥没等）状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行の禁止又は制限の手続を行う。

この場合においては、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な迂回路を確保する。

(10) 行方不明者の捜索

消防部は、消防団、警察、塩釜海上保安部、自衛隊等関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索を行う。

(11) 防疫

各区本部は健康福祉部と協力し、災害が鎮静化した段階で、消毒が必要な地区を把握し、消毒薬の配付や消毒作業を行う。

(12) 廃棄物の収集

ア 環境部（環境局）は、災害時における一般廃棄物の処理計画を策定し、広報するとともに、円滑かつ効率的な収集、処理を行う。

イ 環境部は、水損した畳等災害ごみの処理方法等について広報し、埋立処分場等の受け入れ体制を整える。

(13) ライフライン施設の応急復旧

水道部、ガス部（ガス局）、建設部は、所管施設の被害状況を把握し、速やかに応急復旧措置を講じる。

(14) 災害広報・広聴

ア 広報（鎮静期）

災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ、新聞等により、次のような内容について、広報を行う。

- ① ライフラインの被害状況と復旧見込
- ② 道路交通情報
- ③ 医療情報
- ④ 水損した畳等災害ごみの処理方法
- ⑤ 相談窓口の開設状況
- ⑥ り災証明の発行
- ⑦ 援護資金等の融資制度情報
- ⑧ 各種減免措置情報等

イ 広聴

- ① 企画市民部（企画市民局）は、災害が鎮静化した段階で、市役所本庁舎に総合市政相談窓口を設置し、広聴相談にあたる。
- ② 区本部は、災害が鎮静化した段階で、区役所庁舎に市政相談窓口を設置し、広聴相談にあたる。
- ③ 企画市民部及び区本部は、必要に応じ、避難所等への巡回相談や法律問題等の専門相談を行う。

（資料編：P. 173「主な相談内容、関係機関及び担当部一覧」参照）

(15) 生活支援

関係各部局は、第5章第1節「民生安定のための緊急措置に関する計画」（P. 242）に定めるところにより、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸付、税の減免等各種援護措置を講じる。

第2節 地盤災害対策

第1 地盤災害の予防対策

地盤災害の予防対策については、第2章第3節「地盤災害の予防」(P. 33)による。

第2 地盤災害の応急対策

1 組織・動員

地盤災害に対しては、災害の程度に応じ、第3章第1節「災害対策活動体制」(P. 73)に定めるところにより、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。

(1) 地盤災害に係る警戒対象部局は、都市整備局、建設局、消防局及び地盤災害箇所を区域とする区役所とする。

ただし、災害の状況に応じ、対象部局を追加、または減ずるものとする。

(2) 現地本部を設置して対応する場合は、次によるものとする。

ア 現地本部長は、原則として都市整備局長をもって充てる。

イ 現地本部員は、都市整備部の職員のうちから現地本部長が指名する。

ただし、現地本部長は必要に応じ、関係する部及び区本部の職員を現地本部員に指名することができる。

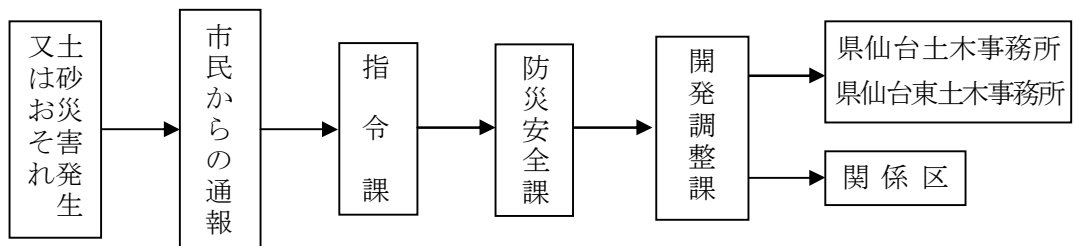
ウ 現地本部長は、災害の状況に応じ、広報、被災者の救援、関係機関との連絡調整、庶務等の役割を担う現地本部要員を配置するものとする。

エ 現地本部長は、災害対策上関連のある部及び区本部の長に対し、必要な職員の派遣を求めるものとする。

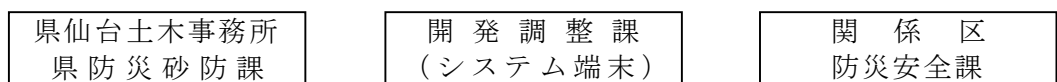
2 災害情報の収集伝達（開発調整課）

地盤災害における災害情報の流れは、次のとおりである。

ア 市民からの通報



イ 地すべり自動観測システム等の情報



この地すべり自動観測システム情報装置は、平成8年1月に建設省「地すべり監視モデル事業」により、宮城県が導入したものである。

本システムに基づく地すべり防止区域周辺の住民の避難・警戒体制については、第3章第6節「避難計画・避難所運営計画」(P. 103)による。

3 警戒区域の設定等

災害対策本部長(市長)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

なお、がけ崩れ・地すべり又は擁壁崩壊等による災害が発生した場合、都市整備部は、消防部、区本部と協力して、被災宅地の情報収集及び伝達並びに被害の状況集約を行い、現地調査結果を速やかに災害対策本部に報告する。

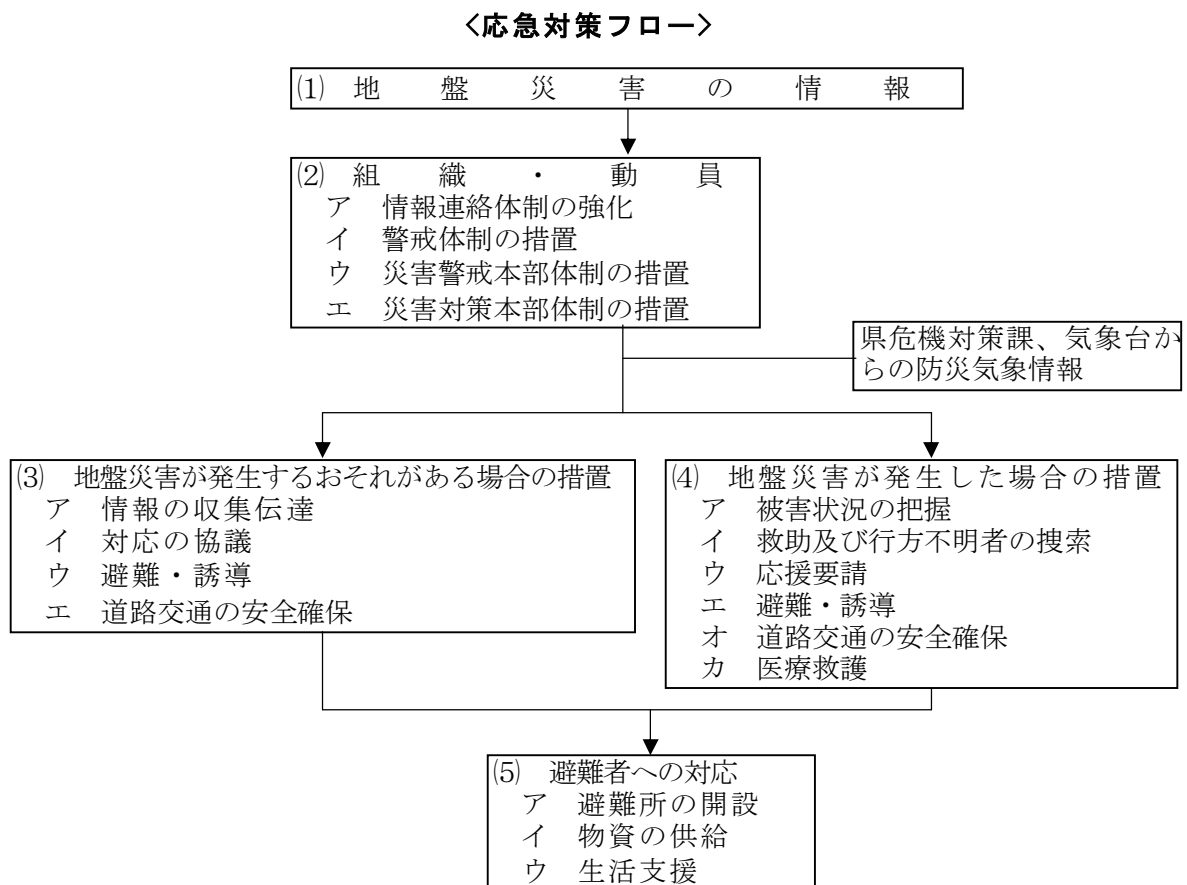
調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災害対策本部長(市長)は、災害発生地の土地所有者等に対し、復旧のための措置を検討の上、早急に、応急対策工事を施工するよう助言及び指導を行う。また、災害発生地が宅地造成工事規制区域内である場合、災害対策本部長は、二次災害防止のために必要に応じて宅地造成等規制法に基づく勧告等の措置を講ずる。

さらに、災害発生箇所が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の場合、災害対策本部長は、所管の宮城県に連絡し、必要な措置を要請するものとする。

以上の災害復旧の指導と併せて、災害が拡大し付近住民に被害が予測され、危険度が高いと判断される区域について、災害対策本部長は、関係区及び関係機関と協議のうえ、必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対して、当該区域への立入りの制限、禁止又は退去等の避難勧告を行い二次災害防止のための対策を講じる。

4 応急活動計画

地盤災害に係る発災から災害が収束するまでの、応急対策フローと主な応急活動計画は、次のとおりとする。



【主な応急活動計画】

(1) 地盤災害の情報

消防局は、前記1に基づき、関係局・区に対し、必要な組織体制及び職員の配備動員を指示・伝達する。

(2) 組織・動員

ア 警戒体制の措置

- ① 警戒対象部局の主管課及び関係区の区民生活課は、所要の職員を動員し、情報連絡体制を確保する。
- ② 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。

イ 災害警戒本部体制の措置

- ① 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画（配備計画）に従い、速やかに警戒配備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等警戒活動を行う。
- ② 消防局は、速やかに災害警戒本部（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。
- ③ 区役所は、速やかに区警戒本部を設置する。
- ④ 警戒対象部局は、災害警戒本部に情報連絡員を派遣する。
- ⑤ 災害警戒本部長（危機管理監）は、必要に応じ、警戒対象部局の関係課長を招集し、防災連絡会議を開催する。

ウ 災害対策本部体制の措置

- ① 非常配備（1号～3号）を指示された局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに非常配備対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。
- ② 消防局及び総務局は、速やかに災害対策本部事務局（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。
- ③ 区役所は、速やかに区本部を設置する。
- ④ 各局は、速やかに部体制を整える。
- ⑤ 各部及び各区本部は、災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣する。
- ⑥ 災害対策本部長（市長）は、適宜災害対策本部員会議を開催し、災害対策の重要事項について協議、決定する。
- ⑦ 区本部長（区長）は、適宜区本部員会議を開催し、区の災害対策について協議、決定する。
- ⑧ 災害対策本部事務局長（消防局防災安全部長）は、必要に応じ、災害対策本部の幹事若しくは防災関係機関の関係者を招集し、連絡調整会議を開催する。
- ⑨ 現地災害対策本部を設置して対応する必要がある場合は、都市整備局長が現地災害対策本部長となり、都市整備部がその運営にあたる。

(3) 地盤災害が発生するおそれがある場合の措置

ア 情報の収集伝達

都市整備部（都市整備局）及び消防部（消防局）は、危険箇所の所有者、管理者等から必要な情報の収集に努める。

イ 対応の協議

- ① 都市整備部及び消防部は、関係局区及び関係機関と次のような事項について協議するとともに、必要に応じ仙台市宅地保全審議会の意見を聴取し、その対応を決定する。
 - ・ 地盤災害の影響範囲
 - ・ 住民避難の必要性及びその範囲
 - ・ 避難場所
 - ・ 交通規制
 - ・ 現地の警戒監視体制
 - ・ その他必要な事項

ウ 避難

- ① 災害対策本部長、消防署長又は区本部長は、収集した被害情報及び住民の自主避難に関する情報等に基づき、必要があると認めるときは、第3章第6節「避難計画・避難所運営計画」(P.103)に定めるところにより、速やかに避難の措置を行う。
- ② 土砂災害関係法令による指定地区の場合は、緊急その他特別の事情のある場合を除いて、関係機関との協議に基づき、当該法令による管理者の技術的判定・判断等を踏まえて、第3章第6節「避難計画・避難所運営計画」(P.103)に定めるところにより、避難の措置を行うことにより、適切な対応を図るものとする。避難勧告・指示の解除を行う場合も同様とする。
- ③ 区本部(区役所)は、指定避難所及び収容避難所のうちから適切な避難所を選定し、施設管理者の協力を得て、避難所を開設する。
- ④ 区本部は、避難所に避難所管理責任者及び担当員を派遣するとともに、避難状況を避難所ごとに把握し、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。

(4) 地盤災害が発生した場合の措置

ア 被害状況の把握

- ① 都市整備部、消防部及び区本部は、被害の状況を把握し、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。
- ② 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、入手した被害情報を集約し、定期的に宮城県に報告する。

イ 救助及び行方不明者の捜索

消防部は、消防団、警察、自衛隊等関係機関の協力を得て、救急救助活動及び行方不明者の捜索活動を行う。

ウ 応援要請

災害警戒本部又は災害対策本部は、災害の状況に応じ、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。

エ 避難

前記(3)ウ避難に同じ

オ 物資の供給

- ① 各区本部は、食料、飲料水等備蓄物資を避難者等に給与する。
- ② 各区本部は、今後の給食見込数や毛布等物資の必要見込数を把握し、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。
- ③ 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、経済部に対し、必要な物資の調達を指示する。
- ④ 経済部は、応援協力協定を締結している業界団体等から必要物資を調達し、避難所への搬送を手配する。
- ⑤ 水道部は、水道施設の被災により断水地域が発生した場合、応急給水体制を整え、運搬給水や拠点給水を行う。

カ 医療救護

健康福祉部は、必要に応じ、災害時医療連絡調整本部等を通じ、医療救護班を編成し、現地へ派遣する。

キ 道路交通の安全確保

建設部は、道路、橋梁の被害(浸水・陥没等)状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行の禁止又は制限の手続を行う。

この場合においては、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な迂回路を確保する。

ク 生活支援

関係各部局は、第5章第1節「民生安定のための緊急措置に関する計画」(P.242)に定めるところにより、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸付、税の減免等各種援護措置を講じる。

第3節 道路災害対策

本節では、道路施設等の災害（多数の死傷者が生じる可能性のある落石、法面・トンネル内崩落、落橋等の災害）に対する予防対策及び応急対策について定める。

第1 道路災害の予防対策（建設局）

1 道路等の点検・調査

(1) 道路の安全性の点検

落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、土石流、路体の安定その他の項目に関して道路を点検し、その結果について専門技術者による総合評価を行う。その上で対策が必要な箇所及び必要となる可能性のある箇所については、対策実施までの間、定期パトロールを行い安全確保を図る。

(2) 橋梁の点検

緊急輸送道路の通行確保の上で重要な橋梁については、定期的に総合点検を行い、橋梁の劣化や重大な損傷の有無を調査把握する。その他の橋梁についても、常時のパトロールにより主桁・主構、床版、支承部など構造上重要な部材を中心に点検を行う。

(3) トンネル及び落石履工の点検

トンネル本体の点検以外にも、トンネル抗口部や履工上部の岩盤斜面の状態についても点検を行う。

(4) 道路陥没の調査

路面の陥没については、常時のパトロールにより、陥没の発見はもとより陥没以前の小さな異常を発見するよう努める。また、陥没の多発している路線や埋設物の幅そうしている箇所及び地下鉄や共同溝等の大型地下埋設物がある路線は、定期的に路面下空洞調査を行い、空洞の有無や進行を調査し、異常が認められた場合は、掘削調査を行う。

2 パトロール体制

災害の予防には、各種パトロールが重要な役割を担うことから、常時のパトロールを強化するとともに、重要路線については委託によるパトロールを実施するなど、定期的な巡回体制の強化を図る。

3 危険箇所の改修

パトロールや点検などにより危険と判断された箇所及び「対策が必要」とされた箇所については、緊急の度合いや路線の位置づけ等を総合的に評価し、全体計画を作成して、計画的に改修を行う。

4 防災資機材の整備

災害時に必要な資機材については、各区役所に備蓄し、常に不足資材の補充を行う。

また、応急対策に必要な車両等については、災害復旧協力業者からの調達体制を整備しておくものとする。

第2 道路災害の応急対策

1 組織・動員

道路災害に対しては、災害の状況に応じ、第3章第1節「災害対策活動体制」(P.73)に定めるところにより、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。

(1) 道路災害に係る警戒対象部局は、建設局、消防局及び道路災害箇所を区域とする区とする。ただし、災害の状況に応じ、対象部局を追加し、又は減ずるものとする。

(2) 現地本部を設置して対応する場合は、次によるものとする。

ア 現地本部長は、原則として建設局長をもって充てる。

イ 現地本部員は、建設部の職員のうちから現地本部長が指名する。

ただし、現地本部長は、必要に応じ関係する部及び区本部の職員を現地本部員に指名することができる。

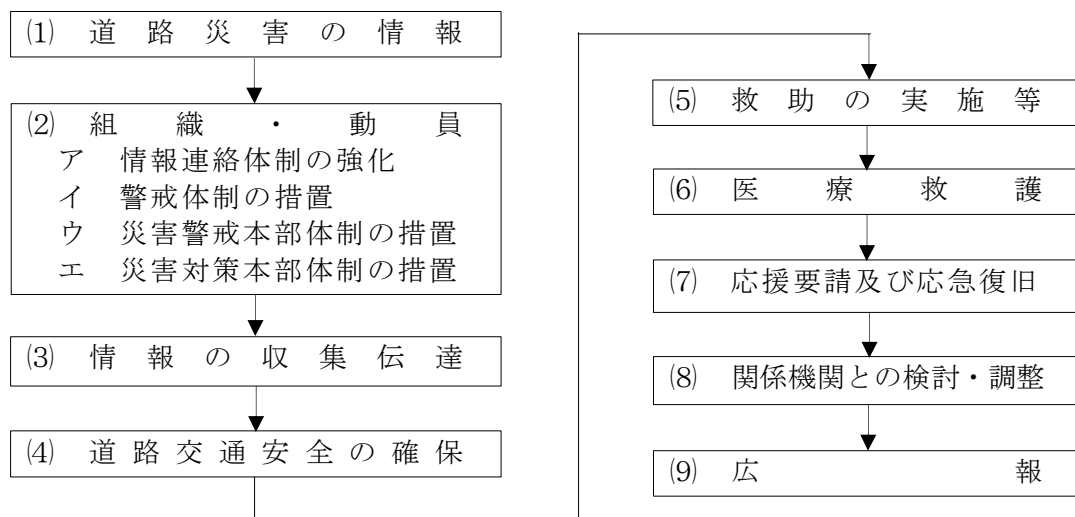
ウ 現地本部長は、災害の状況に応じ、広報、被災者の救援、関係機関との連絡調整、庶務等の役割を担う現地本部要員を配置するものとする。

エ 現地本部長は、災害対策上関連のある部及び区本部の長に対し、必要な職員の派遣を求めるものとする。

2 応急活動計画

道路災害に係る発災から災害が収束するまでの、応急対策フローと主な応急活動計画は、次のとおりとする。

〈応急対策フロー図〉



〔主な応急活動計画〕

(1) 道路災害の情報

消防局は、前記1に基づき、関係局・区に対し、必要な組織体制及び職員の配備動員を指示・伝達する。

(2) 組織・動員

ア 警戒体制の措置

- ① 警戒対象部局の主管課及び関係区の区民生活課は、所要の職員を動員し、情報連絡体制を確保する。
- ② 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。

イ 災害警戒本部体制の措置

- ① 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画（配備計画）に従い、速やかに警戒配備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等警戒活動を行う。
- ② 総務局及び消防局は、速やかに災害警戒本部（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。
- ③ 区役所は、速やかに区警戒本部を設置する。
- ④ 警戒対象部局は、災害警戒本部に情報連絡員を派遣する。
- ⑤ 災害警戒本部長（危機管理監）は、必要に応じ、警戒対象部局の関係課長を招集し、防災連絡会議を開催する。

ウ 災害対策本部体制の措置

- ① 非常配備（1号～3号）を指示された局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに非常配備対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。
- ② 総務局及び消防局は、速やかに災害対策本部事務局（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。
- ③ 区役所は、速やかに区本部を設置する。
- ④ 各局は、速やかに部体制を整える。
- ⑤ 各部及び各区本部は、災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣する。
- ⑥ 災害対策本部長（市長）は、適宜災害対策本部員会議を開催し、災害対策の重要事項について協議、決定する。
- ⑦ 区本部長（区長）は、適宜区本部員会議を開催し、災害対策の重要事項について協議、決定する。
- ⑧ 災害対策本部事務局長（消防局防災安全部長）は、必要に応じ、災害対策本部の幹事若しくは防災関係機関の関係者を招集し、連絡調整会議を開催する。
- ⑨ 現地本部を設置して対応する必要がある場合は、建設局長が現地本部長となり、建設部がその運営にあたる。

(3) 情報の収集伝達

ア 建設部及び区本部は、災害情報を収集し、速やかに災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。

イ 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、入手した情報を集約し、定期的に宮城県に報告する。

(4) 道路交通の安全確保

建設部及び区本部は、道路、橋梁の被害（浸水・陥没等）状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行の禁止又は制限の手続を行う。

この場合においては、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な迂回路を確保する。

(5) 救助の実施等

要救助者がある場合、消防部（消防局）は、消防団、警察、自衛隊等関係機関の協力を得て、救助活動を行う。

(6) 医療救護

健康福祉部（健康福祉局）は、必要に応じ、災害時医療連絡調整本部等を通じ、医療救護班を編成し、現地へ派遣する。

(7) 応援要請及び応急復旧

ア 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。

イ 建設部は、必要に応じ、次の協定等に基づく応援要請を行い、関係機関の協力を得て、早期復旧に努める。

- ・「東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」（東北地方整備局、東北6県土木部
仙台市建設局、東日本高速道路㈱東北支社）
- ・「災害時における応急措置の協力に関する協定」（社団法人仙台建設業協会）

(8) 関係機関との検討・調整

ア 建設部は、応急対策の実施に際し、警察、自衛隊等関係機関との調整を図る必要があると認めるときは、現地合同災害対策本部を設置する。

イ 現地合同災害対策本部は、東北地方整備局、宮城県、宮城県警、自衛隊、東北電力、NTT東日本宮城支店等防災関係機関が設置する現地本部の長により構成するものとし、現地合同災害対策本部の本部長は、関係機関が協議し、決定する。

ウ 現地合同災害対策本部は、次の事務を行う。

- ・災害応急対策の方針等の協議
- ・災害広報
- ・被災者及び被災者家族等の対応
- ・その他必要な事項

(9) 広報

ア 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、報道機関の協力を得て、定期的に災害の状況、応急対策の実施状況等について広報を行う。

イ 現地本部を設置した場合の広報は、原則として現地本部において行う。

ウ 現地合同災害対策本部が設置された場合は、防災関係機関の合意に基づき現地合同災害対策本部が広報を実施する。

第4節 海上災害対策

本節では、船舶の衝突、火災、爆発や船舶からの危険物の流出による海洋汚染等を防止するための措置について定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域については、「宮城県石油コンビナート等防災計画」に定めるところによる。

第1 海上災害の予防対策

1 海上火災等の予防対策（塩釜海上保安部、消防局）

(1) 実施事項

区 分	実施対象	実施内容
消防設備の整備	第一種船・第二種船・第三種船・第四種船及びタンカー並びに小型船舶	○ 船舶における消防設備の整備に関する指導及び取り締まり
海上火災予防	第一種船・第二種船・第三種船・第四種船及びタンカー並びに小型船舶	○ 船舶消火設備及び火気管理状況の点検等 ○ 船舶火災予防思想の高揚と防火についての注意事項の周知徹底 ○ 危険物荷役船舶の事故防止対策の徹底及びこれらに関する活動・訓練
海上消防訓練（毎年1回以上）	油槽船及び油槽所等の事故による火災を想定	○ 海上消防訓練

※1 「第一種船」「第二種船」「第三種船」「第四種船」及びタンカーとは、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）に規定する第一種船、第二種船、第三種船、第四種船及びタンカーをいう。

※2 「小型船舶」とは、総トン数20トン未満の船舶であって国際航海に従事する客船以外のものをいう。

(2) 塩釜海上保安部と仙台市消防局との業務協定

「塩釜海上保安部と仙台市消防局との業務協定」により、仙台塩釜港仙台港区及び仙台市に属する海域の船舶の火災予防に関しては、塩釜海上保安部と仙台市消防局が協力して行うものとしている。

また、消火活動の範囲については、次のとおり定められている。

仙台市消防局	○ ふ頭、さん橋または岸壁にけい留された船舶及び上架または入渠中の船舶 ○ 河川、運河内の船舶
塩釜海上保安部	上記以外の船舶 (この場合仙台市消防局は塩釜海上保安部に協力する)

2 海上流出油による災害の対策（塩釜海上保安部）

平成5年に福島県沖で発生した重油流出事故を契機として、宮城県沿岸海域において大量の油が流出し沿岸に漂着するおそれがある場合には、沿岸市町をはじめ関係する機関や団体が連携して取り組む必要があることから、平成6年11月に宮城県沿岸流出油災害対策協議会が設立された。

(1) 構成機関・団体

宮城県沿岸流出油災害対策は沿岸市町村をはじめ関係する機関や団体で構成する。

（資料編：P. 184「宮城県沿岸流出油災害対策協議会一覧表」参照）

(2) 活動

平常時においては、定期的に会議を開催し、連絡体制や保有資機材等の情報を交換するとともに、定期的に訓練を実施しており、今後とも連携の強化に努める。

(3) 流出油防除資機材の整備

塩釜海上保安部、宮城県をはじめ、各機関・団体でオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の備蓄を行っている。

(4) 連絡体制

宮城県沿岸流出油災害対策協議会連絡系統図による。

（資料編：P. 185「宮城県沿岸流出油災害対策協議会連絡系統図」参照）

3 危険物積載船舶の保安対策（塩釜海上保安部）

(1) 実施事項

ア 仙台塩釜港仙台港区に入港する危険物積載船舶の停泊、けい留又は移動については、保安確保のため必要な指示又は命令を行うものとする。

イ 港内の船舶ふくそう度、岸壁、さん橋等けい留施設の状況等に応じ、各さん橋、岸壁ごとの荷役許容量を定めて、これに基づいて荷役規制を行うものとする。

(2) 根拠法令

ア 港則法（昭和23年法律第174号）第21条、第22条、第23条

イ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

第2 海上災害の応急対策

1 塩釜海上保安部の応急活動（塩釜海上保安部）

(1) 基本方針

海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、巡視船艇、航空機等海上保安庁の全力を集中し、防災活動に当たるとともに、関係機関等と密接な連絡調整を図り、防災業務の総合的かつ効果的な実施を図ることを基本方針とする。

(2) 防災体制の確立

- ア 塩釜海上保安部内に対策本部を設置するとともに職員を非常呼集し、非常配備を確立する。
- イ 仙台市災害対策本部が設置された場合は、塩釜海上保安部職員を参画させ協力体制の確立を図る。

(3) 応急対策

海上災害が発生したときは、次の活動を行う。

- ア 非常通信の確保
- イ 津波警報等の伝達
- ウ 被災状況、防災活動等の情報収集
- エ 海難救助及び行方不明者の捜索
- オ 船舶火災消火
- カ 流出油の防除
- キ 海上交通安全の確保
- ク 危険物の保安、安全措置
- ケ その他防災実施上必要な活動

2 仙台市の応急活動

(1) 組織・動員

海上災害に対しては、災害の状況に応じ、第3章第1節「災害対策活動体制」(P.73)に定めるところにより、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。

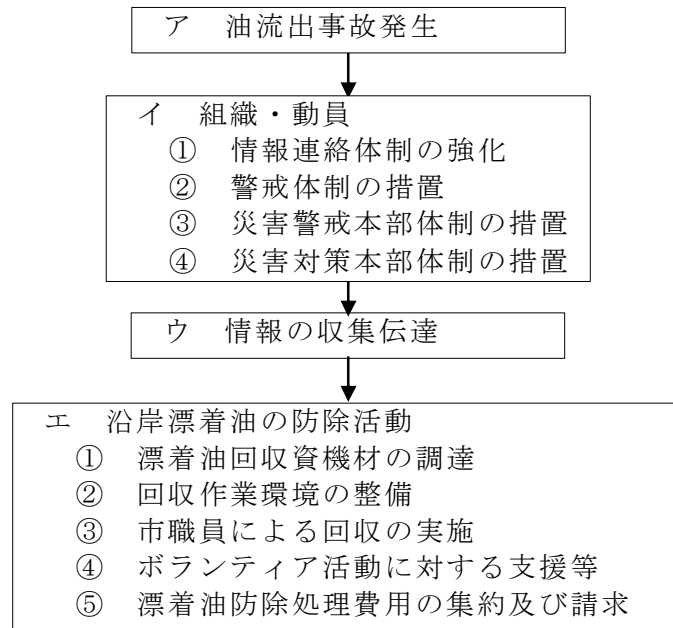
なお、油流出災害に係る警戒対象部局は、環境局、消防局、宮城野区、若林区とする。

ただし、災害の状況に応じ、対象部局を追加し、又は減ずるものとする。

(2) 応急活動計画

海上災害のうち船舶の火災、爆発等に対しては、消防部（消防局）が消火救難活動を行うものとし、海上での油流出災害に対する応急対策フローと主な応急活動計画は、次のとおりとする。

＜応急対策フロー＞



【主な応急活動計画】

(1) 油流出事故発生

消防局は、前記(1)に基づき、関係局・区に対し、必要な組織体制及び職員の配備動員を指示・伝達する。

(2) 組織・動員

ア 警戒体制の措置

- ① 警戒対象部局の主管課及び関係区区民生活課は、所要の職員を動員し、情報連絡体制を確保する。
- ② 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるように備える。

イ 災害警戒本部体制の措置

- ① 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画（配備計画）に従い、速やかに警戒配備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等警戒活動を行う。
- ② 消防局は、速やかに災害警戒本部（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。
- ③ 関係区役所は、速やかに区警戒本部を設置する。
- ④ 警戒対象部局は、災害警戒本部に情報連絡員を派遣する。
- ⑤ 災害警戒本部長（危機管理監）は、必要に応じ、警戒対象部局の関係課長を招集し、防災連絡会議を開催する。

(3) 災害対策本部体制の措置

ア 全ての局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに非常配備（1号～3号）対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。

イ 消防局及び総務局は、速やかに災害対策本部事務局（青葉区役所4階災害情報センター）を設置する。

ウ 区役所は、速やかに区本部を設置する。

- エ 各局は、速やかに部体制を整える。
- オ 各部及び各区本部は、災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣する。
- カ 災害対策本部長（市長）は、適宜災害対策本部員会議を開催し、災害対策の重要事項について協議、決定する。
- キ 区本部長（区長）は、適宜区災害対策本部員会議を開催し、区の災害対策について協議、決定する。
- ク 本部事務局長（消防局防災安全部長）は、必要に応じ、災害対策本部の幹事若しくは防災関係機関の関係者を招集し、連絡調整会議を開催する。

(4) 情報の収集伝達

- ア 災害警戒本部又は災害対策本部事務局は、塩釜海上保安部、宮城県等関係機関から次のような災害情報を収集する。

- ・油流出事故の概要及びその対応
- ・流出油の量及び拡散範囲
- ・気象及び海象等
- ・流出油の沿岸への漂着予測
- ・その他必要な事項

- イ 関係区本部（区役所）は、定期的に沿岸部のパトロールを行い、沿岸部の状況を確認し、災害警戒本部又は災害対策本部事務局に報告する。

(5) 沿岸漂着油の防除活動

沿岸漂着油の防除の実施に際しては、「宮城県沿岸流出油災害対策協議会」に設置される総合調整本部において、災害の状況に応じ、各機関の役割や回収油の処理方法等具体の対応について協議、調整を行うこととされている。

市が行う防除活動の内容は、災害の状況等によって異なるものであるが以下、平成9年1月に発生したロシア船籍タンカー重油流出事故における被災市町村の対応を参考に、市の対応として想定される主な活動を記載する。

- ア 漂着油回収資機材の調達

ドラム缶、バケツ、杓、スコップ等の回収資材及び回収に必要な重機等を調達する。

- ・関係機関の備蓄物資の提供
- ・業界団体からの支援
- ・購入、借り上げ
- ・応援協力協定等に基づく自治体からの回収資材等の提供

- イ 回収作業環境の整備

沿岸部への応急救護所、仮設トイレの設置及び回収資材の配置等、防除作業実施者の健康安全管理の体制や円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制などの作業環境の整備を図る。

- ウ 市職員による回収の実施

市職員による回収作業班を編成し、防除活動を行う。

エ ボランティア活動に対する支援等

- ① 報道機関及びボランティア関係団体等を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。
- ② 必要に応じ、現地にボランティアの活動拠点となる仮設建物等を設置し、ボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア活動のコーディネート等を行う。

オ 漂着油防除処理費用の集約及び請求

漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、原因者に対し請求する。

第5節 航空災害対策

本節では、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生等に対応するために必要な措置について定める。

第1 航空災害の予防対策

1 仙台空港及びその周辺における予防対策

航空機は燃料として大量の引火性液体を搭載していることから、トラブルの発生により、地上に墜落、炎上等の事故が発生した場合、燃焼は急激に拡大することが予想され、また、広域にわたる多数の住民を巻き込んだ人命危険が高い。

本市は、平成6年4月の名古屋空港中華航空機事故を契機として、平成6年9月仙台空港事務所、名取市、岩沼市と「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」を締結し、市有消防力をもって消火救難活動に協力することとしている。

(1) 訓練の実施等

空港及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは、空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態に際して、円滑な消火救難活動を確保するため東京航空局仙台空港事務所、仙台市消防局、名取市消防本部、岩沼市消防本部、宮城県、宮城県警察本部、仙台市医師会、名取・岩沼市医師会、亶理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、その他空港関係機関と緊密な連携のもとに、航空機事故対策訓練を毎年実施している。

2 霞目飛行場及びその周辺における予防対策

本市は、霞目飛行場及びその周辺における航空機事故及び航空機事故に伴う災害の発生に際し、相互に緊密な協力のもとに円滑な消火・救援活動を実施することを目的として、昭和54年4月陸上自衛隊霞目駐屯地と覚書を取りかわしている。

第2 航空災害の応急対策

航空機災害は、多くの人的被害の発生が予想されることから、関係機関と緊密な連携のもとに、人命救助、救出活動を他の消防活動に優先して実施する。

なお、ここでは仙台空港・霞目飛行場及びその周辺での消火救難活動について定め、これ以外の地域での航空災害に対してもこれに準じて対応するものとする。

1 組織・動員

航空機災害の対応は、「仙台空港及びその周辺における航空機災害発生時における消防隊の出動体制計画」等別に定めるところにより、消防局が消火救難活動を行うこととし、災害の状況により、必要がある場合は、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。

2 仙台空港及びその周辺における応急対策

(1) 出動体制

仙台市消防局からの出動体制は、次のとおりである。

ア 警戒出動

空港内又は空港周辺において、航空機事故が発生するおそれがあり、待機地点で待機する場合は、指揮車、ポンプ車、救急車等7台が出動する。

イ 災害出動

空港内又は空港周辺において、航空機事故が発生した場合は、指揮車、ポンプ車、救急車等25台が出動する。

3 霞目飛行場及びその周辺における応急対策

(1) 航空事故等発生時の通報体制

霞目飛行場において航空事故等が発生した場合及び霞目飛行場周辺において自衛隊機に係わる航空事故等が発生した場合、消火・救援活動等について、相互に通報する。

(2) 消火救援活動の実施

ア 自衛隊機に係わる場合

① 霞目駐屯地司令は仙台市消防局の現場指揮本部に派遣部隊の人員及び装備の種類、数量等について通報する。

② 消防局長は、派遣部隊に対し必要な協力を求め、迅速かつ効率的な消火・救援活動を実施する。

イ 自衛隊機以外の航空機に係わる場合

霞目駐屯地司令は、必要に応じ又は県知事等の要請に基づき、所要の部隊を派遣するものとする。

第6節 鉄道災害対策

平成17年4月25日福知山線で107人が死亡するという大惨事が発生した。この惨事を教訓とし、本市では、鉄道災害に対する計画について検討し全面的に見直すことにした。

本節では、市内で運行されている鉄道における鉄道災害（衝突、脱線、踏み切り事故、火災等）への災害対策と対応についての基本的事項を定めるとともに、また本市の鉄道を4つのそれぞれ異なった事業者がその業を担っていることから、それぞれの事業者で定めている災害対応等について、その概要を記載する。

第1 鉄道災害に対する本市の災害対応

1 鉄道災害の特徴

鉄道災害には、列車の衝突・脱線・踏み切り事故・火災等のほか、危険物・毒物等の流出漏洩等の二次災害も想定される。

大量輸送機関としての性格上、鉄道災害は多数の人的・物的損害を伴う大事故となりやすく、特に人家の密集している地域で鉄道災害が発生した場合には、周辺住民等への被害はもとより、広域的かつ社会的にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

2 市域における鉄道施設の現況

本市域内の鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社（東北新幹線、東北本線、仙石線、仙山線）と仙台市交通局（高速鉄道南北線）のほか貨物を専門とする日本貨物鉄道株式会社、仙台臨海鉄道株式会社の4事業者によりそれぞれ運行されている。これらの路線は、延長距離115km、通勤・通学等の利用者49万人、1日の輸送貨物取り扱い量4,830 t等となっており、市民生活に欠かせない輸送手段となっている。

3 対象とする鉄道災害

本節で対象とする鉄道災害は、市域内において発生した鉄道災害で多数の人的・物的損害を伴い、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような鉄道災害を対象とする。

(1) 列車等の衝突・脱線・転覆・踏み切り事故・火災等

(2) 貨物列車からの危険物・毒物等の流出等

(3) その他大規模な鉄道災害

4 災害予防

(1) 鉄道の安全運行の確保

鉄道事業者は橋梁・高架橋・ずい道・線路等の構造物、車両及び運行システム等について、定期的に点検及び補修を行い、人命の安全確保と輸送の安全を図る。

また、自動列車停止装置(ATS)・自動列車制御装置(ATC)・自動列車運転装置(ATO)・列車無線装置等の保安装置を装備することにより事故の未然防止に努める。

(2) 災害応急対策への備え

ア 鉄道災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達体制や手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておく。

特に、年度初めには、人事異動に伴い担当窓口の変更があることから、最低限の防災体制の確認を実施する。(以下防災体制の確認、周知について同じ)

イ 鉄道事業者は、応急復旧のために必要な資機材確保に努め、日常的に点検等を行うほか、関係業者に対して資機材確保の協力が得られる体制を確保しておく。

ウ 鉄道災害に係る応急活動の関係機関は、それぞれが担当する人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材を整備するとともに、その操作に習熟しておく。

また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため相互に情報交換しておく。

エ 消防局は、鉄道災害に対応した出動計画を策定する。

特に、進入口が限定されるとともに煙・熱気などにより消防活動に困難が伴う地下鉄内での対応、爆発の恐れがある危険物や呼吸困難などに人体に危険を及ぼす毒劇物への対応については、その特性を考慮した車種や出動台数を確保する。

5 訓練等の実施

関係機関及び鉄道事業者は、一体性のある効果的な救助等の現場活動を展開し、被害を最小限にとどめるために相互に連携し、各種の鉄道災害を想定した実践的な訓練や情報伝達訓練等を実施する。

6 災害応急対策

(1) 災害対策本部の体制

鉄道災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とする。

また、市長は、必要に応じて第3章第1節「災害対策活動体制」(P.73参照)に定めるところにより現地本部を設置する。

災害対策本部対応 : 死傷者が多数発生し、かつ社会的影響が大きい場合、又は予想される場合

警戒本部対応 : 災害対策本部設置に至らないと判断される場合

(2) 現地本部の役割

現地本部は次の業務を行う。

なお、設置にあたっては、消防局、警察等の現地本部の設置場所を考慮する。

ア 情報収集と集約、整理、災害対策本部への報告

イ 消防、警察、鉄道事業者等との連携、調整

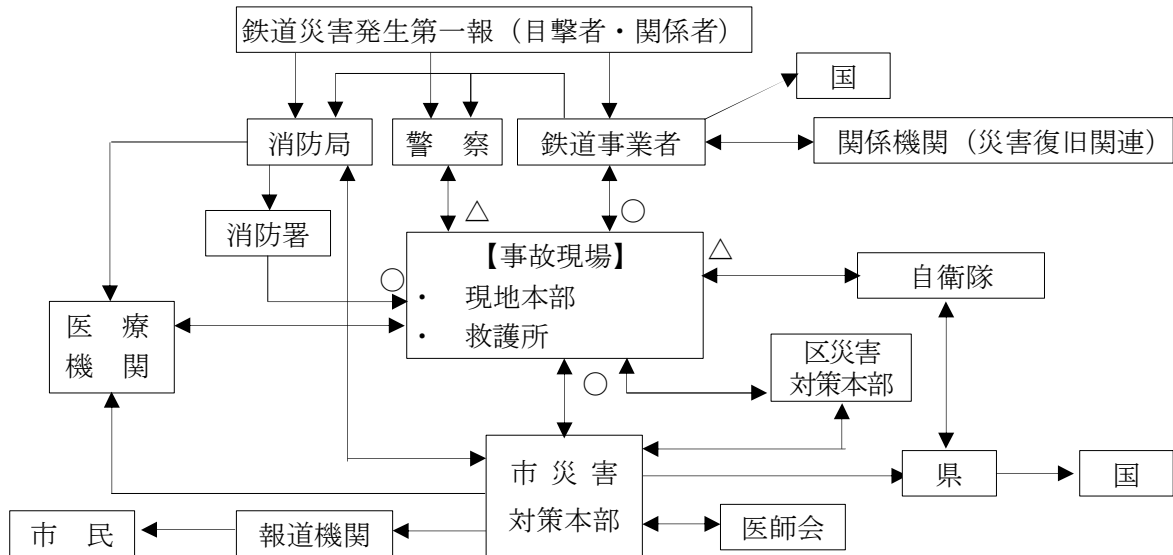
ウ その他

※ 現地本部は、特定の地域に発生した災害において、複数の防災関係機関の連携、調整が必要となる場合、仙台市の本部長が必要であると判断したときに設置し、災害応急対策等が完了したときに廃止する

(3) 応援要請

- ア 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊の規定に基づき、市長は、県知事に対し派遣を要求する。
- イ 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要求する。

(4) 関係機関との情報



※ ○、△は各機関で設置する現地本部を示す。(○：設置 △：必要に応じて設置)

(5) 関係機関の災害応急活動分担

下記のとおり役割分担を行い、災害応急活動を効率的に行う。

区分	各鉄道事業者	宮城県	宮城県警察	自衛隊	消防部	市災害(区)対策本部	現地本部
現地本部等の設置	○		△	△	○	○	○
情報収集	○	△	○	△	○	○	○
警戒区域の設定	○		○		○		△
電路遮断	○						
人命救助・捜索	初動時	△	○	△	○		
排煙・排熱活動	○				○		
消火活動	初動時				○		
避難誘導	○		○	△	○		
救急・医療救護	初動時	△		△	○	○	
群集整理			○				
交通整理			○				
被災者支援	○		△			○	○
広報活動	○		△			○	△

※ ○印は本務、△印は必要又は要請に応じての活動を示す。

(6) 情報収集及び広報

- ア 災害現場において活動を行う消防、警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるように連携を図る。
- イ 鉄道災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市災害対策本部は、関係機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行う。

(7) 人命救助・捜索、消火活動

- ア 消防、警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、必要に応じて合同の現地本部を設置するなど、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなどの連絡体制を確保する。
- イ 消防・警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動を円滑に行い、かつ、人命救助に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。
また、警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保する。

(8) 危険物・毒劇物等の流出への対応

- ア 消防、警察等の各機関は、危険物・毒物劇物等の流出事故が発生し、又は流出するおそれがある場合は、鉄道事業者等から流出物質の名称、積載量等の情報提供を受けるとともに速やかに防除活動を行い、危険物毒物等による二次災害の防止に努める。
- イ 現地本部、消防及び警察等の各機関は、災害現場付近の住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、警戒区域を設定し、付近住民等の避難又は被災地域の立入制限等の措置を行い、住民の安全確保に万全を期する。
- ウ 鉄道事業者は、それぞれが定める規定等に基づき、各機関と連携して対応する。

(9) 救急活動

- 消防部は、多数の救急事案が発生している場合は、人命の安全を最優先とした救急体制を早期に確立する。
- ア 臨時救急隊を編成し、現地救護所での活動や医療機関等への搬送を実施する。
 - イ 健康福祉部と連絡を密にして、負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。
 - ウ 負傷者の救急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、日本赤十字社や消防団等の協力を受けて応急処置を行う。

(10) 現地救護所の設置

消防部は、多数の死傷者が一度に発生し又は、発生すると見込まれた場合は、災害現場付近の適切な場所に救護所を設置し、次の措置を講ずる。

- ア トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び医療機関を決定する。
 - イ 負傷者に対する応急処置を実施する。
 - ウ 必要に応じて、市災害対策本部を通じ、医療救護班の派遣を要請する。
 - エ 宮城県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに健康福祉部及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保する。
- ※ トリアージとは、負傷者の緊急度や重症度に応じて適切な処理や搬送を行うために、負傷者の治療優先順位を決定すること。

(11) 被災者の一時収容又は住民等の一時避難

ア 現地本部長は、列車の乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、速やかに災害対策本部に報告する。

区災害対策本部は、指定避難場所等に避難させるとともに、避難誘導や被災者等に対する必要物資等の手配を行うものとする。

イ 市災害対策本部は必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

(12) 安否情報の提供

個人情報保護に配慮しながら可能な限り実施する。

ア 本人の承諾のある場合

- ① 報道機関への提供
- ② ホームページへの掲載
- ③ 問い合わせ窓口や電話紹介コーナーの設置

イ 本人の承諾のない場合(不明、及び死者を含む)
関係機関と協議、検討し対応する。

第2 仙台市高速鉄道南北線 (交通局)

1 施設の現況

仙台市高速鉄道南北線の営業路線は、泉中央駅から富沢駅までの14.8kmである。構造物については、耐震補強を推進しているほか、各駅に消火設備や排水設備等を設置するなど安全性を高めるとともに、地震計及び風速計等により情報の収集を行っている。

列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）やATO（自動列車運転装置）等を採用し安全運行に努めている。また、総合指令センター（以下「指令センター」という。）で全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時においては、列車無線等による即時の情報交換が可能となっている。

また、車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料はアルミニウム軽合金を使用している。

<在籍車両一覧>

平成18年4月1日現在

車種	形式	車両数
制御車	1000系	32両
	1000N系	10両
電動車	1000系	32両
	1000N系	10両
合計		84両

電気設備については、災害時の照明及び最低限度必要な動力（排水ポンプ、信号機器、防災設備等）用電源を確保するため、北仙台変電所及び長町南変電所に非常用発電装置を設置している。

(資料：P.186「仙台市高速鉄道南北線駅舎の概要」参照)

2 災害の予防

(1) 安全管理に係る情報の収集・伝達と事故防止の啓発

鉄道施設内に風速計及び地震計を設置しているほか、各種の気象情報（注意報・警報）については、仙台管区气象台からファクシミリで指令センターに送信されることとなっている。また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を一元的に管理しているほか、定期的に駅務員による巡視等を実施している。

事故防止の啓発については、各課において災害を想定した訓練を実施しているほか、高速電車部全体の総合防災訓練を実施している。

(2) 安全な運行管理と車両等の安全性の確保

列車の運行については、ATC（自動列車制御装置）及びATO（自動列車運転装置）を導入しているほか、指令センターにおいて全列車の運行を管理している。

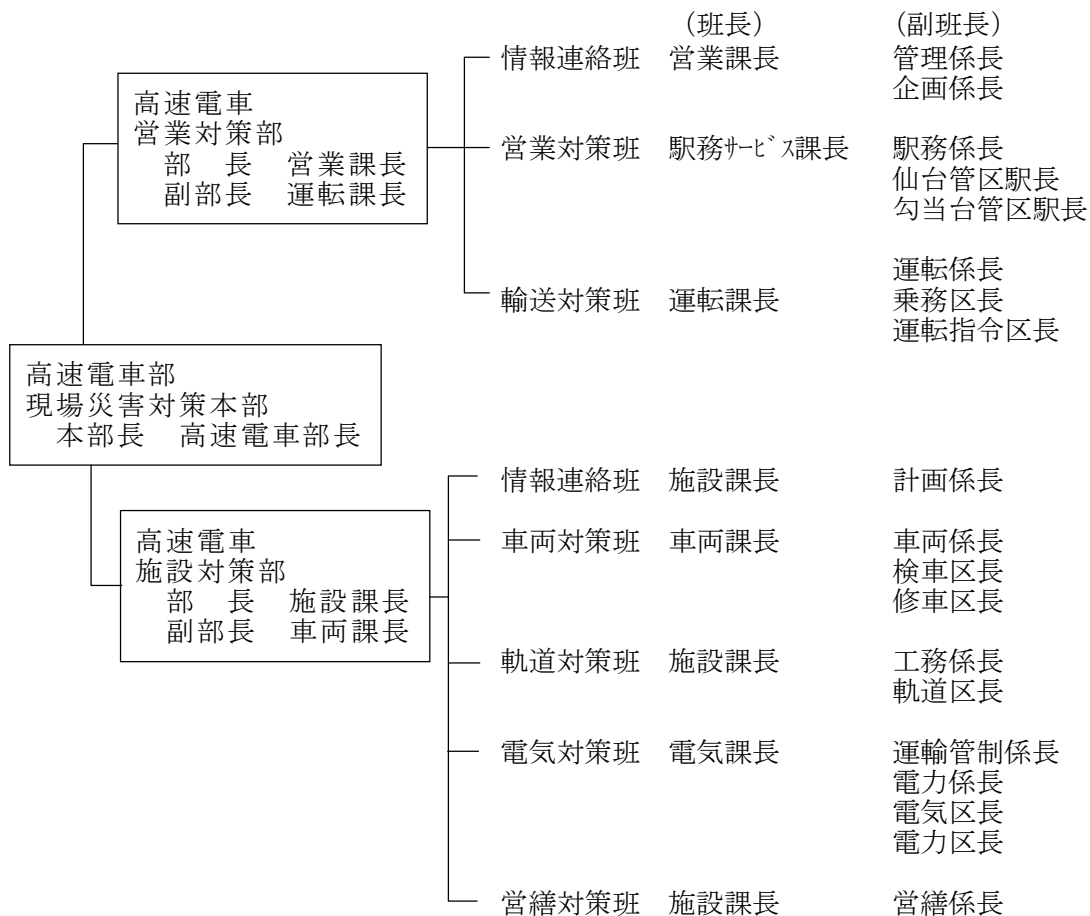
各駅のホームの状況については、駅務室、管区駅及び指令センターにおいてモニターテレビにて監視している。

3 災害の応急対策

(1) 防災管理組織

災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、高速電車部現場災害対策本部を設置する。

ア 組織（仙台市交通局災害対策要綱による3号配備指令時）



イ 任務分担

① 高速電車営業対策部

a 情報連絡班

- ・ 配備要員の招集、各部、各班及び関係機関との連絡調整並びに被害状況等の報告に関する事

b 営業対策班

- ・ 営業路線乗客及び市民に対する広報業務等に関する事
- ・ 営業再開に関する事
- ・ 乗客の救護に関する事

c 輸送対策班

- ・ 災害状況等の情報収集及び連絡に関する事
- ・ 災害時の輸送対策に関する事
- ・ 乗客の救護に関する事

② 高速電車施設対策部

a 情報連絡班

- ・ 配備要員の招集、各部、各班及び関係機関との連絡調整並びに被害状況等の報告に関する事

b 車両対策班

- ・ 電車車両の需給対策に関する事

c 軌道対策班

- ・ 軌道の確保に関する事

d 電気対策班

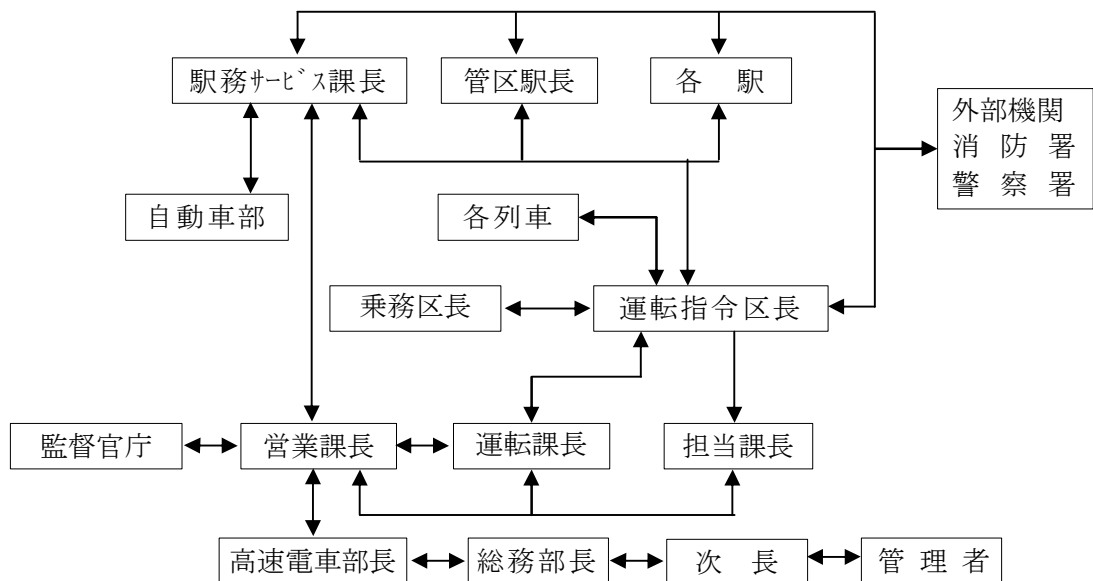
- ・ 総合管理システム等の修理復旧に関する事
- ・ 電力設備、施設の復旧対策及び電力の確保に関する事

e 営繕対策班

- ・ 施設の復旧対策及び被害調査に関する事

(2) 通報連絡

〈災害時の緊急連絡体制〉



※ 連絡手段については、列車無線、業務無線、指令電話、業務電話、NTT回線等を使用

(3) 応急措置

ア 水害

- ① 駅務員は、駅構内が浸水のおそれがあると判断したときは、運転指令区長及び管区駅長に通報するとともに、すみやかに旅客の避難誘導を行い、止水板を取り付けるなど適切な処置を講ずる。
- ② 運転士は、浸水を発見したときは、直ちにその状況を運転指令区長に報告し、次の措置を取る。
 - a 軌条の一部が浸水したとき 注意運転
 - b 軌条の大部分が浸水したとき 最徐行運転
 - c 軌条が冠水したとき 運転休止
- ③ 運転指令区長は、関係各課に出水状況等を通報し、必要により係員の派遣を要請する。
- ④ 各課は、連絡を密にし、情報の収集に努め、必要により設備の点検や巡視等の措置を講ずる。

イ 風害

- ① 運転指令区長は、風速計に25m/sの表示が出たときは、必要により全線又は地上部分を走行する列車に対し注意運転等の運転規制を行う。
- ② 運転指令区長は、風速計に30m/sの表示が出たときは、全線又は地上部分を走行する列車を直ちに停止させ、運転休止の運転規制を行う。
- ③ 運転指令区長は、関係各課に強風のため列車を運転規制した旨を通報する。
- ④ 各課は、情報の収集に努め、必要により巡視や車庫留置車両の固定等必要な措置を講ずる。

ウ 乗客の避難・救護対策

- ① 運転士及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに乗客の動揺を静めるために災害状況の放送を行う。
- ② 運転士及び駅務員は、必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。
- ③ 運転士及び駅務員は、負傷者等が発生した時は、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

エ その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

(4) 情報連絡

災害情報及び応急措置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、NTT回線等を利用するとともに、必要に応じ、業務用移動無線機を使用する。

第3 JR鉄道施設災害応急計画（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）

1 施設の現況

仙台市域の営業路線の現況については、次のとおりである。

〈各線路の構造等〉

平成18年4月1日現在

管 理 者		東日本旅客鉄道(株)仙台支社			
線 路 名		新 幹 線	東 北 本 線	仙 山 線	仙 石 線
延 長 (k m)		17.6	17.9	39.9	10.7
駅 数		1	5	11	9
駅 舎 構 造	鉄筋コンクリート造	-	3	1	4
	コンクリートブロック造	-	0	0	0
	鉄 筋 造	-	0	5	4
	木 造	-	2	3	1
跨 線 橋 数		0	7	8	3
橋 梁	箇 所	15	40	60	26
	延 長 (m)	1,478	1,150	1,207	272
高 架 橋	箇 所	-	0	0	2
	延 長 (m)	16,120	0	0	249
ず い 道	箇 所	0	0	5	8
	延 長 (m)	-	0	3,888	3,526
盛 土 部 (m)		0	8,208	20,155	385
切 土 部 (m)		0	1,460	13,652	0
平 地 部 (m)		0	24,122	1,028	6,237
踏 切 道 数		0	25	33	9
変電所・き電室		0	1	0	1

2 災害予防

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震及び風水害による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木構造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害発生時における線路巡回計画を定める。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊等による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

なお、災害発生後の早期復旧を期すため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上

3 災害の応急対策

被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力をあげる。

(1) 抑止列車の乗客代行輸送の確保

ア 災害区間発着、又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回区間の輸送力増強、他社線との振り替え輸送及び新幹線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

イ 上記による代行輸送の確保が不可能である場合に備え、陸上自衛隊の支援に関し、あらかじめ調整を図るものとする。

(2) 給食等の確保

ア 抑止中の列車及び代行輸送待ち合わせ中の旅客に対して、必要な給食等を支給する。

イ 給食などは、最寄駅の駅弁業者、あるいは地域の住民に協力を要請して確保するものとする。

(3) 大規模駅における旅客の安全対策

大規模駅においては、列車が全面ストップした場合、特に夜間にかけては、通勤・通学などの旅客が、駅の待合室・ホーム・広場などにあふれ、情報の不足などから不足の事態が誘発されるおそれもあるため、列車運転不能の状況及び他の交通機関の運行状況を案内し、誘導に努める。

また、情報によっては、関係警察署の応援を求めて、旅客の安全を図る。

(4) 通信網の確保

ア 障害が発生した鉄道電話の修復に全力をあげる。

イ 一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」「乗務員無線」「作業用無線」等の活用を図る。

(5) 施設の復旧保全

ア 線路、橋梁、トンネル、停車場構造物等の列車運転確保上必要な応急工事を、線区の重要性を勘案しながら、部外施工業者等の協力を受ける等、全力を投入して実施する。

イ 列車の運転再開にあたっては、安全を十分に確認したうえで、必要な安全措置をとる。

(6) 列車運行の広報

ア 利用者の不安を除き、さらに利便を図るため、駅等に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図る。

イ 新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図る。

(7) 対策本部の設置

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。

ア 仙台支社対策本部

- ① 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。
- ② 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。
- ③ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

イ 現地対策本部

- ① 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。
- ② 本部付は、関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が総括責任者となる。

(8) 気象異常時の取扱い

- ア 施設指令は、気象台、関係箇所から、気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。
- イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。（運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。）

(9) 消防及び救助に関する措置

- ア 火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ウ 列車等の大規模災害による多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

第4 日本貨物鉄道施設災害応急計画（日本貨物鉄道株式会社東北支社）

1 基本的考え方

災害・鉄道事故の予防、応急対策及び復旧についての総合的な計画を立てるとともに、防災活動に即応する体制を確立することにより、災害・鉄道事故の未然防止、及び復旧の迅速化を図ることとしている。

2 具体的対応

鉄道輸送の各部門にわたり様々な対応が発生することが予想されるので、東北支社危機管理マニュアルを作成し、それら業務に係る関係団体と連絡を取り合い、措置に万全を期すこととしている。

「東北支社危機管理マニュアル」

ア 対策本部の設置

支社対策本部、現地対策本部

イ 情報収集・調査

あらゆる情報手段を駆使し、被害状況、列車の運行状況、社員・家族の安否などの把握を行い、部内外と連絡を行う。

ウ 救護対策

重大な事故・災害等により負傷者が出た際は、その救護のため関係機関に救援の要請を行う。

エ 営業情報の把握

- ① 列車の運行情報の把握
- ② 緊急物資輸送(被災者向けの救援物資輸送)
- ③ 代行輸送、迂回輸送

第5 仙台臨海鉄道施設災害応急計画 (仙台臨海鉄道株式会社)

1 施設の現況

平成18年4月1日現在

管 理 者		仙 台 臨 海 鉄 道 株 式 会 社		
線 路 名		臨 海 本 線	仙 台 埠 頭 線	仙 台 西 港 線
延 長 (k m)		2.0	1.7	2.7
駅 数		2	1	1
駅舎構造	鉄筋コンクリート造	1		
	木 造	1	1	1
橋梁	箇 所	2		
	延 長 (m)	12.2		
高架橋	箇 所	1		
	延 長 (m)	90		
平 地 部 (m)		1,920	1,715	2,656
踏 切 道 数		7	6	8

2 災害予防

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震及び風水害による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木構造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害発生時における線路巡回計画を定める。

なお、災害発生後の早期復旧を期すため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力体制
- (2) 事故発生時の死傷者の救助・復旧体制
- (3) 防災意識の普及の向上

3 災害の応急対策

被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力をあげる。

- (1) 人命尊重と救急措置
- (2) 事故発生時の連絡、通報体制
- (3) 事故対策本部の設置
- (4) 救急機関への救護要請
- (5) 復旧作業員による救急出動体制
- (6) 負傷者の処置
- (7) 事故復旧手配

第7節 危険物等災害対策

本節では、消防法に規定する危険物、火薬類、高圧ガス（液化石油ガスを含む。）等の火災、爆発及び漏洩等の災害に対する措置について定める。

なお、石油コンビナート地域については、「宮城県石油コンビナート等防災計画」に定めるところによる。

第1 消防法に規定する危険物、火薬類、高圧ガス等の対策

1 予防対策

(1) 実態把握

危険物、火薬類及び消防法第9条の3の規定に基づき届け出を要する物質について、予防査察及び関係機関との情報交換を通じ、これらの物質を貯蔵・取扱う施設及び保管状況等の実態を把握する。

(2) 不備欠陥の是正

予防査察を通じて、火災予防上の不備欠陥事項を早期に発見し、出火危険及び延焼拡大の要因を排除する。

(3) 自主防災・安全管理体制の確立

防災及び安全に関する自主管理体制を確立するため、上記物質を保管する事業所に対し、次の事項を重点的に指導する。

- ア 防災管理組織の結成
- イ 施設及び設備等の自主点検の励行
- ウ 危険物質等の適正管理
- エ 消防用設備等の適正管理
- オ 操業中における安全管理

2 応急対策

(1) 市（消防局）の措置

- ア 被害の状況により、引火又は爆発のおそれがあるときは、付近住民に対する広報、避難勧告又は指示、警戒区域の設定、その他必要な措置を講ずる。
- イ 災害の形態、規模及び危険物の種類等により必要と認めるときは、他市町に対する化学消防車等の出動要請、泡消火薬剤の大量確保、その他必要な措置を講ずる。
- ウ 危険物製造所等の施設が破壊又は倒壊し、危険物の飛散又は流出などの事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、管理者等に対しこれらの危険物の種類に応じた防除の措置を早急に講じさせる。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 危険物
 - ① 危険物製造所等の施設内の火気使用を停止し、状況に応じ施設内の電源は保安経路を除き切断するなどの災害拡大防止措置を講ずる。

- ② 危険物の集積を中止し、移動又は搬出の準備を整え、飛散・流出の防止、防油堤及び流出油防止堤の補強、その他危険物の性状に応じた適切な措置を講ずる。

イ 火薬類

- ① 貯蔵火薬類は、速やかに安全な地域に移動し、防護監視等の必要な措置を講ずる。
- ② 火薬類を移動する余裕がないとき又は通路が危険なとき、その他搬送が不可能な場合は、火薬類を水中に沈める等の必要な安全措置を講ずる。
- ③ 前記の措置を講ずることができないときは、火薬庫の出入口・窓等を塗土等で完全に密閉する等の緊急措置を講ずるほか、必要に応じ付近住人に避難するよう警告し、関係機関に通報する。

ウ 高圧ガス

- ① 災害発生地内のガス設備は、閉鎖・取外し又は供給停止、安全箇所への輸送など、状況に応じた必要な措置を講ずる。
- ② 高圧ガス製造施設又は消費施設が危険と予想されるときは、直ちに製造又は使用を中止し、製造施設または消費施設内のガスを安全な場所に移動し又は放出し、これらの作業に必要な人員のほかは退避させる。
- ③ 高圧ガス販売施設・貯蔵所又は充てん容器が危険な状態と予想される場合は、直ちに安全な場所に移動する。
- ④ 前記の措置を講ずることができないときは、付近住民に避難するよう警告し、関係機関に通報する。

第8節 大規模火災対策

本節では、劇場や百貨店など不特定多数の人が集まる建築物での火災及び木造密集地での大規模な火災に対する措置について定める。

第1 大規模火災の予防対策

1 火災に強いまちづくり

(1) 都市計画に基づく防災化（都市整備局）

都市計画は、都市構造やまちづくりの基盤として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。

大規模火災が発生した時に人的被害及び物的被害を最小限に抑えるなどの都市自体の防災性の向上を図るため、様々な手法を通じて、過大な建築密度の解消や避難道路／場所の確保、建築物の不燃化等必要な地域地区の指定や都市施設の整備、市街地開発事業等を推進していくものとする。

(2) 道路整備事業（建設局）

道路は都市活動を支える根幹的施設であり、火災時には、消防活動や延焼防止等のオープンスペースとしての機能も有している。このため、防災効果の高い都市計画道路を重点に幹線道路の整備を進め、ネットワークとしての拡充を図る。

また、幅員4m未満の狭隘な道路について、事前協議に基づき建築行為に伴う後退部分の整備を行うことにより、緊急車両の通行や災害時の移動スペース等としての機能の確保を図るとともに、密集市街地で消火活動等が困難な防衛困難区域においては、消火活動を容易にするため、狭隘道路の拡幅、隅切り確保等を推進するなど、地域のきめ細かな安全性に配慮した道路整備を進める。

(3) 公園整備事業（建設局）

都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

また、地震、風水害等の大災害時においては、上記機能のみでなく火災の延焼防止、応急仮設住宅の建設用地、ゴミ・がれきの一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースならでの機能も発揮している。

このように、防災上の観点からも身近な公園の有為性が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10 ha以上の都市公園（ただし、都市公園面積が10 ha未満でも周辺空地と併せて10 ha以上になる都市公園も含む）の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積 1 ha以上になる近隣公園や地区公園の整備を進めていく。

(4) 都市防災不燃化促進事業（都市整備局）

この事業は、地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、避難地や避難路周辺の建物の不燃化を促進する事業で、具体的には避難路周辺の一定の区域を不燃化促進区域に指定し、その区域内において、基準に適合する耐火建築物を建築する方に対して補助金を交付する制度である。

(5) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等面的整備事業（都市整備局）

ア 市街地再開発事業

この事業は、都市再開発法に基づき、都市機能が低下している地区や生活環境が悪化している地区において、建築物と建築敷地、公共施設を一体的に整備することにより、快適で安全な街に生まれ変わらせようとするもので、防災上有効な事業である。

イ 土地区画整理事業

この事業は、土地区画整理法に基づく事業で、木造建築物が密集し、火災に対して有効なオープンスペースが不足しているなどの課題を有する地区において、街路、公園等を整備するなど、防災上有効な事業である。

2 建築物の安全対策（消防局）

劇場、百貨店又は高層建築物等の不特定多数の人が出入りする建築物における災害は、人命危険と防御活動の困難性が伴うとともに、二次災害の危険も高いことから、平素から予防査察を実施し、防火管理の状況、建築物の火気使用設備・器具、消防用設備等の維持管理などについて検査し、不備欠陥がある場合は、関係者に対し是正を指導する。

3 火災予防思想の普及（消防局）

春・秋の火災予防運動等さまざまな機会を通じて、市民や地域・事業所などの防火意識の高揚に努める。

第2 大規模火災の応急対策

火災への対応は、通常消防部で対応することになるが、想定を超える大規模火災が発生した場合は、住民への広報及び避難・誘導など、消防部だけでは十分に対応しきれずに複数の部局若しくは全庁的な取り組みを必要とする場合もあり得ることから、その際の災害応急体制を充実するための計画を定める。

1 実施機関及び担当業務

実 施 機 関	担 当 業 務
消 防 部	<ul style="list-style-type: none">・火災の警戒、鎮圧、延焼防止に関すること・人命の救助、救護に関すること・被害の拡大防止に関すること・警防本部の設置運営に関すること

消防局防災安全部	・警戒本部及び災害対策本部の設置・運営に関すること
水道部	・広域断水時の処置
関係区役所	・区警戒本部及び区災害対策本部の設置・運営に関すること ・住民への広報に関すること ・避難誘導・勧告等に関すること

2 異常気象時等の火災防御

(1) 基本方針

ア 強風時、乾燥時、広域断水時等の異常な状況となった場合に、火災が発生すれば大火災となる危険があるため、火災警報を発令し、住民に周知させる等の方法により、注意を喚起するものとする。

イ 異常時においては消防部隊を増強して警戒に当たり、火災の早期発見に努めるとともに、火災が発生した場合は、早期消火と延焼拡大の防止に努めるものとする。

ウ 火災の規模が拡大するおそれのあるときは、直ちに応援部隊を要請し、集中的な防御を行うものとするが、部隊や利水の不足により大火災を防御するために他の手段がなくなった場合、道幅の広い道路、河川等を防御線として設定し、部隊を集結させ防御に当たる他、状況によっては、破壊消防等により延焼を阻止するものとする。

3 消防部が行う措置

(1) 警防本部の設置

被害が拡大しまたは多発のおそれがある場合は、警防本部を設置し、効果的な消防活動と情報収集体制を確保する。

(2) 職員の動員

被害が拡大し又は拡大が予測される場合は、状況により職員を招集して消防体制の強化を早期に図る。

(3) 情報の提供

上空から、消防ヘリコプターによる情報収集に努め、その情報を同時に災害警戒本部又は災害対策本部事務局に電送する。

(4) 装備の増強

被害が拡大し、または、多発のおそれがある場合は、ホース等の装備を増強し活動体制の強化を図る。

(5) 広域応援要請

現有消防力では対応困難と判断した場合は、消防組織法第21条及び同法第24条の3の規定による消防相互応援、広域消防応援の要請を行う。

第9節 林野火災対策

本節では、大規模な林野火災に対する措置について定める。

第1 林野火災の予防対策

1 現況

本市における林野は、主に西部の秋保地区・作並地区、北東部の県民の森及び東部海岸地区と市街地を囲む状態で存在し、その面積は45,963haと市域の概ね58%を占めている。

森林は、林産物を供給する経済的機能とともに、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全、形成等の多様な公益的機能を有しており、市民生活に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

林野火災における主な出火原因は、近年のアウトドアブームに併せて、市民の森林に対する関心が高まる中、入山者が増え人為的なものが多くなってきている。

その発生時期は、市民の戸外での活動が増える3月から5月にかけての春期に集中している。

2 火災の予防対策

林野火災は、ハイカーや行楽客等によるたばこ、たき火等の不始末など、そのほとんどが失火により発生している。このことから火災危険期を重点として、次によりたばこ、たき火の始末、異常気象時の火気の取り扱い、さらに火入れに関する許可、届出等についての徹底を図るなど防火思想の高揚に努める。

(1) 山火事防止の広報

林野火災の多く発生する時期にあわせ、春季火災予防運動の重点目標に「山火事対策の推進」を掲げ、全市的な広報活動を展開し、林野火災の防止に努める。

(2) 山火事防止推進体制の確立

森林保全管理維持推進協議会等、各関係機関の協力を得て、山火事防止推進体制の確立を図る。

(3) ポスター、看板等の設置

林道及び林内散策路、交通機関等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板を掲げる。

(4) チラシ、パンフレット等による啓発普及

チラシ、パンフレット等を作成、配布するとともに、市及び各区の広報紙や町内会等の協力を得て、住民に対して注意を喚起する。

(5) 学校教育等による防火思想の普及

標語、ポスター、作文などの募集を行うなど、学校教育を通じて児童生徒の防火思想の高揚を図る。

(6) 林野火災特別地域の指定

特別地域の指定を受けていることから、出火防止対策、消防施設等の整備、広報車等による広報、防ぎょ訓練等万全の林野火災防ぎょ体制を図る。

(7) 火入れ指導の徹底

森林法の規定に基づく火入れの許可に関して「仙台市森林等における火入れの規制に関する条例」を定め、火入れ地の周囲の状況や防火設備の計画等十分な防火体制を準備するよう指導するなど火入れ指導の徹底に努める。

3 消防体制の確立

(1) 総合的消防体制の確立

平常時から林野火災に即応する体制の強化を図るため、消防局、消防団、その他の機関からなる広域的、総合的消防体制を確立する。

(2) 相互応援体制の確立

林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、隣接市町、関係機関等において相互応援協力体制を確立する。

ア 隣接市町間において、「要請する場合の災害規模の基準」、「要請する応援隊の人員、資機材等」について相互に定めておく。

イ 林野火災時の消火用水としての水利使用について、かんがい水利権者等に協力を要請する。

ウ 関係機関相互の連携強化を図るため、年1回以上の火災防ぎょ訓練を実施する。

エ 空中消火活動における協力体制については、迅速に対応できるよう関係機関と調整を図る。

4 林野火災対策用資機材の備蓄

林野火災に対処するため、関係機関はそれぞれ林野火災対策用資機材の整備、備蓄を推進するとともに森林所有者、管理者等に対しても同等の資機材、特に自然水利の確保を指導する。

なお、本市における平成17年4月1日現在の主な林野火災対策用資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

資機材種別	容量	数量	資機材種別	数量
組立水槽	0.5 m ³	127	軽可搬式消防ポンプ	52
	1 m ³	10	40 mm ホース	303
	2 m ³	1	消火水のう用給水器	9
	3 m ³	10	携行燃料缶 (20リットル)	12
	10 m ³	5	空中消火剤 (フォレックス15kg・缶)	542
可搬式散水装置		868	空中消火薬剤溶解機	3
可搬式送水装置		42	空中消火用バケツ	6

※ 40mmホースは、消防資機材兼用

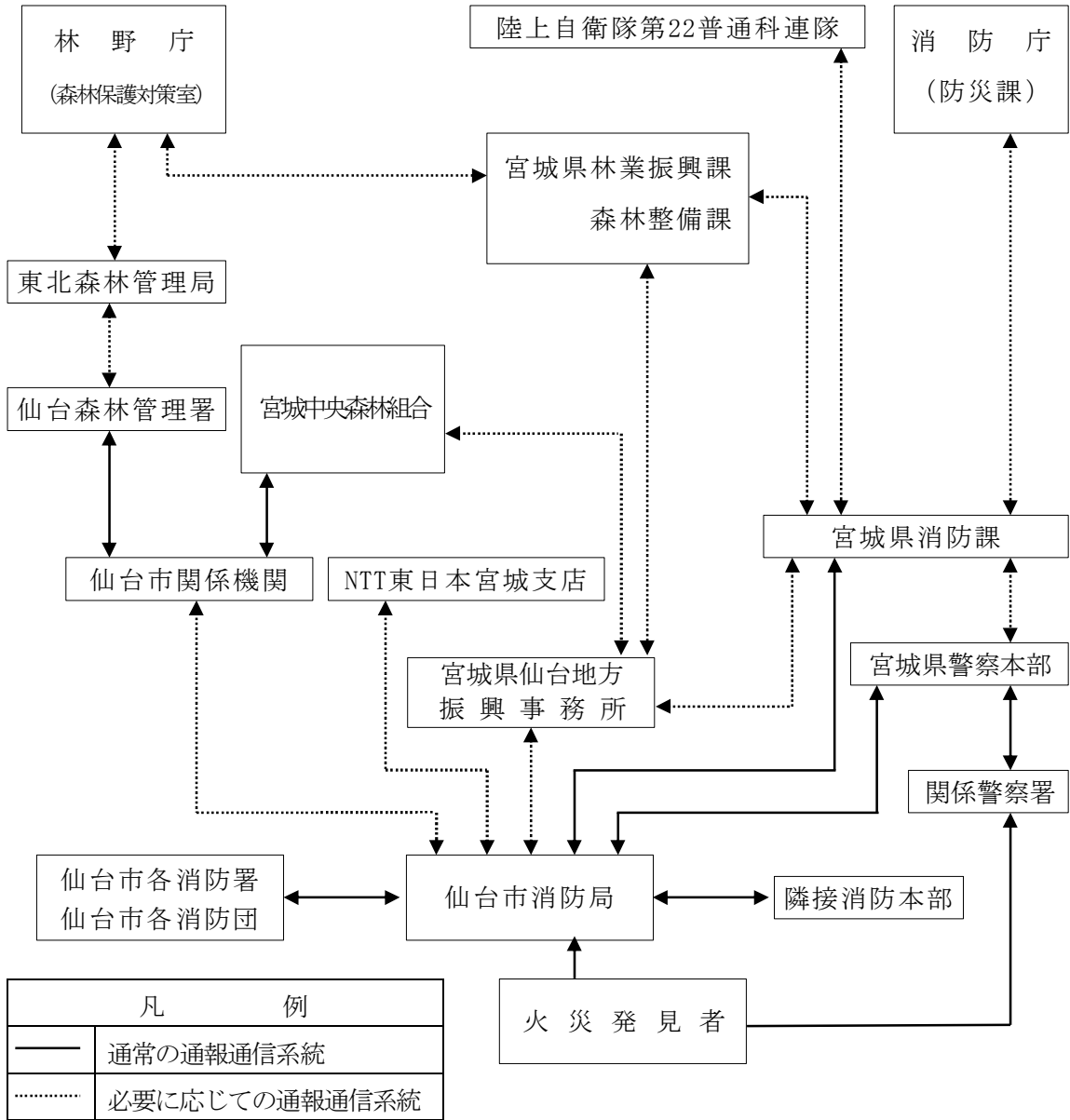
第2 林野火災の応急対策

林野火災の対応は、「仙台市消防活動基本規程」等別に定めるところにより、消防局が消防活動を行うこととし、災害の状況により必要がある場合は、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって対応するものとする。

なお、消防局の主な対応は次のとおりとする。

1 通信体制

林野火災発生時の通信は、次により行う。



2 現場指揮本部の設置

林野火災は広範囲に延焼拡大することが多く、大部隊及び大量の資機材の集結が必要となる。

消防局は、広範囲に展開した部隊の行動把握及び統一的な指揮命令のもとに円滑な消防活動を展開するため、現場指揮本部を設置し次の事項を任務とする。

- (1) 実態把握
- (2) 活動方針決定
- (3) 応援要請の要否
- (4) 関係機関等との連携
- (5) その他

3 広報体制

火災時における付近住民に対して、災害の状況や消防活動の経緯、状況等を知らせ、住民の不安解消を図るとともに、報道機関等に対し、適宜その情報を提供するものとする。

4 応援要請

火災の防御のため他消防機関の応援を要するときは、消防組織法の規定による消防相互応援及び同法の規定による広域消防応援に基づき応援を要請する。

5 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況から隣接市町等の応援によっても防御が困難であるときは、第3章第19節「応援協力要請計画」(P.160)に定めるところにより、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

6 ヘリコプターの応援要請

(1) 次の場合、ヘリコプターの応援要請を行う。

ア 地形等の状況により、保有資機材では対応困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防御能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊の災害派遣部隊を含む。）また、保有するヘリコプターのみでは対応困難な場合

(2) 応援要請の手続き

ア 消防組織法の規定に基づく、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく要請

イ 自衛隊の災害派遣に関する知事への要求

ウ 宮城県広域航空消防応援協定に基づく要請

7 空中消火資機材

空中消火資機材の保管場所は、次のとおりである。

(1) 仙台市の備蓄

ア 「新川空中資機材備蓄倉庫」	青葉区新川字北野尻3-2他
イ 「長袋空中消火資機材備蓄倉庫」	太白区秋保町長袋大原160-2

(2) 宮城県の備蓄

ア 仙南地域広域行政事務組合	大河原消防署
イ 大崎地域広域行政事務組合	古川消防署
ウ 気仙沼本吉地域広域行政事務組合	志津川消防署
エ 栗原地域広域行政事務組合	築館消防署

(資料編：P.158「各機関所有のヘリコプター一覧」参照)

(資料編：P.159「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照)

(資料編：P.160「臨時ヘリポートの適地基準」参照)

第10節 ライフライン等災害対策

本節では、ライフラインに係る大規模な各種災害種別ごとに災害予防対策及び災害応急対策について記述する。

第1 大規模広域停電事故の対策（東北電力株式会社）

1 災害予防対策

大規模広域停電事故の予防対策については、第2章第9節1「電力施設」(P.51)による。

2 災害応急対策

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

(1) 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

(2) 応援の要請及び派遣

ア 被害が甚大で当該事業所のみでは、早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により、他事業所、他店所（宮城県外）に応援を要請する。

イ 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。

(3) 広報活動

ア 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

イ 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 復旧資材の確保

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 事業所間相互の流用
- ③ 納入メーカーからの購入
- ④ 他店所（宮城県外）からの融通
- ⑤ 他電力からの融通

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれにあてるものとするが、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

事故停電した配電線の再送電にあたっては、被災地域の状況を適切に判断し、電気に起因する二次災害の未然防止に努める。

(6) 応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により実施する。

① 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

③ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器機器、貯蔵品等の活用により、応急復旧措置を行う。

④ 配電設備

災害復旧時対応ポイントにより迅速確実な復旧を行う。

⑤ 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第2 大規模情報通信ネットワーク事故の対策（東日本電信電話株式会社宮城支店）

災害時には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防止し、一般電気通信も確保するため、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 電信・電話施設等の予防対策

災害において安定した通信を確保するため、必要な通信設備の被害防止対策に関して定める。

(1) 施設の災害予防対策

ア 風水害等の災害に備え、主要な電気通信設備等について耐水化及び耐火構造化を推進する。

イ 通信ケーブルの地中化は、災害においても信頼性が高いことが確認されたことから、さらに地中化を推進する。

2 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

(1) 災害応急復旧用移動電話局装置の出動

(2) 災害対策用ポータブル衛星車、移動無線車などの出動

(3) 予備電源装置、移動電源車の出動

(4) 応急ケーブルによる措置

3 応急措置

(1) 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

ア 応急復旧対策として移動無線車の出動、臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。

イ 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星の利点を活かし、衛星通信を確保する。

ウ 広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。（災害救助法発令時）

(2) 通信が異常に輻輳した場合は、次の措置を講ずる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 「災害用伝言ダイヤル171」で、被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能なボイスメールを提供し、輻輳の緩和を図る。

(3) 被災地情報

NTTの有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。

4 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

5 災害時の通信連絡

県、市町村、防災機関等について、災害時優先電話の指定等により、非常時、緊急時における通信の確保を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	手続
NTT東日本	非常通話 緊急通話	災害時 優先電話	・申込み番号は102番 ・申込みの際の通告事項、通話の種類、発信機関名、発信通信先、電話番号、通話内容
	非常電報 緊急電報		・申込み受付番号は115番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。 ・必要理由、事情を告げる。

第3 ガス施設災害応急計画（ガス局）

1 予防対策

(1) 安全管理体制

工場、供給所及び保安担当会社においては、不測の事態に対応できるよう24時間体制をとっているほか、(社)日本ガス協会及び仙台市ガス工事人との緊急連絡体制をさらに整備する。

(2) 製造工場における災害予防

「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めによるほか、関係法令に基づき、主要設備の定期点検及び整備を行う。

(3) 防災教育・訓練

「仙台市ガス保安規程」等に基づき、職員並びに工事関係者に対して、ガス局の研修機関で教育を実施する。

また、仙台市が毎年実施している防災訓練に参加するほか、ガス局独自の訓練を毎年定期的に行う。

(4) 市民への防災PR

定期的に発行する広報紙によりPRを行うほか、検針、法定点検等に際し、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

(5) 防災関連器具等の導入

一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、ガス漏れ警報器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費機器に関する情報の提供を行う。

2 応急対策

(1) 災害時の要員確保

「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（株)日本ガス協会)に基づき、(株)日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台市ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人（平成18年4月現在140社）へ応援を要請する。

(2) 応急復旧用資材の確保

各資材メーカーとの協定に基づき、緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町庁舎構内の資材倉庫に常時2カ月分を確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。

(3) 緊急措置

整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が低下する等の異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。

(4) 広報活動

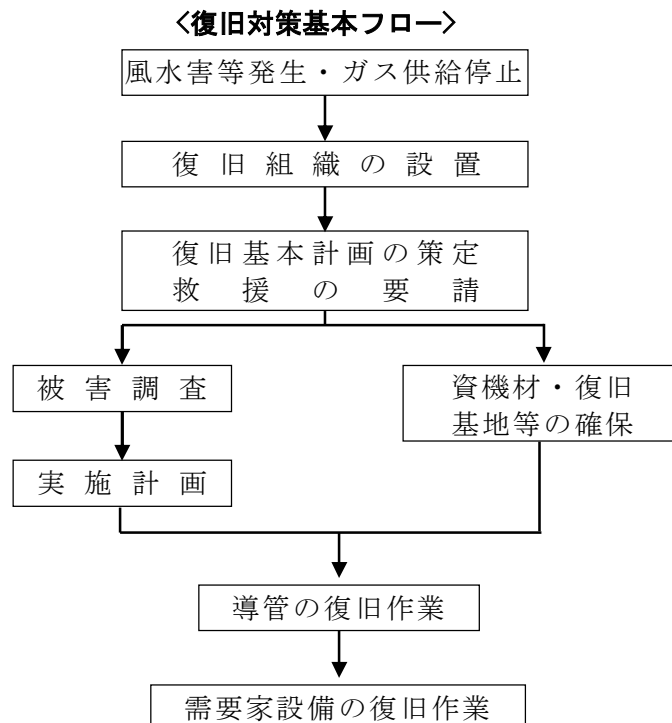
あらかじめ報道機関に協力要請を行っておく。マイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行う。

また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。

3 復旧計画

供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。

- (1) 供給停止区域内の閉栓及び被害状況把握
- (2) 復旧順位の決定及び復旧ブロックの確立
- (3) 復旧ブロック内の漏洩検査
- (4) 本支管、供給管漏洩箇所修理
- (5) 内管検査及び修理（倒壊等により供給再開が困難な建物は、供給管を切断し、ガスの供給を遮断する。）
- (6) 消費機器の点火試験
- (7) 開栓（供給再開）



4 需要家支援対策

避難所及び早期の供給再開が困難な需要家へ、代替熱源としてカセットコンロの貸し出しを、他事業者及び仙台市ガス工事人と協力し行う。

第4 水道断水事故対策（水道局）

1 災害予防対策

水道断水事故災害対策の予防については、第2章8節5「水道施設」(P. 51)による。

2 応急給水並びに復旧計画

被害発生後の応急給水並びに復旧工事の応急対策について定める。

(1) 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
水道部	・応急給水の実施に関すること ・水道施設の復旧に関すること
区本部	・避難所における避難者への飲料水等の提供に関すること

(2) 災害時の応急体制

水道事業管理者は、断水状況に応じた配備体制を発令するとともに、必要に応じて、水道局災害対策本部を設置し、各配備ごとの班構成で事態の収拾にあたる。

また、応急給水及び復旧の両面において、本市単独では水道機能の早期回復が望めないと判断された場合には、他都市、関係機関等との応援協定に基づき、応援を要請し、資機材及び人員の導入を図る。さらに、応急給水体制については、市災対本部事務局を通じて、知事に対し自衛隊等関係機関への協力要請を行う。

(3) 応急給水計画

断水事故時には、飲料水を拠点給水及び運搬給水にて供給する。

(資料編：P. 190「拠点給水及び運搬給水場所」参照)

ア 拠点給水及び運搬給水

① 拠点給水及び運搬給水

断水地域内及び近隣地域にある拠点給水施設に給水スタンドを設置し、拠点給水を行うとともに、給水車及びアルミタンク積載車による運搬給水を行う。

② 高齢者及び障害者等へ応急給水

ポリ携行缶及びポリ袋を使用し、ボランティアの協力も考慮した戸口給水など、きめ細かい応急給水活動を行う。

③ 医療機関等の重要施設への応急給水

給水車（圧送可能型）で、医療機関等が所有する受水槽への供給を行う。

イ 広報活動

断水地域に対して、広報車両及び水道局ホームページ等により断水状況、復旧見込、応急給水場所等について広報を行う。

ウ 応急給水用保有資機材

平成18年4月1日現在

品名	数量	容量等
給水タンク車	5 台	2m ³ ローリー車（圧送可能型）
	1 台	3.8m ³ ローリー車（圧送可能型）
アルミタンク	5 基	2 m ³ タンク
アルミタンク	29 基	1 m ³ タンク
ポリ携行缶	1,000 個	20 ℓ 入り
ポリ袋	2,000 袋	10 ℓ 入り
ポリ袋	18,000 袋	6 ℓ 入り
仮設水槽	12 基	1 m ³

(4) 応急復旧計画

まず、断水箇所を把握し、漏水などによる二次災害の発生及び被害拡大の防止のため応急措置を行った上で、浄水場などの基幹施設復旧・配水幹線の復旧・支管網の復旧を行う。

ア 応急措置の方法

① 保安措置の操作

管路破損漏水などによる二次災害の発生及び被害拡大の防止を行うため、仕切弁閉栓及びポンプ停止などの操作を行い断水などの保安措置を講じる。

また、緊急遮断弁が作動した時には、広範囲な断水が発生することから、連絡体制フローに従い消防局消防情報センターに連絡する。

② 水の相互融通

各浄水場間の相互連絡管での水融通を行う一方、市内の配水ブロックの切替え等を行い、断水区域の縮小化を図る。

③ 自家発電装置等の運転

浄水場施設の停電時には、非常用自家発電設備等の運転により安定した電力の確保に努め、飲料水の供給に万全を期す。

イ 応急復旧工事

応急復旧工事は、計画に基づき二次災害の発生及び被害拡大の防止を行ったのち行う。

① 復旧の優先順位

- a 取水から浄水場までの基幹施設の復旧
- b 送水管路及び配水ブロック注入点までの配水幹線の復旧
- c 配水ブロック注入点から支管網の復旧

配水ブロック注入点からの復旧は、更に次のような優先順で行う。

- ・ 災害時の指定医療機関への管路の復旧
- ・ 指定避難所など収容避難所への管路の復旧
- ・ 非常用飲料水貯水槽への管路の復旧
- ・ 配水支管路の復旧
- ・ 宅地内給水装置の復旧

② 応急復旧用資機材の確保

他都市及び関係機関との応援協定に基づく資機材の導入を図ることの他、必要最小限度の資機材備蓄及び管材メーカー等との連携を図る。

(5) 応急体制下の通信方法

災害時には、業務用無線及び携帯電話等あらゆる通信手段を活用し、迅速かつ的確な通信連絡体制を確保する。

(6) 関係機関への応援要請

災害時において、本市だけで対応できない場合は、「日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画」等の各種応援協定等に基づき、他都市、関係機関及び協力団体への応援要請を行う。

(資料編：P.141「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

第5 下水道施設災害対策

1 予防対策

下水道施設の災害予防対策については、第2章8節「6下水道施設」(P.55)による。

2 応急対策

(1) 初動対応

ア 下水道対策本部の設置

風水害等の災害発生時、建設局長（局長に事故あるときはあらかじめ局長が指名する者）は、必要に応じ、直ちに局内に総括指揮連絡班、指揮連絡班などで構成する下水道対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

イ 非常配備体制の確立

下水道対策本部が設置された場合において、初動対策、情報収集、広報活動及び施設の復旧対策などに必要な要員を確保するため、各課公所ごとの職員の非常配備体制を確立する。

なお、非常配備体制は、初動期対応の非常配備体制及び対策が長期に及ぶ場合の交代制非常配備を併せて確立する。

ウ 初動対策

勤務時間内に風水害等の災害が発生した場合、各課公所ごとに直ちに次の措置を行う。なお、勤務時間外に風水害等の災害が発生した場合には、各自テレビ・ラジオなどで速やかに気象情報を収集し、定められた非常配備体制に従い直ちに参集する。

- ① 被害が予想される箇所のパトロールを実施し、異常の発生又は被害の状況を速やかに把握するとともに、市民からの被害通報に対しては業者手配・現場確認・応急処置などで速やかに対応する。
- ② 降雨による浸水が予想される箇所については、緊急内水排除ポンプの設置等により雨水を排除し、浸水防除を図るなどの早期予防等必要な措置を講ずる。
- ③ マンホール蓋の飛散等による二次災害発生の防止を図るための応急措置等を行う。
- ④ 所管河川で災害が発生した場合は、水防管理者の下に、消防機関と連絡・連携して応急措置を行う。
- ⑤ 応急措置及び応急復旧は、関係機関、業者等の協力により、速やかに対応する。
また、応急措置を行うために備蓄している資機材で不足する場合は、業者等の協力により確保する。

(資料編 : P. 187 「下水道資機材の備蓄状況一覧」参照)

(2) 情報収集

被害の全体像を早期に把握し、的確で迅速な対応に資するため、概ね次の施設について被害情報を収集する。

ア 処理場、ポンプ場、管きよ及び排水設備などの下水道施設

イ 道路及び河川

ウ 水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設

エ 交通機関

オ 関連業者

(3) 広報活動

ア 広報の基本方針

市民に状況を正しく伝え、理解を得るため、本部広報班との連携のもとあらゆる媒体を活用し、被害状況や復旧方針、復旧状況を広報し、情報提供を行う。

イ 段階別の広報活動

復旧対策の第1段階においては、緊急調査による施設被害の概略及び緊急措置などを、第2段階においては応急調査による施設被害の概略、応急復旧及び復旧の見通しなどを、第3段階においては本復旧の進捗状況などを市民に広報する。

また、下水道法に基づく下水道の使用制限やし尿処理体制の広報について、環境部との連携のもとに行う。

ウ 宅内排水設備の相談窓口

被災した市民の宅内排水設備の復旧に対応するため、関連業者の協力を得て相談窓口を設置する。

(4) 施設の復旧対策

ア 復旧対策の基本方針

- ① 人的災害につながる二次災害の発生の防止を最優先に実施する。
- ② 大きな機能障害につながる二次災害の発生の防止を優先に実施する。
- ③ システム全体の効果的で、効率的な復旧を図ることを基本として実施する。
- ④ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査を行う。

イ 復旧対策

復旧対策は、概ね次のとおり行う。

① 第1段階

第1段階においては、できるだけ短時間に施設の被災状況の概略を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応及び復旧の基本方針を定めるとともに、人的災害につながる二次災害の危険性を判定し、必要に応じて「緊急措置」を行う。

なお、処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止及び緊急調査における安全確保のための「緊急点検」を行う。

② 第2段階

第2段階においては、施設全体の被災状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要性、本復旧までの工期などに基づいて、応急復旧の必要性を判断する。「応急復旧」が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で行う。

③ 第3段階

第3段階においては、施設の重要性、被災の個所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧水準を定めるとともに地域の将来計画及び復興計画を勘案して「本復旧」を行う。

(5) 関係機関への応援要請

災害時において、本市だけで対応できない場合は、各種応援協定等に基づき、他都市、関係機関及び協力団体へ応援要請を行う。（第19節「応援協力要請計画」(P. 160)参照）

第 1 1 節 その他の災害対策

第 1 豪雪災害時における道路交通確保対策（建設局）

本文では、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」（昭和51年12月27日道企発第70号道路局長通達）に基づき、市域に道路雪害が発生し、または発生するおそれのある場合で、道路雪害の警戒及び緊急対策に対する措置について定める。

1 警戒体制

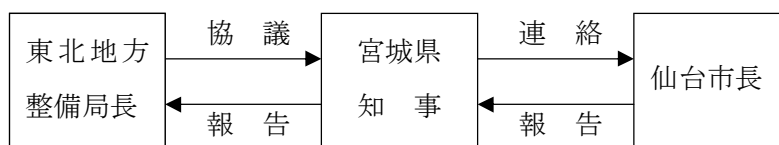
下記の指定積雪観測点の総数の1/2以上が、概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況やその他を勘案の上、東北地方整備局長と宮城県知事が協議して警戒体制への移行を決定した場合、仙台市においても必要に応じ、市長を本部長とした「仙台市道路雪害警戒対策本部」を設置する。

(1) 指定雪量観測点及び警戒積雪深

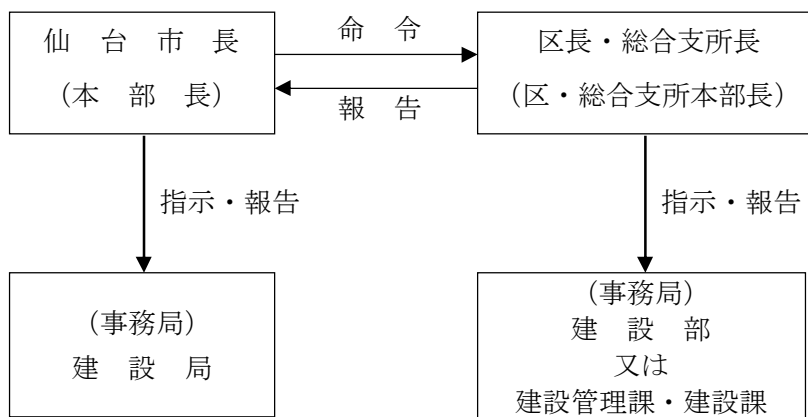
観測地名称	指定雪量観測点	警戒積雪深
作 並	仙台市青葉区作並	80 cm
小 野 田	加美町字原道端屋敷26	70 cm
鳴 子	大崎市鳴子温泉字岩渕2-8	140 cm
栗 駒	栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡後38	30 cm

(2) 警戒体制における組織体制

ア 東北地方整備局・宮城県との連絡体制



イ 仙台市道路雪害警戒対策本部体制



職員の配置については、仙台市地域防災計画に基づく建設局、各区・総合支所の非常配備体制における「災害警戒本部配備体制」を準用する。

(3) 警戒体制における措置

ア 情報連絡の強化

各区・総合支所の事務局は、毎日9時と16時に、下記について本部事務局（建設局）に報告することとし、連絡期間は警戒体制の実施から解除までとする。

- ① 降雪積雪量
- ② 気象状況
- ③ 除雪・凍結防止作業報告
- ④ 道路交通確保状況

※ 通行止め状況については、発生後速やかに報告

仙台市道路雪害警戒対策本部事務局は、各区・総合支所からの報告を受け、市域内において通行止めや雪害等発生した場合には、速やかに宮城県、東北地方整備局及び関係機関に報告・連絡を行う。

イ 除雪作業の強化

各区・総合支所の事務局は、管内の道路パトロールを実施し状況の把握に努め、区・総合支所本部長に状況報告するとともに、区・総合支所本部長の指示により、円滑な道路交通を確保するために「除雪・凍結防止計画路線」のうち、国・県道、幹線市道及びバス路線等重点的に作業を行う。

区・総合支所本部長は、幹線道路等の除雪作業終了後、必要に応じ計画路線以外の管内道路の除雪作業指示を行う。

区・総合支所本部長は、通行の安全を確保するため、除雪等緊急を要する措置等が必要と判断した場合は、緊急業者等へ出動要請し、除雪等応急対策を行う。

ウ 道路雪害対策警戒体制の解除

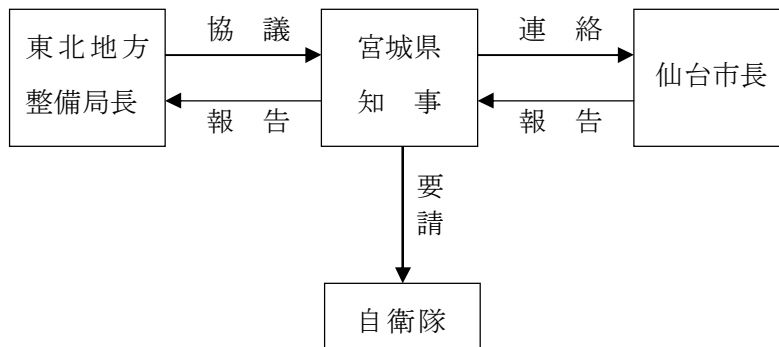
仙台市道路雪害警戒対策本部長は、警戒体制の事由がなくなると認めるときは、道路雪害警戒配備を解除するものとする。

2 緊急体制

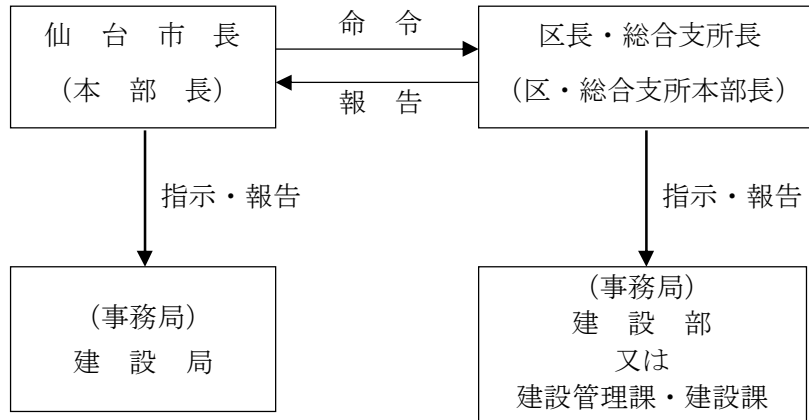
指定積雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に突破した場合で、かつ主要路線における除雪状況、降雪状況、その他を勘案し、東北地方整備局長と宮城県知事が協議の上、道路雪害緊急体制に移行・決定した場合、仙台市においても必要に応じ、市長を本部長とした「仙台市道路雪害緊急対策本部」を設置する。

(1) 緊急体制における組織体制

ア 東北地方整備局・宮城県との連絡体制



イ 仙台市道路雪害緊急対策本部体制



職員の配置については、仙台市地域防災計画に基づく建設局、各区・総合支所及び関係局の非常配備体制における「災害対策本部配備体制（1号から3号）」を準用する。

(2) 緊急体制における措置

ア 情報連絡の強化

各区・総合支所の事務局は、毎日8時と12時・16時に、下記について本部事務局（建設局）に報告する。また、状況変化時点でも随時報告することとし、連絡期間は緊急体制の実施から解除までとする。

- ① 降雪積雪量
- ② 気象状況
- ③ 除雪・凍結防止作業報告
- ④ 道路交通確保状況

※ 通行止め状況については、発生後速やかに報告

仙台市道路雪害警戒対策本部事務局は、各区・総合支所からの報告を受け、市域内において通行止めや雪害等発生した場合には、速やかに宮城県、東北地方整備局及び関係機関に報告・連絡を行う。

イ 除雪作業の強化

各区・総合支所の事務局は、管内の道路パトロールを実施し状況の把握に努め、区・総合支所本部長に状況報告するとともに、区・総合支所本部長の指示により、円滑な道路交通を確保するために「除雪・凍結防止計画路線」のうち、国・県道、幹線市道及びバス路線等重点的に作業を行う。

区・総合支所本部長は、幹線道路等の除雪作業終了後、必要に応じ計画路線以外の管内道路の除雪作業指示を行う。

区・総合支所本部長は、通行の安全を確保するため、除雪等緊急を要する措置等が必要と判断した場合は、緊急業者等へ出動要請し、除雪等応急対策を行う。

ウ 道路雪害対策緊急体制の解除

仙台市道路雪害緊急対策本部長は、緊急体制の事由がなくなつたと認めるときは、道路雪害緊急配備を解除するものとする。

第2 交通施設（市バス）災害応急計画（交通局）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自動車運送事業諸施設の被害の発生及び拡大を防止し、応急復旧に努めるとともに、乗客の安全輸送を確保する。

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。

また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班を、自動車部に現場災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

(2) 要員の確保

「仙台市交通局災害対策要綱」による非常配備職員を確保する。

(3) 応急復旧資材の確保

業務用資材及び指定業者保有資材を応急復旧資材として確保する。

2 自動車運送事業

(1) 応急措置

ア バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受ける。

イ 災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を經由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼する。

ウ 災害発生時にバスターミナル構内等にいる市民については、職員が市民の動揺や混乱を招くことのないよう留意しつつ、安全な場所へ避難誘導を行うなど、臨機の措置を行う。

(2) 緊急輸送

市災対本部事務局または防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、局所管のバスを提供する。

第3 放射性物質災害の対策（消防局）

本項では、本市域内における以下の放射性物質の事故による災害に対し、市民の生命、身体、財産、又は環境を保護するほか、市民の不安を解消するために必要な事項について定める。

想定災害	1 核原料・核燃料物質（以下「核燃料物質等」という。）の輸送中の漏洩事故による災害 2 放射性同位元素による重大事故
上記想定被害の対象となる放射性物質	1 原子力発電所用の新燃料やその原材料である放射性物質 2 研究用、医療用、検査用、測定用等の放射性同位元素

1 基本対策

上記の想定災害に関する、事前対策及び応急対策を次のとおり定める。

(1) 防災体制の整備

ア 災害応急体制の整備

- ① 関係局及び区は、放射性物質による災害対策を迅速かつ的確に実施するため、相互に協力し、平時から放射性物質災害に係る防災体制の整備に努める。
- ② 消防局は、消防活動計画の策定を行い、円滑な防災体制の確保、被ばく防止及び放射性物質又は放射線による汚染の防止等、活動体制の整備に努める。
- ③ 健康福祉局は、被ばくの恐れのある者に対する相談等の体制整備に努める。

イ 管理体制の徹底

- ① 事業者は放射性物質の事故による災害から市民の安全を確保するため「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関連法令を遵守し、災害の防止に努める。
- ② 事業者は施設等において放射性物質又は放射線の異常漏洩や放射性物質の紛失等が発生したときは、直ちに関係機関に連絡する。
- ③ 各局及び区は放射性物質による事故災害の防止について関連業務を通して指導又は協力要請をする。

(2) 職員研修等の実施

放射性物質による災害の特殊性を考慮し、必要に応じて次の事項について研修等を実施する。

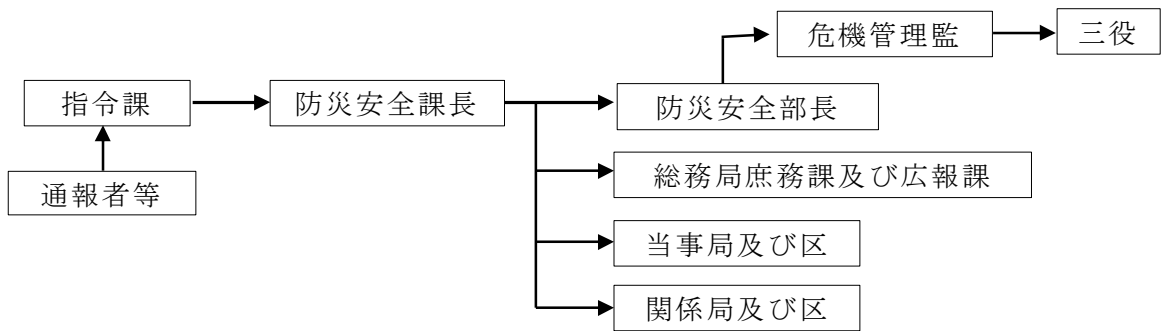
研修内容	1 放射性物質関連法令及び防災体制に関すること 2 放射線、放射性物質の特性と事故の特徴に関すること 3 放射線障害、放射線防護及び除染等に関すること
------	---

(3) 本市の行う応急対策と組織

ア 災害発生の通報及び情報連絡体制の確立

事業者等から放射性物質の事故等に関する通報・連絡を受けた場合、又はこれら災害発生の報に接した場合、初動のための情報連絡網は、以下のとおりとする。

〈応急対策組織図〉



イ 警戒本部の設置

① 市警戒本部の設置

放射性物質災害の発生が確認された場合、又は蓋然性が高まったとき、又は危機管理監が必要と認めるとき

構成局・区	総務局、健康福祉局、環境局、建設局、水道局、消防局 その他危機管理監が指定する局及び区
-------	--

② 区警戒本部の設置

災害の状況により区長が必要と認めるとき、又は、市警戒本部が設置されたときは、区警戒本部を設置する。

ウ 現地警戒本部の設置及び廃止

- ① 放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、危機管理監が必要と認めるときは、現地警戒本部を設置し応急対策を実施する。
- ② 現地警戒本部長は、危機管理監が指名する。
- ③ 現地警戒本部の構成員は、別表「放射性物質災害に関する関係局・区の主な事務」に掲げる局・区の中から現地警戒本部長が指名する。
- ④ 危機管理監は、災害応急対策活動の必要がなくなると認めるときは、現地本部を廃止する。
- ⑤ 現地警戒本部は、ただちに安全確保等の応急活動を実施する。

エ 市及び区災害対策本部の設置及び廃止

- ① 市長は、国又は県の指導又は助言を受け、特に全庁的な取り組みが必要と判断した場合に、災害対策本部を設置する。市災害対策本部及び区災害対策本部の組織等は、仙台市災害対策本部運営要綱による。
- ② 市災害対策本部が設置された場合は、現地警戒本部は現地災害対策本部となる。
- ③ 市長は必要がなくなると認めるときは、災害対策本部を廃止する。

オ 災害対策本部等の主な活動

- ① 市及び区災害対策本部は、対策を実施するにあたっては、必要に応じ、別表「放射性物質災害に関する関係局・区の主な事務」に掲げる活動を主に、国及び県と協議を行う。
- ② 各部及び区本部は別表「放射性物質災害に関する関係局・区の主な事務」に従い、活動を行う。

カ 発災後の情報の収集及び広報

- ① 緊急時に国又は県から派遣される放射線の測定（以下、「モニタリング」という。）要員等が実施する放射線測定で得られた実測値の迅速な提供を受けるとともに、国及び県の評価及び予測等の情報の共有に努める。

② 市災害対策本部は、警戒区域への立入り禁止等について、関係機関と連携して迅速かつ適切な広報活動等を行う。

③ 関係局及び区は災害発生時に必要に応じて市民相談の窓口を開設する。

キ 各種制限行為の解除

本部長等は、環境モニタリング等による地域の調査等の措置が行われたのち、国が派遣する専門家の判断を踏まえ、各種制限行為の解除を行う。

2 核燃料物質等の輸送中の災害対策

核燃料物質等の輸送の安全対策は、原子力関係法令や災害基本計画等に基づき、国の規制・監督のもとに行われているが、市域内で核燃料物質等の輸送車両の事故により放射性物質の漏洩が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全と環境を守るために次の対策を実施する。

(1) 本市の行う事前対策

消防局は核燃料物質等の陸上輸送の予定通報を確実に受信伝達できる体制の充実、強化に努める。

(2) 応急対策の業務分担

核燃料物質等輸送時の災害が発生した場合の、主な防災関係機関の業務分担は、下表による。

〈防災関係機関の業務分担〉

関係機関 主な活動	輸送事業者	国	県	消防	警察	市
事故発生通報	◎					
応急対応（消火・救出・退避）	◎					
情報収集	◎	◎	○	○	○	○
放射線の測定	◎	◎	○	○		
立入禁止区域設定	○	◎		○	○	
汚染者・汚染物の措置	◎	○				
消火活動				◎		
交通規制、避難誘導					◎	
群集整理				○	◎	
救助活動				◎	◎	
救急活動				◎		
広報活動		◎	○	○		○

◎：主務機関（主体的に対応する機関）

○：協力機関（主務機関と連携をとり対応する機関）

(3) 輸送事業者の行う応急対策

輸送中の事故により放射性物質等による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の防災活動は、第一次的には輸送事業者が実施する。

ア 原子力事業者等から運搬を委託された者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、状況を迅速、的確に把握し、別図に定める連絡体制に従い、安全規制担当省庁、最寄りの消防、警察機関等の関係機関にただちに通報・連絡する。

イ 輸送事業者は、災害が発生した場合には、速やかに次の措置を実施する。

原子力事業者等から 運搬を委託された者	1 事故現場周辺のモニタリングの実施 2 消火及び輸送物の安全な場所への移動等の延焼防止措置 3 関係者以外の立入を禁止する措置 4 運搬に従事する者や付近にいる者の退避措置 5 核燃料物質等による汚染の拡大防止及び除去 6 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 7 その他放射線障害防止のために必要な措置
------------------------	---

(4) 本市の行う応急対策

本市における組織体制及び分担事項は本項の基本対策の通りとする。

なお、消防部における消防活動は別途定める消防局規定に従う。

3 放射性同位元素による重大事故対策

放射性同位元素保有施設にかかる施設の事故、放置事故、及び輸送事故等における対応を定める。

(1) 本市の行う事前対策

事業者及び文部科学省等から放射性同位元素による重大事故発生の情報を確実に受信伝達できる体制の充実、強化に努めるものとする。消防局は、放射線施設の許可、届出があった場合の消防庁からの通知に基づき、放射性同位元素保有施設の実態を把握する。

(2) 応急対策の業務分担

放射性同位元素に関する重大災害が発生した場合の、主な防災関係機関の業務分担は、下表による。

〈防災関係機関の業務分担〉

関係機関 主な活動	輸送 事業者	国	県	消防	警察	市
事故発生通報	◎					
応急対応(消火・救出・退避)	◎					
情報収集	◎	◎	○	○	○	○
放射線の測定	◎	◎		○		
立入禁止区域設定	○	◎		○	○	
放射性物質の捜索・回収	◎	○			○	
消火活動				◎		
救助活動				◎	◎	
救急活動				◎		
汚染者・汚染物の措置	◎	◎				
交通規制					◎	
群集整理				○	◎	
事故原因の調査	○	◎			○	
広報活動		◎	○	○		○

◎：主務機関（主体的に対応する機関）

○：協力機関（主務機関と連携をとり対応する機関）

(3) 本市の行う応急対策

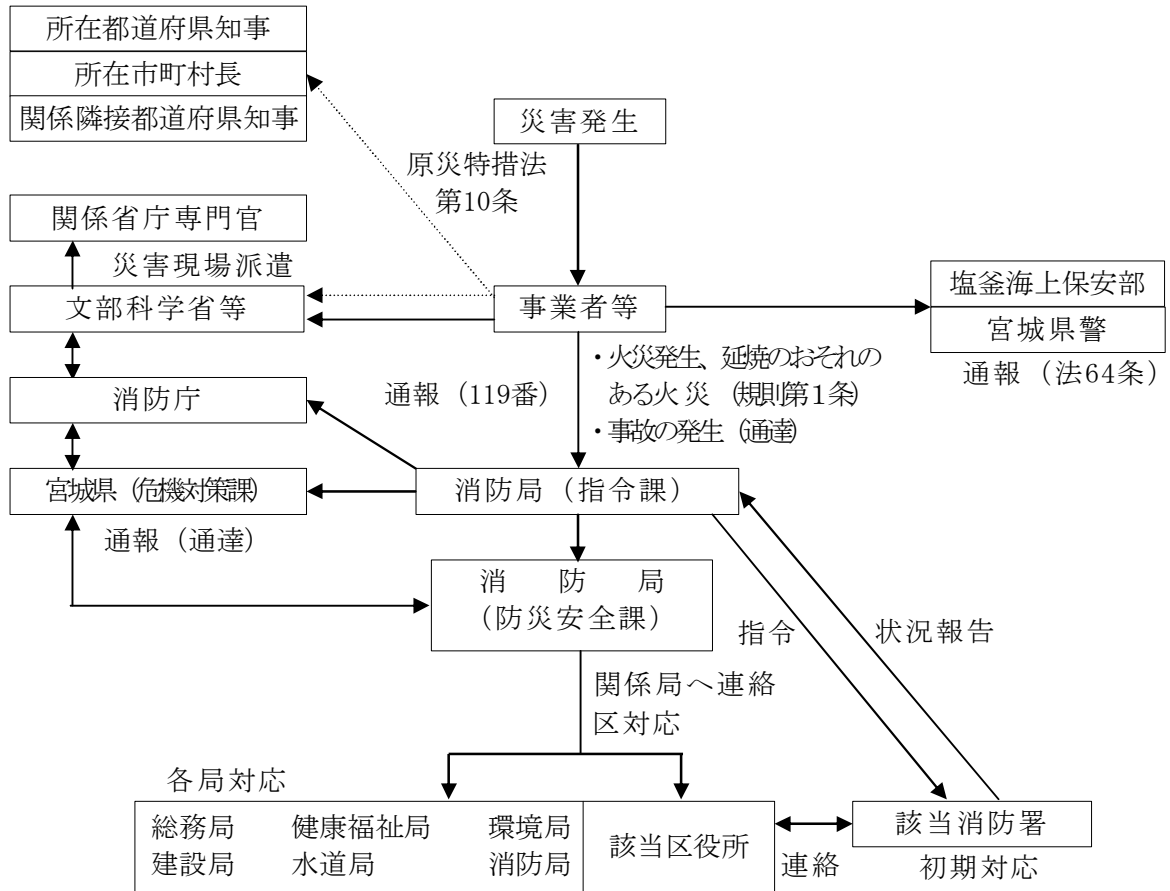
本市の組織体制及び分担事項は本項の基本対策の通りとする。なお消防局における消防活動は別途定める消防局規定に従う。

＜放射性物質災害に関する関係局・区の主な事務＞

関係局区	担 当 業 務
災 害 対 策 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ●情報伝達体制の整備 2 警戒本部及び災害対策本部の設置、運営 3 防災活動の総合調整 4 安全規制担当省等の専門家の派遣要請 5 災害状況の記録、まとめ
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部及び災害対策本部の運営 2 広報・報道対応
健 康 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区保健福祉センターとの連絡調整 2 被ばく者の医療、助産及び救護の相談 3 被ばく者等を収容する医療機関の選定と確保 4 市民の放射能災害による健康に関する相談
	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品及び農作物の放射線量の情報の収集 2 汚染食品等の廃棄等の指導
環 境 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域における大気・水質・土壌等の環境放射線に関する情報の収集
建 設 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区建設部との連絡調整、道路等の復旧 2 下水道の放射性物質に対する水質保全
消 防 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ●放射性同位元素保有施設の実態把握、及び安全確認等 2 ●消防活動計画の策定 3 放射性物質事故に伴う消火、救助、救急活動 4 関係機関への通報、連絡、応援要請
水 道 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道水の放射性物質汚染に対する安全確保
関 係 区 本 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部及び区災害対策本部の設置・運営 2 災害情報の収集、伝達及び被害状況の調査 3 付近住民等への広報 4 被災地に関する対応 5 市民の放射能災害に関する問い合わせや健康相談

※ ●は、事前対策に関する事務を示す。

＜放射性物質災害時等の初動連絡体制図＞



(凡例) 表中の「法」、「規則」、「通達」は、それぞれ対応の根拠を示す。

※1 「法」は、「核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

※2 「規則」は、「核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則」

※3 「通達」は、「放射性物質輸送の事故安全対策に関する措置について (昭和59年2月24日放射性物質安全輸送連絡会)」

第5章 災害復旧・復興計画

本章では、災害復旧にあたっての各種援護措置、公共施設の災害復旧、復興の基本的な考え方等について定める。

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画（P242）

第2節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保（P253）

第3節 復興に関する計画（P256）

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定のための緊急措置に関する計画

この計画は、本市が直接または間接に関与して行う経済援護等の措置について、その概要を記す。

1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（健康福祉局・各区）

災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第40号）に基づき、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

種類	対象災害	対象者	支給額
災害弔慰金	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母)	1 主たる生計維持者の死亡 500万円
	2 都道府県内において5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害		2 その他 250万円
災害障害見舞金	3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	災害弔慰金の支給等に関する法律の掲げる程度の障害を受けた者	1 主たる生計維持者 250万円
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		2 その他 125万円

※ 死亡者が、その死亡にかかる災害に対し、すでに災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金支給額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

【費用の負担：国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）】

(2) 災害援護資金の貸付

ア 対象災害

宮城県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

イ 貸付対象者

アの災害により、世帯主が負傷または住居、家財に一定程度の損害を受けた世帯の世帯主

ウ 貸付限度額

災害の種類及び程度		世帯主の負傷あり (療養期間1月以上)	世帯主の負傷なし (療養期間1月未満)
1	家財についての被害金額がその家財の価格の概ね1/3以上である損害及び住居の損害が無い場合	150万円	
2	家財についての被害金額がその家財の価格の概ね1/3以上である損害があり、かつ、住居の損害が無い場合	250万円	150万円
3	住居が半壊した場合	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
4	住居が全壊した場合	350万円	250万円 (350万円)
5	住居の全体が滅失または流失した場合		350万円

※ 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は、（ ）内の金額を限度とする。

エ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円未満
2 人	430万円未満
3 人	620万円未満
4 人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに 730万円に30万円を加えた額
世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円未満	

オ 貸付条件

- ① 利 率 年3%（措置期間中は無利子）
- ② 据置期間 3 年（市長が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合にあっては5年）
- ③ 償還期間 10 年（据置期間含む）
- ④ 償還方法 年賦又は半年賦（元利均等償還）

カ 貸付原資負担

国（2/3），指定都市（1/3）

2 被災者生活再建支援金の支給（健康福祉局・各区）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害（本制度が適用になる場合はその旨の公示がなされる。）

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給対象経費

ア 支給内容

- ① 生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③ 住居の移転費又は移転のための交通費
- ④ 住宅を賃借する場合の礼金
- ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費

⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

(注) 大規模半壊世帯は居住関係経費のみが支給対象となります。

(注) 全壊世帯で被災住宅が自己所有でない世帯については、家賃等を除き、支給限度額が下表の1/2

(注) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注) 他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの額の1/2

イ 支給要件及び支給限度額

	世帯主の年収、年齢等	世帯数	合計	生活関係経費 ①～④	居住関係経費⑤～⑧	
						うち家賃等
全壊世帯	(年収) ≤ 500万円の世帯	複 数	300万円	100万円	200万円	50万円
		単 数	225万円	75万円	150万円	37.5万円
	500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯 700万円 < (年収) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	複 数	150万円	50万円	100万円	25万円
		単 数	112.5万円	37.5万円	75万円	18.75万円
大規模半壊世帯	(年収) ≤ 500万円の世帯	複 数	100万円	—	100万円	50万円
		単 数	75万円	—	75万円	37.5万円
	500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯 700万円 < (年収) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	複 数	50万円	—	50万円	25万円
		単 数	37.5万円	—	37.5万円	18.75万円

※ 要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1,2級の身体障害者などを含む世帯

3 生活福祉資金の貸付（仙台市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的立ち直りと生活の安定向上を目的に、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活福祉資金災害援護資金の貸付を行う。

申し込みは、各区社会福祉協議会事務局に行う。

種 類	一般限度額	特 例
災害援護資金	150万円以内	<p>※ 150万円を超える場合は、住宅資金と重複貸付けすることができる。 その際の限度額は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家財のみ破損 150万円以内 ○ 住宅半壊半焼 170万円以内 (250万円以内) ○ 住宅全壊全焼 250万円以内 (350万円以内)

※ 被災した住宅を建て直すのに際して、その住宅の残存分を壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合は、()内の額

4 社会福祉資金の貸付（仙台市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申し込みは、各区社会福祉協議会事務局に行う。

名 称	貸付限度額	利 子	貸付機関
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30カ月以内

5 母子及び寡婦福祉資金の貸付（子供未来局・各区）

災害により被害を受けた母子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦または年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。申し込みは、各区家庭健康課へ行う。（貸付を受ける場合は保証人が必要）

6 災害見舞金の支給（健康福祉局・各区）

災害により、住家に被害を受けた世帯に対し、仙台市災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

（資料編：P.194「仙台市災害見舞金支給要綱」参照）

(1) 支給対象

市内に住所を有する者の世帯で、災害救助法の適用を受けない小規模災害により住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた者

(2) 見舞金の額

被 害 の 区 分	世帯の類型	被災人員数	支 給 額
全焼、全壊、流失	準 世 帯		1人あたり2万円
	そ の 他	1人	3 万円
		2人～4人 5人以上	5 万円 7 万円
半焼、半壊、床上浸水 又は消火冠水	準 世 帯		1人あたり1万円
	そ の 他	1人	1 万円
		2人～4人 5人以上	3 万円 5 万円

※ 準世帯とは、寄宿舍、寮、下宿、入所施設等に居住している者の世帯で一般の独立世帯と同一に扱うことが不適当なものとする。

7 生活保護（健康福祉局）

生活保護法による被保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

8 市税の減免等（財政局）

災害により被災した納税義務者に対し、仙台市市税条例（昭和40年条例第1号）等の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、納期限の延長等の措置を講ずる。

(1) 個人市民税の減免

ア 災害により死亡又は障害者になった場合

該 当 事 由	減 免 の 割 合
死 亡	全 部
特 別 障 害 者 (精神又は身体に重度の障害がある者)	全 部
普 通 障 害 者	1 0 分 の 9

イ 災害により納税義務者等の所有する住宅または家財に被害を受けた場合

損害割合	前年中の合計所得金額	減免の割合
10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	2 分 の 1
	500万円を超え750万円以下	4 分 の 1
	750万円を超え1,000万円以下	8 分 の 1
10分の5以上	500万円以下	全 部
	500万円を超え750万円以下	2 分 の 1
	750万円を超え1,000万円以下	4 分 の 1

ウ 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合

損害割合 ※1	前年中の合計所得金額 ※2	減免の割合
10分の3以上	300万円以下	全 部
	300万円を超え400万円以下	10分 の 8
	400万円を超え550万円以下	10分 の 6
	550万円を超え750万円以下	10分 の 4
	750万円を超え1,000万円以下	10分 の 2

※1 農作物の減収による損失額の合計額の、平年における当該農作物による収入額の合計額に対する割合

※2 農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。

エ 減免は、災害を受けた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の税額について適用する。ただし、災害を受けた日とその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、災害を受けた日の属する年度の翌年度の税額についても適用する。（固定資産税について同じ。）

(2) 固定資産税の減免

ア 土 地

一画地の土地について災害により損害を受けた場合

被 害 の 割 合	減 免 の 割 合
10分の8以上	全 部
10分の6以上10分の8未満	10分 の 8
10分の4以上10分の6未満	10分 の 6
10分の2以上10分の4未満	10分 の 4

イ 家屋

災害により損害を受けた場合

被害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
内壁、畳等に損傷を受け、使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

ウ 償却資産

災害により損害を受けた場合

損害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないときまたは、復旧不能のとき	全部
上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格に対する割合が10分の6以上のとき	10分の8
損害割合が10分の4以上10分の6未満のとき	10分の6
損害割合が10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4

(3) 軽自動車税の減免

ア 災害によりき損した軽自動車等で区長が認める場合

減免の割合ー全部

イ 減免は賦課期日から納期限までの間に災害を受けた軽自動車等の当該年度の税額について適用する。

(4) 徴収猶予等

被災した市民が、災害のため市税の申告、その他書類の提出や納付を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、仙台市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

9 国民健康保険料等の減免（健康福祉局・各区）

(1) 国民健康保険料の減免

災害により被災した納付義務者に対し、仙台市国民健康保険条例等の定めるところにより、国民健康保険料の減免、徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋または家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	前年中の合計所得金額	減免の割合
10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	2 分 の 1
	500万円を超え750万円以下	4 分 の 1
	750万円を超え1,000万円以下	8 分 の 1
10分の5以上	500万円以下	全 部
	500万円を超え750万円以下	2 分 の 1
	750万円を超え1,000万円以下	4 分 の 1

イ 減免は、災害を受けた日以降に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料について適用する。

ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができない場合は、仙台市国民健康保険条例の規定により期限の延長等の徴収猶予が認められる。

(2) 国民健康保険一部負担金の減額・免除・徴収猶予

災害により被災した被保険者に対し、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則の定めるところにより、一部負担金の減額・免除・徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋または家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	減免の割合
10分の3以上 10分の5未満	2 分 の 1
10分の5以上	免 除

イ 減額・免除は、災害を受けた日の属する月から六月以内の申請に基づき、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について適用する。

ウ 徴収猶予する期間内において徴収猶予する一部負担金相当の収入が生じる見込みがあるものについて、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について徴収猶予を適用する。

10 国民年金保険料の免除（健康福祉局・各区）

災害により被保険者、所得税法に規定する控除対象配偶者または扶養家族がその所有する住宅または家財に損害を受け、保険料を納めることが困難と認めるときは、免除の措置を講じる。

11 乳幼児医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例

（健康福祉局・子供未来局）

乳幼児医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業には、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とする。

12 保育所保育料の減免（子供未来局・各区）

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、仙台市児童福祉法施行細則(平成元年規則第90号)の定めるところにより、申請の当月から6月間保育料を減免することができる。

損 害 程 度	減免の割合
全焼、全壊、流失等損害の割合100%の場合	全 部
半焼、半壊等損害の割合50%以上の場合	5 / 1 0

13 介護保険料等の減免（健康福祉局・各区）

災害により被災した被保険者に対し、介護保険法、仙台市介護保険条例等の定めるところにより、第1号被保険者の介護保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減額（給付割合の変更）の措置を講じる。

(1) 介護保険料の減免及び徴収猶予

ア 災害により第1号被保険者等の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合

損 害 割 合	減免の割合
10分の5以上	全 部
10分の3以上 10分の5未満	2 分 の 1

イ 減免は、災害を受けた日から1年以内に納期の末日が到来する保険料について適用する。

ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができない場合は、徴収猶予が認められる。

(2) 利用者自己負担額の減額

ア 災害により要介護被保険者等の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合

居宅介護サービス費等に係る利用者自己負担額の負担が困難な場合、保険の給付割合（100分の90）を変更し、利用者負担額の減額の措置を講じる。

損 害 割 合	給付の割合
10分の5以上	100分の100
10分の3以上 10分の5未満	100分の95

イ 減額は、災害を受けた日の属する月から12月の間に受けたサービスに係る保険給付の額について適用する。

14 障害福祉サービスにおける介護給付費等の額の特例（健康福祉局・各区）

災害により介護給付費等の支給決定者またはその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する家屋または家財等に被害を受けた場合において、居宅介護等のサービスに係る利用者負担額の負担が困難と認めるときは、利用者負担額の減免の措置を講じる。

15 社会福祉施設入所費用の減免（健康福祉局・子供未来局・各区）

養護・特別養護老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設への入所費用について、災害により特に必要があった場合は、これを減免することができる。

16 市立小中学校に通う児童・生徒の保護者に対する助成（教育局・各学校）

災害により被害を受け、経済的に就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。

助成（認定）要件	援助内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民税が非課税である（地方税法295条第1項） ○ 個人事業税・固定資産税が減免されている ○ 国民年金の掛金が免除されている ○ 国民健康保険料が減免されている ○ 生活福祉資金の貸付を受けている 	学用品費、通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、通学費（小学校4km・中学校6km以上）、医療費（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯）

17 市立幼稚園保育料の減免（教育局・各幼稚園）

災害により、著しい損害を受けた場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、保育料を減免することができる。

損害程度	減免額
家屋が全壊した場合	保育料の全額
家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額

18 市立高等学校授業料の減免（教育局・各学校）

天災、その他不慮の災害を被った場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、授業料を減免することができる。

19 中小企業災害関連融資（経済局）

災害により被害を受けた中小企業者の復旧及び経営基盤の安定を図るため、次により融資を行う。

資金名	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率(年)	備考
中小企業育成融資 (経済変動対策資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	3,000万円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	信用保証付 保証料年0.7% 据置期間 1年以内
小規模企業小口融資 (小口資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	500万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	信用保証付 保証料年1.05% 据置期間 6ヵ月以内
事業協同組合等融資 (団体資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	1億円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	据置期間 1年以内
事業協同組合等融資 (構成員資金) 〔災害関連〕	運転資金 または 設備資金	5,000万円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	1年以内 1.8% 1年超 2.2%	据置期間 1年以内

(1) 貸付対象

- ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により、激甚災害の指定を受けた災害により被害を受けた方
 - イ 災害救助法に基づき救助が行われた災害により被害を受けた方
 - ウ その他市長が特に認めた災害により被害を受けた方
- (注) 融資利率は、平成18年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。

20 私道等の復旧の補助（建設局）

私道等が災害を受け、復旧を要する場合は、「私道等の整備補助金交付要綱」に基づき、復旧費の一部を補助する。

(1) 補助基準

- ア 概ね5戸以上の住民が利用するもの
- イ 道路幅員については、概ね4メートル以上であるもの
ただし、建築基準法第42条第2項に該当する道路にあつてはこの限りでない
- ウ 側溝を敷設するものにあつては、道路幅員が4メートル以上であるもの
- エ 排水施設を整備する場合は流末排水に支障のないもの

(2) 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて私道等の整備等補助金交付申請書を各区役所建設部公園課又は各総合支所建設課へ提出する。

21 住宅の復旧融資のあっせん等（都市整備局）

住宅金融公庫が実施する災害復興住宅資金マイホーム新築資金（特別貸付）、リフォームローン及び地すべり等関連住宅資金に関し、融資のあっせん、住宅相談窓口の開設、融資相談等を行う。

22 宅地災害の復旧工事に関する補助金交付制度

大規模災害により被災した宅地の復旧工事の費用の一部を助成する制度で、復旧工事にかかる費用から住宅金融公庫及び仙台市の宅地防災工事資金融資限度額を控除した額に10分の8を乗じて得た額を、2,000万円を限度として補助する。

23 義援金の配分（健康福祉局）

(1) 窓口の決定

宮城県及び日本赤十字社宮城県支部等と義援金の受入れ窓口を協議・決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 義援金の受付

健康福祉部は、贈られた義援金を受納し、寄託者に受領書を発行するとともに、配分が決定するまでの間、これを保管する。

(3) 義援金の配分

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議のうえ、義援金の受入れ団体の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

市に寄託された義援金は、「義援金配分委員会」において決定された配分基準等に基づき、適切かつ速やかに配分する。

なお、寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い、これを配分する。

24 リ災証明書の発行（各区、消防局）

地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、応急的・一時的に被災者の救済を行うため、災害救助法による各種施策や減免を実施するにあたって必要な家屋の被害等についてり災の証明を行い、区長・消防署長が確認できる被害について証明書を発行する。

(1) リ災証明事項

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害によって被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

住家被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、流出、床上浸水、床下浸水）

(2) リ災証明者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する区の区長が行う。

ただし、災害対策本部が設置されない場合のり災証明及び災害対策本部の設置にかかわらず、火災によるり災証明は、対象となる家屋が所在する管轄消防署長が行う。

(3) 「り災証明書」発行体制の整備

災害時における「り災証明書」の発行体制を整備する。

ア 火災以外の自然災害によるり災証明は、災害対策本部設置時については各区役所で発行し、それ以外は各消防署で発行する。

イ 火災及び火災に伴う水損によるり災証明は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、各消防署で発行する。

ウ いずれの場合も、り災状況を確認できない場合には、り災者の届出に基づく「り災届出証明書」を発行する。

(4) 被災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針について」（平成13年7月27日付事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）参事官及び消防庁防災課長）を調整した指針により行う。さらに、平成14年8月5日「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が内閣府から示された。

また、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成16年4月1日付府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）において、「大規模半壊」の定義が示されている。

(5) 家屋被害調査体制の整備

関係部局及び各区において、別途計画により調査等を実施する。

第2節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保

1 公共施設の災害復旧

暴風、洪水、高潮等の異常現象により、被災した公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず被害の状況等を十分に検討し、災害の再発を防止するために必要な施設の新設または改良等を積極的に取り入れた復旧計画を策定し、重要度と緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、速やかに災害復旧が完了するよう災害復旧事業の推進を図る。

また、復旧に際し、速やかに必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

2 災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される主な事業等（財政局）

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なわれる災害復旧事業並びに激甚法（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は概ね次のとおりである。

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3条
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同上
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	同上
公営住宅等災害復旧事業	公営住宅法	同上
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	同上
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法	同上
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設	障害者自立支援法	同上
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法	同上
感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同上
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内〕 〔公共的施設区域外〕		同上
湛水排除事業		同上
農地等の災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林道の災害復旧事業〕 及び農業用施設、林道の災害関連事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業		激甚法第7条

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業		激甚法第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業		激甚法第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助		激甚法第11条
森林災害復旧事業		激甚法第11条の2
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業		激甚法第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例（商工組合中央金庫融資）		激甚法第15条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚法第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助の特例		激甚法第21条
罹災者公営住宅建設等事業	公営住宅法	激甚法第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例		激甚法第23条
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入		激甚法第24条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例	雇用保険法	激甚法第25条

(1) 激甚法による救助の手続

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚法が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

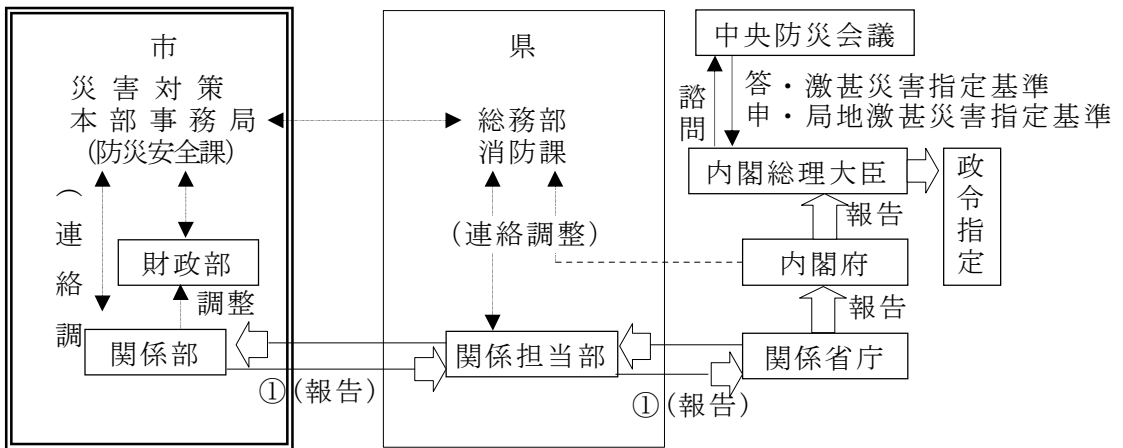
この計画は、風水害等により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける場合の手続き等を示すものである。

(2) 激甚災害指定の流れ

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づきまた諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する（本激）。

また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断して、政令で指定する（局激）

〈激甚災害の指定手続〉



第3節 復興に関する計画

《『仙台市防災都市づくり基本計画』第4章「防災ビジョン」より抜粋》

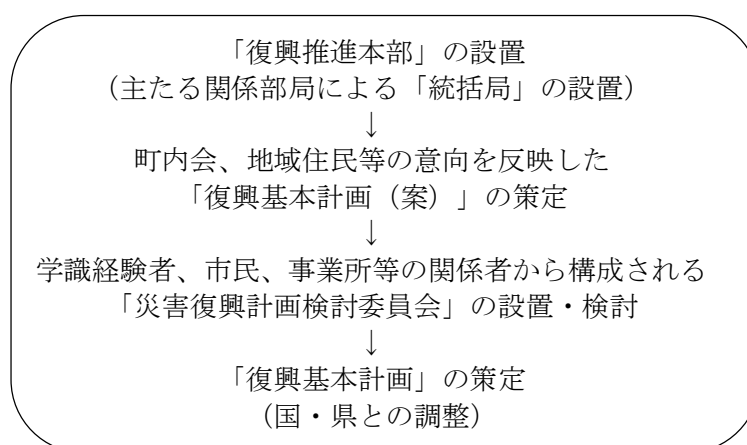
大規模災害が発生した場合には都市の再生に向けて、災害復旧・復興が必要となる。災害復旧は市街地形態とともに、道路、公園、ライフライン施設などの都市施設をほぼ従前の状態に回復することであり、災害復興は市街地形態を一新して都市施設の充実・改善を図るなどの都市改造を行うことである。大規模災害の発生後、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しながら迅速な復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の計画的な復興を目指すかについての早急な検討を行い、復旧・復興の基本方向を定める必要がある。

災害復旧に関しては、速やかな復旧対策の推進のために、平常時から関係機関等と災害復旧事業計画について検討しておくとともに、災害時における体制を確立しておく必要がある。

また、災害復興を円滑に進めるためには、住民合意の形成が欠かせないことから、平常時からまちづくりに対する住民の意識の高揚を図ることが重要になる。それとともに、災害復興計画の策定及び推進に関する基本方針等を事前に策定しておくことが、スムーズな災害復興につながる。復興計画は、災害の教訓を生かして、新しい理念のもとに、次の大規模災害に備えた災害に強い都市を再構築するためのマスタープランであるといえる。

1 災害復興のあり方

- (1) 大規模災害の発生に伴う災害復興を円滑に進めていくためには、復興計画の策定が必要になる。復興計画はその性格上速やかに策定する必要があることから、策定体制、手順、策定にあたっての留意点、盛り込むべき内容等については事前に想定しておくものとする。
- (2) 復興計画の策定に関する手順についての一例を以下に示す。



(3) 復興計画策定の際には以下の事項について配慮する。

- ア 災害の教訓を生かした復興
- イ 誰もが安心して暮らせる福祉社会の構築
- ウ 自然、歴史、文化特性に配慮した復興
- エ 東北の中核都市としての再生・復興
- オ 情報ネットワーク社会の構築
- カ 市民と協働したまちづくりの推進

(4) 災害復興計画に盛り込むべき内容としては以下の事項を想定する。

- ア 新たな都市像の設定
過去の災害の教訓等を踏まえ、防災性の高い新たな都市像を設定する。
- イ 復興への基本的な課題
災害規模、種類に応じ、都市発展の新たな取り組みに関する課題を整理する。
- ウ 復興まちづくりの目標
本市の特徴を最大限に生かし、魅力ある安全な都市づくりを進めるとともに、市民生活の早期再建に配慮した目標を設定する。
- エ 目標別の復興計画
設定された目標別に、現状と課題を踏まえ、方針を設定して具体的な施策を検討する。
- オ 防災都市づくりの検討
災害に対応した防災緑地軸や防災拠点などの形成による防災都市基盤整備、広域災害に対応した都市空間の形成、災害に強いライフライン・ネットワークの形成などについて検討する。また、災害への事前の備えとともに、災害発生後の救急救助、消防などの災害に対する対応についても併せて検討する。
- カ 地域別市街地復興計画
被災地の地形条件や道路等のインフラの特性に配慮して、地域別に復興の視点と復興まちづくりの方向を示す。また、復興事業に関する優先順位を明確化する。
- キ シンボルプロジェクト
市民生活の再建にとって緊急的なものや、復興計画のシンボルとなり波及効果の大きいものなどをシンボルプロジェクトとして選定し、円滑な復興の推進に努める。